

平成27年  
6 月

# 宮崎県定例県議会会議録

平成27年 6 月 12 日 開会

平成27年 7 月 1 日 閉会

## 平成27年6月宮崎県定例県議会会議録 目 次

<b>6月12日（金曜日）</b>	
1. 出席議員 -----	3
1. 地方自治法第121条による出席者 -----	3
1. 開 会 -----	4
1. 会議録署名議員指名 -----	4
1. 議会運営委員長審査結果報告 -----	4
宮原義久議会運営委員長 -----	4
1. 会期決定 -----	4
1. 議案第1号から第19号まで及び報告第1号上程 -----	4
1. 知事提案理由説明 -----	5
<b>自6月13日（土曜日）</b>	
<b>休 会</b>	
<b>至6月16日（火曜日）</b>	
<b>6月17日（水曜日）</b>	
1. 出席議員 -----	13
1. 地方自治法第121条による出席者 -----	13
1. 一般質問 -----	14
<b>清山知憲議員質問 -----</b>	<b>14</b>
・知事の政治姿勢について	
・社会増対策について	
・クラウド型顧客管理サービスについて	
・里親委託の現状と課題について	
・県立大宮高校の学校改革について	
・教科書採択の審議充実と情報公表について	
・県立図書館の組織改革と人事の改善について	
・県の医師紹介事業の充実と情報発信の強化について	
<b>渡辺 創議員質問 -----</b>	<b>28</b>
・知事の政治姿勢について	
・6月補正予算編成について	
・新しい広報宣伝戦略「日本（にっぽん）のひなた宮崎県」の展開について	
・国体招致と財政課題について	
・総合型地域スポーツクラブについて	
・参政権に関する啓発、教育について	
・川崎市との連携協定について	

<b>山下博三議員質問</b> .....	44
・農業の抱える課題について	
・障がい者福祉について	
<b>重松幸次郎議員質問</b> .....	57
・平成27年度6月補正予算について	
・防災・減災対策について	
・活力ある地域について	
・支え合う医療・福祉について	
・魅力ある観光について	
<b>6月18日（木曜日）</b>	
1. 出席議員 .....	73
1. 地方自治法第121条による出席者 .....	73
1. 一般質問 .....	74
<b>有岡浩一議員質問</b> .....	74
・知事の政治姿勢について	
・T P Pについて	
・職員の育成について	
・マイナンバー制度について	
・N P O法人育成について	
・障がい者の虐待について	
・多彩な森林づくりについて	
・観光振興について	
・自転車の交通ルールについて	
・スポーツ振興について	
・教育行政について	
<b>新見昌安議員質問</b> .....	86
・包括連携協定について	
・雨水の利用推進について	
・海のごみ問題について	
・農地中間管理機構について	
・防災対策について	
・教育問題について	
・過去の質問のその後について	
<b>西村 賢議員質問</b> .....	98
・知事の政治姿勢について	

<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 細島港のストック効果について</li> <li>・ 県産材の活用について</li> <li>・ 金ヶ浜公園化について</li> <li>・ 不登校児対策について</li> </ul>	109
<b>押川修一郎議員質問</b> -----	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 宮崎の新たなキャッチフレーズについて</li> <li>・ フードビジネスの推進について</li> <li>・ 農水産業振興について</li> <li>・ 移住・定住対策について</li> <li>・ 人口減少、少子化対策について</li> <li>・ 介護報酬の改定について</li> <li>・ 農業への外資参入について</li> <li>・ 県立高等学校教育整備計画について</li> <li>・ 西都原古墳群の世界遺産登録について</li> <li>・ 郷土先覚者顕彰事業について</li> </ul>	
<b>6月19日（金曜日）</b>	
1. 出席議員 -----	127
1. 地方自治法第121条による出席者 -----	127
1. 一般質問 -----	128
<b>松村悟郎議員質問</b> -----	128
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 景観行政について</li> <li>・ 農業問題について</li> <li>・ 防疫対策について</li> <li>・ 高等学校整備計画について</li> <li>・ 再造林対策について</li> <li>・ 公共工事について</li> <li>・ 公立病院への支援について</li> </ul>	
<b>日高博之議員質問</b> -----	141
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 風土ビジネスについて</li> <li>・ 防災・減災対策について</li> <li>・ スポーツランドみやざきの構築について</li> <li>・ 地方創生による日向圏域の発展性について</li> <li>・ 地域包括ケアシステムの構築について</li> </ul>	
<b>田口雄二議員質問</b> -----	154
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 知事の政治姿勢について</li> </ul>	

<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 医療福祉行政について</li> <li>・ 商工観光行政について</li> <li>・ 県土整備行政について</li> <li>・ 教育行政について</li> </ul>	168
<b>黒木正一議員質問</b> -----	168
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 鳥獣被害対策について</li> <li>・ 林業政策について</li> <li>・ 中山間地域対策について</li> <li>・ 世界農業遺産について</li> <li>・ 機能性食品表示制度について</li> <li>・ 健康長寿について</li> </ul>	
<b>自 6 月 20 日（土曜日）</b> <b>至 6 月 21 日（日曜日）</b> <b>6 月 22 日（月曜日）</b>	休 会
1. 出席議員 -----	185
1. 地方自治法第121条による出席者 -----	185
1. 一般質問 -----	186
<b>太田清海議員質問</b> -----	186
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 知事の政治姿勢について</li> <li>・ 地方創生について</li> <li>・ 福祉行政について</li> <li>・ 職員のメンタルヘルス対策について</li> <li>・ ふるさと納税について</li> <li>・ 介護保険について</li> <li>・ 国体招致について</li> <li>・ 投票制度について</li> </ul>	
<b>二見康之議員質問</b> -----	198
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県政課題に対する知事の政治姿勢と諸政策について</li> <li>・ 教育行政について</li> <li>・ 警察行政について</li> </ul>	
<b>岩切達哉議員質問</b> -----	211
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 知事の政治姿勢について</li> <li>・ 児童福祉に関することについて</li> <li>・ 児童生徒及び市民の教育問題について</li> <li>・ 障がい者福祉に関することについて</li> </ul>	

<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県保有の個人情報保護について</li> <li>・ 街路樹及び公園樹について(提言)</li> </ul>	222
<b>丸山裕次郎議員質問</b> -----	222
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地方創生について</li> <li>・ 健康増進について</li> <li>・ 2025年問題について</li> <li>・ 産業人材確保について</li> <li>・ 農地中間管理事業について</li> <li>・ 畜産振興について</li> <li>・ 防災対策について</li> </ul>	
<b>6月23日(火曜日)</b>	
1. 出席議員 -----	239
1. 地方自治法第121条による出席者 -----	239
1. 一般質問 -----	240
<b>島田俊光議員質問</b> -----	240
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 山村の林業振興について</li> <li>・ 福祉医療の充実による高齢者対策と子育て支援対策について</li> <li>・ 災害支援対策について</li> </ul>	
<b>来住一人議員質問</b> -----	253
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 戦争立法と知事の政治姿勢について</li> <li>・ 子供の医療費助成制度の拡大について</li> <li>・ 土木行政について</li> </ul>	
<b>満行潤一議員質問</b> -----	261
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 災害に強い安心安全なまちづくりについて</li> <li>・ 教育環境の充実について</li> </ul>	
1. 議案第19号採決 -----	272
1. 議案第1号から第18号まで及び報告第1号並びに請願委員会付託 -----	272
自6月24日(水曜日)	
至6月26日(金曜日)	常任委員会
自6月27日(土曜日)	
至6月28日(日曜日)	休 会
6月29日(月曜日)	特別委員会
6月30日(火曜日)	休 会
7月1日(水曜日)	
1. 出席議員 -----	275

1. 地方自治法第121条による出席者 .....	275
1. 常任委員長審査結果報告 .....	276
清山知憲総務政策常任委員長 .....	276
後藤哲朗厚生常任委員長 .....	278
二見康之商工建設常任委員長 .....	279
渡辺 創環境農林水産常任委員長 .....	281
重松幸次郎文教警察企業常任委員長 .....	283
1. 討 論 .....	284
高橋 透議員（請願第1号不採択に反対） .....	284
山下博三議員（          "          に賛成） .....	287
前屋敷恵美議員（          "          に反対） .....	287
河野哲也議員（          "          に賛成） .....	289
田口雄二議員（          "          に反対） .....	290
外山 衛議員（          "          に賛成） .....	292
来住一人議員（          "          外に反対） .....	293
岩切達哉議員（          "          に反対） .....	295
井上紀代子議員（          "          に反対） .....	297
太田清海議員（          "          に反対） .....	299
渡辺 創議員（          "          に反対） .....	300
1. 議案第1号、第5号、第16号、第18号及び報告第1号採決 .....	303
1. 議案第2号から第4号まで、第6号から第15号まで及び第17号採決 .....	303
1. 請願第1号採決 .....	303
1. 閉会中の継続審査及び継続調査案件採決 .....	304
1. 議員発議案送付の通知 .....	304
1. 議員発議案第1号から第7号まで追加上程 .....	304
1. 討 論 .....	305
前屋敷恵美議員（議員発議案第1号に反対） .....	305
1. 議員発議案第1号採決 .....	306
1. 議員発議案第2号から第7号まで採決 .....	306
1. 議員派遣の件 .....	306
1. 閉 会 .....	306
<hr/>	
1. 資 料 .....	309
平成27年6月定例県議会日程 .....	311
議案送付文書 .....	312

一般質問時間割	313
議案・請願委員会審査結果表	315
閉会中の継続審査・調査申出一覧	316
1. 議案議決件名一覧表	317
1. 意見書、その他	321
環太平洋戦略的経済連携（T P P）協定交渉に関する意見書	323
畜産の生産基盤強化及び経営安定化に向けた対策に関する意見書	324
地方財政の充実・強化を求める意見書	325
地方単独事業に係る国保の減額調整措置の見直しを求める意見書	326
認知症への取組の充実強化に関する意見書	327
宮崎県口蹄疫復興対策運用型ファンドの延長に関する意見書	328
「地方創生」実現のための新型交付金に関する意見書	329
議員派遣（全国都道府県議会議長会新任議員研修会）	330
1. 請願一覧表	331
1. 議事経過	335



6月12日（金）

# 平成 27 年 6 月 12 日 ( 金 曜 日 )

午前 10 時 0 分開会

## 出席議員 (39 名)

- |      |           |                 |
|------|-----------|-----------------|
| 1 番  | 有 岡 浩 一   | (愛みやざき)         |
| 2 番  | 重 松 幸次郎   | (公明党宮崎県議団)      |
| 3 番  | 来 住 一 人   | (日本共産党宮崎県議会議員団) |
| 4 番  | 渡 辺 創     | (県民連合宮崎)        |
| 5 番  | 岩 切 達 哉   | ( 同 )           |
| 6 番  | 右 松 隆 央   | (宮崎県議会自由民主党)    |
| 7 番  | 二 見 康 之   | ( 同 )           |
| 8 番  | 清 山 知 憲   | ( 同 )           |
| 9 番  | 島 田 俊 光   | ( 同 )           |
| 10 番 | 日 高 博 之   | ( 同 )           |
| 11 番 | 野 崎 幸 士   | ( 同 )           |
| 12 番 | 日 高 陽 一   | ( 同 )           |
| 13 番 | 星 原 透     | ( 同 )           |
| 14 番 | 西 村 賢     | (無所属の会)         |
| 15 番 | 凶 師 博 規   | (愛みやざき)         |
| 16 番 | 河 野 哲 也   | (公明党宮崎県議団)      |
| 17 番 | 前屋敷 恵 美   | (日本共産党宮崎県議会議員団) |
| 18 番 | 田 口 雄 二   | (県民連合宮崎)        |
| 19 番 | 高 橋 透     | ( 同 )           |
| 20 番 | 中 野 一 則   | (宮崎県議会自由民主党)    |
| 21 番 | 横 田 照 夫   | ( 同 )           |
| 22 番 | 押 川 修 一 郎 | ( 同 )           |
| 23 番 | 宮 原 義 久   | ( 同 )           |
| 24 番 | 黒 木 正 一   | ( 同 )           |
| 25 番 | 松 村 悟 郎   | ( 同 )           |
| 26 番 | 後 藤 哲 朗   | ( 同 )           |
| 27 番 | 徳 重 忠 夫   | (無所属クラブ)        |
| 28 番 | 新 見 昌 安   | (公明党宮崎県議団)      |
| 29 番 | 太 田 清 海   | (県民連合宮崎)        |
| 30 番 | 満 行 潤 一   | ( 同 )           |
| 31 番 | 井 上 紀 代 子 | ( 同 )           |
| 32 番 | 緒 嶋 雅 晃   | (宮崎県議会自由民主党)    |
| 33 番 | 山 下 博 三   | ( 同 )           |
| 34 番 | 丸 山 裕 次 郎 | ( 同 )           |
| 35 番 | 外 山 衛     | ( 同 )           |
| 36 番 | 坂 口 博 美   | ( 同 )           |
| 37 番 | 蓬 原 正 三   | ( 同 )           |
| 38 番 | 井 本 英 雄   | ( 同 )           |
| 39 番 | 中 野 廣 明   | ( 同 )           |

## 地方自治法第 121 条による出席者

- |                 |           |
|-----------------|-----------|
| 知 事             | 河 野 俊 嗣   |
| 副 知 事           | 稲 用 博 美   |
| 副 知 事           | 内 田 欽 也   |
| 総 合 政 策 部 長     | 茂 雄 二     |
| 総 務 部 長         | 成 合 修     |
| 危 機 管 理 統 括 監   | 金 丸 政 保   |
| 福 祉 保 健 部 長     | 桑 山 秀 彦   |
| 環 境 森 林 部 長     | 大 坪 篤 史   |
| 商 工 観 光 労 働 部 長 | 永 山 英 也   |
| 農 政 水 産 部 長     | 郡 司 行 敏   |
| 県 土 整 備 部 長     | 凶 師 雄 一   |
| 会 計 管 理 者       | 舟 田 美 揮 子 |
| 企 業 局 長         | 四 本 孝 一   |
| 病 院 局 長         | 渡 邊 亮 一   |
| 財 政 課 長         | 阪 本 典 弘   |
| 教 育 委 員 長       | 島 原 俊 英   |
| 教 育 長           | 飛 田 洋 夫   |
| 公 安 委 員 長       | 佐 藤 勇 夫   |
| 警 察 本 部 長       | 坂 口 拓 也   |
| 代 表 監 査 委 員     | 高 橋 博     |
| 人 事 委 員 長       | 村 社 秀 継   |

## 事務局職員出席者

- |               |           |
|---------------|-----------|
| 事 務 局 長       | 日 限 俊 郎   |
| 事 務 局 次 長     | 奥 野 信 利   |
| 議 事 課 長       | 亀 澤 保 彦   |
| 議 事 課 長 補 佐   | 伊 豆 雅 広   |
| 議 事 担 当 主 幹   | 松 吉 浩     |
| 議 事 課 主 査     | 松 本 英 治   |
| 議 事 課 主 任 主 事 | 森 本 英 征 明 |

---

◎ 開 会

○星原 透議長 これより平成27年6月定例県議会を開会いたします。

本日の会議を開きます。

---

◎ 会議録署名議員指名

○星原 透議長 会議録署名議員に、野崎幸士議員、新見昌安議員を指名いたします。

---

◎ 議会運営委員長審査結果報告

○星原 透議長 まず、会期の決定について議題といたします。

今期定例会の会期日程に係る議会運営委員長の審査結果報告を求めます。議会運営委員会、宮原義久委員長。

○宮原義久議員〔登壇〕 おはようございます。御報告いたします。

去る6月5日の閉会中の議会運営委員会において、本日招集されました平成27年6月定例県議会の会期日程等について協議をいたしました。

今期定例会に提出されます知事提出議案は合計20件、その内訳は、補正予算4件、条例5件、予算・条例以外10件、報告承認1件であります。このほか5件の報告があります。

これらの提出議案の内容等を踏まえ、当委員会において審査をいたしました結果、会期につきましては、本日から7月1日までの20日間とすることに決定をいたしました。

なお、会議日程は、お手元に配付されております日程表のとおりであります。

今期定例会は、6月17日から5日間の日程で一般質問を行います。質問人数は合計19名以内とし、質問順序は15日が締め切りとなっている

通告書の提出を待つて決定いたします。質問時間は、1人30分以内といたします。

一般質問終了後、人事案件の採決を行った上で、その他の議案・請願について所管常任委員会への付託を行います。6月24日から26日までの3日間で各常任委員会を開催していただき、7月1日の最終日に、付託された議案・請願の審査結果報告及び採決を行います。

なお、議員から提出される議案の取り扱い及び特別委員会については、日程表に記載のとおりであります。

議員各位におかれましては、円滑な議会運営に特段の御協力をいただきますようお願いいたします。

以上で当委員会の報告を終わります。〔降壇〕

○星原 透議長 議会運営委員長の報告は終わりました。

質疑の通告はありません。

---

◎ 会期決定

○星原 透議長 会期についてお諮りいたします。

今期定例会の会期は、ただいまの議会運営委員長の報告のとおり、本日より7月1日までの20日間とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○星原 透議長 御異議ありませんので、そのように決定いたしました。

本日から日程は、お手元に配付の日程表のとおりであります。〔巻末参照〕

---

◎ 議案第1号から第19号まで  
及び報告第1号上程

○星原 透議長 次に、お手元に配付のとお

り、知事より議案第1号から第19号まで及び報告第1号の各号議案の送付を受けましたので、これらを一括上程いたします。〔巻末参照〕

### ◎ 知事提案理由説明

○星原 透議長 ここで、知事に提案理由の説明を求めます。

○知事（河野俊嗣君）〔登壇〕 おはようございます。平成27年6月定例会議会の開会に当たりまして、ただいま提案いたしました議案の御説明に先立ち、県政に関しまして5点ほど御報告をさせていただきます。

1点目は、「第26回全国「みどりの愛護」のつどい」についてであります。

去る5月30日に宮崎県総合文化公園で開催いたしました「第26回全国「みどりの愛護」のつどい」につきましては、皇太子殿下の御臨席のもと、県内外から多くの方々の御参加をいただき、盛会のうちに無事終了することができました。都市緑化の大切さについて県民の皆様の意識を高めていただくとともに、本県の魅力を全国に発信できたものと考えております。これを契機といたしまして、緑豊かな潤いのある住みよい環境づくりの一層の推進に努めてまいりたいと考えております。

また、皇太子殿下には、本県のさまざまな姿をごらんいただき、私も星原議長とともに全行程、随従させていただいたところでありますが、各御視察先で細やかなお心遣いの温かいお言葉を賜るなど、親しく交流いただき、県民の大きな励みになったものと考えております。

改めまして、開催に御尽力いただきました太田国土交通大臣を初めとする国土交通省の皆様並びに全国の緑化関係者の皆様、そして県議会の皆様はもとより、2日目の午後は雨となった

わけでありますが、雨の中、御視察先や沿道で皇太子殿下をお見送りいただきました方々を初め、多くの県民の皆様の御理解と御協力に対しまして、心から感謝とお礼を申し上げます。

2点目は、国道218号北方延岡道路についてであります。

九州中央自動車道の一部となる北方延岡道路につきましては、去る4月29日に蔵田一北方間が開通し、約1年の前倒しで全線が開通したところであります。

東九州自動車道の相次ぐ開通により新たな人・物の動きが活気づいている中で、連休前に今回の開通を迎えることができたことは大変意義深く、ゴールデンウィーク期間中は例年以上に観光・行楽客でにぎわうなど、高速道路の開通効果を実感することができました。

今後とも、高速道路の整備効果を最大限に生かし、インフラが整備されると地域が元気になるということを宮崎から全国に発信してまいりたいと考えております。

また、九州中央自動車道、東九州自動車道の県南区間及び都城志布志道路の全線開通が一日も早く実現するよう、引き続き、県議会の皆様を初め、地元市町村、関係団体等との連携を図りながら、全力で取り組んでまいりますので、御理解と御協力をよろしくお願いいたします。

3点目は、細島港国際物流ターミナルについてであります。

細島港において、船舶の大型化、荷役の効率化等に対応することができるよう、国と連携して整備を進めてまいりました水深13メートルの大型岸壁を備えた国際物流ターミナルが、今月28日に供用開始する運びとなりました。

細島港が九州の扇のかなめとして、東九州自動車道や九州中央自動車道の整備と相まって、

そのストック効果を最大限に発揮できますよう、今後とも、より安全で利便性の高い港を目指してまいりたいと考えております。

4点目は、国体等の招致についてであります。

去る4月17日に、県議会からも押川前副議長に御同行いただき、平成38年第81回国民体育大会及び第26回全国障害者スポーツ大会の本県開催の要望書を国、公益財団法人日本体育協会及び公益財団法人日本障がい者スポーツ協会に提出いたしました。

国体等を本県で開催することは、県民の誰もが健康増進や体力向上を図り、「スポーツの豊かな文化を享受できる社会」を実現する上で極めて意義深いものであるとともに、宮崎の魅力在全国に発信し、さらに大きく飛躍する絶好の機会となるものであります。

今後、国体等の本県開催に向け、県議会の皆様を初め、市町村、関係団体等との連携を図りながら、着実に準備を進めてまいりたいと考えておりますので、御理解と御協力をよろしくお願いいたします。

5点目は、宮崎の新しいプロモーションについてであります。

県では、宮崎の知名度や好感度を高め、地域活性化につなげるプロモーションを展開していくため、これまでキャッチフレーズとロゴマークの検討を重ねてまいりました。

このたび、キャッチフレーズを「日本（にっぽん）のひなた宮崎県」とし、温暖な気候や温かい県民性、太陽の恵みで生まれた豊かな食、神話の地など、本県が持つさまざまなポテンシャルを「ひなた」というさまざまなイメージの膨らむ言葉を用いて表現したところであります。

今後、このキャッチフレーズやロゴマークを活用し、県議会の皆様を初め、市町村、民間団体、県民の皆様と一体となって効果的なプロモーションを実施してまいりますので、御理解と御協力をよろしくお願いいたします。

それでは、議案の概要について御説明申し上げます。

初めに、補正予算案についてであります。

今年度の一般会計当初予算につきましては、編成時期等の関係から、義務的経費や経常的経費を中心とした骨格予算としたところであり、今回提案させていただく補正予算案は、私の政策提案を具体化するための政策的事業や新規事業等を中心とした、いわゆる肉付け予算として編成しております。

また、この中で、当初予算に計上しなかった年間所要見込み額の20%程度の公共事業を計上しますとともに、大変厳しい財政状況の中ではありますが、引き続き、地域経済活性化・防災対策特別枠を設け、公共事業をさらに40億円、大規模災害対策基金の追加造成として27億円、新規要求事業に対する別枠措置として4億円、総額で71億円規模の特別枠を措置することといたしました。

このうち、公共事業の追加措置につきましては、補助・交付金事業及び県単事業をそれぞれ20億円上乗せすることによりまして、自然災害から県民の生命と財産を守る防災・減災対策事業を実施するとともに、地域経済の浮揚につなげてまいりたいと考えております。

また、大規模災害対策基金につきましては、本県の総合的な災害対応能力のさらなる強化を図るため、追加造成を行い、総額30億円とするものであります。この基金を活用し、今後5年間にわたって、災害等に的確に行動できる人づ

くりや避難施設等の設置支援、広域連携体制の整備等を前倒しで充実・強化する一方で、防災訓練等の強化、東日本大震災被災者等の支援に引き続き取り組むこととしております。

最終的に、骨格予算と肉付け予算を合わせた平成27年度予算は、厳しい財政状況を踏まえながら、人口減少問題対策や経済・雇用対策、地域医療の再生、危機管理の強化など、本県が直面する課題に的確に対応しつつ、将来を見据えた礎づくりを進める「くらしの豊かさ日本一を目指して～みやざき新時代創生予算」として編成したところであります。

補正額は、一般会計561億2,400万円、特別会計5,740万1,000円、公営企業会計1億9,592万円であります。このうち一般会計の歳入財源は、繰入金193億5,665万3,000円、諸収入140億5,212万4,000円、国庫支出金127億4,662万4,000円、県債90億8,890万円、その他8億7,969万9,000円です。この結果、一般会計の歳入歳出予算規模は6,978億5,200万円となり、前年度の当初予算と比較いたしますと21.7%の増となりますが、平成27年度の特異要因として、口蹄疫復興対策のために発行しました口蹄疫対策転貸債等の償還金1,200億円を計上しておりますので、この償還金を除いた場合は0.8%の増となったところであります。

以下、その主な事業について、今回提案しております宮崎県総合計画「アクションプラン」に掲げる8つのプログラムに沿って御説明申し上げます。

1つ目が「人口問題対策プログラム」であります。

九州では初となる不妊・不育症治療全般に対する助成や、妊娠期から子育て期にわたる母子保健・育児に関するワンストップ相談窓口の設

置、また現在、児童養護施設がない西諸地域における施設整備を支援すること等により、「子育ての希望を叶える環境の整備」を進めてまいります。

また、意欲ある若者の創業を支援するための融資制度の拡充や、中山間地域への移住者・UIJターン者の創業拠点施設として、未利用施設を整備する際の支援などを行い、「若者にとって魅力ある就学・就業環境の整備」「移住・定住人口、交流人口の拡大による地域活力の維持・増進」を図ってまいります。

2つ目は、「人財育成プログラム」であります。

平成27年度を本県の子供の貧困対策元年と位置づけ、「宮崎県子どもの貧困対策計画」の策定や地域の実情に応じた対策の検討などを行うとともに、特別支援学校高等部と高等学校の生徒の障がい者スポーツを通じた交流・共同学習を実施するなど、「子どもたちの“生きる力”の向上等による将来世代の育成促進」を図ってまいります。

また、少年消防クラブの活動支援等による次世代の消防団員の養成や、県立看護大学を核とした、地域に不足している助産師や認定看護師、訪問看護師等の養成、工業高校生が企業で実践的な現場体験等を行うことによるものづくりを担う人材育成など、「官民協働による自立した社会人・職業人の育成と中核となる産業人財・地域人財の育成促進」を図ってまいります。

3つ目は、「産業成長プログラム」であります。

県産材の海外への販路拡大を図るため、材料と建築技術をパッケージにした「材工一体」による戦略的な販売手法の展開や、施設園芸農家

と木質ペレット製造業者が連携して、地域の木質バイオマス資源を地域で循環活用する新たなシステム構築等を行うなど、「本県の基幹産業である農林水産業の成長産業化」を進めてまいります。

また、本県港湾を活用した輸出の増加を図るため、不足するコンテナの確保支援や、新規開設した香港線の安定運航・定期便への移行を促進するため、ビジネスユースに対する支援を行うなど、「陸・海・空の交通・物流ネットワークの整備及び物流の効率化・低コスト化の推進」を進めてまいります。

さらに、輸出に取り組む県内企業に対してきめ細かな支援を行うために、官民が連携してジェトロ貿易情報センターを設置するなど、「アジア等との交流促進やグローバルな視点で事業展開を目指す企業の支援」を行ってまいります。

4つ目は、「地域経済循環構築プログラム」であります。

「みやざき元気“地産地消”推進県民会議」を推進母体に、本県農林水産物の消費拡大、県産材の利用促進、県産品の購入、県内観光や地域の交流活動への参加など、広い意味での地産地消の展開、道路・河川の適切な維持管理や災害発生時の的確な対応等を図るため、道路・河川の巡視業務等の地元建設共同企業体等への発注を行うなど、「地域経済の循環促進」を図ってまいります。

5つ目は、「観光再生おもてなしプログラム」であります。

観光宮崎の再興を図るため、官民が一体となった観光戦略プロジェクトチームを立ち上げ、観光客を呼び込む新たな戦略を構築するとともに、本県の特性や強み、魅力を表現した

キャッチフレーズ「日本（にっぽん）のひなた宮崎県」を観光誘客や物産振興、移住・定住促進など、さまざまな取り組みにおいて統一的に活用し、官民連携による継続的、効果的なプロモーションを実施するなど、「宮崎ならではの魅力ある観光地づくり」を進めてまいります。

また、2020年オリンピック・パラリンピック東京大会及び2019年ラグビーワールドカップに参加するチームの事前キャンプの誘致に取り組むなど、「スポーツの聖地としての「スポーツランドみやざき」の構築」、さらに、大型クルーズ船の誘致やLCCを活用したキャンペーン事業等により、「外国人観光客とMICEの積極的な誘客・誘致強化」を図ってまいります。

6つ目は、「文化スポーツ振興プログラム」であります。

文化・芸術・スポーツなど各分野の第一線の方々による広く県民を対象とした講座など、延岡市を中心に開催される「エンジン01（ゼロワン）文化戦略会議オープンカレッジinのべおか」の支援や、県立美術館開館20周年を迎えるに当たり、特別記念展とあわせて美術館の魅力を広く県民に伝える取り組みの実施、西都原古墳群を初めとする古墳群の世界遺産登録に向けた調査など、「文化に触れる機会の充実」を図るとともに、郷土の先覚者について学び、理解を深める機会を提供すること等により、「地域への誇りや愛着（郷土愛）の醸成」を図ってまいります。

7つ目は、「いきいき共生社会づくりプログラム」であります。

協働の重要なパートナーであるNPOの活動基盤の強化や、県民の協働に対する理解促進等を図るとともに、不特定多数の参加が見込まれる県主催の会議等に、手話通訳者や要約筆記者

の派遣・配置を行うなど、「生活に必要な各種サービスや機能の維持・効率的な提供に向けた環境整備」を図ってまいります。

また、団塊の世代が後期高齢者となる2025年を見据え、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するために、引き続き消費税率引き上げによる増収分を財源とする地域医療介護総合確保基金を活用し、医療・介護従事者の確保や在宅医療・介護の充実等に取り組むなど、「地域における福祉・医療が充実したくらしづくり」を図ってまいります。

さらに、健康長寿日本一を目指し、健康寿命の延伸を図るため、さまざまな健康づくりや生きがいがいづくりに取り組む「健康長寿社会づくりプロジェクト」の推進等による「ライフステージに合わせた心身の健康づくり」や、各地域における消費生活相談窓口の充実強化等による「安全・安心な人にやさしいまちづくり」、指定管理鳥獣である鹿の効率的な捕獲手法の確立や、世界農業遺産認定に向けた取り組みの支援などによる「中山間地域の維持・活性化」も図ってまいります。

8つ目は、「危機管理強化プログラム」であります。

追加造成を行う宮崎県大規模災害対策基金を活用した防災士の養成や津波避難タワー等の整備、大規模民間建築物の耐震改修等に対する支援のほか、自然災害による被害の防止・軽減を図るための治山・治水・砂防など公共事業の追加措置等により、「ソフト・ハード両面からの防災・減災対策」の強化及び加速化を図るとともに、引き続き「家畜伝染病に対する防疫対策の強化」も進めてまいります。

以上、補正予算案に計上しております主な事業等を御説明いたしました。今年度当初予算

と地方創生関連事業を中心とした26年度2月追加補正予算も一体的に執行することによりまして、新たなアクションプランに掲げた8つのプログラムを着実に実行し、「みやざき新時代」を切り開いてまいりたいと考えております。

次に、予算関係以外の議案について御説明いたします。

議案第5号「宮崎県税条例の一部を改正する条例」は、地方税法等の一部改正に伴い、外形標準課税に係る法人事業税の税率改正等を行うものであります。

議案第6号「県税の課税免除等の特例に関する条例の一部を改正する条例」は、離島振興法、半島振興法及び過疎地域自立促進特別措置法における地方税の課税免除または不均一課税に伴う措置が適用される場合について定めた省令が改正されたことにより、適用期限の延長等を行うものであります。

議案第7号「宮崎県における事務処理の特例に関する条例及び宮崎県鳥獣保護区等の標識の寸法に関する条例の一部を改正する条例」は、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則の名称変更に伴い、関係規定の改正を行うものであります。

議案第8号「宮崎県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例」は、住民基本台帳法の一部改正による指定情報処理機関制度の廃止のほか、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則の名称変更に伴い、関係規定の改正を行うものであります。

議案第9号「宮崎県看護師等修学資金貸与条例の一部を改正する条例」は、保健師助産師看護師法の一部改正により、保健師、助産師、看護師養成所の指定が都道府県知事に権限移譲されたこと等に伴い、必要な改正を行うものであ



ります。

議案第10号は、県営広域営農団地農道整備事業の西臼杵5期地区のトンネル工事について、設計変更が生じたため、工事請負契約の変更について、議会の議決に付すべき契約に関する条例第2条の規定により、議会の議決に付するものであります。

1つ飛ばしまして、議案第12号は、一般国道219号社会資本整備総合交付金事業（小春工区）小春第1トンネル工事について、当初想定していたよりも脆弱な地質区間が存在し、追加対策の必要が生じたことなどから、工事請負契約の変更について、議会の議決に付すべき契約に関する条例第2条の規定により、議会の議決に付するものであります。

議案第11号、県営広域営農団地農道整備事業の沿海北部5期地区のトンネル工事について、議案第13号、防災・安全社会資本整備交付金事業一般国道448号夫婦浦工区のトンネル工事について、及び議案第14号、県営平和ヶ丘団地4号棟建設主体工事について、いずれも公共工事設計労務単価の著しい上昇が生じたことなどから、工事請負契約の変更について、議会の議決に付すべき契約に関する条例第2条の規定により、議会の議決に付するものであります。

議案第15号から議案第18号までは、宮崎県観光振興計画の策定並びに宮崎県総合計画、宮崎県中山間地域振興計画及びみやざき行財政改革プランの変更について、宮崎県行政に係る基本的な計画の議決等に関する条例第3条の規定により、議会の議決に付するものであります。

これらの計画は、観光の振興に関する施策、長期ビジョンと私の政策提案を踏まえた今後4年間の実行計画であるアクションプラン、中山間地域の振興に関する施策、行財政改革に取り

組むための方針をそれぞれ定めるものであります。

議案第19号は、人事委員会委員郷俊介氏が平成27年7月18日をもって任期満了となりますので、その後任委員として、同じく郷俊介氏を選任いたしたく、地方公務員法第9条の2第2項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

次に、報告第1号は、地方税法等の一部改正により、外形標準課税に係る法人事業税の税率改正、住宅及び土地の取得に係る不動産取得税の税率の特例の延長が行われたこと等に伴い、所要の改正を行うための宮崎県税条例の一部を改正する条例の専決報告であります。この専決につきましては、時間的制約から専決を余儀なくされたものであります。

以上、今回提案いたしました議案の概要について御説明いたしました。よろしく御審議のほどお願いいたします。〔降壇〕

○星原 透議長 知事の説明は終わりました。

あすからの日程をお知らせいたします。

あす13日から16日までは、議案調査等のため本会議を休会いたします。

次の本会議は、17日午前10時開会、一般質問であります。

本日はこれで散会いたします。

午前10時29分散会

6月17日（水）

# 平成 27 年 6 月 17 日 (水曜日)

午前 10 時 0 分開議

## 出席議員 (38 名)

- |      |           |                 |
|------|-----------|-----------------|
| 1 番  | 有 岡 浩 一   | (愛みやざき)         |
| 2 番  | 重 松 幸次郎   | (公明党宮崎県議団)      |
| 3 番  | 来 住 一 人   | (日本共産党宮崎県議会議員団) |
| 4 番  | 渡 辺 創     | (県民連合宮崎)        |
| 5 番  | 岩 切 達 哉   | ( 同 )           |
| 6 番  | 右 松 隆 央   | (宮崎県議会自由民主党)    |
| 7 番  | 二 見 康 之   | ( 同 )           |
| 8 番  | 清 山 知 憲   | ( 同 )           |
| 9 番  | 島 田 俊 光   | ( 同 )           |
| 10 番 | 日 高 博 之   | ( 同 )           |
| 11 番 | 野 崎 幸 士   | ( 同 )           |
| 12 番 | 日 高 陽 一   | ( 同 )           |
| 13 番 | 星 原 透     | ( 同 )           |
| 14 番 | 西 村 賢     | (無所属の会)         |
| 15 番 | 凶 師 博 規   | (愛みやざき)         |
| 16 番 | 河 野 哲 也   | (公明党宮崎県議団)      |
| 17 番 | 前屋敷 恵 美   | (日本共産党宮崎県議会議員団) |
| 18 番 | 田 口 雄 二   | (県民連合宮崎)        |
| 19 番 | 高 橋 透     | ( 同 )           |
| 20 番 | 中 野 一 則   | (宮崎県議会自由民主党)    |
| 21 番 | 横 田 照 夫   | ( 同 )           |
| 22 番 | 押 川 修 一 郎 | ( 同 )           |
| 23 番 | 宮 原 義 久   | ( 同 )           |
| 24 番 | 黒 木 正 一   | ( 同 )           |
| 25 番 | 松 村 悟 郎   | ( 同 )           |
| 26 番 | 後 藤 哲 朗   | ( 同 )           |
| 27 番 | 徳 重 忠 夫   | (無所属クラブ)        |
| 28 番 | 新 見 昌 安   | (公明党宮崎県議団)      |
| 29 番 | 太 田 清 海   | (県民連合宮崎)        |
| 30 番 | 満 行 潤 一   | ( 同 )           |
| 31 番 | 井 上 紀 代 子 | ( 同 )           |
| 32 番 | 緒 嶋 雅 晃   | (宮崎県議会自由民主党)    |
| 33 番 | 山 下 博 三   | ( 同 )           |
| 34 番 | 丸 山 裕 次 郎 | ( 同 )           |
| 35 番 | 外 山 衛     | ( 同 )           |
| 36 番 | 坂 口 博 美   | ( 同 )           |
| 37 番 | 蓬 原 正 三   | ( 同 )           |
| 38 番 | 井 本 英 雄   | ( 同 )           |

## 欠席議員 (1 名)

- 公務出張 39 番 中 野 廣 明 (宮崎県議会自由民主党)

## 地方自治法第 121 条による出席者

- |                   |           |
|-------------------|-----------|
| 知 事               | 河 野 俊 嗣   |
| 副 知 事             | 稲 用 博 美   |
| 副 知 事             | 内 田 欽 也   |
| 総 合 政 策 部 長       | 茂 雄 二     |
| 総 務 部 長           | 成 合 修     |
| 危 機 管 理 統 括 監     | 金 丸 政 保   |
| 福 祉 保 健 部 長       | 桑 山 秀 彦   |
| 環 境 森 林 部 長       | 大 坪 篤 史   |
| 商 工 観 光 労 働 部 長   | 永 山 英 也   |
| 農 政 水 産 部 長       | 郡 司 行 敏   |
| 県 土 整 備 部 長       | 凶 師 雄 一   |
| 会 計 管 理 者         | 舟 田 美 揮 子 |
| 企 業 局 長           | 四 本 孝     |
| 病 院 局 長           | 渡 邊 亮 一   |
| 財 政 課 長           | 阪 本 典 弘   |
| 教 育 委 員 長         | 島 原 俊 英   |
| 教 育 長             | 飛 田 洋     |
| 警 察 本 部 長         | 坂 口 拓 也   |
| 選 挙 管 理 委 員 長     | 後 藤 仁 俊   |
| 代 表 監 査 委 員       | 高 橋 博     |
| 人 事 委 員 会 事 務 局 長 | 亀 田 博 昭   |

## 事務局職員出席者

- |               |         |
|---------------|---------|
| 事 務 局 長       | 日 隈 俊 郎 |
| 事 務 局 次 長     | 奥 野 信 利 |
| 議 事 課 長       | 亀 澤 保 彦 |
| 議 事 課 長 補 佐   | 伊 豆 雅 広 |
| 議 事 担 当 主 幹   | 松 吉 浩   |
| 議 事 課 主 査     | 松 本 英 治 |
| 議 事 課 主 任 主 事 | 森 本 征 明 |

---

◎ 一般質問

○星原 透議長 これより本日の会議を開きます。

本日の日程は一般質問であります。

ただいまから一般質問に入ります。

質問についての取り扱いは、お手元に配付の一般質問時間割のとおり取り運びます。〔巻末参照〕

質問の通告がありますので、順次発言を許します。まず、清山知憲議員。

○清山知憲議員〔登壇〕（拍手） おはようございます。自由民主党の清山知憲です。

第18回宮崎県議会議員選挙が終わって最初の一般質問でございます。4年ぶりの選挙で、県民の皆様の姿や声に直接触れ、改めて県政を預かる者としての責任の重さを痛感したところでございます。真摯に県勢発展のため、議員としての務めを果たしてまいりたいと、思いを新たにしたところでございます。

さて、本議会で提出されております補正予算案は、いわゆる肉付け予算として、知事が先般の知事選挙で訴えてこられた政策提案の中身を実現するような内容となっております。その政策提案の中、数えてみたら「日本一」という言葉が24回出てくるんですけれども、その中でも、子育て環境日本一、そして日本一の読書県を目指すとされている点について後の質問で触れながら、順次通告に従い質問してまいります。

まずは、先般の知事選挙、投票率が44.7%。我々の県議選では無投票の選挙区も多く、投票率としては42.5%と史上最低を記録して、県民の皆さんの県政に対する関心の低さがうかがえたところでございます。

また、本議会で提出されておりますアクションプラン、県の計画に対しても、県民の意見を1カ月募集したところ、寄せられた意見はたった1人からという、非常に寂しい状況でございました。こうした状況について知事はどのように捉え、今後どのように県政運営に臨んでいられるのかお伺いし、以下、質問者席よりお伺いしてまいります。（拍手）〔降壇〕

○知事（河野俊嗣君）〔登壇〕 おはようございます。お答えします。

県民の皆様にも、まずは県政への関心を持っていただくこと、よいも悪いも含めて、まず関心を持っていただくことが大変重要なことであろうかと考えております。私の信条の基本にあります「対話と協働」による県政の運営や、わかりやすい県政を推進する観点からも、極めて重要なことであると考えております。

御指摘のとおり、知事選、県議選は、県民が県政運営のかじ取り役や、県政のさらなる発展を託す県民の代表を直接選択できます重要な機会であるということ、また、パブリックコメントについては、県政の今後の基本的な方針について直接意見を出せる貴重な機会でもありますことから、その投票率の低下や意見の少なさについては、残念に思っているところであります。特に投票率に関しましては、それぞれの権利を放棄している、それがどのような社会のあり方に通じていくのか、大変危険な思いを抱いているところでございます。県民の皆様が県政に関心を持ち、県政に協力をいただくためには、まずは私自身、県づくりへの道筋をしっかりとお示ししていくこと、そして、知事として県としての考え方を、さまざまな機会を通じて県民の皆様にも適時適切にお伝えをすることが大変重要であろうかと考えております。

今後の県政運営に当たりまして、これまで以上に現場主義を徹底し、県民の皆様を初め、市町村、企業、各種団体との対話を重ね、御理解、御協力をいただきながら、ともに「くらしの豊かさ日本一の宮崎」の実現を目指してまいりたいと考えております。以上であります。

〔降壇〕

**○清山知憲議員** 県政への関心を喚起するには、従来型の広報の延長であるとか、またパフォーマンスをすとかでは、やはり限界があると思っているんです。県民の皆さんにもっと当事者意識を持って県の課題を認識してもらうためにも、課題提起型の情報発信にシフトすとか、もしくは、千葉市がやっている「ちばレポ」の取り組みのように、例えば道路の修繕箇所があったら、スマートフォンで撮って役所に送信して、それに対応していくというような、新しい形でのICT技術を活用した県政と県民とのかかわり方の構築だとか、そういうことも検討に値すると思うんですけれども、知事の考えを伺います。

**○知事（河野俊嗣君）** これまで、県政に関心を持っていただく、そしてさまざまな御意見をいただくということで、いろんな手法を通じて広報・広聴活動に取り組んできたところであります。定例会見、また市町村に出向いてのふれあいフォーラム、そのような形での県の施策や課題についてお知らせをする。さらには、インターネットを利用したネットでの情報発信、フェイスブック等の活用など、県民の皆様幅広く県政情報が届くよう努めてきたところであります。今、御指摘がありました、課題提起型の情報発信やICTを活用した取り組みというもの、それぞれいろんな利便性なりメリットがあるのかと考えておりますので、さまざまな自治

体の事例等も勘案をしながら、より効率的、効果的な広報・広聴ができるよう、参考にさせていただきたいと考えております。

**○清山知憲議員** 県政への関心の低下は深刻な状況だと思っておりますので、ぜひよろしく願いしたいと思っております。

話題を変えて、地方創生の中心である人口減少対策について伺ってまいります。

昨年11月の議会で、若者を中心とする県外への人口流出は本当に深刻な状況にあって、それに対する県の対策としては、なかなか客観的なデータとか根拠に乏しいんじゃないかというお話をさせていただきましたけれども、この2月と3月、早速県におきまして、移住・UIターン実態調査という形で、非常に規模の大きな調査をかけていただきました。まずは、そういう取り組みに感謝申し上げますけれども、知事は、この調査結果を見てどのような見解を抱かれたのか、お伺いいたします。

**○知事（河野俊嗣君）** 移住・UIターン、これまでも、さまざまな移住希望者や市町村の御意見なども参考にしながら取り組んできたところでありますが、そういう御指摘等も踏まえながら、本県へUターン、Iターンされた方を含め、3,000人を超える御回答をいただいたところであります。生の声に触れる貴重なデータが収集できたのではないかと考えておるところであります。

結果につきまして、全体的な傾向としては、これまで私どもが想定をしてきた方向と大きな違いはないと考えておりますが、個別に見ていきますと、移住希望者等が、ホームページ等の情報サイトによる情報入手というものを大変重視しているということ、それから、総合情報サイトでの情報提供を強く求めておられるという

ニーズでありますとか、総合相談窓口の必要性なども強く指摘をされたところであります。また、Iターン者の1割の方が現地視察を行っておられるというようなこともありまして、例えば、本県を体感するツアーを企画するといったことも、こういった方々のニーズに沿うのではないかということを考えておるところであります。今後、きめ細かく、この移住・Uターンに、これまで以上に力を入れてまいりたいと考えておりますので、その参考にしていまいりたいと考えております。

**○清山知憲議員** 本当にこれだけの規模の調査というのは、ほかの県でもなかなかないような貴重なものだと思うんです。これまで想定してきたものと大きな違いはないとおっしゃいましたけれども、私は、拝見すると、いろいろと新しい洞察が得られるんじゃないかなと思いました。こういう調査結果は、生のデータそのものでは価値がなくて、そこにどんな解釈を加えて、どんな洞察を得ていくのかというのが非常に重要です。

以下、私が気づいた点についてちょっと触れていきますけれども、一つは、どうやって移住についての情報を得ていたのかという調査項目があって、実に4割の方々が、何かしらインターネットを利用して得ていたと。一方で、パンフレットとか雑誌、また移住相談窓口といったところで得ている人は、0%かせいぜい1~2%程度で、これは一つの大きな特徴だなと感じました。中でも、今、知事がおっしゃっていたように、総合情報サイトというものを、特にUターンを希望される方々で最も必要なサポートとして挙げておられましたけれども、これは、仕事や暮らしの情報が一覧的に入手できるようなサイトを求めているんじゃないかということだと

思うんですが、これについて今後設けていくつもりはないか、総合政策部長にお伺いします。

**○総合政策部長(茂 雄二君)** 本県の移住情報サイトにつきましては、インターネット上の移住等の情報提供の入り口として運用しておりまして、移住等の相談会やイベントの情報、本県のセールスポイント、本県に移住された方の声のほか、市町村や仕事、住まい等の分野ごとに、関係機関のホームページへのリンク等を掲載しております。こうした中、今回の調査結果では、移住等をする際に必要なサポートとして、「仕事・暮らしの情報が一覧できる総合情報サイト」を挙げた方が最も多くなっておりますが、実際に情報を入手した媒体として、県の移住情報サイトを挙げる方は比較的少ない結果となりました。今後は、この調査結果も踏まえて、県の移住情報サイトについて、移住希望者の立場に立って、必要な情報が見やすく、わかりやすいものとなりますよう、検討してまいりたいと考えております。

**○清山知憲議員** 今、部長が紹介された移住情報サイトというのは、いわゆるポータルサイトとあって、いろんなリンクが張られているんですけども、物すごく使い勝手が悪くて、認知度も極めて低いんです。ぜひそういった方々の声を拾い上げて、今後、有効な情報の提供の仕方を検討していただきたいと思うんですけれども。

もう一つ、この調査結果では、Uターンの人たちとIターンの人たちで特徴が全く異なるということが明らかになりました。例えば、移住する理由として、Uターンの人たちが挙げていらっしゃる理由としては、県に家族や親族がいる、それから宮崎県に愛着があるという人たちが圧倒的で85%、一方、Iターンの人たちとい

うのは、我が県の豊かな自然や温暖な気候に引かれて来るといふ方々が50%、それが圧倒的であると。また一方で、希望する職種においても分かれています、Uターンの人たちというのは、1番が情報通信業、次いで公務員、教員、そして生活サービス業。Iターンの人たちは、1位が農林漁業で、2位が生活サービス業、3位が情報通信業と続きますけれども、そうやって相手の対象によって全然特徴が違いますので、それぞれに合った情報を、それぞれに合ったやり方で届けていくというのが、僕は戦略だと思うんです。

特にUターンの人たちに限って言うと、私は、やっぱり彼らは、地元で家族、御両親やおじいちゃんおばあちゃんがいて、帰ってきてからその人たちを、後々に年老いたときに介護をしていくとか面倒を見ていく、または自分たちの子供も面倒を見てもらうという意味で、今、非常に深刻になっている社会保障の問題からしても非常に重要だと思っているんです。まずは、そういうUターンの人たちに対して、どんな情報をどう届けていきたいと考えているのか、商工観光労働部長にお伺いします。

**○商工観光労働部長（永山英也君）** 今回の移住等に関する調査におきまして、Uターン希望者には、就職・転職先の確保が重要な要素であることが明らかとなり、Uターンを促進するためには、仕事面の情報を効果的に発信する必要性が高いと認識したところであります。県といたしましては、「宮崎ひなた暮らしUIJターンセンター」を拠点として、県内では、受け入れ企業の情報収集に一層力を入れますとともに、首都圏においては、就職セミナーや大学訪問などを通じて、Uターン希望者へ発信してまいりたいと考えております。また、Uターン希

望者の情報入手先として、「親・親戚からの口コミ」が最も多くなっております。今年度より、県外に進学した大学生の保護者に対し、県内企業の情報等を継続的に提供していくこととしております。なお、ウェブサイトによる効果的な情報発信につきましても、あわせて検討してまいりたいと考えております。

**○清山知憲議員** 保護者への働きかけも、とても有効な取り組みじゃないかなと思うんです。先ほど理由として、家族だとか本県への愛着という理由がありましたけれども、例えば個人的には、彼らに対して、愛郷心をくすぐるようなメッセージとか、おじいちゃんおばあちゃんの顔が思い浮かぶような伝え方をしていくというのも一つ手じゃないかなと。二世同居のメリットなんかも最近言われていますので、そういう伝え方もありじゃないかなと思います。

あとは、仕事の情報が重要だという話がありましたけれども、今、UIJターンの人たちへの就労支援サイトとして「ふるさと宮崎人材バンク」というのを宮崎は持っているんですが、その人材バンクの利活用の状況と、ハローワークなんかは企業が求人情報を出していきますけれども、その中にはUIJターン歓迎というような情報もあって、そういうものに関しては、自動的にこっちの人材バンクにも流れてくるような形で連動して、就労情報を一元化していくようにして、人材バンクのほうも利活用を拡充していく考えはないか、引き続き部長にお伺いします。

**○商工観光労働部長（永山英也君）** ふるさと宮崎人材バンクのことし5月末時点の登録企業数は164社、登録者214名となっております。昨年度の実績は、企業、求職者双方が問い合わせを行った件数が208件、紹介状の発行が66件、そ

のうち就職決定件数が30件となっております。また、人材バンクのマッチング率を高めるため、登録者のニーズに応じた就労情報を提供することが重要であります。このため、人材バンクの求人情報とあわせて、現在、県と宮崎労働局において、雇用対策協定に基づき、ハローワークの求人情報も活用できるよう、検討を進めているところでございます。さらに、「宮崎ひなた暮らしUIJターンセンター」東京支部を最大限活用し、人材バンクの認知度の向上を図り、登録者の掘り起こしを行うとともに、今年度から県内4カ所に企業開拓員を9名配置いたしまして、企業訪問による登録企業の開拓に積極的に取り組んでいるところでございます。

**○清山知憲議員** 今、実際に就職に至った数が30名ということですが、まだまだ伸ばしていける数字じゃないかなと思うんです。この人材バンク、私もこの調査を見て初めて存在を知りましたけれども、実は30年以上運用実績があつて、昔はもっと利用されていたということなんですが、もっとこの活用を図っていただきたいと思っております。

続いて、Iターン者については、一番の希望する職種が農林漁業ということでしたけれども、特に農業について、県外の方が県内で新規就農している状況について、農政水産部長にお伺いいたします。

**○農政水産部長（郡司行敏君）** 平成26年の本県の新規就農者は260名でございますけれども、そのうちIターン者は41名となっており、全体の16%を占めております。また、Iターン者の就農形態につきましては、みずから農業経営を始める自営就農者が21名、農業法人に就職した者が20名で、宮崎の自然や農業の魅力に引かれて宮崎に来られる非農家出身者も多く、中に

は、サーファーであるとか、ギタリストといった経歴を持ちます新規就農者もおられまして、Iターン者は総数として近年増加傾向にございます。

**○清山知憲議員** ニーズを考えると、41名という数字、まだ伸ばしていけるんじゃないかなと思うんですけれども、そういう県外の方々が県内で新規就農するに当たっての課題とその対応策について、部長に伺います。

**○農政水産部長（郡司行敏君）** Iターン者の新規就農における課題といたしましては、初期投資や生活資金等の自己資金が必要であることに加えまして、農地や住居等の確保が難しいことなどが挙げられますが、受け入れ側にも、Iターン希望者が必要とするきめ細かな情報提供が求められておるところであります。このため本県では、農業振興公社が新規就農の相談窓口となつて、関係機関等と連携しながら、必要な農地や研修等について受け入れ先とのマッチングを行うとともに、みやざき農業実践塾等における実践的な農業研修や、青年就農給付金等の積極的な活用により、就農定着に向けた総合的な支援を行っているところであります。さらに、本年度からは、東京有楽町に設置いたしました「宮崎ひなた暮らしUIJターンセンター」を核に、首都圏における相談体制や研修機能を強化することで、本県農業の将来を担う優秀な人材の確保・育成に努めてまいりたいと考えております。

**○清山知憲議員** さまざまな取り組み、頑張っていたいただきたいと思いますけれども。新規就農する方の気持ちになって——私も農業は素人ですから、いろいろ調べてみたところ、先ほど農業公社の新規就農相談窓口と紹介されておりましたけれども、インターネット上でもそうい



うサイトがあるんです。そこで見ると、結局、最終的には窓口の案内をされているばかりで、物理的にそこに足を運ばないと、なかなか生きた情報が入ってこなくて、私もほとんど情報がつかめなかったんです。ぜひ、そういった面からの情報提供も、いろいろ工夫を凝らしていただきたいなと考えたところでございます。

次に、ICT技術を活用したクラウド型顧客管理サービスというものについて質問してまいります。

このサービスというのは、セールスフォース社とかマイクロソフト社が提供しているもので、多数の顧客を相手としている企業において、顧客を中心としてさまざまな情報をひもづけてクラウド上で管理することで、従来の業務を効率化するだけでなく、さまざまな、営業とか顧客分析、マーケット分析の面で新しい価値を生み出しているもので——何でこんな話をするかという、最近、例えば自治体でも、そういう顧客とみなすことができるような主体を対象に、さまざまな行政サービスを展開しているんです。

先ほど申し上げた移住の話にしても、例えば移住希望者を顧客とみなすこともできますし、また、企業誘致の相手企業も顧客とみなすことができます。例えば佐賀県では、農業普及員の指導においても活用されております。これは、農家を顧客とみなして台帳管理しているのかもしれませんが。あとは、愛媛県ではサイクリングロードの管理、静岡県では防災システムにも活用されておりますけれども、このクラウド型顧客管理サービスというのを実際に我が県で導入するに当たっての課題について、総合政策部長にお伺いします。

○総合政策部長（茂 雄二君） クラウド型顧

客管理サービスは、既存のシステムをインターネット経由で利用するという事業形態でありまして、新たなシステムを構築することに比べますと、経費の節減やスピード感を持った対応が期待できると考えております。一方、インターネット上で個人や企業の情報を取り扱うこととなりますため、細心の注意が必要であり、特に外資系企業のサービスを利用する場合には、情報が海外に蓄積される場合もあり得るため、セキュリティ一面において一定の留意が必要となります。また、ICT分野は進化のスピードが非常に速く、次々に新たなサービスが登場してまいりますので、それぞれの業務においてどのようなサービスが最も効果的なのかの見きわめが難しいところであり、このようなことが課題ではないかと考えております。

○清山知憲議員 中で余り言及されませんでしたけれども、ポイントは経費節減だけじゃないですね。そこに新しい価値が生まれてくるというのが特徴で、我が県でも、例えば観光であったり、医師確保であったり、企業誘致、営農指導、さまざまな面での活用が図られる可能性があるんですけれども、試行的にでも導入していくつもりはないか、お伺いしてまいります。

○総合政策部長（茂 雄二君） クラウド型顧客管理サービスは、顧客に関する情報を的確に活用し、効果的な営業活動を行うために導入されるものでありまして、自治体の業務におきましても、利活用可能な分野があるものと考えております。現状では、経費節約の観点もあり、このようなサービスを利用せずに、業務に関する情報をエクセルファイル等で管理しているケースが多いと考えられますが、事業の効率化・高度化や、新たな事業展開も期待されますので、セキュリティ一面には十分な配慮をしながら

ら、それぞれの業務におけるサービス活用の可能性等について検討してまいりたいと考えております。

**○清山知憲議員** エクセルとかによる台帳管理からはもう脱却して、鋭意新しい技術なんかも導入していかないと、地方創生も、従来の業務の延長では、新たな価値や結果というのは生まれてこないと思うんです。ぜひ積極的に検討していただきたいと思っております。

続いて、里親委託の話に話題を移します。

知事は政策提案の中で、日本一の子育て環境ということを挙げられておりましたけれども、世の中には、保護者がいないとか、保護者による養育が適当でない、例えば虐待などの背景で、現状として、社会的に責任を持って養育していかなければいけない子供というのが、宮崎県の中でも平成25年度で476人おります。そういう子供たちはどうやって社会的に養護されているかということ、大きく分けて2通りあって、1つは、児童養護施設とか乳児院といった施設養護、そしてもう1つは、里親家庭に委託するとか、ファミリーホームなんかに委託する形での家庭養護なんです。我が国の場合は、圧倒的に施設養護に偏っている現状で、日本全体で84.4%が施設養護、家庭養護は15.6%という現状です。

しかし、全ての子供には、特定の養育者のもとで、家庭に近い環境のもとで養育される権利というのは備わっているものだというのが、完全に子供の視点に立った上で常識。世界的にはそういうことが認識されていて、そういう日本の施設養護偏重の現状を、ヒューマン・ライツ・ウォッチなんかは痛烈に批判されているわけです。厚生労働省も、里親などへの委託の推進を自治体なんかに求めている現状です。

実際に国際的には、3歳未満の子供は、ほぼ例外なく家庭養護をしなければならないということで、特に3歳未満の小さな子供だと、施設に預けると、愛着形成障害とか発達遅滞とか、そういう意味で脳に非常に悪い影響を来すということが、医学的にもさまざまな専門家から指摘されているところでございます。これは、別に今の施設を批判しているわけじゃなくて、どんなにすばらしい環境で、どんなに慈愛に満ちた施設であっても、やはり子供たちは集団生活を余儀なくされるし、そこで働いている方々というのは交代勤務で、かわりばんこで子供の面倒を見るというのは構造的に避けられない話で、絶対に、そこに24時間365日、特定の養育者のもとで子供が育っていく環境というのは難しいんですね。そこで、我が県の現在の里親委託率の現状と今後の目標値について、福祉保健部長にお伺いします。

**○福祉保健部長(桑山秀彦君)** 里親等委託率につきましては、平成26年3月末で14.1%となっております。また、目標値といたしましては、ことし3月に策定しました「みやざき子ども・子育て応援プラン」におきまして、平成31年度までに16.6%を目指すということにしております。

**○清山知憲議員** 25年度14.1%。その6年後16.6%ということで、非常に低いと思うんですね。

次に、この里親委託がなかなか進まない原因についてどう分析しておられるのか、部長にお伺いします。

**○福祉保健部長(桑山秀彦君)** 里親委託が進まない原因といたしましては、本県におきます里親制度の社会的認知度が低く、里親の登録者数がふえていないことが大きな要因ではないか

と考えております。また、実親が里親への委託を承諾しない事例でありますとか、子供がさまざまな問題を抱えており養育が難しいケースもあり、里親への委託につながらないこともございます。このようなことから、里親委託を推進するに当たりましては、里親制度についての広報啓発や、里親の養育を支援する体制の強化が課題であると認識しております。

**○清山知憲議員** 今おっしゃったように、本当に里親制度は知られていないんです。私が周りに聞いても、本当に皆さん御存じなくて、例えばインターネットなんかでも、「里親 宮崎」というふうに検索すると、ずらっと出てくるのはペットの里親募集の情報ばかりで、人間の里親については全く情報が得られないんですよ。これは、本当に異常なことです。もう一つは、実の親御さんが、施設に預けるんだったらいいけれども、里親家庭に委託するのは我が子をとられるみたいで嫌だということで、同意書の取得が難しいというお話も今ございましたが、やはりそこは、家庭養護の重要性を、子供の視点に立ってきちんと時間をかけて説明して、同意書を取得する努力というのを、児童相談所においてしっかりやっていかなければいけないと思うんです。やることはいっぱいあるんですけれども、どのように今後、里親委託を県としては推進していくおつもりなのか、部長にお伺いします。

**○福祉保健部長（桑山秀彦君）** 県では平成25年度から、各児童相談所に里親委託等推進員を1名ずつ配置いたしまして、里親への相談支援等に取り組んでいるところでございます。また昨年度は、県内3地区に里親委託等推進委員会を設置しまして、児童養護施設に配置された専門相談員や里親会と連携をいたしまして、委託

の推進に努めているところであります。さらに、今回の補正予算におきましては、里親制度の普及促進のための事業をお願いしているところでございます。関係機関と連携を図りながら、新規里親開拓のための広報啓発や、里親の養育技術向上のための研修などに取り組んでまいりたいと考えております。

**○清山知憲議員** 今おっしゃったように、この補正予算で400数十万円、広報のための予算が組まれているんですけども、新規事業で新しい予算なので、非常に期待しているんですが、児童相談所においても、国が求めているような里親委託を専門とする専任職員の配置が進んでいないなど、まだまだやることはあると思うんです。それに、最初の質問でお答えになったように、平成31年で16.6%という委託率の目標というのは、やっぱり絶対に低過ぎるんですよ。隣の大分県なんかは、平成25年度の段階で28.8%で宮崎県の2倍、その前の9年間で21%委託率を伸ばしているんです。福岡県はその9年間で25%委託率を伸ばしていて、それぞれ、例えば1年で20回にも及ぶぐらいの里親制度の説明会を県内でやったり、もしくは随時、里親制度の無料出前講座を展開していたり、本当に次の違う取り組みを大分県なんかでもされていて、すばらしいなと思うんです。この数値目標ですが、残り4～5年の間にも、社会的養護を必要とする子供というのは、我が県内でも数十人と、どんどん生まれてきて、そして、その子供たちの人生がかかっていると思うんですけれども、少しでもこの数値目標、また上方修正、改めて本気で取り組んでいくつもりはないか、部長にお伺いします。

**○福祉保健部長（桑山秀彦君）** 御指摘の目標値につきましては、過去の委託率の推移であり

ますとか、今後の里親委託推進の取り組みを踏まえまして、平成31年度までに達成すべき目標として掲げたものでございます。また、国におきましては、平成41年度までに里親等委託率を約3割とする目標を定めております。今後、県といたしましては、御紹介のありましたような先進県での事例なども参考にしながら、県の目標値、また国の示している目標値、こういったものを上回ることができるよう、積極的に各種施策に取り組んでまいりたいと思っております。

**○清山知憲議員** この分野について、ちょっと知事に思っただけでも伺いたいですけれども、この目標値、この2月に定めたばかりですから、いきなり変えるというのは難しいかもしれませんが、これを大きく上回っていただくことを期待しているんです。やはり、子育て環境日本一を目指すということであれば、社会的に責任を持って養育しなければいけない子供たちに、まず公的な政策資源を集中的に投下していくことが必要だと思います。また、児童相談所、私も先日、実際に視察させていただきましたけれども、非常にたくさんの業務に忙殺されていて、しかも女性の職員が物すごく多くて、いろんな緊急対応にも追われていて、これで本当にプラスアルファで里親委託をどんどんやっていけるのかというのは、非常に不安を覚えたところなんです。

また、実際に登録されている里親さんというのは、県内で約100人ぐらいいらっしゃるんですが、この間、実際にそのうち2人の方にお会いしましたけれども、試しに週末だけの里親とか、そういうトライアル里親のようないろんな取り組みもやっていただきたいと。そういう里親に対する支援も今後必要になってくると思う

んです。ですから、まずは里親制度の周知であったり、児童相談所の体制拡充であったり、現の里親への支援、いろいろやることはあるんですけども、知事の思いについて伺いたします。

**○知事(河野俊嗣君)** 重要な御指摘と思っただけでも伺ったところでもあります。本県は、温かい県民性、地域で子供を育てていく気風がある、そして、日本一の子育て・子育て立県を目指していく、そういう形で目標を定めておるところであります。里親制度というものは、養育者という特定の大人との愛着関係をもとに、家庭という安心できる環境の中で生育することができる、その子供の将来にとって非常に重要な環境を提供することになるのではないかと考えております。今、御指摘がありましたように、我々は、周知、またさまざまな面での理解を得る努力、取り組みという面で、もっともっとやるべきことがあるのではないかなと考えておるところであります。これまで、児童相談所の児童虐待への対応など、スタッフ体制の強化にも取り組んできたところではありますが、里親制度の周知、または市町村を初めとする関係機関との連携を強化しながら、里親制度普及促進のための事業というものに力を入れて、しっかりと子育て環境のさらなる充実に取り組んでまいりたいと考えております。

**○清山知憲議員** ぜひ、穏やかで優しい県民性というのが言葉に終わらないよう、しっかり取り組んでいただきたいと思っておりますし、来年度以降、さらにこの分野に、予算もしっかり拡充されていくことを期待しております。

次に、話題を移しますが、教育長にお伺いいたします。昨年11月、私も、高等学校での教育を量から質へ転換すべきだという話をさ

せてもらいましたが、実際にこの間、県立大宮高校にお伺いしたところ、そこでは、今までの生徒にやらせるような学習であったり、量で圧倒するような教育だと、高校3年生の後半あたりで学力が急落するような現象も観察されていたということで、ちょうど教育長が校長先生でいらっしゃるあたりぐらいから学校改革も始まってきたと伺いました。中でも、主体的な学習であったり、模試や課外授業も精選して行って、進路指導のあり方も、行ける大学じゃなくて、行くべき大学を進路指導していくというような理念で改革を進めてきたと伺いましたけれども、この取り組みについての検証であったり、教育長としての見解をお伺いしたいと思います。

**○教育長（飛田 洋君）** 宮崎大宮高校における、学びの質を高める授業改革等の取り組みの検証についてであります。本質的には、生徒が社会に出てから人生の長いスパンで検証されるべきものであると考えます。実際に私自身も宮崎大宮高校の授業参観をいたしました。生徒たちが学びを楽しんでいるという様子が見られること、あるいは生徒同士で活発な意見のやりとりをして課題に向かい合う姿が見られたことから、取り組みの成果が出てきているなと感じたところであります。また、データの的にも、毎年、高校卒業時に実施する「進路選択等に関する調査」において、課題研究について満足していると回答してくれた生徒や、創造力、表現力、自主性・積極性が大宮高校で伸びたと回答した生徒の割合が、年々高まってきているという実態がありますことや、第1志望大学に合格できる生徒もふえてきていると学校から報告を受けておりますことなどから、成果がよき方向に出てきていると考えております。

**○清山知憲議員** ありがとうございます。平成32年度からセンター試験も新しく生まれ変わって、思考力や判断力、表現力を問うような形に変わっていくことが予定されていて、今の中学1年生からそういう対応も求められるわけですが、本質的には、真の思考力を培うという意味で、大宮の取り組みというものは非常にいい方向に向かっているんじゃないかなと思うんですが、ほかの県立高校でもそういう取り組みを共有していくことができないか、教育長の見解をお伺いします。

**○教育長（飛田 洋君）** 先が見えない変化の激しい社会において、課題を明確にし、多様な人々と協働して解決していく探求型、課題解決型の能力を生徒たちに身につけさせる指導は、県として、各学校に普及していくべきものであると考えております。そういうこともあって、宮崎大宮高校における授業改革等の取り組みはいいモデルだと考えておりますので、進路指導主事や学年主任など学校の核となる教員対象の研修会等で、紹介や実践発表等をさせております。また、宮崎大宮高校においても、発信のため、他校からの学校訪問等を積極的に受け入れているところであります。時代が求める質の高い学びを、これからも機会を捉えて、県下で共有できるよう積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

**○清山知憲議員** 普通科系高校でのこういう教育のあり方というのは、我が県の将来を支えてくれる人材育成という意味でとても重要だと思うので、昨年11月議会に続いて取り上げさせていただきます。ぜひよろしく願いいたします。

続いて、ことは、中学校の教科書を採択する年で、4年ぶりなんですけれども、県内では

7つの採択地区協議会と、3つの県立中学校については県教育委員会がその採択権限を有しているわけなのですが、4年前の資料を拝見すると、それぞれの採択地区協議会では、なぜその教科書を採択したのかという理由は全然公表されておらず、また、いただいた議事録を拝見すると、およそ教科書の中身を審議しているような内容じゃなくて、教科書のサイズがどうこうだとか、かばんに入るのかとか、そういうことばかり議論されていて、本当にこれでいいのかなと思って見ておりました。中には、ひどい地区になると、一部、議事録がかなりの部分黒塗りで隠されていて、これこそ本当に情報統制なのかなと思って見ておりました。

県立中学校については、県教委も採択理由を公表されておりましたが、審査基準1の中の教科書の内容を問うようなところも、説明が不十分なところも見受けられましたし、全国でも、なかなかそういう情報の公表が進んでいなかった部分があったのかもしれませんが、文部科学省では、4月7日に教科書の採択に関する通知を出されていて、その中では、中学校における教科書採択の審議の充実と情報の公表に努めることと書いてあります。教育長の見解をお伺いいたします。

○教育長(飛田 洋君) 御指摘のとおり、教科用図書の採択において、情報の公表や審議の充実は重要であると考えております。そこで、各市町村教育委員会に対し、説明会や通知を通して、選定に至るまでの調査を丁寧に行うことや、審議の充実を図ること、採択結果や採択理由などについて積極的な公表に努めることを、指導・助言いたしてきているところであります。また、県立中学校や五ヶ瀬中等教育学校前期課程の教科用図書の採択に当たりましては、

適切な採択となるよう、丁寧な研究と審議を行うとともに、審議結果の公表をしていきたいと考えております。

○清山知憲議員 いろいろ今、審議結果の公表とかございましたけれども、それは、採択協議会などにおいても議事録の中身を公開して、採択理由についても詳しく公表していくという意味でよろしいでしょうか。

○教育長(飛田 洋君) 情報の公表につきましては、「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律」において、教科用図書を採択したときには、教科用図書の種類、採択した理由に加え、議事録等を作成した場合には、その議事録についても公表に努めるべきこととされております。このことについて、県教育委員会として、説明会や通知を通して、各市町村教育委員会に対し、指導・助言を行っているところであります。これらのことを踏まえ、それぞれの採択地区協議会において情報の公表に努められるものと考えております。また、県立中学校等につきましては、県教育委員会が、会議の議事録や採択理由等を、これまでと同様に公表してまいりたいと考えております。

○清山知憲議員 この通知の中では、高等学校においても、中学校と同様に、情報の公表と審議の充実を努めることと書いてありますけれども、この点についての教育長の見解をお伺いいたします。

○教育長(飛田 洋君) 県立高等学校の教科書採択に当たっては、県教育委員会事務局において、各学校の生徒の実態を踏まえながら、厳正な審査をし、県教育委員会の責任において採択をしているところであります。また、公表につきましては、これまで、県民の皆様からお求めがあった際には、教科書採択等の関係書類を

公表するなど、丁寧な対応をしてきておりません。今後につきましては、県立中学校等3校では45点の教科書を採択しているんですが、県立高校ではその50倍ぐらい、2,000数百点という膨大な教科用図書の採択をすることになりますことから、どのような公表のあり方が適切であるか、さまざまな角度から検討してまいりたいと考えております。

**○清山知憲議員** 教科書採択は、本当にいろいろ騒がれる分野ですけれども、政治の世界から、この教科書がいいとかいうことは絶対あってはならないと思うんです。やはり、常にゼロベースで審議の充実、きちんと中身を真摯に審議して、しかもそこに透明性を図っていくという手続に関しては、しっかり公明正大に取り組んでいただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

続いて、県立図書館の質問をいたします。知事は、日本一の読書県を目指すということを政策提案で述べておられますが、我が県の県立図書館、昨年度、資料整備費が大幅に削減されて大騒ぎになって、ことし、もとの水準に戻すということです。補正予算案でも実際に4,400万円、日本一の読書県を目指す環境整備ということで、県立図書館の予算が上がってきているんです。この4,400万円も、中身を見ると、もとの水準に戻すための資料整備費がほとんどで、純粋な意味での新規事業というのは260万円ぐらいしかないんです。160万円が日曜・祝日の開館時間の2時間延長、100万円が調査研究や職員の研修のための予算ということで、非常に私も何か寂しい思いをしたところなんです。もちろん、財政が弱い宮崎県にあって、図書館の予算の多寡を競っていたら、ほかの都道府県にかなうことはできないんですけれども。

例えば、昨年、県立図書館に元鳥取県知事の片山善博さんが来られてフォーラムに参加して——知事も冒頭の挨拶だけ来られて、その前にもいろいろ意見交換されたかもしれませんが——鳥取県では「知の地域づくり」ということで、図書館経営にもいろいろ力を入れてこられたと。そして、調べてみると、県立図書館は本庁の一つの課として独立させて、図書館長が議会なんかにも出てきて説明をするし、予算要求もするような独立した組織になってきたと。

我が県においては、図書館というのが、教育委員会の生涯学習課の中の一つの教育施設にとどまっているので、なかなか我々にとっても図書館のビジョンというのが見えにくいし、そういう予算のあり方もなかなか見えにくい、また、責任の所在も曖昧な感じになってしまう。まだまだ、そういう組織のあり方であったり、人材育成の面で図書館機能の向上を図ることができるんじゃないかなと思うんですけれども、我が県の県立図書館も、組織として一つの課として独立させていくような、そういう組織のあり方を考えていかれるつもりはないか、知事にお伺いいたします。

**○知事(河野俊嗣君)** 読書というものは、豊かな人生を送る上で必要不可欠なものであろうと。日本一の読書県を目指してまいりたいということで、その中でも、県立図書館というのは、県内の図書館ネットワークの中での中心となる、図書館の中の図書館という位置づけでありますので、その充実を図っていく必要がある。今、御指摘がありましたように、昨年、予算編成の過程の中で資料購入費の削減があって、県民の皆様にも大変御心配をおかけしたわけではありますが、まずは、それをもとの水準に

戻すとともに、単にそれを戻すだけではなく、さらなる充実を図っていこうということでのさまざまな新しい取り組みに着手をしたのが、今の状況であります。金額が小さいという話でしたが、日曜日の開館時間の延長等、また司書の充実等の人的な対応の強化というのも図ったところであります。

今、図書館の組織のあり方について御指摘がありました。独立して予算要求をする、説明をする、そのような組織、鳥取県ではそのように対応されているということではありますが、今の教育委員会の位置づけの中でも十分対応は可能ではないかと思っております。図書館長につきましても、いろいろ御指摘がありました。さらなる県立図書館の充実を図ってまいりたいという思いで、名誉図書館長に歌人の伊藤一彦先生をお迎えする中で、さまざまな取り組みの充実も今、図っておるところであります。今後とも、そういう県立図書館の重要な位置づけというのを踏まえて、いろんな形での充実強化を図ってまいりたい、そのように考えております。

**○清山知憲議員** 図書館長については、今から質問させてもらいますけれども、組織のあり方ですが、生涯学習課の方々と今回のやりとりを通して、やはりちょっと……。直接、図書館長とやりとりさせてもらいたいという思いも湧きましたし、今後もしっかり、さまざまなあり方を検討していただきたいんですが、図書館長について、人事のことにしましては、平成21年度以降、毎年1年で図書館長が交代していて、歴史的に見て結構異常なんですね。ずっと歴史を見てみると、10年以上館長を務めた方が2人ぐらいいらっしゃいますし、ほかにも4年、5年というスパンで務めた館長もいますけ

れども、平成21年以降、毎年かわるというのは、結構長い歴史の中でも異様なぐらいな状況で、これだけ館長がしょっちゅうかわると、なかなか腰を据えた図書館経営の改革にも取り組めないし、我々に対して熱い思いで語ってくれることもなかなか難しかろうと思います。そうした人事のあり方についてもっと改善していく考えはないか、お伺いいたします。

**○知事(河野俊嗣君)** 一つの御意見として承りたいと考えております。図書館長のあり方について、司書資格を持った専門性が求められるという部分もありますし、図書館という組織の管理という面もあろうかと思っておるところでございます。また、その就任期間1年という御指摘がございました。これは、図書館長のみならず、例えば各部局の部局長についても、いろんな御指摘のあるところでございます。人事管理を行う上でのいろんなローテーション等を考えながらの配置であります。いずれにせよ、ここの図書館の重要性というものを踏まえて、名誉館長というような新たな形でのさらなる体制強化も図ったところがございますし、いろんな工夫をしてまいりたいと考えております。

**○清山知憲議員** 今、部局長のローテーションの関係とか言われましたけれども、本当に日本の読書県を目指すのであれば、絶対にこのままでいいとは思えないです。図書館を支える人たち、司書資格を持った専門的な職員も、もっと長期化させることもできるでしょうし——責任者は教育長なんですけれども、図書館の中の人事に関しては……。あとは、県立図書館というのは、市町村立図書館を支えるような役割であったり、学校の図書室を支えるという意味で、非常に幅広い役割を担っておられるので、今までのあり方では適切だとはどう見ても思え



ないので、ぜひ、今後も改善を図っていただきたい。知事部局としても考えていただきたいんですが、これは通告していないんですけれども、図書館の中の人事ですので、教育長に、その責任者として、今後のあり方について見解を伺いたいと思います。

○教育長(飛田 洋君) 図書館の運営で、財政的なことも大事だと思いますが、レファレンス等のサービスをするには人が一番大切だと思います。非常にこだわって人事をいたしております。記録が残る中では、司書資格を持っている職員はとしが最多であると思っておりますし、館長ともかなり議論をしております。こういう改革をしたらどうかというような。そういう問題意識を持って、今後ともやっていきたいと考えております。

○清山知憲議員 そういう議論ができる館長が、今後も2年、3年といってくれることを期待したいんですけれども、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

最後に、医師確保についての質問をさせてもらいますけれども、先日、日向の東郷病院で相次いで常勤の先生がやめられて、非常に厳しい状況に至っているというお話を伺いました。こういう自治体病院の経営であつたり医師確保というのは、基礎自治体の能力を超えている部分もあつて、県の役割というのは非常に大きいんじゃないかということ、従来申し上げていますが、特にこういう自治体病院の常勤医師確保については、県がそうやって中途の先生たち、即戦力の先生たちを不足している病院に紹介して、マッチングさせるといった医師紹介事業というのは、非常に重要だと思うんです。県が持っている地域医療支援機構の中で、医師や医学生に登録していただいてさまざまな情報を

提供する、地域医療応援団というものがございましてけれども、その応援団への登録状況について、福祉保健部長にお伺ひいたします。

○福祉保健部長(桑山秀彦君) お尋ねの「みやざき地域医療応援団」は、宮崎の地域医療を応援したいという県外の医師や医学生などを中心に登録をいただいております。その登録者数でありますけれども、ことし5月末現在で、医師が177名、医学生が541名、その他17名を含めまして、合計で735名となっております。

○清山知憲議員 医師の登録が医学生の3分の1程度ということで、まだまだ登録数をふやせるんじゃないかなと思うんです。実際に地域医療支援機構が始まって3年半ぐらいですけれども、機構を通じて紹介して就職に至ったドクターの数というのはどれぐらいあるんでしょうか。福祉保健部長にお伺ひいたします。

○福祉保健部長(桑山秀彦君) 地域医療支援機構におきましては、臨床研修医の確保でありますとか、県外医師の招聘活動などに取り組んでおるわけでございます。お尋ねの就業の実績でございますが、これまで19名の医師が県内の医師不足病院などへ就業されているところでございます。

○清山知憲議員 通告し忘れというか、今、気になったんですけれども、19人は全部公的病院のドクターですか。

○福祉保健部長(桑山秀彦君) 19名の内訳を申し上げますと、うち12名が公立病院。これは市町村立あるいは県立も入っております。それから、医師会病院などの公的な役割を果たす病院が4名、残り3名が民間の病院という内訳になっております。

○清山知憲議員 3年半で19名ということで、まだまだここも伸ばしていただきたいんですけ

れども、実際に県の紹介で就業に至ったドクターで貴重な役割を果たしておられる方もいて、本当にありがたいなと思うんです。しかし、まだまだやれることはいろいろ思いつくんです。例えば、先ほどお伺いした地域医療応援団に登録しているドクターとか医学生に対する情報提供も、現時点だと広報誌を送るとか行事の案内をする程度で、県内のタイムリーな医師募集の状況というのは全然流れてこないんです。

世の中には民間の医師派遣業をやっている会社がたくさんあって、そういうところに登録されているドクターというのは、毎週のように、ドクター急募とか、ここでこういう先生求む、何科を求むということで流れてくるんですけども、私、例えば東郷病院が非常に厳しい状況になったというのも、口づてでたまたま聞かなければわからなかったんです。きょうこの時点で、県内どの病院で何科の医者が足りないという情報は、あえてウェブサイトをのぞいて確認しなければわからない状況で、そこはまだまだ、地域医療応援団に登録している先生方に対する情報発信、どんどんタイムリーに医師急募、募集の情報を流す、そして、登録されているドクターをふやすという意味で、やることがあるんじゃないかなと思いますけれども、その辺の取り組みは、部長、いかがでしょうか。

**○福祉保健部長(桑山秀彦君)** これまでの情報発信につきましては、地域医療の情報、各病院の求人の状況であるとかそういったもの、それから、各種イベントの案内等をやってきたわけでございます。議員の御指摘のとおり、応援団に登録する方々、医師や医学生などに対する情報の提供・発信は、大変重要であると認識しておりますので、今後とも、本県ゆかりの医師、医学生あるいは研修医との交流会でありま

すとか、病院説明会など、さまざまな機会を利用して、登録者をふやしますとともに、登録された方々には、より効果的な情報発信に努めてまいりたいと思います。

**○清山知憲議員** ぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。

以上で質問を終わります。ありがとうございます。(拍手)

**○星原透議長** 次は、渡辺創議員。

**○渡辺創議員〔登壇〕**(拍手) 県民連合宮崎の宮崎市選出、渡辺創でございます。今議会では我が会派から5人が登壇をいたします。そのトップバッターとして、宮崎の今と未来に責任を持つとの姿勢で質問を行ってまいりますので、河野知事を初め、執行部の皆様には明快な答弁をお願いいたします。

今月初旬、県民連合宮崎は東北地方で会派調査を行いました。初日にほかの議員よりも一足早く仙台空港に到着した私は、震災直後だった4年前に訪れた際の光景を思い浮かべながら、一人空港周辺を歩きました。

御承知のとおり、海岸線からほど近い仙台空港は、大きな被害を受けた地域にあります。空港周辺は再整備が進み、積み上がった瓦れきや泥にまみれた廃車を目にするにはもうありません。あちこちで道路改修工事が行われ、復興関連事業にかかわる大型トラックが次々と行き交いはしますが、快晴の青空のもと、そこにはある種のどかな空気が漂っていました。

そんな中、一軒の住宅が私を現実へと引き戻しました。空港の東側数百メートル、海岸線との間にぽつんと残る2階建ての住宅は、近づいてみると、津波が襲ったのであろう東側は、全ての外壁が奪われ、柱が残るのみ。もちろん人影もありません。復興する周辺からここだけが

生い茂る雑草の中で時間がとまってしまったかのようなありさまです。津波の恐ろしさを改めて認識するとともに、どんな経緯でこの住宅だけが取り残されているのか、持ち主の人生に何が起こったのか、しばらくの間、1階が柱のみになった廃墟を見上げながら、被災地の苦しみに改めて思いをはせたところでした。

今回の調査では、岩手県釜石市を訪ね、釜石市の釜石リージョナルコーディネーター、通称「釜援隊」とも意見交換をしました。この釜援隊は、国の復興支援員制度を活用した釜石市の地域活性化のための取り組みです。銀行や商社、マスコミ、大学院など、さまざまなキャリアを持つ人材を最長5年間登用し、コーディネーターとして、復興と新しい地域資源の磨き上げ、さらには、相次ぐ取材や視察等に対するマネジメントも担っています。現在、50歳から24歳までの13人が、「地域軸」と「政策テーマ軸」に分かれて活動をしています。地域軸にかかわる隊員の多くは、復興住宅で住民とともに生活をしながら、新しいコミュニティーの形成を担い、政策テーマ軸の隊員は、観光協会やNPO、森林組合などに籍を置いて、被災地からの新しい発信に取り組んでいます。実は、私の前職の同期入社の間人も1人、今ここで活動をしておりました。この釜援隊の手法は、決して震災復興だけではなく、地方創生が取り沙汰される中、外部人材の登用によって、活性化のスキームを住民とともに築き、定着させていくものであり、大いに学ぶべきものだと感じました。

今回、改めて被災地を訪ね、復興に向けたエネルギーの高まりと、また、その裏腹に、冒頭でお話しした仙台空港近くの住宅のように、時計の針がとまったかのごとくなかなか進み出せ

ない人がいて、ものがあるということも実感をしました。河野知事にとっても被災地は縁深い地域。震災からの復興とその支援について、所感をお伺いいたします。

また、先ほどの釜援隊が中心となって、岩手県の釜石市大槌地域で住民が撮りためた写真のパネル展を行う、「復興カメラ」という岩手県の事業があります。九州での開催が非常に少ない状況のようですが、受け入れを検討してはいかがでしょうか。知事にお伺いをいたします。

壇上から知事にもう一問お伺いします。

国会では、集団的自衛権の行使を含む安全保障関連法案が審議されています。先日の衆議院憲法審査会では、自民党推薦を含む3人の参考人全員が、「現憲法下での集団的自衛権行使は違憲」と陳述しました。憲法改正の発議という正攻法ならまだしも、国際的な安全保障環境の変化という言葉で危機意識をあおり、国家の基本原則である憲法をないがしろにしようとする安倍政権の手法に正当性はなく、立憲主義の立場からも許されないと考えますが、知事の所感をお伺いいたします。

残余の質問は自席から行いますので、御答弁のほど、よろしくお願ひいたします。(拍手)

[降壇]

○知事(河野俊嗣君) [登壇] お答えします。

まず、東日本大震災の復興の現状等についてであります。被災地におきましては、先月、JR仙石線が全線運転再開し、また、災害公営住宅の整備が進められるなど、各分野で復興に向けた取り組みが進められている一方、21万人の方が今なお避難生活を余儀なくされているなど、復興はいまだ道半ばであると認識をしております。私も、宮城県時代の知人とメール等で

やりとりをしておりますが、まだまださまざまな課題があるということを実感しておるところであります。本県では、「みやざき感謝プロジェクト」という位置づけで、職員を派遣する、また、高校生を研修・交流というような観点からも派遣しておるところであります。さまざまな活動により、被災地の支援に取り組んでおりますが、今後とも、復興に向けた支援を息長く継続してまいりたいと考えております。

お尋ねのありました写真展につきましては、4月に山形屋において実施をされたということですが、東日本大震災の被災地を日本全体で支えていく、そして、忘れない、しっかりと伝えていくというさまざまな観点からも、大変意義あるものと考えておるところでございます。ことしは、本県に大きな被害をもたらした平成17年の台風14号の災害から10年となるわけです。災害の記憶を風化させることなく、長く伝えていこうということで、テレビCM、またシンポジウム等を通じて、県民の皆様にお伝えしておるところであります。東日本大震災の状況、また、こういう大震災・津波への備えという観点からもこれを伝えていくということで、御提案も含めて、来年は大震災から5年という節目を迎えるところでもあり、さまざまな形で、市町村また関係団体とも連携する中で取り組みを進めてまいりたいと考えております。

次に、安全保障関連法案についてであります。現在、国会において議論されております安全保障関連法案につきましては、武力行使の要件の見直しなど、我が国の安全保障政策の大きな転換点になるものと考えております。今回の見直しに関する政府の考え方の根底には、世界各地においてさまざまな紛争が生じるなど、我

が国を取り巻く安全保障環境が大きく変化していることを踏まえ、我が国や国民のためと、強いそのような思いがあるものと考えております。その一方で、報道によりますと、さまざまな立場の方々から、慎重な対応を求める意見も数多く出されているところでもあります。この問題は、国の根幹にかかわる極めて重要な問題でありますので、政府においては、その背景や内容を十分に説明し、国会においては、幅広い国民の意見を十分に踏まえながら、丁寧かつ慎重に議論を行っていただきたいと考えております。以上であります。〔降壇〕

**○渡辺 創議員** ありがとうございます。安全保障法制のことについては、また、さまざまな議論、この議会でもあるかと思っておりますので、後に譲りたいと思います。

それでは、今議会に提案された補正予算案についてお伺いをいたします。

細かい内容については委員会審議に委ねますが、今回の補正予算案は、昨年12月の知事選で再選を果たした河野知事にとって、改めて県民の負託を受けた上での河野カラーを鮮明に打ち出すことが可能になる肉付け予算だったと考えています。今回、その編成に当たってのポイントをどのあたりに置いたのかを、知事にお伺いしたいと思います。

**○知事(河野俊嗣君)** 今回の6月補正予算は、政策的事業、新規事業を中心とした、いわゆる肉付け予算として編成をしたところですが、当初予算と合わせた平成27年度の予算につきましては、厳しい財政状況を踏まえ、さまざまな課題に的確に対応しながら、私の政策提案等の内容も実現をしていく、そのような思いで編成をしたところでございます。その中でも、1つ例を挙げますと、例えば防災・減災対

策につきましては、公共事業の追加措置を行い、自然災害から県民の生命と財産を守る対策を行うとともに、大規模災害対策基金への27億円の追加造成を行いまして、今後5年間にわたり、避難タワーの設置への支援、災害時に的確に行動できる人づくり、また広域連携体制の整備など、これまでの国内を襲ったさまざまな災害の教訓というものを踏まえて、本県の総合的な災害対応能力の強化に前倒しで取り組むこととしておるところであります。

**○渡辺 創議員** 私は、個人的には、知事の1期目の4年間を振り返ったときに、副知事2人制の導入というのは、非常に大きな出来事の一つだったと思います。執行部の幹部の厚みを増して、よりいろんなことに対応できる体制をつくったということだと思っています。そういう意味では、今回の補正予算は、両副知事にとっても、それぞれ与えられたミッションをこなしながら、いわば河野カラーを出していくために重要な位置づけの補正予算となったと思いますが、両副知事の今回の補正予算にかける思いをお伺いしたいと思います。

**○副知事(稲用博美君)** 今回の補正予算は、河野県政の2期目のスタートとなる予算であります。そういうことから、知事の政策提案、そして、今議会に提案しておりますアクションプラン、こういったものの中での事業をどういうふうにして反映していくか、そういう基本的な点をまず第一に考えました。それからまた、私も県内いろいろと行って、市町村、それから地域の団体の方とお話をすることがありますので、その団体の方たち、地域の人たちの声というもの、また私自身が目で見、肌で感じたものを、予算の中でどう生かしていくのか、そういうことを考えながら編成に臨んだところです。

特に、地方創生ということが言われておりますので、その主体になります地域をしっかりと支えていくということを念頭に置きながら、予算編成を行ったところでございます。

**○副知事(内田欽也君)** 副知事2人制のもとでは、私は、国とのパイプ役ですとかインフラの整備の推進など、これまでの自分の経験などを県政に生かすということが役割の一つであると思っております。その際、知事の「対話と協働」という方針のもとで、できるだけ多く地域の生の声を把握したいと思ひまして、各種産業界の方々とも意見交換をしまいいりましたし、そこでの意見を反映させるということに一つ努めてきたつもりでございます。さらに、宮崎のポテンシャルを生かした政策立案という観点から、例えば、2020年オリンピック・パラリンピックを見据えたプロジェクト、あるいは宮崎のキャッチフレーズなど、これらの政策をどう予算に反映させていくのか、こういう観点でも今回の予算編成に取り組んだところでございます。

**○渡辺 創議員** ありがとうございます。3人の県幹部のそれぞれの思いを伺ったところですが、私は、今回の補正予算案は、まさに「対話と協働」という河野カラーが明確に反映された補正予算ではないかという印象を持っています。ただ、「対話と協働」というカラー自体が非常にバランスのとれたものですので、少しファジーな色合いですから、なかなかエッジがきいたように見えづらいという特徴はあるかもしれませんが、1期目から知事が根気強く唱えて、県内各地を歩かれて話をくみ上げていくという作業の中で、今回の補正予算ができたという理解をしているところです。

今回の新たな取り組みの中で、4億円の知事

特別枠を設定して、従来の枠外で、その大半が新規事業、一部は改善事業ということもありましたけれども、21事業を計上していらっしゃる。昨年の11月議会の一般質問で、私も、職員の皆さんが積極的に宮崎の未来につながる事業にチャレンジして、事業の成果をすぐに追い求めるのではなくて、知事が後押しをして、可能性を大事にするような予算枠をつくってはいかがかという趣旨で質問をしました。その際に、知事の未来創造枠とか知事のこだわり枠という提案をしたところでしたが、今回の知事特別枠には同じような思いがこもっているのではないかと勝手に想像しておりますが、知事のこの枠に込められた思いをお伺いしたいと思いません。

**○知事（河野俊嗣君）** 予算編成作業というのは、県庁組織の仕事の中でも最も政策形成という意味でも重要で、また、伝統的にその型が決まっているものであるということ、そしてさらに、財政的な制約がある中で、どうしても発想も含めて枠内に閉じこもってしまうことがあろうかと心配をしておるところであります。今、宮崎がさまざまな新時代を迎えて、攻めの姿勢で取り組んでいきたいというときに、新たな発想がなかなか生まれてこない、そういう懸念があるということ、それから、現場で頑張っている担当職員の思いというものを直接聞いてまいりたい、そのようなことで今回のような取り組みをしたところでありまして、従来の新規事業要求枠にとらわれず、別途、予算を確保し、また、財政課や総務部長の審査・査定を行うことなく、知事ヒアリングにおける説明者を、担当部長ではなしに、担当者から直接話を聞いたところでもあります。この結果、21の事業を特別枠ということで措置したところでありま

すが、例えば、チームみやぎきスギ海外展開促進事業のように、最前線の現場にいる職員が直接経験し、肌で感じたことを通じて構築した事業でありますとか、不妊不育治療、そういった意欲的な取り組みというものを事業化することができたのではないかと考えております。また、担当者から直接説明を聞くことによりまして、その熱意というものを自分自身も肌で感じましたし、また、県庁組織の中にも、少しいろんなことを考えてみよう、また、いろんな意味での刺激を与えることができたのではないかと考えております。この経験を踏まえて、今後、予算編成も含め、県庁組織のあり方についてもしっかりと今後に活かしてまいりたいと考えております。

**○渡辺 創議員** 知事の今込められた思いが、県庁の中での新しい胎動となって、宮崎の未来への可能性が大きく広がるようになることを期待しておりますので、来年度以降も同じような思いが続くことを期待しております。

続いて、県の広報宣伝戦略についてお伺いします。

先月の26日の定例記者会見で、知事は、宮崎県の新しいプロモーション戦略のキャッチフレーズ「日本（にっぽん）のひなた宮崎県」とロゴマークを発表されました。自虐的な内容も含めて、インパクト重視のプロモーションが目立つ中で、宮崎県らしさと温かみがじんわりと伝わっていく、いいコピーではなかったかと思っております。私も、1期目の4年間、しつこいほどに統一的な広報宣伝戦略の必要性を説き続けてきた立場として、今回の取り組みがスタートしたことを素直に喜びたいと思っております。今後の展開について、商工観光労働部長にお伺いします。

○商工観光労働部長(永山英也君) 「日本(にっぽん)のひなた宮崎県」のプロモーションにつきましては、現在、ポスター1,000枚、チラシ3万枚を作成しまして配布・掲示を行うとともに、県ホームページの掲載や名刺での活用を行っております。また、県内では、新聞一面広告、県政テレビ・ラジオ番組での広報に加え、市町村、民間団体等へのロゴ活用の働きかけなどを行っております。さらに、県外では、「宮崎ひなた暮らしUIJターセンター」での活用を行っております。今後は、首都圏での屋外広告を初め、専用のホームページ開設や動画の配信、マスメディアと連携した広報・宣伝など、さまざまな手法を組み合わせながら、効果的なプロモーションを展開してまいりたいと考えております。

○渡辺 創議員 今回の補正予算の中でも、展開費用として3,000万ほどの予算が計上されていると思います。メッセージはじんわりと効いてくるとしても、県の動きは早いにこしたことはないだろうと思っておりますので、今後の動きを見守りたいと思います。

同時に、この手のプロモーションは、いかにして県民や県内企業・団体も巻き込んで、参加型のプロモーションとして展開していくかということが、成功の鍵だろうと思っております。例えば、移住促進をメインテーマに据えた高知県の「高知家」、一つの家族だというプロモーションは、昨年度は、「高知家のおすそわけ」というふうに発展的に展開されていまして、農産物も含めて、高知のよさを日本中の人にお裾分けするという展開が進んでいます。高知県は、スタート当初から、このプロモーションの推進のための寄附金を募金箱のような形で集めて、100円以上寄附した方は、スーツの襟につけ

るようなピンバッジを受け取れるようにして、高知の町を歩くと、銀行の方だったり、県庁の方だったり、いろんな方がそのピンバッジをオリンピックのピンバッジのようにつけているという展開も行っていました。また、町中にもポスターがあふれるという状況があって、非常に官民を巻き込んだうまい回し方だったのかなと思っておりますけれども、県民を巻き込んだ情報発信の必要性について、商工観光労働部長にお伺いします。

○商工観光労働部長(永山英也君) プロモーションの推進に当たりましては、県のみならず、県民の皆様や市町村、民間企業・団体と一体となった取り組みが必要であると考えております。そのため、ひなたロゴマーク等については、県に届け出ることなく、誰でも自由に活用いただけるようにしております。既に民間企業では、名刺や商品へのロゴの掲載、横断幕の掲示などが行われ、個人でもブログで情報発信を行っていただいておりますので、大変ありがたく、心強く感じているところであります。現在、県では、県民参加型のプロジェクトの第1弾として、「ひなたのチカラ・フォトコンテスト」を実施しております。今後も、民間企業・団体等との連携事業など、他県の状況も参考にしながらでありますけれども、県民の皆様を巻き込んだ取り組みを積極的に推進してまいりたいと考えております。

○渡辺 創議員 何をやるかを押しつける気はありませんが、ピンバッジ等はすぐ簡単にできるような気もしていますので、期待したいと思います。

続けて、知事にお伺いいたします。みずから「日本(にっぽん)のひなた」を発表されたわけですが、そのイメージをできるだけ早

く、広く、そして底がたく多くの皆さんに伝えていくという意味では、宮崎県にゆかりのある著名な方々の協力を得るのも一つの方策かと思えます。言うまでもありませんが、先ほどの高知家でいえば、広末涼子さんが協力をしていらっしゃると思います。決してこれは高い広告費を使えという意味で言っているのではなくて、群馬県の桐生市で、篠原涼子さんが協力をされたポスターが非常に話題になっていたりするような事例もありますので、検討の余地はあるというふうに思います。知事に、このプロモーションにかける思いも含めて、著名人の皆さんの御協力についてどうお考えか、お伺いしたいと思います。

**○知事(河野俊嗣君)** 今回の「日本(にっぽん)のひなた宮崎県」のプロモーションというのは、今、御指摘がありましたように、ほかの県がやっているような多少自虐的なインパクトの強いものとは違う。ただ、県民も含めて、宮崎のファンの多くの方が共感できるものとして築いたものでありまして、一過性のものにするのではなく、今、部長が答弁しましたように、県民も含めて全体でやっていくこと、県庁が行っている県のPRということだけではなく、より広がりを持たせることが重要であろうかと考えております。息長く取り組んでまいりたいと考えておるところであります。御指摘のように、著名な方の発信力を活用することも大変重要であろうかと考えております。

県では、今、多くの各界で活躍されている方に「みやざき大使」をお願いしておるところでありまして、「みやざき大使」の皆様にも、この「日本(にっぽん)のひなた宮崎県」のプロモーションへの自主的な協力というものをお願いしておるところであります。思い浮かべる

県出身の方、ゆかりの方というのは、まさに「ひなた」を象徴されるような、イメージできるような方ではないかなと思っております。今後、いろんな形での御協力、また御支援をお願いしてまいりたいと考えております。

**○渡辺 創議員** 今、知事みずからおっしゃいましたが、イメージできる方は、決してそのイメージとかけ離れていないということのようですので、ぜひ、今後の取り組みに期待をしたいと思っております。

続いて、テーマを変えますが、国体招致に関係してお伺いをいたします。

宮崎県は、平成38年の第81回国民体育大会及び第26回全国障害者スポーツ大会の招致方針を決めたわけですが、招致に向けた取り組み状況を、教育長にお伺いいたします。

**○教育長(飛田 洋君)** 開会日に知事から御報告がありましたが、平成38年の国民体育大会及び全国障害者スポーツ大会の本県開催の要望書を、文部科学省や関係団体に、県として提出してきたところであります。その際、文部科学大臣から、「宮崎県は取り組みが早いですね」というお言葉をいただきました。早期の招致要請に向け、御支援、御理解をいただいた県議会を初め、市町村や関係団体等の皆様に、改めて感謝を申し上げたいと思っております。

現在、東京オリンピックや国体開催を見据えて、選手・指導者の育成強化等に取り組むとともに、国体開催までのスケジュール案を作成しているところであります。今後、総合計画の策定や推進体制の整備、さらには、施設整備計画の策定など、着実に準備を進めてまいりたいと考えております。

**○渡辺 創議員** 昨年度は、県議会でも、国体招致に関する調査を行うスポーツ振興対策特別



委員会を設置していただきましたので、県内の体育施設が大方どういう状況にあるかというのは、ある程度理解をしているつもりです。メインとなることが想定される宮崎県内の競技場というのは、大方のものが1巡目国体に向けて整備されたものであって、市町村所有の施設に関しても厳しい現状が予測をされていますが、国体に向けた施設整備に関する基本的な考え方を、教育長にお伺いしたいと思います。

**○教育長(飛田 洋君)** 昨年度の長崎国体の競技種目は41競技でありましたが、平成38年の本県開催が正式決定しますと、おおよそ40競技を実施するための施設を確保する必要があります。施設整備につきましては、日本体育協会が定める国体の基本方針において、「できるだけ既存施設の活用に努め、新設・改修に当たっては、大会後の地域スポーツへの活用を考慮し、必要最小限にとどめること」と定められております。こうした方針を踏まえながら、既存施設の改修や一時的な特設会場の設置、隣県施設の活用、さらには、国体開催後の利活用も含め、総合的に競技施設の整備について検討してまいりたいと考えております。

**○渡辺 創議員** 今、教育長の御答弁にありましたように、既存施設の活用というのが基本線だということは、近年の国体では明らかになっているところだと思います。しかし、残念ながら、宮崎県内の施設の状況を見たときに、既存施設の一定程度の規模までの改修なりで対応し切れるかどうかというのが一番の問題だろうと思っているところです。施設の整備に当たっては、当然、大規模な財政措置が必要になるということは明らかかと思えます。この間、来年の国体を控えた岩手県に調査に行き、お話を伺ってきたんですが、岩手県は、全ての競技を県内

で開催する完全国体を行う予定になってはいますが、施設の施設の新設はゼロという状況です。改修のみの非常に節約型の国体を想定していて、それでも国体の開催関連経費は、障害者スポーツ大会も含めて120億円となっています。そのうち県負担の施設整備にかかわるお金が約30億円、そして、先ほどの120億円の枠外に、市町村負担の施設整備費が40～50億円かかるという見通しになっています。再度申し上げますが、岩手県の場合、新規建設と大規模改修はゼロという超節約型の国体でもこの水準ということになります。宮崎国体に向けた施設整備に係る財政負担のあり方について、基本的な考え方をお伺いしたいと思います。

**○教育長(飛田 洋君)** 本県のスポーツ施設につきましては、国体の施設基準を満たしていない施設や老朽化が進んでいる施設があり、改修などの対応が必要となっております。このような施設の改修につきましては、本県の財政状況を踏まえ、大きな財政負担になると認識いたしておりますので、県と市町村のどの既存の施設で実施できるかや、また、隣県のどのような施設が活用できるのかなどを検討するとともに、例えば、施設整備に社会資本整備総合交付金やスポーツ振興くじ助成金などの補助制度の活用はできないかなどについても、総合的に検討してまいりたいと考えております。

**○渡辺 創議員** 今の教育長の御答弁の中で、「国体の競技基準を満たさない施設」という内容がございました。少し県民の皆さんにわかりやすく整理をしていきたいと思うんですけれども、現時点の県有財産といえますか、宮崎県内にある体育施設で考えた場合に、県有施設以外に選択肢がない競技で、かつ、その県有施設が国体の競技基準を満たしていない競技、もしくは

は競技場というのは、具体的にどの競技場ということになるのでしょうか。

○教育長(飛田 洋君) 現在の日本体育協会が定める国体の施設基準によりますと、例えば県総合運動公園陸上競技場で国体の総合開会式を行うとすれば、観客収容人数が基準の3万人に達していないこと、夜間照明施設や大型映像装置がないため、大会運営に支障を来すことなどが予想されます。また、県総合運動公園のプールにつきましては、電気掲示用の折り返しタッチ板の設置が求められますが、タッチ板を設置するとプールの長さが50メートルに満たなくなること、水球やシンクロナイズドスイミング会場としては水深が足りないことなどの課題がございます。

○渡辺 創議員 今の教育長の御答弁の中でも、国体の中心的な種目である競泳等に関するプールであったり、または開会式にかかわる施設に大きな課題があるということが明らかになったかと思えます。先ほど例示をしました岩手県の場合で、施設整備費は県の負担が30億円程度という話をしましたが、その他の例を調べてみると、和歌山県では、県営陸上競技場の改修に50億、そして、競泳用のプールにも数十億というレベルで費用がかかっているというのが、近年の実例のようです。今、いろいろとお話をいただきました宮崎県の現状を考えれば、岩手県程度の財政負担では恐らく済まないだろうということは容易に想像ができるわけですが、総務部長にお伺いをしたいと思います。また、宮崎県として開催自体が正式に決定しているわけではありませんから、一般論で結構ですが、国体の運営また施設整備に多額の資金が必要になるという状況が見通せる場合に、県としては、いかにして財源確保のための取り組みを

行うのか、今後の見通しをお伺いしたいと思います。

○総務部長(成合 修君) 国体の開催に当たりまして、その開催・運営あるいは施設整備につきましては、現在、教育委員会において調査・検討が行われておりますので、財政的負担につきましては、その結果を踏まえ、検討していくことになるかと考えております。県財政につきましては、御案内のとおり大変厳しい状況でございますが、これまで開催している他県の例などを参考にしながら、関係部局や関係機関と協議を行い、先ほど教育長のほうからも答弁がございましたように、国の交付金あるいは助成金を活用するなど、さまざまな工夫をしながら、その後の財政運営に影響を及ぼさないように、総合的に検討してまいりたいと考えております。

○渡辺 創議員 次は、知事にお伺いをしたいと思います。今、教育長や総務部長と議論をしてみましたが、さまざまな課題が国体の開催までにあるということは明らかになっていると思えます。しかし、その状況の中ですが、宮崎県は招致表明を既にしています。平成38年の宮崎県にとっては2巡目の国体のあり方について、知事はどのような基本のお考えを持っていらっしゃるか、お伺いしたいと思います。

○知事(河野俊嗣君) 私は、国体という仕組み——毎年毎年各県が持ち回りで行っていく。そのことによって、それぞれの県のスポーツ振興なり施設整備の水準を上げていく。そして、国全体でスポーツ振興等を図っていく——は、よく考えられた仕組みではないかなと思っております。ただ、それぞれの県の施設整備の状況でありますとか、競技人口なり、その後の利活用の見通し等、それぞれ違います

ので、それぞれの県の実情に応じた大会開催、また、今御指摘がありましたような施設整備というものが大変重要であろうかと思っておりますし、11年後のこの機会を捉まえて、スポーツの振興、必要な施設の整備、さらには県民の健康づくりの機会、そして、宮崎の魅力を全国に発信していく、宮崎ならではのおもてなしの大会にしたい、そのように考えておるところであります。

今、一連の負担の問題等、議論がございました。選手・指導者の育成強化、大会運営、施設整備など、さまざまな負担が生じるということではありますが、今申し上げましたような基本的な考え方のもとに、大会運営の効率化、既存施設の有効活用などの視点を持ちながら、宮崎らしい大会というものを総合的に目指してまいりたいと考えております。

**○渡辺 創議員** 知事に続けてお伺いをしたいと思います。単刀直入にお伺いをしますけれども、宮崎県の体育施設の状況は非常に厳しいものがあるというのは、現状認識としてあると思います。その状況も踏まえて、国体を開催するとなれば、先へ続く体育施設を改めて求めるという声も、既に県内でも上がっているかと思っておりますけれども、先ほど知事が述べられた基本的な国体への考え方、そして、あわせて宮崎県の財政状況等を勘案したときに、今度の国体に向けて、体育施設の新設であったりとか全面的な改修というのがあるか否か、その点を知事にお伺いしたいと思います。

**○知事(河野俊嗣君)** 国体を宮崎の実情に応じて開催したいということを申し上げたところでもあります。県と市町村がどのように競技種目を分担していくのか、そのときに、既存施設の改修なりどの程度の必要性があるのか

ということ、今後しっかり総合的に勘案していくということ。また、日本体育協会の方針、「必要最小限のもの」ということもございますので、県の財政状況等も踏まえながら、総合的に判断してまいりたいと考えております。

**○渡辺 創議員** 総合的に判断されるということでしたが、県内でも既にいろんな声も上がっているようですし、特定の競技団体では、国内団体のトップのような方が来られて、知事に要望活動もされたように新聞等では見ております。県内でもさまざまな意見が出てくるかと思っておりますので、財政上の覚悟も、県民としてはしなきゃいけないということだと思いますから、やはり早い段階での方向性を示すというのが大事かなと思っております。

もう一問、知事にお伺いをします。先ほど来、岩手県の例を参考にしていますが、文部科学省の国体の運営補助金は3億8,000万程度、施設整備に関するtotoの補助金は、いろいろかき集めてきても、岩手県では県内施設全部で13億程度ということでした。つまり、国からほとんど資金は期待できないというわけですから、この状況で恐らく、いざやるとなれば、宮崎県のトータルの負担が100億を下らないということは間違いないだろうと思います。当然、その財源を確保するに当たっては、基金を立ち上げて、数年間にわたってほかの部門への予算を抑制的にしながら必要経費を積み上げていって、単年度の負担が重たくなり過ぎないようにする、そんなふうにして財政負担の平準化を図るというのが一般的なんだろうと思いますけれども、基本的な考え方としては、国体をやるとなれば、そういうふうな手段をとっていくということで、知事のお考えはよろしいでしょうか。

○知事(河野俊嗣君) 国体開催に向けた施設整備だけに限定してその財政負担を考えましても、各県の置かれた状況、その時点での国体開催での施設整備の状況というのは、各県かなり違うわけでありまして。ただ、宮崎の現状を踏まえますと、かなり老朽化した施設が多いということで、相当な負担が見込まれるということでもあります。今、御指摘がありましたような、今後、基金の積み増しによる備えでありますとか、国からの交付金等の活用、また起債による負担の平準化など、さまざまな方法により、後の財政運営に影響を及ぼさないような財政運営というものが必要であろうかと考えておりますし、国体開催のためだけの施設ということではなしに、その先を見据えた施設のあり方というものをお勧めしながら、しっかりと堅実な財政運営も考えながら取り組んでまいりたいと考えております。

○渡辺 創議員 今、やりとりを通して、少し問題の整理ができたんじゃないかなと思っていますところなんです。決して国体開催がいけないと言っているわけではありません。県議会でも決議をしているわけですし。しかし、招致に取り組むということを決めた以上は、やはりできるだけ早い段階から、抱える課題が何になるのかということをお聞きしたいと思っております。国体、11年後といえどもまだ先のことのようにも感じますが、財政負担の平準化を図るということになれば、その取り組みが始まるのは11年先の話ではないはずですし、ただでさえ県の財政調整のための基金は額が年々目減りをしていっている中で、今回の補正では227億の残高ということになっています。施設整備の負担が膨らんでいくことによって、先ほど知事の御答弁

にありましたけれども、せっかく減らしてきた県の借金を改めてふやさないやならないということも、複雑な思いもあるということかと思っております。さらに、宮崎県では、防災拠点庁舎であったり、県立宮崎病院の全面的な改修というのが予定されているわけで、県民にとってこれからはしばらくの間、公共事業といえますか、県の新しい施設整備に非常に負担が高まるという意識が広がっていくのも、やはり丁寧にケアをしなきゃいけない問題だと思っていますところでの質問でしたので、そういうスタンスでの質問であったと御理解を賜りたいと思っております。

続けて、次のテーマについて質問をしたいと思います。総合型地域スポーツクラブについてお伺いをいたします。

これも、これまでの4年間にも何度か取り上げてきましたけれども、まず教育長にお伺いをしたいと思います。総合型地域スポーツクラブに対する支援のあり方について。現在の総合型クラブの設置状況と、支援についての県の基本的な考え方をお伺いいたします。

○教育長(飛田 洋君) 本県では、15市町村で30の総合型スポーツクラブが設立され、現在、2つの町でクラブ設立に向けた準備が進んでおります。クラブは、会員から会費を徴収し、自主運営することを基本としており、県といたしましては、自立運営に向けての人材育成を図ることを支援の中心としております。そのような方針のもと、各クラブの企画運営をするアシスタントマネージャーの養成講習会等を開催し、関係者の資質向上を図るとともに、専門家による定期的なクラブ訪問を行い、各クラブの状況に合わせた指導助言を行うなどの支援を行っております。さらに、クラブが行っている地域での健康運動教室やスポーツイベントのた

めの補助金の交付も行っているところであり  
ます。

○渡辺 創議員 それでは、今の現状を踏ま  
えた上で、県内の総合型地域スポーツクラブが  
有している課題をどのように考えているか、教  
育長にお伺いします。

○教育長(飛田 洋君) 総合型地域スポー  
ツクラブの課題といたしましては、クラブによ  
っては指導者の確保が十分ではなかったり、経  
営の中心的役割を果たす人材の確保が難しい  
ことなどが挙げられます。各クラブをさらに  
発展させていくという視点から見た課題とし  
ては、新たな会員を獲得していくための方策  
や、会員の定着を図るための方策、さらには  
、ニーズに応じた魅力あるスポーツプログラ  
ムの開発なども挙げられます。これらの課題  
のほか、スポーツ振興くじ助成の減額等によ  
り、クラブによっては運営に苦勞をされてい  
る状況もあることは認識いたしております。

○渡辺 創議員 総合型の地域スポーツクラ  
ブは、地域スポーツの新しいあり方として、  
地域住民によって自主的、主体的に運営さ  
れる公益性の高い取り組みだと思います。国  
も積極的に旗振りをしてきたわけですし、  
地域コミュニティーが有している本来的な  
機能を関係づけて生かしていくこともでき  
ると思っています。私は、少し大げさに言  
えば、スポーツという側面から地域の自治  
力を高める効果もあると思っています。宮  
崎県では、今、第二次宮崎県教育振興基本  
計画の中で、総合型については「クラブの  
設立を目指す」という位置づけになってい  
ますが、先ほど答弁にもあったように、  
既に県内には30のクラブができています。  
今、基本計画は改定の作業中だと理解を  
していますけれども、やはり本来は、もう  
一歩踏み込んだ形で、

支援という姿勢を明確に打ち出すべきだ  
と考えておりますが、教育長の御見解を  
お伺いします。

○教育長(飛田 洋君) 本県においてス  
ポーツの裾野を広げるためには、総合型  
地域スポーツクラブの協力が重要でござ  
いますので、現行の宮崎県教育振興基本  
計画では、クラブの設立を目指すことを  
主な取り組みとして明記いたしております。  
この現行の計画策定後、本県のスポーツ  
推進審議会において、生涯スポーツの推  
進を図るための人材育成が必要である  
との御意見をいただいたことなどから、  
今回予定いたしております計画の改定  
では、クラブの育成や指導者の養成・  
確保など、クラブの活性化に向けた支  
援に努めることを現行計画に加えてい  
くことを、検討いたしているところで  
あります。また、各県それぞれが、さ  
まざまな工夫によりクラブの支援をさ  
れているようでありますので、情報収  
集を進めながら、どのような支援の工  
夫ができるか、今後とも研究をしてい  
きたいと考えております。

○渡辺 創議員 支援に踏み込んでいただ  
けるということだったかと思えます。ま  
た、各県それぞれの工夫ということも  
今後調べていくというお話でしたが、  
隣県の大分県では、県のスポーツ振興  
計画の中でかなりの分量を割いて総  
合型について触れていて、将来的には  
中学校区に1つ程度のクラブの創設・  
育成、市町村への支援の働きかけ、  
拠点施設やクラブハウスの整備・充  
実というようなところまで踏み込んで  
書き込んであります。熊本県もほぼ  
同様の水準の内容が表記をされている  
と思えます。改めて、ちょっと教育長  
にお伺いしづらいですが、大分や熊  
本、隣県と比べた場合に、宮崎県の  
総合型の置かれている環境というの  
は、果たして充実

していると言えるのか、教育長の御見解をお伺いしたいと思います。

**○教育長（飛田 洋君）** 総合型地域スポーツクラブは、県民の皆さんが、誰でも、いつでも、いつまでもスポーツに親しむことができる場として、また豊かな地域コミュニティの場として、大変重要な役割を果たしていただいていると認識いたしております。そのような認識のもと、クラブへは、指導者の養成講習会等を開催することにより、人材育成を支援させていただいているほか、クラブが実施する健康運動教室等に対して補助しているところでございます。さらに、広く取り組みを奨励していきたいと考え、長年御尽力いただいたクラブを、生涯スポーツ優良団体として表彰させていただいているところでございます。今後も引き続き、市町村や県体育協会等と連携を図りながら、クラブの設立・育成の支援に努めてまいりたいと考えております。

**○渡辺 創議員** できますれば、大分や熊本の状況と比べてどうなのか——今、いろいろお考えがあって、お話がなかったところだろうと思いますので、今回はこの件、ここでとどめますけれども。私が暮らす宮崎市の東大宮地区には、NPO法人の東大宮スポーツクラブというのがあります。設立12年で、昨年度は36の定期講座を開設して、会員数も県内最多ということになっています。グラウンドゴルフやミニバレー、バレーボールなどの大会開催のほか、文科省の学校体育コーディネーター派遣事業や、市や国の委託事業、協働事業もたくさん実施をしていて、活動費を維持するために、近くの新別府川のパートナーシップ事業——県土整備部に關係しますが——等も引き受けてやっていて、まさに地域の中でのスポーツ行政というか、体

育を見ていくときに欠かせないという存在になっているクラブもあります。この間の知事の提案理由説明の中にも、「県民の誰もが健康増進や体力向上を図り、「スポーツの豊かな文化を享受できる社会」を実現する」とあります。この観点で言えば、総合型地域スポーツクラブの貢献というのは非常に大きいと思いますので、ぜひ、総合型にかかわる皆さんが、宮崎県は総合型の価値をきちんと評価して応援してくれているんだということが実感できるような対応をいただきたいと思います。最後にしますが、教育長、御所見がありましたら、お伺いしたいと思います。

**○教育長（飛田 洋君）** 議員が今御指摘のように、本当に幅広い活動を積極的にやっただいて感謝しておりますし、スポーツの振興のみならず、健康づくりとか地域コミュニティづくりに大きな貢献をさせていただいていると感謝いたしております。総合型地域スポーツクラブの支援につきましては、九州の各県の状況も調べておりますが、本県として何ができるかということ、引き続き、積極的に情報収集しながら検討してまいりたいと考えております。

**○渡辺 創議員** ありがとうございます。

次のテーマに移ります。先ほど清山議員からも冒頭の発言でありましたけれども、国政・地方選挙を問わず、投票率の低下に歯どめがかからないという状況が続いています。まず、この状況に対する県選挙管理委員会の認識をお伺いしたいと思います。

**○選挙管理委員長（後藤仁俊君）** 4月に執行した県議会議員選挙では、これまでで最も低い42.52%の投票率にとどまったところであり、大変残念に思っております。今回の県議選を含め、各選挙の投票率は全体的に低下傾向にあり

ますが、選挙が民主政治の基盤をなすものであり、政治に参加する最も重要な機会でありますので、極めて憂慮すべき状況にあると認識しております。

**○渡辺 創議員** 正直なところ、今の現状というのは、候補者として選挙に臨んでいる私どもとしても、低い投票率には焦りと一抹のむなしさも感じるころですが、県選挙管理委員会ではどのような啓発策をとっているのか。また、投票年齢の引き下げがきょうにも国会で決まる状況の中で、若年層の投票参加に向けてどのような対策を講じているのか、基本的な考え方を伺います。

**○選挙管理委員長（後藤仁俊君）** 選挙管理委員会では、選挙の際には、テレビ、ラジオ、新聞広告、ホームページなど各種媒体を活用した広報に加え、大型商業施設や大学などでの啓発活動に取り組んでおります。また、選挙時以外にも、若者の政治参加意識を高めるため、政治と生活とのかかわりについて意見交換を行う「しゃべり場せんきょ」や、政治や選挙に関する意見発表会「わけものの主張」を実施するとともに、大学生で構成する学生選挙サポーターの育成・支援にも取り組んでいるところであります。選挙権年齢の引き下げによりまして、今後、若者向けの啓発がますます重要となりますことから、教育委員会や市町村選挙管理委員会など関係機関と連携をしながら、多くの若者が政治や社会に関心を持ち、投票を通じた政治参加につながるような啓発活動に取り組んでまいりたいと考えております。

**○渡辺 創議員** 先ほども少し申し述べましたが、15日の参議院の臨選特で、選挙権年齢の現行の20歳以上から18歳以上に引き下げる公職選挙法の改正案が全会一致で可決されて、きょう

10時から開会している参議院の本会議で採決が行われているはずですので、恐らく既に成立したか、間もなく成立するという状況かと思えます。来年の参院選からは全国で240万人、宮崎でも恐らく2万人強の有権者がふえるということになると思います。先ほどの答弁の中にもありましたが、投票率の低迷が続くという状況の中では、若年層に公民権の行使である投票を行わないという風潮が今あることが問題だと思っていまして、きちんとその行使をするということをお教えるのか、学習してもらう必要があると思います。その意味では、つい最近までいた学校というところで教えることが一番効果的ではないかと思えますけれども、この公民権行使の重要性について、教育委員長、教育長に、それぞれ伺いたいと思います。

**○教育委員長（島原俊英君）** 選挙などを通して政治にかかわるという公民権の行使につきましては、民主主義国家を支える重要な行為であると認識しております。特に若い世代の投票率が低くなっていることは、非常に残念であると考えています。学校教育の役割は、子供たちの自己実現を助けること、そして、社会の次の担い手を育てることだと思っています。そのためには、子供たちに地域への関心を高め、ともに議論を深めながら、よい社会をつくっていくという意欲を持たせること、公民として自分は社会のために何ができるのかという気概を持たせる教育を、本県として推進してまいりたいと考えております。

**○教育長（飛田 洋君）** 子供たちが我が国のありよう、そして宮崎のありようについて関心を持つことは、大変重要であると認識しております。ある年の成人式で新成人にインタビューをしている場面を見たことがあります。「あ

あなたは政治に何を期待しますか」という質問に対して、ある若者は、「アナウンサー、何でもそんなことを聞くんですか。「あなたは社会のために何をしてくれるんですか」となぜ聞かないんですか」と答えた若者がいました。そういう若者をふやしていきたいと思っております。本県の若者が、我が国や郷土に対し貢献したいという気概を持ち、公民として、主体的にその役割を果たせるような人材を育成する教育を、今後とも目指していきたいと考えております。

○渡辺 創議員 ありがとうございます。

続けて教育長にお伺いをしますけれども、今回の投票年齢の引き下げによって、来年の参院選挙では、現役の高校生が投票権を持つという状況になります。現在の小・中・高校における選挙に関する学習の状況についてお伺いします。

○教育長（飛田 洋君） 選挙に関しましては、例えば小学校では、議会制民主主義の仕組みを教え、間接的に政治に参加していることを学んでおります。中学校では、投票率の低下、一票の格差など、選挙制度が抱えている課題を取り上げ、その解決に向けた方策を考える学習などに取り組んでおります。高等学校では、国民の政治参加の重要性やその義務を理解させたりするなどの学習を行っております。また、児童会活動や生徒会活動において、選挙や話し合い活動など、実体験を通して自治の仕組みについて学習する取り組みも行われております。さらに、本県においては、地域の課題解決や、よりよい社会のあり方について、実際の議場を使用して行う子ども議会や、市政に提言を行うバーチャル市役所などの取り組みもなされているところであります。

○渡辺 創議員 それでは、今回の投票年齢の

引き下げを受けて、今後の学習のあり方にはどのような影響があるのでしょうか。教育長にお伺いします。

○教育長（飛田 洋君） 学校教育においては、これまでも政治的な中立を確保しながら、子供たちの発達段階に応じて、選挙の仕組みや将来の政治参加の重要性について理解が深まるような指導をしてまいりました。特に、18歳以上に選挙権の年齢が引き下げられることが今、国会で審議されているということですが、そういうことを考えますと、高校生には、きちんと自分で判断し、政治参加できる力を身につけさせるための指導の一層の充実が大切であると考えております。そのため、これまでの指導を充実するとともに、文部科学省から配布予定の資料等を活用するなど、丁寧で深まりのある学習を各学校で実践できるよう、校長会や担当者会を通して学校を指導するなど、体制づくりを進めてまいりたいと考えております。

○渡辺 創議員 ありがとうございます。投票年齢の引き下げに関して、学校現場の混乱や、各政党の政策や違いをどう教えるのかという点について、現場にいろいろ戸惑いがあるという報道等を目にします。ただ、私は正直、少し違和感があります。私は、まず学校現場できちんと取り組むべきことは、投票という公民権行使の重要性をきちんと子供たちに認識させるということだと思えます。普通選挙権というのは、近代民主主義が成熟していく中で勝ち取ってきた権利であるということが、極めて大事だと思います。だからこそ、社会に参画する上で極めて重要な行為であるということをお子たちに教えるに当たって、政治的な中立がどうのこうのという話にはならないと私は思っております。ぜひ、公民権の行使の重要性を丁寧に説く



ことから始めていただきたいと思います。

そのための最も適した教材の一つは、先ほど教育長の答弁の中にもありましたけれども、生徒会活動、小学校でいえば児童会活動ということになるかもしれませんが、そういう生徒会活動ではないかと思えます。生徒会活動自体が学校の中での限られた範囲でのこととはいえ、自分たちの課題を解決するために代表者を選び、代表者の組織した執行部の提案がみずからの学校生活を高めることになるのかというのを議論しながら参画していく、まさに生徒による自治と。社会に出てから自分たちが大事にしなきゃいけないことを学んでいく場ではないかと思っております。このサイクルが生徒会活動であるわけですから、政治はその延長線上にあるということ、まずは先生方に、子供たちに丁寧に教えていただきたいと思いますし、子供を持つ親としては、家庭の中でもそのことをきちんと子供たちに伝えていかなければならないと思っております。

また、生徒会の選挙の際に、例えば通常の選挙で使う機材を使うことによって、ある意味でさらに疑似体験的な要素も加わってくるのではないかと思っております。お答えくださいという予定にはしておりませんでした、教育長、御所感がありましたら、お伺いしたいと思います。

**○教育長(飛田 洋君)** 生徒会活動を子供たちにどんな形で運営させるかというのは、学校の教育活動で子供たちが自分たちで社会貢献を学ぶ上では非常に重要だと思っております。私も校長のときに、かなりそこは大胆に子供たちに託して、やりなさいということをしたところでもあります。本物の投票箱を使うというような

取り組みは、今幾つかされております。そういう事例も今後紹介していきたいと思えます。

**○渡辺 創議員** ありがとうございます。今回の投票年齢の引き下げを——選挙の根本がそれで変わるわけではないと思えますが——一つのきっかけとして、多くの有権者の皆さんが投票によって意思を示す、そういう流れに変わっていくチャンスにできればと思っておりますので、御提案を申したところで。ありがとうございました。

最後のテーマといたしますが、神奈川県川崎市との木材利用を柱とした包括的な連携協定に関して、お伺いをしたいと思います。

これまでも繰り返し質問をしてまいりましたので、今回は、その後の進展を確認するという程度にとどめたいと思っておりますが、現在の取り組み状況と今後の展開について、環境森林部長にお伺いをいたします。

**○環境森林部長(大坪篤史君)** 木材分野につきましては、本年2月に、まず川崎市において「都市の森林フォーラム」を開催いたしました。木を使うことの大切さや、本県の有する木材利用技術について広く関心を持っていただきました。また、6月5日には、逆に、30名を越す設計・建築関係者の方々が来県されまして、2日間にわたって、木材利用技術センターや綾中学校等の木造施設を視察いただいたところでございます。今後は、先方の川崎市のニーズを的確に把握するための現地調査や、関係企業等との交流会などを順次実施することにしておりまして、大都市における木材利用の促進に——これは絶好のチャンスでございますので——積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

**○渡辺 創議員** ありがとうございます。御

答弁の中にもありましたが、川崎市側のニーズを的確に捉えて、その要望にいかにして対応できるかというのが、今後の連携の大きな鍵になるんだろうと理解をしているところですので、引き続きの丁寧な取り組みをいただきたいと思っております。

続いて、総合政策部長にお伺いをいたします。これまでも、この都市間連携、今度の川崎市との連携の重要性を指摘して、その効果を、木材の利用連携だけではなくて、県政全般にわたる非常に有効な連携関係にしていくというのが、極めて大事な要素ではないかと申し上げております。川崎市は首都圏の入り口、窓口という位置づけもできるかと思っておりますので、ぜひ、強い協力関係を築いていただきたいと思っておりますが、木材利用以外のところでの連携の取り組みの状況について、お伺いをしたいと思います。

○総合政策部長(茂 雄二君) 本県と川崎市との基本協定では、互いの活力と魅力の向上に向けた幅広い取り組みを進めていくこととしておりまして、これまでに、「川崎モデル」として知られます中小企業支援の取り組みなどをテーマとしたフォーラムを、本年の3月と5月に開催するとともに、5月には、マンゴーなどの県産品の紹介・販売を行う宮崎フェアを川崎市内の百貨店で開催したところであります。今後につきましても、川崎市で開催される、先端技術見本市や約50万人の人出が見込まれます「川崎市民まつり」に出展するなど、この包括連携協定を生かし、県内中小企業の技術や本県の物産・観光を首都圏にPRしますとともに、川崎市民との交流を深めてまいりたいと考えております。

○渡辺 創議員 御答弁ありがとうございます

た。今回は、宮崎の「今と未来への責任」というスタンスで質問に臨ませていただいたつもりでおります。各テーマ、これからすぐに答えが出るということではなくて、引き続き、県政の重要課題となる部分もあると思っておりますので、丁寧な議論が必要かと思っております。今後とも、そういうつもりで臨ませていただきますが、知事を初め、多くの執行部の皆様に御丁寧な答弁をいただきましたことに感謝を申し上げます。特に教育長には、非常に大きなボリュームになりましたけれども、真摯な御答弁をいただいたと思っております。感謝申し上げます。

以上をもちまして、全ての質問を終わります。ありがとうございました。(拍手)

○星原 透議長 以上で午前の質問は終わります。

午後は1時再開、休憩いたします。

正午休憩

---

午後1時0分開議

○星原 透議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、山下博三議員。

○山下博三議員〔登壇〕(拍手) それでは、通告に従いまして、順次お伺いをしてまいります。

4月14日、今回執行されました県議会議員選挙の当選証書を授与されましたときに、我が郷土宮崎県発展にこの身をささげようと、改めて身の引き締まる思いを感じたのは、ここにおける議員全員が同様であったと思います。

私は、平成19年に初当選して以来の8年間、農業者の方々はもとより、福祉関係者、さらには商工建設業の皆様方と、地域の抱える課題等について、膝を突き合わせながら意見交換を

行ってまいりました。最近、特に関係する業界が複数に及ぶ課題として、例えば6次産業の振興についても、販売先を確保した上で、生産した農産物を加工し、付加価値を高め、効率的な輸送体系を活用して、安定的な販売をするためのさまざまな分野の連携が必要であると思っております。このように複雑化する問題解決のために、私は、「都城盆地農業を語る会」という組織を立ち上げ、これまで13回の勉強会を開催してまいりました。勉強会の主なテーマは、河野知事が政策として掲げておられる「フードビジネスの展開」を支える農業者、加工・流通・販売にかかわる内容が中心であり、回を重ねるごとに問題点も明らかになってまいりました。本県の目指すフードビジネス、6次産業化の中で、2次・3次産業の分野ではさまざまな商品開発、そして安全・安心対策事業化に向けた取り組み、東アジア、アメリカ等への販売戦略等は一定の評価はあるものの、1次産業が抱える課題として、高齢化、担い手不足の状況はますます深刻であると思われまます。3期目最初の質問でありますので、逼迫している農政問題を中心に今回はお伺いしてまいります。

最近、先進的農業者からよく相談されるのは、農業労働者の確保に向けた悩みであります。例えば、農業生産法人において従業員を募集しても、若手はもちろん、熟年層も含めて、「応募者がいない」「うまく雇用できても長続きしない」といった悩みを多く聞いております。このような中、5月18日付の日本農業新聞に、「農業法人の雇用定着、若者はなぜやめる」という特集が掲載されておりました。全国農業会議所が平成24年に行ったアンケート調査では、農業法人で就農した約半数が5年以内に離職しているというものであります。経営者か

らは、「育ててはやめ、育ててはやめの繰り返しで、イタチごっこだ」という内容で、全国でも共通する問題のようでもあります。法人経営者にとっては、規模拡大を目指して雇用を進め、将来は経営の幹部として育成することも視野に入れていたにもかかわらず、「仕事が合わない」「仕事がきつい」という理由でやめられると、経営自体の見直しをせざるを得ない状況になってまいります。そこで、次の3点について農政水産部長にお伺いします。

1点目として、本県における法人就農者の定着の状況はどのようになっておるのか。2点目として、法人の雇用労働者が集まらない、長続きしない理由についての認識と今後の対応について。3点目として、6次産業化と言われる中で、1次産業の生産力の見通しの認識についてお伺いしまして、これからは質問者席にて行ってまいります。(拍手)〔降壇〕

○農政水産部長(郡司行敏君)〔登壇〕 お答えいたします。

まず、農業法人への就農者の定着状況についてであります。本県における農業法人への新規就農者は毎年130名前後で推移しており、新規就農者全体の約半数を占める状況にあります。法人就農の定着状況につきましては、平成20年度に、本県で国の「農の雇用事業」を活用した36名の法人就農者を例にとりますと、就農定着率は、1年後で94%、2年後では61%、3年後には58%と、年々大きく減少する結果となっております。

次に、農業法人の雇用労働力の課題と対応等についてであります。本県の農業法人は745法人で、約9,400名の雇用者を抱えておりますが、「賃金体系の不満」や「人間関係の悩み」等の理由により、農業法人をやめる方も多い状況に

ありまして、このことは全国的にも課題となっております。このため県といたしましては、本年度より、県内外からの法人就農希望者を対象に、一定期間の雇成型就農研修を経て、安心して就農できる新たな仕組みの構築に取り組むとともに、定年退職者や女性等の熟練労働者を安定的に雇用確保する受け皿づくりに取り組んでおるところであります。また、経営者に対しましても、やりがいのある職場環境づくりなどの労務管理等の研修機会を新たに設け、経営者としての意識改革、資質向上を図る支援を強化することで、雇用労働力の確保、定着化に向けた努力を進めてまいりたいと考えております。

次に、1次産業の生産力の見通しについてであります。本県農業は、担い手の減少や高齢化、雇用労働力の不足、国際競争の進展など、多くの課題に直面しておりますが、そのような中であっても、農業産出額が口蹄疫発生前の水準に回復するとともに、輸出の拡大や6次産業化等のフードビジネスの進展など、成長産業化に向けた新たな取り組みも活発化しているところであります。これらの動きをさらに活性化させ、本県経済を発展させるためには、その基盤である農業の生産力強化が喫緊の課題となっております。このため県といたしましては、生産基盤の整備とあわせて、既存産地の生産体制をもう一度見直し、高い技術力・経営力を持った産地を育成するとともに、契約取引の推進や物流の効率化を進めることで、本県農業の生産力の強化を図ってまいりたいと考えております。以上であります。〔降壇〕

○山下博三議員 都城管内の数軒の先駆的な農業者の方であります。今日まで中国人の研修生を雇用しておられましたが、今、その確保も非常に厳しくなってきたおる現状であります。

せつかく50ヘクタール～100ヘクタールの面積拡大をされて今日までこられたんですが、作付も思うようにいかないようであります。この状況が続いていけば、今日までのゴボウとか里芋、ニンジン、ラッキョウ等の産地もなくなっていくのではないかと、大変心配をされているところでもあります。昨年の11月議会でも外国人研修生の受け入れ体制のことでお伺いをしてまいりましたが、外国人研修生の確保に向けては早期の対策をお願いしておきたいと、そのように思っております。

次に、本県の和牛の素牛生産、肥育農家の抱える課題等についてお伺いしてまいります。

本県は、御案内のとおり、全国和牛能力共進会2連覇の押しも押されぬ日本一の生産県であります。2年後の平成29年、開催県の宮城県はもとより、隣の鹿児島県などが死に物狂いで日本一に向けた取り組みを進めていると思われま。2020年の東京オリンピックも近づく中、何としても全共3連覇を果たしてもらいたいというのが、県民の悲願であります。

さて、前回の第10回長崎全共においては、本県は9つの出品区分に種牛20頭、肉牛8頭の計28頭を出品いたしました。鹿児島県、大分県、宮城県など、本県のライバルと言われる和牛生産県も同様に、9つの区分に種牛や肉牛を出品しております。兵庫県や島根県、鳥取県といったすぐれた種牛を輩出してきた県も含めると、雌牛改良が進んでいる県としては13道県にも上ります。3連覇を果たすべく、本県の取り組みも、生産者を初め各団体、行政区の皆様も必死で頑張っておられると感謝を申し上げます。これまでの取り組み等について、農政水産部長にお伺いをいたします。

○農政水産部長(郡司行敏君) 第11回全国和

牛能力共進会宮城大会に向けましては、県や全国和牛登録協会の宮崎県支部、関係団体で構成する県推進協議会を昨年7月に設置し、関係団体が一体となって出品対策を進めているところであります。このうち昨年度は、枝肉の審査部門であります肉牛の部に出品する候補牛を作出するため、口蹄疫後に造成いたしました若い種雄牛6頭を選定し、県内各地の産肉能力にすぐれた繁殖雌牛に交配をいたしましたところであります。また、今年度は、これら分娩された子牛の発育調査等を行うとともに、種牛の部など、他の出品区分における候補牛の作出や調査等を実施する予定であります。今後とも、県推進協議会を中心に、3連覇に向けて「チーム宮崎」として、しっかりと出品対策を行ってまいりたいと考えております。

**○山下博三議員** それでは次に、知事にお伺いをいたします。2連覇を果たした前回は、口蹄疫終息後の開催でもあり、深い悲しみと苦しみの中にあつた県民を大きな感動と勇気で救ってくれました。そして2連覇をなし遂げてからは、現在まで、宮崎牛は全国でもその名を知られ、今や海外でも人気和牛ブランドの一つとなり、知事の熱心なトップセールスの効果も加わり、大きな経済効果をもたらしております。2年後の全共での3連覇を県民の皆さんが期待されるのは当然のことと思いますが、知事の決意をお伺いしたいと思ひます。

**○知事(河野俊嗣君)** 前回の長崎大会では、口蹄疫という大変な惨禍を乗り越えての全共2連覇、日本一2連覇を達成した。これは畜産農家のみならず、農業関係者、さらには県民に元氣と勇氣を与えた、さまざまな災害から立ち上がる元氣をいただいたものと考えておるところであります。また、全共2連覇を前面に打ち出

した国内外でのトップセールスでは、宮崎牛の認知度の向上や輸出量の増大、昨年は過去最高の148トンであったわけでありましたが、私自身大きな手応えを感じておるところであります。宮崎牛が、今後ともチャンピオンブランドとしての確固たる地位を築いて日本一の称号を活用していくためには、何としてでも前人未踏の3連覇を勝ち取ることが非常に重要であると考えておりますし、特に5年後、東京オリンピック・パラリンピックで世界の注目が集まり、そして多くの方々が世界から集まる、その中で「日本一の宮崎牛」という旗を掲げることは大変重要であろうかと考えております。

一方で、戦いは非常に厳しいということも冷静に分析もしております。今回の全共は、口蹄疫後に造成をした種雄牛で戦う必要があるということ、また、戦いの場といえますか会場も宮城県、大変遠隔地であるということ、それから勝ち切ることの難しさは、きのうのサッカー男子日本代表でも感じたところであります。もし同じ程度であれば、2連覇をした宮崎とそれ以外の県とどちらを選ぶかと言われたときに、圧倒的な差をつけて宮崎が勝つこと、これが大変重要であろうかと思ひます。そういう意味でも非常に高いハードルだということも肝に銘じて、関係者が力を合わせて、何としても3連覇達成のために努力をしてまいりたいと考えております。

**○山下博三議員** ありがとうございます。

平成22年の口蹄疫の発生で、優秀な種雄牛を失っております。いろいろ話を聞いてみますと、「今回は厳しいんだ」と。そのことも、ちゃんと皆さん自覚されているんですが、生産者、団体等も総力戦で、ぜひとも3連覇を勝ち取っていただきますよう、まずもってお願いを

申し上げておきたいと思えます。

これからは農政水産部長に、14問ほどになりますが、お伺いしてまいります。よろしく願いいたします。

農林水産省が公表している平成26年2月1日現在の畜産統計資料によりますと、肉用種の子取り用雌牛の飼養頭数は、全国で59万5,200頭が飼養されておりますが、その実に半分に当たる28万頭以上が九州での飼養となっております。そのうち宮崎県が7万7,000頭、鹿児島県が11万4,700頭であります。先ほどのライバル県について、一定以上の雌牛を飼養し、将来的に子牛の供給が可能な県というところ、宮崎県と同等以上の飼育規模を誇っている北海道と鹿児島県のみで、他県は4,000頭から3万頭と、本県の半分以下となっております。雌牛の改良の進んでいる県でも、絶対的な頭数確保がなされておらず、今後は大変厳しいものがあります。

一方では素牛が減少することが懸念される中で、当面、素牛価格が下がる要素はないと言われております。先日の日本農業新聞においても、JA全農が取りまとめた5月の和牛子牛の取引結果は、1頭当たり65万1,718円と前月比1.1%高となっております。過去最高値となったということでもあります。4カ月連続の高値であり、その結果、資金力の劣る中小規模の肥育農家は、現在導入している素牛が出荷時期を迎えるおおよそ1年半後の枝肉相場が不透明なため、仕入れを控え飼育頭数を減らす動きがあり、一連の高値で宮崎牛ブランドの生産にも影響が出ないかと危惧されております。このような懸念に加え、私が意見交換を続けてきた生産者の多くは、オリンピック以降の景気減退の不安や、赤身肉を好む傾向が強まり、国内でもA4・5等級といった高品質な牛肉を食べなくな

る。さらには、現在進められておりますTPP交渉の行方への不安などで、経営の維持にも大変な不安があるようであります。このような肥育農家の現状を踏まえ、今後の見通しをどのように認識しておられるのか、お伺いをいたします。

**○農政水産部長（郡司行敏君）** 全国的な繁殖雌牛の頭数減少によりまして、今後とも子牛価格の高騰が続くものと予測され、肥育農家の経営は厳しい状況が続くものと考えております。そのため、販売力の強化対策といたしまして、県内外でのプロモーション活動に加え、東京食肉市場への生体出荷に、関係団体と一体となって取り組んでいるところであります。特に生体出荷につきましては、3年目を迎え、取引価格の向上や卸売業者からの引き合いが強まるなど、一定の成果が認められ始めておりますので、今後とも継続して実施し、宮崎牛のブランド力強化に努めてまいりたいと考えております。

また、肥育農家のコストが収益を上回った場合に、差額の8割を補填する経営安定対策、いわゆる新マル緊事業を適切に実施しますとともに、肥育一貫体制の構築による子牛確保対策を講じることにより、肥育農家の経営安定に努めてまいりたいと考えております。

**○山下博三議員** 次に、和牛素牛生産についてお伺いをいたします。都城地域において昨年7月、畜産技術員が主体となって、都城北諸県地区「人・牛プラン」が策定をされております。私は、この前文を見て大変驚いたところであり、都城北諸県地域は、本県肉用牛生産の中心的な地域であり、高齢化や担い手の不足といった課題もありますが、その基盤は盤石であったと考えてまいりました。しかし、平成13

年には繁殖雌牛飼養戸数3,290戸、飼養頭数2万8,738頭であったものが、平成26年末には戸数が1,527戸と半数以下、飼養頭数も2万508頭と大きく減少しており、このままのペースで進むと、平成32年には飼養戸数が605戸、飼養頭数も1万6,518頭となると見込まれております。この見込みを聞いて、私は、宮崎県の肉用牛の基盤を支えてきたと自負する都城北諸県地域の将来が大変厳しいものでありまして、和牛生産県としての本県の位置づけも大きく揺るがす事態が懸念されると感じたところであります。本県における和牛繁殖雌牛頭数の推移と今後の見通しについて、お伺いをいたします。

**○農政水産部長（郡司行敏君）** ただいま北諸地区の状況について御報告がありましたが、本県における繁殖雌牛の頭数は、平成22年2月時点では約10万2,000頭でありましたけれども、口蹄疫の発生や高齢化に伴う離農などによって年々減少しておりまして、平成26年2月時点では7万7,000頭となっているところでございます。今後の見通しにつきましては、平成25年度に実施いたしました農家調査で、70代以上の繁殖農家の割合が3割を超えております。また、その飼養頭数が全体の約2割を占めていることがわかっておりまして、今後も高齢者の離農が進む中で、このままでは繁殖雌牛頭数の減少傾向が続くものと思われまます。したがって、今後とも、繁殖雌牛の増頭対策をさらに強化していくことが極めて重要であると考えているところであります。

**○山下博三議員** 続いてお伺いしてまいります。JA都城の子牛競り市が、一昨日からきょうまでの3日間行われております。きょうは昨日までの結果を送っていただいたんですが、2日間で861頭出場しております。2日間の平均価

格が65万4,522円ということで、大変な高値の取引の状況であります。私が気になったのが、県外購入者の購買の状況であります。この一覧表を見てみましたら、非常に県外で購入者がふえてきているという内容であります。宮崎県の畜産協会の調べによりますと、平成24年度から平成26年度までの3年間は、県外購買者は30%後半で購買を維持しておりましたが、ここ都城JA2日間の結果を見ますと、もう半分に近く48.4%まで県外で購入者が非常にふえてきている内容であります。紹介したいと思うんですが、購買者の中には、銘柄牛を持っております米沢牛の山形県、そして飛騨牛の岐阜県、松阪牛の三重県、そして神戸牛の兵庫県、隣の鹿児島県あたりからも大変な頭数の購買が進んでいるようであります。この状況を見ますときに、我が宮崎県、地元の購買者が非常に買い負けをしている。その状況がどんどんふえてきているのかなという思いで推移を見たところであります。この状況を見ますときに、繁殖雌牛の頭数を維持していくことは至上命題だと思っておりますが、どのような対策を講じることが必要であるとお考えか、お伺いをいたします。

**○農政水産部長（郡司行敏君）** 繁殖雌牛の頭数を維持し、増頭を図ることにより、本県肉用牛の生産基盤を強化することは、重要かつ喫緊の課題であると認識しております。このため県といたしましては、新規就農者や規模拡大を希望する繁殖農家に対しまして、牛舎等の施設整備や繁殖雌牛の導入支援を行っているところであります。また、高齢農家や大規模農家の分業化・省力化という観点から、自給飼料の生産を請け負うコントラクターへの作業委託や、子牛を育成するキャトルセンターなどの施設整備も推進しているところであります。これらに加え

まして、近年、JA等がみずから行っておらず繁殖センター等の整備を積極的に支援するなど、関係者の力を結集して、課題解決に全力で取り組んでまいりたいと考えております。

**○山下博三議員** 今日、宮崎産の子牛の評価は非常に高くなっております。多くの購買者が競りに参加されております。そのため、宮崎の優秀な繁殖雌牛も県外に流出している現状であります。県内の繁殖農家においても、母牛の後継牛確保が非常に難しくなっており、これが子牛の質を下げる要素にもなっております。このことを踏まえ、県内に優秀な母牛後継牛を確保するための対策が必要と思われませんが、どのようにお考えかお伺いいたします。

**○農政水産部長(郡司行敏君)** 全国的な子牛頭数の減少により子牛価格が高騰している中で、優秀な母牛になる雌子牛の確保を図ることは、本県肉用牛の改良を進める上で大変重要であると考えております。このため県といたしましては、現在、種畜再生対策基金事業や地域肉用牛繁殖基盤強化対策事業により、優秀な雌牛の地域内保留に取り組んでいるところであります。また、昨年度から事業の拡充が図られました国の事業も積極的に活用しながら、優秀な雌牛の増頭にも取り組んでいるところであります。今後とも、国に対し、支援の充実や財源確保について強く要望いたしますとともに、このような対策を組み合わせることで実施することにより、優秀な雌牛の確保に努めてまいりたいと考えております。

**○山下博三議員** 今、待ったなしの状況になっておりますから、ぜひとも対策を講じてください。

続きまして、都城管内の肥育農家との対話の中で、スモール市場の開設の相談を受けまし

た。この方は4,000頭以上の規模であり、導入については、県外でスモール市場を中心に導入をされております。生後3カ月から4カ月で体重120キロから140キロ、価格は税込み47万円から53万円、血統のよいものは60万円もするようであります。今日の市場は、大体9カ月から10カ月で300キロ前後の牛が出場し、そして肥育農家が約20カ月肥育され、肉牛として出荷されます。つまり、生後30カ月で肉市場に出荷されず。スモール市場で導入した牛は、若齢で肥育農家に導入されますから、早期での肥育体制に入ることができます。現在、27カ月で出荷しておられますが、近いうちに25カ月齢での出荷を目指すとのことでもあります。肥育農家も早期出荷ができ、生産農家でも、担い手が高齢化した中で、早期に牛が手元を離れることにより、労力の軽減や、あいたスペースに母牛の増頭が図れるといったメリットがあると思います。それが今日のキャトルセンターであると思いますが、市場の開設を考えられないのかお伺いをいたします。

**○農政水産部長(郡司行敏君)** 現在、酪農家において受精卵移植により生産された和牛子牛を対象に、4カ月齢未満の子牛が出荷される、いわゆるスモール市場が県内2カ所の家畜市場で開催されておまして、それぞれ毎月10頭程度が出荷されているところであります。スモール市場は、御指摘にもありましたように、繁殖農家の育成期間短縮による労力軽減や、肥育農家の早期の肥育開始による早期出荷のメリットなどがございます。その一方で、繁殖農家においては、4カ月の短期間で子牛の検査等の手続を行う必要があるとともに、スモール子牛を新たに導入する肥育農家においては、飼養管理技術の習得等が必要になるなど、新たな課題もあ



ると考えております。このため、新たなスモール市場の開設につきましては、市場開設者や関係機関等の御意見を十分お伺いするとともに、県内市場の状況を注視してまいりたいと考えているところであります。

**○山下博三議員** 肥育農家から早期出荷がなされるということは、月々1万5,000円から1万8,000円の餌代がかかるわけです。3カ月短縮して出荷されるということになると4万5,000円から5万4,000円の餌代の削減ができる、そのことも前提にして、早期出荷の取り組みをぜひ考えていただきたい、そのように思っています。

次に、畜産クラスターについてお伺いをいたします。国は平成26年度の補正予算で、地域の畜産関係者が有機的に連携・結集して高収益型の畜産体制、すなわち畜産クラスターを構築し、新たな取り組みの実証や、地域の中心的な経営体の収益性の向上、畜産環境問題への対応などを進めていくことといたしました。具体的には、畜産農家や新規参入者、飼料生産のコントラクターなどが中心的な経営体となって、畜舎の整備や処理加工施設、さらには繁殖雌牛や乳用牛、種豚などの素畜の導入も図られるものであります。本県でも、平成26年度の2月補正で予算計上され、さらには今回、追加して補正予算が議会提出されております。そこでお伺いいたしますが、畜産クラスター事業の内容について、改めてどのようなものかお伺いをいたします。

**○農政水産部長(郡司行敏君)** 畜産クラスター事業は、地域の中心的な畜産経営体を核として、畜産関係者が有機的に連携・結集することで、それぞれの地域が行う生産性・収益性の向上に向けた取り組みを総合的に支援する事業であります。具体的には、地域のクラスター協議

会の立ち上げや、ブランド化による高付加価値化、エコフィードの利活用などの新たな取り組みを支援するソフト事業と、畜舎等の施設整備や飼料収穫などの機械リースを支援するハード事業の2本から成る事業でございます。この事業は、畜産農家や関係者の方々からの期待が大変大きい事業でありますので、県といたしましても、着実な推進に努めてまいりたいと考えております。

**○山下博三議員** 昨年12月に提案された事業であります。この事業については施設整備においては法人でも事業実施が可能と聞きますが、事業要望調査をどのように行ったのか。また、要望調査の結果はどうなっているのか、お伺いをいたします。

**○農政水産部長(郡司行敏君)** 畜産クラスター事業による施設整備の支援対象につきましては、クラスター協議会が策定する計画において、中心的経営体と位置づけられた生産者等でありまして、法人経営や法人化を計画する家族経営も含まれております。要望調査につきましては、現行の27のクラスター協議会のほかに、全ての市町村やJA、さらには県内の畜産関係団体に対しまして幅広く実施したところであり、この結果、20のクラスター協議会から計57件、補助金額にいたしまして約22億円の要望があったところであります。畜種ごとに申し上げますと、牛が43件で約5億円、豚が9件で約7億円、鶏が5件で約10億円という状況であります。

**○山下博三議員** 私がお聞きしました中では、57件、22億円の希望が出ていると伺っております。26年度2月補正と今回の補正予算を加えても要望額を満たしておりません。国に対して27年度追加配分を求めるべきと

考えますが、どのようなお考えかお伺いをいたします。

**○農政水産部長（郡司行敏君）** 県に提出された要望につきましては、事業実施主体や関係市町村等とも調整を行い、27年度中に実施が可能な26件、補助金額にして約15億円を国に要望しており、県では、26年度2月補正での予算措置に加え、今回の議会において追加補正をお願いしているところであります。この事業については、全国的にも大変多くの希望があると聞いておりますが、県といたしましては、関係市町村等と連携して採択の支援に努めるとともに、国に対しましては、十分な予算を確保してもらうように強く要求してまいりたいと考えております。

**○山下博三議員** 次に、農地中間管理事業についてお伺いをしてまいります。

5月19日の国の公表によりますと、平成26年度からスタートした農地中間管理事業による農地の集約の取り組みが、目標の16%にとどまっているということでもあります。農地中間管理事業は、小規模で分散している農地を集約し、専業農家にまとめて貸し出すことにより、農業経営の大型化・効率化を目指そうというもので、安倍政権の農業改革の目玉政策の一つであります。全国47都道府県全部に機構が設置され、初年度の借り受け・貸付目標を14万9,210ヘクタールといたしておりましたが、実際には16%の2万3,896ヘクタールになるということでもあります。この取り組みが伸びなかった理由として挙げられておるのが、知らない人に農地を貸し出すことへの不安、そもそも制度が知られていなかったということが挙げられております。また、本県の状況につきましては、県内63地区のモデル地区で取り組みを進められたとのことで

ありますが、2,265ヘクタールの県目標に対して、373.8ヘクタールの貸付実績16.5%となっております。全国とほぼ同じ貸付実績であります。26年度の取り組みについてどのように認識しておられるのかお伺いいたします。

**○農政水産部長（郡司行敏君）** 農地中間管理事業は、農地の貸し借りの仕組みを大きく変える制度として、昨年度新たにスタートしたところでありまして、本県においては、63のモデル地区において重点的な取り組みを行ったところでもあります。その結果、これらの地域では、制度の趣旨を十分理解し、率先して取り組んでいただいたところではありますが、そのことで一定の成果を得ることができたものと考えております。しかしながら、全県的に見ますと、農地を10年間預けることへの不安や、調整に当たる行政等のマンパワー不足、さらには制度の複雑さなどから、374ヘクタールの実績にとどまったものと考えております。

**○山下博三議員** 農地を貸し出すことへの不安を払拭できなければ、農地中間管理事業は軌道に乗らないと思っておりますが、初年度の反省も踏まえ、農業者にどのようにして制度の周知を図っていくのか、お伺いいたします。

**○農政水産部長（郡司行敏君）** 農地中間管理事業の利用拡大を図るため、今年度は、支庁・振興局に機構の地域駐在員7名を新たに配置するとともに、市町村の農地コーディネーター等を22名増員し46名とするなど、推進体制の強化を図ったところでもあります。これらの専任職員を中心に、それぞれの地域と密着して、農地所有者や農業者に制度の内容やモデル地区での成果等をわかりやすく説明することで、広く周知を図っていくこととしているところであります。また、安心して農地を預けていただけるよ

う、農家の身近にいる市町村や農業委員の方々に、出し手となる農地所有者と十分話し合っただくとともに、地域農業の振興方策をしっかりと検討することで、新たな産地づくりを加速させ、事業の利用拡大につなげてまいりたいと考えております。

**○山下博三議員** 集落説明のあり方には十分な配慮をしていただきたいと思います。今、農村社会は高齢者だけなんです。これだけ制度がくるくる変わってくると、意味がわからない。その事業の進捗というのがわからない。そのことで非常に不安がっておられるんです。3,000ヘクタールということですから、十分な説明をしっかりとやっていただくとありがたいと思っています。

先日の宮日新聞によりますと、農林水産省は、農地中間管理事業の取り組みを推進するため、農地集積の実績を上げる都道府県に対して、農業振興関連の予算配分をふやす方向で検討しているということでもあります。26年度の本県の実績については、先ほど述べたとおりであります。この記事のとおりであるとすれば、実績を上げた県については増額するが、下回った県からは予算を削減するということでもあります。県では27年度の目標をどのように設定しているのか、お伺いをいたします。

**○農政水産部長(郡司行敏君)** 本県では、農地中間管理事業により、担い手への農地集積を平成35年度までの10年間で現行の5割から8割に向上させることを目標にしていることから、27年度の目標面積を3,000ヘクタールとしているところであります。このため県といたしましては、昨年度末に機構とともに事業推進キャラバンを行い、全市町村に対して本事業の積極的な推進を要請し、目標を共有したところであ

ります。また、今年度は、目標達成に向け、市町村、JA、農業委員会等との連携を一層密にすることで、事業の周知徹底や農地の出し手の掘り起こしを強化し、担い手への農地集積を加速化させていきたいと考えております。

**○山下博三議員** 新規就農促進についてお伺いをしてまいります。

去る6月9日、梅雨入り後の大雨の中ではありますが、志布志市にあります公益財団法人志布志市農業公社の取り組み事例の調査に行つてまいりました。志布志市は昭和47年に産地指定を受け、以来産地の拡大に取り組んでこられました。昭和52年の部会員100名、栽培面積22.5ヘクタールをピークに、平成2年には部会員38名、面積7.5ヘクタールと、ピーク時の3分の1まで縮小し、指定産地の要件であります10ヘクタールを大きく割り込んだそうでもあります。その理由は、第2次オイルショックによる燃油の高騰、高齢化と後継者不足でありました。産地としての存亡の危機に瀕したJAや市などで農業公社を設立し、新たな担い手確保に向けた研修事業を始められたとのことでもあります。

この研修事業は、1年目は、公社が所有するハウスを活用して、農業経営や制度資金、栽培技術の習得に努めながら、研修手当が、1人の場合15万円、夫婦で25万円が支給されます。2年目は、ひとり立ちの予行演習として、公社のハウスで独立経営を実践するため、研修手当は支給されないかわりに、就農資金150万円が支給されます。この2年間の研修期間の中で、農業参入に必要な基礎的な知識や営農計画、さらには資金計画など、農業公社はもとより、県の機関やJA等からも全面的な支援が一体的に行われております。3年目は、新たな土地にハウス

を建設し、完全に自立した経営のスタートであります。土地は借地で、3,000平方メートルのハウス建設総事業費2,500万円、桜島降灰事業等の補助金総額1,400万円、補助残の1,100万円が近代化資金の借りでスタートされるようになります。

この事業には、参加者の強い営農意欲と、最低でも自己資金500万円がないと、参加は認められないとのことでありました。また、就農後は、ピーマン専門部会に参加し、地域農業者との交流や助言を受けられる仕組みとなっております。この制度を利用して研修に参加希望する方は、強い就農意欲を持って研修に励みさえすれば、周囲から力強いサポートが受けられ、大変安心して参入できるということでもあります。その結果、平成26年度までに夫婦主体の104名が研修を修了し、そのうち75名が専門部会に所属し、現在はピーマン部会員86名、栽培面積23.4ヘクタールの産地を支える重要な担い手となっております。これらの取り組みにより、ことし2月の第44回日本農業賞「集団組織の部」で大賞を受賞しておられます。そこでお伺いしますが、本県でもさまざまな地域や組織で新規就農者の研修を行っておられますが、取り組み状況等についてお伺いをいたします。

**○農政水産部長（郡司行敏君）** 本県におきましては、平成12年度から県農業総合研修センターにおいて、新規就農希望者の円滑な就農を目的といたしまして、栽培技術や農業経営等を学ぶ「みやざき農業実践塾」を開設しており、平成25年度までに136名が卒業しております。また、県内各JAにおきましても新規就農研修が実施され、JA全体で、平成18年度から25年度までに149名が研修を修了しているところであります。中でも、JA宮崎中央の「ジェイエ

ファームみやざき中央」では、平成18年度から毎年、約10名、延べ70名の研修生を受け入れるなど、先進的な研修が行われているところであります。

**○山下博三議員** 志布志市農業公社のような、関係機関・団体が一体的にサポートできる体制が必要ではないかと思いますが、見解をお伺いいたします。

**○農政水産部長（郡司行敏君）** 志布志市農業公社につきましては、新規就農者を大量に呼び込み、ピーマンに特化した産地形成がなされており、大変すばらしい取り組みであると認識しております。本県では、「ジェイエファームみやざき中央」におきまして、関係機関・団体が連携を図りながら、きゅうり部会を中心に、トップレベルの農家を育成しており、全国でもモデル的なサポート体制を構築しているところであります。県といたしましては、「みやざき農業実践塾」や「ジェイエファームみやざき中央」の取り組みを核に、他のJAへの展開を推進するとともに、お話にありました県外の先進事例等も参考にしながら、市町村の役割も踏まえた新たな体制づくりについても、検討してまいりたいと考えております。

**○山下博三議員** どうぞよろしくお願いいたします。私が調査に行きました折に、5年前にIターンされた方、32歳なのですが、夫婦で大変楽しいハウス経営をされておるということでありましたので、ぜひ県のほうでも調査に行ってくださいとありがたいと思っています。

次に、障がい者福祉についてお伺いしてまいります。

先月、5月10日に開催されました県障がい者スポーツ大会に私も出席したのですが、県内各地から約1,600名もの障がいのある方が参加して

熱戦が繰り広げられ、皆さんが生き生きと一生懸命に競技に取り組まれている姿を見て、勇気と感動をいただくとともに、障がいのある方の自立と社会参加を促進することの重要性を改めて考えさせられたところであります。現在は、平成25年に施行されました障害者総合支援法に基づき、さまざまな障がい福祉サービスが提供されているところであります。私は、障がい者の自立と社会参加ということから、障がいのある方が仕事につき収入を得ることが、自信と自立、そして社会参加そのものにつながるものと確信しております。平成25年4月より、障がい者の法定雇用率の引き上げがあったとお伺いしておりますが、本県における障がい者の一般就労及び障害者雇用納付金制度の現状について、福祉保健部長にお伺いいたします。

**○福祉保健部長（桑山秀彦君）** まず、障がい者の一般就労についてでございますが、宮崎労働局の調査では、平成26年6月1日現在で、法定雇用率2.0%が適用される、常時雇用する労働者数50人以上の県内企業は718社、このうち法定雇用率を達成している企業は455社で、その割合は63.4%、全国第2位となっております。また、この718社における障がい者の雇用率は2.15%となっております。これも全国第7位となっております。

次に、障害者雇用納付金制度であります。この制度の対象となるのは、平成26年度は常用労働者数が200人を超える企業でありまして、これらの企業が法定雇用率2.0%を達成していない場合に、不足する障がい者1人につき、1月当たり4万円ないし5万円を国に納付する制度でございます。この制度の対象となる企業は、平成26年6月1日現在で143社、このうち法定雇用率を達成していない企業は49社でありました。

なお、この制度により県内で納付された金額は、平成25年度で申し上げますと、5,048万5,000円となっております。この納付金は、国において、県内企業が障がい者を新規雇用する場合の給付金・助成金などの財源の一部として活用されているところでございます。

**○山下博三議員** 次に、障がい福祉サービスにおける工賃向上についてお伺いいたします。県では、就労系サービス事業所を対象に、24年度から26年度までの工賃向上計画を定めて取り組んでおられますが、その達成状況並びに今後の取り組みについて、同じく福祉保健部長にお伺いいたします。

**○福祉保健部長（桑山秀彦君）** 障がい福祉サービス事業所における工賃向上につきましては、計画に基づき各種の取り組みを行っているところであります。平成26年度の工賃月額、最も高い事業所で3万4,901円、最も低い事業所では3,000円となっており、全事業所の平均の工賃月額は1万6,142円となっております。これは、計画に定める目標額を若干下回りましたものの、目標の基準年でありまして平成23年度との比較では、12.5%の伸びとなったところでございます。県では引き続き、29年度までの3カ年を計画期間といたします新たな工賃向上計画を策定する予定にしておりますが、最も効果が見込まれます、企業との連携などによる事業の拡大、あるいは専門家による助言・指導など、関係機関と連携しながら、なお一層の工賃向上に向けた取り組みを進めてまいりたいと考えております。

**○山下博三議員** 同じく福祉保健部長にお伺いいたします。知的障がいのある方が利用する山口県下関市の指定障害福祉サービス事業所で、利用者を暴行したとして、元施設職員が逮捕されま

した。私も、先月から何回となく暴言、暴力の現場シーンが映し出されるたびに、まさかという思いと信じられない気持ちでいっぱいでありました。今回、この実態を訴えていただいた方の勇気に感謝したいと思います。

問題だったのは、昨年4月以降、何回となく下関市役所に通報しているにもかかわらず、適切な対応がなされていなかったということでもあります。平成18年制定の障害者自立支援法の定義は、障がいのある全ての人に、健常者と変わらない地域生活を営ませることだったと思います。今日の制度の中で、多くの事業所の皆さんは、福祉の精神にのっとり、福祉の向上に努力していただいているものと思っておりますが、本県の事業所における障がい者虐待の実態について、お伺いをいたします。

**○福祉保健部長(桑山秀彦君)** 障害者虐待防止法が施行されました平成24年10月以降の状況について申し上げますと、まず、平成24年度は12件の通報・届け出を市町村が受理しまして、そのうち2件を虐待と認定しております。いずれも施設職員の暴言による心理的虐待となっております。次に、平成25年度は15件の通報・届け出がありまして、うち5件を虐待と認定しております。その内容は、施設職員の暴言による心理的虐待や、本人の同意を得ずに預金を引き出したという経済的虐待などとなっております。なお、平成26年度につきましては、現在取りまとめ中ではありますが、前年度と比べると、認定件数については、やや増加する見込みとなっております。

県といたしましては、日ごろから事業者等への注意喚起を行うことで、虐待の未然防止に努めますとともに、通報等があった場合には、市町村と連携し、速やかな事実関係の把握や指導

改善に努めてまいりたいと考えております。

**○山下博三議員** 次に、障がい者差別の解消に関する条例の制定について、最後になりましたが、知事にお伺いをいたします。

障がい者施策につきましては、近年、障害者基本法の改正や障害者自立支援法の施行、障害者差別解消法、障害者虐待防止法の制定など、その環境は大きく変化をしております。そのような中、先月の5月25日から26日の2日間にわたり、宮崎市のコンベンションセンターで、全国から約2,100名もの関係者が参加して「第60回日本身体障害者福祉大会みやざき大会」が開催され、来年4月に施行される障害者差別解消法をテーマとした基調講演が行われるとともに、全ての自治体に障がい者差別をなくすための条例制定を目指すとの大会決議もなされたと同っております。現在、既に幾つかの都道府県で、障がい者差別の解消に関する条例が制定されているようではありますが、本県における条例制定について、知事の御所見をお伺いいたします。

**○知事(河野俊嗣君)** 障がいのあるなしにかかわらず、誰もがお互いを尊重し、支え合いながら、住みなれた地域で心豊かに生活できる社会づくりというもの、障がいのある方が、障がいを理由として差別されることのない社会をつくっていくことが極めて重要だと考えております。このような観点から、これまでも、障がい者福祉向上のための各種施策に取り組んできたところでありますが、御質問の障がい者差別の解消に関する条例につきましても、今後、国において策定予定の「対応指針」や関係団体の御意見等も踏まえながら、制定に向けて検討してまいりたいと考えております。

**○山下博三議員** ぜひよろしくお伺いいたします。

障がい者の就労支援をしていただく事業所、社会福祉法人、NPO法人があるんですが、この5年間に約倍にふえているようであります。お聞きしてみましたら、合計132の事業所が今、活動をしておられるようでありますが、各事業所とも非常に人手不足の中で、なれないスタッフ、なれない支援員の方がたくさんおられて、障がい者に対する言葉のかけ方、支援の仕方がまだ徹底されていないところがたくさんあるようであります。ぜひ福祉保健部のほうでも各事業所については指導をしっかりとさせていただきまして、こういう事件が起こらないように最善を尽くしていただきたいと、そのように思っています。

以上で質問を終わります。ありがとうございました。(拍手)

○星原 透議長 次は、重松幸次郎議員。

○重松幸次郎議員〔登壇〕(拍手) 公明党宮崎県議団の重松幸次郎でございます。私も2期目の立場で、県勢発展のために尽力してまいります。

通告に従い順次質問させていただきますので、知事を初め関係部長の皆様の明快な御答弁をお願いいたします。

初めに、補正予算について、午前中の質問と重複することもあります。後の質問の構成上お許してください。

知事の提案説明にありましたが、「くらしの豊かさ日本一を目指して～『みやざき新時代』創生予算」と題しての平成27年6月補正予算の特徴について、知事にお伺いします。

以上を壇上からの質問として、以下は質問者席から行います。(拍手)〔降壇〕

○知事(河野俊嗣君)〔登壇〕お答えします。

6月補正予算の特徴についてであります。今回の6月補正予算は、政策的事業や新規事業を中心とした、いわゆる肉付け予算として編成したところでありますが、この中で地域経済活性化・防災対策特別枠を設け、追加措置を行うことといたしました。まず、公共事業につきましては、40億円の追加措置を行い、防災・減災対策の強化を図ることとしております。次に、総合的な災害対応能力のさらなる強化を図るため、大規模災害対策基金に27億円の追加造成を行い、総額を30億円とし、今後5年間にわたり前倒しで、防災・減災対策に取り組むこととしております。さらに、新規要求事業について、特別枠として4億円を措置し、総額で71億円規模の追加措置を行うこととしました。また、人件費や公債費など義務的経費を縮減する一方で、子育てや医療・介護などの社会保障関係費を充実させるなど、「くらしの豊かさ日本一の宮崎」づくりに資する予算として編成したところでもあります。

最終的に、当初予算と合わせた平成27年度の予算は、本県の厳しい財政状況を踏まえながら、人口減少問題対策や経済・雇用対策など、本県が直面する課題に的確に対応しつつ、将来を見据えたあすの宮崎づくりを進める積極的な予算が編成できたものと考えているところであります。以上であります。〔降壇〕

○重松幸次郎議員 ありがとうございました。

では次に、平成27年度末の基金残高が227億円と見込まれるなど、依然厳しい財政状況にあると考えますが、今後どのような財政運営を行っていくのか、知事にお伺いいたします。

○知事(河野俊嗣君) 本県では、平成16年度からこれまで3期11年にわたりまして、財政改革に取り組んできたところであります。臨時財

政対策債を除く県債残高も着実に減少するなど、一定の成果を上げてきたものと考えております。しかしながら、今後とも歳入の大きな伸びが期待できない中で、社会保障関係費や防災・減災対策、公共施設の老朽化対策など、多大な財政負担が見込まれるわけでありまして。午前中は国体の施設整備の御議論もありました。財政改革を継続しなかった場合、4年間で1,000億円を超える収支不足が発生し、財政調整のための基金が枯渇するなど、予算編成が困難となることも予想されます。このため、新たに第四期財政改革推進計画を策定しまして、引き続き、義務的経費の抑制や投資的経費の重点化、事務事業の徹底した見直しなどに取り組み、持続的に健全性が確保される財政構造への転換を目指してまいりたいと考えております。

**○重松幸次郎議員** わかりました。県債発行額や県債残高を徐々に抑えながら、一般会計予算も前年比0.8%増を確保していることを理解いたしました。基金残高が例年どおり維持できますように、第四期財政改革推進、よろしく願いいたします。

では、具体的な質問に入らせていただきます。宮崎県総合計画アクションプランに基づいて、人口問題対策プログラムなど8つのプログラムを進めていかれるところですが、幾つかピックアップしてお伺いいたします。

初めに、8番目の危機管理強化プログラムについてであります。県民の生命や財産を守り、危機事象からの復興と、それらに対応する環境整備は、最優先の政治課題であります。ソフト・ハード両面からの防災・減災と、家畜伝染病の防疫対策強化を進めるとありました。防災・減災対策の要諦は「忘れないこと」であります。風化することなく、常に危機意識を持ち、

自分の住んでいる地域の特性や過去の事象を知り、非常時に備えているかの「自助」が基本です。そういう方々をいかにふやすかが重要だと考えます。また、地域や自治会で取り組まれている危険箇所の周知や避難経路・避難所の情報を把握する、把握させることの「共助」、そして「公助」として、行政と関係団体、民間企業が幾重にも連携を強化し、万全の備えと復旧体制を構築できるか。さらに、他県、また多方面との相互バックアップ体制の確保までも含め、総合的に取り組んでいただきたいと考えております。

質問に入ります。自然災害の発生は全く予測できず、当然のことながら、万一のときの緊急発令と初動体制が重要であります。県職員の皆さんも交代で監視体制を組んでいるとお聞きしましたが、初めに、県の夜間や休日の災害監視について、その体制や業務内容を、危機管理統括監にお伺いします。

**○危機管理統括監(金丸政保君)** 災害監視につきましては、平日の昼間は危機管理局の業務の中で実施しておりますが、夜間や休日におきましても、24時間体制で、職員1名と自衛隊OBの非常勤職員1名の2名で、県庁1号館5階に設置している災害監視室で実施しております。この取り組みは、危機管理体制の強化を図る観点から、平成18年度から開始したものであり、气象台から提供される大雨等の気象情報や地震、火山の情報などを直ちに入手し、災害対応の必要がある場合は、危機管理局を初めとする関係職員や防災関係機関への連絡を行うものでございます。昨年度の実績を申し上げますと、気象情報等の受信回数が約2,500件、このうち関係職員の呼び出しや連絡を行ったものが63件となっております。このような体制によりま



して、迅速な災害対応が図られるとともに、職員の危機管理意識の醸成にもつながっているものと考えております。

**○重松幸次郎議員** 女性職員も土日祭日のお昼間、当番をされていると伺いました。365日の体制、大変心強いです。

続いて、災害を忘れないために、宮崎県内で起こった過去の災害、また一部県外も、種類別に取り上げて確認してみたいと思います。

初めに、火山災害です。古くは享保元年(1716年)、300年前に、新燃岳の一連の噴火活動で死者5名と記録されております。霧島の山・御鉢は、江戸時代や、明治20年から大正の始めまで毎年のように噴火し、合わせて6名が噴石で亡くなっております。そして直近、平成23年1月、新燃岳が300年来の噴火。爆発噴火13回、重軽傷者51名、噴石の飛散による自動車ガラスや太陽光パネルなど破損総額約13億円でございました。県外では、昨年9月に御嶽山の噴火で、噴石により多くの犠牲者が出たことは、御承知のとおりだと思います。先月、口永良部島が爆発噴火により、火砕流が海岸まで到達しました。九州でも阿蘇山の噴火活動が起こり、また桜島は昨年1年間で430回の爆発でしたが、ことしに入り既に630回も爆発をしております。これまで以上に活発になっているようでございます。昨日は浅間山も噴火が確認されたところでございます。

それでは、火山噴火の対策について、3点お伺いいたします。阿蘇山から霧島山系と桜島、そして口永良部島で活動の兆候が見られますが、新燃岳や硫黄山など霧島山の火山観測体制はどのようになっているのか、危機管理統括監にお伺いいたします。

**○危機管理統括監(金丸政保君)** 霧島山は、

全国に47あります常時観測火山の一つでありまして、福岡管区気象台が24時間体制で監視をしております。火山の観測につきましましては、火山性地震や微動を観測する地震計、地殻変動を観測するGPS装置、また、噴煙等を観測する赤外線監視カメラなどの機器がありますが、霧島山につきましましては、気象庁を中心に、これらが段階的に整備されてきており、特に平成23年の新燃岳の噴火後は、それ以前に34台であった機器が、現在は77台となっており、体制の強化が図られております。また、気象庁は、今年度中に硫黄山や御鉢に、地下のマグマの動き等を観測するための新たな機器を設置する予定でありまして、これにより、火山活動の兆候がこれまで以上に早く察知できるものと考えております。

**○重松幸次郎議員** 口永良部島では、迅速な避難ができ、人的被害も最小限にとどまったことから、避難の初動はほぼ万全だったと評価ができそうだという防災レポートがありました。そこで、決して不安をあおるわけではありませんが、霧島山の火山噴火に備えた、住民や観光客等の安全確保の現状と今後の取り組みについて、危機管理統括監にお伺いいたします。

**○危機管理統括監(金丸政保君)** 霧島山では、その周辺に所在する都城市、小林市、えびの市及び高原町が、噴火に備えました対応マニュアル等を作成しており、特に昨年、噴火警報が発表されましたえびの高原の硫黄山については、注意喚起の看板や情報伝達のためのスピーカーを設置するとともに、避難訓練を行うなど、安全確保の対策がとられたところでございます。このような中、昨年の御嶽山や、御紹介がありました口永良部島などの火山噴火の教訓を踏まえますと、霧島山に関する対応マニユア

ル等のさらなる充実も含め、安全確保対策を図っていく必要があると認識しております。

一方、国におきましては、現在、避難体制の整備等を目的といたしました活動火山対策特別措置法の改正案が審議されておりますので、これらの状況を注視しながら、関係自治体と密接に連携して、より具体的な対策の強化に取り組んでまいりたいと考えております。

**○重松幸次郎議員** 万全の体制をとり、住民、観光客の皆さんの安全が確保できますことをお願いいたします。

風向きによっては、桜島や霧島山、また阿蘇山からも降灰があり、農作物の被害対策も重要だと思いますが、活動火山周辺地域防災営農対策事業の内容について、農政水産部長にお伺いいたします。

**○農政水産部長（郡司行敏君）** 活動火山周辺地域防災営農対策事業につきましては、県が作成いたします防災営農施設整備計画に基づき、野菜や果樹等への降灰を未然に防止する被覆施設や、降灰を洗浄する機械の整備、被覆資材の更新、土壌改良資材の購入を支援するものであります。事業の対象地域につきましては、桜島並びに新燃岳が南那珂、北諸県、西諸県地域の5市2町、阿蘇山が西臼杵、東臼杵、児湯の一部地域の3市7町3村、合わせて20市町村であります。県といたしましては、この事業を十分に活用し、降灰による農作物被害の防止・軽減を図り、農家経営の安定に努めてまいりたいと考えております。

**○重松幸次郎議員** 降灰から作物を守る万全の体制をお願いいたします。火山噴火で重要なことは、「ふだんから火山災害への正しい知識を身につけ、対処方法を理解すること」と防災マニュアルにあります。引き続き取り組みをお願い

いたします。

次に、風水害、土砂災害の対策について。これも記録をたどれば、平成5年9月に台風13号。最大瞬間風速57.9メートル、死者2名（小林市）、重軽傷143名、家屋全半壊が385戸ありました。瓦が飛んで、ブルーシートが張りめぐらされたことを思い起こします。平成17年9月、台風14号。最大瞬間風速43.1メートル、総降水量607ミリ、死者13名、重軽傷者26名、家屋全半壊4,517戸、本当にすごい被害がございました。あれから10年たちました。平成18年9月には台風13号。竜巻により延岡市で死者が3名、重軽傷者152名であります。このほかにも台風、風水害、土砂災害は毎年起こっていて、人的・家屋被害、浸水は必ず起きています。台風もことしは5月までに7つ発生しております。「これまで経験したことのない」という表現が多く使われていますが、天気予報を注視して、早目の、また想定を上回るくらいの備えを呼びかけていきたいと思っております。県外では、昨年8月に広島県広島市166カ所で土砂災害。死者74名を含み甚大な惨事が起こりました。6月は、土砂災害防止月間ではありますが、昨日の豪雨においても九州各地で土砂被害が起こっております。

「備えよう！助かる命を守るため」土砂災害防止啓発事業の内容について、県土整備部長にお尋ねいたします。

**○県土整備部長（図師雄一君）** 土砂災害から身を守るためには、県民一人一人が土砂災害に関する認識を深め、適切な避難行動をとることが重要であります。このため本事業では、6月の土砂災害防止月間を中心に、土砂災害に関するパネル展を開催するとともに、小中学生や地域住民の方々、及び高齢者や障がい者の方々を利用する福祉施設の職員などを対象とした講座

を実施しているところであります。さらに今年度からは、地域住民の避難行動の中心となることが期待される、自治会長を対象とした講座にも新たに組み込むこととしております。今後とも、県民の土砂災害防止に関する意識の向上を図るため、効果的な啓発活動に取り組んでまいります。

**○重松幸次郎議員** 市民相談等でも、急傾斜地の相談を自治会長からよく聞きます。急傾斜地、また土砂災害危険箇所の対策、住民の皆様への啓発をよろしく願います。

次に、地震・津波についてであります。古くは寛文2年(1662年)、外所地震が起きました。宮崎市木花・島山にて、死者約200名、家屋全壊3,800戸と、地震・津波による記録が残っております。昭和43年にはえびの地震。また、昭和62年3月には日向灘地震。日之影町にて落石により死者が1名、負傷者6名と記録されております。以降、宮崎県内では地震による死者は記録されておられません。なお、今月に入って、全国で震度5弱が3回、震度5強が4回起きており、その多くが関東や東北に集中しております。東日本大震災から、今4年3カ月、人間復興を加速していかなくてはならないと考えております。これまで危機事象の一部であります。改めまして、災害で亡くなられた方の御冥福を祈り、また、負傷されたり家屋を失われた方々への心からのお見舞いを申し上げます。

南海トラフ巨大地震と津波が危惧されておられ、その対策には膨大な予算と時間が必要です。宮崎市内でも海岸に近いころの自治会長さんからは、避難タワーの設置要望をお受けすることがありますが、「近所に高層ビルがあると難しい」との返答が多いようです。そこで、津波避難タワー等の整備の必要性について、どの

ような考えで検討されているのか。また、津波避難タワー等の整備に対する支援を含め、減災力強化推進事業の内容について、危機管理統括監にお伺いいたします。

**○危機管理統括監(金丸政保君)** 県内の沿岸部の市や町では、南海トラフ巨大地震の津波浸水想定に基づきまして、住民の津波避難場所の調査を行い、その確保が進められておりますが、近隣にビルや高台等がなく避難が困難な地域では、津波避難タワー等の整備が計画されております。この避難タワー等につきましては、南海トラフ地震対策特別措置法により、事業費の3分の2を国が負担することとなっておりますが、県におきましても、減災力強化推進事業により、市や町の負担軽減措置を講じようとするものでございます。また、この事業では、これまで避難場所や避難路の舗装、手すりや案内板の設置、そういった内容もございましたので、市町村では平成25年度からの2カ年間で合計52カ所の整備を行ってきております。県では引き続き、これを継続してまいりたいと考えております。

**○重松幸次郎議員** わかりました。あわせて避難訓練の支援もよろしく願います。

公共や民間団体との応援体制についてですが、宮崎県ビルメンテナンス協会は、宮崎県との災害復旧における応援協定の締結を検討していると伺いました。国も、平成25年の災害対策基本法の改定において、民間事業者との協力に関する協定締結等を努力義務として進めているようではありますが、県と民間企業等との災害時応援協定の締結状況及び今後の取り組みについて、危機管理統括監にお伺いいたします。

**○危機管理統括監(金丸政保君)** 大規模災害に備えた事前の取り組みといたしまして、県で

は、九州各県など行政機関と協定を締結し、この中で、職員の派遣あるいは避難施設の提供等の相互協力について定めておりますが、行政機関だけでなく、民間事業者との間においても、現在約70の災害時応援協定を締結しております。例えば、食料・水の提供や帰宅困難者への対応につきましてコンビニエンスストアと、物資の輸送や燃料の補給についてトラック協会や石油商業組合と、また、ライフラインの復旧につきましてLPガス協会等との協定を締結し、総合防災訓練を通じて連絡体制等の確認を行っております。今後とも、民間事業者と事前に締結しておくべき協定がないか、検証してまいりたいと考えております。

**○重松幸次郎議員** 各種団体との協力、よろしくをお願いいたします。

防災対策について、最後に知事にお伺いいたします。大規模災害対策基金の拡充を踏まえて、県の防災対策の強化にどのように取り組んでいかれるのか、御所見をお伺いいたします。

**○知事(河野俊嗣君)** 今、いろいろ御議論がございました。ことしが、本県に大きな被害をもたらした平成17年の台風14号災害から10年の節目の年ということでありまして、13名の方のとうとい命が失われたあの災害というものを決して忘れることなく、常在危機という意識を持って、県の総合的な災害対応能力のさらなる強化を図ることが、本県の最重要課題であると考えております。

国内で見ても、平成23年の東日本大震災を初め、昨年の広島土砂災害や御嶽山の噴火、海外に目を転じますと、ことし4月のネパール地震など、近年、これまで経験したことのないような大規模な災害が国内外で発生しているところでありまして、本県においても、こう

した災害は起こり得るものとして、常に備えておく必要があるかと考えております。このような災害を貴重な教訓としながら、今回拡充いたします大規模災害対策基金を活用しまして、何としても県民の命を守るというかたい決意のもとに、災害に的確に対応できる人づくりや避難の確保など、防災対策に全力で取り組んでまいりたいと考えております。

**○重松幸次郎議員** 今月21日に、宮崎県防災士ネットワークの定期総会が行われます。防災士は、地域での防災活動の中核となる人材であります。県は、今後とも防災士の養成に努めていただきたい。私たち県議団も、防災士の一員として地域の防災に取り組んでまいりたいと、このように決意をいたしております。

それでは次に、活力ある地域についてであります。昨年度の人口減少・地域活性化対策特別委員会から、今年度は地方創生対策特別委員会に所属することになりました。重要なテーマですので、しっかり取り組んでまいります。

元東京都副知事で明治大学の青山やすし教授は、「人口増加や経済成長それ自体が地方創生ではない。地方創生とは各地域の特色を生かして生活の質の豊かさを追求することととらえるべきである」と、党冊子の特集で冒頭述べられております。我が党のテーマである、「人が生きる、人が輝く地方創生」を念頭に、今回は、子育て支援と女性の活躍についてお伺いいたします。

初めに、本年4月から、子ども・子育て支援新制度に関連して、国の産前・産後の母子への支援策である妊娠・出産包括支援事業も本格実施されました。党の機関紙に、東京都文京区では、フィンランド——フィンランドというのは、お母さんに優しい国ランキング世界1位だ

そうですが——の母子支援制度をモデルにした文京区版ネウボラ事業を今年度からスタートさせ、妊娠・出産期から育児期までの子育て支援策を充実させ、総合的な相談や支援体制をワンストップ（1カ所）で対応する事業であります。「ネウボラ」という言葉は、「アドバイスする場所」という意味だそうです。同事業のように、親子を一貫してサポートするワンストップ拠点「子育て世代包括支援センター」が、15年度に全国150市町村で整備される予定とありました。県においても、妊娠から子育てまでワンストップで切れ目のない支援が重要だと思うのですが、市町村子育て世代包括支援センターの取り組み内容について、福祉保健部長にお尋ねいたします。

**○福祉保健部長（桑山秀彦君）** 市町村子育て世代包括支援センターは、妊娠期から子育て期までのさまざまな悩みに対しまして円滑に対応するため、保健師等が専門的な見地から、継続的な相談支援をワンストップで実施するものがございます。具体的には、市町村内の全ての妊産婦等の状況を把握しまして、ニーズに応じて各種サービスの情報提供や医療機関など関係機関への紹介を行うなど、積極的にかかわることとなっております。また、心身の不調や育児不安があるなど手厚い支援を要する方に対しては、関係機関と協力して支援プランを策定しまして包括的に支えていくこととしております。

**○重松幸次郎議員** 産前・産後、特に産後鬱対策、また、育児までの切れ目のない支援センターを県内に広げていただきたいと要望いたします。

次に、放課後児童クラブについて。授業終了後の子供の居場所を確保することは重要であります。実施主体は市町村であり、さまざまな運

営方法が混在して複雑な部分があるようですが、この放課後児童クラブ事業について県はどう取り組んでいるのか、福祉保健部長にお伺いいたします。

**○福祉保健部長（桑山秀彦君）** 放課後児童クラブ事業は、児童の健全育成や仕事と家庭の両立支援の観点から重要な取り組みでありまして、その量的拡大と質の向上を図っていく必要があると考えております。このため県では、今年度の当初予算におきまして、運営費補助に係る県の基準単価を国の基準単価まで引き上げを行いますとともに、施設整備に対する補助の新設など、事業の実施主体である市町村への支援の拡充を図ったところでございます。さらに、今回の補正予算におきましては、ことし3月に国から示された補助基準単価の引き上げや、障がい児の受け入れ体制の強化など、支援メニューの追加等に対応するための増額補正をお願いしているところでありまして、さらなる支援の充実を図ってまいりたいと考えております。

**○重松幸次郎議員** 今お話がありました、障がい児受け入れ推進など新たな支援事業が追加されているようです。また、支援員は資格認定が義務化されると、児童クラブ自体がふえ続けていくことが予想されますが、放課後児童支援員を確保するため、県はどう取り組んでいくのか、再度、福祉保健部長にお尋ねいたします。

**○福祉保健部長（桑山秀彦君）** 子ども・子育て支援新制度の施行に伴いまして、放課後児童クラブの質を確保するため、平成31年度末までに、必要な知識や技能を有する放課後児童支援員を、それぞれのクラブに原則2名以上配置することが義務づけられたところでございます。放課後児童支援員になるためには、県が実施いたします研修を修了する必要がありますので、

県では今年度から、市町村と連携を図りながら、計画的に研修を実施し、人材の確保を進めていくこととしております。

**○重松幸次郎議員** よろしくお願ひいたします。

さて、女性の再就職の支援、管理職の登用が、企業の競争力に大きく貢献し、労働力の確保につながることを、昨年11月にも質問させていただきました。そこで、女性の就職支援を具体的に行っている埼玉県女性キャリアセンターにお邪魔して、お話を伺ってまいりました。同センターでは、働きたい女性・働く女性を支援するため、面談相談や電話相談を受け付け、気持ちの整理・仕事の悩み相談、求人情報の提供から就職に向けた書類作成や面接練習まで、女性専門カウンセラーがサポートされておりました。年間利用者が1万2,503名で、センターで確認された就職者は、平成26年度1,516名だったそうです。では、本県では女性の就職支援について具体的にどのように取り組んでいるのか、商工観光労働部長にお伺ひいたします。

**○商工観光労働部長(永山英也君)** 女性が出産・子育てをしながら安心して継続して働けるよう、県としましては、企業による「仕事と家庭の両立応援宣言」の取り組みを積極的に推進しております。一方で、結婚・出産を契機に一旦離職し、その後復職を希望する女性も多いことから、再就職への支援は極めて重要であると考えております。このため今年度、出産等により離職した女性を対象に、再就職に必要な知識などを習得していただく、「女性の再就職支援セミナー」を実施しております。また、今議会で提案をしております「宮崎成長産業人材育成事業」では、女性も参加しやすいテレワーク、短時間勤務、勤務地限定などの新たな職域の開

発や、企業等での就労体験などの事業も行う予定であります。今後とも、ハローワークのマザーズコーナー等においてきめ細かな相談対応を行っている宮崎労働局など関係機関と連携をいたしまして、就職支援に積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

**○重松幸次郎議員** 公明党は、党女性委員会を中心に、男女共同参画社会へ向けた政府の取り組みを促し、女性が働き続けられる社会を目指す女性支援策に取り組んできました。女性の力を生かさなければ雇用の安定を維持することができない時代に入っております。そこで、活力ある社会づくりのためには女性の活躍が重要と考えますが、どのように取り組みをされているのか、総合政策部長にお伺ひいたします。

**○総合政策部長(茂雄二君)** 活力ある社会づくりのためには、女性がその意欲と能力を生かしながら社会で活躍できる環境を整えることが大変重要であると考えております。このため県では、商工観光労働部における取り組みのほか、男女共同参画センターにおいて、女性の起業や再就職、キャリアアップ等に関する相談対応などを行っているところです。また、今年度、企業や商工団体などで構成される「みやぎ女性の活躍推進会議」を設立し、企業相互の意見交換や研修などを行いながら、女性が多様な働き方を実践できる環境づくりを進めていくこととしております。今後とも、こうした取り組みを通じて、女性はもちろん、男性も生き生きと働き、ともに活躍する活力ある社会の実現に努めてまいりたいと考えております。

**○重松幸次郎議員** どうぞよろしくお願ひいたします。地方創生の大切なテーマでありますので、今後とも議論してまいりたいと思います。

次に、支え合う医療・福祉についてでありま

す。

5月10日に宮崎県腎臓病患者連絡協議会の第43回定期総会に出席させていただきました。年々会員数が減少傾向にあり、会費の減少がそのまま活動量の減少につながることを大変危惧されておりました。総会のスローガンには、「1、腎疾患総合対策」を初め、透析患者の災害対策、腎移植の推進など、7項目がうたわれておりました。難病連、県腎協の方々も昨年10月に臓器移植推進街頭キャンペーンをされたとき、私は骨髄バンク登録キャンペーンで御一緒させていただきましたが、移植医療について、まず、県内の腎臓提供者の現状について、福祉保健部長にお伺いをいたします。

**○福祉保健部長（桑山秀彦君）** 本県における腎臓提供者数は、平成17年から26年までの10年間で10人となっておりますが、ここ3年間は提供が行われていない状況にあります。また、全国的に見ましても、同時期の腎臓提供者数は999人ですけれども、平成24年以降、提供者数が減少するなど、本県と同様に、腎臓移植がなかなか進んでいない状況にあります。

**○重松幸次郎議員** 10年間で10名と、なかなか進んでいないようであります。日本臓器移植ネットワークのパンフレットに、移植希望登録をされている方はおよそ1万3,000人いらっしゃる、しかし、臓器の提供が少なく、数多くの方が移植を待ちながら亡くなられていると書いてあります。「あなたの意思で誰かの命を救うことができる」と書いてあります。臓器移植の推進を図るための県の取り組み状況について、再度、福祉保健部長にお伺いいたします。

**○福祉保健部長（桑山秀彦君）** 臓器移植の推進には、臓器提供意思表示者の増加を図っていくことが重要でありますので、ホームページな

どによる啓発活動を行いますほか、10月の普及推進月間には、県移植推進財団などと連携しまして、集中的にキャンペーンやメディアを活用した広報を行うなど、県民に積極的な意思表示の呼びかけを行っているところでございます。また、推進に当たりましては、病院における臓器提供のための体制整備も重要でありますことから、臓器提供協力病院と連携しまして、脳死のもとでの臓器提供シミュレーション訓練を行うなど、スムーズな臓器提供が行われる環境の整備にも努めているところでございます。

**○重松幸次郎議員** 運転免許証、また保険証の裏に臓器提供の意思表示欄があります。私も今回、意思表示をいたしました。皆様方もぜひしていただきたいと思います。普及啓発と一緒に取り組んでまいりたいと思います。

また今回、医療・福祉において、乳がん治療・手術後の医療用かつら（ウィッグ）とか人工乳房の補助を取り上げたかったのですが、少し時間が足りませんでしたので、次回行いたいと思います。

それでは、最後の項目になります。宮崎ならではの魅力ある観光地づくりについて、お尋ねいたします。

「見渡す限りの青い空と海」は、宮崎の代名詞であり、県庁前は、観光地をイメージして、県の木フェニックスを初め、ワシントンニアパーム、ビロウ樹、アコウ、ソテツ、ハマユウ、リュウゼツランなどの亜熱帯植物で一年中覆われ、それは海岸や市内中心部でも至る所に植栽されている美しい景観であります。温暖な気候や資源を生かし、神話のふるさと・古代歴史文化を掲げて、また、新たな戦略で、スポーツキャンプや国際会議などのMICE誘致など、国内リピーターをふやし、そして外国人観光客の

誘客に取り組まれることを期待します。

そこで、外国人誘客において大きな魅力・戦略になるのが、クルーズ・LCC元年推進事業です。特にクルーズ船についてお伺いいたします。昨年度から油津港に、その大型船を係留するための防舷材（クッション）や係船柱——船舶をワイヤー、またロープで係留するため、棧橋や埠頭などに設けたくい。英語ではボラードと言うそうなのですが——の整備が完了し、いよいよ13万トン級や、世界最大級であるクルーズ船「クァンタム・オブ・ザ・シーズ」——16万7,800トン。これは乗客定員数が4,180人というふう聞いております——を受け入れる体制が整ったようであります。先日、私も、日南市役所の観光課の職員の方から受け入れ準備のお話を伺い、またその後の御案内で、市議会議員と一緒に現地（9号・10号岸壁）へ行かせていただきました。大型クルーズ船の入港が可能な水域と水深を備えている油津港と細島港という天然の良港を持つ我が県にとって、2つも活用できるということは、すばらしい取り組みだなと感じてまいりました。

ここで、クルーズ産業の魅力を皆さんと共有するために、名古屋商工会議所が平成25年6月に提言された「名古屋港への外航クルーズ船の寄港増加に向けた課題と展望」という記事を一部紹介させていただきます。

世界のクルーズ産業の動向は、観光産業の中でも特に成長著しい分野であり、全世界のクルーズ人口は毎年8%増加し、2010年には2,100万人がクルーズを楽しむまでになった。

日本では、クルーズというと「高級」「長期」「退屈」「かた苦しい」といったイメージを持たれがちであるが、クルーズの爆発的

な成長を可能にしたのは、このようなイメージとはまるで正反対の1960年代にカリブ海で誕生した現代クルーズのビジネスモデルである。

現代クルーズは、①定点定期（同じ港から同じ曜日に出港する）、②短期（1週間以内）、③フライ&クルーズ（航空機と連携）、④低廉な料金（食事等が含まれて1泊1万円）、⑤大型船（7万総トン以上）の活用とそれに伴う船上のエンターテインメント化などの特徴を持っている。

特に、このビジネスモデルでは、客船の大型化が非常に重要な点となっている。最近では、22万トン（乗客定員：5,400人）という超大型船も誕生しているが、客室の大型化は、コストの削減による料金の低廉化や室内施設・エンターテインメントの充実をもたらし、クルーズの客層を若いカップルや家族連れまで広げることに成功した。

さらに、クルーズ船社は、新たな市場を求めの中で、これまで日本を除きクルーズ産業の空白地帯であったアジア地域での展開を加速している。その結果、中国を中心に市場が急成長しており、アジア・太平洋地域では、2020年までに欧州市場と同程度の約500万人まで市場が拡大すると予想されている。

（中略）

各港湾が競ってクルーズ船の誘致を目指す背景には、クルーズ船寄港による地域の観光振興や経済活性化への期待がある。クルーズ船の寄港による経済効果には、乗客が下船して観光する際の飲食やお土産品の購入といったもののほかにも、船への給油、給水、船内で提供される料理の食材調達も挙げられる。例えば、大阪港では、7万トンクラスのクル



ーズ船の起点港になった場合、年間約200億円、寄港港の場合、年間約20億円の経済波及効果があるとの調査結果が出ているとありました。

大きな経済効果が期待できると考えられますが、航路の日程や周辺環境にも違いがあると思います。本県におけるクルーズ船の寄港について、その経済効果をどのように考えているのか、商工観光労働部長にお伺いいたします。

**○商工観光労働部長（永山英也君）** 平成24年に7万トン級の船で乗客が約2,000名のクルーズ船が油津港に寄港した際に、日南市が実施しましたアンケート調査では、お土産や昼食など、1回の寄港で1,000万円程度の経済効果があったと聞いております。今回の16万トン級のクルーズ船の場合、乗客数も7万トン級の倍の約4,000名となりますので、経済効果は直接的なものだけでも2,000万円程度は見込めるのではないかと考えております。

なお、県としましては、施策の効果を見る上で、経済効果をはかることは大変重要であると考えておりますので、今回の16万トン級の寄港に合わせてアンケート調査を実施したいと考えております。また、これを踏まえて、経済効果が一層高まるよう努力していきたいと考えております。

**○重松幸次郎議員** 一度に2,000人から3,000人という大量の乗客を乗せたクルーズ船の寄港が地域経済に与える影響は、インパクトが大きいことは間違いありません。官民挙げておもてなしして、つなげていきたいと思っております。

そこで知事に、13万トン・16万トン級のクルーズ船の寄港が決定しておりますが、今後どのようにクルーズ船の誘致促進を図っていくのか、お伺いいたします。

**○知事（河野俊嗣君）** 国におきましては、2020年までにクルーズ100万人を目指すこととしており、本県におきましても、昨年度、油津港を改修するなど受け入れ環境の強化を図るとともに、地元自治体や関係機関と連携して、積極的に誘致活動に取り組んでいるところであります。このような中、8月には16万トン級のクルーズ船が油津港に寄港することが決定したところであります。御指摘のように、急拡大をするアジアのクルーズ需要、16万トン級を受け入れることができるのは、九州の中でも油津港が4つ目の港であると同っておるところであります。また、足元の状況を見てみますと、韓国におきますMERSの感染拡大等によりまして、日本における寄港地としての需要がさらに拡大している、期待が高まっているということも伺っておるところであります。今後ますます受け入れを強化するためには、まずは「おもてなし」によります乗客の皆様の満足度を高め、その後の誘致につなげていくことが重要でありますことから、地元自治体等で構成する受け入れ協議会とも連携を図りながら、円滑な受け入れに努めてまいりたいと考えております。

また、県では、本年を「みやぎきクルーズ元年」と位置づけまして、私自身が先頭に立って、クルーズ船の運航会社へのトップセールスを行いますとともに、上海などで行われますクルーズコンベンションなどにも積極的に出展することで、さらなる誘致促進を図り、本県を南九州のクルーズの拠点にしていまいりたいと考えております。

**○重松幸次郎議員** 力強いお話、ありがとうございます。16万トン級——ちなみに、あのタイタニック号は4万6,000トンだったようです。その3倍、4倍になるわけです。先ほどの日南市

の担当者に県への要望をお聞きしたところ、県内各地の観光地にWi-Fiの設置、また、標識、看板の多言語化をお願いしたいと申し立てました。7月7日にボイジャー・オブ・ザ・シーズが入港いたします。「どこに見に行けばいいですか」と聞いたんですが、「サピアショッピングセンターに駐車場を確保しているから、そちらに行ってください。岸壁には絶対入れません。観光バスが入りますから」、そういうふうにおっしゃっておいりました。耳寄りな情報です。今後さらに、バリエーションのある観光ルートを策定し、情報発信の強化に力を入れて拡充をしていただきたい、このように思います。

海と船に関連してお尋ねいたします。海のリゾート基地と言えば、私の地元でもある一ツ葉の「みやぎき臨海公園」がございます。ここには、プレジャーボートやヨットを93隻ほど係留可能なサンマリーナ宮崎や、海水浴などを楽しめるサンビーチ一ツ葉と多目的広場などがあり、海に面した公園として、いろいろなイベント（宮崎みなとまつりなど）も定着し、利用者が増加しています。さて、そのサンマリーナ宮崎は、県内のマリンスポーツ愛好者のため、そして全国、海外からの来訪者を受け入れられる基地として、宮崎・日南海岸リゾート構想の一環として整備された公園というふうに、みやぎき臨海公園のホームページに紹介されております。平成13年のオープニングの際は、国内でも屈指のヨットレースも開催され、その後、国内、海外からの来訪者にも認知され、九州の太平洋岸に施設の整ったマリーナが完成したと、評判になりました。ところが、近年、台風やしけのたびに入り口に砂が堆積し、現在では、サンマリーナ宮崎の入り口岸壁に白く大きな文字

で「契約艇以外は入港禁止」と書かれ、外来艇の入港を拒んでいる閉鎖的なマリーナとして、ユーザーや関係者の中で有名になっています。県外の方からのブログを紹介していただき読ませてもらいましたが、まことに残念です。

過日、新見議員と一緒にマリーナに伺い、宮崎県外洋帆走協会の会長ほか4名の皆さんと懇談をさせていただきました。「ヨットやボートは寄港し、給水・給油、船の修理、搭乗者の休憩や食料の補給のために入港を求め訪れるが、このマリーナはその都度、それらの船舶を入港させず、ほかの港に向かうように求めている。他県のヨット仲間からも問い合わせがあるが、申しわけない限りだ。県には何年も前から要望しているが、現状を何とか改善していただきたいという切なる気持ちと、全国あちこちヨットハーバーを訪問しているが、ここが日本一美しいマリーナだ。もったいない」というお言葉をいただいて帰りました。事実、優雅で美しい最高のロケーションになっているため、結婚式の前撮りも大変多いようです。そこで、県土整備部長に伺います。サンマリーナ宮崎におけるビジター艇の入港禁止の経緯について伺います。

**○県土整備部長（図師雄一君）** サンマリーナ宮崎におきましては、台風時の波浪等の影響により、航路に砂が堆積しやすい状況にあることから、必要に応じてしゅんせつを行うとともに、利用者への水深等の情報提供や航行規制などを行い、常日ごろから安全確保に努めているところであります。しかしながら、平成17年にビジター艇の乗り上げ事故が発生したことを受け、関係機関とも協議を行った結果、ビジター艇は、水深等の情報の周知徹底が図れないことや、航路にふなれであることなどから、現在は、事故防止のため入港を原則禁止にしている

ところであります。

**○重松幸次郎議員** 外洋帆走協会の方や関係者は、少しでも早く改善されるのを希望されております。サンマリーナ宮崎において、ビジター艇の入港が可能となる対策についてどう考えているのか、再度伺います。

**○県土整備部長(図師雄一君)** ビジター艇の入港を可能とするためには、安全に航行できるよう、余裕を持った航路の水深と幅員を常に確保しておく必要がありますが、堆積した砂をその都度しゅんせつするには多額の費用を要することから、流入する砂の量を減らす対策が有効であると考えております。このような中、マリーナ北側の宮崎海岸において、国が侵食対策事業の一環として突堤工事を実施しており、これが完成しますと、宮崎港に流入してくる砂の量が軽減されると聞いております。このような状況になれば、県といたしましては、適切な維持管理を行うことで、ビジター艇の入港が可能となる航路の確保ができるものと考えております。

なお、これらの工事が完成するまでの間、ビジター艇を宮崎港内のほかの場所で受け入れができないかなどについて、関係者の意見も聞きながら検討してまいりたいと考えております。

**○重松幸次郎議員** 関係者の意見をしっかりと聞いていただきたいと思えます。

宮崎海岸北部からの漂砂対策が急務のようではありますが、その宮崎海岸の侵食対策事業の進捗状況について、再度お伺いいたします。

**○県土整備部長(図師雄一君)** 宮崎海岸の侵食対策事業につきましては、平成20年度から国の直轄事業として、突堤の設置、護岸の整備及び養浜が進められております。このうち突堤は3基計画されておまして、最も港に近い南側

の突堤につきましては、計画延長300メートルのうち75メートルが完成しております。また、護岸につきましては、計画延長2,700メートルのうち約2,000メートルが完成しており、養浜につきましても、関係機関と連携を図りながら実施されているところでございます。事業の実施に当たりましては、砂浜回復の効果や周辺環境への影響を確認しながら、段階的に工事が進められることとなっており、その完成時期は平成39年度と伺っております。

**○重松幸次郎議員** 平成39年までとなりますと、本当にまだまだ時間がかかるようであります。東京オリンピックを控え、世界中から観光客が宮崎にも訪れることが考えられます。サンマリーナを利用した海洋スポーツのキャンプの可能性もあります。海洋レジャーの普及は、遊びの世界だけでなく、スポーツ、海事思想の普及、青少年の健全育成と、多種多様な可能性を秘めています。サンマリーナ宮崎を含めた「みやざき臨海公園」の利活用についてどう考えておられるのか、再度、県土整備部長にお伺いいたします。

**○県土整備部長(図師雄一君)** みやざき臨海公園は、現在、ヨット、海水浴などのマリレジャーや、コンサート、スポーツの大型イベントなどに利用されており、昨年からはトライアスロンの日本代表合宿も行われるなど、年間で20万人以上の方に幅広く利用していただいております。また最近では、指定管理者により、砂の造形と花の共演を楽しめる「サンドフラワーフェスタ」や、通年での魚介類を中心とした食事の提供など、にぎわいの創出につながる新たな取り組みも始めております。県といたしましては、今後とも、シーガイアなどの周辺観光施設と連携を図りながら、スポーツ合宿や観光

客にも対応したおもてなし環境を整え、宮崎らしい海洋性レクリエーションの拠点として多くの方々に利用していただけるよう、取り組んでまいりたいと考えております。

**○重松幸次郎議員** サンマリーナ宮崎を誰でも利用できるように再整備を行い、開かれたヨットハーバーとして活用することが、観光宮崎発展のために必要なことではないでしょうか。

ここからは私のイメージであります。マリンスポーツアクティビティセンターを設けて、県内のマリンレジャー（サーフィン、シュノーケリング、スキューバダイビング、ジェットスキーなど）の案内業務を充実させる。あわせて、「海の駅」を併設し、船の搭乗者の休憩や食料の補給のための施設、またシーフードレストラン、マリングッズやお土産も買えるショップが並ぶ長崎出島ワープのような——これは仮称ですが——「ひなたみやざきワープ」に展開できると、魅力あふれる観光スポットになるのではないのでしょうか。さらには、マリンスポーツキャンプを積極的に誘致したり、ライフセーバーの養成機関、海技・マリンエンジン整備士の養成機関等の技術集積地を目指すことにより、マリンに関する宿泊者もふやすことができます。ぜひとも、ビジター艇の入港ができる整備とマリーナ構想を部局横断的に進めていただきたいと強く要望いたしまして、少々早いですけど、私の全ての質問を終了いたします。ありがとうございました。（拍手）

**○星原 透議長** 以上で本日の質問は終わりました。

あすの本会議は、午前10時開会、本日に引き続き一般質問であります。

本日はこれで散会いたします。

午後2時49分散会

6月18日（木）

# 平成 27 年 6 月 18 日 ( 木 曜 日 )

午前 10 時 0 分開議

## 出席議員 (39 名)

1 番	有 岡 浩 一	(愛みやざき)
2 番	重 松 幸次郎	(公明党宮崎県議団)
3 番	来 住 一 人	(日本共産党宮崎県議会議員団)
4 番	渡 辺 創	(県民連合宮崎)
5 番	岩 切 達 哉	( 同 )
6 番	右 松 隆 央	(宮崎県議会自由民主党)
7 番	二 見 康 之	( 同 )
8 番	清 山 知 憲	( 同 )
9 番	島 田 俊 光	( 同 )
10 番	日 高 博 之	( 同 )
11 番	野 崎 幸 士	( 同 )
12 番	日 高 陽 一	( 同 )
13 番	星 原 透	( 同 )
14 番	西 村 賢	(無所属の会)
15 番	凶 師 博 規	(愛みやざき)
16 番	河 野 哲 也	(公明党宮崎県議団)
17 番	前屋敷 恵 美	(日本共産党宮崎県議会議員団)
18 番	田 口 雄 二	(県民連合宮崎)
19 番	高 橋 透	( 同 )
20 番	中 野 一 則	(宮崎県議会自由民主党)
21 番	横 田 照 夫	( 同 )
22 番	押 川 修 一 郎	( 同 )
23 番	宮 原 義 久	( 同 )
24 番	黒 木 正 一	( 同 )
25 番	松 村 悟 郎	( 同 )
26 番	後 藤 哲 朗	( 同 )
27 番	徳 重 忠 夫	(無所属クラブ)
28 番	新 見 昌 安	(公明党宮崎県議団)
29 番	太 田 清 海	(県民連合宮崎)
30 番	満 行 潤 一	( 同 )
31 番	井 上 紀 代 子	( 同 )
32 番	緒 嶋 雅 晃	(宮崎県議会自由民主党)
33 番	山 下 博 三	( 同 )
34 番	丸 山 裕 次 郎	( 同 )
35 番	外 山 衛	( 同 )
36 番	坂 口 博 美	( 同 )
37 番	蓬 原 正 三	( 同 )
38 番	井 本 英 雄	( 同 )
39 番	中 野 廣 明	( 同 )

## 地方自治法第 121 条による出席者

知 事	河 野 俊 嗣
副 知 事	稲 用 博 美
副 知 事	内 田 欽 也
総 合 政 策 部 長	茂 雄 二
総 務 部 長	成 合 修
危 機 管 理 統 括 監	金 丸 政 保
福 祉 保 健 部 長	桑 山 秀 彦
環 境 森 林 部 長	大 坪 篤 史
商 工 観 光 労 働 部 長	永 山 英 也
農 政 水 産 部 長	郡 司 行 敏
県 土 整 備 部 長	凶 師 雄 一
会 計 管 理 者	舟 田 美 揮 子
企 業 局 長	四 本 孝
病 院 局 長	渡 邊 亮 一
財 政 課 長	阪 本 典 弘
教 育 委 員 長	島 原 俊 英
教 育 長	飛 田 洋
警 察 本 部 長	坂 口 拓 也
選 挙 管 理 委 員 長	後 藤 仁 俊
代 表 監 査 委 員	高 橋 博
人 事 委 員 会 事 務 局 長	亀 田 博 昭

## 事務局職員出席者

事 務 局 長	日 隈 俊 郎
事 務 局 次 長	奥 野 信 利
議 事 課 長	亀 澤 保 彦
議 事 課 長 補 佐	伊 豆 雅 広
議 事 担 当 主 幹	松 吉 浩
議 事 課 主 査	松 本 英 治
議 事 課 主 任 主 事	森 本 征 明

◎ 一般質問

○中野廣明副議長 これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、昨日に引き続き一般質問であります。

ただいまから一般質問に入ります。まず、有岡浩一議員。

○有岡浩一議員〔登壇〕(拍手) 皆様、おはようございます。愛みやざきの有岡です。きょうは多くの皆様方が傍聴に来ていただいておりますが、ぜひ議会での会話を持って帰っていただきまして、話題としていただければありがたいと思っております。また、昨日は、70年ぶりの改革として改正公選法成立、18歳以上から選挙権が適用されるという大きな変革がございました。また、本県においても、皆様御承知のように「日本(にっぽん)のひなた宮崎県」、きょうはあいにくの天気ではございますが、天候だけじゃなくて、宮崎の温かい人柄や豊かな食材をコンセプトにしている「日本(にっぽん)のひなた宮崎県」でございます。明るく質問してまいります。よろしく願いいたします。

今回の質問は、県広報紙6月号で紹介されました、宮崎県総合計画「未来みやざき創造プラン」やアクションプランの役割を念頭に質問してまいります。特に、本年7月策定予定のアクションプランの役割は、「宮崎県のこれから進むべき道筋を示し、県や市町村、企業や民間団体、そして、県民一人ひとりが連携・協働して、自らの役割を果たしていくための「県民共有の指針」となるものです。計画実現のため、県民の皆さまのご理解とご協力をお願いいたします」と広報されています。そこで、長期ビジョンなど県民の理解を得るためには、わかり

やすい目標であり、将来の宮崎に対し夢を語る・共有できるものとしなければなりません。また、今回の補正予算の中で、知事特別枠として、21の事業、約4億円が計上されました。これは、若手職員の皆さんが知事に直接提案し、査定されたと伺っております。今回計上された21の事業にも期待をしながら、私も21の質問を通告しております。明快なる答弁を期待し、知事の政治姿勢について、まず3件お伺いいたします。

まず1件目は、知事の使命についてであります。選挙における投票率の低下など、県政に対する県民の関心は年々薄れております。どれだけの県民の皆さんが、未来を築く新しい「ゆたかさ」への挑戦を、「県民共有の指針」として理解し、8つの長期戦略と戦略目標を共有できるのか、ともに行動できるのかが大きな課題であります。そこで、トップリーダーである知事の強いメッセージが県民に届くことが知事の使命と考えますが、知事の御所見をお伺いいたします。

次に、限られた予算の中で、全てのことを毎年同じように取り組むことには限界があります。私は、よく「背骨が大切だ」という表現をいたします。まず、柱となる目標を明確にすることで、わかりやすく県民共有の目標として挑戦することができると思います。そこで、県政において知事が最も力を入れて取り組むべき課題について、お伺いいたします。

次に、知事の政策提案にあります「文化・スポーツ局」の設置について、御所見をお伺いいたします。私は、宮崎県の今後の成長戦略として、さらに一步踏み込んで「文化観光スポーツ部」と進めるほうが、本県の実情に合うと考えますが、知事の御所見をお伺いいたします。

次に、質問事項の2、TPPについてであります。

TPP（環太平洋経済連携協定）やTiSA（新サービス貿易協定）——これは、2013年6月から交渉が公式に始まった貿易協定で、欧州連合を各国1国とすれば、日本を含む50カ国が参加し、協議が定期的開催されているが、情報は全く報道されていません。TPPを初め、必要な情報の開示がなされない現状では、一部のグローバル大企業や多国籍企業の利益、いわば利己主義のために、国民の健康リスクが高まり、本県の生活環境にまで大きな影響が懸念されています。情報が閉ざされ、県民の不安が広がる中で、TPPに対しての知事の考えをお伺いいたします。

以上、登壇の質問を終わり、質問者席より再質問いたします。（拍手）〔降壇〕

○知事（河野俊嗣君）〔登壇〕 おはようございます。お答えいたします。

まず、知事の使命についてであります。私が考えます知事の使命は、本県の進むべき方向について、社会経済情勢を踏まえた明確なビジョンを提示し、みずから先頭に立ち、一つ一つ誠実に力強く実行することによって、信頼される県政を実現することです。私は、中山間地域を初めとした県内各地を回る中で、地域の基幹産業の担い手不足、地域福祉や医療の厳しい状況、社会資本の整備の要望など、人口減少に直面している地域の切実な声を伺ってまいりました。一方で、本県の豊かな自然や文化、温かい県民性、さらには、芽吹きつつある成長産業、整備が進む交通インフラなど、発展に向けた大きな可能性にも手応えを感じているところであります。このような本県の現状を踏まえながら、知事就任以来の政治姿勢であります「徹

底した現場主義」と「対話と協働」を通じて、県民の皆さんとともに、活力にあふれた「みやざき新時代」を切り開き、「くらしの豊かさ日本一の宮崎」の実現を目指してまいりたいと考えております。

次に、最も力を入れて取り組むべき課題についてであります。私の目指す「くらしの豊かさ日本一の宮崎」とは、経済的な豊かさと、本県ならではの「人と人とのつながり」や「自然の中でのゆったりした時間の流れ」といった、お金にかえられない価値との両方が調和し、心豊かに暮らせる社会であります。その実現に向けて、取り組むべき課題は山積しておりますが、特に人口減少問題については、今まさに正面から向き合い、克服していかなくてはならない大きな課題と認識しております。このため、若い世代が県内で働けるような成長産業の育成及び雇用の確保、誰もが希望に応じて子供を生み育てられる子育て環境の充実、さらには、県外からの移住促進や観光誘客による交流人口の増加など、人口減少問題の克服に向けて、県の施策を総動員し、県民の皆さんにその成果を実感していただけるよう努めてまいります。

次に、文化・スポーツ振興局についてであります。文化やスポーツというものは、我々の生活を潤いのある豊かなものとし、元気・活力を与えてくれるものであります。私の政策提案におきましては、2020年のオリンピック・パラリンピック東京大会や、同年に開催を要望しております国民文化祭等を見据え、文化・スポーツを本県の誇る貴重な資源として捉え、その価値を県づくりに生かし、本県のさらなる魅力向上を図るという理念のもとに、これを総合的に推進するための方策として、文化・スポーツ振興局の設置を提案したところであります。文化・



スポーツの振興は、県民生活の充実や地域の活性化、さらには、観光を中心とした産業振興など、多様な効果が期待できるところであります。組織のあり方として、他県においては、観光も含めた組織で推進している例もあると承知しております。今後は、そうした事例等もよく研究しながら、本県の実情を踏まえ、どのような推進体制が最も効果的で効率的か、十分検討してまいりたいと考えております。

最後に、T P Pについてであります。

T P P協定は、広く産業経済や国民生活全体にかかわるものであり、1次産業を基幹産業とする本県にとりまして、畜産を初めとする農林水産業のみならず、地域経済全体への大きな影響が懸念されるところであります。こうしたことから、国に対し、衆参両院の決議を踏まえた交渉と、国民の不安の払拭に向けた十分な情報提供、また、T P P協定交渉の行方にかかわらず、農林水産業が将来にわたって持続的に発展していけるよう、総合的な対策を講じるよう求めてきたところでもあります。引き続き、国においては、こうした地方の懸念を十分に踏まえ、国益を損なうことのないよう、粘り強く交渉に当たっていただきたいと考えております。以上であります。〔降壇〕

**○有岡浩一議員** ただいま知事の使命として、人口減少問題に正面から向き合うという強い思いやT P Pへの考えをお伺いいたしました。今月21日は父の日です。宮崎県民の父として、胸を張って立ち向かう知事の姿に県民は賛同し、みんなが目標に向かって一步踏み出すことが大切でございます。1人の100歩よりも100人の1歩と言われるように、県民が動き出すための旗振り役が知事の使命の一つであり、我々も議員として役割を自覚し、美しい宮崎の自然を生か

した「ゆたかさ」への挑戦に、一步一步邁進したいと考えております。

次に、T P Pについて農政水産部長にお伺いいたします。

昨年12月にユネスコの無形文化財に登録された「和食」ですが、喜んでばかりはいられません。これは、「危機に瀕している文化の保護と継承を図ること」が登録の意図だそうです。危機に瀕しているという言葉、現代の私たちが伝統食である和食をおろそかにしているあらわれです。そこで、和食を見直すとともに、正しい食のあり方、体も心も健康になれる食に対し、我が宮崎県の安全・安心な農産物を生産することは、社会情勢の大きな変化の中でも生き残れる大切な取り組みです。消費者が求める本県の取り組みについて、お伺いいたします。

**○農政水産部長（郡司行敏君）** 本県では、食の安全・安心を確保するため、農産物の生産から流通・消費の各段階において、さまざまな対策を講じているところであります。中でも、生産場面におきましては、現在、土づくりや施肥改善等を基礎に、天敵等も活用した作物の総合的管理により、化学肥料や化学農薬を削減する、いわゆる宮崎方式I C Mを推進するとともに、全国トップクラスの残留農薬検査システムを活用した、安全・安心な農産物の産地づくりに取り組んでいるところであります。県といたしましては、今後さらに、宮崎方式I C Mの普及を促進するとともに、残留農薬分析技術のさらなる向上を図るなど、安全・安心な生産体制の確立により、本県農産物の競争力強化に努めてまいりたいと考えております。

**○有岡浩一議員** ぜひ、安全・安心な宮崎の農産物ということで、しっかりと取り組んでいただくとともに、ヨーロッパあたりの話を聞きま

すと、やはり有機野菜が食べたいというニーズが強いようです。これから宮崎の農業が発展するためにも、安全・安心な農産物をつくっていただくことを、また指導いただくことをお願い申し上げまして、次の質問へと移りたいと思います。

次の質問は3番になりますが、職員の育成について総務部長にお伺いします。

今回の補正予算の中で、現場に近い職員の提案を具現化することは、若手職員のチャレンジ精神の高揚となり、キャリアデザインにおいても意義深いものでございます。今回の知事枠の予算は、そういった意味で大変貴重なものだと考えております。宮崎県のシンクタンクである県職員の皆さんに対し、今後どのような人材育成に取り組んでいかれるのか、お伺いいたします。

**○総務部長（成合 修君）** 県職員の人材育成につきましては、今後目指すべき職員像を明らかにいたしました「宮崎県人材育成基本方針」に基づきまして、職員の成長段階に応じた計画的なジョブローテーションの実施など、職員一人一人の個性や適性を重視した、人を育てる人事管理を基本に、職場研修や自己啓発を推進しながら、意欲と能力にあふれた職員の育成に取り組んでいるところでございます。先ほど議員のほうから御質問のございました、予算編成における今回の知事特別枠の採択でございますが、お話にありましたように、若手職員が施策の実現に向けて知事と直接意見交換をし、その柔軟で豊かな発想や意見を施策に反映させることで、特に若手職員の政策形成能力や士気の向上につながるのではないかと考えております。今後とも、このようなさまざまな工夫をしながら、将来の県政を担う若手職員の育成に努めて

まいりたいと考えております。

**○有岡浩一議員** ただいま宮崎県人材育成基本方針ということが紹介されましたが、平成24年度から取り組んでいらっしゃるということで、これが職員の中に浸透することによって、自分が専門性を高めていくための方針ができると期待しております。

また、もう一つの視点でお話ししますが、県の総合計画の一つに人財育成戦略があります。将来の夢や目標を持ち、職業や生き方を考えている中学3年生の割合100%を目標にしております。これは、若い世代だけが持つ夢ではございませんで、職員の皆様方、我々もそうですが、大きな夢を持つ、そして常に夢に向かって継続していく、こういう姿が必要だと思っております。そういった意味では、職員の皆様方にも、仕事を通じて、また県庁という職場の未来像を常に追いかけてながら、夢を持って取り組んでいただくことを期待し、また、そういった人材育成基本方針の中で、職員の方がしっかりとした仕事をしていただける環境を整えていただくことを期待し、ぜひ職場でも夢を語っていただきたい、そう思っております。

次に、マイナンバー制度について総合政策部長にお伺いいたします。

日本年金機構は6月1日、職員の端末に届いた外部からのウイルスメールによる不正アクセスによって、約125万件の個人情報が出たことと発表しました。今回の日本年金機構の情報漏えい事件から我々が得られる教訓として、マイナンバー制度が始まる今こそ、運用する県においても安全管理措置が求められますが、どのような安全対策の準備を行っているのか、お伺いいたします。

**○総合政策部長（茂 雄二君）** マイナンバー

制度の安全管理措置につきましては、国のガイドラインに基づきまして準備を進めているところであり、具体的には、各関係所属におきまして、マイナンバーを取り扱う業務についての事前評価を実施しているところでありまして、この中で、システムの運用方法や電子媒体の管理方法、職員への教育など、組織的、人的、物理的、技術的な安全管理措置につきましても検討を行っております。また、従来から、内部監査や定期的な職員向け研修などを通じまして、全庁的に情報セキュリティ意識の向上に努めてきたところではありますが、マイナンバー制度の開始も見据え、さらにその徹底を図ってまいりたいと考えております。

**○有岡浩一議員** ただいま説明していただきましたように、安全管理措置として、組織的、人的、物理的、技術的な、それぞれの分野がありますけれども、これは常に取組みななきゃいけないという意味で、いわば国の防衛や防災対策と同じように終わりのない対策であります。今できることを今やる、そして常在危機という考え方で今後とも取り組んでいただくことを、県民の立場からお願いいたします。

次に、再度、総合政策部長に、NPO法人育成についてお伺いいたします。

非営利団体であります「鳴子の米プロジェクト」を御存じでしょうか。これは、行政の職員と連携し、目の前で衰退していく米づくりを地域独自の力で再生しようと始め、米づくりを農家だけの問題にせず、観光地鳴子に欠かせない田園風景を生み出す地域の営みと捉え、地域全体で支えていく取り組みを、NPO法人であります「鳴子の米プロジェクト」が行っております。この取り組みは、我々宮崎県においても、環境を守るために、考え方としては大変共有で

きる部分ではないかと思っております。そういった意味では、さまざまなNPO法人の組織がございますが、これから宮崎県におきましても、このようなNPO法人を育てていくことが急務であり、また大切な取り組みであると考えております。そこでお尋ねしますが、平成24年3月に県税条例が改正された、NPO法人に係る個人県民税の寄附金控除制度の概要と対象となる法人数について、お伺いいたします。

**○総合政策部長（茂雄二君）** NPO法人が、特定非営利活動促進法、いわゆるNPO法に規定する一定の基準を満たしますと、認定NPO法人になることができまして、この法人への寄附者は税制の優遇を受けることができます。議員御質問の個人県民税の寄附金控除制度は、認定NPO法人に対し個人が寄附をした場合、上限はありますが、その寄附額の2,000円を超える部分に4%を乗じた額が翌年度の個人県民税から税額控除されるというものであります。なお、その対象となる県内の認定NPO法人数は、現在3法人であります。

**○有岡浩一議員** 今、3法人というお話もございましたが、今後、育てていかなきゃいけないということで、再度部長にお尋ねします。NPO法人の育成に、県としてどのような取り組みを推進していかれるのか、具体的な答弁をお願いいたします。

**○総合政策部長（茂雄二君）** NPO法人は、地域における社会貢献活動や多様な住民ニーズに応える公益活動の担い手としての重要な役割が期待されております。このため県では、NPO法人の設立や運営に関する相談、企画力向上のための研修などの支援を行っているところでもあります。また、財政基盤の弱いNPO法人が多いという現状を踏まえ、今回の補正予算

でお願いしております「協働による明日のみやぎづくり推進事業」におきまして、NPO法人の財政基盤強化のための制度について検討を行うとともに、寄附文化の醸成にも取り組んでまいりたいと考えているところであります。今後とも、こうした取り組みを通じて、県民に支持されるNPO法人の育成に努めてまいりたいと考えております。

**○有岡浩一議員** 今、部長のほうから答弁いただきましたが、宮崎県民の県民性もあるんでしょうが、寄附文化の醸成という言葉がございました。他県で行われているプロスポーツのサポーター制、こういった地域もございしますが、みんなで育てていくんだ、みんなの大切な組織だというふうな、県民に支持されるNPO法人、こういったものをどう育てていくのか、財政基盤の弱いNPO法人がたくさんある中で、地域になくってはならないんだ、行政任せだけではこれから伸びないんだということを、しっかりと県民の皆様方に理解いただきながら、それぞれの分野で頑張っていってほしいNPO法人の指導育成というのを、今後とも続けていただきたいと思っております。

それでは、質問事項の6に入ります。障がい者虐待について福祉保健部長にお伺いいたします。

昨日も山下議員のほうから、この質問がございました。また重複するかもしれませんが、お尋ねいたします。山口県下関の施設において虐待が放置されていたことは、大変な驚きであり、どこでも起こり得る可能性があるかと危惧する事案であります。そこで、私は、いろんな方にお話を聞きに行つてまいりました。それぞれの立場での御意見がございましたが、幾つか紹介いたします。

まず、聞き取りをする場合に、職員や施設長に聞き取るだけではなく、利用者、要するに虐待を受けた側から聞き取る力、スキルとしての聞ける力が必要だというお話でした。これは、なかなかそういった部分を話してくれない利用者に対して、どうやってその実態を聞くか、聞くだけの力をつける、そういう担当者のスキルも必要だというお話がございました。また、利用者側の話になりますが、身近なところにピアカウンセリングなど仲間が集まり、常に話ができる場が必要だ、そういったお話もございました。そういうさまざまな課題が見えてまいりました。そこでまず、県内における障がい者虐待の現状について、福祉保健部長にお尋ねいたします。

**○福祉保健部長（桑山秀彦君）** 障がい者への虐待につきましては、虐待を行った者により3つの類型に分類されておりまして、まず、家族や親族などの養護者によるもの、2つ目といたしまして、障がい者福祉サービス事業所等に勤務している者によるもの、3つ目として、障がいのある方を雇用している事業主などによるものとなっております。平成25年度の障がい者虐待の状況を3つの類型ごとに申し上げますと、まず、養護者によるものといたしまして、市町村が受理した通報・届け出件数は60件で、うち21件を虐待と認定しております。次に、事業所等に勤務している者によるものについては、通報・届け出件数は15件でありまして、うち5件を虐待と認定しております。また、事業主等によるものは、通報・届け出件数は10件で、うち2件を虐待と認定しているところでございます。

**○有岡浩一議員** 今報告いただいた数字につきましては、県のホームページでも紹介されてお

りますが、家族や親族、さらには障がい者施設、勤務地、こういった3つのパターンが考えられるわけです。先ほど申し上げたように、家庭でも話せない、職場でも話せない、施設でも話せない、そういう子供たち、利用者がいらっしゃるといことで、ピアカウンセリングという言葉を使いますが、そういった皆さんが集まって、本音で話して、心を開ける場所をつくっていく。これも場合によっては、今後のNPO法人の育成の取り組みとして必要な分野かなと思っております。そういった意味では、そういう相談を受ける場がない今の現状におきまして、本県において虐待に関する相談体制が大切だということは重々わかっているわけですが、まず、本県における相談体制はどうなっているのか、再度お尋ねいたします。

**○福祉保健部長（桑山秀彦君）** 障がい者虐待に関する相談は、通報・届け出を含みますけれども、障害者虐待防止法に基づきまして、市町村に設置する市町村障害者虐待防止センターが応じることとされております。一方、県におきましては、同じ法律に基づき、宮崎県障がい者権利擁護センターを設置してありまして、障がいのある方を雇用している事業主等による虐待に関する通報・届け出を受理しているほか、広く、障がいのある方やその御家族などからの虐待に関する相談に応じたり、また、虐待防止に関する広報・啓発にも取り組んでいるところでございます。今後とも、市町村などの関係機関との連携を十分図りながら、虐待に関する相談に対して的確で速やかな対応ができるよう取り組んでまいりたいと考えております。

**○有岡浩一議員** ただいま県の取り組みについて説明いただきましたし、市町村におきましても、そういう相談窓口があると。そうすると、

なかなかその窓口までたどり着かないという現状もあるのかなと思っておりますが、そういった意味では、教育が大切だと思っております。いろいろな意見をお聞きした中でアドバイスいただいたのは、教育の場で、自分の権利を守る、例えば虐待を受けたときにはおかしいと言える、そういう教育が必要だと。身体的な虐待、性的虐待、心理的虐待、ネグレクト（放任）と経済的虐待、そういったものがあるんだということ、ぜひ教育の現場でも伝えていただきたい。そういったときに、子供たち、利用者が権利を主張できるような教育が必要だというお話がございました。

それと、もう一つ。これは難しい判断ではございますが、卒業の際、就労だけがゴールではない、就労することが全てではないんだ、その子の持っている可能性を伸ばすためには就労できないということ、こういった問題を伏せるのではなくて、いろんな可能性があるということ、周りの親、大人が見守っていくことが、こういった事案を解決するためにも必要だというアドバイスをいただきましたので、御紹介させていただきます。

それでは次に、環境森林部長に多彩な森林づくりについてお伺いいたします。

多彩な森林づくりとして幾つものパターンがございまして。例えば、針葉樹や広葉樹が混交した林地施業や複層林施業、小面積分散伐採というようなこと、いろんなパターンがございまして、私は前回の質問の中で、このような質問をいたしました。「林業事業体に対する伐採現場の指導状況について伺いたい。また、速やかな再造林を進めていくための伐採後の指導にどのように取り組んでいるのか」という質問をいたしました。当時の部長の答弁は、「伐採後の適

正な造林の実施や伐採によって災害が生じないよう、林地保全に配慮した作業が重要であると考えている。そこで、現場に伐採届け出済みを示す旗の設置の義務づけなど、監視体制を強化し、再造林を行うよう指導してまいりたい」という答弁がございました。

また、再質問の中で、「地域の実情に応じた森林施業をどのように進めていくのか」と。宮崎でも、県北と県央、県南それぞれの地域によって現場が違います。特に県央地区のように小規模な地域においては、「認定林業事業体と一体となって施業の集約化や効率的な森林施業を重点的に推進するなど、山元への利益還元を重視したきめ細かな普及指導に取り組んでいきたい」というふうなことで答弁をいただきました。

しかし、私自身が現場に行ってみますと、林地残材がそのまま放置されたり、その後の植栽ができるような状況じゃない、そういう山が多々あります。そういった意味では、ぜひ環境森林部に考えていただきたいこととしまして、先ほど申し上げた認定林業事業体——こういう研修を受けたり、山を守るために必要だという認識を持った事業体——が活かされていないかと危惧するんですが、再度お尋ねします。林業事業体を認定する制度があって、その概要はどのようになっているのか、実態をまずお尋ねいたします。

**○環境森林部長（大坪篤史君）** 認定林業事業体の制度につきましては、法律に基づき、林業事業体が技術者の養成や雇用の安定化などを内容とする計画を策定しまして、これを県が審査して認定するものでございまして、現在、県内で121の事業体が認定されているところでございます。さらに、県独自の取り組みとしまして、

認定林業事業体の中から、比較的規模が大きく、さらに環境に配慮した適切な伐採や搬出などに取り組んでいるところを中核認定林業事業体とする制度も設けてございます。現在19の事業体が認定されている状況でございます。県では、こういった認定林業事業体の実施します先進地研修ですとか広報活動などへの支援を行っていきまして、今後とも、こういった優良な林業事業体の育成強化を図ってまいりたいと考えているところであります。

**○有岡浩一議員** ただいま121の事業体が認定を受けているというお話でしたし、また、中核認定林業事業体が19あると。この多くの事業体がどう活かされているのか大変危惧しております。優良な林業事業体がしっかりと県内を管理していただくこと、それが一つの山を守る取り組みになるのではないかと考えております。そこで、認定林業事業体の情報を、広く山を所有していらっしゃる森林所有者へ提供する、そういう努力を今やるべきじゃないかと思いますが、部長にお尋ねいたします。

**○環境森林部長（大坪篤史君）** 県といたしましては、毎年、認定林業事業体の情報を掲載した「宮崎県林業企業ガイドブック」なるものを作成しまして、その内容の周知に努めております。さらに今後は、認定林業事業体の名簿を市町村や森林組合等へ備えついたり、あるいは県のホームページへ掲載するなどしまして、情報提供にさらに努めてまいりたいと考えております。

**○有岡浩一議員** これは営業力というふう捉えるべきでしょうが、もっともっと認定林業事業体というのをPRしていただいて、ぜひ、林家の皆さん方に活用いただくような後押しをしていただきたいと思っております。

続きまして、8番目の質問になりますが、商工観光労働部長にお尋ねいたします。

全国各地で国の地方創生交付金を活用した「ふるさと旅行券事業」が行われている中、本県においても、総事業費4億6,000万円の「神話のふるさとみやざき旅行券」に取り組んでおりますが、他県との違いなど、どのような取り組みを行っているのかお伺いいたします。

**○商工観光労働部長（永山英也君）** 本県の「ふるさと旅行券事業」では、約260の宿泊施設で利用できます割引宿泊券をコンビニエンスストアで販売しております。また、インターネット宿泊予約サイトで、約200の宿泊施設の料金が割引になるクーポン割引を実施しているところでもあります。さらに、県内での宿泊を伴う旅行商品に対する割引の実施に向けて、現在、旅行会社からの商品造成の提案を募集しているところでもあります。このほか、「スポーツランドみやざき」のさらなる推進に向けて、県外のアマチュアスポーツ合宿に対する割引や、本県と直行便で結ばれている韓国、台湾、香港からの旅行商品に対する割引も実施するなど、本県の魅力や特色を生かした、さまざまな取り組みによる事業展開を図ってまいりたいと考えております。

**○有岡浩一議員** ただいま260の宿泊施設の利用ができるというお話もございましたし、担当者から、宿泊施設の閑散期、さらには夏休み、そういった時期を想定して旅行券の販売等も協力していただいている、そういう工夫をしていらっしゃるかと伺いました。最終的にこの事業がどのような効果を生むのか、それが最も大切なことだと思いますが、どのような効果を期待していらっしゃるのか、再度お尋ねいたします。

**○商工観光労働部長（永山英也君）** 県といた

しましては、今回の事業で通常価格よりも割安で旅行できることによりまして、旅行先での飲食やお土産品の購入などの消費が拡大し、県内経済の活性化につながることを期待しております。また、この事業を契機として、多くの観光客に本県を訪れていただきまして、本県の豊かな自然や伝統文化、食などの魅力を体験してもらい、一人でも多くの方にリピーターになっていただきたいと考えております。さらに、この事業におきましては、旅行者に対してアンケート調査を実施し、旅行者の年齢や地域構成、事業効果等を把握・分析することとしております。今後の観光誘客に向けたマーケティング戦略にも活用してまいりたいと考えております。

**○有岡浩一議員** ぜひアンケート調査の結果を次に生かしていただきたいと思っておりますし、この事業が今後続くかもしれませんので、そういった準備をしていただきたいと思っております。また、この旅行券につきまして、アンケートに答えた場合、特産品が当たるというふうなお楽しみもあるようですが、私の立場で考えたとき、ぜひこういうアンケートを書いた方に積極的に宮崎のPRをする。そういった意味では、例えば今の時期でしたら、うちわみたいなものをつくって、「日本（にっぽん）のひなた宮崎県」というPRとか観光地のPR、そういったものをお配りするような積極的な営業活動も必要じゃないかと思っております。私どもがうちわを配ると大変問題がございますけれども、ぜひ積極的な宮崎のPRを仕掛けていただくような工夫をお願いしてまいりたいと思っております。

それでは、9番目になります。自転車の交通ルールについて、警察本部長にお尋ねしてまいります。

6月1日からの改正道路交通法の施行に伴い、自転車運転者講習の対象となる14の危険行為のチラシをいただきました。そこで、まずお尋ねしたいことは、昨年、宮崎県の自転車に関する事故がどのようなものだったのか、現状についてお伺いいたします。

**○警察本部長（坂口拓也君）** 昨年、全国で発生した自転車事故は11万2,134件で、全交通事故の約20%を占めております。一方、県内では、昨年、全交通事故の約12%を占める1,184件の自転車事故が発生しており、年代別では、中・高校生が約4割を占め、高齢者も約2割を占めております。なお、昨年検挙した自転車の交通違反は10件で、その全てが今回施行された自転車運転者講習制度の危険行為に該当するものであります。その内訳は、1件がブレーキを備えていない制動装置不良運転違反、残りの9件は、脇見や安全不確認が原因の交通事故で、安全運転義務違反として事件送致をしたものであります。

**○有岡浩一議員** 最近の自転車を運転する若い高校生とかを見ると、スマホなんですね。携帯等をいじりながらの運転が多いと、大変危惧しているんですが、そのような危険なルール違反を繰り返すと講習を受けなければならない、自転車運転者講習制度が開始されました。そこで、自転車事故を防ぐためには、自転車の交通ルールの周知に向けた取り組みが必要と思われませんが、どのような取り組みをされているのか、再度、本部長にお尋ねいたします。

**○警察本部長（坂口拓也君）** 自転車利用者に対する啓発につきましては、これまでも、街頭での指導取り締まりのほか、各学校や職場での交通安全講習等で取り組んできたところであります。また、これらの講習を通じて、高額賠償

に備えた自転車保険の必要性についても紹介してきたところでありますが、依然として自転車の交通ルールが十分に浸透していないのが現状であります。

このような中、今回、自転車運転者講習制度が施行されましたが、警察では、朝夕の通勤・通学路で関係機関と連携した街頭キャンペーンを行い、交通ルールと制度の周知に努めたほか、毎月20日を自転車街頭指導日に指定して、県下全域で取り組みを強化するよう各署に指示をしたところであります。このほか、テレビ、新聞など、マスコミを通じた広報啓発にも取り組んでおります。今後も、学校関係者を初め、自治体や自転車販売店など関係機関・団体との連携をさらに強化して、自転車交通ルールの周知と遵守の徹底を図ってまいります。

**○有岡浩一議員** 今、本部長のほうから、ルールにつきましては指導いただけるということでございました。しかし、ここで県土整備部長にお尋ねいたしますが、ルールは整備されましたが、その環境はまだ課題が残っているというふうに理解しております。例えば、通学路における自転車通行の安全対策でございます。県道の車と自転車の区画線の設置が曖昧になる、消えかけていたりする、そういった現場があるように思いますが、その設置の取り組み、さらには、通学路の安全対策にどのように取り組んでいらっしゃるのか、お尋ねいたします。

**○県土整備部長（図師雄一君）** 車と自転車の通行を分離する区画線は、交通安全上、大変重要であると認識しております。このため、県におきましては、日ごろから道路パトロールなどにより道路状況を把握しながら、区画線の設置や塗りかえに努めているところであります。特に通学路につきましては、県内全市町村におい



て、定期的に道路管理者や警察、教育委員会等で実施する合同点検により危険箇所を把握し、その対策について「通学路交通安全プログラム」としてまとめることとなっております。昨年度、初めてプログラムが策定され、この中に示されている県管理道路の区画線の設置や塗りがえにつきましては、今年度実施することとしております。今後とも、これらの取り組みを通じ、自転車通行を含め、交通安全の確保に努めてまいりたいと考えております。

**○有岡浩一議員** どうぞ子供たちの通学路における悲惨な事故のないように、県としても取り組んでいるという姿勢を示していただきたいと思っております。また、これからの重点施策として、「通学路交通安全プログラム」というものが動き出したということでお聞きしましたので、今後とも、通学路の安全対策というものについても取り組んでまいりたい。また、そういった保護者の声、子供たちの声も含めて拾っていききたいと思っております。

それでは、10番目になりますが、体力向上、スポーツ振興について、教育長にお尋ねいたします。

私も20年来、子供たちのスポーツの指導をしておりますが、20年前の子供たちと今の子供たちとの体力の差、そして遊びの違いによる動体視力や瞬発力の差、そういったのを強く感じております。都会の子供たちの課題かなと思っておりましたら、実は中山間地域の子供たちも、山に行ってはいけない、川に行ってはいけない、どこで遊ぶんだ、そういう現状の中で体力が落ちているということを聞いております。ただ、これをこういった一過性の体力向上モデルでやってしまっただけでは、2年、3年はいいいですが、それで終わりと。こういう一過性のもの

じゃなくて、長く子供たちの体力向上に取り組めるようなシステムが必要だと思っております。そこで、お尋ねいたします。子供の体力向上や国民体育大会本県開催を見据えて、今後、小学校に体育専科教員を配置すべきと考えますが、教育長の見解をお伺いいたします。

**○教育長（飛田 洋君）** 運動習慣の形成とか体力づくりを図る上で、小学校の時期は極めて大切であると考えております。現在本県では、小学校に体育専科、いわゆる体育の授業だけをする先生というのは配置いたしておりませんが、学校体育の振興を図る特別の教員を、小学校に2名、中学校に10名、高等学校に12名、合計で24名を配置しております。これらの指導力ある教員を県内の小学校に派遣し、学級担任と一緒に体育授業を行ったり、職員対象の実技研修を実施するなど、職員の指導力を向上させ、小学校の体育授業の充実に取り組んでいるところであります。今後、国体の本県開催を見据えるとともに、現在課題とされている運動する子供としない子供の二極化の解消などに向けて、さまざまな工夫をしながら、小学校体育授業の充実を図ってまいりたいと考えております。

**○有岡浩一議員** 今、教育長のほうから答弁いただきました。比較するわけではございませんが、大分県の事例で、大分っ子体力向上推進事業というのがございまして、小学校で24校推進校を指定して、一校一実践ということで体力向上プランをつくるということです。やはり制度的に取り組まなければ、人的・マンパワーは限界がございまして、そういった意味では、そういった指導員を含めてプランをつくる、学校で取り組むんだ、そういう計画をつくっていくことが、子供たちの体力向上、そして先生方が安

心して指導できる、そういう形になるんだと信じております。一つの提案ではございますが、子供の成長に合わせた、6年間の中の成長に合った指導をできるような体制、遊びの中からスポーツを楽しむ、そういう視点から取り組んでいただきながら、子供たちの体力向上、ひいては宮崎県のスポーツを引っ張っていくような子供たちになっていくと信じておりますので、ぜひとも御指導いただきたいと思っております。

また、関連しまして、生涯スポーツという視点からお尋ねいたします。笹川スポーツ財団というのがございまして、これも一つの事例で、チャレンジデー2015ということで、全国の自治体に呼びかけまして、同じ規模の30万人の自治体、1万人の自治体、そういったところで競い合って、スポーツをその日にやる。そして、参加の実績が60%前後とか、多いところでは70%。ですから、1万人の町でしたら8,000人ぐらいが集まってスポーツをする。そういう競争しながら取り組むというような工夫をしております。これは、まずそれに参加するだけでも意識が高いわけですが、その中で住民を巻き込んで取り組む、そういった意味では、民間ならではの発想であります。しかし、そういう仕掛けをしていくことが、スポーツ推進につながると思っております。そこで、再度、教育長にお尋ねいたします。県民の生涯スポーツ推進を図るためにどのような取り組みをしていらっしゃるのか、お伺いいたします。

**○教育長（飛田 洋君）** 開催を要望いたしております2巡目の国体等に向けて、県民の皆さんの機運を高めていくためには、県全体のスポーツの裾野を広げていくことが大切だと考えております。そこで、県では、1130（いちいちさ

んまる）運動——11（いちいち）というのは1週間に1回、30（さんまる）というのは30分以上運動しましょうという県民運動——を通して、県民の皆さんの日常的な運動の推進を図っているところであります。

また、本年度は、県民運動をさらに盛んにしたいということで、働き盛り、子育て世代をターゲットに、関心を持っていただくように、スマートフォンを利用したウオーキングアプリを作成し、日常的に気軽に取り組めるウオーキングを奨励しながら——これには、先ほどおっしゃったように個人の記録もですが、地域の記録とかあるいは職域の記録とか、何かできないか今、工夫をさせているところですが——市町村や企業、健康保険組合等の協力をいただき、県民の運動実施率を高める取り組みを推進してまいりたいと考えております。

**○有岡浩一議員** 先ほどの知事の旗振り役ではございませんが、黒子になって県が仕掛けをする、そして——実は市町村対抗駅伝にかかわっているんですが——競争し合うことで地域が盛り上がる。そして、みんなが一つの方向に向かって頑張るという健康づくりの一つのモデルではないかと思っておりますので、こういう競争し合う仕掛けというのも、また検討していただければありがたいと思っております。

最後の質問になりますが、これは教育委員長にお尋ねいたします。

私どもPTA活動をする中で、学力向上で大変苦勞しておりました。これは、中学生の段階で小学校の学力がないという状況で、学習のおくれがちな中学生に対して、インターネットで録画授業を配信するeラーニングシステムを活用した学習支援はできないのか、教育委員長の考えをお伺いいたします。

○教育委員長（島原俊英君） 私も、テレビ会議システムなど、インターネットを活用したシステムを使っています。時間や場所に制限されることなく、効率的に業務の遂行や意見の交換ができるなど、そのメリットを実感しています。インターネットを通して自宅で授業動画を見ることができるeラーニングシステムは、子供たちにとっても有効に活用できると思っております。特に、学習がおくれがちなお子様にとっては、個々人の習熟度に合わせ、必要な箇所を繰り返しじっくりと勉強できるなどの魅力があります。eラーニングシステムの活用を含め、子供たちの学習支援のあり方につきましては、さまざまな方向から、より効率的・効果的に学習方法を検討していく必要があると考えております。

○有岡浩一議員 多くの答弁をいただきまして、ありがとうございました。私は、宮崎県の夢を語れる場として、県民の夢を実現できるよう、皆さん方と一緒に頑張りたいという思いで本日の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。（拍手）

○中野廣明副議長 次は、新見昌安議員。

○新見昌安議員〔登壇〕（拍手） 通告に従い、順次一般質問を行います。知事を初めとして、関係各部長、教育長、警察本部長、そして選挙管理委員長に答弁をお願いいたします。

初めに知事に伺います。最近、自治体と企業などがそれぞれの得意分野を生かして、地域活性化や住民サービスの向上に貢献するための仕組みをつくるため、包括連携協定を締結する動きが広がりを見せております。県においても、コンビニや大学、銀行などとの間で締結が進んでいるようであります。おとといの宮崎日日新聞には、宮崎市が宮崎学園短期大学と協定を結

んだという報道もなされておりました。予算や人材面で限りがある地方の自治体にとって、これから大事な取り組みになってくるんじゃないかと思えます。そこで伺いますが、これまでに県が締結した包括連携協定について、その効果をどのように認識しているのか。また、今後どのような分野に重点を置いて取り組んでいきたいのか、見解を伺いたいと思えます。

壇上からの質問は以上とし、残りは質問者席から行います。（拍手）〔降壇〕

○知事（河野俊嗣君）〔登壇〕 お答えします。

包括連携協定は、企業や大学、自治体などさまざまな主体と連携することによりまして、互いの資源と特性を生かし、きめ細かなサービスの提供や新たな施策の展開を可能とする取り組みであります。本県ではこれまで、大手小売りチェーンや交通関係企業と協定を結び、地産地消の推進、観光情報の発信、災害時の支援などの分野で協力をいただき、さまざまな効果を上げているものと考えております。また最近では、県内企業の経営力強化に向けた金融機関との連携や地域振興の核となる人材育成のための宮崎大学との連携、さらには、都市部の自治体である川崎市と連携し、木材利用や中小企業支援など、新たな取り組みも始まっているところであります。今後とも、さまざまな県民ニーズに応えるため、既に締結した協定の効果をより高めていくとともに、地方創生も視野に、県勢発展に資する多様な主体との連携を進めてまいりたいと考えております。以上であります。

〔降壇〕

○新見昌安議員 ありがとうございました。包括連携協定が成功するかどうか、その鍵は、自治体と企業それぞれの強みを引き出して、双方

に利益がもたらされる、こういった仕組みをつくれるかどうかじゃないかと思います。また、地方創生を進める上でも有効な対策となり得る可能性も秘めていると思います。しっかり取り組んでいかれるよう、お願いしておきます。

次に、雨水の利用推進について伺います。

ことしの梅雨は、ひとときの晴れ間、こういった表現ができるような日もなくて、降り続く雨にうっとうしい思いが募るところでありますけれども、実は昨年5月に、「雨水の利用の推進に関する法律」、雨水利用推進法が施行されております。これは、公明党が制定をリードして、議員立法で実現したものでございますが、雨水を貴重な資源として有効活用することを促し、近年の気候変動による集中豪雨の頻発も踏まえて、下水道あるいは河川等への雨水の集中的な流出を抑えることを目指すというふうになっております。

全体的には、責務、法制上の措置、基本方針等の策定、各種施策等を定めた、全部でわずか15条の短い法律でありますけれども、それまで主に都市部の住民あるいは自治体が熱心に取り組んできた雨水の利用について、全国的な展開で広がっていく、そういった根拠ができたということで評価もされておりますし、雨水を活用した洪水対策が当たり前になるような社会基盤づくりが進むことも期待されているところじゃないかと思います。そこで、先ほど述べたように、この法律には地方公共団体の責務等も定められておりますけれども、本県の現状についてはどうなのか、総合政策部長に伺います。

**○総合政策部長（茂 雄二君）** 「雨水の利用の推進に関する法律」が昨年の5月に施行され、国においては、この法律に基づき、雨水利用推進の意義や施策に係る基本的な事項等を定

めた基本方針を、本年3月に策定したところであります。基本方針において国は、雨水利用の効果や技術的な留意点等を取りまとめたガイドラインの策定等を推進することとしておりまして、ことしの4月に開催された都道府県の担当課長会議において、ガイドラインの策定に着手する旨の説明があったところであります。県といたしましては、雨水利用の推進について、国の動向等を注視しながら、適切に対応してまいりたいと考えております。

**○新見昌安議員** 今の答弁を聞くと、まだまだ緒につくという段階にも至っていないようにありますけれども、今後、水環境の悪化も懸念されておりますし、気候変動等でゲリラ豪雨も多発しております。また反対に、これから渇水の時代になるかもしれません。この法律が有効に機能することを期待したいという思いでございます。

次は、海のごみ問題について何点か伺いたいと思います。

今回の質問は、昨年夏の台風11号が記憶にあるからであります。本格的な台風シーズン到来を前に確認しておきたいという思いでございます。8月上旬に本県を襲った台風11号では、青島海岸に流木を初めとした大量のごみが打ち上げられましたが、国、県、宮崎市には、緊密な連携のもと迅速に対応していただき、お盆前には撤去が完了したところであります。改めて感謝申し上げる次第であります。

ところで、今回の質問作成のために勉強する中で、海のごみには3種類あることを知ったところであります。海岸に流れ着いた「漂着ごみ」、海底に蓄積する「海底ごみ」、そして海面や海中を浮遊する「漂流ごみ」に分けられるということでもあります。海のごみについては、

海岸漂着物処理推進法に基づいて、海岸を管理する自治体に回収・処理費用の補助がなされているところであり、そこでまず、本県における海岸漂着物の処理量はこういった状況なのか、環境森林部長に伺いたいと思います。

**○環境森林部長（大坪篤史君）** 御指摘の海岸漂着物につきましては、法律の規定によりまして、海岸管理者等が処理することとされております。本県では、県がほぼ全ての海岸の管理者になっていることから、県において処理を行っていきまして、その実績は、平成25年度が245トン、26年度が1,190トンとなっている状況であります。本県の場合、台風や大雨による流木等が多数を占めていることから、処理量につきましては、年度ごとに大きな差が生じている状況であります。

**○新見昌安議員** 2点目ですけれども、その回収・処理についてであります。県においては、環境省の地球環境保全対策費補助金を活用して宮崎県環境保全基金を造成し、費用に充てておられると思います。しかし、この基金事業の実施期間が平成25年、26年の2カ年のみとなっております。心配していたところですが、国においては、平成26年度補正、そして27年度当初予算を合わせて、28億5,000万円ほどの海岸漂着物等地域対策推進事業の予算を計上しております。一安心といったところですが、本県における取り組みについて、同じく環境森林部長に伺いたいと思います。

**○環境森林部長（大坪篤史君）** 本県における海岸漂着物処理対策費用としましては、国の補助事業を活用しまして、約2,800万円を今議会に提案の補正予算に計上しているところであり、この予算によりまして、環境森林部では、放置ごみの防止を呼びかける普及啓発事業を行

います。さらに、農政水産部と県土整備部におきましては、それぞれ所管する海岸における海岸漂着物発生時の円滑な回収・処理を行うことといたしております。

**○新見昌安議員** 3点目ですけれども、海岸漂着物の処理については、隣県などともしっかりと連携をとっていくことが重要じゃないかと考えます。どのように取り組んでいかれるのか、同じく環境森林部長に伺いたいと思います。

**○環境森林部長（大坪篤史君）** この点につきましては、国のほうで基本方針を定めてございます。それによりまして、海岸漂着物の多くがほかの都道府県から明らかに流出している場合などは、当該県の知事に、その処理や発生抑制に関して協力を求めることができるとされております。本県では、現在まで該当する事例はない状況ですが、万一必要となった場合には、そのような対応を含めて、隣県との連携に努めてまいりたいと存じます。

**○新見昌安議員** 以上何点か伺いましたけれども、台風時の流木などの処理は当然ですが、食の安全確保、漁業の安全の観点からも、海のごみの回収・処理は重要じゃないかと思います。これからも関係各部、緊密に連携しながら、対応に当たっていただきたいと要望しておきます。

次に、農地中間管理機構について、農政水産部長に何点か伺いたいと思います。

きのうの山下議員の質問でも取り上げられておりましたが、農林水産省は先月19日、農地中間管理機構が本格稼働した平成26年度の実績を公表しております。年間集積目標の21%にとどまる低調なスタートとなったという報道もあつたところではありますが、初年度でもあり、ここで明らかになった課題を早急に解消するための

取り組みに着手していただければと思っているところでもあります。目標に届かなかったとはいえ、農地利用の機運が高まった側面もあるということは評価していいんじゃないかと思いません。本県においても全国同様、数値的には目標を下回る結果となったわけですけれども、今年度以降の取り組みに期待をいたします。そこで伺いますが、本県における昨年度の事業においては、63のモデル地区を設定して進めたとありました。この中で参考になる取り組み事例等があれば、その概要についてお示してください。

**○農政水産部長（郡司行敏君）** 昨年度のモデル地区の取り組みの中には、集落営農組織が中心となって、徹底した話し合い活動を実施した結果、集落の81%の水田が担い手に集積された事例や、市町村に配置された専任職員を核とした推進チームが、集落での話し合い活動をサポートすることにより、集落営農ビジョンが策定され、集落営農組織の設立に至った事例などがございます。県といたしましては、このような取り組み事例を事業推進大会等で広くPRすることで、各地域での事業推進につなげてまいりたいと考えております。

**○新見昌安議員** 次に、今年度の事業の進め方の一つに、125の重点実施地区を設定して取り組んでいくということですが、この取り組みの考え方について伺いたいと思います。

**○農政水産部長（郡司行敏君）** 本年度は、支庁・振興局に機構の地域駐在員7名を新たに配置するとともに、市町村の農地コーディネーター等を22名増員し46名とするなど、推進体制の強化を図ったところでもあります。県といたしましては、このような体制のもと、市町村や関係機関と連携強化を図りながら、昨年度設置いたしましたモデル地区や、面的集積が期待されま

す基盤整備事業の実施予定地区、さらには集落営農の組織化を予定している地区等を重点実施地区として設定し、3,000ヘクタールを目標に、担い手への農地集積を加速化してまいりたいと考えております。

**○新見昌安議員** 農林水産省によりますと、貸し手から農地がなかなか集まらなかった、その低迷の要因として、機構の役職員がディベロッパー、いわゆる開発業者であるという認識に欠けていたという点や、貸し手への周知不足なども指摘しております。ここでは今後、農家の掘り起しのために、具体的にどのように取り組んでいかれる考えなのか伺いたいと思います。

**○農政水産部長（郡司行敏君）** 農地中間管理機構に預ける農地の掘り起しを推進するためには、農地の所有者に対し、制度の内容や出し手のメリットなどをわかりやすく説明し、十分理解していただくことが重要であると考えております。このため、機構の地域駐在員や市町村の専任職員等による説明会を集落単位で開催するとともに、ダイレクトメールや市町村・JAの広報紙等を活用するなど、さまざまな機会を捉えて制度の浸透を図りながら、機構に農地を安心して預けていただける環境づくりに、今後とも努めてまいりたいと考えております。

**○新見昌安議員** 農家の皆さんの不安あるいは抵抗感を払拭する努力をお願いしておきたいと思えます。

農地中間管理機構に関して最後の質問となるわけですが、中山間地域など条件不利地域での取り組みも重要になってくるんじゃないかと思えます。今後どのように取り組みを進めていくのか、見解を伺いたいと思います。

**○農政水産部長（郡司行敏君）** 農地中間管理事業は、担い手に農地を集積し、規模拡大を支

援するばかりではなく、「人・農地プラン」の話し合いを通じて、地域の営農ビジョンや地域の担い手をしっかり位置づけ、地域の農地は地域で守るといった機運を醸成する役割もあると考えております。中山間地域におきましては、特に担い手の確保が課題となっておりますことから、中山間地域等直接支払制度の組織や、農作業の受託組織を集落の担い手として育成するために、本事業を活用してまいりたいと考えております。また、担い手の確保が困難な集落等におきましては、例えば夏季冷涼な気候を生かした野菜のリレー生産など、平場の担い手との連携による生産体制の構築を進めることで、機構を活用した中山間地域の担い手づくりにも取り組んでまいりたいと考えているところであります。

**○新見昌安議員** 最初に述べたように、成功事例、参考になる事例、こういったものを積極的に発信して、機構を利用することが貸し手と借り手の双方に大きな利点があるということを理解してもらうための取り組みを、これからもしっかりお願いしたいと思っております。

次は、防災対策についてであります。

まず、地区防災計画について伺いたと思います。この計画については、昨年の9月議会でも取り上げたところであります。地域住民が自治会あるいは小学校区単位で防災対策をまとめる動きでありますけれども、質問した当時、地区防災計画を策定した市町村はありませんでした。

その後、えびの市の上大河平地区が内閣府の地区防災計画のモデル地区事業に手を挙げて、昨年11月に全国15地区のうちの一つに選ばれたという新聞報道が、ことしの1月にあったところであります。そこで、上大河平地区における

地区防災計画の取り組み状況及び県内のその他の地区における取り組み状況について、危機管理統括監に伺いたしたいと思います。

**○危機管理統括監（金丸政保君）** 地区防災計画は、地区内の居住者や事業者が行います自主的な防災活動に関する計画でございますが、昨年度、えびの市の上大河平地区が九州では唯一、国のモデル地区に採択されたところでございます。この地区は、高齢化率が42%と進んでいる中で、高齢者への災害情報の伝達や避難支援等に対する課題を持って計画策定に取り組んだところであり、現在、えびの市において、最終的な点検や助言が行われております。さらに今年度は、日向市財光寺の長江区がモデル地区に採択されたところであり、津波被害に対する避難経路や避難方法等につきまして検討が行われると聞いております。地区防災計画の策定につきましては、今後とも、市町村に対して助言や情報提供を行ってまいりたいと考えております。

**○新見昌安議員** 今月9日付の公明党の機関紙に、太田国交大臣が、東京都の荒川が氾濫した場合に、住民や各機関がとるべき行動を時系列でまとめた「荒川下流タイムライン」について、関係者と意見を交わしたという報道がなされておりました。そして、国土交通省では、近年相次いでいる記録的な大雨に備えるため、全国の直轄河川で策定を進めているともありました。タイムラインとは「防災行動計画」だという説明もありました。この言葉について初めて知ったところであります。ネットで「タイムライン」を検索すると、出てくるのは、LINEやフェイスブックやツイッターのタイムラインに関することが大半で、防災に関するそれはなかなか出てきません。まだまだ認知度としては

低いんじゃないかと思います。そこで、確認の意味で、洪水に係るタイムラインとはどのような計画なのか。また、タイムラインについての県の考え方を県土整備部長に伺いたいと思います。

**○県土整備部長（図師雄一君）** 洪水に係るタイムラインは、大規模水害の被害を最小化するため、国、自治体、住民などが連携し、例えば、猛烈な台風上陸を想定して、その数日前からの自治体による避難の周知や住民による防災用品の準備行動など、時間ごとに、いつ、誰が、何をするかを、気象や河川の状況に応じてあらかじめ具体的に定めた「防災行動計画」のことです。県としましては、タイムラインは、迅速かつ円滑な警戒避難体制を構築する上で効力を発揮するものと考えておりますが、現在国において、タイムラインの策定や活用に関する指針の取りまとめに向け、試行や分析などの作業が行われておりますので、この動きを注視しているところであります。

**○新見昌安議員** 次に、強靱化計画について伺いたいと思います。強靱化計画とは、大規模災害が発生したとき、起きてはならない最悪の事態を想定して、それを回避するために事前に実施する施策ごとの達成度や進捗状況で脆弱性評価を実施する、国土の健康診断のようなものとありました。国土強靱化基本法に基づいた国土強靱化基本計画の地域版が国土強靱化地域計画であります。

ところで、内閣官房の国土強靱化推進室のホームページを見てみると、その策定に向けた取り組みを公表している地方公共団体の全国マップがあるところでありますが、本県はまだ公表しておりません。本県における国土強靱化地域計画の検討状況について、危機管理統括監に伺

いたいと思います。

**○危機管理統括監（金丸政保君）** 平成25年12月に国土強靱化基本法が制定されましたが、この法律では、大規模自然災害等が発生した場合の4つの基本目標といたしまして、人命の保護、国家及び社会の重要な機能の維持、公共施設等の被害の最小化、迅速な復興を掲げております。また、都道府県は、国が策定する国土強靱化基本計画との調和を図りながら、地域計画を策定することができるものとされております。本県では、自然災害等に対しまして、地域防災計画や南海トラフ巨大地震に関する減災計画を策定しておりますので、これらの既存の計画との整合性を図りながら、本県版の国土強靱化地域計画のあり方につきまして検討してまいりたいと考えております。

**○新見昌安議員** 防災対策について最後の質問となりますが、昨年の6月定例県議会一般質問において、携帯電話向けの防災・防犯情報メールとは別に、スマートフォンあるいはタブレット端末の特徴を生かした防災情報配信に取り組んではどうかと提案したところでありました。そのとき、金丸危機管理統括監には、前向きの思いが込められた初めての答弁をいただいたところでありました。今般、危機管理課のゼロ予算施策の中に、「スマートフォン等を活用した避難所情報等の提供」という新規事業が掲げてありまして、喜んでいるところであります。現時点での取り組み状況を、同じく危機管理統括監に伺いたいと思います。

**○危機管理統括監（金丸政保君）** スマートフォンやタブレットは、地図情報が見やすく、現在地から避難所等までの道案内もできることから、災害時に迅速・安全に避難するための情報を得る手段として有効であると考えておりま



す。昨年6月議会での新見議員の御提案も踏まえまして、県では現在、市町村と連携を図りながら、防災アプリケーションを提供する民間事業者と、情報の掲載方法等につきまして協議を行っております。ゼロ予算施策として、今年度の早期の導入に努めてまいりたいと考えております。

**○新見昌安議員** 一日も早い運用開始を期待しております。ありがとうございます。

次は、教育問題についてであります。当初想定していた一部の質問が、きのうの清山議員の質問と重複しましたので、それらについては割愛し、本日は18歳選挙権に絞って伺っていきたいと思います。この問題については、きのうも渡辺議員が取り上げられ、一部重複するところがあるかもしれませんが、質問を進める上で必要ですので、こちらはそのまま扱いたいと思います。

選挙権年齢を20歳以上から18歳以上に引き下げる改正公職選挙法は、きのうの午前、参議院本会議において全会一致で可決・成立したところであります。これにより、国政選挙では、来年夏の参院選から、18歳、19歳も投票できる見通しになりました。昭和20年に25歳以上の男子から20歳以上の男女となって以来、70年ぶりの改定となります。そこでまずは、選挙権年齢が18歳以上に引き下げられることについての率直な思いを、知事に伺いたいと思います。

**○知事（河野俊嗣君）** 本県が将来にわたって活力を保っていくためには、何といたっても、郷土に対する誇りと愛着を持って、地域の課題に主体的に取り組む若者を育成していくことが大変重要であるというふうに考えておるところであります。現在、若年層の政治離れでありますとか全般的な投票率の低下傾向が大変心配され

ているところでありますが、今回の選挙権年齢の18歳以上への引き下げによりまして、本県の将来を担う若者が、選挙や政治というものについて、これまで以上に深い関心を持つとともに、若い有権者の意見が国や地方の政治に反映されやすくなるものと期待しておるところであります。また、今回の制度改正をきっかけとして、全ての年代、全ての世代にわたりまして、参政権の行使、またその重要性について、思いをはせる機会になるのではないかとということも期待しております。

また、本県におきましては、高校を卒業して、進学、就職等で県外に出る若者も多いわけではありますが、一度でも投票を経験する子供たちは、これまで以上にふるさとに対する思い、郷土愛というものを育むこと、そういう効果も期待できるのではないかと考えておるところであります。このたびの改正によりまして、来年、県内では、およそ2万人の18歳、19歳の有権者が誕生する見込みであります。新たな有権者となる皆さんには、ぜひとも政治や社会への関心を深めて、みずから一票の行使をしていただきたい、そのように願っているところであります。

**○新見昌安議員** 知事の本当の思いはわかりました。ただ、考えるに、年齢を引き下げただけで若者の政治参加が進むわけではありませんし、選挙や政治に対する未成年者の関心、また責任感を社会全体で育んでいく必要もあるというふうに考えます。選挙管理委員会としては、今回の引き下げを受けて、投票率アップに向けてどのように取り組んでいかれるのか、意気込みを選挙管理委員長に伺いたいと思います。

**○選挙管理委員長（後藤仁俊君）** 実に70年ぶりとなります今回の選挙権年齢の見直しは、こ

れまでの選挙啓発のあり方等を見直す機会と考  
えております。現在、20歳代の若者の投票率が  
他の世代と比べ低い水準にありますことから、  
新しく有権者となる18歳、19歳の投票率を危惧  
する声もありますが、県選挙管理委員会といた  
しましては、今回の引き下げを、若者が政治や  
選挙に関心を持っていただく好機と捉え、教育  
委員会等の関係機関と連携を図りながら、積極  
的な主権者教育や啓発を展開し、選挙を通じ  
た、より多くの若者の政治参加につなげていき  
たいと考えております。また、若者が関心を持  
つことで、例えば、家庭における政治や選挙に  
関する会話の増加なども期待されることから、  
若者のみならず、全ての世代の投票率向上にも  
つなげていければと考えております。

**○新見昌安議員** 家庭における政治や選挙に関  
する会話の増加は、本当に大事じゃないかと思  
います。海外では、親との同居率が高い10代の  
投票率は、20代前半を上回る傾向にあるという  
データもあります。18歳といえば、大半は高校  
生でありますし、親と同居している場合が多い  
わけですから、親としても、子供が投票所に足  
を運びやすくなるよう、しっかりサポートして  
やることも必要になってくるんじゃないかと思  
います。

次に、視点を学校現場に移したいと思いま  
す。学校によっては、模擬投票を実施してい  
るところもあると聞き及んでいるところであり  
ますが、本県の県立学校における模擬投票実施の  
現状と今後の取り組み等について、教育長に伺  
いたいと思います。

**○教育長（飛田 洋君）** 昨年度、県立高校に  
おきましては、福島高校で模擬投票を実施いた  
しております。具体的には、衆議院議員選挙に  
合わせて、生徒会の主催で、教職員が支援をし

ながら実際の選挙公報などを使用し、本物の記  
載台、投票箱等を使い、国政選挙と同様に投票  
を行っております。模擬投票は、選挙への意識  
を高めるための有効な方法でありますし、福島  
高校の例は、生徒会が主体的に実施したという  
ことも価値があると考えております。この取り  
組みを含め、高校生に政治に興味・関心を持た  
せるような工夫がなされますよう、各学校を指  
導してまいりたいと考えております。

**○新見昌安議員** よろしく願いしておきま  
す。

ところで、先ほど述べたように、選挙権年齢  
が18歳以上になったからといって、若者の政治  
への関心が高まるとは限りませんし、かえって  
無責任な投票をするという懸念を抱く人も出て  
くるのではないかと思います。若者が政治に関  
心を持ち、国や地域の問題を主体的に考え行動  
するようになる、いわゆる主権者教育が求めら  
れております。そのために今後は、学校現場に  
おける主権者教育がますます重要になってくる  
んじゃないかと思いますが、県立学校ではどの  
ように取り組んでいかれるのか、同じく教育長  
に伺いたいと思います。

**○教育長（飛田 洋君）** 学校教育において、  
国や社会の問題を、人のことじゃなくて自分の  
問題として捉え、主体的に行動できる主権者を  
育成するための取り組みが大切でありますこと  
から、高等学校では、現在、国民の政治参加の  
重要性や国民の義務について学習を行ってあり  
ます。また、生徒会活動等においても、選挙を  
行うなど議会制民主主義の理解につながる学習  
をいたしております。さらに、生徒が市政に提  
言を行うバーチャル市役所などの取り組みも行  
われているところであります。今後、そのよう  
な取り組みの一層の充実を図りますとともに、

文部科学省から配布予定の教材等を活用しながら、深まりのある学習を各学校で実践できるよう、校長会や担当者会において丁寧に指導してまいりたいと考えております。

○新見昌安議員 ありがとうございます。

私立高等学校あるいは専修学校、専門学校等における主権者教育にはどのように対処していくのか、こちらは総合政策部長に伺いたいと思います。

○総合政策部長(茂雄二君) 私立学校につきましては、建学の精神や独自の教育理念に基づき、特色ある教育を実践しているところでありまして、主権者教育につきましても、各学校において取り組まれることになると考えております。私立学校におきましても、主権者教育は重要でありますので、県といたしましては、これらの取り組みが円滑に行われますよう、国や県教育委員会の対応など、必要な情報の提供に努めてまいりたいと考えております。

○新見昌安議員 学校現場では、教職員の政治的な中立を確保することも重要になってくるんじゃないかと思えます。これについてはどのように取り組んでいかれるのか、教育長に伺いたいと思います。

○教育長(飛田洋君) 教育基本法において、「学校は、特定の政党を支持し、又はこれに反対するための政治教育その他政治的活動をしてはならない。」と規定されております。このことを踏まえ、県教育委員会では、学校での教材の取り扱いにおいて、特定の政党や宗派に偏った思想、題材を扱わないこと、特定の見方や考え方に偏った指導につながらないことを、通知文を発出するなどして教職員に指導してきております。今後とも、教育基本法等に基づき、各学校の学習指導において、政治的中立性

が確保されますよう、指導してまいりたいと考えております。

○新見昌安議員 大事なところですので、よろしく願いしておきます。

選挙権年齢が18歳以上に引き下げられるといっても、学校現場での子供たちの政治活動あるいは選挙運動については、一定の歯どめが必要と考えるわけでありましたが、現時点での教育長の見解を伺いたいと思います。

○教育長(飛田洋君) これまで文部科学省は、高校生の政治活動に関しては教育上望ましくないとして、校内外における政治的な文書の掲示や配付等の活動を制限、禁止すべきだとしておりました。しかし、選挙権年齢が18歳以上に引き下げられることから、高校生の政治活動緩和の検討を行っていると同っております。高校生が、政治に関して情報を収集し、的確に読み解き、みずから判断する能力を磨くことは大切なことだと考えておりますが、これまで文部科学省が高校生の政治活動を制限すべきだとしてきたことも踏まえ、高校生の政治活動については、慎重に、丁寧に各学校への指導をしていかなければならないと考えております。

○新見昌安議員 この問いの最後になりますけれども、高等学校に赴いて実施する選挙の出前授業について、これまでの取り組みと今後の方針を、選挙管理委員長に伺いたいと思います。

○選挙管理委員長(後藤仁俊君) 県選挙管理委員会では、高等学校に赴き、講義や模擬投票を通して、生徒に選挙や政治を学んでいただく出前授業は、これまでのところ実施しておりません。選挙権年齢が18歳以上へと引き下げられることで、高校生を対象とした啓発はますます重要になると考えております。今後は、教育委員会や市町村選挙管理委員会、さらに学生選挙

サポーターなどの関係機関と連携しながら、高校等での出前授業の実施を含め、若者が政治や社会に関心を持ち、投票を通じた政治参加につながるような効果的な啓発活動を検討し、取り組んでまいりたいと考えております。

**○新見昌安議員** 以上、何点かにわたって、教育委員会、選挙管理委員会に質問してまいりましたが、責任を負わなければならないのは、実は政党あるいは政治家も同じであります。若者の政党離れ、政治離れを引き起こしたのは誰か。責任の一端は我々にもあるんじゃないかと思えます。この点については、しっかりと自分自身にも問いかけていかなければならないと思っております。

最後に、過去の質問のその後について、何点か伺っていきたいと思えます。

まず、高齢者支援に関し、平成25年6月議会で提案した子育て応援カードのシニア版、前向きに検討していただいたことと存じますが、いかがでしょうか。福祉保健部長、よろしく願いいたします。

**○福祉保健部長（桑山秀彦君）** 高齢者の外出を促すために御提案いただいた、優待サービス付きのシニア応援カードにつきましては、全国の実況を調査しましたところ、群馬と茨城の2県で実施されておりましたが、多様な価値観を有し、所得の実況も異なる高齢者に対して、カードによる外出促進効果がどの程度あるのかの検証や、制度の普及促進が課題となっているようでありますことから、引き続き、その状況を注視してまいりたいと考えております。

いずれにいたしましても、御提案の趣旨である、高齢者の外出を促し、地域交流や健康維持を図ることは大変重要でありますことから、県といたしましては、今議会で提案しております

「健康長寿社会づくりプロジェクト推進事業」において、社会参加の場となる「通いの場」の創設や、ボランティア活動、就労支援など、高齢者の多様な社会参加の場づくりを推進してまいりたいと考えております。

**○新見昌安議員** 今回の質問を行うに当たって、今の答弁にもありました茨城県に調査に行つてまいりました。昨年12月1日に「いばらき高齢者優待制度」というものをスタートさせております。いばらきシニアカードを協賛店舗に提示すれば、料金割引あるいはポイント加算、こういった特典を受けることができる制度であります。これは昨年2月の知事査定で予算が決定し、26年度に入って、文字どおり走りながら制度をつくっていったというふうに、担当者が言っておりました。初年度の予算が700万円、これは、カードやポスター、チラシ代、ホームページの立ち上げ代みたいですが、27年度は400万円と言っておりました。

この事業で一番大変だったんじゃないかと思われるのは、制度の普及促進というよりか、趣旨に賛同して協力してくれる企業・店舗をどれだけ獲得するか、どれだけ登録してもらうかということじゃないでしょうか。これについては、担当者も強調しておりましたが、地域、企業、そして行政が一体となって高齢者を支える社会の構築を図るということをしつかり訴えていけば、協賛店舗もふえてくるのではないかと思います。

また、先ほどの答弁で、高齢者の価値観が多様化し、所得も異なるという部分がございましたが、年金支給月の15日、金融機関のATM前には高齢者が長蛇の列をなします。そういった現実があります。魅力あるサービスが提供できる店舗があれば、カードを持って外出する高齢

者もふえてくるということが推しはかられません。私も状況をしっかり注視していきたいと思えます。

次に、これまで何度となく取り上げてきました、交番・駐在所へのAED設置についてであります。本題に入る前に、教育委員会に確認しておきたいと思えます。今月13日、土曜日でしたが、宮崎日日新聞を読んでいたときに、「都城農高で部活中 心肺停止 AED使い生徒救命」という記事が目飛び込んできました。前途ある若者がAEDによって大事な一命を取りとめた。本当によかったと思えます。これも、AEDが学校内に設置され、設置場所が知られており、すぐに取り扱える状況にあり、しかもすぐに使えたということが大きかったんじゃないかと思えます。そこでまずは、県立学校におけるAEDの設置状況はどうなっているのか、教育長に伺いたいと思えます。

**○教育長（飛田 洋君）** AEDにつきましては、全ての県立学校に1台以上を設置しているところでもあります。平成26年度のデータで申し上げますと、全県立学校を合わせますと、114台であります。設置場所につきましては、人の往来が多く目につきやすい正面玄関に40台、体育の授業が行われたりグラウンドに近いという意味で、体育館の玄関に24台など、緊急時に迅速に対応できる場所に設置しているところでもあります。

**○新見昌安議員** 今の答弁に関してでありますけれども、夜間等に県立学校の体育館などを利用している県民もおります。そういった方々がAEDを使用することができるのか、同じく教育長に伺いたいと思えます。

**○教育長（飛田 洋君）** 夜間等に県立学校の体育館を利用いただく県民の皆様はAEDの利

用につきましては、装置が体育館内に設置されている、あるいは玄関で入れるところにあるというような場合には、問題なく利用できるものと考えております。また、体育館以外に設置されている場合には、校舎の施錠の関係がありますので、警備員がいるとか職員がいる場合には、利用が可能です。

**○新見昌安議員** 今の答弁からすれば、使用できないときもあるということでもあります。最近屋外型のAED収納ボックスもありますし、現に県立学校4校では、屋外の壁かけ式ボックスに設置しているところもあるようでもあります。ほかの県立学校でも屋外設置型としていただくよう、要望しておきます。

本題に戻りたいと思えます。今月上旬、神奈川県に調査に行っていました。県内全ての交番・駐在所にAEDを設置している県であります。昨年5月14日の記者発表資料というものがありますので、その内容を紹介したいと思います。これはネットでも出されております。そこにはこのようになります。「県では、ひとりでも多くのいのちを救うため、地域の安全・安心の拠点である県内の交番等警察施設へのAED設置を進めており、本日、すべての交番・駐在所等への設置が完了しました」。また、同資料には、目的として次のようになります。「県民の身近な施設である交番等警察施設へAEDを設置し、県民のAEDへのアクセスを充実させることにより、県民の救命率の向上を図るものです」。宮崎県警察の交番・駐在所へのAED設置に対する取り組み状況はどうなっているのか、警察本部長に伺いたいと思えます。

**○警察本部長（坂口拓也君）** 当県警察では、警察本部や運転免許センター、各警察署など、多くの方が来訪される庁舎に22台のAEDを設

置しております。また、交番・駐在所の管内でAEDの設置が全くない西都警察署の上三財駐在所に1台設置しております。その他の交番・駐在所へのAEDの設置につきましては、AEDの効用は十分理解しているところではあります。大変厳しい警察予算の中、警察本来の任務である県民の安全・安心の確保のために、予算を優先的に活用しなくてはならず、今後、関係部局と引き続き検討してまいりたいと思っておりますが、現時点では厳しいものと考えております。

**○新見昌安議員** これまでの答弁と余り変わらない、なかなかガードがかたいという思いがいたします。

ここでちょっとだけお話をしておくと、先ほど紹介した神奈川県の記事発表資料、実は、これは神奈川県警が作成したものではなく、保健福祉局保健医療部医療課が作成したものであります。神奈川県では、保健福祉局の予算で交番や駐在所へAEDを設置しているということでもあります。そこで、いきなりであります。本県でも神奈川県に倣い、福祉保健部の予算で整備することはできないか、福祉保健部長に見解を伺ってみたいと思っております。

**○福祉保健部長（桑山秀彦君）** 救急隊が到着する前の救命措置として使用されますAEDを県民が広く利用する施設等に設置することは、大変有効であるというふうに思っております。お尋ねの県の各庁舎あるいは公共施設への具体的な設置につきましては、それぞれの管理者において、施設の利用形態あるいは設置後の維持管理などを踏まえまして検討していただきたいと考えております。

**○新見昌安議員** 容易に予想できる答弁でありました。神奈川県での調査に当たっても、この

点が一番気になるところでしたので、聞いてみました。「警察の施設に設置するのに、何で福祉の予算でなんですか」、すると担当者は間髪を入れずに「相当バトルがあったようです」と、このように言うておりました。しかし、最終的には知事の「鶴の一声」で決まったようであります。もう一度言います。黒岩知事の「鶴の一声」で決まったようであります。黒岩知事は、例の「恋するフォーチュンクッキー」神奈川県庁版のときに一生懸命踊っておられました。県民の命を守るためにも、全力で取り組まれている方のようにあります。「早い時期に宮崎でも」という思いを改めて強くしたところあります。

先月24日、日曜日の新聞各紙に掲載された「県政けいじばん」に、医療薬務課が「AED設置に関するお願い」というものを載せておられました。その中で、AEDの設置・普及について関係者の理解と協力を求めておられますが、24時間営業のコンビニエンスストアなどは、救助者にとっても地域のランドマークとなることから、AEDの設置が推奨されているとしてありました。

これまでも何度か、コンビニなど地域で誰でも知っている場所へのAED設置を推進する観点から、民間への働きかけを知事をお願いしたところでありましたが、交番・駐在所は、地域のランドマークのまさしく典型であります。県民に対してAED設置への理解と協力を求めるのであれば、まず「隗より始めよ」であります。県民にとっては、交番・駐在所に命を救うAEDがあるという安心感が重要であるのであって、AED設置の予算がどのようになっているのか、これは全く関係のないことでもあります。県民の命を守るため、警察本部と福祉保健

部、河野知事も巻き込んで、前向きの議論を大いに闘わせていただきたい。そして、知事には大きな一声を上げていただきたい、このことを強く要望いたしまして、少々早いですが、全ての質問を終わります。ありがとうございました。(拍手)

○中野廣明副議長 以上で午前の質問は終わります。

午後は1時再開、休憩いたします。

午前11時48分休憩

---

午後1時0分開議

○星原 透議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、西村賢議員。

○西村 賢議員〔登壇〕(拍手) (「ハッピーバースデー」と呼ぶ者あり) お疲れさまです。日向市選出の西村賢です。私にとりまして3期目のスタート、初めての質問であります。執行部の皆様方の明快な御答弁をよろしくお願いいたします。また今、声をかけていただきましたとおり、私は本日、43歳の誕生日を迎えました。ありがとうございます。実は重松幸次郎議員と同じ誕生日でありまして、この記念すべき誕生日に質問させていただくこと、本当にありがたいと思います。

それでは、知事の政治姿勢について質問をいたします。

今、企業の総会シーズンなどで大企業の好決算のニュース、また高配当のニュースがたびたび伝えられ、大企業の所在する地域、主に都市部では大きく景気回復につながっていると思われれます。今後は、その景気回復を地方に伝えていかなければなりません。地方の景気回復が求められる中で、本県民も景気回復を望む声が非

常に大きいところがありますが、この6月議会におきまして、27年度予算の経済対策事業を含む肉付け予算が提出されております。2月議会の骨格予算と合わせ、河野県政2期目1年目の事業が出そろったこととなりますが、河野県政1期目の経済対策の目玉として、口蹄疫からの復興、フードビジネス、記紀編さん事業を含めた観光対策など、さまざまな事業がありました。今年度の事業も大切であります。これまでの経済対策に効果がしっかりと出ているのかを検証し、今年度の事業につなげていかなければならないと思います。知事1期目の経済対策がどのように反映をされているのか、知事の見解を伺います。

以下、質問者席にて質問を続けます。(拍手)〔降壇〕

○知事(河野俊嗣君)〔登壇〕お答えします。

まず、お二人の議員にお祝いを申し上げますのであります。盛大に誕生日をお祝いしていただき、町なかの経済活性化に御貢献をいただければという思いでございます。

私は、知事就任後、相次ぐ災害に見舞われた本県経済の活性化に取り組み、平成25年2月に「復興から新たな成長へ向けた基本方針」を定め、成長産業の育成に全力を傾けてまいりましたが、平成25年には、農業産出額が、口蹄疫以前の水準となる3,213億円まで回復をしたほか、観光消費額が、外国人観光客の増加などを背景に、平成22年に比べ157億円増の1,545億円となりますとともに、医療機器産業に取り組む企業数も、平成23年の2倍以上の72社となるなどのさまざまな成果が見られるところであります。これらの成長の芽をさらに伸ばすため、御

審議をお願いしております総合計画アクションプランに基づき、今後とも、成長産業の育成や地域における経済循環の促進、さらには観光の再生に戦略的に取り組み、本県経済の活性化を図ってまいりたいと考えております。以上でございます。〔降壇〕

○西村 賢議員 お祝いの言葉、ありがとうございます。観光やメディカル分野、また畜産の再生など、いろいろな経済対策の効果が出ているということでありました。しかしながら、経済対策は非常に難しいところもあると思います。今後もしっかりと、こういう経済対策を打って、非常に予算もかかることですから、検証しながら、またさらなる成長分野につなげていただきたいと思います。

また、その中で、今回、観光対策として、国の地方創生交付金を活用した宿泊半額券「神話のふるさと みやざき旅行券」が発行されており、これまでの発行分は全て完売とのことでありました。本県の事業予算は4億6,000万円とのことですが、本県と同様に、他県もこのような事業に取り組んでおり、今後の地域間競争の激化も予想されております。ちなみに福岡県は25億5,100万円、佐賀県は5億円以上、長崎県が7億5,000万円、大分県が約5億円、熊本県が8億3,000万円、鹿児島県が11億4,000万円のうち国内が9億4,000万円と、ほかの県も非常に大きな予算をかけてきております。これは宮崎が少ないということではなくて、宮崎のかけた予算をしっかり県内に波及させていただきたいと思っております。この事業を行うに当たりまして、例えば宮崎市内だけが観光客がふえても、私は、この経済効果というのは波及しないのではないかなと思っています。県内一円に波及していくために、しっかりとこの事業をやる必要があると

と思いますが、商工観光労働部長に、県はどのように取り組んでいくのかをお伺いいたします。

○商工観光労働部長（永山英也君） 本県の旅行券事業の展開につきましては、この事業を活用した認知度向上や誘客促進に県全体で取り組むため、ことし3月に、県ホテル旅館組合と連携をしまして、県内5つのブロックで、市町村や市町村観光協会、宿泊施設を対象に説明会を開催いたしました。その結果、旅行券の対象施設には、23市町村の約260施設に参画をいただくとともに、インターネットの宿泊予約サイトでは、参画を希望した市町村が観光情報を独自で紹介する特集ページを設けております。また、各地域の魅力を生かした誘客対策として、市町村が企画・実施するイベントに対する支援を行いますほか、大都市圏において本県全体の観光の魅力をPRするなど、事業効果が県内に幅広く波及するよう、官民一体で取り組んでいるところであります。

○西村 賢議員 先ほど申し上げたとおり、他県も非常に力を入れてやっているとあります。まずは宮崎県に、他県に負けないように呼び込む、また、宮崎県に来たお客さんをしっかりと満遍なく県内各地域に広げるという対策を絶えず行っていたいただきたいと思っておりますし、県内各市町村が、しっかりと観光対策を競争できるような仕組みも応援していただきたいと思っております。

次に、社会資本整備のストック効果について伺いたいと思っております。

社会資本整備は、2種類の効用・効果をもたらすと言われております。整備のために投資が行われることで、一時的に建設業など工事に関連する産業の活動が高まる、経済活動が生まれる需要創出効果、これをフロー効果と言います。また、整備された施設が機能して、長期的



にその地域の生産性や安全性を高め、環境を改善するなどの効果を生み出す施設供用効果、ストック効果と言います。先日来県された太田国交大臣も、社会資本整備のストック効果について言及し、つくるだけではなく、その後、地域の生産性向上につなげていくことが重要であると述べられておりますが、この社会資本整備のストック効果につきまして、県の認識を内田副知事に伺います。

**○副知事（内田欽也君）** 社会資本整備の効果としましては、経済対策としてのフロー効果に着目されたこともございましたけれども、本来は、社会資本が供用されることによって、新たな投資や成長を呼び込むというストック効果が重要であると思っております。国土交通省では、東九州自動車道と細島港の整備に伴い、企業進出や木材輸出の促進等の効果が生じた本県の事例を初めとしまして、全国のストック効果の好事例を取りまとめ、積極的にPRするとともに、今後の社会資本整備に当たっては、高いストック効果が見込める事業に選択と集中を徹底していくという考えを示しているところであります。今後もまだ社会資本整備が必要な本県にとりましては、これまでの整備によるストック効果をしっかりと検証し、整備の必要性を国へ強く訴えていくとともに、県民の皆様にも広くPRしてまいりたいと考えております。

**○西村 賢議員** 公共事業に対しては、県民の厳しい目が常にあると思わざるを得ません。選択と集中によってしっかりと事業効果を上げていくこと、また、そのでき上がった効果をしっかりと広報していく、県民に知らしめていくということも非常に重要であると思えます。やはり、必要なものはしっかりと建設を続けていかなければなりませんし、地域の道路事情におい

ても、非常に不便な地域というのは県内まだたくさんあると思いますので、しっかりと検証を重ねて続けていただきたいと思いますが、中でも、特に細島港のストック効果について伺います。

いよいよ6月28日に、細島港の17号岸壁が供用開始されます。これまで細島港は、コンテナ貨物とバルク貨物が混在しており、大型船の競合により、岸壁の利用日の変更やほかの岸壁へのシフト変更等、利用に支障が生じてまいりました。今回の供用開始で、コンテナ貨物とバルク貨物の分離や大型船への対応、効率的な荷役を行うことが可能となり、これまでの関係各位の御尽力に感謝をするところであります。

細島港におきましては、岸壁整備とともに沖防波堤など多額の費用をかけて、これまで整備をされてまいりました。そのおかげもあり、特に重点港湾指定の後はコンテナ貨物の取扱量もふえ、また貿易額も順調に推移をしております。また、周辺では企業進出や工場の増設など、活性化につながり、日向市全体の製品出荷額もふえている状況にあります。また、さらなる企業立地のために新たな工業団地の造成を望む声も高まっており——地元では細島5区と呼んでいますが——これまで私も何度も質問をさせていただきましたが、新たな背後地の造成というものをお願いしているところであります。このような効果を、日向市のみならず県全体に波及させていかなければならないと思えますが、県は、細島港のストック効果を今後どのように生かして県内に波及されていくのか、取り組みを県土整備部長に伺います。

**○県土整備部長（図師雄一君）** 細島港は九州の扇のかなめに位置し、海路では、九州から首都圏や中部圏に最も近いという特性を有してお

り、さらに、ことし3月には東九州自動車道の宮崎市と大分市が結ばれ、4月には北方延岡道路が全線開通したことで、海と陸のネットワークが充実し、利便性がますます向上しております。このような中、お話にございましたように、これまで整備した国際コンテナターミナルに加え、今月28日に供用開始する国際物流ターミナルの整備により、効率的な貨物の積みおろしが可能となるなど、東九州の物流拠点として、さらなるストック効果が期待されます。県といたしましては、これらの細島港が持つ地理的優位性や高い港湾機能を生かし、これまでのポートセールス活動に加え、高速道路の開通でより近くなった隣県や、時間的制約などから、これまで細島港を利用されていなかった荷主等に対しましても、官民連携による戦略的なポートセールス活動を展開し、さらなる利用促進を図ってまいりたいと考えております。

**○西村 賢議員** これまでも県は、さまざまなソフト事業を初め、細島港の活性化策に御尽力をいただいていると思います。また今、部長答弁でもありましたとおり、高速道路がつながったことによる、ほかの地域、特に他県へのアクセスの向上というものを生かしていかなければならないと考えております。この場をかりて、日向市と入郷地域を結ぶ327号線に対しまして、この5月に、日向インターチェンジから327号線を結ぶ永田バイパスの施工に向けて動き出したことは、非常にありがたいことだと思いますし、また、この327号線はそれ以降もまだ線形の悪いところもありますので、あわせて改良工事が進むようお願いをしたいと思います。

次に、県産材の活用についてに移ります。

本県と川崎市の協定は、県産材の普及拡大に新たな活路を見出したと思います。先日は、川

崎市から本県に視察に訪れ、関係者との意見交換を行ったとの報道がなされました。県内の木材・製材関係者にとっては大きな希望を持っているところでもあります。ただ、長年厳しい状況にあった木材産業の中にあっては、今後さらに県産材の販路拡大をやってほしいと思っているという意見もありました。今後、県は、国内外における新たな需要拡大に向けてどのような取り組みを行っていくのか、環境森林部長に伺います。

**○環境森林部長(大坪篤史君)** 本県では、昨年11月に川崎市と協定を締結するなど、大都市における木材利用の促進に向けて、鋭意取り組んでいるところでございます。今後、住宅分野はもとより、公共建築物など非住宅分野の木造・木質化を推進することとしております。さらに、海外への輸出につきましては、これまでの事前調査を踏まえまして、主に韓国や中国を対象に、材料と技術をパッケージにした材工一体による製材品の輸出を強力に推進したいと考えております。こういった取り組みによりまして、国内市場はもとより、海外での新たな市場を開拓し、県産材の需要拡大に積極的に努めてまいりたいと考えております。

**○西村 賢議員** 販路拡大というのは、民間それぞれの企業が国内・国外に向けて取り組んでいるケースも当然ありますし、また、県が宮崎ブランドとして売り込んでいくこともあるかと思えます。ぜひ、今後ますます、新しい場所、新しい地域に向けての取り組みに対して力を注いでいただくようお願いをいたします。

次に、今、全国的に木材の防腐技術の進化、短期間での施工のしやすさ、また景観への配慮等から、土木工事に木材の活用が広がっております。本県でも河川工事の一部に用いられるな

ど、施工の実績は、少しずつ広がっているところではありますが、まだ土木工事全体から見ると、ごくわずかであります。県産材の普及のために、土木工事分野への活用は一つの大きな活用法ではないかと思いますが、今後の土木工事への活用の展望と、また、普及がなかなか進まない原因や課題について、県土整備部長に伺います。

**○県土整備部長（図師雄一君）** 土木施設につきましては、長期にわたり安全性や品質を確保する必要があることから、県産材の活用の際には、コストはもとより、強度や耐久性について十分な検証が必要となります。しかしながら、県産材の土木工事への活用につきましては、景観や環境、さらには地産地消の観点からも大変重要であると考えております。このため、河川におきましては、木材を生かした河川工法の手引を策定し、県内各地で県産材を利用した川づくりを進めているところであり、また、道路等においても、現場状況に応じて、設計段階から木材の活用を検討する取り組みを進めているところであります。県といたしましては、今後とも、庁内に設置しているグリーン公共事業推進部会などを通じて情報共有を図り、県産材の利用推進に努めてまいりたいと存じます。

**○西村 賢議員** 杉生産日本一の宮崎県が新たな木材の活用法をどんどん国内外に示していくことが、いずれ木材の普及活動につながっていくと思います。なかなか普及が進んでいきませんので、ぜひまた、新たな資源の活用というものを考えていただきたいと思います。

次に移りますが、近年の円安効果により原木の輸出も伸びてきていると。昨日のニュース報道では、県全体で前年度比51%増の海外出荷が

なされているとの報道がありました。非常にいいニュースだと思います。木材産業全体の活性化にもつながっていると思います。また、今月の頭には、中国木材株式会社が、日向市の細島港の工業地帯でグランドオープンしました。知事初め県の方々も多く視察をされておりました。今後、円安による輸出の拡大、木材製造業の活況、バイオマス発電への使用増で、林業関係者の中では、本県の森林資源に対して、再造林を含めた森林の維持管理を懸念する声が多く、昨年度の議会でも、苗木不足など多くの質問がなされてまいりました。その後、新年度の事業等でどのような対策を講じてきたのか、再造林の現状と対策について、環境森林部長に伺います。

**○環境森林部長（大坪篤史君）** まず、再造林の現状ですが、平成25年度の県内民有林における伐採面積は、約2,200ヘクタールとなっております。このうち、約8割が再造林されている状況であります。また、再造林に必要な苗木につきましては、この春も杉が約25万本不足しているために、植栽樹種の転換や植栽本数の見直しなどを関係団体等と協議している段階でございます。さらに、今回の補正予算案に、「未来へつなぐ「みやざきの森林」若返り対策事業」を盛り込みまして、苗木のもとになります穂木を採取する採穂園や生産施設の整備に対する支援等を行いまして、苗木の増産を図りたいと考えております。これら苗木の安定供給と並行しまして、林業の担い手対策なども総合的に推進することによりまして、再造林対策に取り組んでまいりたいと考えております。

**○西村 賢議員** 確かに、わずか数年前は、森林資源どうするんだと。大径木の問題もありました。50年、60年と放置されてきた山もありま

した。そういうことを踏まえて、急に今、活況になって、苗木が足りない、民間企業の生産が追いつかない、また、生産する土壌がないということも理解をしておりますが、少しずつ林業家の懸念を払拭していただくように、お力添えをよろしく願いいたします。

次に移ります。日向市平岩地区にある金ヶ浜海岸は、日豊海岸国定公園内にあり、サーフィンやマリンスポーツのメッカで、市内外から愛好者が集まり、海水浴場としても長年市民に親しまれてきた海岸でもあり、地域の宝でもあります。その金ヶ浜の周辺は、昭和40年代に公園構想というものがあったそうなんです、その公園構想というものは今は確認できておりません。その金ヶ浜海岸の南側周辺の土地を県が集積し、公園化に向けて動いていたとのことであります。しかし、昭和40年代にその土地の集積も頓挫し、そのまま40年以上放置されてまいりました。周辺の海岸も含め、その後、昭和49年に国定公園化されましたが、そのまま整備が行われることなく今日まで来ております。

金ヶ浜と並行して走る国道10号の特に南側からの眺望はすばらしかったと聞いておりますが、今では雑木や竹林が成長して眺望も望めなくなってしまっております。その当時を知る地域の方々からは、眺望をもとに戻してほしいとの声や、公園化に協力をして土地の集積に応じたのに、公園化が実現しないのならば土地を返してほしいとの声も上がっております。責任を持って県が公園化をすべきじゃないかという声もあり、地元では要望活動も出ております。この金ヶ浜は、先ほど申し上げたとおり、サーフィンなどのマリンスポーツのメッカとなっております。また、周辺には公営の駐車場や道路も整備をされていない状況にもあり、民間施設

の脇を通り、浜においていかなければならない状況にあります。いざというときの救急車等の搬送口もない状況になっておりますが、地元の方々には、この金ヶ浜の活用を強く望んでおります。県はどのように考えているのか、環境森林部長に伺います。

**○環境森林部長（大坪篤史君）** お尋ねの海岸区域は、実は国有地と県有地、そして民有地が混在する地域でございます。日豊海岸の美しい風景を一望できるすばらしい場所だと認識しております。この地域の県有地ですが、全体で6ヘクタールありますけれども、そのうちの約5ヘクタールを日向サンパーク用地として、昭和61年から日向市に無償で貸与しているところであります。残りの1ヘクタールの利活用につきましては、現在、日向市とも協議を始めた段階でございますので、その状況も踏まえながら対応してまいりたいと考えております。

**○西村 賢議員** 40年間放置をしてきたということは、県の所有者としての立場は重いと思います。実際にその場に行ってみますと、当時は一本も生えていなかった雑木が大きく成長し、ちょっと下を歩くと、ジャングルの中を歩いているような、木漏れ日も差してこないような真っ暗な地域になっておりまして、これは眺望だけではなく、周辺環境にとっても非常に悪い状況にあります。昭和40年ごろの話ですから、誰がどうということは今では確認できないということですが、やはりその当時は公園化に向けた動きが少なからずあったんだと思います。そうでなければ、土地の集積というのはしなかったのでありますし、また、その後、いろんなリゾート構想もあり、そのたびに頓挫をしてきて、荒れ地というか、そのまま放置をされてきたわけでありまして。いま一度、この金ヶ浜

にスポットを当てて、地域の方々にとっては地域おこしの一番の中心にしたいと考えておりますので、県の献身的な協力——やはり雑木を取り除くにしても、地域の人たち、また日向市の力だけではどうもできないかもしれませんので、御協力をよろしくお願ひしたいと思ひます。40数年という長い間待たされてきた地域住民の声を、しっかりと聞いていただきたいと思ひます。

次に移りますが、この金ヶ浜は、アカウミガメが産卵することでも知られております。この地域の方々には保護活動にも熱心に努めており、本県のすばらしい自然環境のイメージを広げるものでもありますし、また、人と自然との共生、子供たちの教育にもいい影響を与えるかと思ひます。しかし、海を利用する方の中でも、アカウミガメの保護に対して無知な方も少なくありません。本県は長い海岸線を有することもあり、啓発看板の設置も大変だとは思ひますが、再度、県民への啓発も必要ではないかなと思ひます。県は、どのようにして海岸の利用者にアカウミガメの保護の取り組みを啓発していくのかを伺ひます。

**○教育長（飛田 洋君）** アカウミガメの保護のため、上陸・産卵状況の調査や、波に流されるおそれのある卵の移動などを、県内の3つの野生動物研究会に委託して取り組んでおります。さらに、その調査結果を市町村や港、水産などにかかわる団体へ提供したり、保護啓発ポスターを作成し、県内の学校等へ配布するほか、総合博物館におきましては、産卵の様子を再現した展示を行うなど、保護に向けた機運の醸成を図ってきているところであります。また、近年、アカウミガメはメディアでもよく取り上げていただいておりますが、このことも啓

発の意味では大きいと考えております。このようなこともあって、県内各地で保護を目的とした海岸清掃活動が行われるなど、県民の皆さんの保護意識が徐々に高まってきているなど感じております。今後も関係機関等と連携し、一層の啓発活動に取り組んでいきたいと考えております。

**○西村 賢議員** ありがとうございます。また、日向市内のほかの海岸では——お隣のお倉ヶ浜になりますが——コアジサシが飛来し、産卵する場所があります。保護活動をしている方々の話では、コアジサシは警戒心が強く、産卵の場所を選ぶにも下見をしに来るなど、とても用心をしているとのこと。保護活動をされる方々は、コアジサシの警戒心を解くように、デコイをつくったり、また浜辺に雑草の場所をつくったりと、毎年この時期になると気をもんでおりますが、アカウミガメ同様に、産卵時期に浜辺で花火をしたり、やみくもに巣に近づくなど、利用者のモラルの低下を嘆いております。県民になじみのないこともあるかもしれませんが、県内にどのくらいコアジサシの産卵地があるのか、また、コアジサシに対する保護の取り組みについて、こちらは環境森林部長に伺ひます。

**○環境森林部長（大坪篤史君）** お尋ねのコアジサシは、カモメ科の鳥類でございます。産卵地につきましては、日向市のお倉ヶ浜を初め、県内では新富町や宮崎市、串間市で合計15カ所が確認されております。県では、このコアジサシを、条例で特に保護を図る必要のある希少野生動植物に指定しまして、捕獲等を禁止するとともに、パンフレット等によりまして、保護の必要性について県民への周知を図っております。また、海岸利用者に対しましては、標識類

による注意喚起や監視員による指導など、保護の重要性について啓発を行っております。今後とも、希少な種の保護を図るため、関係者の皆様と協力して保護活動に取り組んでまいりたいと考えております。

○西村 賢議員 サーフターの方とかは、月に1回ビーチクリーンをしたり、非常に献身的に浜辺の清掃に協力していただいておりますし、また、先月は、今度フリーダムで来るアーティストの方々がお倉ヶ浜でビーチクリーンをしてくださいました。それまで海に興味がない方も、集まっていたいただいて清掃活動をしていただくと、非常に愛着が湧きますし、また逆に、ふだんからこんなに海をきれいにしているんだと、改めて思っていたところがあります。海岸の清掃とか保護活動に関心を高めていくことが、本県の魅力向上につながっていくと思いますので、あわせてお願いをしたいと思います。

次に、不登校児対策について伺います。

先日、熊本県天草にある勇志国際高等学校を視察し、野田校長先生と意見交換、また授業を参観させていただきました。勇志国際高校は、不登校児が集まる通信制の高等学校として知られ、全国から1,350名の生徒が在籍しております。インターネットを活用した通信教育とともに、年に一度のスクーリングと呼ばれる5日間の通学授業があります。この学校は、天草からさらに船で渡る御所浦町にあり、学生はその1週間は島の民宿に分かれて宿泊するそうです。学校開設から10年目とのことですが、最初は114名だった学生が今では1,350名。校長先生も、この学校の生徒がふえることはいいことではないと話をされておりました。ただ、この学校に入った生徒のほとんどは無事に卒業し、さらに

進学や就職に頑張る生徒も多いとのこと、その進学先には有名大学の名前もありました。本県からの生徒も数名いるようでしたが、ここで視察も踏まえて質問したいと思います。

不登校児の問題は、まずは家庭にあると思いますが、まず、教育委員会に質問をしたいと思います。本県の小中学校における不登校児の数、また近年の傾向について伺います。さらに、県立高校における不登校、退学者数の推移についても伺います。

○教育長(飛田 洋君) 平成25年度の公立小中学校の不登校児童生徒数は、小学校は134人、中学校は858人であり、児童生徒1,000人当たりで見ますと、小学校では2.2人で、全国と比べ1.4人少なく、中学校では27.7人で、全国と比べ0.8人多くっております。不登校は、全国的に増加傾向にありますが、本県もわずかですが増加傾向にございます。次に、県立高校における不登校の生徒数は411人で、生徒1,000人当たりの数で見ますと17.5人で、全国と比べ0.8人多くっております。また、中途退学者数は356人で、生徒1,000人当たり15.2人で、全国に比べ1.8人少なくなっております。全国的に、公立高校の不登校、中途退学者、ともに増減を繰り返しておりますが、本県も同様の傾向にあります。

○西村 賢議員 ありがとうございます。3月に、ある学校の卒業式に出ました。100名ちょっとの学校の卒業式だったんですが、その中で5名欠席をしておりました。5名ほどだったと思います。卒業式に欠席する理由として、長期欠席をしているとのことでしたが、長期欠席で例えば学力が十分でない場合、進級できない。大学等では、いわゆる留年というものがあると思いますが、長期の欠席などで学校に来て

いない生徒の留年というものが小中学校であり得るのか。本県で留年した児童生徒数がどうかを教育長に伺います。

**○教育長（飛田 洋君）** 不登校などによる学習のおくれを理由に原級留置、いわゆる留年の措置を行うことは、各学校長の判断で可能であります。不登校児童生徒の基礎学力の保障は何よりも大切でありますので、市町村教育委員会においては、不登校児童生徒を対象とした適応指導教室を設置したり、各学校で個別指導を行ったりするなどによって、学力の保障を図っているところであります。なお、原級留置の措置につきましては、児童生徒の将来にわたって極めて大きな影響を及ぼすことから、あらかじめ保護者等の意向を聞いて参考にするなど、十分な配慮を行うことが求められているところであります。昨年度の各市町村教育委員会からの報告では、原級留置（留年）の措置を行った事例は本県ではございません。

**○西村 賢議員** 留年という生徒が事実上ゼロということですが、欠席が多く授業にほとんど出ない。当然、学力が下がる。また、友人との関係も疎遠になっていく。それがさらに学校に行きたくないという理由につながっていくという負のスパイラルがあります。勇志国際高校でも、入ってきた生徒に、英語はアルファベットから教えなきゃいけない、数学は算数から教えなきゃいけないといったことも多いというふうに聞きました。その学校では、先ほど有岡議員の質問にもありましたeラーニングシステムですか、おくらせていた授業・単位を取り戻すということに活用されているという話も伺いましたが、留年せずに学校を卒業するということは、ある意味、学校側が生徒を追い出していくというようなことにも私には伝わりましたし、

逆に学校側の責任放棄の部分もあるのではないかなと思いました。冒頭申し上げたとおり、家庭にもまずは大きな問題があると思いますが、その子たちを社会に押し出すことで、将来的なひきこもりの予備軍になっていくのではないかなと思っております。

また先日、国会におきましても、超党派の議員連盟が、学校に通わなくても、手続を踏んだ上でフリースクールに通う、もしくは、家庭で学ばば義務教育を受けたと認定することを目指して、「多様な教育機会確保法案」というものを今国会に提出したとありました。児童生徒を第一に考えた結果なのかもしれませんが、これは逆に言えば、教育現場にとりましては義務教育の定義の崩壊でもありますし、また学校教育の崩壊にもつながるものではないかなと私は思っております。本県の子供たちのために、教育委員会、学校、家庭がしっかりと連携できるように、いま一度、対策を講じていただきたいと思いますが、不登校児の増加に対しまして県のこれまでの取り組みはどうか、まず教育委員長の考えを伺いたいと思います。

**○教育委員長（島原俊英君）** 不登校は、児童生徒の社会的自立や、将来の進路選択に影響を及ぼす問題であり、私も強い危機感を持っているところであります。本県では、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを各学校に配置するなどの取り組みを進めており、教室に入れない生徒が、継続的なかわりにより教室での授業に復帰できるようになるなど、成果を上げております。しかしながら、不登校の要因は多様化しており、継続的に取り組むべき課題であると認識しております。既に不登校の状態にある児童生徒の学校への復帰に向けた取り組みに加え、新たな不登校を生み出さない

いう強い信念を、我々大人がしっかり持ち続けなければいけません。社会とのつながりや学ぶ意味について考えさせるキャリア教育の充実や、家庭や企業も含め地域社会ぐるみで、子供たちのきずなづくりや居場所づくりの取り組みを積極的に進めてまいりたいと考えております。

**○西村 賢議員** 私は、前期は二度、文教警察企業常任委員会に所属させていただきまして、学校現場の取り組み、また、落ちこぼれというか、ついていけない子をふやさない取り組みということ、また、それぞれの学級の先生、学校の先生たちが一生懸命子供のことを考えていることは、非常に伝わってまいりました。しかし、全体として、こういう不登校児の数が増加傾向にあるということは、今までの対策というものをしっかりともう一度見直さなければならない時期にあると思っております。先ほど申し上げたとおり、特に義務教育を終える中学校3年生に対して、学校に来ない時期がある程度多くても、いわゆる長期欠席していても卒業させているという現状は、私はやはり放置できない状況にあると思っております。先ほどの留年の質問への答弁で、学校長の判断というものが一つあると伺いましたが、このことにつきまして、教育長の認識はどうかを伺います。

**○教育長(飛田 洋君)** 私は校長会等で、基礎学力をしっかりとつけよと。子供たちが社会に出るときに学力がハンディになるようなことがあっちゃならぬという話をしております。今、留年について誰が判断するかと。法的には校長であることは間違いございませんが、保護者の意向を十分酌むとか、市町村教育委員会と連携をとって判断するということはもちろんですが、最も大切なことは、子供たちが社会で生き

ていく力をちゃんとその段階で身につけさせて卒業させる。学力を保障するとかそういうことが、判断よりもっと大事なことだと思います。実は、そういうこだわりを持って、本県では昨年からは、基礎学力定着指導実践推進地域というのを3地域指定しました。全国トップの学力を目指すとき、どんな学力かという、少なくともハンディキャップがある子供たちが全国一少ない、そんな取り組みを実践研究校でしていただいて、それを県下に広げられたらいいなと考えております。以上です。

**○西村 賢議員** 繰り返しますが、学校のそれぞれの取り組みというものが——先生たちも含めまして、膨大な仕事量の中でやっていく大変さはあると思いますが——やはりいま一度、改めて考えていただきたい問題だと思っておりますので、この認識のほう、よろしくお願ひしたいと思っております。

次に、この不登校児童対策のやりとりは、当然、教育委員会のみならず、家庭の問題において福祉保健部の役割も大きいかと思っておりますが、福祉保健部としての不登校児童対策の取り組みについて、福祉保健部長に伺います。

**○福祉保健部長(桑山秀彦君)** 福祉保健部では、各児童相談所におきまして、不登校相談にも対応しているところでございます。平成25年度は85件の相談を受け付けております。また、主な相談者といたしましては、家族・親戚が71件、それから学校が5件、本人が4件などとなっております。受け付け後の対応でございますが、不登校児童やその家族、家庭の置かれた状況はさまざまありますことから、児童心理司や児童福祉司などの専門職員が、子供の気持ちや環境等をしっかりと把握した上で、学校や市町村教育委員会などと連携をして、本人のカウ



ンセリングや家族への助言など、問題解決に向けた支援に取り組んでいるところでございます。

○西村 賢議員 これは質問ではないんですが、知事に対して要望だけ申し上げます。教育委員会、先ほどの福祉保健部長の答弁しかり、これは県を横断して考えていただかなければいけない問題だと思いますし、全国各地がそのような傾向にある。その中でも宮崎県は違うというふうになっていただきたいと思いますので、ぜひ、県挙げての不登校児対策というものを、知事がリーダーシップをとっていただきたいと思います。

次に移ります。関連しまして、本県の情緒障がい教室について質問をいたします。虐待やいじめなど、精神的な障がいでも通常の授業を受けることができない児童が通う「自閉症・情緒障がい特別支援学級」の存在は、児童が学校に通い続けるために重要な受け皿となっていると思います。私が小学校・中学校時代はこのような学級はありませんでしたので、ちょっとなじみがないんですが、この学級に通いながら学校生活になれ、人と交わる中で、成長とともに普通教室のほうに復帰していく生徒も多いと聞きました。県内の教室の数、児童の推移について伺います。

○教育長（飛田 洋君） 児童生徒数が本県では減少する中、自閉症・情緒障がい特別支援学級の学級数や在籍児童生徒数は、ともに増加する傾向にあります。学級数については、平成27年5月1日現在、小学校は177学級、中学校は94学級であり、それぞれ10年前の2倍、3.1倍となっております。また、在籍児童生徒数については、小学校は711人、中学校は293人であり、それぞれ10年前の4倍、6.2倍となっております。

増加の要因としては、対象となる発達障がいの診断を受ける児童生徒数が増加したことや、保護者への特別支援教育に対する理解啓発が進み、特別支援教育への期待が高まったことなどが考えられます。

○西村 賢議員 この数の推移というものは、この10年間で非常に伸びている。それだけニーズがある、需要があるということかもしれませんが、親の理解も深まっていることもあるでしょう。ただ、安易にこの教室に送り出すだけで、家庭側の放棄というものがあってはならないと思いますし、また、なるべく早く通常の教室で多くの生徒と触れ合えるような取り組みをしていただきたいと思います。

関連しまして、また、この4月に、県内初の情緒障害児短期治療施設「ひむかひこぼえ学園」が日向市東郷町の旧東郷小跡地に整備されました。今、このような施設は全国で42施設あるそうですが、子供たちが療育を行いながら東郷学園若竹分校に通っているそうです。今後は、各学校の情緒障がい教室と連携をしていかなければならないと思いますし、この若竹分校を初め、学校現場と療育施設の連携というものをしっかりと密にしていかなければならないと思いますが、この設立の意義を教育長に伺います。

○教育長（飛田 洋君） 私もオープンの日に行ってみました。子供たちが式典で非常に落ちついてたのが印象的でした。県内初の情緒障害児短期治療施設「ひむかひこぼえ学園」は、心理的・情緒的原因により社会適応が困難な児童生徒を対象に、心理療法を受けながら生活訓練等を行う児童福祉法に基づく施設であります。また、施設に併設する学校である「東郷学園若竹分校」は、同施設に入所している児童

生徒を対象にした自閉症・情緒障がい特別支援学級であり、専門的な指導を受け、子供たちが学習することができます。このように施設と学校が併設されていることから、医療と福祉、教育が密接に連携した総合的な支援が可能であり、新たな学びの場として大きな効果が期待できると考えております。

○西村 賢議員 まだ4月にスタートしたばかりで、課題も非常に多いと思いますし、施設と学校が同じ敷地の中にあって、もしかすると子供たちにとっては、息苦しさを今後感じてくることもあるかもしれませんが、温かい目で子供たちを育て、また県民にも、こういう施設があるんだよ、悩んでいる家庭があれば安心して預けることもできるんだよということも、今後、周知徹底を図っていただきたいと思います。

以上で一般質問を終わります。ありがとうございました。(拍手)

○星原 透議長 次は、押川修一郎議員。

○押川修一郎議員〔登壇〕(拍手) 自由民主党の押川修一郎でございます。それでは、通告に従いまして質問を行ってまいります。

まず、先日、「日本(にっぽん)のひなた宮崎県」という、本県のプロモーションにおけるキャッチフレーズとロゴマークが発表されました。これから私も、名刺にロゴマークを入れて使いたいと思っております。この「日本のひなた宮崎県」のキャッチフレーズに込められた思いについて、知事にお伺いをいたします。

次に、フードビジネスの推進についてであります。

県では、平成25年3月にフードビジネス振興構想を策定され、25年度は「助走」、26年度は「加速」、そして27年度は「成長」と位置づ

け、重点項目の一つに、「食」による観光宮崎の新生」を掲げておられます。その中に、「食の魅力を生かした大規模誘客施設の整備・具体化」とあり、本県の魅力である「食」を中心とした観光推進ということで、大いに期待をしておりますが、今後どのように進めていこうとされているのか、同じく知事にお伺いをいたします。

次に、農水産業振興についてお伺いします。

本県の基幹産業である農業においては、現在、担い手の高齢化、後継者不足、耕作放棄地の拡大、燃料や飼料価格の高騰、TPPなど、大変厳しい状況が続いているところであります。今回、新部長に就任された、誰よりも現場のことを知っておられる農政水産部長に、本県の農水産業振興についての意気込みをお伺いします。

以上、壇上からの質問はこれまでといたしまして、以下の質問は質問者席から行います。

(拍手)〔降壇〕

○知事(河野俊嗣君)〔登壇〕お答えします。

まず、「日本(にっぽん)のひなた宮崎県」についてであります。本県は、古来より「日向(ひむか)」と称されてきた地であることや、「ひなた」を漢字で書くと「日向」となること、また、平均気温、日照時間、快晴日数がいずれも全国でトップクラスであり、「日本のひなた」に最もふさわしい土地柄であることから、新たなキャッチフレーズを「日本のひなた宮崎県」としたところであります。以前より「太陽と緑の国」と言われていたわけですが、太陽という直接的な言葉を「ひなた」という、より情感に訴えるような、また、温かいイメージが広がるような言葉で言いかえたもの

と受けとめることもできようかと思えます。子どもの郷土には、温暖な気候や美しい自然を初め、豊かな食材や記紀神話に彩られた文化・風土、さらには、温かい人柄やゆったりとした暮らしなど、「ひなた」の力で生み出された全国に誇るべきすばらしい宝があふれています。今後は、これらの宝をさらに磨き上げ、このキャッチフレーズとともに、官民一体となって全国に発信し、宮崎が日本の希望と活力の源、まさに「ひなた」のような存在となるよう、積極的にプロモーションを展開してまいりたいと考えております。

次に、フードビジネスについてであります。本県には、豊かな自然や温暖な気候、温厚な県民性など、「日本のひなた」としてのさまざまな魅力があるわけではありますが、中でも、豊富な農林水産物を生かした「食」が、宮崎の最大の魅力の一つであると考えております。このため、フードビジネスを推進する中で、長期的・構造的な課題解決に向けた重点項目の一つとし、まして、「食」による観光宮崎の新生」を掲げて、「食」による誘客拡大に取り組んでいるところであります。特に、「食」の魅力を生かした大規模誘客施設につきましては、新鮮な農林水産物や加工品の販売、郷土料理や新たな御当地グルメの提供など、多彩な機能を持って宮崎の食の魅力を発信し、本県の観光と地産地消をリードする拠点をイメージしているものであります。海外を含めた多くの観光客を受け入れることができる、そのような施設であろうかと思えます。その具体化に当たりましては、施設の規模や機能、場所、資金を含めた整備手法など、さまざまな課題がありますので、今後、関係機関と丁寧な議論を進めていくこととなりますが、東九州自動車道の整備や、2020年東京オ

リンピック・パラリンピック開催も見据え、県内産学金官の一層の連携のもとに、スピード感を持って取り組んでまいりたいと考えております。以上であります。〔降壇〕

○農政水産部長（郡司行敏君）〔登壇〕 お答えいたします。

現在、本県農水産業は、大きな転換期にあると認識しております。御指摘のとおり、農業・水産業を取り巻く情勢は大変厳しい状況にありますが、私は、この厳しい状況を「変化が起こっている」とポジティブに捉え、知恵を出していくことが、今求められていると考えております。そして、我が国の食料供給を担う宮崎県として、若者が将来に希望が持てる成長産業としての農業・水産業の新しい姿を、今こそ示すときであると考えております。このような農政の大きな転換期に農政水産部長を拝命し、私自身、身の引き締まる思いがいたしております。フードビジネスやブランド対策など、農水産物の付加価値戦略が軌道に乗りつつある今こそ、私は、これらの施策の基礎となる生産現場の強化と、その現場を支える人材の育成が極めて重要であると考えております。これまで生産現場で育てていただいた技術屋の一人として、現場目線を大切にしながら、生産者の所得向上と地域の活性化に向けて、農政水産部の全職員とともに全力で取り組んでまいりたいと考えております。以上であります。〔降壇〕

○押川修一郎議員 知事、それから農政水産部長、御答弁ありがとうございます。特に部長におかれましては、今ありましたとおり、技術屋ということでもありますから、現場のことは誰よりもわかるというふうに私も認識をしております。今、現場で起こっている、昭和1桁時代の皆さん方がだんだん離農される、そういう後

継者がいないような状況の中で、農地をどう管理していくかということも大事であります。水産においても、同じように後継者がいないということでもありますから、そういう現場を踏まえて、今後、施策の中にしっかり取り込んでいただければありがたいなと要望しておきたいと思えます。

それから、本県のフードビジネス、「食」をキーにした大型施設をつくりたいということだと認識をしております。そういう中で、いろいろ事務レベルといいますか、協議をしながら進めていかれるということでもあります。今ありましたとおり、2020年には東京オリンピックもありますし、高速道路も開通いたしまして、大分県のJRおおいたシティ、4月16日開業、そして、5月13日、知事も御存じだと思いますが、320万人の方がこの約1カ月間で訪れたということでもあります。魅力のあるものには人が集まるということでもありますから、しっかり食の拠点づくりについてはやっただきますように要望をしておきたいと思えます。

それから、昨日も出たところでありますけれども、ロゴマークのプロモーションについては、渡辺議員のほうからもありました。私は、1点、積極的にということ、このプロモーションに当たっては、県産品のパッケージや空港・駅のマットなどにもロゴマークを使って、スピード感を持って普及することが大事じゃないかと思えますが、再度、知事にお伺いをいたします。

**○知事（河野俊嗣君）** プロモーションに当たっては、御指摘のように、官民一体となった継続的な取り組み、一過性のものにならない息の長い取り組みが必要であろうかと思っております。広告業界では「バズる」という言葉があ

るようでありますが、ツイッターとかフェイスブックで一気に広げてしまう。でも、それですぐに忘れ去られてしまっただけではいけないとおもっております。既に民間におきましては、商品パッケージやカタログにロゴマークを掲示いただいている食品製造業者もありますし、宮崎ブーゲンビリア空港での懸垂幕や、航空会社の機内誌での情報発信など、さまざまな取り組みを行っていただいているところであります。国内外に販売されている本県産の商品にロゴマークを使用していただくことは、「日本のひなた宮崎県」をPRしていく上で非常に効果的な方法だと考えておりますので、今後、さまざまな企業・団体の皆様に御理解と御協力をいただけますよう、スピード感を持って取り組んでまいりたいと考えております。

**○押川修一郎議員** よろしく願いをしておきたいと思えます。

次に、移住・定住対策についてであります。安倍政権が掲げられる地方創生には、地方への新しい人の流れが重要だ。そこで注目されているのが、積極的に移住者の受け入れの取り組みが進む自治体ではないのかなと思うところであります。そういう中で、本県におきましても、移住・UIJターンのワンストップ相談窓口として、東京と宮崎に4月に開設したセンターの名称を、先ほど知事の思いをお伺いした新しいキャッチフレーズ「日本のひなた宮崎県」と連動し、効果的にPRするため、「宮崎ひなた暮らしUIJターンセンター」に変更し、今月7日に有楽町の東京交通会館6階で看板披露のセレモニーが行われました。センターには、宮崎市の本部と東京支部に、移住・就職支援の相談員がそれぞれ常駐し、2カ月間で75件の相談を受けたということでもあります。県内への移住に

関する数値目標について、これまでの達成状況と今後の目標値、センターの活用策について、総合政策部長にお伺いいたします。

○総合政策部長（茂 雄二君） 移住につきましては、平成23年に策定した県総合計画のアクションプランにおきまして、平成23年度からの4年間で200世帯の誘致を目指すといった目標値に対して、252世帯の実績となったところでございます。今後の目標値につきましては、平成27年度からの4年間で1,000世帯の移住実現を目指すことといたしております。

また、宮崎ひなた暮らしU I J ターンセンターについてであります。東京においては、対面での本県の暮らし・仕事などの情報提供のほか、移住相談会、移住・就職セミナー、企業との交流会、就農相談会等の開催や、大学等を回っての潜在的な移住・U I J ターン希望者の掘り起こしなどを行っていくことにしております。県内では、移住全般の相談対応のほか、各市町村との連携・情報収集、県内の職場の開拓や都市部人材とのマッチングなどを行っていくことといたしております。

○押川修一郎議員 移住の目標1,000世帯ということでありまして、4年間で1,000世帯でありますから、しっかりやってもらわなくては困るわけではありますが。昨日も清山議員のほうから、意識調査についての質問があったところでありますが、移住にはやはり住居というものも必要だと思いますので、宮崎ひなた暮らしU I J ターンセンターにおいて相談を受ける際にも、住まいの情報は大事な要素になっていると思います。空き家の賃貸・売却情報を紹介する空き家情報バンク制度に関し、県内市町村の取り組み状況と空き家活用のための県の支援策について、同じく総合政策部長にお伺いいたしま

す。

○総合政策部長（茂 雄二君） 空き家等情報バンクにつきましては、平成26年度末現在で、県内の6市6町1村が設置をしているところであります。移住を実現するために、住まいの情報が重要でありますことから、県といたしましても、市町村が設置する空き家等情報バンクの運営に対する補助を行っているところでございます。また、市町村の空き家等情報バンクに登録されている空き家の改修費につきましても補助の対象として、空き家の利活用を支援しているところであります。

○押川修一郎議員 平成25年住宅・土地統計調査によりますと、平成25年10月1日現在で、県内の空き家は7万4,200戸あるということであり、見知らぬ土地に移住をして、うまくなじめるか不安に思っておられる方もたくさんいらっしゃると思います。移住を定住につなげるためには、そういう不安を解消することが必要であります。そこで、市町村への支援策のうち、今年度から新たに拡充されたフォローアップ事業とは、どういう事業を対象としているのか、同じく総合政策部長にお伺いいたします。

○総合政策部長（茂 雄二君） 移住に係る市町村への支援につきましては、昨年度までは、都市部でのPR・相談会の開催、お試し滞在の実施、空き家等情報バンクの運営、移住促進への理解を求める住民向けの説明会などの活動経費を対象としていたところでございます。このような中で、実際に移住された方から、地域に知り合いがいない、慣習がわからない、相談相手がいなかった声をお聞きしており、県といたしましても、移住後のフォローアップが重要だと認識しているところでございます。そのため、今年度から、移住者と地域・人とのかけ

橋となるような役割を果たす人を配置した場合、さらには、個別訪問・相談対応、移住後の定住調査に要する経費についても支援の対象といたしまして、その取り組みを行う場合には、支援の限度額を昨年度までの100万円から、150万円に引き上げることといたしました。

**○押川修一郎議員** ありがとうございます。そういうフォローアップあたりが一番、そういう方々に安心を提供するのではないかと思いますので、しっかりやっていただきたいと思います。近所にも、4年前ぐらいでしたけれども、東京からUターンということで、都城出身の旦那様と高原出身の奥様が来られて、今、集落の公民館活動も一緒にしながら、そういう不安解消、そして、娘さん御夫婦も少し前にお帰りいただいたということで、本当にありがたいなと思います。ですから、こういう空き家あたりを活用した事業というのものも、しっかりあわせてやっていただくことを要望しておきたいと思います。

それから次に、人口減少・少子化対策について何点か、お伺いをいたします。

宮崎県版人口ビジョンの素案によると、本県の将来人口について、少子化と高齢化世代の退出による自然減や若年層を中心とした社会減により、当分の間、人口減少が続くということになります。いち早くそれらの状況が改善する場合とそうでない場合で、2060年ごろの県人口は、約80万人から60数万人程度まで大きな差が生じると推計されています。このため、出生率の押し上げと若者を中心とした社会流出の抑制等により、バランスのとれた年齢別人口構成を図る必要があると思います。2060年に向けた数値目標の案として、「県人口80万人超」「合計特殊出生率2.07以上」「29歳以下人口割合30%

以上」を掲げております。そこで、これらの目標達成に向けて、今後、人口減少対策にどう取り組んでいかれるのか、知事にお伺いいたします。

**○知事（河野俊嗣君）** 人口減少問題ではありますが、生産と需要の両面から経済を縮小させるということ、社会の活力低下、さらには地域の維持・存続にもかかわる非常に深刻なものを受けとめております。今まさに国を挙げて手を打たなければ、将来に禍根を残す喫緊の課題であろうというふうを受けとめておるところであります。本県におきましても、人口ビジョンの目標を踏まえ、現在策定を進めております今後5年間の本県版総合戦略において、4つの柱を掲げて取り組むこととしております。1つには、産業・雇用の充実を目指す「しごとを興す」ということ、次に、子育て環境の充実や次世代育成を目指す「ひとを育てる」ということ、そして、持続可能で個性を發揮できるまち・村づくりを目指します「まちを磨く」ということ、最後に、人や経済の都市へ向かう流れを変える「資源を呼び込む」、こういう4つの視点で取り組んでまいることとしております。国全体としても、東京一極集中の是正という方向に取り組んでいただく中で、本県としましては、こういう柱を立てて、外部有識者の御意見も伺いながら、人口減少の抑制と地域活力の増進を図ってまいりたいと考えております。

**○押川修一郎議員** 次に、同じく人口減少対策の一環ではありますが、少子化対策として、私は、26年2月議会で婚活イベントの実施について質問をさせていただきました。その際、「若者の出会いの場などの若い方々の関心を高めるような企画を含め、生活環境や子育て環境のPRなど、より効果的な取り組みを進めてまいり

たい」と答弁がございました。その後、昨年度の2月追加補正予算により、「みやざき結婚サポート事業」として早速事業化をしていただきました。ありがとうございます。この事業は、実質的には本年度着手されていることと思いますが、具体的にどのように取り組んでいくのか、福祉保健部長にお伺いをいたします。

**○福祉保健部長（桑山秀彦君）** この事業は、会員制のお見合いシステムを新たに構築して、「1対1のお見合い事業」を実施するものでございます。具体的には、本年8月ごろから、宮崎市、都城市及び延岡市に結婚サポートセンターを順次設置いたしまして、結婚を希望する男女に広く会員登録していただき、12月ごろからお引き合わせ、いわゆるお見合いを行う予定にしております。お引き合わせの数につきましては、初年度であります今年度は150組を目指しているところでございます。また、この事業を推進するために、仲人的な役割を担います「愛結びサポーター」という方を養成・確保していくこととしております。この事業を通して、結婚を希望する独身者の出会いを創出しまして、結婚支援に努めてまいりたいと考えております。

**○押川修一郎議員** 事業を推進するために、仲人的役割を担う「愛結びサポーター」を養成・確保していくということですが、サポーターにはどのような方々になっていただきたいと考えていらっしゃるのか、同じく福祉保健部長にお伺いをいたします。

**○福祉保健部長（桑山秀彦君）** 愛結びサポーターには、交際に消極的な男女の間を取り持ち、その背中を押すという大変重要な役割を担っていただく予定にしております。具体的には、お引き合わせの際に、男女の間に立ってお見合いをサポートしていただいて、交際をスタ

ートさせた後は、男女の相談役になっていただくことにしております。このため、愛結びサポーターには、人生経験が豊富で、世話好きな、そして、次の世代の幸せを願う心豊かな方になっていただきたいと考えております。

**○押川修一郎議員** ありがとうございます。昔はよく「世話やきどん」ということで、本当にいろんなことにかかわってくれる人が多かったわけですね。最近そういう人も少ないし、結婚に向かっても、仲人役というものも今少なくなってきた中であります。きょうは、議員の中に、そういう適した方がたくさんいらっしゃると思いますので、部長、またよろしく願いをしておきたいと思っております。

続けますが、結婚サポートについては、既に「えんむすびみやざき」と題した婚活支援ポータルサイトを開設されております。今後は、このサイトを生かしながら事業を展開されることと思いますが、それにはまず、このサイトについて知ってもらうことが大事です。そこで、このサイトをどのように広報していくのか、今後どのように取り組むのか、福祉保健部長にお伺いをいたします。

**○福祉保健部長（桑山秀彦君）** ポータルサイト「えんむすびみやざき」は、婚活を実施する団体等のイベント情報や情報交換ができる「ひとこと掲示板」、それから、県内の企業に勤務する独身者の集まりでありますBizcom（ビズコム）の案内などを盛り込みまして、ことし4月、新たに開設したところでございます。サイトの開設に当たりましては、チラシを作成し、市町村を中心に配布しましたり、県のホームページや県政番組で広報するなど、周知を図ってきております。今後とも、さまざまな機会を捉え、サイトのPRに努めますとともに

に、内容の充実にも努めてまいりたいと考えております。

**○押川修一郎議員** しっかりPR方をお願いしておきたいと思えます。また、フェイスブックページも開設されていますが、まだまだ「いいね！」の数が少ないようであります。PRが、今言いますように大事でしょうから、ぜひ、この事業が成功するためにも積極的なPRをお願いしておきたいと思えます。

あわせて、関連して知事にお伺いをいたします。知事は、12県の若手知事で作る政策提言グループ「日本創生のための将来世代応援知事同盟」を4月に結成されましたが、その目的についてお伺いをいたします。

**○知事（河野俊嗣君）** この若手知事のグループは、これまで子育て同盟という形で、自分たちの子育て経験も生かしながら、子育て支援の充実、また国への提言に取り組んできたところではありますが、国全体で、人口減少、東京への一極集中が進み、地方創生の取り組みが進められている中で、子育ての問題にとどまらず、将来を担う若い世代が、地方で暮らし、結婚・出産・子育てができるような社会の実現に向けて、より幅広く取り組んでいこうということで、子育て同盟を改組して立ち上げたものであります。

本県でも、先ほど申しましたように、人口問題を重要課題として位置づけまして、ライフステージに応じた子育て支援、魅力ある産業・雇用の創出、県外からの移住・定住に向けた取り組み等を進めることとしておるところであります。こういった同盟等と情報共有を図るとともに、お互いのよい取り組みというものをごまねし合うといいですか、参考にすることもしてまいりたいと考えておりますし、国に対し、政策や

予算に関する提言・要望を積極的に行いまして、本県の活力維持につなげてまいりたいと考えております。

**○押川修一郎議員** 同じく、先月23日に岡山市で第1回のサミットが開かれて、人口減少に歯どめをかけ、東京への一極集中の流れを変えて、地方創生につなげるための行動指針である「おかやま声明」を発表されました。声明の中で、子育ての負担軽減を国に求めることや、知事みずから「イクボス」となって県庁から変えることを宣言されていますが、具体的な取り組み内容について、知事にお伺いをいたします。

**○知事（河野俊嗣君）** まず、子育ての負担軽減につきましては、子育ての不安や負担として最も大きいものが、「子育てにお金がかかる」というものでありますことから、幼児教育の無償化や乳幼児医療費の助成に関する制度の構築などについて、国に対し、早急な対応を求めてまいりたいと考えております。また、その実現に当たりましては、多額の経費を要することから、これまでも、本県も「みやぎモデル」ということで国に提言しておりますが、介護保険制度のような、保険料として広く国民に負担していただく公的負担制度の創設についても、国に提言をしてまいりたいと考えております。

次に、「イクボス」に関しましては、職員の仕事と子育ての両立を目指しまして、ことし4月に「県庁職員子育て応援プラン」を策定したところでもあります。このプランでは特に、職員と所属長が出産から職場復帰までの間、育児休業の計画的取得などを話し合いながら一貫してサポートする「子育てマイプラン」に、新たに取り組むこととしているところでもあります。また、男性の育児休業等の取得についても、高い数値目標を掲げて積極的に取り組むこととして



おりまして、県庁が組織として、このように積極的に取り組むことにより、市町村、さらには企業・事業所までも広げていく。そのようなことを目指して取り組んでまいりたいと考えております。

**○押川修一郎議員** ありがとうございます。この人口減少対策あたりは、やはり知事を先頭に部局横断的に対策をとっていかないと、なかなか難しいだろうなと思っております。今後もしっかり取り組んでいただきますように、要望しておきたいと思っております。

次に、介護報酬の改定についてお伺いをいたします。

平成27年度の介護報酬改定は、団塊の世代が75歳以上となる2025年（平成37年）を目途に、重度な要介護状態となっても、住みなれた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい、医療、介護、予防、生活支援が一体的に提供される「地域包括ケアシステム」の構築を実現するため、平成26年度制度改正の趣旨を踏まえ、中重度の要介護者や認知症高齢者への対応を図るなど、介護人材確保対策の推進、サービス評価の適正化と効率的なサービス提供体制の構築といった、基本的な考え方に基づいて行われると聞いております。また、介護職員の処遇改善、物価の動向、介護事業者の経営状況等を踏まえ、介護報酬の改定率は全体でマイナス2.27%となったところでもあります。

そこでまず、今回の改定による県内の介護サービス事業所への影響についてどのように考えているのか、福祉保健部長にお伺いをいたします。

**○福祉保健部長（桑山秀彦君）** 介護報酬は、基本的な運営に対する基本報酬に、特別なケア

を行う体制を整えた場合には加算を上乗せしまして算定できる仕組みとなっております。今回の改定では、介護保険制度の持続可能性やサービスの運営実態等を勘案して、基本報酬が引き下げられる一方で、介護人材の確保、あるいは、中重度の要介護者や認知症高齢者への支援に取り組む事業所に対しましては、加算の新設や引き上げなどにより、介護報酬が重点配分される内容となっております。このため、基本報酬の減額により、一定の減収になる場合も想定されますが、職員の処遇改善やサービスの向上等を図ることなどにより、中長期的な視点に立って経営の安定化に取り組んでいくよう、助言・指導を行っていく必要があると考えております。

**○押川修一郎議員** 今ありましたとおり、加算というものが今回の上乗せの算定になるということで、特に小規模の介護サービス事業所では経営が厳しくなると聞いております。どのように対応していくのか、同じく福祉保健部長にお伺いをいたします。

**○福祉保健部長（桑山秀彦君）** 県におきましては、これまで、今回の改定の趣旨を踏まえまして、職員の処遇改善やサービスの質の向上のため、各種加算の活用が図られるよう、事業者に対する説明会を開催してきたところであります。今回の改定に伴いまして、御指摘の小規模を含むさまざまな介護サービス事業所から経営等の御相談を受けておりますので、今後は、市町村と連携して実態の把握に努めますとともに、個別の相談に対応していきたいと考えております。

**○押川修一郎議員** 私の地元、西米良村あたりからも、こういった要望も来ておりますから、やりたくてもやれないような事業所というのが

あるみたいなので、そこの地域に合った制度に  
していただくように、皆さんのほうからも要望  
等をしていただければありがたいなど、そのよ  
うに思っております。

次に、農業への外資参入について何点か、お  
伺いをいたします。

5月3日付の日本農業新聞に、「都農町にキ  
ウイフルーツ生産で進出するニュージーランド  
の法人「ジェイス」が、日本国内に400ヘクタ  
ール規模の農場を持つ意向であることが分かり、  
農家や関係団体が警戒を強めている。」とあり  
ました。「同社は農地をリースだけでなく、取  
得することも視野に入れており、外資の農地所  
有に道を開く恐れがある。同社は直営農場に力  
を入れる方針で、現場には「地元にはメリット  
がない」との不満もくすぶる。(中略)同社  
は、世界のキウイフルーツの3割を扱う販売会  
社「ゼスプリ」の株主。同国に600ヘクタール  
の農場を持ち、日本国内の年間出荷量を上回る2  
万7,000トンを出荷する。外資が国内に直営農場  
を持つのは初めてで、仮に大規模に展開した場  
合、影響は計り知れない。」との記事を読み、  
びっくりしたところであります。県内の担い手  
に土地を集積して育成しようとしている中で、  
なぜ今回、外資系法人のジェイス社が都農町に  
進出することになったのか、その経緯について  
農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長(郡司行敏君) 本件の経緯に  
ついて御説明をいたします。

ニュージーランドのキウイフルーツ出荷組合  
でありますゼスプリ社は、平成17年ごろから、  
他県でJA等と連携したキウイフルーツの産地  
化に取り組んでおられますが、現状では、日本  
国内での需要拡大に生産が追いついていない状  
況と伺っております。そこで、ゼスプリ社は国

内需要に対応するため、その構成員であるジェ  
イス社と連携して、平成25年に、全国5カ所の  
候補地で、土壌や気象条件等の調査を実施して  
おります。その中で、都農町を日本で最も栽培  
に適した地域と判断したと伺っているところで  
あります。一方、都農町では、新品目の導入や  
耕作放棄地解消などの農業振興対策といたしま  
して、またさらには、雇用創出や地域振興など  
の観点から、ジェイス社を誘致することを表明  
され、生産実証を行うトライアル事業に、今  
般、着手することとなったものでございます。

○押川修一郎議員 近年、地元企業や国内の資  
本力を持つ企業からも農業に進出したいとの声  
を聞きますし、国内の量販店との契約栽培など  
と連携しながら、本県農業の振興を図ることを  
優先すべきではないかと思いますが、県の考え  
方を、同じく農政水産部長にお伺いいたしま  
す。

○農政水産部長(郡司行敏君) 地元企業の農  
業参入や国内量販店等との契約栽培など、農と  
企業との多様な連携を推進することは、大変重  
要な取り組みであると考えております。このた  
め、県といたしましては、企業が有する革新的  
技術の導入や、マーケットインによる新たな産  
地づくり等、企業と産地双方にメリットのある  
取り組みについて、積極的に推進しているところ  
であります。なお、本県における他産業から  
の農業参入は、本年1月1日現在で、県内企業  
を中心に123社に上っており、また、量販店等  
の新たな契約取引も着実に進展しているところ  
であります。

○押川修一郎議員 国内農業を守る、あるいは  
本県農業を守っていく中でも、しっかりこうい  
うことを中心としてやっていただくということが、  
私たち県内の農業を進める上では大事だと

いうふうに思っております。

さらに続けます。ニュージーランドでは、キウイフルーツのかいよう病が発生し、壊滅的な打撃を受けたと聞いておりますし、国内で委託栽培をしている愛媛県、佐賀県等でも、かいよう病が発生して、被害が出ていると伺っております。他の果実、野菜への影響はないのか。また、このような中で導入するのであれば、農業試験場等があるわけでありますから、しっかり試験を行い、安全が確認されてからでもよかったですのではないかと思います。県の考え方について、同じく農政水産部長にお伺いいたします。

**○農政水産部長（郡司行敏君）** キウイフルーツかいよう病は、日本を初め、ニュージーランド等で発生が確認されている病害で、他の野菜、果樹への感染は確認されておられません。また、今回、トライアル農場で導入される新しい品種は、ニュージーランドで、かいよう病に抵抗性のある品種として開発されたもので、外国からの苗の持ち込みに当たっても、国においてしっかりとした対策がとられていると伺っているところであります。県といたしましても、今後、地域と連携しながら、農業試験場や普及センターが、トライアル農場における生育の状況を逐次把握するなど、技術的な見地から、的確な対応を行ってまいりたいと考えております。

**○押川修一郎議員** 一番怖いのは、今、部長がおっしゃいましたけれども、今まで国内で、例えばスリップスにしてもミカンバエにしても、外国から苗あるいは種子、そういったものが入ってくる機会が多いわけです。今ありましたとおり、抵抗性だからといって安心はできないわけでありまして。我々が一番心配するのは、口蹄疫、鳥インフルエンザ——これは同じではあ

りませんけれども、発生してしまうと大きな被害をこうむる。被害をこうむるのは誰かということ、県内の農家の皆さん方が一番困るわけでありますから、そういうことはしっかりやってほしいということで、今、質問をさせていただきました。

今後、同じような外資系企業等の農業進出についてどう対応していかれるのか、また、誰が面積等の規制やコントロールを行うのか、同じく農政水産部長にお伺いをいたします。

**○農政水産部長（郡司行敏君）** 今回のジェイス社の参入に当たりましては、事業の展開方向や規模等について、地元との調整を行う地域協議会への加入を義務づけることや、地元農業者としっかりと連携すること、地元の雇用を安定して確保すること、さらには、何らかの問題が発生した場合は、県の判断で利用権を解除し、原状復帰させることができるように、農地取得ではなく、農地中間管理機構を介した賃借契約とすることなどについて、地域との調和が図られますよう、県として都農町をサポートしてまいりました。また、都農町やJA等の関係機関、ジェイス社などで構成する地域協議会にその一員として参加し、都農町でのトライアル事業をしっかりと検証していきたいと考えております。今後とも、外資系企業の農業参入に当たりましては、文化、商慣習が異なることから、本県農業への理解促進と十分な事前調整を行うなど、慎重に対処してまいりたいと考えております。

**○押川修一郎議員** 本県農業への外資系企業等の参入について、知事はどのようにお考えでありますか、お伺いいたします。

**○知事（河野俊嗣君）** 本県農業への外資系企業の参入に当たりましては——これは外資系に

限ることはないと考えておりますが——やはり、地元には地元のやり方なりルール、また実態というものがあるわけでありまして、そういう地域との調和を図っていただくことが大変重要であろうかと考えております。したがって、相手方と十分なコミュニケーションを図り、事前調整を行うということ、そして、しっかりとした連携体制、信頼関係を築いていくことが重要であろうかと考えております。また、今御議論がありましたように、人や物の交流による防疫上の問題が生じないようにしていくということも、重要なポイントであると考えております。県としましては、こうしたさまざまな観点を踏まえ、市町村や関係団体と十分に連携をしながら、地域農業の振興につながるよう、そして、産地にとってメリットとなるような形で、しっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

**○押川修一郎議員** ありがとうございます。我々も今まで、そういう外資系の参入というものは余り経験をしておりませんでしたから、我々もはっきり、この問題については注視をしていく必要があると思っております。ともに、この問題については、今後またいろんなところで皆さん方と切磋琢磨していければありがたいと、そのように思っております。

次に、県立高等学校教育整備計画についてであります。

本県は、今後しばらく少子化が避けられない状況にあります。それは西都市内においても同様であります。国の学校基本調査や人口動態調査をもとに、西都市内における将来の中学校卒業予定者を推計しますと、平成27年3月の中学校卒業生の実績数316名を基準とした場合、平成33年3月の中学校卒業予定者は約260名と見込

まれます。18%近くの減少となる模様であります。さらには、その後、平成41年3月における市内の中学校卒業予定者数は約200名と見込まれ、平成27年3月を基準とすると、何と37%近くの減少ということで、大変憂慮すべき状況が予想されております。

このような中、今後、西都市内の2つの県立高校への入学者減少は避けられないと考えられますが、両校の再編整備の方向性について、教育長に認識をお伺いいたします。

**○教育長(飛田 洋君)** 県立高等学校教育整備計画中期実施計画においては、1学年4学級以下の高等学校において、大幅に定員を満たさない状況が続くなど、さらに1学級の削減をせざるを得ないことが予測される場合には、統廃合等を行う可能性があるとしております。現在、西都市内の2校につきましては、1学年4学級以下の規模であり、今後、中学校の卒業生の減少が見込まれますので、子供たちにとってよりよい教育環境を提供するという視点に立てば、統廃合等が一つの有力な選択肢になると考えております。

**○押川修一郎議員** 同じく、平成19年に「魅力ある高等学校を考える会」が始まり、平成23年から現在の「県立高等学校活性化研究協議会」に変更して、2校の存続に向けて、学校のPR、スクールバスの運行、あるいは寮の活用などを図ってきたところであります。今、西都市の県立高等学校活性化研究協議会の中で、いろいろ議論をしておるところであります。そういう中で、2校の存続を危ぶむ声もあるところでありまして、今後、西都市主催の協議会において検討が進み、2校のあり方について、仮に早期統合の方向性が出た場合、県としてはどう対応していくつもりなのか、同じく教育長にお伺

いをいたします。

**○教育長（飛田 洋君）** 西都市主催の協議会において、いろんな活動をしていただいて、両校の御支援をいただいておりますことを、まず感謝申し上げたいと思いますが、2校の再編統合の方向性が出たとすれば、統合により、ある程度大きな学級規模の学校となり、子供たちの集団活動の活発化や、切磋琢磨の機会等がふえるとともに、専門的な教職員の確保も可能となることから、魅力と活力ある学校づくりにつながることを期待できるものと考えておりますので、その方向性が出れば、その方向性は尊重すべきものと考えております。県に対し、地元から正式な形で再編統合の要請があれば、保護者や地域のニーズ等を踏まえながら、何よりも生徒のことを考えて丁寧に検討してまいりたいと考えております。

**○押川修一郎議員** 今ありましたとおり、やはり中心は子供だろうと私も思っております。今までの妻高、西都商、歴史・文化もある学校でありますし、優秀な高等学校だと認識をしております。残念ながら、今言うように生徒数が少なくなってくる中で、いろいろと議論をしておる今日だということで、今後さらに、統廃合あるいは2校存続の中での議論が続くとは思いますが、地元のほうからそういう声等々があれば、前向きに検討していただくというような御答弁をいただきましたので、またその折にはよろしくお願いを申し上げておきたいと思っております。

次に、西都原古墳群の世界遺産登録について何点か、お伺いをいたします。

先月、世界遺産に登録されている韓国・慶州の歴史地域を、久しぶりに県の職員の方と一緒に調査をさせていただきました。さすがに世界

遺産だけあって維持管理がしっかりされていましたが、さらに大規模整備も行われていました。古墳の活用面でも、家族連れや観光客の方々にぎわっていました。また、博物館では、親子連れで古墳からの出土品を学習している様子もうかがえました。そこで、西都原古墳群及び考古博物館の活用について、学校教育の中でどのような取り組みがなされているのか、教育長にお伺いをいたします。

**○教育長（飛田 洋君）** 西都原古墳群は、宮崎及び日本の歴史、特に古代史を学ぶ上で、極めて重要な史跡であると認識いたしております。そこで、本県のどの学校でも西都原古墳群について学べるように、県教育委員会のホームページ「ひむか学」の中で古墳群を紹介するとともに、県独自に作成した学習教材にも取り上げ、ネット上で県内の各学校に配信いたしております。また、これまで県教育委員会では、西都原考古博物館の学校教育での利用促進を呼びかけるなど、そのPRに努めてまいりましたが、毎年多くの小・中・高校生が訪れ、諸展示の見学はもとより、土器づくりや火おこし体験を行うなど、古代を感じるさまざまなプログラムを通して、西都原古墳群の歴史的価値を体験できる学習を行っております。

**○押川修一郎議員** ありがとうございます。またそのような方向の中で、今後もよろしくお願いをしておきたいと思っております。

同じく、西都原古墳群の世界遺産登録に向けて、観光の視点を含め、機運醸成が大事だと思いますが、今後どのような取り組みを行われるのか、商工観光労働部長にお伺いをいたします。

**○商工観光労働部長（永山英也君）** 商工観光労働部におきましては、これまで、県民を対象とした西都原の古墳文化の理解を深めるシンポ

ジウムにつきまして、これを主催する西都市に対し、支援を行ってまいりました。今年度は、これに加えて、大阪大谷大学と連携し、本県の古墳文化をテーマに連続講座を大阪府において新たに実施し、県外に向けて広く情報発信をしてまいりたいと考えております。今後とも、関係市町村と連携しながら、県民一人一人がその価値を理解し、さらに県外での認知度を高めるなど、機運の醸成に努めますとともに、地域の文化資源を生かした観光振興にも努めてまいりたいと考えております。

**○押川修一郎議員** ありがとうございます。よろしく願いをしておきます。

世界遺産の登録基準に、「人類の歴史上重要な時代を例証する建築様式、建築物群、技術の集積または景観のすぐれたもの」という基準があるそうです。男狭穂塚、女狭穂塚を歴史的建造物としてどう考えるか、県土整備部長の所見をお伺いいたします。

**○県土整備部長（図師雄一君）** 西都原古墳群の男狭穂塚につきましては、日本最大の帆立貝形古墳であり、女狭穂塚は、九州最大の前方後円墳であります。これらの古墳につきましては、詳細な調査結果がございませんので、明確には申し上げられませんが、古墳研究に関する文献等によりますと、長さ176メートル、高さ約15メートルの女狭穂塚の築造には、延べ約50万人もの人手を要したとの試算もあります。こうした大規模な土の運搬や盛り土などは、綿密な計画のもとで行われたものと想像され、1500年以上の年月を経て今なお現存していることから、当時のすぐれた土木技術の存在を示すものと思われまます。このようなことを踏まえますと、男狭穂塚、女狭穂塚につきましては、貴重な歴史的建造物であると考えております。

**○押川修一郎議員** 大変ありがとうございます。それだけ貴重なものでありますから、みんな大切に、本県の宝として磨いていく、そういった認識を我々もまた深めていかなくちゃいけないなと思ったところです。

次に、三納古墳群であります。三納川の北岸の水田地帯を初め、永野原台地や南岸の平野台地など広範囲に分布している古墳群で、前方後円墳3基、円墳62基、横穴墓5基で構成されています。その中で、本県出土の考古資料の中で唯一国宝に指定されている金銅製馬具類が出土したと言われている百塚原古墳群の発掘調査も行われておりますが、調査の状況について教育長にお伺いいたします。

**○教育長（飛田 洋君）** 百塚原古墳群につきましては、平成25年度からレーダーを使った地中探査や発掘調査を実施してきております。その結果、消滅した古墳17基、さらに南九州特有の地下式横穴墓12基も発見でき、百塚原という名前のおおりに、当時、数多くの古墳がつくられたということがわかってまいりました。また、発掘により、土器や鉄製品のほか、耳飾りや玉などの装飾品も出土いたしましたが、国宝である金銅製馬具に関するもの、例えば破片が出るとか、そういうものが出土しておりませんことから、どの古墳から国宝が発見されたか、その特定には至っていない状況であります。今後、地中探査や発掘調査をさらに行うとともに、金銅製馬具の出土に関する伝承や情報の収集を進め、古墳群全体の実態解明に努めてまいりたいと考えております。

**○押川修一郎議員** 世界遺産に向けては、周辺環境整備というのも一つの基準になるというようにも聞いております。教育長も御存じかもしれませんが、この百塚原、永野地

域の細い道路を上がって行って、現地に行くまでに相当竹とか木が生い茂っておって、なかなか行けるような状況ではありません。今、御答弁いただいたように、古墳としてもすばらしい価値のあるものでありますから、ぜひこの整備について、通告はしておりませんが、もし教育長が場所を見ていらっしゃるのであれば、ちょっと感想でもお聞きしたいと思います。

**○教育長（飛田 洋君）** 私も、百塚原古墳群を自分の足で訪ねて、そこで古代の方々の思いを直接感じたいと思い、実は参りました。同行した文化財課の職員が図面を広げて、消失した古墳はここだったんだとか、あるいは、今残っているのはここだとか、いろいろ案内してくれましたが、図面を見ながら確認して、そのスケールの大きさというか、密度の高さというのは非常にすばらしいと感じました。また、東京の五島美術館から金銅製馬具を去年——国宝であります——宮崎にお返しいただいて、五島美術館の学芸員の人たちとも私は直接お話をしました。あの価値を知っておりましたので、じんとくるというか、ここから出たんだなというような思いがしました。職員と確認したのは、何よりしっかり調査をしようと。発掘をしっかりとやろう、レーダーの地中探査をしっかりとやろうと言ったところでした。

**○押川修一郎議員** ありがとうございます。以前、我が会派の先輩であります中野一則議員からも、整備等の要望をしていただいておりますが、今後、そのような方向の中で取り組んでいただきますようお願いをしておきたいと思っております。

西都原の男狭穂塚、女狭穂塚を中心に、県内の古墳、そして南九州の古墳群の世界遺産登録

に向けて、今後、県内外の関係の方々との取り組みをどうされるのか、同じく教育長にお伺いをいたします。

**○教育長（飛田 洋君）** 西都原古墳群を初めとする南九州の古墳群につきましては、世界遺産登録に向けて必要なデータの収集を行うとともに、専門家を招聘しての意見交換やシンポジウムの開催など、機運の醸成を図っているところであります。また、関係する古墳群が所在する自治体と連携を図りながら、取り組みを進めるための会議を開催いたしてきているところであります。今後、既に世界文化遺産登録に取り組んでいる鹿児島県や熊本県がこれまでに蓄積したノウハウについて情報収集を行うとともに、両県や県内の関係機関と連携して、どの古墳群を世界遺産の候補とするかなどの選定作業や、文化庁に提出する提案書の内容の検討など、取り組みを進めてまいりたいと考えております。

**○押川修一郎議員** ありがとうございます。世界遺産登録に向けて、知事初め各部局の中で、教育委員会を含めて、またしっかりお願いしておきたいと思っております。

郷土先覚者顕彰事業についてお伺いをいたします。

本県には、歴史に名を残す多くの先覚者がいらっしゃいます。明治の外交官・小村寿太郎、江戸時代に儒学を大成した安井息軒、旅と自然を愛した歌人・若山牧水、孤児救済に尽力した石井十次、そして、安土桃山時代にヨーロッパへ派遣された天正遣欧少年使節団の一員であり、私の地元、西都市出身の伊東マンショであります。このような日本の歴史に大きな功績を残した郷土の偉人について学ぶことは、子供たちはもとより、我々大人にとっても、ふるさと

に誇りを持ち、郷土愛を高めるよい機会だと考えておきまして、この事業に期待を寄せているところでもあります。この問題は、ことしの2月の議会におきまして、井上紀代子議員も質問していただきましたし、今までも何人かの議員の皆さん方からも質問をしていただいております。そこで、この事業で予定をされている郷土先覚者に関する講演会について、時期や内容などの具体的な開催計画を、総合政策部長にお伺いいたします。

○総合政策部長（茂 雄二君） 郷土先覚者について学び、理解を深めることは、地域への誇りや郷土愛を高める上で大変有意義でありますことから、中学生・高校生や一般の方を対象とした講演会を、ゆかりの深い県内各地において開催するものであります。今年度は、11月ごろに、西都市におきまして伊東マンショについて、また日南市におきまして小村寿太郎侯についての講演会開催を予定しております。なお、詳細な日程や内容につきましては、今後、両市並びに顕彰団体等とも協議してまいりたいと考えております。

○押川修一郎議員 ありがとうございます。一応、27年度からこの事業に取り組んでいただいて、今後、本県の郷土先覚者の勉強会といたしますか、講演会等々を開催していただけるということで理解をしたいと思います。

最後になりますが、昨年3月にイタリアで伊東マンショの肖像画が発見され、話題になりました。天正遣欧少年使節団としてベネチアを訪問した際に描かれたものだという事です。関係者の御尽力により、来年、宮崎に里帰りするという事で、大変楽しみにしております。この伊東マンショ肖像画展の開催計画と進捗状況について、総合政策部長にお伺いいたします。

○総合政策部長（茂 雄二君） 昨年3月にイタリア・ミラノで発見されました伊東マンショの肖像画につきましては、郷土の先人の偉業を現在に伝える大変貴重なものでありますことから、所有者並びにイタリア大使館の御協力を得て、絵をお借りし、平成28年度に展覧会を開催する予定であります。このため、ことし9月に、展覧会の開催に向けて、知事が所有者を表敬することとしており、本県での開催に向けて、関係機関と調整しながら準備を進めてまいります。

○押川修一郎議員 ありがとうございます。この伊東マンショの肖像画でありますけれども、里帰り展は確実なものだろうと我々も認識をし、地元はもちろん喜んでおりますし、県を挙げて——恐らくそういうところだろうと思っております。要望になりますけれども、まだ予算がついていないということでもありますから、開催時期は、恐らく来年、28年度の夏から秋にかけてかなと思いますが、できることなら西都のほうにも、何日でもいいから返していただければありがたいなと思っておるところであります。

最後は要望にさせていただきますして、準備をした質問を全て終わらせていただきます。ありがとうございます。（拍手）

○星原 透議長 以上で本日の質問は終わりました。

あすの本会議は、午前10時開会、本日に引き続き一般質問であります。

本日はこれで散会いたします。

午後2時51分散会



6月19日（金）

# 平成 27 年 6 月 19 日 ( 金 曜 日 )

午前 10 時 0 分開議

## 出席議員 (39 名)

1 番	有 岡 浩 一	(愛みやざき)
2 番	重 松 幸次郎	(公明党宮崎県議団)
3 番	来 住 一 人	(日本共産党宮崎県議会議員団)
4 番	渡 辺 創	(県民連合宮崎)
5 番	岩 切 達 哉	( 同 )
6 番	右 松 隆 央	(宮崎県議会自由民主党)
7 番	二 見 康 之	( 同 )
8 番	清 山 知 憲	( 同 )
9 番	島 田 俊 光	( 同 )
10 番	日 高 博 之	( 同 )
11 番	野 崎 幸 士	( 同 )
12 番	日 高 陽 一	( 同 )
13 番	星 原 透	( 同 )
14 番	西 村 賢	(無所属の会)
15 番	凶 師 博 規	(愛みやざき)
16 番	河 野 哲 也	(公明党宮崎県議団)
17 番	前屋敷 恵 美	(日本共産党宮崎県議会議員団)
18 番	田 口 雄 二	(県民連合宮崎)
19 番	高 橋 透	( 同 )
20 番	中 野 一 則	(宮崎県議会自由民主党)
21 番	横 田 照 夫	( 同 )
22 番	押 川 修 一 郎	( 同 )
23 番	宮 原 義 久	( 同 )
24 番	黒 木 正 一	( 同 )
25 番	松 村 悟 郎	( 同 )
26 番	後 藤 哲 朗	( 同 )
27 番	徳 重 忠 夫	(無所属クラブ)
28 番	新 見 昌 安	(公明党宮崎県議団)
29 番	太 田 清 海	(県民連合宮崎)
30 番	満 行 潤 一	( 同 )
31 番	井 上 紀 代 子	( 同 )
32 番	緒 嶋 雅 晃	(宮崎県議会自由民主党)
33 番	山 下 博 三	( 同 )
34 番	丸 山 裕 次 郎	( 同 )
35 番	外 山 衛	( 同 )
36 番	坂 口 博 美	( 同 )
37 番	蓬 原 正 三	( 同 )
38 番	井 本 英 雄	( 同 )
39 番	中 野 廣 明	( 同 )

## 地方自治法第 121 条による出席者

知 事	河 野 俊 嗣
副 知 事	稲 用 博 美
副 知 事	内 田 欽 也
総 合 政 策 部 長	茂 雄 二
総 務 部 長	成 合 修
危 機 管 理 統 括 監	金 丸 政 保
福 祉 保 健 部 長	桑 山 秀 彦
環 境 森 林 部 長	大 坪 篤 史
商 工 観 光 労 働 部 長	永 山 英 也
農 政 水 産 部 長	郡 司 行 敏
県 土 整 備 部 長	凶 師 雄 一
会 計 管 理 者	舟 田 美 揮 子
企 業 局 長	四 本 孝 一
病 院 局 長	渡 邊 亮 一
財 政 課 長	阪 本 典 弘
教 育 委 員 長	島 原 俊 英
教 育 長	飛 田 洋
警 察 本 部 長	坂 口 拓 也
代 表 監 査 委 員	高 橋 博 昭
人 事 委 員 会 事 務 局 長	亀 田 博 昭

## 事務局職員出席者

事 務 局 長	日 隈 俊 郎
事 務 局 次 長	奥 野 信 利
議 事 課 長	亀 澤 保 彦
議 事 課 長 補 佐	伊 豆 雅 広
議 事 担 当 主 幹	松 吉 浩
議 事 課 主 査	松 本 英 治
議 事 課 主 任 主 事	森 本 征 明

◎ 一般質問

○星原 透議長 これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、昨日に引き続き一般質問であります。

ただいまから一般質問に入ります。まず、松村悟郎議員。

○松村悟郎議員〔登壇〕(拍手) おはようございます。自由民主党の松村悟郎でございます。

地元から傍聴に来ていただいております。母親も初めての傍聴に来ております。冥途の土産になるんじゃないかと思っておりますが……。

きょうは質問項目が多岐にわたっておりますので、早速、通告に従い質問のほうに入らせていただきたいと思います。

まず、景観行政についてであります。

我が国は、日本の成長戦略の一つとして、クールジャパン、美しい日本をテーマに、神社仏閣など歴史や食文化を絡めた美しい日本の原風景を世界に発信し、年間2,000万人以上の海外からの観光客を呼び込もうとしています。美しい風土は、そこに住む人々の心を豊かにし、優しさや思いやりを育みます。日本人のおもてなしの心と美しい日本の原風景に、海外からのお客様は心を癒やされ、満足してお帰りになり、そしてまた、いつの日かリピーターとして来日されるかもしれません。

さて、本県の景観行政は、宮崎県観光の父・岩切章太郎氏により始められた「花のまちづくり」が原点であります。それは今も息づいています。岩切さんは、南国宮崎の美しい海岸にフェニックスの苗を植え、フェニックス並木の日南ロードパークを皮切りに、次々と宮崎の美

しい景観づくりに取り組まれ、宮崎県を「新婚旅行のメッカ」と言われるまでに育て上げられました。沿道には、季節に合わせてハマユウ、アメリカンデイゴ、ブーゲンビリア、菜の花、コスモス、次々と植栽され、県も市町村も「花のまち宮崎」を県内各地に広げてまいりました。観光でも、まちづくりでも、官と民の垣根なく景観づくりがなされたようです。その間、全国に先駆けて「宮崎県沿道修景美化条例」を制定し、沿道の美しさを守り、花のまちづくりをつくり上げてきました。この間培われた、花を育て、花をめぐる心は、宮崎県民の不滅の財産であると、元宮崎産業経営大学の渡辺教授が書かれています。私は、宮崎県民の財産である美しい宮崎の景観をさらに磨き上げることが、何よりも大事だと思います。

知事は、県土美化条例の制定をマニフェストに挙げておられます。そこで、美しい宮崎づくり、宮崎の美しい景観について、知事の所見をお伺いいたします。

以下の質問は質問者席で行います。(拍手)  
〔降壇〕

○知事(河野俊嗣君)〔登壇〕 おはようございます。お答えします。

本県は、豊かですぐれた自然景観に恵まれ、日向神話ゆかりの地や、歴史的・文化的資産などを有しております。全国に先駆けて昭和44年に「宮崎県沿道修景美化条例」を制定し、その後、平成16年の景観法の制定を受けて、「宮崎県景観形成基本方針」を策定するなど、美しい景観づくりに、県民の皆様との協働のもとに取り組んできたところであります。実際、県外から来られた多くの方々が、空港から市街地に向けた道路に立ち並ぶワシントンニアパームやフェニックスに目を奪われ、また四季折々に咲く花

に心を奪われる。こうした南国宮崎の美しい景観に大変強い印象を受け、感動しておられるところでもあります。このような美しい県土を守り育てていく風土は、先人たちが築き上げた貴重な財産であります。本県は、東九州自動車道の整備の進展や東アジアとの交流の拡大など、まさに「みやざき新時代」を迎えております。こうした宮崎らしい魅力あふれる景観づくりは、宮崎の観光再生にも寄与するものと考えております。今後は、これまでの取り組みを継承し発展させていくため、新たな県土美化条例の制定に向けた検討を進めるなど、美しい宮崎づくりを推進してまいりたいと考えております。以上であります。〔降壇〕

○松村悟郎議員 ありがとうございます。

景観行政について、続けていきたいと思えます。美しい宮崎づくりには市町村との連携が大切だと思います。県内全ての市町村が景観行政団体に移行しており、それぞれの地域で景観づくりを進めようとしています。市町村とどのような内容で連携をしていくのか、県土整備部長にお伺いします。

○県土整備部長（図師雄一君） 地域の景観づくりは、住民に最も身近な市町村が主体的な役割を担うことが望ましいことから、市町村の景観行政団体への移行に努めてまいりました。その結果、本年3月までに県内全ての市町村が移行し、現在、10市町村が良好な景観の形成を図るための景観計画を策定しております。県といたしましては、全ての市町村で景観計画が策定されるよう、引き続き、策定費用の支援や助言を行ってまいりたいと考えております。

また、県が道路や河川などの公共施設を整備する際には、地域の景観に配慮した整備に努めておりまして、例えば、高鍋町の蚊口高月線で

実施しました街路事業におきましては、町や地域のまちづくり協議会などと協議を重ね、城下町に調和した街路樹の選定や歩道のデザインを行ったところであり、町の景観計画に即したものとなっております。今後とも、美しい宮崎づくりに向けて、市町村との連携を深めてまいりたいと思います。

○松村悟郎議員 5月30日、皇太子殿下をお迎えして、宮崎県総合文化公園で第26回「みどりの愛護」のつどいが開催されました。空港からの沿道もきれいに整備され、会場の植栽もしっかり管理されておりました。都市緑化の大切さを再認識すると同時に、宮崎の美しい景観を発信できたことは、本県での開催の意義があったと思います。全国からお見えの皆様にも、美しい宮崎を発信できたのではないかと考えております。

ただ、残念だったのは——翌週の県民総合スポーツ祭で、私も運動公園のほうに出かけさせていただきました。美しい宮崎の景観を代表する地域でございます。空港から青島、日南海岸へと続く沿道は、残念ながら雑草などが生え、沿道美化とはほど遠いものとなっております。そこで、沿道美化を進めるために、地域住民が参加する草刈りや清掃、植栽活動などを支援する「クリーンロードみやざき推進事業」をもっと周知、PRすべきだと思います。県土整備部長にお考えをお願いします。

○県土整備部長（図師雄一君） 「クリーンロードみやざき推進事業」につきましましては、これまで、ホームページによるPRのほか、自治会や企業、ボランティア団体への周知などに取り組んできたところであります。これにより参加団体は年々増加し、昨年度は144団体となり、延べ7,000名を超える方々に御参加をいただいて

おります。また、今年度から、より多くの御参加がいただけるよう、草刈り活動については、支援の対象となる草刈り延長を「500メートル以上」から「200メートル以上」に緩和するなど、見直しを行ったところであります。これらの改善点も含め、本事業について今まで以上に周知やPRの充実を図ることにより、住民参加型の沿道美化をなお一層推進してまいりたいと考えております。

**○松村悟郎議員** 住民参加型の道づくり、ぜひ推進していただきたいと思います。県の管理の道路、全長2,900キロメートルと聞いております。今、このクリーンロードみやざき推進事業、258キロメートルとお聞きしております。さらなる推進をお願いしたいと思います。岩切章太郎さんが築いた花のまち宮崎、原点に戻り、丁寧に美しい宮崎づくりを推進していただきたいと思います。

次に、儲かる小さな農業についてであります。

農業は、本県の大事な基幹産業であります。県では、さらなる成長産業化を進める上で、農地の集積化、産地や地域を担う経営体の法人化など、経営力の強化と6次産業化で農業の付加価値を高め、力強い農業を目指しております。本県の農業産出額や農家所得が飛躍的に向上することを期待しております。一方で、中山間地域等の小規模な家族経営も、その地域を支える大事な産業であります。本県では多様な経営体が見られておりますが、このような小規模な農業展開の現状認識について、農政水産部長にお伺いいたします。

**○農政水産部長（郡司行敏君）** 中山間地域等の条件不利地域では、標高差や夏季冷涼な気候条件などを生かし、規模は小さくても、地域の

特色を生かした農業生産が展開されておりました。御指摘のとおり、集落機能や多面的機能の維持・向上の観点からも重要な役割を發揮していると認識しております。担い手の減少や高齢化が進む中で、規模拡大は重要な課題ではありますが、県といたしましては、沿海平たん地域、高台畑地域、中山間地域と県内それぞれの地域で、その特徴に応じた多様な農業が展開されることが必要であり、今後とも、それら地域に根差した農業を地域で支える、意欲ある担い手が活躍できる環境を整備していくことが重要であると考えております。

**○松村悟郎議員** 中山間地域は、地形上非常に集約も難しく、農地も狭いわけでございます。小さな耕地で経営を強いられる地域で、その地域の特色を生かしながら、知恵を絞ってしっかりと経営されている農家もいらっしゃると思います。高所得を得ている事例について、農政水産部長にお伺いしたいと思います。

**○農政水産部長（郡司行敏君）** 本県の中山間地域におきましては、夏季冷涼な気候を生かした野菜や花などの複合経営により、小規模でも着実に所得を上げている経営体が見受けられるところであります。具体的には、西臼杵地域における冬場の色鮮やかなラナンキュラスと夏場の野菜を組み合わせた経営であるとか、高冷地トマトと完熟キンカンを組み合わせた経営。さらには、西米良村における高品質なカラーピーマンとホオズキ等を組み合わせた経営など、各地域において1,500万円を超える販売額の生産者も今、育ちつつあるところであります。

**○松村悟郎議員** 今お答えいただいたような成功事例といいますか、幾つかのモデルケースをしっかりと育てていただいて、その内容を情報として広く発信していくこと、これも大事だと思

います。今、UIJターンなど、この宮崎で農業をやりたいという方の目標になると考えております。人口減少など地域が抱える課題、その受け皿にもなると思いますので、よろしく願いしたいと思います。

都農町にはカボチャ部会という小さな施設園芸のグループがあります。カボチャの空中栽培を手がけております。市場にカボチャが出回らない季節のすき間を狙って生産しております。1個800円前後の高値で市場に出荷しているということでございます。少ない耕地面積でも十分所得が得られています。また、「継続して経営していくためには、ある程度の数の農家に参加してもらい、苗の生産から市場開拓まで一貫して取り組み、ブランド化を図りたい」と話をされておりました。そこで、中山間地域等での種苗施設や簡易なハウス整備への支援について、農政水産部長にお伺いします。

**○農政水産部長（郡司行敏君）** 中山間地域の限られた耕地で安定した所得を確保するためには、小規模でも高収益が期待できる施設園芸の展開とその条件整備は、大変重要な課題であると考えております。このため県では、いわゆる地方創生交付金を活用した、「輝く中山間園芸産地構築事業」等の各種事業や制度資金などにより、野菜や花卉等のハウスや育苗施設の整備を支援しているところであります。今後とも、中山間地域の特色を生かした儲かる農業の実現に向けて、生産者や関係団体と一体となって取り組んでまいりたいと考えております。

**○松村悟郎議員** 資金力に乏しい小さな農家の皆さんでございます。小さくても儲かる農業を目指してしっかり取り組んでいращやいます。一押し、背中を押していただきたいと思ひます。御支援をよろしくお願ひ申し上げます。

次に、お茶の生産農家対策についてであります。

昨年11月には、全国お茶まつりが宮崎で開催されました。新富町の新緑園が農林水産大臣賞を受賞するなど、本県のお茶の品質は非常に高い評価を得ておりました。ことしの新茶の初入れ会、私も楽しみにしておりましたが、荒茶の品質も良好であったにもかかわらず、価格的には大変厳しい内容になりました。このようなお茶の生産現場の現状についてどのように認識されているのか、農政水産部長にお伺いいたします。

**○農政水産部長（郡司行敏君）** 本県のお茶の生産量の95%は、緑茶の原料となります荒茶として出荷され、主に急須で入れるお茶の原料に使われております。しかしながら、近年では全国的に急須離れが深刻化しておりまして、緑茶の世帯当たりの消費量は、10年前が1,077グラムであったのに対しまして、直近の平成26年では889グラムと2割程度減少しているのが現状でございます。このような消費動向の中で、高品質のお茶はこれまで同様、高値で取引をされておりますが、茶全体としては価格が低迷しております。いわゆる二極化が進んでいる状況でございます。また、ことしの本県産一番茶の出荷額は、過去5年間の平均と比較しますと約2割程度減少しておりまして、茶業経営は大変厳しい状況にあると認識をしているところであります。

**○松村悟郎議員** 大変厳しい状況の中ではございますけれども、6月10日付の日経新聞によりますと、健康志向の高まりを受け、コーヒーや炭酸飲料の市場が縮小する中で、お茶の需要はふえています。日本茶ペットボトルの市場が拡大していること、また、水出し茶などのティー

バッグの需要が見込まれること、さらには海外での抹茶ブームなど、日本茶の海外輸出も期待できることなどが報じられております。本県のお茶についても、静岡などへの原料出荷が主になっておりますが、原料出荷産地にとどまらず、県内において荒茶生産から加工・商品販売に至るまでの、お茶の6次化への取り組みが必要と思います。そこで、県の見解について農政水産部長にお伺いいたします。

**○農政水産部長（郡司行敏君）** 近年のお茶の消費動向を見てみますと、御指摘がございましたように、手軽に飲めるティーバッグやスイーツに使用される抹茶の需要が非常に伸びていることから、産地がこうした消費者ニーズにしっかり対応して、付加価値の高い生産に挑戦していくことも大変重要であると考えております。このため県におきましては、ティーバッグの紅茶や粉末茶の商品化、さらには、需要の高い抹茶の本格的な製造に向けた専用ラインの導入に対しまして支援を行っているところであります。今後とも、6次産業化に係る補助事業等を活用いたしまして、多様なニーズに対応した付加価値の高いお茶の商品づくりを推進してまいりたいと考えております。

**○松村悟郎議員** よろしくお伺いいたします。先般、地元のお茶農家からお話をお伺いいたしました。冬場の千切り大根で、何とか所得の足しにできたというお話でございました。さらに、茶園の一部を抜根して、露地作物などとの複合経営の可能性も模索したいというお話でございました。そこで、茶の価格低迷が続く中、お茶農家の所得向上のための他作物との複合化に向けた支援について、農政水産部長にお伺いいたします。

**○農政水産部長（郡司行敏君）** お茶農家の所

得を向上させていくためには、まずは茶園の規模や品種構成を需要に合ったものに見直し、茶の高品質化を図るとともに、先ほども申し上げましたが、茶の特性を生かした新たな商品開発に取り組むことが重要であると考えております。加えまして、御指摘のように、経営の合理化の観点から露地野菜などの新たな品目を導入し、経営の複合化を図ることも所得向上の方策の一つであるというふうに考えております。このため県といたしましては、茶の抜根やその後の整地を対象といたします基盤整備促進事業等の活用や、新品目導入に当たっての技術支援、さらには経営指導を行うなど、お茶農家の所得向上に向けた新たな取り組みを支援してまいりたいと考えております。

**○松村悟郎議員** お茶農家も土地利用型の大きな農家でございます。経営基盤自体はしっかりしておりますので、いろんな形態を考えて支援をしていただきたいと思います。

次に、防疫対策についてであります。

口蹄疫の発生から5年。その間、鳥インフルエンザ、PEDの発生など、畜産業ばかりか地域全体に大きな被害をもたらしました。畜産農家の意識も大変高まり、飼養衛生管理基準を遵守し、徹底した消毒、防疫対策に取り組んできたと思いますが、決してそのリスクがなくなったわけではありません。日本一の防疫体制を目指す宮崎県としては、家畜伝染病を発生させない強い防疫体制を構築するため、機材等の整備や防疫演習など、農場防疫の強化対策に取り組むとしておりますが、農場防疫における新技術の導入などの新たな取り組みについて、農政水産部長にお伺いいたします。

**○農政水産部長（郡司行敏君）** 平成22年の口蹄疫発生以降、県では、防疫の基本である「農

場防疫」の徹底を初め、「水際防疫」や「地域防疫」、そして万が一の発生に備えた「迅速な防疫措置」を4つの柱に、防疫の強化に取り組んでいるところであります。このうち農場防疫につきましては、農場出入り口での消毒など、飼養衛生管理基準の徹底を指導しているところであり、農場によっては、新たにゲート式車両消毒施設の設置や、畜舎内を定期的に消毒する噴霧装置を導入するなど、防疫レベルのさらなる向上に取り組む事例も見受けられるところであります。

現在、韓国を初め近隣諸国においては、口蹄疫や高病原性鳥インフルエンザが猛威を振るっております。そういう中で、引き続き、防疫の強化には一層力を入れて取り組んでまいりたいと考えておるところであります。

○松村悟郎議員 口蹄疫もそうですけれども、連日報道されておりますが、お隣の韓国ではMERSコロナウイルスの感染拡大に歯どめがかからず、死者・患者数も増加しており、大変な事態となっております。初動防疫体制に大きな問題があったと報じられており、日本も水際対策の一段の強化が求められています。そこで、本県のMERSなどの感染症に対する空港、港湾などでの水際対策、特に大型クルーズ船が入港した際の対策について、福祉保健部長にお伺いいたします。

○福祉保健部長（桑山秀彦君） MERSなどの感染症発生地域からの入国者あるいは帰国者につきましては、検疫所において入国時に発熱等の症状を確認いたしますとともに、発熱がなくても感染が疑われる方に対しては、感染症の潜伏期間に当たる日数の間、1日2回の体温測定を義務づけるなど、健康監視が行われております。また、入国時に発熱等の症状のある方

や、健康監視期間中に発熱等の報告された方の情報につきましては、速やかに検疫所から県に提供されるようになっております。お尋ねのありました、クルーズ船が国内に入港する場合には、まず検疫機能のある港に入港することになっておりまして、そこで、ただいま申し上げたような対応が行われることになっております。

○松村悟郎議員 大型クルーズ船の場合には医師が同乗しているというお話も伺っているところでございますけれども、十分配慮していただきたいと思えます。

防疫体制につきましては、今いろんな技術があるのではないかと思います。ちょっと紹介させていただきたいんですけど、ペピリオン噴霧装置、超微粒子のミストの発生機であります。目に見えない霧を噴霧でき、短時間ですき間なくウイルスを包み込む可能性があるかと伺っております。実は、宮崎県の企業が開発し、特許も取っております。家畜防疫にとどまらず、空港や医療・福祉施設の現場での活用も期待できるんじゃないかと思います。県のほうでも検討されてはいかがかと思えます。情報としてお伝えしておきます。

次に、高等学校の整備についてであります。

宮崎県立高等学校教育整備計画の中期実施計画が公表され、児湯地域におきましても、第1回の地区別部会が開催されております。5年後、10年後を視野に入れ、よりよい県立高等学校教育と活力ある高等学校の再編はどうあるべきか、今後の児湯地域の県立高校のあり方についての協議の場であります。資料を見せていただきました。今後の生徒数の減少から、大変厳しい現状にあると感じております。中期実施計画の推進に当たり、前期計画との違いについて



て、教育長にお伺いいたします。

**○教育長（飛田 洋君）** 整備計画の前期計画、中期計画、そのどちらも生徒にとってよりよき教育環境の提供を目指すこととしており、その狙いについては何ら変わるものではないとごさいません。しかし、例えば前期計画においては、「統廃合の予定はありません」としておりましたところを、中期計画においては、「子どもたちにとってより良い教育環境を提供するという視点に立ち、「今後の生徒数の推移を注視しながら、統廃合等を行う可能性がある」、生徒数の減少等に応じて、そう変更させていただいたところでもあります。

**○松村悟郎議員** 中期実施計画の概要の中を見ても、「連携型中高一貫教育校の開校の可能性の検討」ということも書いてございました。一方、児湯地域では、高鍋農業高校と県立農業大学校との高大連携の取り組みが始まっております。高等学校教育の新たな魅力づくりになると思います。そこで、県立農業大学校との一貫教育など、知事部局と連携はとれないのか。今回の検討に当たっては、高大連携の視点が重要であると考えますが、教育長にお伺いいたします。

**○教育長（飛田 洋君）** 今回の児湯地区の協議会におきましては、今後、当地区の児童生徒数減少の中、魅力と活力ある教育環境を提供するために、高鍋高校、高鍋農業高校、都農高校の3校の県立高校のあり方について検討することとしておきまして、関係する産業界代表や保護者代表等のさまざまな立場の方にお集まりいただいております。この協議会におきましても、高鍋農業高校についての御意見をいただきますが、産業教育審議会の答申でも、農業高校と農業大学校とが連携し、担い手育成の取組

みを積極的に推進するよう提言をいただいておりますし、県としても、そのことは大変重要なことだと考えておりますので、農業高校の活性化という視点で、別途、農業大学校等から御意見を伺いたいと考えております。

**○松村悟郎議員** ぜひ、農業大学校しっかり取り組んでいただいて、協議を進めていただきたいと思っております。昨年の11月議会で、私は高大連携についても質問しておりますが、教育長から、「高鍋農業高校と県立農業大学校で、5年間を見通したカリキュラムや進路指導のあり方などの検討を進めている」とお答えをいただきました。

この4月には、政府の地方創生の総合戦略で、地域産業を担う人材育成を促進することとしたことを踏まえて、文部科学省と農林水産省は、「農林水産を学ぶ高校生の就農・就業に向けた人材育成の方策の方向」を取りまとめ、それぞれ教育長と知事宛てに通知をしております。この通知には、農業高校生に就農意欲を高めてもらうために、教育委員会と農政水産部などの連携を強め、進学先となる農業大学校との連携強化などを目指すとあります。職業系高校では、スペシャリストとしての基礎を培うとともに、望ましい職業観・勤労観を育む教育を行い、時代に即応した専門分野の学習がより深まる整備を図るとされております。このため農業高校は、産業教育の役割を担い、農業従事者を育成する責務を負うものと考えております。

しかしながら、本県の農業高校卒業者の就農率は1割を切っております。農業高校での教育と農業従事者の育成との直接的なつながりが見えづらくなっているのではないのでしょうか。そこで、農業高校における農業従事者育成の現状

と、本県農業を担う人材育成の取り組みについて、教育長にお伺いいたします。

**○教育長（飛田 洋君）** 宮崎の基幹産業である農業の従事者を育成することは、農業教育の大切な使命であると考えております。その使命を果たすためには、農業の魅力やその大きな可能性を伝えることが重要であり、教職員が日ごろの授業の中で熱くそういう思いを語るとともに、地域と連携した商品開発の研究や、先進農家による講義や演習を行いながら、将来の就農につながる取り組みを進めているところであります。農業高校卒業者は、直接、あるいはちょっと研修をして就農する方もいらっしゃいますし、10年、20年を経て就農される方もおられます。その両方とも貴重な「人財」であると考えております。どちらの形態も視野に入れながら、農業の魅力が直接伝わる長期就業体験や、6次産業化にも対応した経営感覚を身につけるための学習などを進め、高い志を持った、本県農業の将来を担う人材育成に努めてまいりたいと考えております。

**○松村悟郎議員** これからの生徒数減少の流れに対応することはもちろんですが、地域を支える心豊かな就農者の育成を図るため、営農の基礎について実践的な教育を行うとともに、地域農業を支えていく志や態度を育む教育を行うこと、そして県民から理解され、必要とされる学校づくりが重要となってくると考えます。このため、ほかの教育機関や行政、地域の団体と連携し、生徒が経営的な視点を持ち、自立した営農を目指すことができる教育の実践や、新たな行政施策、農業情勢を見きわめて、できる教育、農業高校を理解してもらうための効果的なPR活動、このような取り組みが必要だと思います。

この中で、他の団体との連携については、農政水産部だったり農業大学校だったり、県内の法人、この強化・連携が期待されるわけであり、そのためには、高校側からの提案と仕組みづくりが大事だと思います。例えば、就農体験の受け入れ先である農家や農業法人から学校現場に意見をフィードバックしていただく、時代に合ったカリキュラムをつくっていただく、そして経営管理能力を獲得するために農業大学校で実践していただく。さらには、農業大学校に在籍しながら、農業法人などでの長期的な実践研修を行っていただく。いろいろなカリキュラムを教育委員会と農政水産部が協力して、魅力ある農業と、担い手を育てる総合的な施策を工夫し、より一層の取り組みをしていく必要があると考えております。そこで、繰り返しになりますが、昨年11月の本会議でお答えいただいた、高大連携における効果的なカリキュラムの作成や進路指導のあり方などについての具体化の方向性とその時期について、教育長にお伺いいたします。

**○教育長（飛田 洋君）** 現在、高鍋農業高校と県立農業大学校において、具体的な高大連携の内容について検討を重ねてきているところであります。その中で、カリキュラムについては、農業高校の3年次に行っている課題研究について、引き続き、農業大学校においても同じテーマで研究に取り組みさせることで、高度な専門性を身につける学習ができないかなど、検討いたしているところであります。また、進路指導のあり方につきましては、例えば、高校で実施する職業講話の内容と農業大学校の職業講話と関連性を持たせ、系統性を重視するとともに、逆に重複感のない指導をすることができないかなど、5年間を見通した進路指導を検討中

であります。これらの検討中の取り組みについては、今年度中に何らかの一定の方向性がお示しできればと考えているところであります。

**○松村悟郎議員** 高校と大学が連携したカリキュラムを今年度中につくっていただくということでございますけれども、高校に入る子供たちも、マイスターになるための夢づくりができるものと思います。大いに期待をしているところでございます。

今回の高等学校教育整備計画の中の協議事項には入っていないんですけれども、参考のためにお聞きします。市町村では現在、保育所などの公設民営化が進んでおります。全国的に見た高等学校の公設民営化の状況について、教育長にお伺いいたします。

**○教育長（飛田 洋君）** 公設民営学校は、地方公共団体が学校用地や校舎等を民間に提供し、民間により学校運営がなされるもので、全国では数校の事例があると伺っております。具体的な学校の事例としては、インターナショナルスクールなどグローバル人材の育成を目指す学校や、不登校生徒へのきめ細やかな対応等を目的とする学校などがございます。

**○松村悟郎議員** 教育環境、いろんな選択肢が考えられると思いますけれども、参考のためにお聞きしたところでございます。学校再編も含めた整備計画、児湯地域におきましては農業大学校というすばらしい財産がございますので、地域の都農高校、高鍋高校、高鍋農業高校、いろんな皆さんとの議論を慎重に行っていただきたいということと、保護者や地域のニーズにも十分適切に配慮していただきたい、このように願っているところでございます。よろしく願い申し上げます。

次に、再生林対策についてお伺いいたしま

す。

本県林業は、円安などによりまして国産材供給量が回復傾向にあることから、量、価格ともに以前より随分回復し、本県の素材生産量も170万立米前後で推移しております。私もこれまで、バイオマス資源の利用や大径集成材の活用、そしてCLTを使った木造建築への可能性など、森林・木材産業の将来性について質問してきました。

今回の中国木材などの大型工場の操業やバイオマス発電施設の稼働、さらには木材の輸出の伸びなどを考慮すると、今後の本県の木材需要は相当高まることが予想されます。知事は、成長産業プログラムの一つとして、県産材の海外販路拡大や木質バイオマス資源の地域循環、林業の成長産業化を推進するとされております。そこで知事に、林業の成長産業化に向けた取り組みについて、所感をお伺いしたいと思えます。

**○知事（河野俊嗣君）** 本県は、豊富な森林資源に恵まれているわけでありまして、杉の素材生産量が24年連続で日本一であるということ、さらには、製材品の出荷量も全国3位であるということでありまして、我が国有数の林業県として確固たる地位を築いているところであります。先ほど、「みどりの愛護」のつどいのお話があったのですが、今回来県されました皇太子殿下におかれましては、こうした本県の杉、またその利活用技術を活用した綾中学校を視察いただいたわけでありまして、前回、13年前に来県された際に木材利用技術センターを訪問されたことも大変よく覚えておいででありまして、本県は森林・林業県であると、大変印象深く覚えていただいたのではないかなと思っております。

一方で、長期的な木材価格の低迷でありますとか、担い手の高齢化、森林の適切な更新と、それに必要な苗木が不足をしているということなど、さまざまな課題も抱えているところであります。

御指摘がありましたように、先日、第1期の完成披露式が行われました中国木材の日向工場や、木質バイオマス発電施設の稼働、海外への木材輸出の増加など、本県の林業が新たな飛躍のチャンス、新たな時代を迎えているというふうに考えておるところであります。これらを絶好のチャンスと捉えまして、森林資源を最大限有効活用することはもちろんであります。本県の豊かな森林を次世代にしっかりと引き継いでいけるよう、「伐って、使って、すぐ植える」という森林資源の循環利用や、本県の今後の林業を支える人材育成などに積極的に取り組んでまいりまして、日本林業のトップランナーとして、本県林業の成長産業化を図ってまいりたい、そのように考えております。

**○松村悟郎議員** ありがとうございます。一時期、杉の価格が7,000円を割って、国有林の出荷調整をお願いした時期もありました。この数年で、状況は本当に大きく変わってきております。森林・林業業界も、ようやく日が差してきたと思います。知事の答弁のように、本県を代表する成長産業になると思います。

また、本県は24年間連続して、杉素材生産日本一の座を維持しております。木材産業のさらなる発展のためには、素材生産量を拡大する必要もあり、伐採も大きく進んでくるのではないのでしょうか。そこで、長期的な成長産業化の中で、原材料となる森林資源の計画的な再生、すなわち再造林が必要不可欠であります。どのように取り組まれるのか、環境森林部長にお伺い

いたします。

**○環境森林部長(大坪篤史君)** 資源循環型の林業を実現するには、伐採跡地の確実な再造林を推進していくことが大変重要であります。このため、再造林対策としまして、国の森林整備事業による支援、さらに水源涵養機能等の高い森林につきましては、森林環境税を活用した上乘せ補助を実施しまして、森林所有者の負担の軽減を図っているところでございます。また、苗木生産施設の整備支援等によりまして、再造林に必要な苗木の安定供給を図りますとともに、通年植栽が可能なコンテナ苗を活用しまして、「伐ったら、すぐ植える」一貫作業システムの構築による省力化を推進することとしております。これらの取り組みを総合的に推進することによりまして、再造林をしっかりと進めてまいりたいと考えております。

**○松村悟郎議員** 今、持続的な森林経営を進めていくために、これまで減少してきた苗木生産量あるいは人員確保に取り組むというお話でございました。苗木安定供給推進事業により、平成32年度には現在の約1.5倍まで苗木を増産するとされておりますけれども、具体的にどのように進めていくのか、環境森林部長にお伺いします。

**○環境森林部長(大坪篤史君)** 本県では、杉を中心とします人工林が収穫期を迎えておりまして、再造林を円滑に進めるためには、5年後の平成32年度には、現在より200万本多い約620万本の苗木が必要になると予測しております。このため、お尋ねの苗木安定供給推進事業では、苗木のもとになる穂木を採取する県の採穂園の再整備、さらには民間の苗木生産施設整備に対する支援を行うこととしております。さらに、穂木の採取や優良苗木を生産するための技

術研修等を実施することによりまして、必要となる苗木の増産を図ることとしております。

○松村悟郎議員 苗木生産を続けますけれども、高鍋町には県の採穂園があります。この採穂園も母樹が大変古くなり、植えかえに早急に取り組む必要があると伺っております。母樹育成には10年程度必要であるとも伺っております。そこで、高鍋採穂園の再整備はどのような内容のものなのか、環境森林部長にお伺いいたします。

○環境森林部長（大坪篤史君） 農業大学校に隣接します県の採穂園は、面積が約7ヘクタールありまして、平地にあるという立地条件のよさなどから、穂木の重要な採取拠点となっております。しかし、穂木のもととなります母なる木、母樹が年数を経て高くなり過ぎまして、穂木の採取が困難になってきておりますので、今後3年間の事業期間で、母樹の更新を図りたいと考えております。具体的には、現在の母樹を順次伐採、撤去し、整地した後に、優良品種や花粉の少ない杉苗を植栽して、将来の母樹を養成することといたしております。

○松村悟郎議員 次に、国民病と言われる花粉症対策として期待されております、花粉症対策杉品種の苗木出荷が始まっております。ただ、造林用苗木出荷量約400万本のうち、花粉の少ない杉の品種であります高岡署1号は、約70万本と伺っております。花粉の少ない苗木生産の取り組みについて、環境森林部長にお伺いいたします。

○環境森林部長（大坪篤史君） 花粉の少ない苗木につきましては、平成25年度に全国で約200万本が生産されておりますが、国では29年度までに1,000万本とする目標を掲げております。そのうち本県では約300万本の生産要請を受けてい

るところでございます。県としましては、森林環境税を活用して、花粉の少ない杉品種の苗木代の一部を支援するとともに、今回の苗木安定供給推進事業によりまして、県の採穂園での花粉の少ない杉品種の母樹の養成等を通じて、生産拡大に取り組んでまいりたいと考えております。

○松村悟郎議員 どうぞよろしく願いしております。

次に、公共工事関連の質問をいたします。

まず、災害復旧事業についてであります。昨年の6月、梅雨入りと同時に、宮崎県にも局地的な集中豪雨がありました。川南町平田川流域は大きな被害を受けました。農業ハウス、太陽光発電所、製材工場など大変な被害がありましたが、幸いにも人的被害はありませんでした。またことしも梅雨時期に入り、地域の住民の方も心配されております。そこで、平田川における災害復旧事業の進捗状況について、県土整備部長にお伺いいたします。

○県土整備部長（図師雄一君） 平田川につきましては、被災した16カ所全てで災害復旧に取り組んでおりまして、その事業費は約5億4,000万円となっております。このうち既に8カ所が完成をしておりまして、6月中にはさらに7カ所が完成する見込みとなっております。残りの1カ所につきましては、計画延長984メートルのうち、用地買収を行う必要がない上流側684メートルの区間につきましては、既に護岸工事を進めております。用地買収が必要な下流側300メートルの区間につきましては、用地買収が終わり次第、速やかに工事に着手することとしております。また、河道内の堆積土砂につきましては、県の単独事業により、再び越水するおそれのある箇所について約3,000立方メートルの除去を完

了したところでございます。

○松村悟郎議員 もう一息というところでございます。地域の方が大変心配されていた堆積土砂も取り除いていただいたようでございます。ありがとうございます。

それともう一つ、平田川の被害の一因として、農業用水の堰がございますけれども、この老朽化と堰の上流部からの越流、これも大きな要因ではなかったかと思えます。そこで、堰の改修に係る県の支援策について、農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（郡司行敏君） 御質問にありました堰の改修につきましては、堰の規模や受益面積等から考えますと、用排水施設等整備事業などの国庫補助事業や交付金事業等の活用が想定されます。県といたしましては、今後、地元から具体的な改修の要望がありましたら、市町村としっかり協議をしてみたいと考えております。

○松村悟郎議員 地域の方の思いも、今少しずつ上がってきているようでございますので、お話があるようでしたら、御支援のほうよろしくお願ひしたいと思います。

次に、国道10号の改良工事についてであります。

一時期工事がストップしていた一ツ瀬川にかかる日向大橋を含む新富バイパスも、着実に工事が進んでいるようです。一方、高鍋町堀之内地区における付加車線整備工事は、一部のみが完成したままとなっております。それぞれの整備状況につきまして、県土整備部長にお伺いしたいと思います。

○県土整備部長（図師雄一君） 国道10号の整備につきましては、国の直轄事業として進められているところでございますが、まず、新富バ

イパスにつきましては、全体延長約4.8キロメートルのうち、現在、約2.3キロメートルが供用されております。本年度は、昨年度に引き続き日向大橋の上部工工事などを進めることとしており、平成29年度には日向大橋を含む約1.8キロメートルを供用する予定と伺っております。県といたしましては、今後とも着実に整備が進みますよう、国に働きかけてまいりたいと考えております。

次に、高鍋町堀之内地区の下り方向の付加車線につきましては、平成19年度に事業化されたところではありますが、その後、平成22年に東九州自動車道が高鍋インターチェンジまで供用され、この時点で延岡までつながるめどがついてきたことから、事業の必要性を再検証するため、平成23年度に休止したと伺っております。

○松村悟郎議員 新富バイパスの完成で、本当に交通渋滞も少なくなってくると思いますし、地域間交通アクセスの利便性は飛躍的によくなると思います。もうすぐということでございます。

また、休止している高鍋町堀之内地区の工事につきましては、地域からの強い要望もあるようでございます。海岸線に近い、避難のためには本当に有効な道路でもあります。さらには、交通渋滞もあるようでございます。地元自治体からの要望等も、これからあるようでございますので、自治体と一体となって国への要望、よろしくお願ひしたいと思います。

次に、橋梁のかけかえについてであります。

高鍋町が管理をしております高鍋町小丸川にかかる潜水橋の竹鳩橋のかけかえについてですが、これまで私も何回か質問してまいりました。県当局の御尽力もあり、県と国土交通省九州地方整備局、そして高鍋町との3者によ

るかけかえの協議が進められております。そろそろ協議のほうもまとまるころではないのかなと、私もひとり思っておりますけれども、その進捗状況について、県土整備部長にお伺いいたします。

**○県土整備部長（図師雄一君）** 高鍋町が管理する竹鳩橋は、小丸川にかかる潜水橋であり、かけかえを行うには大規模な工事となることから、財源の確保や橋梁の形式などさまざまな課題があると認識しております。このような課題解決の協議の場として、高鍋町、国土交通省及び県の3者で「高鍋地区道路検討会」を平成25年9月に設置したところであります。これまでに、検討会を2回、その作業部会であるワーキングを4回開催しており、数多くのかげかえ案について、橋の利用状況、建設コスト、河川計画との整合性など、さまざまな視点から検討を行い、現在、絞り込みを行っているところであります。県といたしましては、国と連携を図りながら、高鍋町に対して引き続き必要な助言を行ってまいりたいと考えております。

**○松村悟郎議員** 事業主体は高鍋町ではありませんけれども、今後、国との協議や、かけかえについての情報も含めまして、県のほうでも積極的に支援をお願いしておきたいと思っております。

次に、公立病院への支援についてであります。

民間病院も少なく、医療サービスを受ける機会の少ない地域にとりましては、急性期や慢性期など地域医療を担う公立病院の役割は大変重要なものと言えます。公立病院は、市町村にとっては財政的に大きな負担にもなっておりますが、地域住民の強いニーズもさることながら、住民への医療提供を確保するため、存続・維持していかなければなりません。そこで、公

立病院に求められている役割について、また市町村立病院の現状と課題について、総務部長にお伺いします。

**○総務部長（成合 修君）** 公立病院には、民間病院との適切な役割分担のもと、安定した経営を維持しながら、その地域に必要な医療を提供することが求められております。また、民間病院では対応が困難な僻地医療や、採算がとれにくい医療分野の提供を初め、医療スタッフの教育研修や、住民の健康保持のための公衆衛生活動などの役割が期待されているところであります。

次に、市町村立病院の現状についてですが、県内には都農町立病院を初め13の市町村立病院がございます。平成25年度の決算によりますと、そのうち8病院が経常収支において赤字を計上しております。経営状況の改善が大きな課題となっているところでございます。また、医療スタッフ、医師の不足や施設の老朽化に伴う更新・建てかえの財政的負担などの課題を抱えていると認識しているところでございます。

**○松村悟郎議員** 児湯管内でも、都農町の公立病院が施設の老朽化から建てかえを検討していると伺っております。老朽化した市町村立病院の建てかえを行う場合に、県はどのような支援を行っているのか、総務部長にお伺いいたします。

**○総務部長（成合 修君）** 先ほど御答弁いたしましたとおり、公立病院としての役割を果たすためには、何よりも、病院が安定した経営を維持していくことが重要でございます。このため県では、各病院の経営状況を把握し、情報提供や助言を行っているところであります。特に、御質問の建てかえ等に伴い財源を確保する

ための起債の協議では、直接、市町村から経営状況や収支計画等について説明を受けて、内容を確認するとともに、国の交付税などの措置が受けられるよう、助言等を行っているところであります。今後とも、市町村立病院としての役割を確実に果たしていけるよう、さまざまな機会を捉えまして、必要な支援を行ってまいりたいと考えております。

**○松村悟郎議員** 地元の抱える医療サービス、医療ニーズには、本当に丁寧に相談に乗っていただきながら、御支援をお願いしたいと思いません。

時間でございます。以上で一般質問を終わります。ありがとうございました。(拍手)

**○星原 透議長** 次は、日高博之議員。

**○日高博之議員**〔登壇〕(拍手) おはようございます。自由民主党の日高博之でございます。子供のときからお世話になっている地元の皆様に、きょうは傍聴に来ていただいております。本当にありがとうございます。悪戯鬼だった私も、今や県議会の議場で一般質問をするまでになりました。本当にありがとうございます。

そして、きょうは初めての一般質問ということで、かなりしびれています。私の思いを精いっぱいぶつけていきたいと思えます。知事部局の皆様には、最後までおつき合いのほどよろしく願いいたします。

それでは、通告書に従い順次お伺いいたします。

まずは、風土ビジネスについてでございます。

知事が掲げます片仮名の「フードビジネス」は、平たく言うと、本県の基幹産業であります農林水産物を生産・加工・販売と6次産業化し

付加価値をつけ、外貨を稼ぐ成長産業にしていこうとする新たな挑戦だと思います。私の「風」と「土」の「風土ビジネス」は、私の師でございます、東京財団週末学校の吉本哲郎先生が提唱した「地元学」の定義がございまして、「風」はよその人、「土」は土地の人で、役割は、よその人は客観的に提言をする役目であるが決定権はない、土地の人は、自分たちの町をどうにかしたいという熱意がある人で、最終の決定権は持ちます。地元に住んでいる我々は、意外に、自分たちの住んでいる町の足元に眠っている資源や宝を見過ごしてしまいがちです。それをよその人と一緒になって新たな視点で町を元気にしていく。キーワードは「ないものねだりからあるもの探し」、そこから始まった川南の物語を紹介いたします。

川南の熱意を持った職員が、町を元気にしたいという思いから、吉本先生に「川南を元気にしていただきたい」と直談判し、来てもらうことになった。第一印象は、「何もなし」。ないなら、川南は「川」という文字がつくから、川清掃から始めたらということで、当時は川上にある豚舎や鶏舎からの汚水が問題になっていたが、その職員の熱意に引かれ、川清掃の輪が広がり、定期的に行うにつれ、いつの間にか汚水問題も解消され、昔ながらに川遊びができるほどになった。

しかし、本来の目的は、町を元気にすること。地元学の視点でもう一度川南町を見詰め直すと、違った姿が浮かび上がった。川南は全国でも有数の農業生産額を誇る。米や野菜はもちろんのこと、畜産は畜産王国、日向灘に面する通浜の漁港はマグロの水揚げ港としても名高い。アジ、タイ、金フグ、サワラなど、春になるとマグロやカツオが水揚げされ



る。農水産物の宝庫である。しかし、農水産物が持つ潜在能力に地元の人には気づいていなかった。

そこで、地元学の発想で資源を見直し、地域にあるものを組み合わせる戦略に。その戦略は、長い川南の歴史の中で唯一つながることのなかった漁師と農家をつなげて、共通する「食」を切り口に何かできないか。キーワードは「山と海の連携」である。しかし、すぐに壁にぶつかり、漁師と農家にはほとんど接点がなく、敵と味方という感じで、とても友好とは言えない状況であった。そこで、吉本先生のアイデアをおかりし、漁師と農家が集まる飲み会を立ち上げた。それが今も継続している「四季を食べる会」である。何度か繰り返すうちに、漁師と農家の人たちがそれぞれの自慢の料理を物々交換するようになり、ゴングリの酢の物や金フグの海水煮、夏野菜と地鶏のコロッケなど、知らない料理が次から次へと出てくるようになり、職員は町が持つ潜在能力を改めて知らされることになった。

次に試みたことは、両方持ち寄りで全国どこにもない最高の鍋をつくろうということになり、山のもの、海のものがふんだんに入った「10マイル鍋」ができ上がった。ここまで来るとアイデアは幾らでも出てくる。隣が高鍋町、「あっ、高鍋は文字どおり鍋の町だ。鍋合戦をやろう」、高鍋も賛同し、とんとん拍子で第1回鍋合戦を舞鶴公園で開催し、そこには全国からテレビ局が押し寄せ、今では児湯5町も加わり、2万2,000人もの人が押し寄せるまでになっている。

「何もない」から始まったこのことが、川南に元気をもたらしたことは言うまでもありません。

ん。足元に眠っている資源を掘り起こし、風土ビジネスにつなげた物語です。こういった食を含めた地域資源を、ストーリー性を持たせて活用する風土ビジネスにより、地域おこしをすべきと考えますが、知事の感想をお伺いいたします。

以上、壇上からの質問とし、以下、質問は質問者席にて行います。(拍手) [降壇]

○知事(河野俊嗣君) [登壇] お答えします。

風土ビジネスについてであります。お話を伺いながら、私も、総務省に入りましたときに先輩から言われた「風土」という言葉を思い出しておったところであります。今、御指摘がありましたように、総務省から地方に出向した人間を「風」の人間とし、地元の皆様を「土」ということで、「風」と「土」が手を携えることにより、「風土」、地域づくりが進むということ、互いの視点や気づきの違いを地域づくりに活かしていく、そのような教えということ、受けとめておったところでございますが、今お話を伺いながら、外から来た人間が独善的に突っ走るのではなく、地元で根差した、地元の宝を生かしていくこと、そこに地域づくりのヒントがあるということ、その戒めでもあるということ、その戒めでもあったところでもあります。

今、御指摘がございました川南の事例、私も「四季を食べる会」に妻と参加をしたり、また鍋合戦なども参加をさせていただきましたが、その成り立ち、かかわった方々の強い思いというものを実感したところでありますし、足元の宝を磨き、外部の視点も生かしながら、ストーリー性を持って地域住民みずから地域おこしを行うということ、すばらしい取り組みであろうかと思っております。

今、全国で地方創生が叫ばれておるわけですが、地域の資源を生かして、地域の住民が一体となって個性豊かな魅力ある地域づくりを行っていく、そこに尽きるのではないかと考えております。御指摘のありましたような、地域の資源を生かした魅力づくり、風土ビジネスということに、本県としてもしっかり取り組んでまいりたい、大変重要な視点であると考えておるところであります。以上であります。

〔降壇〕

**○日高博之議員** ちなみに、第1回の鍋合戦は、県からポスター作成料とかシャトルバス代として20万ほどしかいただいていない、いわゆるゼロ予算事業というようなことでありました。鍋合戦で、知事もごらんになったということなんですが、よろいを段ボールでつくったりして、いい年の人たちが地域の主役となって盛り上げている姿に、私は感動しました。経済が元気だけでなく、自然も元気で、人も元気のある新しい宮崎時代を知事には築き上げてほしいと思います。

続きまして、防災・減災についてでございます。

県が一昨年10月に発表した、南海トラフ地震・津波及び被害の想定では、最悪の場合、県内全体で3万5,000人の犠牲者が出、うち日向では1万5,000人の犠牲者が出ると想定されております。本年3月には、南海トラフ地震対策特措法に基づく津波避難対策緊急事業計画について、内閣総理大臣の合意を得ることができまして、避難施設等の整備に係る国庫負担率のかさ上げなどの財政支援を受けられることになりました。本県でも昨年、宮崎市や延岡市、日向市などが地域指定を受けております。その間、知事も再三再四、国へ陳情に伺ったというふうに聞

いております。その証左だと私は思っております。敬意を表するわけですが、想定される南海トラフ巨大地震の対策の重要性について、知事はどのように考えているのかお伺いいたします。

**○知事(河野俊嗣君)** 南海トラフ巨大地震・津波の本県における被害想定におきましては、死者数が約3万5,000人、建物の全壊棟数が約8万9,000棟となっております。あの未曾有の被害をもたらしました東日本大震災と重ね合わせましても、戦慄を覚えるような大変な被害規模であろうかと考えております。防災対策は、県の最重要課題であります。中でも南海トラフ巨大地震につきましては、被害を最小化するための「新・宮崎県地震減災計画」を策定しますとともに、大規模な総合防災訓練を、平成25年度は県央で、26年度は県北で実施したところでありました。本年度は8月に県南で実施を予定しております。さらに、大規模災害が起こった場合の対策の司令塔としての機能を果たし得る防災拠点庁舎の整備にも着手しておるところでございます。今後とも、今回の補正でお願いをしております総額30億円の大規模災害対策基金も活用し、巨大地震の対策を、県、市町村、国、さまざまな主体が連携しながら、スピード感を持って取り組んでまいりたいと考えております。

**○日高博之議員** ありがとうございます。

先ほど申されました肉付け予算の目玉の一つに挙げられた30億円の大規模災害対策基金について、沿岸部の自治体が建設を進める津波避難タワーの財政支援、常在危機の意識啓発、防災訓練の強化など、ハード・ソフト両面からの災害対応力の強化をしていくとのことですが、具体的に、今回の大規模災害対策基金の拡充によ

り、今後、県としてはどのように災害対策に取り組んでいくのか、危機管理統括監にお伺いいたします。

**○危機管理統括監（金丸政保君）** 大規模災害対策基金につきましては、南海トラフ巨大地震を初め、風水害、土砂災害、火山災害などから県民の生命や財産を守り、本県の総合的な災害対応能力のさらなる強化を図るという観点から、今回、基金の拡充を行い、総額30億円とし、防災・減災対策を今後5年間で集中的に実施するものでございます。事業の実施に当たっては、4本の柱で構成しておりまして、1点目に「人づくり」として、県民への防災啓発や防災士の養成、2点目に「避難の確保」として、津波避難タワー等の整備支援、3点目に総合防災訓練の強化などの「災害対応力の強化」、4点目に「広域連携体制の充実・強化」に取り組むこととしております。あわせて、東日本大震災被災者等の支援につきましても、引き続き実施していくこととしております。

**○日高博之議員** ありがとうございます。

次に、津波避難タワー等の施設整備に対する支援についてでございますが、大規模災害対策基金の使い道としては、今答弁がありました災害対策事業についても必要なことと思っております。しかし、今回、市や町が実施する津波避難タワー等の施設整備では、多額の費用が必要となってまいります。確かに、事業を行う年度に必要な市や町の一般財源を負担していただくということは、大変ありがたいことだと思っております。しかし、仮に公共事業債を活用した場合、県が負担しようとしている費用は、事業全体の3.3%であります。実質的に市や町が後年度負担しなければならない費用は、事業費全体

の15%になります。県民の命を守るという観点から、また事業の短縮などの促進を図る上からも、県と市や町の負担割合を、できれば折半にすることができないでしょうか。今回の補正予算に盛り込まれる津波避難タワー等の施設整備に対する支援について、特に日向市は整備施設数が12カ所、全体事業費が26億円で、うち国庫負担率が3分の2としましても、約9億円の地元負担が生じ大変であることから、今述べましたように、支援内容をさらに充実してほしいと考えておりますが、危機管理統括監、再度お考えをお聞かせください。

**○危機管理統括監（金丸政保君）** 南海トラフ巨大地震につきまして、県ではこれまで、国に対しまして市町村の財政負担の軽減を強く要望してまいりました。その結果、津波避難タワー等の整備については、国の負担割合が3分の2に引き上げられるなどの措置が講じられたところでございます。今回お願いしております補正予算は、計画が進められております津波避難タワー等の整備につきまして、市や町が国の交付金や交付税措置のある地方債を活用してもなお不足する財源を全額支援するというものであり、市や町にとって地方債の後年度負担はありますが、整備時には負担を必要としない仕組みとしたものであります。県としては踏み込んだ内容であるものと考えております。市や町に対する財政上のさらなる支援につきましては、今後とも引き続き、国に対して要望してまいりたいと考えております。

**○日高博之議員** 踏み込みの幅が足りないのかなと思っております。知事が地元紙で述べたように、県も負担するのは、議論の積み重ね、30億円でオーケーというわけではない、危機感を持ってさらに進めるんだという強い意気込みを

持っておられますので、今後の支援の拡充については要望とさせていただきます。

次に、スポーツランドみやぎの構築についてでございます。

私は、本県が取り組んでいるスポーツランドみやぎは、ここまでは大成功だというふうに感じております。県は今後の課題として、スポーツランドみやぎのより一層の強化のため、全県化、通年化、多種目化を図る取り組みを進めるとあります。今回は全県化に絞ってお伺いをいたしますが、県は全県化についてどのように取り組んでいくのか、知事のお考えをお聞かせください。

**○知事（河野俊嗣君）** 今、御指摘がありましたスポーツキャンプにつきましては、本県の地域経済の活性化や情報発信などに大きな効果がありますことから、本県観光の柱の一つとして位置づけまして、受け入れ地域の全県化や受け入れ時期の通年化、また、受け入れ競技の多種目化に取り組んでいるところであります。御質問の全県化につきましては、受け入れ実績の少ない市町村に対しまして、先進事例の紹介や意見交換、さらにはキャンプ時に必要な備品購入の補助など、受け入れ環境の整備を行ってきたところでありまして、昨年度のスポーツキャンプ・合宿の受け入れ実績は、21の市町村で17万8,628人と、過去最高を記録したところであります。県としましては、今後ともこれらの取り組みを継続しますとともに、市町村と連携したスポーツキャンプの誘致や、市町村の枠を超えた広域での受け入れについて調整を行うなど、さらなるスポーツキャンプの全県化に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

**○日高博之議員** キャンプシーズンになりますと、宮崎にはプロ、アマ問わず多くの球団やア

スリートがやっけてまいります。ことしは、沖縄県・宮古島で長年春季キャンプを行っておいりましたオリックス・バファローズが清武にキャンプ地を移動するなど、本県のスポーツキャンプの優位性を再発信できたこと、また経済効果が上がったこと、これについてはうれしい限りであります。やはり、プロ野球の1軍が即経済効果に結びつくことは、私が言うまでもございません。しかし一方で、もう宮崎市周辺にプロ野球の1軍を受け入れる施設はない。そういった中で、日向市は、10年ぶりに東北楽天イーグルスの2軍がお倉ヶ浜野球場で春季キャンプを張ってにぎわいました。2軍であれ、プロの集客能力はすごいなど、改めて実感をしたところでもあります。整備がしております野球場につきましては、日向市が、外野スタンド両翼の拡張、ブルペンの整備、バックネット裏の改修を模索しているようであったり、野球場の名称も、「日向」という名前にちなんで「日本のひなたスタジアム」にしようという議論もされておるようでございます。そこで知事にお伺いしますが、楽天を第一候補にプロ野球球団を日向に誘致し、スポーツキャンプの全県化に、より一層力を入れるべきだと思いますが、知事のお考えをお聞かせください。

**○知事（河野俊嗣君）** 今年の春季キャンプでは、御指摘のように、新たにオリックス・バファローズの1軍キャンプが宮崎市で、そして東北楽天ゴールデンイーグルスの2軍キャンプが日向市で実施されるなど、プロ野球は2軍を含めて7球団が本県でキャンプを実施したところであります。その結果、観客数、経済効果は過去最高を記録したところでありまして、その効果の大きさを改めて実感したところであります。2月は宮崎市内もホテルがとりにくい状況

になったということでありまして、タクシーも、「よかった」といつも運転手さんから話を聞くとお聞きしております。このような中、新たなプロ野球球団が日向市でキャンプを実施するとなれば、スポーツキャンプの全県化を目指すスポーツランドみやぎの推進にも弾みがつき、また、日向市への経済効果も大変大きなものがあるかと考えておりますので、県としましては、今後とも日向市と連携をしながら、プロ野球球団の誘致に取り組んでまいりたいと考えております。

**○日高博之議員** ありがとうございます。知事にお会いすると、いつも野球の話になってしまっていて、議員の日高というよりも野球の日高で覚えてもらっているところが否めないんですが、今の答弁の感想としまして、野球に熱心な知事だなと受けとめておりますので、これからもどうぞよろしくお願いいたします。

次に、スポーツメディカルについてですが、現代のプロスポーツ界には大変重要なツールとなっております。県はその重要性を先取りした形で、宮崎大学と連携して、スポーツメディカル支援事業に取り組んでいることは評価するものでありますが、半年ほど前に事業化されたばかりで、PRが十分ではありません。東京オリンピック・パラリンピックのキャンプ誘致や11年後の国体、もっと言えば、九州全体、また海外からのアスリート養成など、将来的にスポーツメディカル機能をさらに充実していく必要があると思いますが、商工観光労働部長のお考えをお聞かせください。

**○商工観光労働部長（永山英也君）** 県では、他県との差別化を図ることを目的としまして、昨年度より宮崎大学医学部と連携し、本県で合宿するチームの選手等を対象に、機器利用を一

部助成するスポーツメディカル支援事業を行っております。この事業は、宮崎大学医学部附属病院のスポーツメディカル機器を使用し、筋力測定や俊敏性測定などさまざまな項目の検査を行うことによりまして、けがの防止や障がいの早期発見はもちろんのこと、身体の長所や短所の把握により、パフォーマンスの向上にもつながることが期待できると考えております。昨年度は、陸上選手等15名の利用があったところでありますが、今後、各競技団体等へ積極的にPRを行うことにより、利用者の増加を図り実績を積むことで、キャンプ地としての魅力を高め、ナショナルチームやジュニア代表チーム等の一層の合宿誘致につなげてまいりたいと考えております。

**○日高博之議員** 本県の強みとして生かしてほしいなと思っております。

また、メディカル部門と並んで、スポーツで重要なのは「食」であります。今のスポーツ界は、私どもの時代と違い、最高のパフォーマンスが求められている選手が、こういった食事をとれば能力を100%近く発揮できるのか。また、短期間で疲れをとることが求められるプロ野球選手ならではの疲労回復メニューなど、管理栄養士がサポートし、選手一人一人に合わせた食事をみずからが選択できるよう、カウンセリングや栄養相談に力を入れている球団もございません。御紹介しますが、特に日本ハムグループでは、製品の研究・開発に力を入れております。

「食とスポーツで健康を育てよう」をテーマに、北海道日本ハムファイターズ、セレッソ大阪に、科学的知見に基づいた栄養サポートを行っております。県も、宮崎の豊富な農産物を、科学的な知見も入れながらアスリートフードの商品開発に具体的に取り組む必要性は高い

のではないかと感じております。そこで、スポーツでは食が重要でありますから、アスリートフードについて、県としての取り組みを商工観光労働部長にお伺いいたします。

**○商工観光労働部長（永山英也君）** 御指摘のとおり、スポーツにとって食は極めて大事な要素であるというふうに思っております。県では今年度、アスリートをより深く理解し、食のサポートを実践できるアスリートフードマイスターを養成するための講座を実施しており、5月末時点で延べ68名に受講していただいております。また、県栄養士会と連携してアスリートフードメニューの開発を進めており、今年度は、観光関係団体やスポーツ競技団体等を対象とした研修会の開催や、作成したメニューを県内宿泊施設で提供できる体制の整備に取り組んでいるところでございます。このような取り組みは、本県でキャンプを実施するアスリートのパフォーマンスの向上につながり、本県のキャンプ誘致において他県との差別化を図る有効な手段となりますことから、今後、より一層充実してまいりたいと考えております。

**○日高博之議員** アスリートフード、これもフードビジネスということにつながっていく部分もございまして、横の連携をとりながらやっていただければと思っています。商工観光といいますと、やはり明るく、夢を持ってやってほしいと思いますので、部長、よろしくお伺いいたします。

次に、国体についてでございます。教育長、お願いします。

まず、昨年19位という成績について、教育長はどのように総括されているのかお伺いいたします。

**○教育長（飛田 洋君）** 昨年の長崎国体が19

位でありましたし、4年連続で目標順位を達成できており、本当に感謝いたしております。これは、少年種別で確実に得点をとり続けていること、少年種別で頑張った選手が成年種別に移って、また上位入賞を果たしてくれたこと、それから、職域のチームが団体競技で好成績をとってくれたこと、こういう結果であると思えます。また、かつて本県は天皇杯順位が連続で最下位という時代がありました。そのことをばねに、地道でひたむきに汗を流していただいた先人の皆様方の並々ならぬ御苦勞や御努力がありまして、その汗が今の成果に結びついたと考えております。今後も、県民の皆様は元気、勇気、感動を届けられるよう、関係団体等とより一層連携を深め、競技力の向上に努めてまいります。

**○日高博之議員** 先日行われました県民総合スポーツ祭に伺わせていただきましたが、いま一つ盛り上がりには欠けるのではないかなという印象を受けてしまいました。私も以前は、ソフトボールで何度か開会式に参加させていただいたのですが、開会式は、木の花ドームの周辺で行われますソフトボール競技に参加される選手がほとんどで、あとはブロックの役員さんや自治体の担当職員ということで、宮崎県最大のスポーツの祭典にしては、もう少し工夫ができないものかなと。また、知事からも今議会の冒頭、報告がありましたとおり、4月17日に、国、体育協会、また障がい者スポーツ協会のほうに陳情に伺っておられます。それだけに、地元の盛り上がり、ソフト面というところが必要ではないかなと思っております。私も競技会場で幾つか地元の応援に駆けつけましたが、競技者のみで、私のように競技の合間を縫って駆けつけるような人もいなかった。現実的に難しい

面も正直ございます。私は、どうか、県民がその地域の代表で出た選手、団体を応援し、もっともっと盛り上がる県民総合スポーツ祭にならないものか、そして競技力向上もあわせてできないものかと考えておるところでございます。

私の地元の日向市で、市の体育協会の幹部の皆さんと膝を交えて、県民総合スポーツ祭を盛り上げることにについて話をいたしました。宮崎国体では、優勝するという大きな目標を掲げ、競技力の向上を図るべきだとの意見が大半を占めました。具体的な妙案としては、ブロックごとにポイント制を採用して一体性を持たせれば、全てがクリアできるのではないかとということにおさまったわけでありまして。2巡目の国体に向けて、みやざき県民総合スポーツ祭をさらに盛り上げていく必要があると思います。今後どのような取り組みをしていくのか、教育長にお伺いいたします。

**○教育長（飛田 洋君）** 「さわやかで輝いた笑顔が見られるよう、正々堂々と戦います」、開会式の宣誓であります。県民総合スポーツ祭は、障がいのあるなしにかかわらず、そして若い方から90歳代の方まで、広く県民の皆様にはスポーツを普及し、体力の向上はもとより、生きがいづくり等を目的として開催いたしております。今後、2巡目の国体に向けては、何よりスポーツに対する関心を高めることが大切であり、県民総合スポーツ祭のような裾野を広げる取り組みが大事であると考えております。かつてポイント制で実施した県民体育大会、そして広がりを持たせやっている現在の県民総合スポーツ祭、そのどちらもよさがあると思いますので、他県の取り組みも参考にしながら、どう盛り上げるか、一層盛り上がるように工夫を検

討してまいりたいと考えております。

**○日高博之議員** 整合性を持って、どっちにするのかということで、うまくまとめてほしいなと思っております。

関連して、2巡目の国体に向けて、本県の競技力向上についてはどのように考えておられるのか、教育長にお伺いいたします。

**○教育長（飛田 洋君）** 本県では、競技団体、学識経験者、市町村などによる競技力向上推進本部を設置し、オール宮崎の取り組みとして、優秀な選手を集めた合同合宿などの選手の育成強化、指導者の県外派遣や教員の特別選考などの指導者の養成・確保、充実した医学的サポート体制づくりなど、総合的な強化策に取り組んでおります。また、新たに今年度より、若年層からの強化策として、小学生段階からの有望選手の発掘・育成、女性アスリートが活躍できる環境整備として、その指導者への講習会の開催や、大会に参加するママさんアスリートへの支援などを行うことといたしております。このような取り組みを一層強固にするとともに、さらなる工夫を行い、競技力の向上に積極的に取り組んでまいります。

**○日高博之議員** 国体に向けて、ハード面も大切ですけれども、ソフト面の充実は何よりも大切だと。お金では買えないものがありますので、岐阜県の事例なども参考に、2巡目の国体に向けて積極的に取り組んでもらいたいと思います。

次に、地方創生による日向圏域の発展性についてであります。

まず、国道327号の整備についてであります。この道路は、日向市から美郷町、諸塚村を経て椎葉村に至るまでの道路で、森林文化と黒潮文化を結ぶ道路と言えます。日向市に住まわれて

いる方のおよそ半分は入郷出身とも言われており、まさに山と海をつないでおります。日向市と入郷地域を切り離しての発展はなく、日向圏域の交通連携、産業や経済活動を支えている重要な道路であり、沿線市町村の災害時の緊急物資の搬送路などとしても機能する、圏域住民の「命の道」でもあります。さらに、南海トラフ巨大地震が危惧される中、避難や後方支援地区と沿岸部を結ぶ生命線道路としての機能もあると考えております。また、知事も自民党宮崎県連大会の来賓挨拶で、「宮崎の地方創生の特効薬は基盤整備です」と力強く挨拶をされ、河村建夫衆議院予算委員長に陳情されるなど、積極的に国の予算獲得に動いておられます。つきましては、このような国道327号の重要性を踏まえ、当路線の道路整備についてどのように取り組まれていくのか、県土整備部長にお伺いいたします。

**○県土整備部長（図師雄一君）** 国道327号につきましては、県内区間延長約71キロメートルのうち、約59キロメートルは2車線での整備が完了しております。残る未改良区間約12キロメートルについては、諸塚村古園、椎葉村佐土の谷及び尾平の3地区で整備を進めており、このうち古園地区については、今年度完成供用する予定であります。また、東九州自動車道のアクセス道路として、日向市永田から日向インターチェンジを經由し国道10号に接続する4.5キロメートルの区間を、国道327号のバイパス道路として計画しております。このうちインターチェンジから東側の国道10号までは昨年完了し、今年度からは、西側の3キロメートル区間につきまして、永田バイパスとして事業に着手したところであります。本路線は、地域経済を担う重要な幹線道路であり、緊急輸送道路にも指定し

ていることから、今後とも、事業区間の早期完成を目指し、鋭意取り組んでまいりたいと考えております。

**○日高博之議員** ありがとうございます。先ほど言われました、新規に着手された永田バイパスにつきましては、一日も早い完成をお願いいたします。今以上に日向市と入郷地域の結びつきが強化されることを期待いたします。

なお、木材搬出で今後、国道327号の交通量増大が見込まれます。それも大型車が増加することから、沿道の交通安全が心配です。永田バイパスに着手されたばかりで、早急な対応は困難とは思いますが、地元より要望がある、永田バイパスの次の区間である切通から「道の駅とうごう」間についても、途中急カーブで見通しの悪い箇所があり、交通の支障になっている状況がございますので、当区間の整備の必要性についても認識していただきますよう要望して、国道327号についての質問を終わります。

細島港についてであります。日向延岡新産都市の産業を支える港として整備され発展してきたところであり、九州の扇のかなめとして大変重要な港だと考えております。また、3月には東九州自動車道の佐伯―蒲江間が供用開始され、宮崎市と大分市が高速道路でつながったところであります。4月には九州中央自動車道北方―蔵田間が供用開始したところであり、九州の西側が本当に近くなったなという感じがしております。そして近い将来、九州中央自動車道が全面開通しますと、熊本方面からのコンテナ量が見込め、港の利用促進や、それに伴い企業誘致も図られるのではないかなと期待感が増します。このように細島港は、高速道路とも連携した物流の結節点として、非常に重要な港になってくると考えます。そこで、細島港をどの



ように位置づけて、これまでどのような整備をしてきたのか、県土整備部長にお伺いいたします。

**○県土整備部長（図師雄一君）** 細島港は、古くから海上交通の要衝として栄え、地域の産業や経済を支える港として重要な役割を果たすとともに、海路では、九州から首都圏や中部圏に最も近いということや、国内と東アジアを結ぶ航路の途中にあるという地理的優位性を有していることから、県におきましては、外国貿易を中心とした「東九州の物流拠点」として位置づけているところであります。物流拠点といたしましては、特に岸壁、荷役機械、用地の3つを充実させることが重要でありますので、これまで、貨物船の大型化に対応した水深13メートルの岸壁のほか、コンテナを積みおろしするガントリークレーンや、企業の立地に必要な工業用地を整備するなど、国と連携して、九州の扇のかなめとしての港湾機能の充実を図ってきたところであります。

**○日高博之議員** 次に、細島港におきまして国土交通省と県で整備を進めていました、水深13メートルの大型岸壁を備えた国際物流ターミナルが完成し、きのうもありましたが、今月28日に供用開始式を行うことになっております。地元を代表する私といたしましても、非常にうれしく思っているところであります。これまで細島港におきましては、大型岸壁がこの国際ターミナルの対岸の国際コンテナターミナルにしかなくて、大型船の利用に支障がないものかと心配していたところであります。今回整備された国際物流ターミナルにどのような効果が今後期待できるのか、県土整備部長にお伺いいたします。

**○県土整備部長（図師雄一君）** 細島港におき

ましては、大型貨物船に対応した岸壁として、国際コンテナターミナルが整備されておりましたが、コンテナ貨物以外にも、石炭や原塩などのばらの貨物、いわゆるバルク貨物が一緒に取り扱われており、荷役の効率性向上が課題となっておりました。今回、バルク貨物を取り扱う国際物流ターミナルを新たに整備することによりまして、バルク貨物とコンテナ貨物のすみ分けが可能となり、荷役の効率化や、それに伴う物流コストの低減などが図られると考えております。県といたしましては、これらの港湾整備による効果と高速道路網整備との相乗効果で、今後、新たな企業の進出や雇用の増加も期待しているところであります。

**○日高博之議員** 国土交通省におきましては、「くらしと経済を支えるインフラ」として、インフラのストック効果の顕著な事例、全国13事例の一つとして、細島港の役割、重要性が、私たち宮崎県民が考えている以上に高まってきたなど考えておるところであります。まさに地元では、細島港は日向市の宝であると言われております。

このような中、細島港では、中国木材株式会社の進出などにより、工業用地のあきがなくなってきました。日向市からも、利便性が増した細島港に新たな企業を誘致するための用地の必要性を訴えられているところでございます。私としましては、日向精錬所の沖合を港湾用地として埋め立てし、拡大していくことがよいと考えております。そこで、今後、細島港をどのように展開していくのか、県土整備部長に再度お伺いいたします。

**○県土整備部長（図師雄一君）** 細島港におきましては、これまでの整備が実を結び、中国木材を初めとする多くの企業が進出してきたこと

から、現在では、企業を誘致するための新たな用地の確保が必要となってきました。また、船舶のさらなる大型化への対応や、津波避難対策などの防災機能の強化なども課題となっております。このようなことから、現在、新たな工業用地や大型岸壁の整備などを含む港湾計画の改定に向けて取り組んでいるところであります。県といたしましては、今後とも、さらなる国際競争力の強化を図るとともに、安全で利便性が高く、地域活性化に寄与できるよう、なお一層の港湾機能の充実に取り組んでまいりたいと考えております。

**○日高博之議員** この日向圏域、全国の地方創生の成功事例に挙げられました。今、ここに予算を集中してつぎ込むことが一番重要なことだということは、一番知事が知っていると思いますので、どうぞこれからもよろしく願いいたします。

最後は、地域包括ケアシステムの構築についてでございます。

このシステムが目指すものは、高齢者が住みなれた地域で在宅での暮らしを継続できる社会の実現です。本当にハードルが高い制度で、理想と現実のギャップが想像されると思います。しかし、現実には厳しい状況で、厚生労働省が掲げる地域包括ケアシステムと今回の介護報酬のマイナス改定には、政策と財源に矛盾があるとしたか私は考えられません。このまま何もしないと、宮崎県は10年後の平成37年には後期高齢者が20万4,000人となり、介護保険や老人医療に多額の費用がつかまれます。そうなってきますと、本県の財政は硬直化して、インフラもかなりおくれちゃってしまい、また、国体でもありましたが、そういった予算もつかまなくなるわけがあります。このことを踏まえますと、福祉政策

は最重要課題でなくてはならないと思います。そこで、地域包括ケアシステムを構築するために、地域ケア会議を全県下で実施するよう県が積極的に支援していくべきだと考えますが、どのように取り組むのか、福祉保健部長にお伺いいたします。

**○福祉保健部長（桑山秀彦君）** 地域ケア会議でございますが、多職種による個別事例の検討などを行うとともに、地域共通の課題を把握し、地域包括ケアシステムの構築につなげていくという重要な役割を担っておりまして、全ての市町村が、その実施に努めることとされております。このため県では、平成25年度から26年度にかけて、延岡市と串間市でモデル事業を実施しまして、学識経験者等のアドバイスを受けながら、効果的な地域ケア会議開催のための研修やマニュアルづくりなどを行ったところであります。今後は、こうしたモデル事業の成果も生かしながら、県下全域で地域ケア会議の充実が図られるよう、専門的な助言を行います理学療法士等の派遣や、県内外の先進事例の紹介、情報交換の場の設定などの支援に取り組んでまいりたいと考えております。

**○日高博之議員** 宮崎ならではの地域ケアシステムを構築してほしいなど。ほかの事例ではなくて、宮崎県は宮崎県しかないんですから、宮崎ならではの地域ケアシステムの構築をしてほしいなどという観点であります。

次に、医療・介護では地域格差がどうしても出てしまいます。格差の解消に向けて積極福祉をお願いしたいところではありますが、医療・介護の現場を支えるという面からは、看護師の存在は非常に大きい。本県では、看護大学の学生の定着率が約40%と高くありません。また、看護資格を有しながら、何らかの事情で職につい

ていない人材もいると言われておりますが、本県の看護職員の現状について、再度、福祉保健部長にお伺いいたします。

**○福祉保健部長（桑山秀彦君）** 国が行う看護師等業務従事者届によりますと、直近の数値であります平成24年12月31日現在の従事者数は2万284人となっております、人口10万人に対する看護師の数は全国第6位、准看護師の数は全国第2位となっております。また、平成21年度に策定した第7次看護職員需給見通しによる本県の需給状況では、平成24年12月末の充足率は、病院が96.7%、診療所が98.8%、介護保険関係施設135.2%となっております。現状は以上のとおりであります、今後、超高齢社会の中で、要介護高齢者の増加や在宅医療の推進などにより、看護職員の需要は増大すると見込まれますので、看護職員の確保は重要な課題であると認識しております。

**○日高博之議員** ありがとうございます。6年前のデータで、これは6年たつと大きく変わっていますから、国のデータもありますが、県のデータというのもしっかりとってやったほうがいいと、私は思います。そういった情報を看護協会と共有してほしい。そして、例えば、2020年までに約700名の看護職員を増員するというような、具体的に数字を挙げた計画をつくることも肝要だと感じております。そのためには、医師や福祉の従事者、患者さんの間に立って、命をつなぐ橋渡し役として大切な看護師の重要性を、多くの県民に理解していただく必要もありますし、働きやすい環境をつくる配慮も望まれると思います。来る2025年に向けて、看護師を確保していくために、ナースバンクを活用した積極的な取り組みを進めるべきではないかと思っておりますが、再度、福祉保健部長の御意見をお聞

かせください。

**○福祉保健部長（桑山秀彦君）** 2025年に向けての看護職員の確保は、重大な課題であると考えております。ことしの10月から、法律の改正によりまして、看護職員の離職者が、県看護協会に設置されておりますナースセンターに届け出を行う制度が始まりますことから、離職者や潜在看護師を幅広く把握して、ナースバンクによる就職あっせんや復職支援など、ニーズに沿ったきめ細やかな対応を実施していくことにしております。今後とも、新しい届け出制度の周知とナースバンクのPRなどに取り組みまして、本県における確保対策を推進してまいりたいと考えております。

**○日高博之議員** ナースバンクの構築をということではありますが、きのう、医師の問題で清山議員からありましたが、包み隠しなく、現状はこうなんだという情報をダイレクトに出せるような体制をとってもらいたいなと私は思っております。

次に、地域包括ケアシステムの構築に向けた地域支援事業の充実を図るために、認知症施策の推進が掲げられております。そこで、認知症初期集中支援チームについて、現在の市町村の取り組み状況はどうなっているのか、再度、福祉保健部長にお伺いいたします。

**○福祉保健部長（桑山秀彦君）** 認知症初期集中支援チームは、認知症対策として有効とされます早期の診断・治療につなげるため、認知症が疑われる方を直接訪問して、専門医療機関への紹介や生活環境の改善などの対応を行う組織でありまして、今回の介護保険法の改正において、平成29年度末までに全ての市町村に配置することとなっております。この支援チームには、国が定める研修を受講した認知症サポート

医や、保健師、看護師、介護福祉士などの専門職を配置することが要件とされておりますため、現在、県内でこのチームを配置している市町村はございませんが、県といたしましては、この6月補正において、研修受講に対する助成事業などを計上しているところであり、県内各市町村での早期設置に向けて、積極的な支援を行ってまいりたいと考えております。

**○日高博之議員** 私も市会議員をしていたんですけど、日向市では、平成21年にオレンジプランというのが作成されて、次の新オレンジプランにつながったんですが、行政が中心になるんじゃないくて、民間が中心で、6つの地域包括支援センターが中心になって、医師や従事者（ケアマネ、看護師）だけではなくて、警察の方、また自治会、民生委員、そういった人なども一緒になって、地元にいる人的資源との協働で、認知症の早期発見、また相談などに積極的に取り組んできております。医師も積極的に取り組んでおります。そういった積極的に取り組んでいる市町村をモデルにして、それこそストーリー性があるというよりも、プロセスを踏んだ市町村の取り組みを宮崎モデルとして広める必要があるのではないかなと思っておりますが、福祉保健部長、その見解をお聞かせください。

**○福祉保健部長（桑山秀彦君）** ただいま御紹介のありました日向市など、県内では独自の方法によって、認知症の早期診断、早期対応に向けた活動に取り組み、さまざまな事例の検討やノウハウの蓄積を行っている市町村がございます。県といたしましては、これらの市町村を含む県内外の先進事例の紹介や、情報交換を行う場を設定しますとともに、認知症初期集中支援チームの早期設置に向けた助成などによりまして、市町村における認知症対策の取り組みを支

援してまいりたいと考えております。

**○日高博之議員** ぜひそういった形で、前向きにお願いいたします。

現場の声ですが、介護職員のたん吸引等の研修について、希望者が受講しづらいとの声を聞きました。そこで、今後、県としてはどういった体制を充実していくのか、ここのところをお伺いいたします。福祉保健部長、お願いします。

**○福祉保健部長（桑山秀彦君）** 介護職員が、たんの吸引等の医療的ケアを実施するに当たりましては、50時間に及ぶ講義やシミュレーターを使った演習、さらには、実際の利用者に協力いただく実地研修から成ります喀たん吸引等研修を修了する必要があります。県では、平成23年度からこの研修を実施してきておりますが、専門の指導講師や実地研修の受け入れ先の確保が課題となっております。また、この研修を実施できる民間の研修機関の登録が進まないこともありまして、研修の受講機会が広がらない状況にあります。このため、今後、関係機関にも協力いただきながら、指導講師や実地研修の受け入れ先の確保に努めますとともに、民間の研修機関の登録拡大につきましても取り組んでまいりたいと考えております。

**○日高博之議員** 民間のいわゆる社会福祉法人とか医療法人というところと医師会という形で、その辺を充実させていかないと、要介護3～5の方でないの特養とかに入れられないんですから、たん吸引で夜中どうなったというときに間に合いませんから、しっかりとお願いいたします。

最後に、知事にお伺いしたいんですが、県政運営において、地域包括ケアシステムの構築を初めとする高齢者福祉施策は非常に重要な課題

だと考えております。知事、どうでしょうか。

**○知事(河野俊嗣君)** 本県は、全国を上回るスピードで高齢化が進んでいるわけでありまして、高齢者の皆さんが、住みなれた地域で安心して暮らし続けられる環境を整えていくことは、県政の課題の中でも大変重要なものであるかと考えております。このため、医療・介護のサービスや、さまざまな生活支援、介護予防サービスなどが切れ目なく提供されます地域包括ケアシステムの構築や、それを支える医療・介護基盤の整備、人材の確保などに積極的に取り組んでいく必要があると考えております。持続可能な社会保障制度の構築に向けまして、国を挙げてさまざまな改革が進められている中で、本県の医療・介護を取り巻く状況は、今御議論がありましたように、厳しいものもあるわけではありますが、私としましては、県内市町村はもとより、関係機関、関係の皆様等との連携を深め、県民一人一人の御協力もいただきながら、高齢者福祉施策の充実に、これからも一層力を入れてまいりたいと考えております。

**○日高博之議員** 知事も十分、福祉施策を理解されておると認識しましたので、よろしく願いいたします。どこの事業所も介護報酬のマイナス改定によって経営そのものが苦しい。ぜひサービスの効率化・継続化の推進のためにもお願いいたします。

以上で質問は終わりますが、今回私は、冒頭述べました「風土」の考えに基づき、新しい「風」になって質問を行いました。次は、「土」であります県職員の皆さんが、私の意見に対してどんな「風」に芽生えさせるのかにあると思います。時には、従来の考えを180度変える施策の展開も必要かと思っております。今後を期待して、私の質問の全てを終わります。ありがと

うございました。(拍手)

**○星原透議長** 以上で午前の質問は終わります。

午後は1時再開、休憩いたします。

午前11時57分休憩

---

午後1時0分開議

**○中野廣明副議長** 休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、田口雄二議員。

**○田口雄二議員〔登壇〕(拍手)** 県民連合宮崎の田口雄二です。改選後初の議会で質問の機会をいただきました。

御存じのように、今回の県議会議員選挙は、県内14選挙区のうち10選挙区が無投票、そして選挙が行われたところも投票率の低迷と、数字の上では選挙戦としては大変低調なものとなりました。どこに問題があるのか。議会改革や広報活動等、真剣に考えなければならないところに来ています。私の延岡市選挙区も、県議・市議選において初めての無投票になり、日向市、西臼杵の選挙区も無投票となり、県北では東臼杵選挙区だけが実施され、この後質問する黒木正一議員が、見事、大激戦を勝ち抜いてこられました。

今、県北は、相次ぐ高速道路の開通で大きな転換期を迎えています。既に人や物の流れが激変いたしました。そのようなときに、選挙でしっかりと地域発展の政策や課題解決を県民に訴え、そしてまた、これまでの4年間の評価をいただくことが選挙だと思うのですが、その結果を出すことなく終わったことは残念でした。ただ、今後、託された4年間、地域の皆さんの声をしっかりと拾い上げ、県勢発展につなげてまいりたいと考えておりますので、どうかよろ

しくお願いいたします。

それではまず、河野知事に政治姿勢についてお伺いをいたします。

まず初めに、フェニックス国際観光、第三セクター・フェニックスリゾートを設立した佐藤棟良（むねよし）氏、この後は佐藤棟良（とうりょう）さんと言わせていただきますが、6月5日、96歳でお亡くなりになりました。宮崎交通の故岩切章太郎氏と並んで、本県をこよなく愛し、本県観光振興の大功労者であります。バブル崩壊後、フェニックスリゾートは破綻し、会社更生法の適用申請後は第一線から身を引き、その後はひっそりと本県で暮らされてきました。しかし、佐藤氏がつくられた観光施設は、これまでも、またこれからも本県の観光の大きな柱であることに変わりはありません。佐藤棟良氏の訃報に接し、どのような思いをお持ちか、また、佐藤氏のふるさと宮崎にかけた熱い思いを、今後、本県観光発展にどのようにつないでいくおつもりか、知事にお伺いをいたします。

この6月議会には、561億円の追加補正予算案が提示されました。昨年末の知事選も圧勝され、自信を持って2期目に入り、河野カラーを出された予算案だと思っております。知事特別枠4億円を設け、職員から提案された21の新規事業を採用したことが話題になっております。ただ、「もっと、あっと驚くものが出てほしいという思いもあった」と記者会見で話されたとも聞いておりますが、事業が採用された職員にとりましては、やりがいがあって、モラールアップにつながるものと思っております。来年度も職員からの提案を募集されるものと思っておりますので、次回はあっと驚くようなアイデアを期待したいものであります。また、1期目に、

「もっとリーダーシップを強く発揮してほしい」と多くの議員に言われましたが、2期目に入り、強力なリーダーシップをしっかりと出されるものと思います。

ただ、間違っただリーダーシップで国をおかしな方向に導こうとしているリーダーがいます。現在、国会で審議されている集団的自衛権の行使を盛り込んだ政府の安全保障関連法案を進める安倍総理です。これまで自民党の歴代総理が、「現憲法では集団的自衛権は行使できない」と明言してきたにもかかわらず、安倍総理はこの判断を正反対に転換してしまいました。憲法改正を訴えてきたにもかかわらず、ハードルが高いと思ったのか、憲法の文言を一字一句変えることなく、これまでと180度違う解釈を閣議決定で無理やりこじつけをいたしました。さすがにこれには無理があったと見えて、今月初めの衆議院憲法審査会の自民党・民主党・維新の党推薦の憲法学者全員が、「憲法違反である」と明言されました。これで、無理な理屈を重ねて作り上げた拙速な法案であることが証明されたようなものです。今回の安保関連法案のやりとりの中で、時の政権の判断だけで180度解釈を変える、まさに憲法をないがしろにするこの暴挙です。立憲主義の国家としてどう考えてもおかしいのですが、東大法学部で憲法を学ばれました知事のお考えをお尋ねいたします。

以上で壇上からの質問を終わります。（拍手）〔降壇〕

○知事（河野俊嗣君）〔登壇〕 お答えします。

まず、故佐藤棟良氏への思いと観光再興についてであります。故佐藤棟良氏におかれましては、世界を視野に入れた戦略と強い郷土愛のもとに、国際級の宿泊施設や会議場の建設、また

ゴルフトーナメントの開催など、本県の観光振興はもとより、地域づくりの礎を築かれたものと考えております。改めて、長年にわたり本県の発展に御貢献いただいたその多大なる御功績に敬意を表しますとともに、心より感謝を申し上げる次第であります。

現在、本県の観光につきましては、厳しい地域間競争の中にありますが、東九州自動車道の開通や、香港線の就航、大型クルーズ船の寄港など、これまでの取り組みによりまして、徐々に明るい光が差してまいったように考えております。私は、棟良さんには二度ほど直接お会いしたことがございます。既に車椅子に座られて随分やせて小柄になられたお姿ではありましたが、その車椅子の中に埋もれるようにされる中で、「これからの宮崎をお願いします」ということを言われたのが非常に強く印象に残っております。その強い思いというものをじかに感じたところであります。私としましては、「故郷を愛し、人を愛す」と言われた佐藤氏の宮崎に対する強い思いを忘れることなく、また、しっかりと私どもがその思いを受け継ぎ、観光宮崎の再興に向けて努力をしてまいりたいと考えております。観光資源のより一層の磨き上げに取り組み、世界に誇れる「日本一のおもてなし」を構築してまいりたいと考えております。

次に、安全保障関連法案についてであります。御質問にありました立憲主義とは、主権者たる国民がその意思に基づき、憲法において国家権力の行使のあり方について定め、これにより国民の基本的な人権を保障するという、近代憲法の基本的な考え方だと認識をしておるところであります。そのことも踏まえた上で、政府においてさまざまなことを考慮された上での判断

というふうを受けとめているところであります。さまざまな意見があるところでありますが、この問題は、国の根幹にかかわる極めて重要な問題でありますので、政府におかれては、その背景や内容を十分に説明し、国会においては、幅広い国民の意見を十分に踏まえながら、丁寧かつ慎重に議論を行っていただきたいと考えております。以上であります。〔降壇〕

○田口雄二議員 御答弁ありがとうございます。私も13年前まで6年間、宮崎市に住んでおりました。また、シーガイアに近かったものですから、オーシャンドームや動物園に、よく子供たちと遊びに行ったものです。佐藤棟良氏のふるさとを愛する気持ちは、私たちもしっかりと受け継ぎ、本県観光発展につなげていかなければならないと、改めて思った次第であります。佐藤棟良氏の御冥福を心からお祈り申し上げます。

安保関連法案に関しましては、この憲法解釈変更は明らかに無理があり、これが認められるなら、次の政権が解釈をそのときの判断で変えることも簡単にできるようになります。法治国家の日本では許されるものではありません。しかも、一昨年の特定期秘密保護法のとくと同様に、国民に丁寧に説明し、理解を求めることはせず、逆に、国民に理解されると不安が広がるので、できるだけ短期間で法案の成立をさせようとしているとしか思えません。自衛隊の本県出身者を都道府県別に人口比で見ると、宮崎県は3番目に多いと聞いております。心配している御家族も多いことだと思います。専守防衛に徹する観点から、安倍総理の進める集団的自衛権の行使を容認することはとてもできない、そう思っております。

次に、医療福祉行政について質問いたしま

す。

当然ですが、医療福祉に関しては県民の関心も非常に高く、私どもが受ける相談や御意見、御要望も非常に多くなっております。県内においては、ドクターヘリやドクターカーの導入により大きく前進した救急医療であります。特に医師が集中している宮崎市を除けば、医師や看護師等の医療スタッフの確保に全力を注いでいる市町村が大半です。医師の偏在による医療格差が大きくなるばかりですが、改めて、現在の本県の医師の状況について、今回御就任されたばかりの福祉保健部長にお伺いをいたします。

**○福祉保健部長（桑山秀彦君）** 2年に一度行われます国の調査によりますと、平成24年12月末現在、本県の医師数は増加傾向にありますとともに、人口10万人当たりの医師数も240.6人ということで、全国平均の237.8人を上回っております。また、減少を続けておりました20代の医師数が下げどまりまして、増加に転じるなど明るい兆しも出てきておりますけれども、医師の地域偏在、それから、30代、40代の医師の減少が続くなど、依然として厳しい状況にあるという認識を持っております。

**○田口雄二議員** 延岡では、本県の医師数は全国平均より多いと説明をしますと、一様に皆びっくりいたします。この医師の偏在はなかなか是正することは難しいのが問題です。その中でも、医師不足の著しい県北の医療状況及び厳しい状況の解決の対策はどうお考えか、福祉保健部長に再度お伺いいたします。

**○福祉保健部長（桑山秀彦君）** 延岡西臼杵医療圏の人口10万人当たりの医師数は184.7人と、全国平均を下回っておりますけれども、本県では、宮崎東諸県医療圏以外の全ての二次医療圏

で全国平均を下回る状況になっており、県内における医師の地域偏在が顕著な状況にあります。このため県では、地域医療支援機構を設置して、県内の臨床研修医の確保や県外からの医師の招致を進めますとともに、自治医科大学卒業医師の計画的配置あるいは医学生への医師修学資金の貸与、それから、地域総合医育成サテライトセンターの設置運営などによりまして、医師の確保や地域偏在の解消に向けて取り組んでいるところでございます。今後とも、大学や県医師会、市町村など関係機関と緊密な連携を図りながら、全力で取り組んでまいりたいと考えております。

**○田口雄二議員** 基本的なことを2点続けてお聞きいたしました。福祉保健部長は以前、病院局次長もされておりましたので、県内全域、そして県北の状況もよく御存じだと思います。県北は医師数が少ない上に、診療科の偏在もあります。特に小児科医が少ない上に、高齢化が顕著な状況で、夜間診療や休日の診療が限界に近い状況です。そこに、県北のカリスマ小児科医、又木平八郎先生が先にお亡くなりになったときには衝撃が走りました。又木先生には残念ながら後継者がおらず、又木小児科は閉院となってしまいました。5月2日に又木先生のお別れの会が開催され、驚くほど多くの市民が親子連れで弔問に訪れておりました。私も遺影の前に献花させていただきました。

さて、医師確保においては、これまで、県内出身の学生を一人でも多く宮崎大学医学部に入学させて、そのまま県内の研修指定7病院において研修医として臨床研修してもらうよう推進してきました。臨床研修医は、そのまま研修先の病院や地域の病院に残る傾向が強いためです。ようやくその政策が実を結び始め、少しずつ



つ増加傾向にあり、昨年公表された時点で、医学生が臨床研修先を決めるマッチングの結果は、55名と、これまでで2番目に多い内定数でした。その後、本年の臨床研修医の受け入れ状況はどうなったのか、福祉保健部長にお伺いいたします。

**○福祉保健部長（桑山秀彦君）** 平成27年度に県内で臨床研修を開始しました医師数は、3年ぶりとなります。県立延岡病院での臨床研修医1名を含めまして、55名となっております。これは、昨年度の45名と比較しますと10名の増加でありまして、平成16年度に現在の新臨床研修制度が創設されて以来、平成24年度の58名に次いで2番目に多い結果となったところでございます。

**○田口雄二議員** ありがとうございます。医師国家試験の合格か否か、また、自治医科大卒の医師や2次募集等で若干の入れかわりはあっても、内定数と同数の研修医を受け入れられたことは、実にありがたいことです。特に、昨年の時点では7年連続、研修医のマッチングが一人もいなかった県立延岡病院に、2次募集で応募があり、国家試験も合格し、研修医が誕生したことは、この場で再三、研修医の確保を要請してきた私にとりましては大ニュースです。この研修医は、地元宮崎で地域医療に貢献したいとの高い意識をお持ちであると、担当職員よりお聞きいたしました。それにしても、県立日南病院は、募集定員5名に対して、研修医が今年度は7名も着任しています。研修医にとって、いかに地域総合医育成サテライトセンターが魅力的であるか、よくわかります。延岡病院への設置をどうか御検討くださるよう、よろしくお願いいたします。

次に、県北地区の医師確保の一つとして、4

年前に延岡高校に設置されたメディカル・サイエンス科についてお伺いいたします。昨年の1期生の卒業生には期待も大きなものが集まり、それが延岡高校全体の底上げとなり、これまでにない好結果の進学状況となりました。メディカル・サイエンス科におけるこれまでの進学状況と、延岡高校全体ではどうであったのか、教育長にお伺いをいたします。

**○教育長（飛田 洋君）** 延岡高校のメディカル・サイエンス科は、この春に2回目の卒業生を送り出したところですが、進学状況につきましては、現役のみの数字ですが、1期生は、国公立大学に62名が合格しており、その中で、理系学科に47名、うち医療系学科に医学科2名を初めとして19名が合格いたしております。2期生は、国公立大学に60名が現役で合格しており、その中で、理系学科に49名、うち医療系学科に医学科2名を初めとして20名が合格しており、メディカル・サイエンス科を設置した所期の目的は、ほぼ達成しているんじゃないかと考えております。また、延岡高校全体の進学状況、ことし3月卒業生でございますが、国公立大学合格者数が147名であり、ここ10年で最高の合格者数となっております。メディカル・サイエンス科の設置が、普通科にもよい影響を及ぼしたのではないかと考えております。

**○田口雄二議員** ありがとうございます。メディカル・サイエンス科ができてから、延岡高校の国公立の数字は一遍に50ぐらいふえているんですね。メディカル・サイエンス科の設置が非常に大きな影響を与えていると考えております。2年連続の好結果で何よりです。いずれ地元に戻ってきて地域医療に貢献してくれることを期待したいと考えております。

次に、ことしの1月1日より難病医療法が改

正され、対象の疾患の大幅な拡大がなされ、新たな医療費の助成制度に移行しました。全国的には、受給対象者が78万人から150万人ほどにふえる見込みで、県内でも6,000人ほどふえて、1万5,000人ほどになるのではないかと予想されています。対象の疾患が増加したことにより、難病指定の医師確保を心配した延岡県北難病交流会の役員の皆さんと延岡の県議5人との間で、昨年の9月に、直接、知事に指定医確保の要望をさせていただきました。現在の難病指定医師の指定状況、あわせて県北の状況について、福祉保健部長にお伺いいたします。

**○福祉保健部長（桑山秀彦君）** 難病患者の皆さんが医療費の助成を申請される際には、知事の指定を受けた難病指定医が作成します診断書が必要となります。県内における本年5月末現在の指定医数は863名となっております。このうち、県北の2つの医療圏では103名となっております。難病患者の皆さんが身近な医療機関で診断を受けていただく上では、一定の人数は確保しているものと考えております。

**○田口雄二議員** 県内各地で指定医が確保されており、今年度に入っても2カ月で100名も増加しているようでございます。この報告を聞けば、難病交流会の皆さんも安心してくれると思います。ありがとうございます。

次に、商工観光行政について質問いたします。

北部九州には、日本を代表する大手自動車メーカーが集積しています。東九州自動車道の相次ぐ開通を見込んで、県内の自動車関連企業が取引拡大のため、営業・情報収集や発信拠点として活用できるよう、福岡県の豊前市にフロンティアオフィスを開設いたしました。低料金でオフィスを貸し出し、現地メーカーの職員を

アドバイザーとして配置し、販路拡大等の支援を行うものです。その後、東九州道も開通し、間もなく1年を迎えようとしています。フロンティアオフィスの現状と成果について、商工観光労働部長にお伺いをいたします。

**○商工観光労働部長（永山英也君）** 北部九州フロンティアオフィスには、現在、県内の自動車関連企業4社が入居し、アドバイザーとして委嘱した大手自動車メーカーの社員などから指導・助言を受けながら、北部九州での活動を積極的に展開しております。入居した企業からは、大手自動車メーカーから直接サポートを受けることができ、効果的な営業活動が展開できるようになったとの高い評価を得ております。また、これまでのところ、入居企業各社とも新たな取引が進んでおり、県としても手応えを感じているところであります。今後は、オフィスでの活動を通じて得られた情報について幅広く県内企業へ提供するなど、さらに取引の機会を拡大できるよう取り組んでまいりたいと考えております。

**○田口雄二議員** 北部九州の自動車メーカー4社で年間130万台の生産がなされております。アドバイザーをしっかりと活用して、取引のチャンスをしっかりとつかんでいただきますよう、御期待申し上げます。

次に、延岡商工会議所等がブランド化に取り組んでいる「ひむか海やまめ」について、どのような魚であるかも含めて、農政水産部長にお伺いいたします。

**○農政水産部長（郡司行敏君）** ヤマメにつきましては、本県では、川の上流域で小型のまま生涯を終えますが、寒冷地では、一部が海に下って大型化するとともに肉質が向上し、サクラマスと呼ばれ、比較的高い単価で取引がなさ

れております。その点に着目した五ヶ瀬町のヤマメ養殖業者が、平成24年から、淡水で育てた稚魚を、延岡市の養殖業者と連携して、海面で養殖することで大型化させる取り組みを進められているところであります。このサクラマス、五ヶ瀬町において再度、淡水で飼育し、黄金色のきれいな卵の加工品を販売するとともに、体重1.2キロまたは体長40センチ以上のものについて、「ひむか海やまめ」のブランド名で、先月から販売を開始したところであります。

**○田口雄二議員** ありがとうございます。なぜ淡水で育ったヤマメが海水で大型化するのか不思議なものですから伺いましたら、海水の刺激によって成長ホルモンが出るようで、脂がまるやかになるようです。長く海水にいるほど大型化するのですが、水温が高くなる延岡では5月までが限界のようです。そこで、再び冷たい淡水に戻しまして身を引き締めているというのが、「ひむか海やまめ」のようでございます。この「ひむか海やまめ」の現状と課題について、再度、農政水産部長にお伺いします。

**○農政水産部長（郡司行敏君）** 「ひむか海やまめ」につきましては、ブランド化の取り組みが開始されたばかりであり、現在は、延岡市内の料理店を中心に販売がなされておりますが、今後は、徐々に販路を拡大される計画と伺っているところであります。販路拡大に際しましては、ブランド確立のための認知度の向上はもちろんでありますけれども、市場規模や市場評価等の情報収集が極めて重要であるというふうを考えております。このため、県といたしましては、ことし8月に東京で開催されます「ジャパン・インターナショナル・シーフードショー」への出展支援などを通じまして、関係者の取り

組みを支援してまいりたいと考えているところであります。

**○田口雄二議員** 国内のサケ・マスは約60万トンの需要があるようでございますが、そのうちの70%が輸入のようなんです。ですから、食えれば伸びる可能性も十分あると思いますし、先ほどもお話がありましたように、宮崎のチョウザメのような知名度はありませんが、「ひむか海やまめ」の卵も実においしいようでございます。県の後押しもぜひともよろしく願い申し上げます。

次の質問に移ります。待望の香港航空が3月28日就航いたしました。宮崎空港からソウル、台北、そして香港と、国際線が3つもある地方空港が誕生しました。特に香港の皆さんはすごい親日家で、10回ぐらいのリピーターなどは珍しくないほど、東京などの首都圏だけではなく、日本の地方にもよく足を運んでいただいております。外国の香港線の申請許可の件で、定期便としての就航がおくれています。そこで、香港航空が週2便、定期チャーター便として運行していますが、搭乗率を含め利用の現状を、総合政策部長にお伺いいたします。

**○総合政策部長（茂雄二君）** 宮崎—香港線は、ことし3月28日に就航しまして、5月末までの約2カ月間の搭乗率は68.5%であります。また、利用者の9割以上が外国人であり、香港航空からは、そのほとんどが香港からの観光客であると伺っております。

**○田口雄二議員** ありがとうございます。香港の皆さんは、中国人のような爆買いはしませんけれども、それでも、日本の安心・安全でおいしい農産物などをたくさん購入して、お土産で持って帰ってくれます。マナーも非常にいい観光客でして、万全のおもてなしをしなければな

りません。そこで、香港からは団体の旅行者が多いと聞いていますが、主にどのような観光ルートを回っているのか、商工観光労働部長にお伺いします。

**○商工観光労働部長（永山英也君）** 香港から本県を訪れる旅行者につきましては、宮崎便や鹿児島便を組み合わせた、九州を周遊する団体ツアーを利用した観光客が多くなっております。主な観光ルートといたしましては、宮崎、鹿児島、熊本、大分を周遊するコースや、宮崎、鹿児島を周遊するコースなどとなっております。県内におきましては、青島や日南海岸、高千穂峡、西都原などの観光地が組み込まれております。県といたしましては、本県観光の魅力を幅広く発信し、さらなる誘客促進を図るため、香港の旅行会社に対して、新たなコースの提案や観光素材の紹介などを行っているところでございます。

**○田口雄二議員** まだチャーター便のために団体が中心で、定期便になれば、鹿児島航路のように搭乗率も80%近くになるのではないかと思います。また、逆にチャーター便のために、県がせっかく用意した利用促進の補助金もまだお渡しできないらしいですね。ですから、一刻も早く定期便になって個人の方も来ていただけたらと思っております。現在、一番香港の皆さんを日本に送り込んでくれている旅行会社のEGLツアーズというのが香港にございますが、このラッピングをしたバスを県内で見るようになりました。香港の皆さんが来てくれているんだなど、そのバスを見ただけでもわかる。私も見ながら非常にうれしく思っております。一刻も早く定期便就航で団体以外の参加も増加してほしいものだと思っております。

次ですが、イタリアのミラノで、「食」を

テーマに、世界から約150カ国等が参加する国際博覧会が5月1日に開幕いたしました。日本は最大規模のパビリオンを出展しています。日本館は大変人気があるようで、報道によりますと、入場するのに30～40分待ち時間が必要なようでございます。10月31日までの日程ですが、本県も9月に出展予定です。今、各県が東アジア戦略を繰り広げ、本県も宮崎牛を初め、積極的に取り組んでいますが、東アジアと違って成熟社会になっているヨーロッパでは、当然、その取り組みも変わるのでないかと思います。ミラノ国際博覧会出展の狙いは何なのか。また、現在の取り組み状況について、総合政策部長にお伺いいたします。

**○総合政策部長（茂 雄二君）** ミラノ国際博覧会におきましては、宮崎の豊かな自然と技術に育まれた安全・安心・高品質な食材を初め、神話や文化などの魅力を世界にアピールしたいと考えております。また、今回の出展には、牛肉や焼酎、ブリ、茶、乾シイタケなど、EUへの輸出実績や可能性がある県内の10の企業が参加しますとともに、万博出展後にドイツで開催されます世界最大規模の食品見本市や商談会にも県内17の企業が参加するなど、ミラノ万博を契機に、新たな海外市場の販路拡大を図ることといたしております。現在、万博出展に向けまして、参加企業の商品を生かした食の提供やPR映像、輸送方法などの詳細な運営プランを作成しますとともに、大手商社やジェットロとも連携し、各企業の見本市や商談会への出展支援を行うほか、今年8日には「輸出ビジネスサポートデスク」を設置しまして、輸出に取り組む企業向けの無料翻訳サービスを開始したところでございます。9月のミラノ万博、さらには10月の食品見本市におきまして確かな成果が得られ

ますよう、引き続き参加企業とも連携し、しっかりと準備を進めてまいりたいと考えております。

**○田口雄二議員** 今答弁にありましたように、この万博の後には、世界最大の食品見本市がドイツのケルンで開催されます。東アジアのバイヤーも当然駆けつけるとは思いますが、ヨーロッパ用の戦略を立ててしっかりと取り組んでいただきたいと思います。

次に、東九州メディカルバレー構想について質問いたします。この件に関しましては、私は毎回質問していますが、この構想がうまくいくかどうかによって、本県、そして、特に県北への影響が非常に大きいと思うからであります。最近、東九州メディカルバレー構想に関するニュースが報道されることが、非常に多くなってきております。総合特区の指定を受け、財政的、税制的にも優遇され、また、規制緩和により、研究開発が大変やりやすい環境になりました。また、医療技術人材育成の拠点づくりの環境で取り組むアジアへの貢献も、着実に実績が上がりつつあります。

そのような中、前々から大きな期待が寄せられていました、九州保健福祉大学の竹澤教授と県内企業が進めていた自動たん吸引装置の開発が順調に行き、いよいよ製品化へのめどが立ったとの記事が、5月18日の宮崎日日新聞の一面トップに掲載されております。この秋から県立延岡病院で臨床研究を始め、来年には製品化される見込みのようです。人工呼吸器を装着している人や看護・介護の分野においても、24時間定期的なたんの吸引をしなければならず、大きな負担となっていました。実現化すると、日本どころか、世界中から大歓迎される製品になるものと思います。東九州メディカルバレー構想

は順調に推移しているものと思いますが、進捗状況について、商工観光労働部長にお伺いいたします。

**○商工観光労働部長（永山英也君）** 東九州メディカルバレー構想につきましては、ものづくり企業や支援機関を会員とする「医療機器産業研究会」の会員企業が、当初の32社から72社へ大幅に拡大をするとともに、新たに医療機器製造業許可を取得した企業も7社になるなど、医療機器産業への新規参入が進んでおります。また、県の支援制度のほか、国の特区調整費等を活用し、議員のお話にありましており、九州保健福祉大学が中心となって、世界初となる自動たん除去システムの開発が進行中であるなど、医療機器の研究開発も活発化しております。今後大いに期待ができると考えております。さらに、延岡市等との連携のもと、海外からの医療技術者研修を実施するなど、医療技術を東九州からアジアに展開させる取り組みも進行してありまして、順調に推進できているものと認識しております。今後とも、宮崎・大分両県の産学官の連携のもと、取り組みを一層加速化させていきたいと考えております。

**○田口雄二議員** 私の亡くなった母も難病で、寝たきりとなって体力が落ちてきたころからは、たんの吸引が必要になりました。それだけに、介護していたときの実情はよくわかります。自動たん吸引装置の早期製品化が待たれます。

このほか、延岡市の金属部品加工会社の「昭和」の生体信号計測装置「FARG（ファーク）」も製品化に近づいております。これは宮崎大学と共同開発をしているもので、筋萎縮性側索硬化症（通称ALS）や筋ジストロフィーなどの、両手が不自由になった重度障がい者

が、顔の筋肉や視線の動きでパソコンの画面上に文字を表示させることで、意思の疎通が図れるようになるものです。文書作成等もできるようになるなど、障がい者の皆さんに生きる希望を与えてくれます。これも製品化が待たれております。

また、メディカルバレー構想は、産学官の連携で研究開発が進んでいます。その研究開発に大きく寄与している九州保健福祉大学に、この4月に、新しい学部と新しい研究所が開設されました。がん細胞か否かを判断する細胞検査士と、さまざまな検査を通じて人々の健康を守る臨床検査技師の2つの資格を取得できる、「生命医科学部」と「がん細胞研究所」です。この開設は、メディカルバレー構想の推進に大きく貢献してくれるとっております。神戸大学大学院医学研究科のIPS細胞応用医学分野の青井貴之特命教授の開設記念講演会と祝賀会が5月に開催されました。青井教授は、ノーベル賞受賞の山中京都大学教授のIPS細胞研究に大きく携わっております。IPS細胞誘導技術を応用した人工的な大腸がん幹細胞作成を成功させた方のようなようです。とはいっても、この成功が医学的にどうなのか私にはよくわかりません。詳しく知りたい方は清山議員にぜひ聞いていただきたいと思っております。当日は、この祝賀会に知事も出席していただき、祝辞を述べられました。無事開設された「生命医科学部」、そして「がん細胞研究所」について、知事の所感をお伺いいたします。

**○知事（河野俊嗣君）** 人口減少が進む中で、地方創生が大きな課題となっている。その中で、地方における学びの場の確保というものは、大変重要な課題であると考えております。このような中で、ことし4月に九州保健福祉大

学に開設された「生命医科学部」は、今御指摘がありましたような細胞検査士の、九州で初めての養成施設であるわけでありまして。さらに、臨床検査技師とのダブルライセンスということで、大変魅力的で高度な医療従事者の学びの場を提供するものということで高く評価し、期待をしておるところであります。また、あわせて設置されます「がん細胞研究所」は、九州における、がんや再生医療分野での研究開発拠点としての役割に加え、本県が進めております東九州メディカルバレー構想での研究開発拠点づくりや医療系人材育成にもつながることから、県北地域のみならず、本県全体の活性化につながるものと、大いに期待をしておるところであります。

**○田口雄二議員** 知事も大きな評価と期待を寄せていただいていることがよくわかりました。1期生はかなり優秀な学生が集まったようでございますので、これも期待したいと思っております。

次に、道路行政について何点かお伺いをいたします。

まず、これまで、この議場でも何度も要望が出されてまいりましたが、県道土々呂日向線の延岡市と門川町の境界の船越地区は、朝晩の交通量は大変多いのに、離合するのも大変難儀な道路でしたが、このたびの拡幅工事により、実に快適に走行できるようになりました。要望を実現していただきまして、心から感謝を申し上げます。ありがとうございました。

さて、東九州自動車道の宮崎一大分間が全線開通をして、人と車の流れが大きく変わりました。開通後初のゴールデンウィークは、県北の観光地は人があふれ、道の駅は車が入り切らず、周りが渋滞するほどです。延岡のB級グル

メの有名店は、県外の車が列をなしておりました。大分県や福岡県のナンバーがふえたのは当然ですが、今まで余り見ることのなかった四国や中国地方のナンバーも多く見受けられるようになっております。片側1車線といえども、高速道路の持つポテンシャルには驚かされました。そこで、東九州自動車道の福岡県内唯一の未開通の椎田南―豊前間の今後の見通しについて、県土整備部長にお伺いをいたします。

**○県土整備部長（図師雄一君）** 東九州自動車道のうち、福岡県内の椎田南インターチェンジから豊前インターチェンジの区間において、用地取得が難航しており、現在、福岡県において土地収用の手続が進められております。この未取得となっております事業用地につきましては、本年5月25日、西日本高速道路株式会社が、土地収用法に基づき、行政代執行の請求を福岡県知事に行いました。6月3日には、この請求を受けて福岡県が、行政代執行法に基づき、6月22日までに土地を明け渡すよう、相手方に文書で戒告したと伺っております。宮崎市から北九州市までが一本の高速道路でつながることは、九州のみならず、中国や四国地方などの広域的な経済交流などを促進させるため、当該区間の早期開通は非常に重要であると認識しております。県といたしましては、西日本高速道路株式会社が公表しているスケジュールどおり、平成28年春までに無事開通することを強く願っております。

**○田口雄二議員** 一日も早い開通を期待したいものです。昨年9月20日から3カ月間にわたって、ETC車限定で、大分県と本県内の高速道を一定の期間、定額で乗り放題というドライブパス、大変好評であったと聞いております。まだ未開通の部分が多かったにもかかわらず、利

用者が多かったようです。このドライブパス、ことしも実施されることを期待申し上げます。

ただ、そこでネックになるのが、東九州自動車道のパーキングエリアとサービスエリアの少なさです。つまり、休憩するところが非常に少なく、しかも施設が貧弱です。川南パーキングエリアは、今、トイレ増設工事をしていただいております。7月20日ごろ完成の予定ですので、夏休みにはどうにか間に合うようでございます。高速道路の設計要領の一定の基準は、サービスエリアは50キロメートル置き、パーキングエリアは15キロメートル置きだそうですが、宮崎西パーキングエリアから川南までは35キロございます。川南から道の駅「北川はゆま」までは65キロメートル、「北川はゆま」から大分松岡までは84キロと、間隔が非常にあいております。うっかり通り過ぎたら、次の休憩をとるところは、はるか先になってしまうという状況です。

今回、県警察本部より高速道路の事故状況が報告されました。高速催眠現象と思われる事故が多いとのことでした。単調な高速道路では、疲労や睡眠不足でなくても意識がもうろうとすることがあるそうで、これが高速催眠現象なのだそうです。居眠り運転につながり大変危険で、疲れを感じる前に休憩をとることが回避策のようです。ドライバーの安全対策からも、東九州自動車道の休憩施設の充実についてどのように考えているか、県土整備部長にお伺いいたします。

**○県土整備部長（図師雄一君）** 高速道路の休憩施設につきましては、その施設が長距離にわたってないという状態は決して好ましいものではなく、また、交通事故の未然防止の観点からも、さらなる休憩施設の充実が重要な課題であると認識しております。このため県では、これ

までも機会あるたびに、関係機関に対し、要望活動を行ってきたところであり、先月には、知事が西日本高速道路株式会社社長を訪問し、本県の交通事故発生状況等を踏まえ、さらなる休憩施設の充実についてお願いしたところであり、県といたしましては、より一層、利便性・安全性の向上が図られますよう、西日本高速道路株式会社などに対し、引き続き要望してまいりたいと考えております。

**○田口雄二議員** 高速催眠現象で居眠り運転につながるようで、片側1車線の道路ですから、反対車線に飛び込むので、さらに危険が増すと思います。九州中央議員連盟で毎年、NEXCO西日本、国土交通省九州地方整備局に要望活動で参りますので、私どもも強く訴えてまいりたいと思っております。

次に、重点港湾に指定され、整備が急速に進む細島港を生かすため、無料の高速道路で熊本県の物流を京浜・関西地区に送り出し、逆に、京浜・関西地区の九州への物流を細島で受け入れ、九州各地に送り出す。また、熊本県の阿蘇に年間1,700万人来る観光客を宮崎県にいざなうために、九州中央道の早期完成が求められます。九州中央道の現在の整備状況と今後の見通しについて、県土整備部長にお伺いします。

**○県土整備部長（図師雄一君）** 九州中央道の現在の整備状況につきましては、ことし4月29日に北方延岡道路が全線開通し、本県側の約51キロメートルのうち、13.1キロメートルが供用されたところであり、

次に、今後の見通しではありますが、高千穂日之影道路は、2つの長大トンネルがその延長の大半を占めており、現在、国が事業を行っております。このうち、高千穂町寄りの大平山トンネルは、昨年12月に着工し、現在、順調に工事

が進められており、また、もう一つの平底トンネルは、年度内に工事が発注される予定とお聞きしております。なお、蘇陽から五ヶ瀬を経由して高千穂までの区間は、新規事業採択に向け、国が計画段階評価の手続を行っているところではありますが、事業化にはまだ幾つかの段階を経る必要があります。県といたしましては、一日も早く全線開通しますように、事業中区間の早期完成と未事業化区間の早期事業化を、国に対して引き続き訴えてまいります。

**○田口雄二議員** 本県の経済に大きな影響を与える道路になります。熊本県側も小池高山と北中島間10.8キロが平成30年度に開通の予定で、これで供用率もかなり上がると思いますが、まず、大分と熊本間の中九州自動車道よりも少しでも早く開通させたいと思っておりますので、どうかよろしく願いいたします。

次に、教育行政について何点か質問いたします。

今年度から延岡市の全ての小中学校39校で試行される土曜授業が、先月からスタートしました。御協力いただきました県教育委員会と教職員組合の皆さんにお礼を申し上げます。実施回数は年12回の予定で、月に1回から2回の予定です。土曜授業は、休日の利点を生かして、地域の教育力を活用したり、年間の総授業数を変えないことで平日にゆとりを生み出し、教師と子供たちが向き合う時間がふえることなどが期待されています。土曜授業に対する教育長のお考えと、延岡市で土曜授業がスタートしたことに対する教育長の所感をお伺いいたします。

**○教育長（飛田 洋君）** 子供たちを豊かに育むために、学校には、家庭や地域と連携した多様な学習や体験活動等が求められますが、土曜授業を実施することで、より多くの方が協力で



きる体制が整えられ、これまで以上に豊かな教育活動を展開できますことは、非常に価値があることだと思っております。現在、延岡市で試行されている土曜授業の取り組みにつきましては、これまでの、企業を退職された方々などを中心とした「のべおかはげまし隊」などの取り組みを根底にして、市民全体で子供を育てるという理念に基づく取り組みであることや、平日の授業の3時間を土曜日に移すことで、ゆとりをつくり、職員が子供と向き合う時間の確保に努められることなど、延岡市ならではの工夫があり、意義ある取り組みだと考えております。

**○田口雄二議員** 隣の鹿児島県では、今年度から県内全ての小中学校で、土曜授業がスタートしたようです。全国的な流れでもありますが、県内の小中学校における土曜授業の実施に関する状況をお聞かせください。

**○教育長（飛田 洋君）** 県内の小中学校では、現在、延岡市を含め、2つの地域で土曜授業が試しに実施されております。延岡市では今年度から、市内の全小中学校で年に12回、体験活動等を取り入れた授業が予定されています。さらに今年度は、新富町の全小中学校において、家庭や地域と連携した教育活動を充実するという趣旨のもと、年に1回から2回程度試行されると伺っております。土曜授業のほか、それぞれの地域の実態に即して、NPOや教育委員会などが主体となって、希望者に対して学習等の機会の提供を行っているところもございます。

**○田口雄二議員** 延岡市の状況を見ながら判断する教育委員会も出てくるのではないかと思います。やる気のある前向きの教育委員会には、ぜひ応援をよろしく願います。

次に、教職員の相次ぐ不祥事についてお伺い

します。今回、私は文教警察企業常任委員会に所属しましたが、最初の報告が、部活動の引率先での合宿で、教職員が女子生徒へのわいせつ行為を行い、懲戒処分したことでした。ここ数年、教育長や担当課長等が頭を下げているシーンを報道でいつも見ているような気がいたします。教職員の皆さんの不祥事がとまりません。教職員の不祥事に対して、県教育委員会としてどのような対策に取り組んでいるのか、教育長に伺います。

**○教育長（飛田 洋君）** 今回のわいせつ事案につきましては、県民の皆様、そして何より、被害に遭われた生徒の皆さん、保護者の皆様へ心よりおわびを申し上げたいと思います。

不祥事の防止につきましては、これまで、研修やコンプライアンス定期点検などを行うとともに、私みずから校長会で、校長一人一人に強い緊張感を持って指導の徹底を図るように訴えてきたところであります。教職員は子供たちを守る存在であります。その教職員が加害者となって子供たちを被害者とする犯罪は、絶対に起こしてはならないという強い決意を持って、今年度、「わいせつ事案の根絶」「体罰事案の根絶」を重点事項として掲げました。教職員一人一人が、このことを自分のこととして重く捉えるよう、市町村教育委員会と十分連携を図りながら、管理職研修や各学校での研修の充実を図るとともに、職員相互に注意し合える職場環境づくりをも進め、不祥事根絶に向け、粘り強く取り組んでいく所存です。

**○田口雄二議員** 2013年度、全国の小・中・高などの公立学校で、わいせつ行為で処分を受けた教員が205名と、過去最悪になったと文科省が公表しています。わいせつ行為に遭った生徒は、なかなか相談する勇気がなく、人知れず一

人悩んでいるケースが多いのではないのでしょうか。表面化したものは氷山の一角ではないかと思ってしまう。わいせつ被害に遭った児童生徒の相談しやすい環境をつくるために、どのような対策に取り組んでいるのか、教育長にお伺いします。

**○教育長（飛田 洋君）** 犯罪被害の中でも特にわいせつ事案は、大人でも声を上げにくいものだと思います。まして子供は、まず相談できない、相談しないと、そういう認識で対応すべきであると考えております。そこで、学校においては校長が、セクシュアルハラスメントの相談員に、養護教諭や教育相談担当教員など相談しやすい教職員と、複数の保護者を任命しておりますが、その相談員が誰であるかを、児童生徒はもちろんのこと、保護者にも紹介するとともに、「ぜひ相談してください」ということを広く伝えるため、PTA総会や学校通信等で積極的に周知いたしております。また、口では子供たちが言えないことでも、場合によっては紙なら書けるんじゃないかというようなことも考え、年に複数回アンケート調査を行ったり、小さな変化を見逃さないため、定期的に教育相談を実施するなど、きめ細やかな対応ができるよう努めているところであります。

**○田口雄二議員** 今回の部活合宿中の事件は、被害に遭った生徒が複数だったので表面化したのではないのでしょうか。個人情報保護を徹底しながら、相談しやすい環境の提供をよろしくお願いいたします。

次に、わいせつ被害に遭った児童生徒のケアの状況についてお伺いをいたします。

**○教育長（飛田 洋君）** わいせつ被害に遭った子供へのケアでは、言葉に出せないほどつらい思いをしている児童生徒や、保護者の気持ち

にしっかりと寄り添い、心の平穏を保てるようにすることが、まず何より重要であると考えております。そのために、その子供が最も信頼を寄せる教職員を中心に、臨床心理士などがチームをつくり、児童生徒の心身のケアを行っております。また、一旦落ちついたように見えても、その後も、さまざまな思いを抱えながら日々の生活を送ることも予想されますので、経過の観察も含め、継続的に支援する体制を整え、心身の安定を図るケアにも取り組んでいるところであります。さらに、学習のおくれにより、児童生徒が困り感を持つことがないように、必要に応じて、個別に補充学習を実施するなどの対応にも努めているところであります。

**○田口雄二議員** 心の傷は大きく、一旦落ちついても、フラッシュバックしていつまでも嫌な思いをする子供も多いようでございますので、心のケアをしっかりとお願いいたします。

わいせつ行為予防策の一つとして、生徒との私的メールのやりとりを禁止する教育委員会が多くなっています。私的メールが続くと、教員と生徒の距離が近くなり、わいせつ行為に発展する場合があります。教職員と児童生徒のメール等による私的なやりとりについて、どのような指導を行っているのか、また、市町村教育委員会とはどのような連携をとっているのか、再度、教育長にお伺いします。

**○教育長（飛田 洋君）** 教職員と児童生徒の私的なメール等のやりとりは、セクシュアルハラスメントやわいせつ行為等につながる危険性があるだけじゃなくて、いろんな誤解とか臆測を生むおそれがあります。このようなことから、本県においては、教職員が児童生徒と私的なメール等を行うことを禁止しており、その徹

底を図るために、服務規律に関する通知により、繰り返し指導を行うとともに、年2回のコンプライアンス自己点検シートで教職員にチェックさせることにより、教職員一人一人の自覚を促すなど、市町村教育委員会とも連携を図りながら、指導に努めております。なお、児童生徒との連絡や相談は、原則、電話といたしておりますが、特別な配慮が必要な生徒もおります。そういう場合には、校長の指導のもと、公用のパソコンから子供たちにメールを送るといったような配慮をしている学校もございます。

○田口雄二議員 本県では生徒とのメールが禁止とわかりました。伺いましたら、教職員の車に生徒が同乗することも禁止だそうでございます。教職員のわいせつ行為は即懲戒免職になることも、絶えず意識させておかなければならないと思っております。もう教職員の不祥事が発生しないように、御指導をよろしくお願いいたします。

近年は、経済的な理由で泣く泣く高校を中途退学する学生が多くなっていましたが、平成22年の高校授業料無償化のスタートで、中途退学者が減り、逆に復学する学生がふえました。家庭の事情にかかわらず、学ぶ意思のある学生が安心して勉学に打ち込める体制が整い、教育格差が是正される傾向にありました。この授業料無償化は、先進国では常識であるにもかかわらず、さんざんばらまきだと批判されましたが、その後、政権交代しても、さすがにこの制度はなくすることができず、平成26年から収入による格差をつけて、高等学校等就学支援金として残っています。廃止とならず、支援内容を変えて制度そのものが残り、ほっとしたところでした。しかし、ここに来て、家庭の経済的な困窮を理由に高校を中退する生徒が、またしても増

加傾向にあるようです。そこで、本県の県立高校における中途退学者や、そのうち経済的な理由による者は何人いるのか、ここ数年の推移とともに、教育長にお伺いをいたします。

○教育長(飛田 洋君) 過去5年間の本県県立高等学校における中途退学者数につきましては、平成21年度は371人で、そのうち経済的な理由によるものが10人です。同様に申し上げますと、22年度は373人で経済的理由が4人、23年度は290人で6人、24年度は304人で4人、25年度は356人で4人となっております。

○田口雄二議員 無償化が実施された平成22年から、経済的な理由による中途退学者は大きく減っております。それでも毎年4人ほど退学者が出ているようでございます。学ぶ意思があるにもかかわらず、退学していかねばならない学生は無念でならないと思います。貧困の連鎖を断ち切るために、昨年1月「子どもの貧困対策法」の施行に続き、本年4月には生活困窮者自立支援制度も始まっており、経済的支援や保護者の就労支援、子供の学習支援なども始まっておりますので、何とか福祉保健部の対応で支援できないか、検討をお願いいたしまして、質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。(拍手)

○中野廣明副議長 次は、黒木正一議員。

○黒木正一議員〔登壇〕(拍手) 東臼杵郡の黒木でございます。田口議員の解説のとおり、さきの選挙におきましては、辛うじて当選することができました。私の選挙区は大変広く、課題山積地域であります。しかし、人口の少ないところから当選させていただいた感謝の気持ちを忘れずに、課題解決のために頑張りたいと思います。選挙区を回り、改めて感じたことは、人が減り、空き家がふえている、地域

を支えていた商店が店を閉めている、そして鳥獣被害がより深刻になっているなどでありました。この選挙の中で見たり聞いたり感じたことを中心に、質問を行います。

まず、鳥獣被害対策について伺います。

3月、美郷町では、土曜・日曜に地区の男性総出で田畑に獣害対策の金網張りの光景を、各地で見かけました。のどかで美しい田園風景が一変、田畑はもちろん家までが金網で覆われていく光景は、なれてしまえばそれが当たり前で、何も感じなくなるのかもしれませんが、異様な光景です。車と鹿の衝突事故もふえています。道路で車と出会った鹿が、周りが金網で覆われているため逃げ場がなく、車とぶつかるのです。日豊線では、今年9日、列車と鹿の衝突事故も報道されましたが、去年は日豊線で96件の衝突事故があったそうです。鹿がふえている、猿が出る、「何とかしてくれ」という声が実に多い。私も昨年植えたクリの木の新芽を食べられ、幹の皮は剥がされ、シキミまでも皮を剥がれ、枯れているものもあります。鹿によるものと思われまます。

25年には県内で、イノシシ1万7,000頭、鹿2万5,000頭、猿1,400頭を捕獲するものの、農林作物の被害額は8億を超え、被害は深刻になっています。これまで何度も鳥獣被害の問題を質問してきましたが、改めて行います。先日、県鳥獣被害対策特命チームの会議があり、対策が話し合われたようですが、今後の取り組みについて、チーム長であります稲用副知事に伺います。

以下の質問は質問者席より行います。(拍手) [降壇]

○副知事(稲用博美君) [登壇] お答えいたします。

鳥獣被害対策についてであります。鳥獣被害対策につきましては、本庁及び各地域に鳥獣被害対策特命チームを、また、林業技術センター内に鳥獣被害対策支援センターを設置し、市町村や関係機関とも一体となって、モデル集落での成功事例の創出や、適切な捕獲対策等に取り組んでいるところであります。しかしながら、御質問にありましたように、鳥獣被害は依然として深刻な状況にあり、さらなる対策の強化を図る必要があります。このため、モデル集落での成功事例を県内各地域に普及させていくとともに、市町村、関係機関、地域住民が一体となった餌づけ防止や追い払い活動など、被害対策のさらなる推進、継続的な捕獲対策の強化や効果的な防護柵の設置、捕獲鳥獣の利活用の推進など、総合的な対策に引き続き全庁を挙げて取り組んでまいりたいと考えております。以上でございます。[降壇]

○黒木正一議員 美郷町のシイタケ生産農家で、猿による被害の話を聞きました。耳川にかかる近くの橋を行ったり来たりして、シイタケなどの農林作物を荒らしている。ボス猿が安全を確認して合図を送ると、一列に並んで橋を渡っていくのだそうです。地域の消防団より統制がとれておって、その上、賢いのでどうにもならないという話でありました。猿によるシイタケ被害は、椎葉村でも門川町でも聞きます。本県においては、先ほど言われましたけれども、平成24年4月に林業技術センター内に鳥獣被害対策支援センターを設置して対策に取り組んでおります。モデル集落での成功事例を県内各地域に普及させていくということですが、どのような成功事例があるのかを環境森林部長にお願いいたします。

○環境森林部長(大坪篤史君) 鳥獣被害対策

支援センターでは、地域の鳥獣被害対策特命チームと連携しまして、各地に設置されているモデル集落を中心に、被害対策に関する技術面の支援等を行っております。その中で、例えば木城町の駄留集落では、やぶの刈り払いや猿の追い払いを地域ぐるみで徹底した結果、被害がほとんどなくなり、一度やめていた耕作を再開するなどしております。また、延岡市北川町の川坂山の手集落では、里山を管理し、防護柵を設置するなどした結果、被害が減少し、湿原の希少動植物の保護にもつながっております。鳥獣被害対策につきましては、地域一体となって取り組むことが大変重要ですので、このような成功事例をより多く創出し、周辺地域にも波及させてまいりたいと考えております。

**○黒木正一議員** 全国の成功例をいろいろと調べてみますと、共通点は、野生鳥獣を集落内に入らせないこと、侵入したら追い払うか捕獲することということ、これは当たり前のことだと思うんですけれども、昔、シシ垣と呼ばれる防護壁をつくって地域ぐるみで対策を行っていた原点に返ること、人間の団結力が一番の武器ということでしょうか。なるほどとは思いますが、現実には容易なことではありません。「21世紀は鳥獣害の世紀」と言う人もいます。過疎問題、人口減少の克服には、鳥獣害対策も不可欠です。

国は、25年に「保護」から「捕獲」へと方針を大転換し、10年後に鹿・イノシシの生息数を半減する目標を掲げ、翌26年には、政策の根拠となる改正鳥獣保護法を成立させています。その一方で、27年度鳥獣被害防止総合対策交付金を総額160億円から95億円へと大幅に削減、本県への配分も大きく減少しています。交付金減少が鳥獣被害対策に及ぼす影響と今後の対応につ

いて、農政水産部長にお伺いします。

**○農政水産部長（郡司行敏君）** 国の鳥獣被害防止に係る関連予算につきましては、本年度から、緊急捕獲等対策が鳥獣被害防止総合対策交付金に統合され、全体として、前年度比59%に縮減されておりました。本県には、要望額に対しまして、62%の3億1,700万円余が配分されているところであります。このため、県といたしましては、環境森林部の捕獲対策等と一体的な推進を図るとともに、本年度から、多面的機能支払制度の中で、本県独自の取り組みとして、わなや防護柵の導入等を支援の対象とするなど、関連予算の削減に伴う影響の緩和に努めてまいりたいと考えているところであります。また、国に対しましては、鳥獣被害対策が計画的・安定的に実施できますよう、予算の拡充について強く要望してまいりたいと考えております。

**○黒木正一議員** 鳥獣被害対策関連予算が大きく削減されることは、大きな問題だと思います。新聞に一般質問の項目が載りますけれども、私が鳥獣被害対策と書きましたら、数人の方から連絡がありました。「鳥獣被害が何とか解決できなければ、地方創生どころではない。この現実を知ってほしい」というものばかりでありました。これまで多額の対策費をつぎ込んでもらっております。基本は自衛でありますけれども、自衛どころではなくなっております。

本県の調査による鹿の推定生息数は約4万頭でしたが、環境省による鹿生息状況調査では、本県の生息数を12万5,000頭と推定しており、これを10年間で半減するには相当数の捕獲が必要になります。被害対策特命チームの会議で、捕獲がふえるものの食用などの活用が浸透していないことから、チーム内に利活用部会を設置

し、利用促進を決めたということでもありますけれども、全国各地で、捕獲した有害鳥獣の有効活用に取り組んでおります。

ある県では、調理専門学校に依頼して、学校給食に利用できる鹿肉のレシピを開発、給食での利用を実現していると聞きます。給食用に安全で均質な肉を大量に提供するためには、肉の処理を適切かつ安定的に行う加工施設の整備、安全衛生管理、仕入れ価格を抑える仕組みなど、問題はあるものの、鳥獣被害は子供たちにも身近な問題であり、地域課題や自然、命について、学び考える機会にもなっているというふうに聞きます。本県で利活用されている状況と今後の取り組みについて、総合政策部長にお伺いします。

**○総合政策部長（茂 雄二君）** 県内における捕獲鳥獣の利活用につきましては、直売所での肉の販売や飲食店での料理提供、鹿肉を活用した加工品販売などの取り組みが行われているところでありまして、県としましても、処理施設の整備や鹿肉の販売に取り組まれている企業の人材育成等に対する支援を行っているところであります。しかしながら、販売先の確保や安定供給、採算性の確保などの解決すべき課題もありますことから、捕獲した鳥獣の利活用は一部にとどまっている状況にあります。このため、本年度、鳥獣被害対策特命チーム内に、新たに捕獲鳥獣利活用部会を設置したところであります。部会では、県内外の情報収集や情報発信、衛生管理マニュアルの周知、捕獲鳥獣を活用した地域おこしについて検討を進め、事業者や市町村などとも連携しまして、捕獲鳥獣の有効な利活用の推進に努めてまいりたいと考えております。

**○黒木正一議員** 「地方行政」という冊子に、

ジビエをめぐる三重県の取り組みが紹介されています。三重県の捕獲数は、24年度、鹿が1万7,000頭、イノシシが1万2,000頭、猿が1,400頭余りですから、宮崎県よりちょっと少ないかなというぐらいの捕獲数でありますけれども、ここでは、野生獣の食肉「みえジビエ」という新しいブランドをつくり、おりで捕獲した鹿を中心として、解体から衛生管理に関するマニュアルの整備、解体する場所の認定と、レストラン、スーパー、料理店などをつなぐ販売から食べるまでの流れをつくっており、県内6カ所の指定解体処理場で生産される肉・加工品は、みえジビエ登録制度登録施設のレストラン、スーパーで販売され、関東のレストラン、ホテルにも出荷されているようです。

解体施設への持ち込みは、鮮度保持のため、移動時間がマニュアルで冬場は90分以内、夏場は60分以内と決められており、信頼度が高く、品物が足りない状況で、三重県農林水産部には獣害対策課があるようですが、フードイノベーション課という課が販売先をすごい営業力でつくっていると紹介されています。ジビエは自然のものであるから、安定生産の困難さや品質管理など課題も多く、よほど本気度がなければ成功しないのではないかと思います。しっかりと取り組んでいただきたいものだと思います。

今回の新規事業で効果的な捕獲法に取り組むようでありまして、三重県でやっているように、おりでの捕獲、それから囲い込みの捕獲とか、そういったものもぜひ検討して、何とか効果的な捕獲法に取り組んでいただきたいと思っております。ジビエを地域資源として位置づけ、捕獲の推進や食文化の発展を目指そうと、2月には国会議員有志でもジビエ議連を立ち上げています。三重県は、鳥獣被害で大変だと思うん

ですけど、ツキノワグマを三重県で捕獲して滋賀県で放したということで、大変非難を浴びておりますけれども、鳥獣被害対策というのは本当に困ったものだなと思います。

次に、林業問題についてお尋ねするんですが、野生鳥獣による造林地やシイタケなど林産物の本県の被害もおおよそ1億円ぐらいでありますから、大変大きいものがあります。新植後の鹿ネットは必需品となりつつあります。しかしながら、この春、森林整備予算が減少して、補正予算の本県への配分がなかったということで、施業への影響が心配されましたけれども、県当局の努力によりまして、何とか影響を最小限にすることができました。ただ、森林整備予算は年々減少していることから、今後の動向が心配されます。事業とセットになっていた鹿ネットが張れなくなれば、鹿食害で全滅となった事例もあることから、造林意欲の低下につながるものが心配です。

造林・保育コストの低減などにも取り組むことは必要でありますけれども、需要が増加して伐採量の増加が予想されている中、必要な地域には、伐採後の再生林を推進して、健全な森林を次世代に引き継ぐことで、木材の安定供給や森林の公益的機能の発揮の維持・促進を図らねばなりません。そのためにも、必要な森林整備費の確保が重要と考えますが、心配する声が非常に大きいことから、今後の対応について環境森林部長にお伺いします。

**○環境森林部長（大坪篤史君）** 御指摘のとおり、国の森林整備予算が年々厳しくなっている中で、増加傾向でございます伐採跡地のより確実な再生林を進めていくためには、まずは予算の確保が不可欠でございます。一方で、「伐ったら、すぐ植える」作業システムの導入など、

コスト削減策にも鋭意取り組みまして、予算を最大限有効に活用することにも努めていかなければならないと考えているところであります。今後とも、関係団体等と十分連携し、資源循環型林業を実現するために、国に対して——本県は全国の林業をリードしているわけですから——本県の実情をしっかりと説明しながら、必要な予算の確保と本県への傾斜配分につきまして、強く要望してまいりたいと考えているところでございます。

**○黒木正一議員** 予算確保のことばかり質問しておりますけれども、地方創生と言いながら、今必要な予算が削減されております。しっかりと予算の確保に努めていただきたいと思いません。

先日、中国木材の日向工場第1期完成披露式に出席いたしました。広大な敷地に大規模な工場が建てられて、今後、大径材の製材工場、集成材工場が完成し、本格稼働となると、さらに大きな需要が生まれることとなります。14日の日曜日には、日向市であった日向木挽唄全国大会に誘われて行ってきました。木びきとは、大きいのこぎりで丸太を材木にする仕事で、製材は、機械化が始まるまでは、木びき職人が、大きい原木から柱、板など、ありとあらゆる材木を大きなのこぎりでとっていたそうで、木をひくときに、複数の人が歌いながら気を合わせていた労働歌が木挽唄だそうですが、製材を人力で行っていた木びき山師が中国木材を見たらどう思うのでしょうか。

木挽唄は、「山で子が泣く山師の子じゃろほかに泣く子があるじゃなし 山師さんたちや山から山へ 山師ややもめで子は持たぬ」と、少し寂しい歌詞でありますけれども、当時の木びき山師は、1級技術者で、筋骨隆々として、

村の娘の憧れの的であったようです。この日向木挽唄の源流は、土着のものではなく、冬の農閑期を利用して九州へ出稼ぎに来た、広島県の木びき職人が伝えた広島木挽唄だと言われているのだそうです。私の地元の郷土史によりますと、昭和10年ごろまで木びき山師がいた、そして6人ぐらいがみんな一斉に大きなのこで歌を歌いながら気を合わせてひいていたと書いてあります。宮崎県で木びきをしていたのは広島県の人だけではもちろんないでしょうけれども、昔、広島県からやってきて人力で製材をやっていた。今また広島県に本社を置く中国木材が宮崎県で製材をやっている。何か歴史の不思議なものを感じざるを得ません。

本県の再造林率は76%ですが、「伐ったら植える」取り組みが重要です。隣の鹿児島県、再造林率35%ということで、これを宮崎県並みの80%に上げる対策に取り組むようですが、苗木生産や造林事業費の確保など、今後、県を越えた取り組みも必要ではないかと思えます。新規事業に、「未来へつなぐ「みやぎきの森林」若返り対策事業」がありますけれども、この中で、新たな造林樹種の検討に取り組むことになっておりますが、どのような樹種を検討していくのか、環境森林部長にお伺いします。

**○環境森林部長（大坪篤史君）** 本県では、杉を中心とする人工林が本格的な収穫期を迎えておりまして、伐採後の新たな山づくりのため、市場ニーズや地球温暖化防止対策も勘案した造林樹種を検討することにしております。具体的には、杉やヒノキといった従来樹種に加えまして、低コスト林業の確立や将来の資源需要に対応するために、より成長の早いセンダンやハウノキ、ユーカリなどにつきましても検討したいと考えております。

**○黒木正一議員** 将来的に大きく住宅需要が減少することが予想されていることや、バイオマス向けに早成樹など、新たなニーズに対応する広葉樹等の試験研究は必要だというふうに思います。また、輸入広葉樹の原料確保が厳しくなっているというふうに聞いておりますが、国産広葉樹の用途開発には大きな可能性があるとも言われております。新たな林業として、里山や耕作放棄地など人家に近いアクセスのよい場所で、早成広葉樹による短伐期林業を目指す取り組みが全国的に広がることが考えられます。このことは、里山に人が入ることにつながり、鳥獣被害対策にもなると考えられます。また、この事業の中には、造林経費負担できる企業など、新たなパートナーを確保する取り組みがありますけれども、企業への取り組みをどのように進めていくのか、環境森林部長にお伺いします。

**○環境森林部長（大坪篤史君）** この事業は、今後さらに増加します伐採跡地の再造林を的確に進めるために、造林に必要な経費の負担能力を有する県内外企業の参加を求めまして、主伐時、すなわち収穫期を迎えた時点で収入を分け合う分収林方式等による再造林を推進しようというものでございます。県としましては、対象林のリストアップや意向調査を実施するとともに、企業や森林所有者等に対して、その趣旨を十分に説明しながら、事業の効果が最大限に発揮できるように努めてまいります。

**○黒木正一議員** 企業はこれから探すということになると思いますけれども、いわゆる企業の森づくりの協定締結数が平成26年度で累計38社と、次第にふえております。関心を寄せる企業はあるのではないかと思います。企業といえば、企業局は、水力発電による売電と耳川から



の工業用水事業で収益を上げており、森林の恵みを有効活用した、まさに森づくりのパートナーではないかと思えます。収益を知事部局に抛出し、それが林業の振興にも役立っているのだと想像いたします。

先日、県立図書館に行きましたら、「企業局のおしごと」パネル展をやっておりました。そこに緑のダム造成事業も紹介されておりましたが、緑のダム造成事業についてお伺いします。本事業は、平成18年度から37年度にかけて20年間に、未植栽地1,000ヘクタールを取得して水源涵養機能の高い森林を造成するもので、育林期間も60年という長期にわたり、国土保全ということからも、多様な森林づくりにもつながっているのだというふうに思います。水源涵養機能の高い森林づくりには、土地に適した樹種の選定が必要と思いますが、どのように選定しているのか、また、土地の取得はどのようにしているのかを企業局長にお伺いします。

**○企業局長（四本 孝君）** ただいま議員の御紹介がありましたとおり、緑のダム造成事業は、企業局が発電事業を行うダムの上流域にある未植栽地を水源涵養機能の高い山林として整備することによりまして、電力の安定的な供給等に資することを目的に実施しております。土地の取得につきましては、その対象地域内で、山林事業の継続が困難なため植林が見込まれず、放置されることが懸念される土地を対象としておりまして、所有者からの申し出や地元の森林組合などからの情報をもとに、現地調査を行った上で決定しているところであります。また、植林する樹種につきましては、水源涵養機能が高いとされております広葉樹を主体に、森林組合などの意見も参考にしながら、その土地に適したものや景観等にも配慮して決定してお

るところでございます。

**○黒木正一議員** 私も何度か緑のダム造成事業記念植樹に参加したところでありますが、場所によっては、こういう標高の高いところでイチヨウの木を植えたりしますけれども、あれはいつの間にかなくなってしまうというか、非常に高地で、標高の高いところに合わない樹種とかもありますので、十分に検討して行っていただきたいと思えます。記念植樹にも何度も参加しておりますけれども、地域の子供たちとの協働作業による植樹は、森林に対する興味にもつながっていると思えます。

次に、林業における人材育成についてお伺いします。大型の製材加工場の進出、木質バイオマス発電の相次ぐ稼働、アジアへの輸出の増加など、新たな需要が生まれる中で、木材の伐採、搬出、造林、育林を担う人材不足が懸念されております。本県においては、「みやざき林業青年アカデミー」の開講、種々の研修制度に取り組んでおりますけれども、林業地域の現場に積極的に足を運んでいる環境森林部長に、人材育成に対する考えをお伺いします。

**○環境森林部長（大坪篤史君）** やはり林業の分野でも、人材をどう育成するかということは大変重要な問題でございます。そこで、県では昨年4月に、美郷町にございます県の林業技術センター内に「みやざき林業青年アカデミー」を開設しまして、林業を目指す若者が、必要な知識や技術を習得できる1年間の研修を実施しており、第1期生の5名全員が、修了後に新規就業している状況にあります。また、中核的な役割を担う林業就業者を対象に、高性能林業機械の運転資格など高度な技術を習得できる研修も実施しておりまして、研修修了者は地域林業のリーダーとして活躍していただいております。

す。

さらに、新規就業者の定着を目的とした国の「緑の雇用」事業にも取り組みまして、平成25年度末現在の数字になりますが、合計539名が森林組合等の林業事業体に就業していらっしゃいます。このように、人材育成は林業の成長産業化を図るために大変重要でございますので、今後とも、研修内容の充実や就労環境づくりに努めるとともに、本県の林業の魅力を県内外に広く発信しまして、本県林業をリードする人材の育成・確保に精いっぱい取り組んでまいりたいと考えております。

**○黒木正一議員** 国内にあります林業大学校のうち、平成24年に開校した京都府立林業大学校は23名が卒業しております。長野県林業大学校は20名が卒業、岐阜県立森林文化アカデミーは33名の卒業生をことし出しております。また、ことしからスタートした秋田林業大学校は、当初予定した定員15名を上回る33名の申し込みがあり、定員枠を拡大し、18名が合格したということであります。本県は、林業青年アカデミーに昨年5名、ことしは8名が受講をスタートしておりますけれども、杉生産日本一を続け、先ほど知事が日本林業のトップランナーと言われましたけれども、トップランナーを自負する宮崎県にしては、少し寂しい気がしないではありません。

人材育成・確保は、少子化の中でどの産業でも課題でありますけれども、林業に興味を持つ人は結構多いようであります。耳川広域森林組合が林業作業員を第一次産業ネットで募集しましたところ、今30数名が応募しているということでありまして、山が動き出した中で、しっかりした人材を育成する必要があるのではないかと思います。

次に、話題を変えまして、空き家対策についてお伺いします。少子高齢化や地方の過疎化などで、全国的に空き家はふえる一方で、本県における空き家率は、平成10年の10.2%から25年の13.9%と、全国平均を上回っております。私の住む山村地域においては、ひとり暮らしの高齢世帯も多く、これからさらにふえることは間違いありません。古い空き家につるが巻き、次第に朽ちていくのは寂しいものです。

老朽空き家の解消を目指した「空家等対策の推進に関する特別措置法」が施行されました。倒壊の危険などの理由から、市町村長が「特定空家」と認定すると、勧告などを経て最終的に解体・撤去の行政代執行ができるようになり、同法と連動して、土地の固定資産税の減免特例措置も除外されるなど、空き家を放置していた所有者に厳しい規定が盛り込まれており、ふえ続ける一方でなかなか進まない空き家解消の切り札にと、大きく期待されています。今回の法の施行で、過疎地域における荒廃空き家の解体はできるのか、県土整備部長にお伺いします。

**○県土整備部長（図師雄一君）** 「空家等対策の推進に関する特別措置法」では、市町村が「特定空家」と判断した場合には、所有者に対し、助言、指導、勧告、さらには、解体、撤去などの命令を行い、所有者が応じない場合は、強制執行までできるとされております。この「特定空家」に該当するかどうかの判断につきましては、防災、衛生、景観などの観点から、倒壊のおそれがあるかといった空き家の状態や、周辺環境に及ぼす影響の度合いなどを考慮して行うこととなります。このため、御質問にありました、山村における荒廃した空き家につきましても、市町村が地域の実情に応じて「特定空家」と判断し、所有者が改善措置を講じな

い場合には、解体、撤去することも可能となります。県といたしましては、市町村が行う空き家対策の円滑な推進が図れますよう、実態調査マニュアルを作成するなど、適切な助言や支援を行ってまいりたいと考えております。

**○黒木正一議員** 私の地元では、空き家を取得して整備し、田舎暮らしの体験イベント、交流事業の拠点としての利用、また、きのうNHKのテレビで、「緑のふるさと協力隊」で来ている女子大生のことが紹介されておりましたけれども、そういう方々の宿泊施設としての活用などにも取り組んでおります。特別措置法が施行され、荒廃空き家の撤去が進むことを期待しておりますけれども、現実としては、個人の財産の問題でもありますから、なかなか難しいのではないかと思います。さらなる利活用などの取り組みが必要じゃないかなと思います。

次に、小さな商店対策についてお伺いします。中山間地域に限ったことではありませんが、長い間、小さいながらも地域を支えてきた商店が店を閉めています。また一方で、高齢にもかかわらず、買い物弱者を助けようと移動販売で頑張っている商店もあります。人口が減り、どうしても維持することが困難な場合も、もちろんあるでしょうけれども、「この店があしたもここにある」ことは、地域の活力の維持のためにも大切なことです。小規模企業振興基本法が昨年6月に成立しました。全国385万社の中小企業のうち9割を占める小規模企業ですが、大きく減少しています。地方創生でも、苦境に置かれた小規模企業の支援は大きな鍵となると思われます。この基本法は、小規模企業者の相談に応じる体制を整え、事業が充実できるようバックアップ体制を整えることになっておりましたけれども、施行後の対応について、商

工観光労働部長にお伺いします。

**○商工観光労働部長(永山英也君)** 小規模企業振興基本法では、小規模企業の成長や持続的発展を図るため、国、地方自治体、商工会等において、経営支援を初めとするさまざまな施策を実施することとされております。主な施策といたしましては、販路開拓等の経費を直接支援する国の小規模事業者持続化補助金がありまして、これまでに県内で301件が採択されております。また、県内の商工会等が、金融機関等と連携して経営戦略の策定から販路開拓までを一貫して支援する、「経営発達支援計画」の策定を進めておりました、この計画が国の認定を受けることで、地域内の小規模企業は、日本政策金融公庫の新たな融資メニューを受けることが可能となります。

さらに、県におきましても、県内14カ所の経営支援チームによる経営基盤強化の取り組みや、「みやざきスタートアップセンター」における創業セミナー等に対する支援を行ってまして、今後とも、商工会等と連携・協力して、小規模企業支援を積極的に推進してまいりたいと考えております。

**○黒木正一議員** この基本法の目玉事業であります小規模事業者持続化補助金は、かゆいところに手の届く事業で、県内でも多く活用されていることでもありますけれども、個人や共同での販路開拓、移動販売などによる買い物弱者対策など、より困難な取り組みへ支援することで、地域の維持・発展につながればすばらしいというふうに思います。また、「経営発達支援計画」を策定し、国に認定申請しているのは、今のところ門川町商工会と佐土原町商工会の2カ所ということでもありますけれども、これを一つのモデルとして、地域が一体となった取り組

みで、小規模事業者の活性化につながることを期待したいと思います。

次に、世界農業遺産についてお伺いいたします。

5月18日から19日にかけて、F A Oが認定する世界農業遺産を目指す国内候補地、高千穂郷・椎葉山地域に調査団が入り、調査が行われました。緒嶋議員と一緒に、18日に高千穂町でのプレゼンテーションに参加させていただきました。知事の流暢な英語によるアピールスピーチがあり、調査団からの感想、認定へ向けてのアドバイスをいただきました。推進協議会の熱意が伝わり、認定されることを期待したいと思います。プレゼンテーションに参加しアピールした知事の感想と、認定へ向けての意気込みをお伺いします。

**○知事（河野俊嗣君）** 先月行われました世界農業遺産に係るF A Oの現地調査におきまして、高千穂郷・椎葉山地域が有する豊かな森林や棚田、焼き畑などの山間地農林業システムや、それらが育んだ神楽などの伝統文化について、私のほうからプレゼンテーションを行いまして、こうした山間地農林業や伝統文化が世代を超えて受け継がれていることの重要性、また、その価値をお伝えしたところであり、現場に来ていただきました調査委員の皆様には、しっかり御理解いただけたのではないかと考えております。

問題は、現場に来られなかった委員の皆様にも、この重要性をいかに伝えるかというところでありまして、実際に現場に来られた調査委員の先生からは、「この地域には、未来へ受け継ぐべき物語がある、世界に発信すべきものがある」というお言葉をいただいたところであります。特に農林業が、地域のコミュニティー、ま

た神楽と一体化しておるということで、そこは高く評価をいただいたわけでありますが、ある委員の方が、「大切なものは目に見えない」というようなことを表現されて、現場に実際に足を踏み入れていない、また、ここに来られていないほかの委員の方には、どういうふうにその魅力をアピールしていくのか、そこの工夫が必要であるというアドバイスをいただいたところであります。

世界農業遺産に認定されれば、地域の方々にとりまして大変大きな自信と誇りになるわけでありまして、農林業はもとより、さまざまな分野への波及効果が生まれ、地域活性化につながるものと期待しております。今後とも、認定に向けまして、こうした御指摘を踏まえて、しっかりとこの魅力、必要性、重要性をアピールし、伝える工夫をしながら、地元の皆さんと一丸となって全力で取り組んでまいりたいと考えております。

**○黒木正一議員** 調査団からは、世界農業遺産は、ありのままに残すユネスコの世界遺産とは違う、伝統的な農業・農法と、それによって育まれた文化や土地景観、生物多様性などを保全しつつ、現状のシステムをよい方向に変えていこうという取り組みであるという話がありました。

この地域は、農地が零細で分散しておりまして、今言われておりますように、「農地の規模を拡大して企業などを参入させれば、日本農業は成長産業になる」というような方向性にはなかなかすぐわない地域であります。また、多くの家庭が兼業農家で、全国の水稲農家の7割が1ヘクタール未満でありますけれども、この地域のかんりの家族が水稲栽培をしており、それらの家族が、水路、道、あぜなどを管理して地

域社会を維持し、棚田、景観を守り、神楽などの伝統文化を継承しております。

生産性が低いから、攻めの農業に逆行しているということで、政策の対象から外そうという見方もあるようでありますけれども、食料は輸入できても農村は輸入できません。この機会に、地域の資源や日常気がつかない価値を見出して、この地域の振興だけでなく、本県の中山間地域振興につなげていくことが必要じゃないかというふうに思います。認定に向けたこれからの取り組みについて、農政水産部長にお伺いします。

**○農政水産部長（郡司行敏君）** 世界農業遺産の認定に向けましては、F A Oの現地調査の中で、ただいま知事も申し上げましたように、大変貴重な幾つかの提言をいただいておりますので、これらを踏まえて、国際フォーラムに向けた準備をしっかりと進めていきたいと考えております。今後、他の候補地との厳しい競争になると予想されますが、県といたしましては、本議会でお願しております「世界農業遺産チャレンジ事業」により、地域資源のさらなる磨き上げを行うとともに、世界に向けて本地域の農業遺産としての価値をしっかりと情報発信できるように、地元の推進協議会とともに、総力を挙げて取り組んでまいりたいと考えております。

**○黒木正一議員** プレゼンテーションに参加させていただきまして、緒嶋議員と「宮崎県も本当に一生懸命やってくれるな」という話をしたところでありました。何とか認定されて、地域の自信につながるというなと思っております。

世界農業遺産の認定に向けての取り組みを見っておりますと、午前中に日高議員が言いましたけれども、ない物ねだりじゃなく、ある物探しをやっているんだなという感じがつくづくいた

します。しっかりと地域の資源を掘り起して、世界に向けて発信する大きなチャンスではないかと思います。

地域経済活性化の基本というのは、第1に、産業文化歴史を掘り起し、磨きをかけて世界に向けて発信する、きらりと光る地域づくりであると言われておりますけれども、まさに世界農業遺産の取り組みと重なります。2番目が、未来を担う子供たちを地域で愛着心あるように育てる人づくりと言われております。

「みやざき学」についてお尋ねいたしますけれども、アクションプランの中に、郷土に対する誇りや愛着を育むための教育を推進する人財育成プログラム、また、文化スポーツ振興プログラムには、地域への理解を深める「みやざき学」の充実というふうにあります。知事の考える「みやざき学」とその展開についてお伺いします。

**○知事（河野俊嗣君）** 私は、本県の自然や歴史、伝統・文化や産業、さらには、本県が輩出した先人の生き方や考え方そのものが、人財育成のための宮崎の宝であると考えておるところであります。そのような思いで、県民の皆様方が、郷土を知り、郷土に触れ、誇りと愛着を持って、郷土に貢献していこうという気概を育む教育を「みやざき学」と捉えているところがあります。

「みやざき学」を広く県民の皆様に御理解いただくため、学校教育では、地域や企業等の協力をいただきながら、ふるさと学習を推進しますとともに、各地で受け継がれている伝統芸能に親しむ取り組みや、地域行事へ意欲的に参加する活動を一層促進することが重要であると考えております。また、広い意味での地産地消に取り組む中で、ディスカバー宮崎ということも

掲げながら、宮崎の宝の掘り起こしにも努めているところであります。私としましては、「みやざき新時代」を担う有為な「人財づくり」、また地域の活性化に、この「みやざき学」の取り組みを生かしてまいりたいと考えております。

**○黒木正一議員** それでは次に、話題を変えまして、乾シイタケの振興についてお伺いします。6月11日に、乾シイタケ品評会、生産者大会がありました。乾シイタケは全国2位の生産量で、中山間地域における貴重な作物ですが、ここ数年、消費の低迷、原発事故による風評被害などで価格が低迷しておりましたけれども、昨年秋ごろから上昇し、5年前ぐらいの価格に戻っております。価格上昇は不作が大きな原因で、消費の伸びによるものではありません。ただ、生産を諦めかけていた生産者も多かっただけに、ことしの大会は生産者も多く、昨年からすると、知事のミラノ万博への出品という話もありましたし、みやざき犬がシイタケをかぶった「しいたけひいくん」のお披露目もあるなど、活気のある大会になったというふうに思います。

消費、販路の拡大にさらに取り組んでいかなければなりません。今回の補正予算に「みやざき乾しいたけ」魅力発掘推進事業があり、機能性等の成分分析を実施して、商品力、販売力の向上を目指す事業のようでありますけれども、その概要について、環境森林部長にお伺いします。

**○環境森林部長（大坪篤史君）** この事業におきましては、本県の乾シイタケの効能の成分分析を行いまして、その魅力を広く消費者にPRすることにより、消費の拡大を図りたいと考えております。また、本県乾シイタケの選別割合

を高めることによりまして、販売価格の向上効果なるものを検証するために、小型選別機を導入した選別をモデル的に実施し、その効果を生産者に実感していただいて、導入の促進を図りたいと考えております。こういった事業のほか、原木や種駒の購入、乾燥機や人工ほだ場など施設整備への支援、さらには、コンビニ等と連携した商品開発などを行うことにより、これらを一体的に実施しまして、山村地域の重要な収入源である乾シイタケの生産振興に努めてまいりたいと考えております。

**○黒木正一議員** 機能性などの成分分析を実施するというような事業でありますけれども、もともと乾シイタケというのは、日本料理の三大うまみ成分の一つ、グアニル酸が含まれており、またこれまでも、免疫力アップにつながるレンチナン、コレステロール、血圧を下げるエリタデニンが含まれ、カルシウムの吸収を助けるビタミンDがたっぷりで骨を丈夫にすること、食物繊維が豊富で便秘解消、ダイエット効果、ビタミンB<sub>2</sub>による美肌効果などが言われております。機能性検証の成果が消費拡大につながることを期待したいと思います。

さて、食品に対して、健康の維持・増進に役立つ旨の表示ができる機能性食品表示制度が4月にスタートしました。医療費がふえ続ける中で、総理は平成25年に次のように言っています。「国民がみずからの健康を守る。そのためには的確な情報が提供されなければならない。今回の解禁は、単に世界と制度をそろえるだけにとどまらない。農作物の海外戦略も視野に、諸外国よりも消費者にわかりやすい機能性表示を促すような仕組みを検討したい」。これは成長戦略の重要な方針の一つであって、なおかつ日本の食品が世界でより羽ばたくための戦略と

いうことでありますけれども、この制度は、企業や農家などにとって、農作物や加工品の付加価値を上げるためのメリットにはなるけれども、ハードルは高いというふうに聞きます。機能性食品表示制度の概要について、福祉保健部長にお伺いします。

○福祉保健部長（桑山秀彦君） 機能性表示食品制度は、ことし4月1日に施行されました食品表示法に基づき、新たに創設されたものでありまして、事業者が科学的根拠を示す論文や表示内容を消費者庁に届け出ることにより、例えば、「おなかの調子を整えます」あるいは「脂肪の吸収を穏やかにします」など、食品の機能性を表示することが認められる制度であります。従来から、特定保健用食品、いわゆるトクホと呼ばれるものはありましたが、トクホは、消費者庁の審査並びに販売の許可を受けるため、相当の期間を要しますのに対し、機能性表示食品は、届け出後60日たてば販売開始できるという特徴がございます。また、消費者としましても、消費者庁のウェブサイトにて公開された情報を見ることにより、自分自身で目的に合った食品を選択することができるというものでございます。

○黒木正一議員 最近、新聞で、これは機能性食品表示制度に基づくいろんなものですよということで、宣伝が急に大きく出始めましたけれども、新たな制度でありまして、わかりにくさや課題もいろいろと言われておりますけれども、何とかこれが健康につながるようになればいいなという気はいたします。

本県では、「プラス宮崎」で挑むブランド産地強化事業の中で、多様化する消費・販売ニーズに応えるために、健康・環境への関心の高まりに対応する、機能性食品表示制度を活用した

機能性の高い商品の開発に取り組むということになっておりますけれども、着目した商品開発と販売をどのように展開していくのか、農政水産部長にお伺いします。

○農政水産部長（郡司行敏君） 本事業におきましては、多様化する消費ニーズに対応するため、マーケットインの視点に立った商品づくりや取引づくりを進めることとしております。中でも、農産物の機能性に着目した商品開発につきましては、ビタミンCの含有量が全国標準値より3割から4割多いピーマンやゴーヤーなど、本県の健康認証商品の拡充を図るとともに、お話にありました国の新たな食品表示制度を活用いたしまして、例えばキンカンの免疫力維持効果など、機能性を表示した商品開発にも挑戦してまいりたいと考えているところであります。さらに、こうした宮崎ならではの商品を提案することで、従来の取引先への有利販売はもちろんのことでございますけれども、スポーツや福祉分野など、新たなニーズを捉えた取引開拓にも取り組んでまいりたいと考えているところであります。

○黒木正一議員 健康認証商品の拡充を図ったり、機能性を表示した商品開発を促進することであると思いますが、これが県民の健康づくりにつながれば大変ありがたいことだと思えますし、また、商品の販売力向上につながるとすばらしいことだと思えます。健康で長生きは誰もの願いであります。

健康長寿日本一に向けた取り組みについてお伺いします。

健康長寿日本一を目指すプロジェクト推進事業がスタートいたします。健康長寿日本一を検索しますと、日本一を主張している都道府県は、長野、山梨、静岡。日本一を目指している

のは、京都、埼玉、神奈川、高知、奈良、島根、山形。ざっと調べただけでもこれだけあります。宮崎県は出てきませんが、多くの県が日本一を目指していると思います。このような競争はいいことだと思います。医療費が増加する中で、健康寿命を延ばすことは喫緊の課題です。日本一へ向けて、本事業での具体的な推奨事業、市町村への展開について、福祉保健部長にお伺いします。

**○福祉保健部長（桑山秀彦君）** 健康長寿社会づくりプロジェクト推進事業におきましては、県民一人一人が目標を持って取り組めるよう、野菜の摂取量を1日100グラム、運動を1日10分、それぞれプラスすることを促す事業などを行います。また、市町村に対しましては、市町村が実施いたしますB型肝炎などの任意のワクチン接種事業や、健康づくりに取り組む個人にポイントを付与する健康長寿マイレージ事業、あるいは高齢者への社会参加を促す事業等への助成を行うことにしております。

さらには、市町村国保などが持ちます医療費や健診のデータを分析しまして、効果的な保健事業の実施につなげる取り組みを、市町村などと連携して実施することにしております。こうした健康づくりや生きがいづくりへの取り組みを、既存の事業ともあわせまして総合的に推進することにより、健康寿命を延ばし、健康長寿日本一の達成を目指したいと考えているところでございます。

**○黒木正一議員** 例えば、日本一を目指している埼玉県では、毎日1万歩運動、それから筋力アップトレーニング事業というのに取り組んでいるようですけれども、こういう取り組みを聞きますと、椎葉村に健康長寿のヒントになるような人がおります。94歳の男性、90歳の女性の

夫婦です。そこには車が行く道路がありません。国道からジグザクの狭い道を耳川において、沈み橋を渡って少し上ったところに家があり、そこで繁殖牛を4頭飼っています。車がないから常に歩かなければならない。牛を飼っているから適切な筋力トレーニングになるし、生きがいがある。不便だから余計なものを買わない、食べない。そして、何よりも前向きで、条件が悪いなど決して言わない。地域の人がよくしてくれると感謝の言葉しか言わない人です。

その人は頭が大きくて、子供のころ、仮分数と言われたそうです。親を恨んでいたそうです。ところが、今は親に感謝していると言いました。といいますのは、そこは昔は河川で荷物を運んでおりましたけれども、今は小さい運搬車で荷物を運んでおります。牛を引っ張るときには、牛市に行くとき、子牛は親と離れるのがわかって、なかなか歩きません。若いころは力づくで引っ張っていたけれども、今は運搬車でロープをつないで引っ張って上っている、頭がいいだろうという話をしておりました。何事も前向きで話す人であります。だから健康長寿かなと思っております。

ところが、その家に、ほんの数日前、車が行くようになりました。というのは、地域の人何とかあそこに車をつけたいという思いで、しかし、沈み橋があるから、運転の上手な人が辛うじて行くような道でしかないんですけれども、非常に喜んでおりました。今度、3頭牛市に出るから、それで道路の開設費を払うんだというふうに張り切っておりました。

そういう人を見習って、宮崎県が健康長寿日本一になりますことを願って、質問を終わります。（拍手）

**○中野廣明副議長** 以上で本日の質問は終わり



平成27年6月19日(金)

ました。

次の本会議は、22日午前10時開会、本日に引き続き一般質問であります。

本日はこれで散会いたします。

午後2時52分散会

6 月 22 日 ( 月 )

# 平成 27 年 6 月 22 日 ( 月 曜 日 )

午前 10 時 0 分開議

## 出席議員 (39 名)

1 番	有 岡 浩 一	(愛みやざき)
2 番	重 松 幸次郎	(公明党宮崎県議団)
3 番	来 住 一 人	(日本共産党宮崎県議会議員団)
4 番	渡 辺 創	(県民連合宮崎)
5 番	岩 切 達 哉	( 同 )
6 番	右 松 隆 央	(宮崎県議会自由民主党)
7 番	二 見 康 之	( 同 )
8 番	清 山 知 憲	( 同 )
9 番	島 田 俊 光	( 同 )
10 番	日 高 博 之	( 同 )
11 番	野 崎 幸 士	( 同 )
12 番	日 高 陽 一	( 同 )
13 番	星 原 透	( 同 )
14 番	西 村 賢	(無所属の会)
15 番	凶 師 博 規	(愛みやざき)
16 番	河 野 哲 也	(公明党宮崎県議団)
17 番	前屋敷 恵 美	(日本共産党宮崎県議会議員団)
18 番	田 口 雄 二	(県民連合宮崎)
19 番	高 橋 透	( 同 )
20 番	中 野 一 則	(宮崎県議会自由民主党)
21 番	横 田 照 夫	( 同 )
22 番	押 川 修 一 郎	( 同 )
23 番	宮 原 義 久	( 同 )
24 番	黒 木 正 一	( 同 )
25 番	松 村 悟 郎	( 同 )
26 番	後 藤 哲 朗	( 同 )
27 番	徳 重 忠 夫	(無所属クラブ)
28 番	新 見 昌 安	(公明党宮崎県議団)
29 番	太 田 清 海	(県民連合宮崎)
30 番	満 行 潤 一	( 同 )
31 番	井 上 紀 代 子	( 同 )
32 番	緒 嶋 雅 晃	(宮崎県議会自由民主党)
33 番	山 下 博 三	( 同 )
34 番	丸 山 裕 次 郎	( 同 )
35 番	外 山 衛	( 同 )
36 番	坂 口 博 美	( 同 )
37 番	蓬 原 正 三	( 同 )
38 番	井 本 英 雄	( 同 )
39 番	中 野 廣 明	( 同 )

## 地方自治法第 121 条による出席者

知 事	河 野 俊 嗣
副 知 事	稲 用 博 美
副 知 事	内 田 欽 也
総 合 政 策 部 長	茂 雄 二
総 務 部 長	成 合 修
危 機 管 理 統 括 監	金 丸 政 保
福 祉 保 健 部 長	桑 山 秀 彦
環 境 森 林 部 長	大 坪 篤 史
商 工 観 光 労 働 部 長	永 山 英 也
農 政 水 産 部 長	郡 司 行 敏
県 土 整 備 部 長	凶 師 雄 一
会 計 管 理 者	舟 田 美 揮 子
企 業 局 長	四 本 孝 一
病 院 局 長	渡 邊 亮 一
財 政 課 長	阪 本 典 弘
教 育 委 員 長	島 原 俊 英
教 育 長	飛 田 洋
警 察 本 部 長	坂 口 拓 也
選 挙 管 理 委 員 長	後 藤 仁 俊
代 表 監 査 委 員	高 橋 博
人 事 委 員 会 事 務 局 長	亀 田 博 昭

## 事務局職員出席者

事 務 局 長	日 隈 俊 郎
事 務 局 次 長	奥 野 信 利
議 事 課 長	亀 澤 保 彦
議 事 課 長 補 佐	伊 豆 雅 広
議 事 担 当 主 幹	松 吉 浩
議 事 課 主 査	松 本 英 治
議 事 課 主 任 主 事	森 本 征 明

◎ 一般質問

○星原 透議長 これより本日の会議を開きます。

本日の日程は一般質問であります。

ただいまから一般質問に入ります。まず、太田清海議員。

○太田清海議員〔登壇〕(拍手) おはようございます。12年間議員を務めて、その日の1番バッターになったのは初めてであります。きょうは、そういう意味でおくれぢやならぬと思って、延岡を1便早めて6時53分の列車で参りました。

それでは質問いたします。

まず、知事の政治姿勢についてであります。

長崎に原爆が投下され、みずからも被爆しながら、長崎の街で救助活動に当たった当時17歳の少年、内田梅男さんの手記の一部を紹介いたします。

私たちは三菱造船所を通り、飽の浦一水之浦へと進む。稲佐山が燃えていましたが消火作業をしている人はいません。幸橋付近にさしかかると、人間や馬の死体が川の上流から流れてきました。「水ばくれんね」と助けを求める人も。私は小さいころ「大やけどをした人に水を飲ませると死ぬ」と聞いていました。そのことを言いましたが、聞き入れません。かわいそうになり水を与えることにしました。しかし水を入れるものが探しても見つかりません。長靴の破れたのが見つかりました。だけど入れた水が濁ってしまいます。仕方なく手のひらに水を注ぎ、こぼれぬうちに急いで求める方の口元に当ててやりました。その人は一気にわずかな水を飲み干し、ぐったり横になり動かなくなりました。私は自分

が行っていることは分かっているが、あまりにもかわいそうと思い、最期の水を飲ませてしまいました。

三菱製鋼所の裏側では、大やけどを負った馬と馬主の悲しい姿を見ました。馬主は馬車の先の方に倒れ、馬はやけどで目を曇らせてそばに。私はこの情景を見て、主人を精いっぱいで見ている馬、その馬の主人に対する愛情は人間よりはるかに深いものがあると、痛感して通り過ぎました。

以上が手記の一部であります。

戦争を語った文芸作品はさまざまありますが、私がこの手記の中で一番心を動かされたのは、「主人を精いっぱい見ている馬」というシーンです。息絶えた主人のそばに立ちすくむその馬がその後どうなったのか、記されていません。恐らく4本の足で立っていた馬も、人間の愚かな所業によるものとも知らず、いつしか力尽き、くずおれてしまったのではないのでしょうか。「その馬の主人に対する愛情は人間よりはるかに深いものがある」という最後の表現は、人間がこの世で最も罪深く、であるからこそ、人間は、過去や未来の歴史に対して、もっと謙虚に責任を持つべきであるということ、この無言の馬が教えているような気がいたします。

人間というものは、すばらしい生き物であります。ですが、悲しいかな、一方では、残虐性を持った二面性のある生き物であります。人間の二面性、そのことは、アウシュビッツ収容所や731部隊、さらには、現代の私たちの日常生活の中でも、戦争の一変型とも見られるような、いじめ・虐待事件が示しています。そういった人間であるから、私は、政治というものは人間の憎悪の観念に依拠して行われてはならぬ、国民にその残虐性を表現させてはならぬと思いま

す。そういった人間であるから、「あちら側に行ってはいけないよ。光あるこちら側に行こうよ」と指し示するのが教育だと思います。

戦争というものを体験した日本という国は、まさに憲法前文にあるように、諸国民の公正と信義に信頼して、名誉ある地位を占めなければならぬと思います。そこで、知事に質問いたします。日本は、戦争や被爆を体験した国として、平和を全世界に訴えていく使命を持った国だと思いますが、今の国会での安全保障関連法案に関する議論についてどう思われるか伺います。

以下の質問は質問者席で行います。(拍手)

[降壇]

○知事(河野俊嗣君)〔登壇〕 おはようございます。お答えします。

日本国憲法の平和主義の理念は、人類共有の財産であり、今後とも守られるべきものであると考えております。一方、今回の見直しに関する政府の考え方の根底には、世界各地においてさまざまな紛争が生じるなど、我が国を取り巻く安全保障環境が大きく変化していることを踏まえ、我が国や国民のためとの強い思いがあるものと考えております。この問題は、国の根幹にかかわる極めて重要な問題でありますので、政府においては、その背景や内容を十分に説明し、国会においては、幅広い国民の意見を十分に踏まえながら、丁寧かつ慎重に議論を行っていただきたいと考えております。以上であります。〔降壇〕

○太田清海議員 丁寧かつ慎重にということ、これは今までの答弁の中でも数回聞いてまいりました。知事としては、ここまでしか言えないのかなという思いもありますが、やはり日本の国というのは法治国家でありますし、法律

といたしますか、そういう理念のもとに国家を運営しようというものが崩れてきたら、瓦解してしまうような気がするんですね。だから、そういう危惧から、先ほどの話もさせていただきました。

実は、1987年に、ペルシャ湾の機雷を除去するために、自衛隊の掃海艇の派遣をアメリカから要請されたときの、中曽根首相と後藤田官房長官の話し合いがあります。そのことをちょっと言ってみますと、後藤田さんはこう言ったそうです。首相に対して「あなた、これは戦争になりますよ。国民にその覚悟ができていますか。できていないんじゃないでしょうか。憲法上はもちろんだめですよ。私は賛成できません。おやめになったらどうですか」、強硬な中曽根さんがいたわけですが、「この議案は重大な決定ですから、当然閣議にかけますよね」「もちろんかけます」「そうですか。それでは私はサインをいたしませんから」というようなことで、このときの中曽根首相は断念したわけですよ。私は、政権内部にもこういった人がいらっしまったということ、今の国会での審議の中で、ぜひ何かそういったところを表現できる立場の人がいらっしやればいいかなと思います。

次の質問に移りますが、教育長にお伺いいたします。映画に「西部戦線異状なし」という映画があります。これは第1次世界大戦後につくられた白黒のアメリカの映画であるわけですが、これを見られたのであれば、ぜひ感想をお願いいたします。

○教育長(飛田 洋君) 映画というのは、人に何か感動とか感じさせるものがある。この映画は、人に衝撃を与えるものだと思います。映画から、戦争の悲惨さとか過酷さ、不条理さ

というものに大きな衝撃を受けました。私が一番衝撃を受けたのは、教師の言動によって、戦場に若者が行き、それぞれの若者が命を失っていったということでありました。

実は、実体験として、私はこの教師と同じような体験をしたことがあります。軍隊の是非を申し述べるつもりはありません。スイスに研修で行ったとき、スイス人の現地の教師と親しくなりました。食事をしながら私にこう問われました。「飛田よ、おまえは軍隊に何年行ったことがあるか」と。「うちには徴兵制はない」と言ったら、スイス人の教師は「そういう制度がなく、自分の国を守るということをどうやって教えるのだ」と私に問われました。世界にはさまざまな国があって、歴史にはさまざまな転換点があります。その中で、「人として、教師として、どう生きるのか、真剣に考えよ」、そのことを、この映画、そして知人の言葉から感じさせられました。

**○太田清海議員** わかりました。これは本当に感想だけを伺いまして、その点では、またいろんなことも話していただきたいなとは思いますが、よろしいです。実は、いろんな方にこういった映画も見ていただきたいなという思いもありまして……。リーマンショックのとき、派遣労働者がどんどん首を切られていったときに読まれた小説が、小林多喜二の「蟹工船」ということでしたが、私は今の時代、こんな議論がされている時代に、ぜひ国民に「西部戦線異状なし」という映画を見ていただきたいなという思いもあります。私、小説のほうも、レマルクという人の小説であります。原文も読ませていただきました。

実は、戦前に戦争教育をしていた先生が、戦後、いろんな心に痛みを持ってつくられた詩

を20代のころに聞いて、うろ覚えで覚えておりませんが、こんな趣旨だったと思います。「私は戦場に数多くの教え子を送った。時の政治がそうだったから、仕方がなかったと言いわけもできるかもしれない。しかし、生徒の首を絞めつけたひもを政治が握っていたとすれば、その片方を握っていたのはこの私なのだ」というような詩だったと思うんですね。非常に感銘を受けた思い出があります。ぜひ平和な、本当にみんなが手をつなげるような世の中になってほしいなと思っております。

質問は変わりますが、次に知事に、川内原発の再稼働についてどうお考えなのか、お伺いしたいと思います。再稼働も具体的になってきております。7月7日には燃料棒を挿入する作業、そして、ことしの8月中旬には再稼働というのが具体的な日程になっておりますが、知事にもう一回、意見をお伺いしたいと思います。

**○知事（河野俊嗣君）** 川内原発につきましては、現在、使用前検査が行われておるところであります。再稼働に当たりましては、国や原子力規制委員会の科学的・技術的な知見に基づきます安全性の確保を大前提とした上で、最終的には、国が責任を持って判断していくべきものと認識しております。県としましては、県民の生命、財産を守る立場から、全国知事会等を通じて、国が前面に立った安全対策及び防災対策の充実強化を求めているところであります。国は、国民の不安の声というものを真摯に受けとめ、しっかりと説明責任を果たしていただきたいと考えております。

**○太田清海議員** これも先ほどの質問と、回答としては似ているかなと思いますが、地方分権の時代、地方の時代と言われている時代にあつて、地方の声をきちっと届けるということが大

事な時代になっていると思うんですね。ぜひ、そういったところでは頑張っていたいただきたいと思っています。

私自身は、人間と核エネルギーというのは共存できないんじゃないかという思いがあります。もう一つの質問であります、現時点では、原子力は人類が制御できないエネルギーだと思えますけれども、原子力エネルギーの利用についてどう思われるか、知事の意見をお伺いいたします。

**○知事（河野俊嗣君）** 福島原発事故や放射性廃棄物の処理の問題、もろもろ考えますと、将来的には、英知を結集して、可能な限り原発に頼らない社会を実現していくことが重要であると考えておりますが、一方で、安定的な電力供給やCO<sub>2</sub>の排出などを考慮しますと、今すぐ原発をゼロにすることは現実的ではないと考えているところであります。原子力政策につきましては、我が国のエネルギー政策全体の問題として、国は昨年4月、エネルギー基本計画を決定し、2030年を見据えたエネルギー需給構造の見直しを進めているところであります。本県としましては、今後とも、豊かな自然環境や地域資源を生かした再生可能エネルギーの普及拡大に積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

**○太田清海議員** 核エネルギーについては、人間の英知を結集してという、将来に対する期待も含めた感じでお伺いいたしましたが、先ほど知事が言われたように、廃棄物処理方法もまだ確立していないという中で、科学者がこのあたりをどう良心的に解釈するのかなという思いもいたします。私は、将来、人間も成長すべきである、経済的にも成長すべきであると思えますが、人間の成長というのは、地球表面が受けて

いる太陽エネルギー、それを超えて成長は難しいのではないかと、できないのではないかとという思いがあるわけです。だから、産業革命以降、地中に埋まった石炭を取り出し、石油を取り出し、そして成長してきたわけです。たき火だけでは飽き足らず。

私は、石炭を引っ張り出してもいいと思えます。せっかく地中に埋まった二酸化炭素を引っ張り出してというのはやったわけですが、それは、また木を植えればカーボンイコールで、どうにか循環ということもできます。だから、私は、それはあり得ることだと。太陽エネルギーによって蓄積された石炭、石油というものであれば、それは可能だと思えますが、ウランというものは、どうも人間がさわってはいけないもののような気がいたします。人間の英知という期待もあるわけですが、困難ではないかなと、将来に禍根を残すんじゃないかなという思いをぜひ伝えておきたいと思えます。

次に、地方創生についてお伺いいたします。

県が主催しました県・市町村連携推進会議が4月15日、宮崎市内であったと伺っております。一部の新聞でも報道されています。その中の首長さんの声として、こういう声が上げられています。「地方の努力を求めるだけでは実効性は上がらない。国に、財源、人材、情報の支援ではなく、構造的な対策を同時に進めるよう主張してもらいたい」、構造的な対策をしてくれと、地方は精いっぱい合理化もして、これ以上できない、これ以上まだ何かやるんですかというような思いを込められたような気がいたします。宮日の社説の中にも、地方が頑張っても国の構造が変わらなければ、実効性は上がらないんじゃないかということも指摘されているわけですが、この意見に対して、知事のお考えをお

伺いたいと思います。

**○知事（河野俊嗣君）** これまでもさまざまな地域振興策が行われてきたところでありますが、今回の地方創生につきましては、人口減少問題を国全体の問題として捉えて、地方の活性化と東京一極集中の是正をあわせて行うことにより、問題の克服を図ろうという点が、これまでの振興策とは違うところであるというふうに考えております。このため、本県におきましても、地方のモデルケースとなるよう、地域に根差した政策をしっかりと構築するとともに、国に対しましても、東京一極集中是正に向けた全体の方向づけや仕組みづくりに責任を持って取り組んでいただきたいということで、若手知事のグループや全国知事会など、さまざまなそういう集まり、また団体を有効に活用しながら国に提言してきたところでありまして、実効性のある地方創生の実現に、国、地方、双方の立場で、全力で取り組んでまいりたい、そのように考えているところであります。

**○太田清海議員** 知事、構造的な問題について、もう少しどういった考えなのかというのが聞きたいわけですが、私はいつも言っておりますが、構造的な問題というと、税の所得再配分ということを基本的につくらないと、この国はだめになっちゃうんじゃないかと。それともう一つは、派遣労働、国のほうでも法案が通っていくようですけれども、派遣労働という制度をつくって以降、本当に価値を生み出す人たちのそういうものが金属疲労を起こして、この国の成長というものが本当に難しくなるんじゃないかなと。将来、生活保護を受ける人たちもまたふえてきますよというようなこともありますので、私自身は、構造的な問題という意味では、そのあたりを国が本当に真剣に考えていかない

といけないんじゃないかなという思いがあります。

それからもう一つ、気になることでありますが、これもマスコミに報道されてはいたけれども、実は、総務省が自治体に配る地方交付税の算定方法を2016年から見直して、自治体に仕事の効率化を促す方針を固めたというふうに報道されています。こういう見直すということに対して、知事のお考えをお伺いしたいと思います。

**○知事（河野俊嗣君）** 地方交付税の算定方法の見直しにつきましては、先日開催されました経済財政諮問会議におきまして、総務大臣が表明したというような報道があったところでありまして、現段階では、その具体的内容までは明らかにされておりませんので、本県における影響など、判断しかねるところではありますが、今後増加が見込まれる社会保障関係費を確保しながら、地域経済の活性化と財政健全化を進めるためには、行政サービスをより効率的・効果的に提供していく創意工夫を継続することが必要であろうと考えております。地方においては、民間委託など、都市部と同等の一律的な効率化は困難なケースもあるというふうに考えられますので、地方の実情を踏まえた見直しが行われるよう、さまざまな機会を捉えて、国にも提言してまいりたいと考えております。

**○太田清海議員** 交付税の見直しについては、自治体が合理化をしておれば交付税をふやしますよと、簡単に言えば。そんな感じに聞こえるわけですね。知事が言われたとおり、今からの議論もあるかもしれませんが、私は、地方交付税というものが政策誘導のために使われてはいかんと思うんですよね。交付税というのは、もともと足りない分は出しますということ



ですから。だから、政策誘導に使ってははいけません。地方交付税というものは、財源保障機能、もう一つが調整機能、この精神でやるわけですから、どうも今の国のやり方というのは、法治国家としてのそういう法理念に対する姿勢が物すごく壊れてきているような気がいたします。ぜひ、知事会等でもそのあたりもきちっと言われて、地方を守るために頑張ってくださいと思います。

次に、福祉行政について、福祉保健部長にお伺いいたします。

県内で発生した介護報酬不正請求の内容と発覚した経緯について、お伺いしたいと思います。

**○福祉保健部長（桑山秀彦君）** 今回、3事業所で事案が発生いたしました。昨年度における定期監査あるいは事業所の職員からの情報提供による実地監査の結果、3つの事業所におきまして、介護報酬の不正請求等が確認されたことから、一定期間の新規利用者の受け入れ停止と介護報酬の3割減額を内容とする行政処分を行ったものでございます。不正請求等の具体的な内容でありますけれども、実際には行っていないサービスの介護報酬を請求したことや、介護報酬請求の前提となります定期的な利用者・家族の状況確認を行っていなかったことなどによるものでございます。

**○太田清海議員** 説明では、監査で見つかった、それから内部からの通報でもあったというような感じでお伺いいたしておりますが、監査で見つけたということであれば、県の職員、よくやりましたね、不正を防ぎましたね、というか、あったわけですがけれども、監査の技術も高めないかんというふうに思います。実は、私のところにも、こういった、これはいかんじゃな

いかという意見もいっぱい寄せられています。特に、介護保険料を一生懸命納めている人から見れば、施設が真面目にきちっと不正なくやっていたらいいという怒りもあると思うんですよ。だから、きちっとこういうことが起こらないような対応をぜひしていただきたいと思います。

私が知っている福祉事業所の中には、私たちが不正をやっちゃいけない、間違いをやってはいけない、間違いをやったときに、またその分戻さないかんということで、県のほうに2カ月に一遍ぐらい監査に来てくださいという真面目な事業所もあるんですよ。本当に不正なことをしたらいかんという思いで。だから、ぜひ、そういうところも含めてあるわけですから、二度と起こさないということでアナウンスもせないかんし、対応もしていただきたいと思います。

いわゆる公益通報者保護法というのが制定されて、内部からきちっと報告してもらわなきゃからんとところだってあると思うんですよ。こういうのをきちっとさせていく必要があるかとも思うんですが、取り組みについてお伺いしたいと思います。

**○福祉保健部長（桑山秀彦君）** 施設職員からの情報提供は、施設入所者に対する適切な処遇等を確保する上で、重要な役割を果たすものと思っております。このような認識のもと、県の担当者が施設職員に対する研修会の講師を務めたり、あるいは監査の際には、施設長等の管理職だけでなく、一般職員からも聞き取りを行うなど、日ごろから信頼関係の構築を図り、気軽に県へ相談等ができる雰囲気づくりに努めているところでございます。なお、施設内部の職員から不適正な運営に関する情報が寄せられた場合には、随時、実地監査等を実施しております

けれども、その際には、情報提供者が経営者等から不利益をこうむることがないように、慎重な取り扱いを行っているところでございます。

**○太田清海議員** 下関の障がい者施設でも虐待事件があったわけですが、ああいう映像が出ながらも、何で対応がさっさとできないものかなという思いがあって、やはり内部からの通報、公益通報者保護法というのがある中で、きちっとそういったのが、お互い未然に防ぐということで、何かそういった考え方を敷衍させていていただきたいなと思っております。県民から見たときに、こういった不正があるというのは本当に残念であり、怒りに近いものがあると思うんですね。そしてまた、真面目な事業所もいっぱいあることは存じておりますけれども、私が危惧するところは、そういった理念のないところがふえていっちゃいかんよねという思いもあるものですから、そこのところは、今後、二度と宮崎県で起こさないということで、事前の対応とか、厳しい対応も含めてしていくべきところはあろうかと思うんですね。一応これは、そこだけにとめておきますけれども、よろしくお願ひしたいと思います。

次に、職員のメンタルヘルス対策について、総務部長にお伺ひいたします。

職員のメンタルヘルス対策として、知事部局に「こころの健康相談専門員」が配置されていますが、その体制と相談実績についてお伺ひいたします。

**○総務部長(成合 修君)** 職員のメンタルヘルス対策として、職員健康プラザに専門の職員を配置し、精神科医や臨床心理士と連携しながら、心の悩み等について相談体制を整えているところであります。この体制に加えまして、平成26年度からは、出先機関の職員もより身近に

相談できるよう、新たに県内3地区に「こころの健康相談専門員」として保健師等4名を配置し、さらに、今年度からは1名増員するなど、相談体制の充実を図っているところであります。相談の実績でございますが、面談を初め、電話、メールなど、平成26年度の相談件数は、相談者が複数回相談されるケースが多いものですから、延べにしますと538件となっております。

**○太田清海議員** わかりました。ぜひ対策をお願いしたいと思いますが、県警本部、それから教育委員会部局にも、それぞれそういった対応をきちっとされておるといことは伺ひしました。それで、実は、病院局のほうにそういった体制をまだつられていないというか、そういうのもありまして、ちょっとその辺の相談もありました。知事部局以外の職員からの相談への対応について、もう一度、総務部長にお伺ひしたいと思います。

**○総務部長(成合 修君)** 「こころの健康相談専門員」は、知事部局のほうで配置しているところでございますが、今御質問にありましたような、他部局からの要請に基づき、知事部局以外の職員につきましても、相談があれば受け付けているところでございます。今後とも、職員にとりまして気軽に相談できる環境づくりに努めてまいりたいと考えております。

**○太田清海議員** わかりました。他の部局からの相談も受け付けるということですが、それは垣根を越えてやられるということで、ぜひお願ひしたいと思います。

次に移ります。ふるさと納税についてお伺ひいたします。

ふるさと納税の昨年度と今年度の実績について、まず伺ひます。これは商工観光労働部長に

お願いいたします。

**○商工観光労働部長（永山英也君）** ふるさと宮崎応援寄附金、宮崎県版のふるさと納税でございすけれども、本県の魅力や特産品のPR等による地域の活性化など、さまざまな効果が期待できますことから、今年度より、寄附された方に完熟マンゴーや宮崎牛、宮崎杉工芸品などをお礼の品としてお送りしているところでございます。この結果、昨年度1年間の寄附実績は、33件の320万円でありましたが、今年度は6月15日までの2カ月半で216件、1,436万円となっております。昨年度1年間の実績を大きく上回っているところでございます。

**○太田清海議員** わかりました。ふるさと納税について、私はこれまで意見は述べてきませんでした。県民の善意、ふるさとに送った人の善意に期待するということですが、それはそれで私はいいことだと思います。ただ、いろいろ経過を見てみますと、税金が逆に減ってしまう自治体もあつたりとか、また、返礼品の問題で、ちょっと過敏になっちゃいかんねとかいうのもあるようですけれども、ふるさと納税のあり方について、もう一度伺いたいと思います。

**○総務部長（成合 修君）** ふるさと納税制度のあり方でございますが、本来、地方で生まれ育ち、今は都会で暮らしておられる方々の「ふるさとへ恩返ししたい」という思いを寄附という形で具現化し、導入された制度であります。一方、寄附に対する返礼品として、地元のさまざまな特産品を広く知っていただくというような、地域の活性化を図るために、この制度を活用することも一つの方策ではないかと考えております。しかしながら、最近では、その返礼品、いわゆる高価な特産品などの過熱ぶりが報道されているところでありまして、総務省から

は、この制度の節度のある適切な運用についての通知が出されているところでもあります。県といたしましても、あくまで地方財政の基盤は、税収など安定的な財源によるべきものでありますので、ふるさと納税制度の趣旨を尊重しながら、一方で、本県の特産品等のPRなどに適切に有効活用してまいりたいと考えております。

**○太田清海議員** わかりました。今、総務部長の答弁の中で、税収など安定的なものに依拠してというような感じでお伺いいたしました。そこが、私も伝えなかったことなんですよ。実は、地方財政法第4条の5に、寄附金の扱いについてこういうふうに書いてあります。「国は地方公共団体又はその住民に対し、地方公共団体は他の地方公共団体又は住民に対し、直接であると間接であるとを問わず、寄附金を割り当てて強制的に徴収するようなことをしてはならない。」という寄附金に対する精神が、わざわざ第4条の5でうたわれておるわけですよ。これにふるさと納税が抵触するとは思いませんが、ぜひ、そういったところもあるんだということを見ていただきながら、今、総務部長が言われたように、県の財政を寄附金というものに委ねていっていいのかどうかというブレーキ、いわゆる財政というのは、きちっとした税制の中で、きちっと所得再配分を行いながら、もう一遍還元するよと、何かそういう制度であつたほうがいいと思って言わせていただきました。

次に移りますが、福祉保健部長に介護保険について伺いいたします。

介護保険の利用者負担額の軽減制度の内容と手続について伺いたいと思います。

**○福祉保健部長（桑山秀彦君）** 介護保険の利用者は、原則として、介護サービス費用の1割

を負担することとなっておりますが、それが著しく高額とならないように、一定の上限額を超えた場合に、高額介護サービス費として払い戻される軽減制度がございます。また、低所得者に対しましては、所得に応じて、施設サービスあるいは短期入所サービスにおける食費及び居住費につきまして、限度額を超える分が軽減される制度がございます。さらに、生計が困難な低所得者に対しましては、社会福祉法人、または市町村が経営いたします介護老人福祉施設等が負担軽減を行う制度がございます。これらの軽減制度を利用するためには、いずれも利用者が市町村に申請を行う必要がございます。

**○太田清海議員** 私が聞くところによると、軽減の申請漏れがあるのではないかと。これももったいないじゃないが、県民の側から見たら、きちっとしていかないかんというふうに思うわけです。特に高額介護サービス費については、自治体のほうから、本人宛て通知を1回出すところ、2回出すところとか、いろいろあるようですが、確かに請求漏れがないように対応はされていると思いますが、受け手の側がその文書（コンピューター用語で書かれたはがきとか）を十分理解できないという人たちも存在するのかなと思います。申請漏れがあってはいけないと思うが、どういうふうな対応をされているのかということをお伺いしたいと思います。

**○福祉保健部長（桑山秀彦君）** 取り組みですが、高額介護サービス費につきましては、今お話もありましたように、市町村が対象者全てに制度内容や手続に関する通知を送付しており、申請が行われない場合には、再度、通知等を行っております。一方、低所得者等に対する軽減制度につきましては、利用者は入所施

設等に対して軽減後の費用を支払うことになるため、当該施設等を通じて、軽減制度について周知されているところであります。また、各市町村におきましては、軽減制度全般について、広報紙等で周知を図りますとともに、電話や窓口での個別の相談にも応じております。県といたしましても、各種の軽減制度が適切に利用されますよう、市町村との連携を図ってまいりたいと考えております。

**○太田清海議員** わかりました。ぜひ軽減漏れがないよう、私ももう少し具体例を調べていかないかんところもあるんですが、そういう声を聞きましたので、制度として伺わせていただきました。

次に、国体招致についてお伺いいたします。

2巡目国体を見据えて、スポーツ振興についてどのようにお考えなのか、これは教育長にお伺いいたします。

**○教育長（飛田 洋君）** 本県では、県民の皆様に元気、勇気、感動を与える競技スポーツの推進と、県民の皆様、誰もが参加し、スポーツに親しめる生涯スポーツの推進の両方を大切にしながら、スポーツの振興に積極的に取り組んでいるところでございます。現在、2巡目の国体を見据えて取り組みを進めておりますが、国体は、アスリートの育成という観点から意義があることはもちろんですが、一方では、国体を契機に、子供たちから高齢者の方までがさまざまなスポーツと接することができ、それぞれの方が好きなスポーツを見つけるきっかけとなり、スポーツをする、スポーツを見る、スポーツを支えるなど、幅広いスポーツ文化を醸成するよい機会にもなると考えております。今後とも、県民の皆様が、いつでも、どこでも、いつまでも、豊かなスポーツ文化を楽しんでいただ

けますよう、長期的・総合的な視野に立ち、スポーツの振興を図ってまいりたいと考えております。

**○太田清海議員** わかりました。今、教育長のお話の中でも、子供からお年寄りまで楽しめるという気持ちを言われました。実は、いわて国体が来年ありますが、岩手のほうに視察に行つてまいりました。あそこは震災の被害を受けたということで、国体自身も取りやめ、返上しようかというのがあったそうですが、やってみようということになったそうです。「順位はどのような目標を立てていますか」と言ったら、「8位以内に入ればいい」というようなことを言われておまして、1位じゃなくて8位以内とか言うと、私はおおらかなでいいなと逆に思ったわけです。スポーツというのは、本当に一生懸命すれば、1位を目指していかないかんというのは、県内でもそういった活動をされている方もいらっしゃいますので、それはそれでいいと思いますが、おおらかな順位というのも、宮崎ならではというのものもあるのかなと思ったりいたしました。

というのは、私の経験として、私も高校までテニスをやつて、実は私自身、昭和43年、県大会で団体戦優勝して、当時の広島大会、インターハイに出場いたしました。団体戦優勝して、翌日は個人戦だったんですが。そういう部活で指導された先生は、先生でなくて、当時、事務職員の先生。私たちは、言葉がいいかどうかわかりませんが、事務官先生と呼んでおりました。その方は、本当に、スポーツをするのも楽しくやれというようなことでやってくださったものですから、私は本当に伸び伸びとやれました。九州大会に行ったら、九州大会の名門校が、生徒が失敗したらラケットのグリップでた

たいて子供が逃げている、そんなのを見たとき、これはどうだろうかなという思いもしたものですから、楽しいスポーツを教えてくれた矢野事務職員の先生に感謝をいたしております。

こんな話を渡邊病院局長としたら、「実はその大会には私もいたんだ」と言われたんですね。びっくりして聞いてみたら、実は、私は団体戦で優勝して、翌日個人戦、個人戦でも優勝したいと思ってやっていたら——個人戦はベスト8まで行かれるんですよ——ベスト8になったら日が暮れて、球が見えないからこれで終わりとなって、とうとう準決勝、決勝戦とかが行われずに、その8までが行くということになったんですね。そんな話をしたら、「私もその中にいたんだ。ベスト8に選ばれたんだ」と、しかも2年生なんですね。私は3年生。あの大会の2年生というと、3年生を打ち負かして残ってくるというのは、相当な技量を持っている方だと思います。こんな話をすると質問時間がなくなりますから、一応紹介ということにしておきますが、そういう青春の1ページがあのコートの中に——50年前のことですけれども、渡邊病院局長との出会いがあったんだなと思えました。それがスポーツのいいところだと思います。

次に、2巡目国体に向けて、教員採用のあり方について、教育長にお伺いいたします。

**○教育長（飛田 洋君）** スポーツの振興を図るためには、すぐれた指導ができる質の高い教員を確保することが重要でございます。採用に当たっては、競技力だけではなく、教師としての資質もしっかり判断して採用することが大切であると考えております。本県では、スポーツ分野の秀でた技能・実績を有する選手及び指導者を確保するため、平成9年度採用から教員の

特別選考を導入しておりますが、その選考では、スポーツの実績だけではなく、模擬授業や個人面接、集団討論などにより、教師としての資質をしっかりと確認し、採用いたしております。今後とも、スポーツに対する熱意とともに、子供たちに対する愛情と情熱、そして使命感を持つすぐれた人材を、本県が招致を要望いたしております平成38年度の国体開催も見据えながら、計画的に確保してまいりたいと考えております。

**○太田清海議員** これは、今言われたとおり、教師としての資質といえますか、そういったところを見てやりますよということでもありますから、わかりました。ただ、大量に採用した場合、次の年度の若い体育の先生を採用することが難しくなったりとか、そういう難しい問題もあるかと思っておりますので、その辺も見ていただきながら、採用をお願いしたいと思います。

次に、もう一度、福祉保健部長にお伺いいたします。聴覚障がい者の意思疎通を支援するための新たな取り組みについて、お伺いしたいと思います。これは、知事提案説明要旨の中にも説明がありました。これは、不特定多数の参加が見込まれる県主催の会議等に手話通訳者や要約筆記者の派遣・配置を行うということで、その環境整備をするということを言われましたが、私もここは非常に目立って気をつけておりました。その取り組みについてお伺いしたいと思います。

**○福祉保健部長（桑山秀彦君）** 聴覚障がいのある方々が、日常生活において、より円滑に情報を得ることができるよう、今回の補正予算において新たな事業をお願いしているところでございます。具体的には、一般県民が多数参加する県主催の行事へ手話通訳者や要約筆記者を

派遣したり、あるいは、窓口業務において一般県民と対応する機会の多い民間事業所の従業員等を対象とした手話学習会を開催することとしております。

**○太田清海議員** そういった手話通訳者の人たちが、例えば銀行とかいろんなところに来て、ちょっと話ができるだけでも、障がい者の人たちの心が物すごく開けるんですよ。ぜひ、いろんな対応をしていただきたいと思います。私も、正式な講演会のときには、必ず手話通訳者をつけてやっております。知事もそういう思いで、力を入れるということでも表明されておりましたので、ぜひ取り組みをお願いしたいと思います。また、要約筆記という人たちも、物すごい能力を持ってされておるといっても、もう少し知らしめないかなのかなと思います。

それから、実はマスコミで知ったんですが、宮崎市内のMJCという企業が、東京都の北区議会に文字変換する機材を入れたということを知っております。特に宮崎の企業が、東京都の北区で、そういった機材を発明されておられたわけですから、何かこういうのも助けてあげたいというような気もいたしまして質問いたします。そういった本県の企業が聴覚障がい者用の音声変換システムを開発したということですが、本県での公的な施設に導入してはどうかと思いますが、福祉保健部長、再度お願いいたします。

**○福祉保健部長（桑山秀彦君）** 障がい者の自立や社会参加に向けた取り組みを進めていく上で、障がい克服・軽減するための福祉関連機器が開発されるということは大変重要であると思っております。また、今回のシステムを本県の企業が開発されたということは大変うれしく伺ったところでございます。今回、東京都北区

において導入されました聴覚障がい者用の音声変換システムにつきましては、モデル的に開発されたものであり、現時点では、一般には流通していないとお聞きしているところでありますので、今後、システムの機能や特性等について、より詳細な情報収集に努めてまいりたいと考えております。

**○太田清海議員** ぜひお願いしたいと思えます。

最後になりますが、投票制度について、選挙管理委員長にお伺いいたします。

住所移転によって選挙権がなくなって、選挙の投票ができなくなるケースがあるというふうに伺っております。そのケースについてお伺いしたいと思います。

**○選挙管理委員長(後藤仁俊君)** 地方公共団体の選挙で選挙権を持つには、引き続き3カ月以上その区域内に住所を有していることが必要となります。これは、その団体の住民として選挙に参加するには、少なくとも一定期間そこに居住し、ある程度、その地域の実情に通じている必要があると考えられるからです。この場合の住所とは、単に住民登録があるだけでなく、その住所を生活の本拠としている必要があります。このため、市町村の選挙については、市町村をまたいで住所移転した場合、移転と同時に、旧住所地における選挙権はなくなり、新しい住所地についても、3カ月を経過するまで選挙権がないことから、新旧いずれの市町村の選挙も投票できない期間が生ずることになります。これは、県の選挙について、県をまたいで住所移転した場合も、同様の取り扱いとなります。

**○太田清海議員** 選挙権というのは、ある20代の女性の方が裁判も起こしておられるようです

けれども、県の職員の場合は、公の命令で稚葉に行ったり東京事務所に行ったりということになってくると、自分の住んでいたところの選挙、相手先の選挙もできないとか、それから、東京事務所に行ってしまうと、県会議員の選挙までできないというようなことで、命令で行かされて選挙ができないというのは、将来、改善していただくといいなと。私、総務部長には、このことを多少、5月1日異動とかあんな感じの手法とかとれないものかなと思いましたが、それはコンプライアンス上おかしいということもわかりまして、そういった選挙権がなくなる人たちの問題について、選挙管理委員会でも、ぜひ国のほうに法令改正の要望なり研究していただきたいなと思っております。

それから、選挙権年齢を18歳以上に引き下げられたということですが、高校3年生の一部に選挙権が付与されることで、学校現場の混乱がないようにどのような配慮をするのか、教育長の考えをお伺いいたします。

**○教育長(飛田洋君)** 18歳への選挙権が認められたことで、学校においては、政治的教養を身につけさせる教育の充実がさらに重要になったと考えております。具体的に申し上げますと、どの政党を選んで、どの候補者に投票するか、生徒が情報等をきちんと自分で判断し、投票できるような力を身につけさせるための指導が一層求められるということになります。

一方、教育基本法では、「学校は、特定の政党を支持し、又はこれに反対するための政治教育や政治的活動をしてはならない」とされておりまして、教師は、政治的中立を確保しながら、生徒にどのような情報をどのように与えるのか、また、生徒の議論の深まりをどう教師がコントロールしていくかなど、整理すべき課題

もでございます。

現在、文部科学省が、高校生の政治活動を制限してきた通知の見直しとともに、選挙等に関する副教材を作成していると伺っております。県といたしましては、この通知や副教材等において、学校での指導の基準を、国が何より明確に示していただくということを期待いたしております。今後、国の動向を注視しながら、校長会や担当者会を通して、丁寧に、慎重に、かつ適時に、各学校を指導してまいりたいと考えております。

**○太田清海議員** これは、たびたびほかの議員の方も質問しておりますが、来年の参議院選挙、7月ごろ行われるということであれば、高校3年生の中の4月、5月、6月、7月生まれの一部分の人たちに選挙権が付与されて、その他の人たちはない。「おまえ行くのか。俺は行かんでいいとよね」、そういう状況というのはあるわけですが、中には、部活でその日は熊本に行かないかんとか、ラグビーの試合があつてとか、投票日に行けない人がおる。それはもちろん、期日前というのがあるかと思いますが、ただ、期日前といっても、市町村の選挙では、市町村議の選挙は日曜が挟まれませんので、授業が終わって6時以降に親御さんに連れていかれてとかいうこともあるかもしれません。そういった混乱もあろうかと思っておりますので、ぜひ対応をよろしくお願ひしたいと思ひます。

それから、最後にしますけれども、私の父も実は明治生まれの先生でありました。戦前のことは私たちには言ってくれませんでしたけれども、母が「米英鬼畜と言ってね、あんなふうに教えられたのにね」と言ったのに、父は黙っております。やっぱり一つの何か心につらいも

のがあったのかなという気がいたします。私には、学問というものの、学者とかそういった人の考え方、学問に対する政治家の見方が、もう少し尊敬の念を持って見られたほうがいいのではないかなという思いがあります。先生方も、苦しんできた先生もいらっしゃる、今でも良心的に悩んでいる先生もいらっしゃると思うんです。そういう世の中をぜひよくしていきたいなという思いで質問させていただきました。ありがとうございました。(拍手)

**○星原 透議長** 次は、二見康之議員。

**○二見康之議員**〔登壇〕(拍手) おはようございます。ちょっと時間が早く終わられましたので、後ろにまだ移動中かと思ひましたら、皆さんおそろいで、傍聴の方がおそろいというのはちょっとびっくりしましたけれども。きょうも地元のほうからたくさん県議会の傍聴に来ていただきましたことに、まず心から感謝申し上げます。ありがとうございます。

早いもので、改選が終わってから、はや2カ月、3カ月が過ぎようとしているわけなんですけれども、現在の県政課題を調査し、いろいろな対応を考えることも大切だと、いつも思っております。何より課題を正確に捉えること、把握すること、そして、それに対する施策が適正であるかどうかということを、私たちは常に考えていかなければならないと思ひます。

中国の古典の易経の中で、時中することが大事であると言っております。時中というのは、時に中る(あたる)、時中の反対が時流という言葉です。時流に乗る、流行を追いかけていくと、時の中心に身を置いている錯覚とともに、流れに巻き込まれ、物事の本質を次第に見失う、そのときの流行に流されることであり、大きな間違いのもととなるということでありま



す。その反対の時中するとは、不易の判断である真理を通すことであり、洞察力、先見性をもって大局的に考え、そのとき、その場、その立場での適切な判断と行動をとることであり、時に世の流れとは反対のことを選択しなければならないこともあります。

また、物事をなし遂げるために必要だということもあります。論語の中で、孔子が自分自身のことを表現するところがあります。孔子の弟子・子路が、孔子という人はどういう人かと聞かれたところ、答えられなかった。そのことを知った孔子が、自分のことを次のようにあらわしました。「憤を發しては食を忘れ、楽しんで憂いを忘れ、老いの將に至らんとするを知らず」、「憤を發しては食を忘れ」、学問に集中しては食事をするのも忘れ、「楽しんで憂いを忘れ」というのは、疑問が解けて楽しんでいては心配事も忘れてしまう、そして「老いの將に至らんとするを知らず」、まさに老年の迫っていることも忘れてしまう人だと。寝食を忘れ、一つのことに打ち込んでいく、寝ても覚めても考え続ける、そういう強い意志がなければ事をなすことはできない、そういう教えではないかと思えます。

今回の質問に当たり、本県の現状について、改めてさまざまな角度から考察し直してみました。少子高齢化、人口減少、経済格差、インフラ整備など、その多くの部分で他県に対しおくれをとっていると言わざるを得ない本県ではありますが、常に将来を見据えたビジョンを持って取り組んでいきたいと思えます。そこでまず、知事にお伺いいたします。直近で大きな経済効果が期待される2020年オリンピック・パラリンピック東京大会に向け、まずは本県が今どのように取り組んでいらっしゃるのか、知事に

伺います。

そして、重ねまして、ことし5月から10月にかけて、約半年間開催されていますミラノ国際博覧会について、本県は9月に出展の予定ですが、このミラノ万博出展の目的は何か。また、ヨーロッパの方々が感動するような宮崎のメッセージというものをつくり上げることが大事だと思いますが、県はどのように発信していくのか、同じく知事に伺い、後の質問は質問者席より行います。(拍手)〔降壇〕

○知事(河野俊嗣君)〔登壇〕 お答えします。

まず、2020年オリンピック・パラリンピック東京大会に向けた本県の取り組みについてであります。2020年オリンピック・パラリンピック東京大会につきましても、全世界の注目が集まり、観光面やインフラ整備など大きな経済効果が期待されております。その効果を全国に波及させるとともに、一過性のものとせず、我が国全体の活力創出につなげていくことが重要であると考えております。このため、本県におきましては、「みやざき東京オリンピック・パラリンピックおもてなしプロジェクト」を推進しており、大会・合宿受け入れなどの協力、杉の利活用技術の提案、本県が誇る食材の提供、神楽などの伝統文化等の披露といった本県の強みを生かした東京大会への貢献のほか、外国人の誘客の強化やスポーツ人材の育成などに取り組んでいるところであります。

次に、ミラノ国際博覧会についてであります。ミラノ国際博覧会におきましては、本県の豊富な農林水産物を初め、伝統、文化、観光資源など、宮崎の魅力を世界にアピールするとともに、万博出展を契機として、県内の食関連産業のグローバル展開を図ってまいりたいと考え

ております。なお、出展に当たっての考え方につきましては、開催地ミラノを初めとするヨーロッパは、価格よりも質を重視する、あるいは、物にかかわる人や歴史などに着目する傾向があるものと考えております。このため、「日本のひなた」宮崎の豊かな自然に育まれた安全・安心・高品質な食材やそれを生産する技術、さらには、その背景にある神話や文化・風土などの魅力について、生産者の思いやこだわりが伝わるような映像や料理専門家によってアレンジされた料理の実演・試食、そして海外初となる銀鏡神楽の演舞など、ヨーロッパの方々の心に響く、工夫を凝らした展示をすることで、宮崎のすぐれた「食」への理解と評価を高めてまいりたいと考えております。以上であります。

〔降壇〕

**○二見康之議員** 今回のミラノ万博なんですけれども、日本館の出展のテーマは「共存する多様性」というふうになっているそうです。メインメッセージとしては、「日本の農林水産業や食を取り巻く様々な取り組み、「日本食」や「日本食文化」に詰め込まれた様々な知恵や技が、人類共通の課題解決に貢献するとともに多様で持続可能な未来の共生社会を切り拓く」ということで、サブメッセージが、「いただきます、ごちそうさま、もったいない、おすそわけの日本精神が世界を救う」と。食に関することだけじゃなくて、そこからどう私たちは生きていくか、そういうメッセージを送っていきたいという趣旨なのかなと思います。

文部科学大臣である下村大臣があるインタビューで、御自身の志について次のように話されておりました。

私の志は21世紀を日本の時代にしたいと思っている。それは国粹主義や国家主義的な

見地から言っているのではなくて、今の人類社会に起こっている紛争や戦争、優勝劣敗、弱肉強食の価値観に基づく西洋文明はもう限界に来ているからである。環境破壊、資源の争奪が絶えず、その先に人類の未来はない。日本流のやり方は白黒をつけずに曖昧にし、お互いを生かそうとする。これはわかりにくいし、だからだめなのだと言われてきたが、逆に、これこそ解決困難な問題を処するための英知なのだと思う。原理主義はしばしば独善に陥り、世界をテロの脅威にさらす。独善的排他主義になり、無益な紛争を生む。今、世界が日本の文化に注目しつつあるのは、多様性の受容や共生の思想を持っているからである。

と、途中幾らか省略いたしましたけれども、そのようにお話しになられたそうです。

これはミラノ万博について話されたものではありませんが、今、人類が直面しているさまざまな課題をいかに解決するか。ミラノ憲章にも掲げられている飢餓対策、飽食、肥満問題、グローバル課題など、西欧諸国がこれまでの方針とか主義に疑いを持って、日本のよさが求められている今こそ、経済的な利益のみでなく、日本の文化の真のすばらしさを伝えること、それが、先ほど易经の中で紹介しました時中することではないかなと思うわけであります。心に響く工夫をされるということでありましたけれども、とても難しいかもしれませんが、県としても重点的に予算を充てていращる取り組みですので、持てる限りの力を最大限に引き出せるように、残りの期間しっかり集中して、他県にはない、本県が日本の代表であると評価されるぐらいのものができるように頑張ってくださいよう、お願いいたします。

また、東京オリンピックについてであります。本県は多角的に活用を考えていらっしゃるということです。その中に、「本県が誇る食材の提供」というところがありました。先日、東京オリンピックについて、本県の食材の売り込みはどのようにしているのかという質問を受けました。その方がおっしゃるには、以前、ヨーロッパで開催されたとき、現地の大使館に勤められていた方の話によると、開催5年ぐらい前から、選手や関係者の食事の提供について検討されていたそうです。2020年開催ということは、まさに今がその5年前に当たるわけなんです。現在、このことについてどのような状況なのか、非常にいろんな情報が欲しいところではありますが、これにどう対応していくかということが大切だと思います。そこで、この対応を考えるべく、さまざまところから情報収集をしなければならないと思いますが、最も身近な、日本国内でのオリンピックの開催といえば、1998年の長野オリンピックではなかったかと思えます。そのときにおける選手村等での食事の提供についてどうだったのか、総合政策部長に伺います。

**○総合政策部長（茂雄二君）** 長野オリンピックでは、参加選手・役員約5,000人、報道関係者約8,000人に対する食事の提供が行われまして、選手村やメディア村などの食堂施設において、約62万食が提供されております。食事の提供体制につきましては、開会の約1年半前に事業者が選定され、大会の運営主体である組織委員会と委託契約を結び、メニューの検討、食材の選定・調達等を行っておりまして、メニューの内容に関しては、日本や長野の食文化の紹介も重視されております。

**○二見康之議員** 長野オリンピックといえます

と、選手村というか会場のほうで県民歌が流れたときに、いろんなところからそれを歌う、合唱する声が上がったというのが、たしかその当時あったと思います。前も質問させていただいたんですけれども、長野は県民歌を学校の中で非常に教育に取り組んで教えていっているの、県民のほとんどが知っているというようなことであります。今、宮崎県議会のほうでも、ぜひ県民歌を率先して普及していきたいという取り組みをしようとしています。

それは余談でしたけれども、62万食といえますと、相当な量の食事の提供がされるわけなんです。ここにどう宮崎がアプローチしていくのかということは非常に大事な部分だというふうに思います。また、開催の約1年半前に事業者が選定されるということでしたけれども、では、それに向けて、本県の食材等の売り込みを現段階からしっかり検討して、また、世界各国の選手や関係者の方々に喜んでいただけるような方法を考えなければならないと思いますが、どのように取り組んでいけるのか。これは知事に伺います。

**○知事（河野俊嗣君）** 2020年オリンピック・パラリンピック東京大会につきましては、本年2月、大会組織委員会において大会開催基本計画が策定されたところでありまして、飲食については、多様性と調和への配慮や日本食の質の高さをアピールするなどの方針が示されたところでもあります。今答弁のありました長野オリンピック・パラリンピックの例を見ますと、今後、運営に関する具体的な計画が策定され、食材の調達等に関する具体的な指針が示されると思われまので、全世界の注目が集まるこの大会を、本県が誇る食材・食文化などの磨き上げと発信の好機と捉え、関係団体と連携を深めな

がら、情報収集や国などへの提案・要望に積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

**○二見康之議員** できることならば、具体的指針等の中に本県の要望することが入っていくと非常に喜ばしいかなと思うので、そういったところの視点も踏まえながら取り組んでいただければなと思います。また、先日の日高博之議員の質問にありましたアスリートフードについての取り組みも、非常に大事な部分だと思いますので、私からも重ねてお願いしたいと思いません。

次の質問に移ります。熊本国税局における酒類鑑評会がこのほど行われました。これは、熊本国税局管内で製造された清酒及び本格焼酎の品質評価を行い、その結果に基づき、特に優秀な酒類製造技術を有すると認められるものを顕彰することにより、製造技術基盤の強化及び品質向上を図り、酒類業の健全な発達に資することを目的とするものであります。先週の新聞を見ましても、この優等賞を受賞された焼酎の広告が載せられているものもありました。この鑑評会は、酒造業にとって最もスタンダードな評価であり、この受賞をもって商品の品質の高さをアピールするものであります。

基本的に、この鑑評会において評価されるように努力していくことは重要であると思えます。平成27年の鑑評会の結果を見ますと、出品数について、熊本が42点、大分が27点、宮崎が52点、鹿児島が127点と、2番目に多い出品数ではありましたが、同じ焼酎文化圏を持つ鹿児島も半分にも満たなかった。また、その出した数に対して受賞した割合、これが熊本が0.4、大分が0.7、宮崎が0.23、鹿児島が0.41と、平均が0.4なんですけれども、それを割ったのは宮崎県だけだった。これは、やはりちょっ

と厳しいところがあるのかなと。去年は0.35だったそうです。この鑑評会は、先ほども申しましたように、非常に商品の品質の高さをアピールできる大切な評価制度であるというふうに考えます。熊本国税局の酒類鑑評会において、本県の焼酎の結果が芳しくありませんでした。これをどう認識していらっしゃるのか。また、今後、焼酎の品質向上に県はどう対応していくのか、商工観光労働部長に伺います。

**○商工観光労働部長(永山英也君)** 熊本国税局の酒類鑑評会における本県の本格焼酎の優等賞は、ことしは12銘柄であり、一昨年、昨年、21銘柄でありまして、減少しております。指摘がありましたとおり、焼酎は、本県製造業の中で大きな地位を占める重要な産業であります。鑑評会での入賞は、品質の高さを示すものでありますので、入賞数が減少したことは大変残念であると思っております。個別の審査内容は公表されないため、現時点で詳細な分析はできておりませんが、県といたしましては、今後とも、食品開発センターと製造業者で組織している製造技術に係る研究会での研修や情報交換、あるいは個別企業に対する技術指導、さらには、酒造組合との連携などをより積極的に展開することなどによりまして、できるだけ確かな分析を行うとともに、今後の品質の確保・向上を支援してまいりたいと考えております。

**○二見康之議員** 今度ミラノ万博に出展されるものもあると思うんですけども、そういったときに、これを受賞したと言えるのか言えないのかというのは、非常に大きなポイントになると思うんですね。やはり公的なところから評価されるということは、大事なポイントだというふうに思います。

また、担当の方といろいろお話ししていて、

その中でも出たんですけれども、評価を受けられるか受けられないかというのは、実は非常に微妙なところがあるというか、紙一重の差で今回は逃した部分もあるんじゃないかということだったんですね。ただ、それであるから、ある意味、宮崎は低いんだという認識じゃなくて、次に向けて頑張っていけばいいじゃないかということなんですけれども。だからこそ、紙一重を勝ち切るプロ意識といいますか、そういったところが必要なんだと思います。

テニスの錦織圭選手のコーチのマイケル・チャンという方が、「トッププロの実力の差は紙一重だ」と。世界ランキング1位とか2位とか20位とかありますけれども、その中でも、ランクはあっても実力差は伯仲している。ちょっとしたところで勝敗が決まる。それぐらいプロの世界というのは厳しいものであり、こういう商品開発とか鑑評会における評価というの、そういうものがあるんだと思います。だからこそ、しっかりこのことを肝に銘じて、来年の鑑評会に向けて取り組んでいただきたいと思いません。

次の質問に移ります。次は、ジェットロ事務所の設置についてお伺いしたいんですけれども、ことしの4月3日の全国統一地方選の告示日、朝刊をいつものようにめくっておりましたら、知事がジェットロ宮崎貿易情報センター設置要望書を提出されたという記事を目にしまして、この2年間、ずっとお願いしてきた私にとりましては、非常に感慨深いものもありましたし、選挙の話の中で、私はこれを取り上げていいのかなというぐらい、いいタイミングをもらったという気もするんです。ただ、話の中はずっと段取りをつけながら頭で考えていますので、いきなりそこに組み込むというのはなかなかできな

くて、うまく伝えることはできなかったわけなんです。私は非常に喜ばしいことだと思いますし、これからの活用について非常に期待しているところであります。

ジェットロ事務所の設置については、昨年6月議会で、県内企業等から幅広く意見を聴取されているということでしたけれども、その結果はどうだったのか。そして、この要望に至ったのか。そして、これを今後どう活用していかれるのか、商工観光労働部長に伺います。

**○商工観光労働部長（永山英也君）** 県では、ジェットロ事務所の設置に向けまして、輸出に取り組む企業や関係団体等を訪問するなどしまして、さまざまな意見を伺ってまいりました。その中で、企業からは、「現地の制度や規制等について、詳細な情報を収集したい」「現地情報に詳しいスペシャリストに相談したい」、さらには「商談会後のフォローアップのシステムが必要」など、事務所設置に期待する声が多く聞かれました。このため、本年4月に、御紹介がありましたとおり、知事がジェットロ本部に対して設置要望書を提出するなど、早期の事務所設置を働きかけているところでございます。

今後、事務所が設置されましたら、企業の要望等も踏まえまして、アドバイザーによる貿易投資相談や各種セミナーの開催、海外とのネットワークを活用したバイヤーの招聘や展示会の出展支援、さらには、有望企業に対する商談から契約締結までの一貫支援など、ジェットロとの連携を十分に図りながら、県内企業の海外展開を積極的に支援してまいりたいと考えております。

**○二見康之議員** 私も地元のほうで国外に輸出されている方と話をしたときに、一番現地の情報が欲しいとか、制度が変わったことについて

の説明というか情報が欲しい。この間、台湾のほうも制度がちょっと変わりましたよね、基準が。そういったときにどう対応すればいいのかとか、そういったときに相談できる機関が本当に身近にあるということは、何より心強いというふうに思います。そういったところを本当に生かしながら、宮崎県のいいものをどんどん世界にアピールできればなと思います。

ただ、残念なのが、10月ごろの設置予定ということなんですけれども、ミラノ万博とかアヌーガ2015の食品見本市、ここにもぜひ宮崎事務所と一緒に取り組んでいけたらなという思いがあり、どうしてもそこが残念でなりません。行動を早くすることがいい結果を生むという「行に敏なれば益多し」、行動が早ければ、その分、得る利益というものが、少しだけでも多いかもしれない、そういったところも今後考えながら取り組んでいただきたいなと思います。

次に、ものづくり補助金について伺います。これも、これまで追いかけて質問させていただきましたが、県当局並びに中小企業団体中央会のほうの体制も整い、また意欲的な活動によって、非常にその努力というものの結果があらわれてきているのではないかと思います。先日も1次募集の締め切りがあったというふうにご伺っております。本年のものづくり・商業・サービス革新事業の応募増加に向けた取り組み及びその状況について、現在どのようになっているのか、商工観光労働部長に伺います。

**○商工観光労働部長（永山英也君）** 国のものづくり・商業・サービス革新事業につきましては、地域事務局を担います県中小企業団体中央会におきまして、国の26年度補正予算の成立後、直ちに県内各地で5回、公募説明会を開催するほか、個別に企業を小まめに訪問するなど

の取り組みを行っていただいております。また、県では、関係団体や金融機関等を通じまして事業の周知を図るほか、メールマガジンを活用し、企業に直接、公募の情報が届くように取り組んだところであります。さらには、県産業振興機構の総合相談窓口等において、当事業を活用した今後の事業展開も含めて、個別に指導を行うなど、関係機関がオール宮崎の体制で取り組んでまいりました。

過去2年に、県内においては500件の応募がありまして、そのうち199件が採択され、事業を展開しております。今回の第1次公募におきましては、九州内で福岡県に次ぐ194件の応募があり、また、これも福岡県に次いで九州2番目の多さであります。82件が採択されたところでございます。

**○二見康之議員** すごい結果だなというふうにするわけなんですけれども、鹿児島、熊本、大分と比較しながら、本県の立ち位置というのを見るのも大事でしょうし、また、宮崎県独自で考えた数値指標といいますか、その取り組みの検討というのも非常に大事だと思いますが、本当にここ数年、頑張っていらっしゃるなというのをよく感じます。やはり、された後のアフターフォローも、その辺がちゃんと下支えになって、ずっとそれが継続的につながってきている、いい流れができていますなと思いますので、今後とも、どうぞよろしく願いいたします。

次に、都城についての地域の話なんですけれども、都城総合庁舎の職員駐車場の活用についてお伺いしたいと思います。都城駅前にあります都城市総合文化ホールは、大ホールで1,500名、中ホールで600名入る大きな施設なんです。このホールに隣接する駐車場が非常に狭いと。つくる当初から駐車場問題というのはいろ

いる議論がありまして、市議会のほうでも取り上げられております。

先日、知人からの相談を受けまして、中ホールでイベントをするということだったんですね。そうしたら、あいておったはずの大ホールに予約が入って、同じ日に、同じ時間に行事をするようになってしまったと。そうしたら、駐車場の確保が心配になってきたということで、どうしたらいいかという相談を受けました。私は以前、県の総合庁舎のところの駐車場をお借りできるというのを聞いたことがありましたから、そのようにお伝えしました。そうしたら、言ってみたら貸してもらえなかったという連絡がこちらにありまして、私も、県の総合庁舎のほうに相談に行ったんですけども、行政財産の取扱要領というものに規定されておりまして、一般の民間人には貸せないという返答でございました。

都城文化ホールの駐車場の問題というのは、10年以上の課題でありますので、市のほうと県のほうと、うまくやりとりされているんだろうなと思ったんですけども、そうではなかったということを今回気づけただけでもよかったなと思うんです。この問題は、ホールを使用するのが公的な機関だったら貸すことはできますよ、ですが、民間の方が主催する事業だったらだめですというようなことなんです。けれども、文化ホール事業ということ全体として見ていただいて、行政財産の本来の使用目的というものを妨げない程度に、例えば土日祝日など、皆さんが使われないあいている時間などは、ぜひ市のほうと協定を結ぶなどして、都城市総合文化ホールで行われる事業に協力していただきたいと思うわけでありまして、県のお考えを総務部長にお伺いいたします。

○総務部長（成合 修君） 民間企業のほうにお貸しできなかったというケースでございますが、県が管理します財産のうち、いわゆる公用のために使用する行政財産につきましては、行政目的の達成のために利用されるべきものでございますが、その用途または目的を妨げない限度において、他の地方公共団体などに使用許可をすることが認められているところであります。議員の御質問にありました総合庁舎の職員駐車場でございますが、お話にありましたように、市と協定を結ぶなど年間を通じての使用は、災害時の緊急対応や他の利用者との関係もでございますので、難しいところでございますが、現行の許可基準においても、地方公共団体や公共的団体へ個別に使用許可することも可能でありますので、具体的な相談がございましたら、対応してまいりたいと考えております。

○二見康之議員 もちろん県が使うときに、そこを無理に貸してほしいということではなく、また、文化ホールも常時使いたいというわけではないものですから、使いたいときに、お互いの、県のほうの状況、また災害とかがあつたりすれば、そのときは使えないでしょうから、そういったときを除いて、あいているときには協力していただければ、それで十分だというふうに思います。ありがとうございます。

それで、行政財産なんですけれども、建物を貸すとか部屋を貸すとかいうのもあれば、今回のように駐車場を貸すというように、使用目的等において、それぞれあると思うんですね。目的外使用許可について、用途に応じて、もう少し柔軟な対応ができないのかなと思うわけなんですけれども、そのお考えを総務部長にまた重ねてお伺いします。

○総務部長（成合 修君） 先ほど答弁しまし

たように、行政財産の目的外使用につきましては、あくまでも例外的な取り扱いでありますことから、これまで目的外使用許可基準に基づき、適切に対応してきたところであります。一方、行政財産であります、県民の皆様からお預かりしている大切な財産でありますので、議員の御質問の趣旨も踏まえ、相談がございましたら、その用途や目的を妨げない限度において、個別に対応を検討してまいりたいと考えております。

**○二見康之議員** ありがとうございます。十分だと思います。要領は、やむを得ない場合、やむを得ない場合と、何か貸したくないオーラがいっぱい出ているような中身になっていますが、無理なことを言いたいというわけじゃないんですね。限られた地域の資源ですから、協力できるところは協力していただければなという思いでありますので、どうぞ今後、御検討をよろしくお願いいたします。

次ですが、先日、国のJR九州株の売却・民営化についての発表がありました。国会の衆参委員会におきましても、議論がずっと進められております。もう終わりましたけれども。JR九州というのは、これまで民営化された本州3社、東日本、西日本、東海、そこと比べて違うのは、あちらは、鉄道事業のほうでちゃんと黒字収益を出しているわけなんですけれども、JR九州については、鉄道部門では赤字、しかし、その他の部門で収益を上げていて、全体としては、200億円ぐらいの連結決算での黒字というような形になっているわけなんです。昨年度、鉄道事業の損益赤字が大体JR九州では140億円というようなことでありました。それがあっても、今は黒字であるからいいわけなんですけれども、これが実際、民営化されて、今ま

で特例でありました三島特例減税が、平成25年度では約52億円の減税措置をされていると思います。しかし、民営化になれば、これがなくなるかもしれない。

また、九州というのは、台風災害等が非常に多い土地であります。先日も熊本一大分間で土砂災害があつて、復旧に50数億円かかったというふうに伺っております。一番の問題はそこなんだと思います。非常に地形的にも厳しい九州であるわけなんです。また、今から10年前も、台風において本県は非常に辛い経験をしているところでありますので、JR九州の完全民営化を否定するわけじゃありません。しかし、株式会社化されれば、利益追求のために、路線の維持が厳しいところはどンドン切り捨てていくというようなことが予想されるわけです。これを県としてどう守っていくのか、総合政策部長にお伺いします。

**○総合政策部長(茂雄二君)** 県内鉄道網は、県民の日常の移動手段として、また、観光など地域活性化の観点からも不可欠な公共交通であります。このため、JR九州の完全民営化に当たりましては、その維持・充実が担保されるよう、昨年末に国土交通省に要望を行いますとともに、JR九州とも協議を行うなど、危機感を持って取り組んできたところであります。県といたしましては、沿線自治体と連携しながら、利用促進を図りますとともに、今後も、あらゆる機会を捉えて、国やJR九州に対し、県内鉄道網の維持・充実を働きかけてまいりたいと考えております。

**○二見康之議員** 聞くところによりますと、昨年度、都農駅や日南駅では、市・町のほうに運営が委託されたというふうに伺っております。民間会社になれば、経営合理化が進み、不採算



部門の縮小、債務整理、また駅の無人化による人件費削減など、住民サービスの低下につながるものが起こるのではないかなと予想されるわけです。こういったところに対しての総合政策部長のお考えを伺いたいと思います。

**○総合政策部長（茂 雄二君）** 県内に24の有人駅がありますけれども、乗車券類の販売を市町村等に委託する簡易委託駅は10駅ありまして、切符販売のほかにも、改札、清掃等の業務が、JR九州との委託契約により実施されております。都農駅や日南駅につきましても、昨年度に、JR九州の経営判断により、駅の運営形態の見直しについて、都農町及び日南市に打診されまして、協議を重ねた結果、駅利用者の快適性、利便性向上のために、両市町が委託を受け、運営していくことになったということでございます。

**○二見康之議員** 確かに、民営化されて、各自治体が駅舎とかを活用して、地域おこし、まちおこし、いろんな周辺の商店街の活性化とかに取り組みやすくなるというメリットもあるんだというふうに思います。そこは十分に、最大限に生かしていけるように、これまで以上の取り組みも必要だと思うわけなんですけれども。九州新幹線が開通しまして、福岡、熊本、鹿児島に、経済効果が非常に大きいものが出ているというふうに伺っております。また、熊本駅周辺については、来年度でしょうか、駅周辺の開発計画をつくって、31年度からその着工に入ろうという動きもあるようです。

九州のJR線の地図を見ても、非常に九州北部、そして西側のほうの路線の充実というのがありまして、本当に東側のほう、我々宮崎・大分側というのは、これがなくてはならない線路なんだというふうに思うわけなんですけ

れども、勢いがある、経済効果が上がっている、どんどん民間の投資も集まってきやすい環境が今、西側にあるんだと思います。

しかし、だからといって、そちらばかりにJRが目をつけてもらっても困るわけでありまして、東側についても、それなりに民間投資なり、それぞれの施設整備、また維持管理をしていただかなければならないわけなんです。このために、民営化後も県内鉄道網の維持・充実が確実に図られるように取り組んでいくことが大事だと思います。また、新たな投資を引き出す手段も考えることが必要だと思いますが、知事の御見解を伺いたいと思います。

**○知事（河野俊嗣君）** 鉄道路線網につきましては、これまでも関係者一丸となって、国やJR九州に対し、その維持・充実を要望してきたところでありまして。私も、JR九州の青柳社長、また石原相談役や唐池会長と、さまざまな機会を捉えてコミュニケーションを図り、いろんな要望をお伝えしてまいりました。今般の完全民営化に係るJR会社法の改正に当たりましても、経営安定基金のうち872億円を鉄道ネットワークの維持・向上に充てることや、路線の適切な維持等について国が事業経営の指針を定め、一定の関与を行うなど、本県の要望に沿った措置がとられることになっております。

また、鉄道の路線維持を図る上で、利用促進は不可欠な取り組みでありますことから、駅のバリアフリー化やICカードの導入なども大きな契機として、さらなる利用促進を図っていくことも重要であると考えております。県としましては、これまで以上に九州各県や関係団体との連携を深め、全県で一体となって、国やJR九州に対し、県内鉄道網の維持・向上を働きか

けてまいりたいと考えております。

**○二見康之議員** 経営安定基金のうち800数十億円が路線の維持とかに使われるということなんですけれども、西側で使われても意味がないわけですよ。やはりこちら、東側のほうに向けていただけるように図っていくことが大事だというふうに思います。また、これは来年の民営化でしょうから、現段階では何とも言えないのでしょうけれども、一つは、JR九州株の取得も視野に入れてもいいのかなという気がいたします。自治体として発言していただくだけでなく、経営の中に入って、鉄道、こういう公共交通機関のあり方を、実際に中のほうから意見していくということも必要なのかなとも考えるわけなんですけど、いろいろ検討課題はたくさんあると思います。

それを今後どうぞやっていただきたいということ、また、ずっとお答えいただいていますように、観光列車とか地域と密着した連携も、本当にどんどん進めていくべきことだと思いますので、こういった取り組みも非常に期待しているところがございます。来年、1年後の完全民営化に向けて国が動いているのでありますから、宮崎の社会基盤をしっかりと守るように、知事におかれましては、県内各首長、また各種団体と色々な連携をしっかりとれるように、リーダーシップを発揮していただくよう、心からお願い申し上げます。

次に、教育行政について伺いたいと思います。

県内の私立高等学校から、県立高等学校の2次募集を見直してほしいというようにお声が私の耳にも入ってくるわけなんですけど、簡単に申し上げれば、私立の高校に行く予定だった生徒が、県立の2次募集を受験して、そちらに流れ

てしまうというようなことなんでしょうと思います。

担当の方のお話では、直近のデータで、県立の定員が約500人ぐらいあいていた、そこに約150人が受験し、100名ほどが入学されたというようなことだったんですね。この中には、先ほど言ったように、私学に行く予定だったのが県立に行ったという子供だけじゃなくて、県立一本だけで考えている子供もいると思うんですけども、その辺の情報は、今の段階ではわからないということでした。

3年前に、定員のあり方についても質問をさせていただいたわけなんですけれども、少子化の進行で、私たちの世代が県内の中で1万7,000人いたのが、今では9,000数百人、約半数になっているわけなんですよね。約20年ほどでこれだけ減ってしまっているという現状ですから、非常にこの問題は複雑多岐にわたる課題だと思います。ですからこそ、これまでのやり方ではちょっと無理がきているのかなという感じも受けるわけなんです。学校のために子供がいるのではなくて、子供たちのために学校があるわけですから、そのことを中心に考えながらも、今後の公立、私立のバランスとか、県内の高等学校の配置、そして学科のバランス、そういった将来の本県全体の高校教育のあり方について、教育長、どのようにお考えでいらっしゃるのか、お伺いします。

**○教育長(飛田 洋君)** 県立高校の2次募集につきましては、一般入学者選抜の合格者発表後、欠員が生じた場合にのみ実施いたしております。これは、その県立高校に入学したいという県民の皆さんや子供たちのニーズに応えるために行っているものでございます。本県では、公立高校と私立高校が連携しながら、本県教育の振興を図ってきておりますが、公立、私立の

定員の調整につきましても、毎年、学校の代表者や学識経験者等で連絡協議会を開催いたしているところであります。生徒数が減少している中ですが、県立高校は、それぞれの地域の学びを大切にしながらも、統廃合等も行ってきておりまして、適正規模を保ちながら、学びの場を確保してきているところであります。これからも、子供たちにとって、よりよい教育環境を提供するという視点に立ち、保護者・地域のニーズ等にも配慮しながら、県立高校のあり方を考えてまいります。

**○二見康之議員** 非常に大きな母体ですけれども、私学という団体はありますが、それぞれの経営は各個別なんだと思います。学校、学校がそれぞれ対応しなければならない、そういったところの難しさ。私学団体の中では、意見が右と左あれば、なかなかまとまらないところもあるんだと思います。そういったところを全体的に調整していただくのは、県の一つの役割なのかなと思いますので、どうぞ今後の御検討をお願いいたします。

また、同じくこれも3年前に質問したんですけども、都城泉ヶ丘附属中学校のプールについてです。前は、OB会の義友会とか、そういったところとの連携は考えられないのかというような質問だったんですけども、よくよく考えれば、中学校で必修である水泳、それをやるためにプールを設置するというのは、行政として至極当たり前のことなのかなと思うんです。学校教育における施設整備というものは、設置者の義務であり、このプール整備は、教育庁としての義務を果たすべき課題なんだと、今後の見通しをつくることも必要じゃないかなと思います。今までの耐震、そしてこれからの維持補修、それもわかるわけなんですけれども、

そういった全体の中にも、しっかりプールの設置もぜひ加えていただきたいと思うわけなんです。どのようにお考えでいらっしゃるのか、教育長にお伺いいたします。

**○教育長(飛田 洋君)** 都城泉ヶ丘中学校を設置するというのは、地元からの大きな要望で、私たちもそれに応えたいということで、いろんなことに配慮しながら、開校を何とかしたいという思いでやってきました。教育環境を整える立場から、プールがあるということは望ましいと思いますが、現在、都城泉ヶ丘附属中学校の水泳の授業は、近隣の公立中学校や民間施設のプールを借用して、必要な時間数を確保いたしているところであります。学校施設につきましては、老朽化が全県的に進んでいるため、その改修等が喫緊の課題となっておりますが、財政状況が厳しい中、緊急性や優先順位などを考慮しながら、計画的に整備を進めてきているところであります。お尋ねの都城泉ヶ丘高等学校附属中学校のプールにつきましても、全ての県立学校の施設整備の中で、優先順位を考えながら研究してまいりたいと考えております。

**○二見康之議員** 私も、学校の靴箱から、妻ヶ丘中学校、そしてもう一つの民間施設のほうに歩いていきましたら、近くの民間施設、大体6分ぐらい、妻ヶ丘中学校だったら8分ぐらい、かかるんですね、移動だけで。2時間続けて授業されているということですけども、2時間ぶっ続けて水泳をするというのも大変だと思いますし、それだけの移動時間を確保するのも大変だと思います。どうか早期に、こういったことに対する解決方法を見出していただけるように、よろしく申し上げます。

また、開会日に、知事も提案理由説明で、「子どもたちの“生きる力”の向上等による将

来世代の育成促進」を図りたいというようなことをおっしゃいました。私もそれは大事だというふうに思います。現代社会において、特に日本においては、他国に比べ福祉もよく行き渡り、また飽食社会であるなど、世界的視野に立てば、こんな恵まれた国はない。そういった国だからこそ、今、私たちがしなければならないのは、近年頻発する自然災害とかで避難されている方々が、どういった気持ちで避難生活をされているのか、疑似体験するような教育も必要だと思いますけれども、教育長にお伺いしたいと思います。

**○教育長（飛田 洋君）** 本県では、被災者の立場に立った体験をさせるために、毎年12月、宮城県の山元町の仮設住宅、ここはまだ被災者が実際に生活をなさっているところですが、その住宅に本県の高校生を訪問させ、住宅一軒一軒に「いい正月を迎えてください」と生徒たちに声をかけさせながらシクラメン等を届ける取り組みを、3年連続でやってきております。被災者の方と涙を浮かべながら交流して、高校生は心に大きな何かをつかんできて、それを地元で伝えてくれているものと考えております。

また、昨年度は、高校生向けの防災講座で、災害時と同様に、限られた水で、しかも、十分な調理器具も使えない状況を意図的に作り、炊き出し体験を行うとともに、高齢者や傷病者の支援も含めた避難所運営の訓練に取り組んでまいりました。今後とも、児童生徒が被災者の苦労やつらさを実感できる取り組みを進め、あすの宮崎の防災リーダーとなる子供たちを育ててまいりたいと考えております。

**○二見康之議員** すばらしい活動ですので、ぜひ、それを一部の子供たちだけじゃなくて、全体に広げられるような、そういうプログラムを

つくられるように、これからも御検討をお願いしたいと思います。

最後に、道路交通について。チャイルドシートについてお伺いしたいんですけども、先日、私も、4月2日に3人目の子供が生まれ、またチャイルドシートを購入いたしました。大変高価でございます。それを買うことなく、何かいい貸出事業があればと思ったら、交通安全協会の貸出事業がありました。これについての今の取り組み、またチャイルドシートの不使用时の危険性等について、警察本部長にお伺いします。

**○警察本部長（坂口拓也君）** 交通事故の際、チャイルドシートを使用していない場合の危険性につきまして、警察庁の統計では、死亡や重傷に至る確率が、使用している場合の約3倍となっております。本県でも、チャイルドシートを使用していなかったため、交通事故の衝撃により子供さんが死亡するという事故が発生する一方で、当事者が死亡する重大事故でしたが、チャイルドシートを適正に使用していたので、同乗していた乳児は無傷で済んだという事例もございます。チャイルドシートは、まさしく子供を守る大切な命のシートであります。

御質問のありました、宮崎県交通安全協会のチャイルドシート貸出事業につきましては、子供を連れて帰省した際にチャイルドシートが準備できない場合や、出産後チャイルドシートを購入するまでの間など、短期的な需要に応えるための、会員を対象とした無料貸出事業と承知しております。協会では、県内13地区で863台を保有し、2週間から3カ月程度の貸し出しを行っており、昨年度は延べ3,477台を貸し出ししたと伺っております。

**○二見康之議員** 私のところは1人だったから

いいんですけれども、数年前、図師議員のところは双子が生まれたわけですよ。例えば1台は購入補助ができるとか、そういった子育て支援というものもできないのかなと考えておるわけなんですけれども、時間が来ましたので、私の質問は以上で終わりたいと思います。ありがとうございました。(拍手)

○星原 透議長 以上で午前の質問は終わります。

午後は1時再開、休憩いたします。

午前11時41分休憩

---

午後1時0分開議

○中野廣明副議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、岩切達哉議員。

○岩切達哉議員〔登壇〕(拍手) 県民連合宮崎、宮崎市選挙区、岩切達哉でございます。本定例会一般質問15番目の質問でございます。

まずは、足元の悪い中ではありますが、傍聴に来られた県民の皆さんに、県政や県議会に対する御関心をいただいていることに感謝を申し上げます。ありがとうございます。私は、さきの選挙で初めて当選をさせていただき、地方自治の大きな役割を担う立場になることができました。この間、17日から14人の先輩議員の皆様のご質問をお聞きしておりましたけれども、それぞれ個性あふれる質問を聞きながら、改めて選ばれた者として自分自身もその責任を果たすため、多くの県民の皆様のご声を議会の場でお伝えし、県政に反映させてまいりたいと思っております。よろしくお願ひしたいと思います。

さて、最初は、知事に対する質問となります。地方自治の充実を求める立場からの質問となります。

我が国の地方自治制度は、執行機関である首長と議事機関である議会の議員の双方を住民の直接選挙で選ぶという、いわゆる二元代表制を採用しておるところでございます。その双方の代表を選択する選挙は、知事については昨年12月21日に実施され、3名の立候補のもと、投票率44.74%と、その4年前の知事選挙の40.82%から4ポイント上昇した中、河野知事が2期目を務めるという結果を県民は選択しました。一方、ことし4月12日執行された県議会議員選挙は、投票率42.52%と、2011年選挙より6.5ポイント低下しました。また、無投票となった選挙区も、6選挙区から10選挙区にふえたところでございます。今回の市町村議会の選挙を含む統一自治体選挙は、新聞などでは、なり手不足など、さまざま論評がございました。もちろん、選挙の投票率の状況だけで地方自治を語ることはできないと思います。冒頭申し上げました、本日までの一般質問の様子に見られますように、有権者の代表という立場に責任を持って、県民各層の意見を集め、討論を重ねていくという議員自身の日常的な活動を通じ、地方自治の充実を果たしていくことが当然必要でございます。しかしながら、今回言われた、なり手不足、現実としての低投票率の状況は、大変心配な状況だと言えらると思います。中には、県内の全有権者のうち4分の1しか県議会議員選挙では投票していないという意見がございました。無投票選挙区を含めた計算をしていらっしゃるわけでございます。これまでも質問があり、知事から御答弁をいただいているところ、重ねて恐縮でございますけれども、まさに民主主義の発展にとって憂うべき状況だと思いますことから、この選挙投票率低下に対する政治家としての知事の所見を、改めてお聞かせいただきたいと思います。

と存じます。

知事は、旧自治省の立場、また、市・県の職員という立場を経て、今日、知事という立場におありになり、地方自治についての十分な経験と見識をお持ちでいらっしゃることから、地方自治の充実のために必要な「選挙」というものに対するお考えをお持ちのことと存じます。民主主義、地方自治発展のため、政治家としての立場にお尋ねするところでございます。低投票率傾向、無投票選挙区を含め、市町村におけるなり手不足という状況をどのように感じておられるか、どのようにあるべきと考えられるか、率直な所見を伺いたいと存じます。

残りの質問につきましては、質問者席から行うことといたします。(拍手) [降壇]

○知事(河野俊嗣君) [登壇] お答えします。

現在、我が国においては、人口減少問題が大きな課題となっております。地方創生が課題となっております。県においても市町村においても、それぞれの地域の実情に応じた政策を立案し、取り組んでいくことが求められているわけであります。このような中で行われた今回の統一地方選挙は、県民の皆様が主権者として地方政治に参画する貴重な機会であったと考えております。しかしながら、今回の統一地方選挙を初め、昨年の県知事選挙や衆議院議員総選挙など、最近の選挙において、全般に投票率が低下傾向にあることなどは、民主主義の根幹を揺るがしかねない事態でありまして、大変残念に思っておりますし、危ういものを感じておるところであります。

選挙制度につきましては、先日、選挙権年齢を引き下げる改正公職選挙法が成立したところであります。これを一つの契機として、若者だ

けではなく、より多くの皆様に、政治や社会に関心を持ち、選挙に参加していただきたいと考えておりますし、私自身、一政治家として、自分の政策また思いというものを、丁寧にわかりやすく伝える努力をこれからも続けてまいりたいと考えております。以上であります。[降壇]

○岩切達哉議員 ありがとうございます。この課題につきましては、この議会においても何人かの方が御質問されております。また、前4年間の議事録を見せていただいておりますけれども、延べ5人の方が取り上げられ、とりわけ、昨年度最後の27年2月の議会では、現議長であります星原議員が、低投票率に関する課題を取り上げられております。思いについても共通のものをお持ちだと思っております。それぞれ選挙管理委員会からも、対策について御回答いただいておりますが、今、知事がおっしゃったように、参加いただくことが大変大事になると思っています。被選挙権の行使というもの、そういったことに何がしか困難な要素があるとするれば、その対策を講じることが、成熟した民主主義社会をつくっていくためにも必要であろうと思っております。今後、引き続き議論を深めさせていただきたいと思っております。

では、質問が変わりまして、社会的養護の課題について質問します。福祉保健部長にお伺いをさせていただきたいと思っております。

社会的養護の問題につきましては、厚生労働省から、「社会的養護の課題と将来像」というものが23年7月に出されて、この間、劇的な変化を示しているところです。施設の小舎化、家庭的養護の推進など、その方針に沿って進められております。西諸地区に定員20名の施設建設が予算案に盛り込まれております。また、4月

に、ひむかひこばえ学園（情緒障害児短期治療施設）が設置をされ、県の社会的養護体制の整備に対する前向きな姿勢に、大変感謝を申し上げたいと思います。また、初日の清山議員が取り上げられました里親委託の問題でございますけれども、大変内容深く議論がございました。自分自身、子供の委託を受けた里親の一人として、取り上げていただいたことに感謝したいと思っています。答弁で知事が、児童にとって、特定の大人との愛着関係づくりを行うために重要な取り組みと、里親のことを評価いただきました。今後の施策に期待を大とするところでございます。

また、新聞報道でございますが、6月1日、児童福祉施設協議会と宮崎県指定自動車学校協会並びに宮崎県との三者協定で、社会的養護環境下にある児童の運転免許取得費用が減免されることとなったと。重要なポイントとしては、自立援助ホームも含むということでございますけれども、そのことを含め、関係部局、担当者の皆さん並びに関係団体に感謝と敬意を表したいと思います。

そこで、部長にお尋ねしますが、この協定の目的とするところ、そしてまた、期待し得る効果についてお答えをいただきたいと思っております。

**○福祉保健部長（桑山秀彦君）** この協定は、児童養護施設等で暮らす児童が、自動車学校で運転免許を取得する際に支払う費用のうち、10万円を減免していただくものでありまして、高校卒業後の就職など、社会的自立を支援することを目的としております。これまで、親がいななど家庭からの支援が受けられないことから、運転免許の取得を断念せざるを得なかった児童にとって、運転免許取得を条件とする就職

先も多い中で、就職の機会や職業選択の幅が広がることを期待しているところでございます。

**○岩切達哉議員** ありがとうございます。言われましたように、就職の際に免許取得が条件というのがほぼ100%近い状況でございますので、大変助かることと思っております。

ところで、社会的養護環境下にある子供たちが、就職ばかりでなく、大学、専修学校等に進学することは、その状況から抜け出すために大変有意義なことという理解が広まっております。厚生労働省は、一般の子供たちといえますか、全体で76.9%が今、大学、専門学校等に就学をしているけれども、施設のお子さん方、社会的養護環境下のお子さんたちは、22.6%だという数字を公表しました。これは何とかしたいという思いを込めた公表だったと思うんですけども、まずは、宮崎県の児童養護施設等において、高校を卒業した子供たちの進学状況、これはどうなっているかお答えいただけますか。

**○福祉保健部長（桑山秀彦君）** 平成26年3月に高校を卒業した28名のうち、大学や短大には2名、専修学校等に3名進学していらっしゃいまして、進学率は17.9%となっております。

**○岩切達哉議員** 施設を卒業する児童の進学率は極めて低いということでございます。本来は、76%という標準の数字になると4人に3人という数字になります。施設のおさんは5人に1人という今の数字でございまして、一つは、幼いころに学習を獲得する環境がなかったのではないかという評価も聞いておりますし、また、高校を卒業して以降の学費の工面がなかなかできないという話も聞いております。一どきには解決しないとしましても、何らかの対策が必要な状況だというふうに私は思うんですが、県としてはどのようにお考えでしょうか、

続けて御答弁をお願いします。

**○福祉保健部長（桑山秀彦君）** 進学率が低い中で、児童養護施設等で暮らす高校生の進学率の向上を図るために、今回の補正予算におきまして、学習塾代や大学受験料などを助成いたします新規事業をお願いしているところでございまして、学校等の関係機関と連携を図りながら、入所児童の自立支援に努めてまいりたいと考えております。

**○岩切達哉議員** ありがとうございます。繰り返すことになるんですけども、社会的養護環境下にある子供たちにとって、大学とか専門学校で技術を身につける、知識を身につけるということは、その児童の自立にとって大変有意義なことだと思います。ぜひそのような支援策を強化いただきながら、子供たちが今育っている環境が、そのまま人生全ての重しになることのないように、御支援をいただきたいと思っております。

さらには、今後は、やはり給付型の奨学金というものを考えていかなきゃいけない時代が来ていると思っています。何々クラブという、篤志家、企業家の皆さんがつくっているクラブとかで、そういう御支援をいただける所はないか、また、学校、専門学校そのものが、そういう減免の措置をとっていただけないか、研究していかなければならないというふうに思っています。

そして、進学するにしても、就職するにしても、今、18歳のお子さんを社会に——言葉は悪いですが——放り出すということでは、なかなか厳しいというふうに思っています。まだまだ大人の支えが必要な年齢だというふうに思っています。子供たちの精神的・経済的自立年齢が遅くなっていると言われる中で、今の時点におい

て、自立援助ホームの活用など、考えられるその対応について、部長のほうからお答えいただければと思います。

**○福祉保健部長（桑山秀彦君）** 施設への入所は、原則として児童が18歳に達する年度の末までとなっておりますけれども、進学や就職などによる生活環境の変化に適応が困難と認められる場合には、20歳に達するまでの間、入所期間を延長しまして、生活の安定を図りながら、自立に向けた支援を行っているところでございます。また、施設を退所いたしまして、一旦就職したものの、何らかの事情で離職したケースなどにつきましても、生活の場を提供する自立援助ホームを活用しまして、生活指導や就労支援などを受けさせることで自立を促しているところでございます。

**○岩切達哉議員** ありがとうございます。措置の延長、自立援助ホームの活用ということ、進学においても就職においてもということでございます。その考え方について、今の段階でできることとして、各児相、各施設、同じ考えで、ぜひ積極的に進めていただきたいと思っております。

社会的養護に深くかかわる問題としまして、望まない妊娠、予期せぬ妊娠という問題についてお尋ねをしたいと思います。このような妊娠を県では、「思いがけない妊娠」と呼ぶようにしているというお話を聞きましたので、私もそのように言いたいと思います。妊娠の原因が、虐待または事件などのような場合とか、また、妊娠や避妊に対する知識・自覚の不足、そういういろんな状況から起こり得るものでございます。この思いがけない妊娠で、相談する相手もなく、精神的な不安とか将来的な不安を感じ、最悪の場合、自宅出産という状況だったり、ま



た、さらには、嬰兒を人目のつかないところに放置する事件というのが、過去にも宮崎県でございました。

こういう思いがけない妊娠という状況に対して、女性の健康に与える心身への影響、生まれ来る児童への虐待防止等の観点も踏まえまして、宮崎県における相談体制はどのようになっていますでしょうか。また、具体的な支援の方向性について、福祉保健部長に御回答いただきたいと思います。

**○福祉保健部長（桑山秀彦君）** 県では、県内3カ所に女性専門相談センター「スマイル」を設置しております。保健師や助産師等の専門の相談員が、思いがけない妊娠に対して、相談者の悩みに応じたアドバイスや関係機関の紹介等を行っております。その他、市町村の保健センター、県医師会などの窓口におきましても、相談対応を行っているところであります。その上で、妊娠から出産、育児に至る過程では、市町村の妊婦健診事業、乳幼児健診事業、それから、母子保健推進員等が乳児のいる世帯を訪問いたします「こんにちは赤ちゃん事業」などを通じまして、母親のメンタル面のケアや、育児支援を行っております。さらに、家庭内での養育が難しいと思われる場合には、市町村、児童相談所、保健所等が連携いたしまして、家庭を訪問してのさまざまな育児支援や、必要に応じて乳幼児の保護等を行っているところであります。

**○岩切達哉議員** ありがとうございます。十分な支援、保護を含めて、対応をお願いしたいと思います。

思いがけない妊娠ということですぐ浮かびましたのが、10代の妊娠の問題でございまして、調べましたところ、10代の妊娠というのは、平

成25年度、また25年、くくりが少しずれるんですけども、その範囲でおおよそ340件という数字が、いろんな資料から見てとれました宮崎県内における状況でございます。近年は、10代の出産がふえているというふうに聞きますし、30代、40代の出産もふえている。唯一20代の出産が減っているというお話でございますけれども、10代の妊娠のうち、5割5分、6割に近い数字が中絶という道を選んでいらっしゃる、45%ぐらいが産出、こういうような数字になるようでございます。10代の妊娠全てが思いがけない妊娠ということで断定するわけではございません。また、中絶を問題視する立場で今質問しているわけではございませんが、いずれにしてもリスクの高い10代の妊娠。また、10代の妊娠に限らず、思いがけない妊娠に至らないということ自体を支援していく必要があると思いますが、どんな対策を行っているか伺いたいと思います。

**○福祉保健部長（桑山秀彦君）** 県では、中学生や高校生を対象に、産婦人科医や助産師が、命の大切さ、妊娠に関する正しい知識等を啓発する「健康教育」や、年齢の近い大学生が参加して、自分と相手を大切にすることやライフプラン等についてグループワークを行います「思春期ピアカウンセリング」を実施しております。また、昨年度からは、健康教育の対象を、企業等で働く若い世代にまで拡大したところでございます。さらに、県医師会と連携して、手引やパンフレットを作成し、出産や人工中絶の機会を捉えまして、思いがけない妊娠に至らないよう、適切な避妊や家族計画についての助言を行っております。

**○岩切達哉議員** ありがとうございます。私は、その思いがけない妊娠の結果、出産に至

り、それがゆえにその子を愛せないんだというふうにも悩む相談も受けたことがあります。適切にその当時は対応したつもりでありますけれども、一方で、不妊に悩む御夫婦の御相談にも応じる、できるならば、十分な相談体制のもとで、そのような場面での両者間のかけ橋というか、橋渡し役を行える体制を準備したらいかかかなと思っているところです。例えば、里親制度を積極的に活用して、生まれてきた子供の里親委託促進など、宮崎県での支援策の構築はお考えではないでしょうか、お答えいただければと思います。

**○福祉保健部長（桑山秀彦君）** 親の養育を受けられない子供を、出生後できるだけ早い時期に里親委託することは、特定の大人との愛着関係形成、それから、豊かな人間性や社会性を育むといった点からも、大変重要なことであると認識しております。このため、県といたしましては、医療機関や市町村などと連携を図りながら、乳幼児の養育に理解と意欲のある里親をふやしていくことや、委託後の里親への支援体制を整備していくことなどによりまして、思いがけない妊娠によって生まれてくる子供の里親委託を推進してまいりたいと考えております。

**○岩切達哉議員** ありがとうございます。タイムリーな記事が、6月20日の朝日新聞、土曜日の追加版みたいなものに載っておりました。「赤ちゃん縁組に自治体挑む」というようなテーマで出ていたようであります。十分な研究をいただきながら、生まれてくる命の全てがこの社会から愛される。そんな社会の実現と一緒に取り組んでいただけたらと思うところであります。

次に、教育問題、子供の居場所づくりの質問でございます。貧困の問題にも絡むのですが、

順に伺いたいと思います。

放課後児童クラブ、放課後子ども教室など、学校が終わって家に親が帰ってくるまでの間の児童への支援策が講じられておりますが、とりわけ、中高校生の居場所の問題について幾つか質問をしたいと思っております。

まずは、放課後児童クラブの利用の現状を、福祉保健部長、教えてください。

**○福祉保健部長（桑山秀彦君）** 市町村が、小学生を対象として実施しております放課後児童クラブは、保護者が仕事などにより昼間家庭にいない児童に対しまして、授業終了後などに小学校の余裕教室などを利用いたしまして適切な遊びや生活の場を提供し、その健全な育成を図ろうとするものでございます。平成26年5月現在、県内に216カ所が設置されておりまして、利用児童数は8,152名となっております。

**○岩切達哉議員** 続けて、放課後子ども教室というのがありますが、利用状況について教育長に質問します。よろしく申し上げます。

**○教育長（飛田 洋君）** 放課後子ども教室は、市町村が実施主体となり、地域住民の方々の協力のもと、放課後等に学校の余裕教室や公民館などを活用して、小学生や中学生に学習活動や体験活動を提供するものでございます。平成26年度は14市町村で取り組まれ、実施箇所数は90教室でございます。また、参加した子供の数は、1日平均で約2,500人でございます。

**○岩切達哉議員** 私が前職を通じて対応した子供たち、中学生ですけれども、多くが寂しさを持っているんですね。12歳～15歳、その範囲でございます。家に帰っても、親は帰ってこない。さらには、7時、8時、下手すると9時、10時というふうに、または下の子供の面倒を見よとか言われている。大体において今の社

会の状況として現実にそれがあ

皆様の記憶に新しいことと思

宮崎県でもいろいろな状況が

○教育長（飛田 洋君） 平成25年度の県内公立中学校における暴力行為の発生件数は、70件であります。生徒1,000人当たりでい

であり、全国より9.7件少ない状況でございます。70件の内訳は、生徒間の暴力が30件、対教師暴力が23件、学校内における器物破損が14件、教師や生徒以外の対人暴力が3件であります。

○岩切達哉議員 全国より少ないという状況は幸いなことだと思います。私は、中学生とい

○教育長（飛田 洋君） 地域において、子供たちの安心・安全な居場所をつくることは、青少年の健全育成のために大変重要であると認識いたしております。県教育委員会では、この居場所づくりの一つとして、放課後子ども教室の充実を図っているところでありまして、実際に中学生が参加している教室もござ

○岩切達哉議員 また後ほど、まとめて考えをお示しさせていただきたいと思

と思います。外国からの移住者など、日本語の習得、読み書きの習得を目標にしてという考え方や、不登校児童への支援というものもあるということでございますけれども、政府は、全国の47都道府県に最低1校以上の公立夜間中学校を設ける方針を打ち出していると聞いているんですが、宮崎県としてその準備状況を、教育長にお聞かせいただきたいと思います。

**○教育長（飛田 洋君）** 本県におきましては、公立の夜間中学校は現在のところ未設置であります。県教育委員会といたしましては、現在、国においても議論がなされていることから、今後もその動向を注視しつつ、さまざまな観点から情報収集に努めてまいりたいと考えております。議員が今、御質問でなされた御指摘というのは非常に大事だと思いますが、本県におきましても、義務教育が未修了の方もいらっしゃると思いますので、そのような方々に対しては、できる限り、学ぶ機会の提供に努めております。例えば、現在、県内の公立中学校には、15歳を超えた外国籍の生徒が在籍しており、その生徒に対して、日本語の学習を初め、その生徒に応じた学習への支援を行っております。また、特別支援学校におきましても、小学校等の未修了の方がおられますが、その方々に対して、全国に先駆けて訪問教育を行うなど、個別の支援を行ってきているところであります。

**○岩切達哉議員** ありがとうございます。全国に先駆けた訪問教育も特別支援教育ではされているというようなことでございます。

居場所を求める年齢層、中学生、高校生という話題でお話をしましたけれども、この中高校生の非行問題に絡みまして、喫煙の問題がございます。未成年者の喫煙は、ニコチン依存性の形成が早いと言われるんですけれども、およそ

非行児童と評される子供たち、多くは喫煙の常習化が見られます。その子供たちが、禁煙に対する意欲を持った場面において、禁煙治療というものが行えないかと思うんですが、禁煙治療の支援が行えないか、福祉保健部長に伺いたいと思います。

**○福祉保健部長（桑山秀彦君）** 残念ながら喫煙が常習化するに至ってしまった中高生につきましては、県の健康づくり協会におきまして、禁煙外来を開設し、禁煙治療を実施しているところであります。また、県といたしましても、今後、保健所内に相談窓口を設置いたしまして、さらなる未成年者への禁煙支援を行うこととしております。しかしながら、まずは、未成年者が喫煙しないようにすることが大切でありますので、引き続き、ラジオ等で禁煙を呼びかけますとともに、学校と連携を図りながら、中高生や保護者を対象とした健康教育を実施してまいりたいと考えております。

**○岩切達哉議員** ありがとうございます。なかなか禁煙をするのは難しいということで、ぜひ、禁煙の先駆者たる部長も御指導いただきたいなと思っているんですけれども、とりわけ、健康づくり協会が対応したいということでございます。いろいろ大いにPRをしていただければと思います。中学生で禁煙のことがあれば、健康づくり協会にということでございます。

いろいろ伺いましたけれども、子供は、学校を終えて地域に帰れば子供集団ができるという昔ながらの雰囲気というのは、今はないと思います。それぞれがそれぞれに放課後も移っていきます。その中からあぶれる子供たち。塾に行くにもお金がない、そういうようなケース。さらには、私の対応した子供たち、部活動はという話をすると、部活動もお金がかかるんよというよ

うに、子供たちしっかりと認識して、そこには行かない。結局、限られた時間、そういう集団の中に参加していると。まさに格差、貧困の問題も絡む問題だと思います。例えば、生目台の「寺子屋」という取り組みとかございますけれども、中高校生の居場所というものは、教育委員会も頑張っていておりますけれども、子供の福祉の問題としてぜひ研究をいただきたいと思っているところでございます。よろしくお願ひしたいと思ひます。

次に、障がい者福祉に関する事で、引き続き福祉保健部長に伺いたいと思ひます。

障害者差別禁止法施行に向けてでございます。去る5月10日、木花運動公園で開催された障害者スポーツ大会に参加させていただきました。福祉保健部長と知事が、それぞれ登壇して御挨拶をされる際に、みずから手話を駆使して御挨拶をされておりました。参加者はその姿に触れてとても喜んでいたというふうにお見受けし、私自身もその配慮に胸を打たれたところがあります。

先ほど来取り上げられている下関市のような、残虐といいますか、つらい事件もございます。障がい者の虐待防止法に違反する行為だというふうに思ひます。こういう障がい者に対する虐待事件、差別事件というものがどうしても起きる。そういう状況に鑑みまして、徹底した啓発、また、事業所や団体、学校等における物理的障壁の除去、そして、合理的配慮というものを、どう配慮すればいいのかということについて、しっかりと研修等を行っていく。そのことで広く周知を図る必要があると思ひますけれども、法施行に間に合う社会をつくっていかねばならないと思ひます。

いよいよ来年春、「障害者差別解消法」が施

行されようとしておりますけれども、初日、山下議員の質問に、差別禁止条例の検討もしているという知事答弁がございました。それら法施行に向けた準備状況、また条例の検討状況を、福祉保健部長にお示しいただきたいと思ひます。

○福祉保健部長（桑山秀彦君） 障害者差別解消法の施行に向け、本県におきましては、障がいの特徴や周囲の方々にお願ひしたい配慮などを紹介した「障がい理解のためのハンドブック」を作成しまして、小・中・高等学校や市町村、福祉サービス事業所等に配布いたしますとともに、イベント等のさまざまな機会においても活用するなど、障がいについての正しい理解と知識を持っていただけるよう、啓発に努めているところでございます。

次に、条例の制定につきましては、国において策定予定の対応指針や、県民へのアンケート調査を踏まえますとともに、障がい者団体を初め、関係団体の皆様の御意見も十分にお聞きしながら、検討をしてみたいと考えております。

○岩切達哉議員 ありがとうございます。障がい者当事者の御意見をしっかりと踏まえた、他に負けない条例づくりを、ぜひお進めいただきたいと思ひます。

続いて、障がい者福祉に関する課題として、小児精神科医療体制整備について、引き続き福祉保健部長にお伺ひします。今、発達障がいとか自閉症スペクトラム障がいなどへの対応ということで、小児精神科に対する需要は高まっていると。さらには、大災害時のPTSDだとか、虐待からの心の傷つき、いろいろ言われます。平成21年の春に、県立富養園の閉園を受けて、宮崎病院精神医療センターが設置されまし

て、小児精神科医療が引き継がれたことになっておりますけれども、今、県立宮崎病院改築の基本構想、小児精神科への対応について、記載が十分にはございません。ぜひ、これからのことをしっかりと準備いただきたいと思っているんですけれども。また、子供たちですので、医療を受ける間の教育の保障が十分担保されなければなりません。このような状況から、宮崎県として、主体的な小児精神科医療体制の整備が検討されるべきと考えますけれども、その体制整備についてどのように考えていらっしゃるか、お聞かせいただきたいと思っております。

**○福祉保健部長（桑山秀彦君）** 心の問題を抱える子供たちにつきましては、専門的な治療とともに、発達段階に応じた適切な教育環境の整備や、子供やその家族の立場に立った相談支援など、医療、教育、福祉などのさまざまな分野が連携した専門的なかわりが必要であると認識しております。本県における小児精神科医療体制のあり方につきましては、このような認識に立って、今後とも、関係機関と十分連携を図りながら検討してまいりたいと考えております。

**○岩切達哉議員** 子供が心の治療を受ける場合には、学習機会の保障というのが重要な課題になります。このような小児精神科医療を受ける児童、とりわけ、中長期の入院治療を受けることとなる児童の教育の機会の保障についてどのように考えておられるか、教育長にお伺いします。

**○教育長（飛田 洋君）** 小児精神科医療機関に入院している心身症や鬱病等の精神疾患のある児童生徒につきましては、病弱特別支援学校の教育の対象となっておりますので、子供たちは、その病弱特別支援学校に通学して授業を受

けたり、医療機関に病弱特別支援学校の教員が訪問して、学習指導を受けることができます。また、医療機関に入院しているLDやADHD等の発達障がいのある児童生徒につきましては、学校教育法施行令により、病弱特別支援学校の教育の対象とはなっておりませんが、本県では、特別支援学校が教育相談の一環で医療機関へ訪問し、学習への援助を行っております。今後とも、小児精神科医療機関に入院している児童生徒のさまざまな学びのニーズに可能な限り対応できるよう、医療機関と連携しながら検討してまいりたいと考えております。

**○岩切達哉議員** 小児精神科医療体制の整備は、非常に急がれていると思っております。昨年度、2月の代表質問でも質問があったようでございます。まずは、病名で対応が分かれるという教育長のお話がありましたけれども、入院をするという行為、小児精神科医療の中に入院するというに着目して御判断をいただけるように工夫をいただけないかなとも思うところであります。当該児童や保護者、そして関係者、教育機関含めて、強く願っていることだと思っておりますので、重ねて御検討を要望させていただきたいと思っております。

子供にかかわる問題に関して、たくさんお伺いをさせていただきました。今後とも、そのような視点で頑張っていきたいと思っております。よろしくお祈りいたします。

かわりまして、県が保有するオンライン業務支援システムに対するセキュリティ対策について、総合政策部長に伺いたいと思っております。日本年金機構の125万に及ぶ情報が、ハッカーにより盗まれました。これは標的型メールということが攻撃の突破口、侵入口だったということで、標的型メールは、似たような内容が繰り返し届

くスパムメールとは異なり、一様にフィルタリングできないものだという事であります。ハッカーは、失敗した攻撃から学びながら、どんどんと巧妙化させるといふことなのです。例えば、知事名だとか各部長さんのお名前でご各職員に「皆さんへ」といふことでご送ると、必ず開いてしまうんです。それがもし攻撃のものであったら、感染をするといふことになるんだらうと思ひます。現在、県庁内では、県税システムとか生活保護システムとか、多くの業務支援システムが利用されておりますが、多くの個人情報が入っております。公的機関の情報漏えいは、盗む者への批判よりも、盗まれたほうへの防護体制がどうだったのかといふ強い非難を受けるものであります。私としては、例えば、USBを差し込まないと業務システムは動かないといふような物理的防御態勢も検討すべきではないかなと考へたりするんですが、現状の対策状況といふものをお伺ひしたいと思ひます。

**○総合政策部長（茂 雄二君）** 情報セキュリティにかかわる脅威につきましても、外部からの侵入や不適切なメールの防御、また、ウイルスの駆除などを行ひますとともに、職員の意識向上を図るために、標的型攻撃メールの疑似訓練を行ふなど、全庁的な対策に取り組んでおります。さらに、個別のオンライン業務支援システムにおきましても、特定の職員だけしか利用できない仕組みとするとともに、定期的な監査を行ふなどの対策も講じているところであります。今回の日本年金機構の個人情報流出を受け、直ちに職員に対し、ウイルス感染についての注意喚起を行つたところでありますが、情報セキュリティにおきましても、ソフトとハードの両面において対策を講ずる必要がありますので、引き続き、情報セキュ

リティーに関する規定や研修内容の見直し等により、職員の意識の向上に努めるとともに、御提案の趣旨も踏まえ、さらなる物理的・技術的対策についても検討を進めてまいります。

**○岩切達哉議員** 物理的また技術的問題もあると思ひますけれども、日本年金機構の皆さんに、厚生労働省から何か通知が来ているといふことで開いたと、雑駁な話でいふふう聞いています。開いたら、それが違つていたといふことでありまして、やっぱり単純じゃないなと思ひます。しかし、盗む側よりも、盗まれた側が非難されている現状でございますので、ぜひ、早急な体制の充実を図つていただきたいと思ひます。

実は、通告には、イペーといふ黄色い花の話載せておりましたけれども、時間がないので、御提案だけにします。

日南市ではジャカラランダが開花し、ジャカラランダまつりが行われております。門川町の桃源郷、アジサイがすばらしいところですが、これは個人の方の努力だと聞いております。新富町の芝桜、生駒高原のコスモス、菜の花など、観光名所をつくつてきたといふ取り組みだと思ひます。ジャカラランダと同じノウゼンカズラ科のイペーまたはイッペーといふ、とても目立つ黄色い花をつける樹木があります。桜とジャカラランダの花の季節の中間に咲く花で、植樹を推進し、春は桜、それからイペーが咲いて、ジャカラランダが咲くといふふうな、春から夏への連続した花見観光といふものはどうだろうか。群生させるといふことがキーポイントだと思ひます。群生させるとして、じゃ、青島だったらどうだろうかとか、堀切峠ならどうだろうかとか思ひながら質問を準備したんですけれども、時間の関係もありますので、執行部に御提案とい

うことまでにさせていただきます。

私の質問は以上で終了します。ありがとうございます。  
ございました。(拍手)

○中野廣明副議長 次は、丸山裕次郎議員。

○丸山裕次郎議員〔登壇〕(拍手) 県議会自由民主党、小林市・西諸県郡選挙区選出の丸山裕次郎でございます。ことし4月に行われた統一地方選挙で選ばれた同志の皆さんとともに、県勢発展のため、県民福祉の向上のために全力で取り組んでまいりますので、どうかよろしくお願いたします。

私も、選挙を迎えるに当たり、選挙区内を挨拶回りをしているとき、4年前には家に明かりがついていたのが空き家になっていたり、寂しそうに一人でストーブで暖をとっている高齢者の方と会ったときなど、人口減少、地方の衰退を改めて強く感じました。そのような光景を目の当たりにし、地域活性化のために何をすべきかを改めて考えさせられました。私なりに考えをまとめ、選挙区の方々に訴えたのは、まず基幹産業である農業の6次産業化・フードビジネス推進、交流人口をふやす観光推進、社会保障費の伸び抑制、人口減少対策の一環として健康増進が重要。また、農業、観光、健康増進をそれぞれ結びつけ合うのは「食」。宮崎の食の優位性を生かした地方創生を推し進めるべきということを訴えさせていただきました。

県勢発展、地方創生をなし遂げるためには、熱意・誠意・総意が必要だと思っております。私の持っている全ての熱意・誠意・総意をもって、高原町、小林市、宮崎県が揺るぎなく前へ前へ行けるように、全力で任期中頑張っていきますので、よろしくお願いたします。

それでは、通告に従い一般質問を行いますので、知事初め執行部の皆さんには明快な答弁を

お願いたします。

初めに、地方創生についてであります。

地方創生につきましては、各県ともそれぞれの特性、優位性を生かし、知恵を出し取り組んでいると思っております。知事はよく「地方創生のトップランナーを目指していく」と言われていますが、地方創生をなし遂げるためには、明確なビジョンと覚悟が必要だと思えます。そこで知事は、地方創生のトップランナーを目指すために、具体的な政策と予算措置をどのように取り組んでいるのか、お願いたします。

また、今年度、総合政策部に地方創生推進担当を設置するなど、推進体制の整備を図られておりますが、今後、地方創生の推進について、市町村の支援を含めどのように取り組んでいられるのか、総合政策部長にお願いたします。

次に、健康増進についてお願いたします。

昨年、毎年行っている健康診断の結果で、ガンマーG T P、コレステロール値が上がり、気になっていることをフェイスブックにアップしたところ、その情報を見た近くの乾シイタケ農家の方が、わざわざ自宅まで、「乾シイタケのだし汁は体にいいよ」と言って乾シイタケを持ってきてくださいました。それがきっかけで半年間、乾シイタケの戻し汁を朝と晩、約200ccでありますけれども、飲み続けましたら、何とガンマーG T Pが90から40、コレステロールが203から191まで下がりました。皆さんも試してみたらいかがでしょうか。

このように血液検査のデータが改善するきっかけをつくってくれたのは、毎年行っている健康診断だと思っております。2008年度から特定健診・特定保健指導が実施されるようになりましたが、なかなか受診率が上がらない状況だと



聞いております。そこで、県内の各保険者種類の受診率はどうなっているのか。また、今後の受診率向上をどのように考えているのか、福祉保健部長にお伺いいたします。

先ほど紹介したシイタケのだし汁は、健康増進に大きく寄与すると思います。数年前から福島原発の風評被害等で乾シイタケは暴落し、生産農家は途方に暮れたときもありましたけれども、最近はやうやく価格も持ち直しており、安堵しております。今後、乾シイタケの暴落、原価割れを防ぐためにも、乾シイタケの効能を科学的・医学的に検証し、消費者にわかりやすくPRしていく必要があると思います。そこで、新規事業で提案している「みやざき乾しいたけ」魅力発掘推進事業の目的と事業概要について、環境森林部長にお伺いいたします。

次に、2025年問題についてお伺いいたします。

いわゆる団塊の世代が75歳以上になる2025年には、75歳以上の人口が2012年の1.4倍の2,179万人と見込まれ、医療給付費が54兆円、介護給付費も19.8兆円に達すると推計され、社会保障費の伸びが大きな課題になっております。そのため国において、「持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律」に基づく措置として、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するため、医療法、介護保険法などの関係法令について所要の整備が行われました。また、今後の医療体制として、医療機能の現状や地域の高齢化の進展を含む将来的な医療ニーズの客観的なデータに基づく見通しを踏まえ、その地域にふさわしいバランスのとれた医療機能ごとに医療の必要量を示す地域医療構想を都道府県が策定するとされております。県としましても、地域医療構想策定に着手

しようとした先日、国において設置された「医療・介護情報の活用による改革の推進に関する専門調査会」から、現在の病床が全国41道府県で2025年には最大20万床不要、宮崎においても5,400床から5,900床不要というショッキングな推計が出されました。そこで福祉保健部長に、この推計についての見解をお伺いいたします。

次に、産業人材確保についてお伺いいたします。

少子高齢化の進展に伴い、人口減少、新規学卒者の県外流出がとまらないため、農業、林業、商工業、医療・福祉産業などさまざまな産業で人材不足状況の声を聞いております。このまま各産業の担い手不足が進行すれば、県勢発展が危ぶまれ、地方創生の実現は非常に厳しくなるのではと大変危惧しております。このような中、今議会に宮崎成長産業人材育成事業を提案されていますが、事業の目的と具体的な事業について、商工観光労働部長にお伺いいたします。

各産業で人手不足で悩んでいる一因として、就職してもすぐ離職するということが挙げられておりますが、本県の実態はどうなっているのか、あわせてお伺いいたします。

離職してしまう一因として、子供のころからの未来に向けてのキャリア教育、人生設計教育が不十分だったのではないかと考えております。そこで今年度、「自立への架け橋 宮崎県キャリア教育実践事業」に取り組まれています。具体的にはどのように取り組まれているのか、教育長にお伺いいたします。

次に、農地中間管理事業についてお伺いいたします。

昨年度から、「農政の大転換」と言われ導入

された農地中間管理事業による担い手への農地集積は、初年度ということもあり、目標を大きく下回りました。山下議員への答弁にありましたように、「事業の周知不足があったので、改善に取り組んでいきたい」とのことですが、事業の周知徹底には全力で取り組んでいただきたいと思っております。また、実際に事務手続に携わっている市町の職員からは、農地中間管理事業では書類の量が多いなど事務負担が多いと聞いております。そこで、事務処理の簡素化はできないのか、農政水産部長にお伺いいたします。

次に、畜産振興についてお伺いいたします。

子牛の競り価格は高値で取引されており好調ですが、西諸畜連の郡品評会牛の郡内購買率を調べてみますと、平成24年度では80%だったのが、平成25年度には77%、平成26年度には64%まで下がってきております。また、九州外での購買先の上位3県はそれぞれ、平成24年度は岩手県7頭、北海道4頭、宮城県2頭。平成25年度は北海道9頭、宮城県6頭、東京5頭。平成26年度になりますと、宮城県は33頭、北海道20頭、栃木県17頭となっております。優良雌子牛流出が続けば、宮崎牛の改良に影響が出てくるのではと懸念しております。先ほど述べましたように子牛価格が高い状況が続いており、子牛生産農家が雌子牛を更新する費用がかさむため、雌牛更新がおくれる可能性があり、また、増頭したくても資金的に厳しい状況です。鳥取県では、和牛王国復活を目指すために、優良子牛導入助成金として、雌子牛は上限27万円、肥育素牛で22万円という制度をことしから行っております。そこで、今後の持続可能な畜産の発展のために、子牛導入などの新たな肉用牛振興策が必要だと思いますが、農政水産部長

にお伺いいたします。

壇上からの最後の質問になりますが、防災対策についてお伺いいたします。

桜島の噴火や阿蘇山の噴火を初め、先日起きた鹿児島県の口永良部島の大噴火などが続いております。また、関東・東北地域では震度5以上を観測するような規模の地震が相次いでおります。日向灘沖を震源とする震度2以上の地震でも、ことしは既に4回発生しており、南海トラフ地震の危険性が高まっているのではと感じております。県におきましては、南海トラフ地震・津波対策として河川、港湾、漁港の対策に取り組まれておるようでありますけれども、現在の取り組み状況につきまして、県土整備部長にお伺いいたします。

また、都城市など本県南部の10の市や町では、南海トラフ地震・津波対策などの大規模災害時の広域的な応援体制の構築に取り組んでいるところでありますけれども、このような内陸部から沿岸部への広域的な応援が重要だと考えておりますが、県ではどのように取り組んでいるのか危機管理統括監にお伺いし、壇上からの質問を終わり、以下の質問は質問者席から行います。(拍手)〔降壇〕

○知事(河野俊嗣君)〔登壇〕 お答えします。

地方創生の政策と予算についてであります。地方創生は、東京一極集中の是正と人口減少の克服に向けまして、地方の自立的な成長を促進するものでありまして、国のほうで、「地方の元気なくして我が国の将来はない」という認識に立って、地方が主体的に実施する多様な取り組みを、予算や制度面から積極的に支援することによって、全国の地方が再生する契機となるものと期待をしておるところであります。特に

本県は、温暖な気候と豊かな自然環境、全国第2位の合計特殊出生率を誇るすぐれた子育て環境を有しており、さらに、フードビジネスを初めとする成長産業の育成などを通じて、また、ようやく整備が進みつつある高速道路を初めとする交通インフラというものを活用し得るといようなことも追い風として活用し、全てが大都市に集中する現状からの脱却を目指す地方のモデルケースになり得る、地方創生のトッパーたり得ると考えているところであります。これら本県の優位性と特性を踏まえた特色ある政策をしっかりと構築し、国の支援策も活用しながら必要な事業を着実に推進しますとともに、国に対しましても積極的な提案・発信に取り組んでまいりたいと考えております。以上であります。〔降壇〕

○総合政策部長（茂 雄二君）〔登壇〕 答えいたします。

地方創生の取り組みについてであります。地方創生は、まさに全部局挙げて取り組むべき課題であると認識しておりますことから、全ての組織が目的を共有しつつ取り組んでいくことが何より肝要であると考えております。このため、総合政策部が中心となりまして全庁の知恵を結集させ、現在策定中の宮崎県版のまち・ひと・しごと創生総合戦略をしっかりと取りまとめたいと考えております。

また、市町村は地方創生の中心的担い手でありますことから、総合戦略の策定を初めとする市町村の地方創生への取り組みについて、総合政策課内に設置しております相談窓口等を通じて、積極的に支援をしてまいりたいと考えております。以上であります。〔降壇〕

○危機管理統括監（金丸政保君）〔登壇〕 答えいたします。

南海トラフ巨大地震に対する広域的な応援についてでございます。本県南部の10の市と町におきましては、本年2月に、南海トラフ巨大地震等の大規模災害に備えた市町村間の協力体制を検討するための協議会を設置しております。この協議会は、東日本大震災において、岩手県の内陸部に位置いたします遠野市が、津波被害を受けた沿岸部に対して行った支援を参考に設置されたものであり、現在、職員の派遣、物資や避難施設の提供、ボランティアの活動調整等について検討が行われております。南海トラフ巨大地震が発生した場合、被災地に対しましては、国や県が行う各種の支援が検討されておりますが、市町村間の支援も必要であると考えられますので、県といたしましては、この取り組みに連携していくとともに、総合防災訓練において、その検証も行ってまいりたいと考えております。以上であります。〔降壇〕

○福祉保健部長（桑山秀彦君）〔登壇〕 答えいたします。

まず、特定健診受診率についてであります。特定健診受診率の直近の公表データは、平成24年度のものとなりますが、市町村国保が31.5%、中小企業の従業員が加入する協会けんぽが44.0%、大企業の従業員が加入する健康保険組合と公務員が加入する共済組合を合わせて59.0%などとなっており、全体の受診率は40.8%で、前年度と比べまして2.1ポイントの増加となっております。県といたしましては、受診率向上のため、市町村国保、協会けんぽ等の医療保険者で構成いたします保険者協議会と連携して、テレビ・ラジオやバス広告などを利用し、特定健診の重要性を訴えるなど、県民に対する広報啓発に取り組んでおります。また、市町村が行う未受診者への電話案内や看護師に

よる戸別訪問実施などの取り組みに対して支援をしているところであります。今後とも、市町村、関係機関と連携を深めながら、特定健診の受診率の向上に努めてまいりたいと考えております。

次に、国の専門調査会による病床数の推計についてであります。本県におきましては、今年度から地域医療構想の策定に取り組むこととしておりますが、策定に当たりましては、高齢化の進展を見据え、現在の病床機能について、将来必要となる機能への転換や、一定規模の在宅医療への移行が必要になると認識していたところであります。そのような中、今回、専門調査会の推計で示されました3割以上という本県の削減額の幅の大きさにつきましては、驚きをもって受けとめているところでございます。以上でございます。〔降壇〕

○環境森林部長(大坪篤史君)〔登壇〕 答えいたします。

「みやざき乾しいたけ」魅力発掘推進事業についてであります。乾シイタケは、ビタミンDや食物繊維が豊富な食品で、血中コレステロールや血圧を下げる効果も期待されております。このため県では、今回の補正予算にこの事業を盛り込み、県産乾シイタケの有する効能を科学的に検証し、その成果を消費者にわかりやすくPRすることといたしております。実は、私自身も毎日、乾シイタケを戻してだし汁をつくりまして、みそ汁や鍋などさまざまな料理に生かしているところでございます。みやざき乾しいたけの大ファンとしましても、今回の事業によりまして有効成分をしっかりと分析し、PRすることによりまして、本県産乾シイタケの消費拡大と生産者の所得の向上につなげてまいりたいと考えております。以上であります。〔降

壇〕

○商工観光労働部長(永山英也君)〔登壇〕 答えいたします。

まず、宮崎成長産業人材育成事業についてあります。この事業は、国の「地域創生人材育成事業」に提案をし、採択されたものであります。雇用拡大など今後の成長が期待される一方で、人手不足が課題となっているICT、フードビジネスなど4つの分野において、UIJターン人材、女性など多様な求職者ニーズに応じた新たな職域の開発や人材育成の取り組みを通じまして、安定的な人材確保を図るものであります。具体的には、テレワークや短時間勤務などの新たな職域の開発を行うことで、多様な求職者にとって働きやすい雇用環境の整備・充実を図ることとしております。また、企業等での6カ月程度の雇用の訓練や、非正規雇用者を対象としたスキルアップ訓練、女性や中高年齢者を対象とした各種訓練等のプログラムを開発し、実施することとしております。なお、この事業によりまして、3年間で415名の就職を目指しております。

次に、新規学卒者の早期離職についてであります。平成26年11月に発表されたデータによりまして、県内に就職した新規学卒者の3年以内の離職率は、高等学校卒業者が48.3%、大学卒業者が40.7%となっておりまして、全国平均より、高等学校卒業生で8.7ポイント、大学卒業生で8.3ポイント高い状況にあります。早期離職の要因として、労働局、県、教育委員会及び産業界等の関係機関による「宮崎新卒者等就職・採用応援本部」におきましては、例えば、働くことへの意識の不足、企業を知るための情報の不足、企業内の人材育成体制の未整備などの多様な要因があると分析をしております。このた

め、同本部におきまして、就職準備期間、就職活動中、就職後の3段階に分けて早期離職防止策を整理し、各機関が連携しながら対策に取り組むこととしているところであります。今後とも、重要な課題としてしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。以上であります。〔降壇〕

**○農政水産部長（郡司行敏君）**〔登壇〕 答えいたします。

まず、農地中間管理事業についてであります。農地中間管理事業の手続きは、御指摘のとおり、法令で定められている書類や図面等の添付資料が多いことから、機構や市町村のみならず、農地の出し手や受け手にも大きな負担となっております。このため本年度は、市町村等の専任職員を増員し体制の強化を図るとともに、農業委員会等の確認で済む提出書類につきましては削減を図り、また、新たな農地賃貸借管理システムを活用した申請書等の作成支援により、事務の負担軽減に取り組んでいるところであります。今後とも、市町村等における事務負担の軽減が図られますよう努めますとともに、引き続き、国に対しましても事務の簡素化について要望してまいりたいと考えております。

次に、肉用牛振興策についてであります。全国的な子牛頭数の減少により子牛価格が高騰している中で、優秀な子牛を安定的に確保することは、本県肉用牛の改良や農家の経営安定にとって大変重要であると認識をしております。このため県といたしましては、種畜再生対策基金事業等により、雌子牛の県内保留対策に取り組むとともに、畜産クラスター事業等を活用して、担い手の生産性向上や施設整備などを支援するなど、繁殖基盤の総合的な強化に努め

ているところであります。また、これらに加え、本議会でもお願いしております肉用牛肥育一貫体制実証事業により、肥育農家がみずから繁殖雌牛を導入して素牛を確保する取り組みにつきましても、新たに支援してまいりたいと考えております。今後とも、関係機関と連携しながら、肉用牛振興の積極的な推進に努めてまいります。以上でございます。〔降壇〕

**○県土整備部長（図師雄一君）**〔登壇〕 答えいたします。

南海トラフ地震における津波対策についてあります。近い将来、高い確率で発生が予測されている南海トラフ地震における津波対策は喫緊の課題であり、現在、河川や港湾など施設ごとに設定した津波の高さに基づいて整備を進めているところであります。河川につきましては、昨年度から、沖田川など14水系において、数十年から100数十年に1回起こるようなレベル1津波に対応した堤防のかさ上げや、樋門の自動閉鎖化などの整備に着手しております。また、港湾、漁港につきましては、平成25年度から、防波堤を越える津波に対しても壊れにくい、いわゆる粘り強い構造の整備などに着手しており、現在、宮崎港など3つの重要港湾や、北浦漁港など8つの漁港において整備を進めております。県といたしましては、今後とも、県民の生命・財産を守るため、南海トラフ地震に備えた津波対策の推進に努めてまいりたいと存じます。以上であります。〔降壇〕

**○教育長（飛田 洋君）**〔登壇〕 答えいたします。

キャリア教育実践事業についてであります。この事業では、高校生に勤労や学習の意義を理解させるとともに、社会で将来必要となる能力や態度を培うことを目的といたしております。

具体的には、インターンシップや出前授業等の奨励に加えまして、本年度より、全ての県立高校を対象に、例えば卒業や就職など人生の節目でどのようなことを考えるべきか、あわせて、そのときどれくらいお金がかかるかなど、将来の人生設計について真剣に考えさせる授業と、労働局による労働法に関する講習会を実施し、社会で遭遇する壁や困難を乗り越える力を培う取り組みを行っているところであります。また、本県で学校や企業等が一体となってキャリア教育を推進するために、企業、学校、家庭、教員等の力を結集して合同研修会を開催いたします。このような取り組みにより、子供たちそれぞれが社会で自分の居場所を見つけ、そこで懸命に働き、社会貢献を行いながら、幸せを実感できるような社会性や人間性を育ててまいります。以上であります。〔降壇〕

**○丸山裕次郎議員** それでは、再質問を行います。

まず、地方創生についてでありますけれども、昨年、国において、地方創生を推し進めるために、5万人以下の市町村に若手職員を派遣する制度をつくりましたけれども、県内ではどの程度の市長村が派遣要請されたのか、お伺いいたします。

また、実際派遣された市町村があったのか、あわせて総務部長にお伺いいたします。

**○総務部長(成合 修君)** 国が創設しました地方創生人材支援制度におきましては、県内から小林市、串間市、えびの市、都農町の4市町が国へ派遣を要請したところであります。このうち串間市に、本年4月1日に総務省職員1名が派遣されております。

**○丸山裕次郎議員** 串間市に派遣されているということでありますので、まず串間市に派遣さ

れている若手職員と情報交換をしっかりといただき、連携強化をしていくのはもとよりでありますけれども、九州各県にもそれぞれ派遣されていると聞いておりますので、その把握もお願いしたいと思っております。

また、国から本県に来ていただいている内田副知事を筆頭に、各省庁からいろんな方々が本県に来ていただいておりますので、宮崎のいいところ、足りないところを県外からの目線で見ることができると思っております。宮崎の地方創生の推進に大きな力になってくると思っておりますので、ぜひ、知事もよく言われているトップランナーになるように頑張ってくださいと期待しております。

次の質問に移ります。2025年度問題についてでありますけれども、先ほど言いましたように、国においては、「持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律」に基づき、効率的かつ質の高い医療体制を構築する目的での基礎調査ということであろうと思っております。昨年10月ごろと聞いておりますが、病床を持っている病院に対しまして、今後の病床のあり方についてのアンケートを実施しているようであります。どのような結果だったのか、福祉保健部長にお伺いいたします。

**○福祉保健部長(桑山秀彦君)** お尋ねのアンケートでございます。病床機能報告制度におきましては、医療機関の現状の病床機能に加えまして、2020年の病床機能の予定についても報告することとされております。この2020年における病床機能につきましては、あくまで現時点での各医療機関の意向を集計したものであります。その主な特徴を申し上げますと、報告のありました総数約1万5,000床のうち、約8,500床と半数を占める急性期病床が、報告時点と比較

しまして約5%の減、約1,500床と1割を占める回復期病床が約36%の増という結果になっております。

**○丸山裕次郎議員** 病床アンケートの結果の年次が2020年ということで、年次が5年ほどタイムラグがありますけれども、病院経営者としては、急性期病床ではわずか5%の減、回復期病床では約36%の増ということであります。専門調査会によりますと、現在と2025年で必要とされる病床を比較しますと、高度急性期病床では約800床が約1,000床、急性期病床では約8,500床が半分以下の3,400床、回復期病床では約1,500床が2倍以上の4,000床、慢性期病床では約3,900床が2,200床から2,700床という推計がされております。アンケート結果と専門調査会の推計を比べてみますと、急性期病床において5%減に対して半分以下で大きな差、また、回復期病床においても、36%増に対しまして2倍以上など大きな差が生じており、現場が混乱していくのではないかと大変懸念をしております。そこで、今後どのように地域医療構想を策定していくのか、福祉保健部長にお伺いいたします。

**○福祉保健部長（桑山秀彦君）** 地域医療構想は、本県の2025年における必要病床数や、将来あるべき医療提供体制を明らかにするものであり、策定に当たりましては、地域医療構想策定委員会を開催いたしまして、医師会や歯科医師会、薬剤師会、看護協会等の医療関係者を初めとして、市長会、町村会、保険者協議会などさまざまな立場の方々の御意見を伺うことになっております。さらに、二次医療圏ごとに開催されます地域医療構想調整会議におきまして、医療施設の現状や各地域の課題等の把握にも努めてまいりたいと考えております。

**○丸山裕次郎議員** 国の専門調査会では、レセプトデータなどの既存データを生かしまして、また、現状追認にならないよう社会保障改革を行っていくということを基本としているようであります。先ほど述べましたように、医師会が思っている病床移行と専門調査会が提示しました病床移行には大きな差がありますので、本県に設置される地域医療構想策定委員会では、本県の実態や医師会、看護協会などの意見を十二分に聞き、また、二次医療圏ごとの意見も尊重していただき、県民が安心できる地域医療構想が策定されることを要望しておきます。

少し話を変えますが、地域医療構想では、医療と介護の連携強化をうたっておりますが、医療界は医師会を中心に意思を把握しやすいと思っておりますけれども、介護界は社会福祉法人や他産業から参入してきた方々も多く、経営者が多岐にわたっており、意思の把握が大変ではないかと想像しております。どのように医療と介護の連携強化を図っていくのか、お伺いいたします。

また、あわせて、幾らすばらしい地域医療構想ができたとしても、医療・介護の現場で働くマンパワーが必要でありますけれども、医療・介護人材の確保・養成をどのように行っていくのか、福祉保健部長にお伺いいたします。

**○福祉保健部長（桑山秀彦君）** 2025年に向けて、地域包括ケアシステムの構築を着実に推進していくためには、医療と介護の垣根を越えた連携が特に重要な課題であります。このため県では、今年度、新たに「医療・介護連携推進室」を設置したところでありまして、今後、県内の各圏域に設置する地域協議会を推進母体として、広域的な多職種連携による、医療関係者と介護事業者との顔の見える関係づくりに努め

てまいりたいと考えております。

また、人材の確保と養成につきましては、これまで、修学資金の貸し付け、専門研修の実施、あるいは処遇改善などの取り組みを進めてきたところではありますが、今後は、新たに設置いたしました「地域医療介護総合確保基金」も活用しながら、関係機関等と連携して、さらに積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

**○丸山裕次郎議員** 2025年問題である社会保障費の伸びの抑制は、ある程度理解はしますが、基本は県民が安心して持続可能な医療・介護体制が重要だと思っておりますので、人材養成を含め全力を挙げて2025年問題に取り組んでいただくことを要望しておきます。

次に、産業人材育成についてお伺いいたします。

宮崎の成長産業の一つの農業・フードビジネス産業は、農地を集約し担い手に任せる流れになっておりますけれども、その現場で困っているのは、苗つけや収穫時に多くの人手が必要なのに、なかなか集まらないということであります。集まらない一つの要因として、中高年齢者で構成しているシルバー人材センター事業において、厚生労働省が指導されていると聞いておるんですけども、作業時間、作業日数に制限があり、働きたいのに働けない状況であると聞いております。また、地方、特に田舎では国民年金受給者が多く、年金だけでは生活するのが大変であるために、もっと働きたいという声も聞いております。そこで、シルバー人材センター事業における労働時間上限の緩和を求めべきと考えておりますけれども、商工観光労働部長に見解をお伺いいたします。

**○商工観光労働部長（永山英也君）** 現在、シ

ルバー人材センターにおける就労は、臨時的かつ短期的、また軽易な業務に限定されており、会員1人当たりの労働時間がおおむね週20時間程度、月10日程度を超えないこととされております。一方、ことし2月に厚生労働省では、有識者による「生涯現役社会の実現に向けた雇用・就業環境の整備に関する検討会」を設置し、今後の制度や施策の方向性について検討を行ってきたところであります。先般まとめられました報告書では、シルバー人材センターの就労条件の緩和についても検討することが必要とされております。これを受けて厚生労働省では、この報告書の方向性を踏まえ、今後、具体的な取り組みを検討していくと伺っております。本県といたしましては、今後の国の動向を注視してまいりたいと考えております。

**○丸山裕次郎議員** 的確に国の動向を捉えていただきまして、産業人材の確保をお願いしたいと思っております。人口減少が進む中、各種産業の人材を確保することは大変大きな課題となってきております。補正予算で提案している宮崎成長産業人材育成事業により、3年間で400名を超す就職を目標にしておりますので、ぜひ実現をしていただき、できればこれを超える数を実現していただきたいと思っております。

また、新規学卒者離職率が、本県では残念ながら全国平均より8%高い状況ですので、商工観光労働部と教育委員会は綿密な連携強化をお願いしたいと思っております。また、新規学卒者の離職状況につきましては、宮崎県では数値を公表してはいますが、他県では公表されていない労働局があるということでもありますので、労働局ごとに公表してもらえるように国に働きかけをお願いしたいと思いますし、公表された場合には、各県の新規学卒者の離職対策に



ついて分析・検討をしっかりと行っていただくことをお願いしたいと思っております。

次に、農地中間管理事業についてお伺いいたします。昨年の農地中間管理事業による担い手への貸付面積は374ヘクタールの実績のようですが、事業の大きな目的は、規模拡大のための担い手への農地集積と、団地化の農地集約ですが、昨年度の取り組み結果について、農政水産部長にお伺いいたします。

**○農政水産部長（郡司行敏君）** 農地中間管理事業は、担い手への農地集積を加速させるとともに、生産効率の高い農地の団地化を図る新しい農地の貸し借りの仕組みとして、昨年度スタートいたしました。県では昨年度、63のモデル地区を選定し、重点的な推進に取り組みましたが、御指摘のとおり、目標に対して16.5%の実績にとどまったところであります。このような中であって、機構では、845名の地権者から借り受けた374ヘクタールの農地を304名の担い手に貸し付けており、担い手の規模拡大に一定程度寄与したものと考えております。今後はさらに、面的にまとまりのある圃場として担い手に貸し付けることによって、農地の団地化を実現してまいりたいと考えております。

**○丸山裕次郎議員** 答弁にありましたように、担い手への農地集積はある程度進んでも、農家同士の土地の交換が進まないとなれば農地集約はできず、ひいては効率のよい営農が進まないのではないかと懸念しております。そこで、今後、営農の効率化が期待される農地集約の取り組み、フォローアップをどのように進めようと考えているのか、農政水産部長にお伺いいたします。

**○農政水産部長（郡司行敏君）** 本年度の取り組みにつきましては、現地で具体的な活動を支援する専任職員を増員し、推進体制の強化を図

るとともに、昨年度設置いたしましたモデル地区や基盤整備事業の予定地区など、125の重点実施地区を設定し、推進を図ることといたしております。昨年度のモデル地区における取り組みにおいては、集落営農法人が中心となって地域での話し合いを進めた結果、主食用米と加工用米のゾーニングが図られ、水利用や管理作業の効率化が図られた事例もありました。議員御指摘のとおり、農家同士の土地の交換が進まないとなれば、効率のよい営農は実現しないわけでありますから、ただいま御紹介いたしました事例等を参考に、点在する農地の交換も図りながら、生産効率の高い農地の集約化に取り組んでまいりたいと考えております。

**○丸山裕次郎議員** ぜひ、農家ごとの土地の交換も含めて、しっかりと効率のよい農業経営ができるように頑張っていたいただきたいと思います。

また、今後の人口減少、担い手不足を考慮しますと、担い手農業者等に、まとまった土地を耕作し維持していただかなければならないと思います。恐らく、これまで10ヘクタールの農地を100人程度の方で耕作維持してきたのが、2～3名で耕作維持しなければいけなくなると思います。耕作は大型の農機具を駆使すれば可能だと思いますけれども、水路、草刈り等の維持管理は厳しくなることが容易に推測されます。そこで、今後、農地集積を進める中で、農地及び水路の維持管理の対応をどのように進めようと考えているのか、農政水産部長にお伺いいたします。

**○農政水産部長（郡司行敏君）** 農地に限られた担い手に集約される時代にあっても、農地の持つ高い生産力とその多面的機能を維持向上させていくためには、畦畔や水路を適切に維持管

理していくことが大変重要であると考えております。このため県といたしましては、地域の土地は地域で守るという意識のもと、集落ぐるみで行われる農地や水路の維持管理活動が今後とも適切に行われるよう、多面的機能支払制度や中山間地域等直接支払制度を最大限に活用しながら、その取り組みをしっかりと支援していきたいと考えております。

○丸山裕次郎議員 部長の言われたように、地域は地域で守るというのが基本でありますけれども、本当に人口が減少していて人がいなくなっている状況ですと、農地の維持管理が集落ではできなくなることを非常に懸念しております。農地を守っていくためには、今後は、建設産業等への作業委託など、より使いやすい制度が必要だと思っておりますが、その辺も要望をお願いしたいと思っております。

また、今回のメリット措置の目玉となっております農地集積協力金の単価のことですけれども、現在は3万6,000円ですが、これが平成30年度までに2万7,000円、1万8,000円にどんどん下がっていくということですので、新たに協力したいという人が出てきた場合に、前とことは違うじゃないかというような、現場で混乱する可能性がありますので、大変心配しております。農地中間管理事業が順調に進むためにも、いろいろな改善点がまだまだあると思っておりますので、他県ともしっかりと連携していただいて、国に、改善できることはしっかりと、事務処理を含めてお願いしたいと思っております。

次に、畜産振興についてお伺いたします。昨年の高千穂で行われました県共では、グランドチャンピオンをとられた畜産農家に対し、「グランドチャンピオン」の称号という名誉だ

けでなく、大相撲千秋楽に行われる宮崎牛贈呈式の観覧という副賞が贈られました。生産農家がさらに意欲を持って県共、全共にチャレンジするため、副賞の拡充ができないのか、農政水産部長にお伺いたします。

○農政水産部長（郡司行敏君） 県畜産共進会や全国和牛能力共進会への出品に向け、各地域で日々御努力いただいている皆様方には、心より敬意を表する次第であります。その労をねぎらう意味で、昨年度は、御紹介にもありましたが、知事の発案により、県共進会のグランドチャンピオンをことしの大相撲1月場所千秋楽に御招待申し上げたところであります。招待された皆様におかれましては、表彰式で知事が「日本一の宮崎牛1頭分を贈る」と読み上げた途端、館内から大きな拍手や歓声が沸き起こったことに大変感激されるとともに、「これからも頑張ろう」と、気持ちを新たにされたと同っているところであります。共進会出品者に対する支援のあり方につきましては、今後とも、肉用牛経営への励みとなりますように、関係団体と協議してまいりたいと考えております。

○丸山裕次郎議員 ことしの県共は、口蹄疫で牛、豚が1匹もいなくなった児湯地区で開催されます。あの悲劇の惨状を乗り越えた現場で行われる県共です。昨年以上に盛り上がる県共になるのではと大変期待しております。先ほど農政水産部長から答弁がありましたように、昨年は知事の発案で、グランドチャンピオンを受賞された方に対して、労をねぎらうために大相撲千秋楽に招待という副賞を出していただき、受賞者が大変喜び、新たな挑戦の気持ちが湧いたということでもあります。ぜひことしは、先ほど紹介しましたとおり、口蹄疫から復興・再生を目指している児湯地区での県共です。多くの畜

産農家が注目していると思います。ことしも知事の英断を期待しておりますので、知事の見解をお伺いいたします。

**○知事（河野俊嗣君）** 全共へ向けての大切な大会でもありますので、ぜひまた続けて実施をしたいと思っております。ことしたまたま、御招待をしました1月の場所というものが、白鵬関が全勝で、しかも史上最多優勝を遂げられた、非常に館内が盛り上がっている中で、私も表彰状のとき少しアドリブを入れたら、また盛り上がったと。大変いい場面を生産農家の方に味わっていただくことができたというふうに考えております。今御質問の趣旨が、生産農家が意欲を持ってということでありまして、市場の中でいかに評価され、消費者にどれだけ喜ばれているかを実感することが意欲につながると思っていますので、そういう一環、そういう考え方のもとに、ぜひとも実施してまいりたいと考えております。

**○丸山裕次郎議員** ぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。知事の英断でできると思ひます。ぜひお願ひいたします。

次に、宮崎牛の消費拡大策として、宮崎牛の輸出拡大に積極的に取り組んでいただいております。昨年度は148トンまで実績を伸ばしていただいたと聞いております。順調に輸出量は伸びておりますけれども、価格はどのようになっているのか、農政水産部長にお伺いいたします。

**○農政水産部長（郡司行敏君）** 県では、県産牛肉のブランド力を高めるため、海外輸出に積極的に取り組んでいるところであります。御紹介にもありましたが、平成26年度は148トンと過去最高の輸出量となったところであります。また、輸出価格につきましては、国内における取引価格を基本に、輸出向けに必要な食肉処理や輸出

証明書の発行にかかる経費等を上乘せした形で設定されていると伺っております。特に、輸出の主力でありますサーロインなどの高級部位につきましては、国内での需要に波がある中で、海外では年間を通して高い需要があることから、安定した価格で取引がなされていると聞いておるところであります。

**○丸山裕次郎議員** これまで取り組んできた東アジアよりEU市場は高値で取引される傾向があるということで、非常に魅力的であり、ことし行われるミラノの「食」をテーマとした万博でも、宮崎牛の出展が予定されていると聞いております。輸出先としてEUも視野に入れることは非常におもしろい取り組みだと思ひますが、宮崎県内にはEU対応食肉処理場はありませんが、どのように対応しているのか、農政水産部長にお伺いいたします。

**○農政水産部長（郡司行敏君）** EUは、約5億人の人口を抱え、年間の牛肉消費量が760万トンと世界第3位の消費量を有しておりますので、国も牛肉輸出先の最重点地域に指定しており、県といたしましても、大変魅力的な市場であると認識をしているところであります。EU輸出に向けての牛肉の処理施設は、他の国と比べて高い衛生管理基準が求められており、国の認定を受ける必要がありますが、現在、これらを満たす施設は、鹿児島県に2カ所、群馬県と岐阜県にそれぞれ1カ所ずつの計4カ所となっております。このため本県では現在、鹿児島県内の認定施設に処理を依頼して、EUへの県産牛肉の輸出を行っているところであります。

**○丸山裕次郎議員** 宮崎牛というすばらしいブランド牛を鹿児島県で食肉処理して輸出しているとのことですが、非常に残念です。新たなEU対応食肉処理施設をつくることは、大きな投

資をすることとなり、リスクもあるかもしれませんが、宮崎県を畜産県として自負するのであれば、覚悟を持って、関係団体等の協力も得ながら推し進めるべきだと考えております。知事が言う地方創生のトップランナーとして大きな施策になると思いますが、知事の見解をお伺いいたします。

**○知事（河野俊嗣君）** 宮崎牛のブランド力を高めていく上で、EU市場への牛肉輸出は大変魅力的でありまして、今後拡大に努めて、積極的に取り組んでまいりたいと考えております。今答弁申し上げましたように、現在、EUに輸出する牛肉は鹿児島県内の施設で処理を行っておりますが、処理コストや畜産関連産業の集積という観点からも、県内に認定施設が必要であるというふうに考えておるところであります。県内の全ての処理施設が全国に先駆けてHACCP対応するなど、高い衛生管理で行っているところではありますが、事EUの基準ということに関して言いますと、県内の既存施設の改修では認定の取得は難しいということや、施設整備には多額の費用を要するという問題を抱えているところでもあります。しっかりとこういう課題に向き合いながら、県内の食肉センターの意向を踏まえ、関係者ともしっかりと議論を進めながら、具体的な検討を行ってまいりたいと考えております。

**○丸山裕次郎議員** ぜひ一日も早くEU対応食肉処理場整備につきましては結論を出していただき、知事の言う地方創生のトップランナーの具現化をしっかりと行っていただきたいと思っております。

最後の質問になりますが、今後、宮崎県を売り出していくための用語として「日本(にっぽん)のひなた」という言葉が発表されました。悪

い言葉ではありませんが、EUを初め世界に宮崎をPRするにはインパクトを感じません。もっと宮崎の地の利を生かした言葉が必要だと思います。私は、宮崎県の地の利といいますと、神話であり、特に初代天皇・神武天皇が誕生したという地だと思っております。昨年、議会でも提案したファーストエンペラーということの世界に向けてPRすべきと考えております。特にEU諸国は王室を大切にしている環境がありますので、日本の天皇家の発祥の地・宮崎ということPRすれば、EU諸国の方々の心に伝わり、宮崎に対して興味を持ってもらえるのではないかと考えております。そこで、EU等の海外におけるPRでは、宮崎県を表現するのに「ファーストエンペラー誕生の地」という言葉を使いアピールすべきではないかと考えておりますが、知事の見解をお伺いいたします。

**○知事（河野俊嗣君）** 宮崎の魅力、さまざまな魅力をアピールしていくに当たって、相手にどういうふうに説明をすれば効果的に伝えられるか、相手によって考えていく必要があるかと思っております。例えば、日本国内であれば当然に、九州の中の宮崎、南国の宮崎というイメージをある程度共有できているわけですが、海外では全くそういうものはないわけがあります。そういうところからいかに効果的に伝えていくか。今、「日本(にっぽん)のひなた宮崎県」について御指摘がありました。これまでも御説明しましたように、「ひなた」という言葉、「ひなたぼっこ」からの連想で、我々日本人がイメージする温かさ、ほっとするゆったりとした時間、癒やし、そのようなイメージが日本人としては膨らむわけですが、海外にはそのままでは伝わらないと考えておりまして、これは工夫が必要かと考えております。

御指摘の「ファーストエンペラー誕生の地」ということにつきまして、記紀神話の中で宮崎が初代天皇誕生の地とされていることについては、海外の方に伝えるつかみとしては非常に大きなインパクトがあるものと考えております。先日もFAO、世界農業遺産の現地調査の中でもそのようなメッセージを活用したところでもありまして、ミラノ万博で神楽を披露するというようなことも考えておるところでございますし、食の魅力とあわせて、そのようなメッセージというものも効果的に活用してまいりたいと考えております。

**○丸山裕次郎議員** ぜひミラノでの挨拶では、特に宮崎県を紹介するときは、先ほど言いましたとおり、「ファーストエンペラー誕生の地」という言葉を使っていたら、他県よりきらりと光るスピーチを期待しております。知事のスピーチ一つで大きく宮崎のイメージを変えることができ、EU市場への開拓につながると思っております。また、2020年に行われる東京オリンピックでの宮崎合宿誘致にもつながるのではないかと考えておりますので、期待しております。どうかよろしく申し上げます。

多少時間がありますので、要望を言わせていただきます。防災対策についてでありますけれども、津波対策として河川、港湾、漁港で取り組んでいただいております。私はてっきり防災対策の特別枠で取り組んでいると思っていましたら、国の津波対策の基準が高く、残念ながら既存の事業の中でどうにかやりくりしているということでもあります。非常に残念であります。ぜひ、内田副知事、県土整備部長には、本県の実態を踏まえ、津波対策の採択基準の引き下げと、また、津波特別対策事業の継続を国に強く要望することをお願い申し上げまして、私の一

般質問を終わります。ありがとうございました。(拍手)

**○中野廣明副議長** 以上で本日の質問は終わりました。

あすの本会議は、午前10時開会、本日に引き続き一般質問であります。

本日はこれで散会いたします。

午後2時50分散会

6月23日（火）

# 平成 27 年 6 月 23 日 ( 火 曜 日 )

午前 10 時 0 分開議

## 出席議員 (39 名)

1 番	有 岡 浩 一	(愛みやざき)
2 番	重 松 幸次郎	(公明党宮崎県議団)
3 番	来 住 一 人	(日本共産党宮崎県議会議員団)
4 番	渡 辺 創	(県民連合宮崎)
5 番	岩 切 達 哉	( 同 )
6 番	右 松 隆 央	(宮崎県議会自由民主党)
7 番	二 見 康 之	( 同 )
8 番	清 山 知 憲	( 同 )
9 番	島 田 俊 光	( 同 )
10 番	日 高 博 之	( 同 )
11 番	野 崎 幸 士	( 同 )
12 番	日 高 陽 一	( 同 )
13 番	星 原 透	( 同 )
14 番	西 村 賢	(無所属の会)
15 番	凶 師 博 規	(愛みやざき)
16 番	河 野 哲 也	(公明党宮崎県議団)
17 番	前屋敷 恵 美	(日本共産党宮崎県議会議員団)
18 番	田 口 雄 二	(県民連合宮崎)
19 番	高 橋 透	( 同 )
20 番	中 野 一 則	(宮崎県議会自由民主党)
21 番	横 田 照 夫	( 同 )
22 番	押 川 修 一 郎	( 同 )
23 番	宮 原 義 久	( 同 )
24 番	黒 木 正 一	( 同 )
25 番	松 村 悟 郎	( 同 )
26 番	後 藤 哲 朗	( 同 )
27 番	徳 重 忠 夫	(無所属クラブ)
28 番	新 見 昌 安	(公明党宮崎県議団)
29 番	太 田 清 海	(県民連合宮崎)
30 番	満 行 潤 一	( 同 )
31 番	井 上 紀 代 子	( 同 )
32 番	緒 嶋 雅 晃	(宮崎県議会自由民主党)
33 番	山 下 博 三	( 同 )
34 番	丸 山 裕 次 郎	( 同 )
35 番	外 山 衛	( 同 )
36 番	坂 口 博 美	( 同 )
37 番	蓬 原 正 三	( 同 )
38 番	井 本 英 雄	( 同 )
39 番	中 野 廣 明	( 同 )

## 地方自治法第 121 条による出席者

知 事	河 野 俊 嗣
副 知 事	稲 用 博 美
副 知 事	内 田 欽 也
総 合 政 策 部 長	茂 雄 二
総 務 部 長	成 合 修
危 機 管 理 統 括 監	金 丸 政 保
福 祉 保 健 部 長	桑 山 秀 彦
環 境 森 林 部 長	大 坪 篤 史
商 工 観 光 労 働 部 長	永 山 英 也
農 政 水 産 部 長	郡 司 行 敏
県 土 整 備 部 長	凶 師 雄 一
会 計 管 理 者	舟 田 美 揮 子
企 業 局 長	四 本 孝 一
病 院 局 長	渡 邊 亮 一
財 政 課 長	阪 本 典 弘
教 育 委 員 長	島 原 俊 英
教 育 長	飛 田 洋
警 察 本 部 長	坂 口 拓 也
代 表 監 査 委 員	高 橋 博 昭
人 事 委 員 会 事 務 局 長	亀 田 博 昭

## 事務局職員出席者

事 務 局 長	日 隈 俊 郎
事 務 局 次 長	奥 野 信 利
議 事 課 長	亀 澤 保 彦
議 事 課 長 補 佐	伊 豆 雅 広
議 事 担 当 主 幹	松 吉 浩
議 事 課 主 査	松 本 英 治
議 事 課 主 任 主 事	森 本 征 明

◎ 一般質問

○星原 透議長 これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、昨日に引き続き一般質問であります。

ただいまから一般質問に入ります。まず、島田俊光議員。

○島田俊光議員〔登壇〕(拍手) おはようございます。串間市選出の自由民主党の島田俊光と申します。1年生議員なのに最初から質問の時間をいただきましたことに、心から感謝申し上げます。また、本日は、我がふるさと串間から、たくさんの応援団においでいただいております。串間の方は全て知事の後援会でございますので、私を含めて、またいろいろとお世話になるわけでございますが、きょうは私が知事に質問するということで、マイクロバスで来られております。知事の政治姿勢、あるいはまた生真面目さの中で、大きなロマン、それをいっぱい積んで帰りたいということでございますので、どうか知事のこれからの県勢発展のために尽くす、希望の持てる話をさせていただければと思っております。マイクロバスに乗り切れないときには、また貸し切れればいいわけですから、ぜひともよろしく願い申し上げたいと思っております。

私は、森林・林業に携わってきましたので、経済の振興を図るためには、やはり山の活性化が一番だと思っております。まずは山村の林業振興について、知事にお伺いいたしたいと思っております。

戦後、日本は、厳しい中ではございましたが、知恵と技術を高めて復興に当たったわけでございます。特に山間部は、荒廃している山林

で、仕事を見つけるために山間部の方たちは努力してきたわけでございますが、田畑がない関係上、山に特化しなければならないということでございます。しかし、その中では、国、県の支援なくしては、なかなか活性化はできなかったわけでございますが、国の公団造林、公社造林、そして県の県行造林まで育成していただきました。そのおかげで、山間部の生活は困窮していたわけでございますが、生活の安定が図られるようになってきたわけでございます。その中で、子供たちも育成し、そして学校まで進学させ、大学を卒業させ、都市部に輩出することができたわけでございます。ちょうどそのときは、日本も高度成長期でございましたから、子供たちも日本の高度成長期に大きな貢献をしたと思っております。

しかしながら、問題は、後に残ったふるさととの両親あるいはまた山間部の社会経済についてでございます。本当にそういう厳しい中であつたわけでございますが、努力して、ようやく幸せをつかんだ状況の中にあつたわけでございますが、木材が売れなくなっているわけでございます。と申しますのは、かつては120万戸も木造住宅が建築されていたわけでございますが、今は80万戸を割るような状況になってきているわけでございます。そのように木材の利用率というのが下がってきました。しかしながら、山間部は、置きかえてもらえれば、国土保全、水資源の確保、そして空気の浄化、公益的な機能をいっぱい備えているわけでございます。それを山間部の方たちは、金にならないけれども、一生懸命守ってきたということでございます。その公益的な機能をこれから生かしていかなければ、山村社会というのは経済の活性化につながらないと思っております。



私は、この大きな問題につきまして、知事の特段の御配慮の中で、山間部の活性化について、いろいろと考案していただきたいと思っているわけでございます。公益林を守っていかなければならない山間部に対して、生活をどのように維持していくか。かつては1万5,000人以上、林業従事者がいたのに、今では2,600人しかいない。森林組合が8つありますけれども、森林組合の林業従事者も1,000人未満、919人ということですから、なかなか守ろうとしても守れないような状況になってきているわけです。今やらなければ、山村は崩壊するだろうと思います。川下が幾ら環境の整備をしようと思っても、やはり川上の山間部が管理をしていかなければ、地球上の環境というのが侵されていくような状況になってくるのではないかと思います。そのような大切な仕事を持っている山間部でございますから、知事の特段の御配慮の中で、山間部が勢いを増すような事業に取り組んでいただければ幸いです。そのようなことで、知事をお願いしておきたいと思っております。

壇上からの質問はこれで終わりました、後の質問につきましては、質問者席からさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。(拍手) [降壇]

○知事(河野俊嗣君) [登壇] おはようございます。お答えします。

本県では、「力強い林業・木材産業の確立と山村の再生」を目標に掲げまして、「多様で豊かな森林づくり」や「林業・木材産業を担う山村・人づくり」などの実現に向けて、さまざまな施策に取り組んでいるところであります。今お話がございました、林業を主要産業とし、国土の保全や水源の涵養といった役割、まさに公

益的な機能を果たしている山間地域は、人口減少による高齢化や過疎化など、深刻な状況に直面しており、その活性化は、県全体にとって大変重要な課題となっているところであります。

このような中、国産材の製材施設として全国最大規模の中国木材日向工場や木質バイオマス発電施設の稼働、また、海外への木材輸出の増加など、本県の林業にとって、かつてない追い風が吹いているものと考えているところであります。また、こうした林業や山村の生活を支える、例えば材価の回復、乾シイタケの値段の回復、そのような状況もございます。また、山菜の利活用、出荷なども行われておるところであります。また、本県の杉生産量を初め、利活用技術に着目した川崎市との包括連携協定、そのような形での新たな地方創生のモデルというようなことも進んでおるところであります。

こうした機会を絶好のチャンスとして捉え、次世代につなぐ森林の整備や今後の林業を担う人材の育成、県産材の国内外への販路拡大といったさまざまな施策に積極的に取り組んでまいりたいと考えております。今議会でも提案させていただいております、材工一体となった形での海外への展開もしっかりと進めてまいりたいと考え、このような施策によりまして、山村の再生と林業の成長産業化をしっかり図ってまいりたいと考えております。以上であります。

[降壇]

○島田俊光議員 ありがとうございます。意味ある林業の活性化について、今、知事の答弁を聞いたところでございますが、もう少し具体的な表現が欲しかったなと思っております。私としては、山が一番大切な基盤だろうと思いますので、ぜひとも改革を進めていただきたいと思っております。

続きまして、環境森林部長に、平成27年度の林業振興事業にどのような事業があるのか伺いたいと思います。よろしくお願ひします。

**○環境森林部長（大坪篤史君）** 林業振興事業につきましては、今議会に提案しております総合計画「アクションプラン」に盛り込まれております「産業成長プログラム」及び「人財育成プログラム」を推進するものとして構築しているところでございます。まず、産業成長の観点からは、今回の補正予算案に盛り込んでいます、循環資源としての早生樹の検討や苗木の安定供給を図る「未来へつなぐ「みやざきの森林」若返り対策事業」、それから付加価値の高い製材品の海外輸出を促進する「チームみやざきスギ海外展開促進事業」などに取り組んでまいりたいと考えております。さらに、人財育成の観点からは、将来的に林業経営を担う有望な人材に研修を行います「緑の青年就業準備支援事業」、さらには、高度な技術や技能を持った人材を養成・確保する「次世代の林業を担うリーダー養成事業」などを実施してまいります。

なお、本県林業を取り巻く諸情勢が大きく変化しておりますことから、本県林業行政の基本方針であります森林・林業長期計画につきましても、具体的な施策や目標数値等を見直して、今年度中に改訂することといたしております。以上であります。

**○島田俊光議員** ありがとうございます。総合計画のアクションプランということで、本当に期待する事業が入ってくるんだなと思っております。その中では、改革ですから、相当痛みが生じてきますけれども、今は、山の状況を見ますと、痛みを伴っても早くやるべきじゃないかなと思っているところでございます。さらに、人財育成というのは、今、林業従事者が

減ってきているわけですから、重機を使った林業の搬出・伐採をやっておりますので、これについては、女性の方もできるんじゃないかと思っております。我が森林組合では、女性1名が、その免許を取って搬出・伐採をやっておりますけれども、本当に女性のほうが機転がきくといいですか、優しさもあって、重機の取り扱いもうまくいくようでございます。人財育成というのが環境森林部で27年度の事業計画の中に盛り込まれているんだったら、ぜひとも人財育成のために、そういう観点からもよろしくお願ひしたいと思ひます。

続きまして、「未来へつなぐ「みやざきの森林」若返り対策事業」の概要について、環境森林部長にお伺ひしたいと思います。よろしくお願ひします。

**○環境森林部長（大坪篤史君）** 資源循環型の林業を実現するためには、伐採跡地の確実な再造林を進めていくことが重要でございます。このため県では、今回の補正予算案に「未来へつなぐ「みやざきの森林」若返り対策事業」を盛り込みまして、低コスト林業の確立や将来の資源需要に対応するために、植栽樹種としまして、従来は杉やヒノキに加えまして、より成長の早いセンダンやユーカリなどについても検討することといたしております。また、再造林に不可欠な苗木を増産するために、採穂園ですとか苗木の生産施設の整備に対する支援等も行うことといたしております。これらによりまして、伐採跡地の再造林を強力に進めたいと考えております。

**○島田俊光議員** ありがとうございます。「みやざきの森林」若返りということを部長がおっしゃいましたけれども、本当に宮崎県は8齡級以上の山林が多くあります。これを平準化

しなければならぬということであれば、8 齢級以上の皆伐を進めなければ若返りはできないだろうと思いますが、8 齢級の伐採となりますと、今おっしゃいましたように、大きい面積になると苗木が足りないというような弊害も出ることになるわけでございます。しかし、森林の平準化に持っていかなければ、資源の有効利用ということで伐採を進め、そして植えていくという状況の中で、県全体の把握をしなければならぬと思います。そして、今おっしゃいました早生樹の問題、本当に今までの施業計画は、長期伐採に向かった施業経営でございましたが、これから先は、短伐期施業、そして長伐期施業というような事業にも取り組んでいかなければならないと思いますので、この点はしっかり部長にお願いしたいと思っております。

続きまして、林業技術センターにおける早生樹の具体的な研究内容について、環境森林部長にお伺いしたいと思います。よろしく申し上げます。

**○環境森林部長（大坪篤史君）** 先ほどもちょっと申しましたけれども、センダンなどの早生樹につきましては、最近注目されておりますが、全国的にもまだまだ植栽されている事例が少なく、その成長特性など不明な点が多くございます。そこで、林業技術センターでは、昨年度から、場内に新たな試験地の整備に取りかかっています、今後さまざまな早生樹を順次植栽して、その成長や形状、管理方法などについて、調査・研究することとしております。また、県内で既に植栽されているほかの箇所の調査も行いますとともに、ほかの県の情報なども積極的に収集しまして、その成長特性などを明らかにしてまいりたいと考えております。

**○島田俊光議員** ありがとうございます。早

生樹につきましては、私ども南那珂森林組合が昨年、県の植樹祭の中で1.5ヘクタール早生樹を植えたわけでございますが、これは副産物として今度取り扱っていただける木質バイオ発電、それから木質ペレット等に使うような対策でございますが、早生樹ですから、20年の短伐期施業の中で金にかえられるんじゃないかと思っております。杉は40年間、お金にするまで期間がかかるわけですから、余りにも長過ぎると思います。それで、20年と40年というような施業のやり方を今後改革していくならば、そういう利活用というのが出てくるんじゃないかと思っております。

また、センダンは、ニセケヤキといって、木造住宅の建築の中にもそういう化粧材として使えるわけです。しかも、かたい木質でございますから、本当に有効利用できると思います。しかし、早生樹は、成長が早いけれども、木材として使うには50年という期間が要るわけでございますが、その中で、そういう使い道を考えて植栽を変えていくという取り組みについては期待いたしておりますので、ぜひとも取り組んでいただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

続きまして、同じく環境森林部長に、木材の輸出の状況についてお伺いしたいと思います。よろしく申し上げます。

**○環境森林部長（大坪篤史君）** 本県では、中国や韓国、そして台湾を中心に、杉、ヒノキの原木や構造材などの製材品を輸出しているところでございます。平成26年度の輸出量を申し上げますと、森林組合など県内の輸出に取り組む事業者からの報告の集計でございまして、原木が前年度の1.5倍に当たる4万5,000立方メートル、製材品が1.8倍に当たる1,500立方メートル

と、原木がその多くを占めている状況でございます。特に中国向けの原木輸出が伸びているということでございます。

現在、韓国では、木材の自給率が低く、そして環境や健康志向を背景にしまして、木材住宅への需要が期待できるという状況でございます。さらには、中国では、潜在的に膨大な木材需要があるということでございまして、こういった韓国や中国を主なターゲットとしまして、原木を試験的に輸出する場合の支援ですとか、現地で開催される住宅展示会への出展、さらには、建築技術者等の本県への招聘など、輸出促進の取り組みを進めているところでございます。今後、県内事業者と現地のパートナーとなる企業との一層の連携を図りながら、県産材の輸出拡大に努めてまいりたいと考えております。

**○島田俊光議員** ありがとうございます。これから日本の消費が少なくなってくるわけでございますから、どうしても海外出荷に依存しなければならないと思います。しかしながら、海外出荷についても、いろいろと条件を整えなければならないわけでございますが、私どもが最初に取り組んだ、中国のほうに販売したときの問題というのは、銀行と銀行の取引システムといますか、融資を組まなければ、木材は送ったけれども金が入ってこないという状況でございます。これについては、知事もみずから海外に出向いて販売を拡大していらっしゃいますので、我々も官民一体となって、このことについて取り組んでいかなければ、海外への出荷は拡大していかないのではないかと考えております。その点、官民一体とした事業の中で、海外出荷に取り組むようなシステムをつくっていただきたいと願っているところでございます。あ

りがとうございました。

続きまして、同じく環境森林部長にお願いしたいんですが、「チームみやぎきすぎ海外展開促進事業」の概要についてお伺いいたしたいと思っております。よろしく申し上げます。

**○環境森林部長(大坪篤史君)** 現在、木材輸出につきましては、原木が中心となっておりますけれども、今後は、より付加価値の高い製材品の輸出を拡大させる必要があると考えているところでございます。実は、昨年度まで林業職員を韓国に派遣していたんですが、その調査結果からわかりましたことは、材工一体——日本で事前にプレカットした材料と、これを現地でしっかりと組み立てる建築技術をパッケージにして販売する——そういう手法が大変有効ではないかということがわかってまいりました。そこで、本事業によりまして、韓国を初め、輸出実績のある中国や台湾などを対象にして、それぞれの法規制や商慣習、そういったものの調査を行いまして、それぞれの国の実態に応じた販売戦略を策定したいと考えているところでございます。

さらに、こういった戦略に基づきまして、材工一体を効果的に売り込むためのパンフレットといった販売促進ツールを、韓国版、中国版、それぞれの実態に即したものとして作成しまして、今後の海外販売の実践に十分に使っていきたいと考えているところでございます。

**○島田俊光議員** ありがとうございます。チームみやぎきとして組織をつくっていただきまして、海外に販売するというところでございます。私も今、材工一体という言葉聞いて、本当になるほどなと思いました。海外出荷については、いろいろと私ども3組合で販売をいたしておりますけれども、10メートルのコンテナに

詰めて送ることもあるわけです。バルク船で送るときには何も心配要らないんですが、このことについては、中国、韓国の建築基準法と日本の建築基準法が異なることがあるわけでございます。

我々は林産事業をやっているからこの対応ができるということになるわけでございますが、韓国、中国に送るときには、2メートル40センチと3メートル60センチに採材しなければならないわけです。日本は、2メートル、3メートル、4メートルで規格が整っておりますから、共販所に積まれているものは、海外出荷に足りないときも持っていかなければならないんですが、3メートル60センチを送るときには、4メートルのものを40センチカットしなければならないという条件があります。

したがって、林産事業をやっている組織じゃないと対応もできないということになります。そして、今言われたプレカット事業につきましても、送るときにはそういう条件がありますので、コンテナの中に入れて送らなければならないというシステムの中で今、我々が取り組んでいるのは、3.6メートル、2.4メートルというのを後ろのほうに積むんですが、伸び代というのを見なければ、向こうでまた規格に合わないところがあるとカットしなければなりませんので、継ぎ足すことができないわけです。

だから、伸び代を見るんですが、伸び代が3センチあると、どうしても40センチ余ってしまうんです。だから、その余った部分があったいからといって芋を送ったんですけれども、芋は冬はコンテナの中でも大丈夫で、好評を得たんですけれども、夏場は腐ってしまうということになりまして、この利用を何とかできないかな、規格に合わせたものでやっていけないか

なというのがこれからの取り組みでございます。

今、部長が言われたように、材工一体ということになってきても、コンテナの中にすき間が出てくるわけですから、その部分にどう取り組んでいくかということも、これからの課題だろうと思っております。サービスとして向こうに送るものについては、カットしたものをその中に詰めて、材が船の中で揺れないような対策をとっていけばよろしいのしょうけれども、それもまだなかなかできていないということでございますから、チームみやぎきとして取り組んでいただきたいと思います。

私も、今、農水省が進めている農林水産物の海外出荷のために、林業の部分のセクションの18名の委員の一人になっているわけですが、この中では、北海道から九州までの木材出荷ということになっております。私は、南九州を一体とした森林の木材を海外に出荷しようということで、熊本の三角港、そして志布志港、細島港をターゲットとしてやっているわけです。これも本当に官民一体となって取り組みをしなければ拡大しないものでございますので、どうか今後とも協力をお願いしたいと思います。ありがとうございました。

続きまして、同じく環境森林部長にお願いしたいんですが、森林土木事業における木材の利活用について伺いたいと存じます。よろしく申し上げます。

**○環境森林部長（大坪篤史君）** 森林土木事業におきましては、景観や環境に配慮した工法として、作業の省力化を可能とします治山ダムの木製型枠や、林道のり面の安定を図るパネルなど、現地の特性に応じて積極的に木材を活用しているところであります。また、設計段階から

木材の利用促進を図るために、これらの工法を盛り込んだ事例集を作成しまして、市町村等の発注者に配付しております。さらには、木材利用技術センターと民間団体が連携しまして、大径材を活用した木製ガードレールなど、新たな木製構造物の開発にも取り組んでいるところでございます。今後とも、森林土木事業における木材のさらなる利活用に努めてまいりたいと考えております。

**○島田俊光議員** ありがとうございます。これからの木材の活用の中でも、間伐材を使用する工事、治山工事、森林土木に伴った林道工事というものに使っていただければ、材を、丸太をそのまま使うわけですから、大量販売ができます。どうかこの事業については、設計の段階で仕様書の中に入れてもらわなければ売れないということですから、その点はよろしくお願ひしたいと思ひます。

また、木材は10年周期で腐るわけですから、10年周期で取りかえていくということになりますと、その地域の土木事業も、エンドレス事業として今度は組まれるんじゃないかと思ひております。それで、林家の人たちは、10年に1回、間伐材も売れるわけですから、事業の箇所が多くなれば、それだけの立方数も動いていくし、土木事業も維持できるということになるんじゃないかと思ひております。

それと、販売方法、木材の利用方法についてでございますが、企業の森で植林してもらいますけれども、私は、木造住宅ができない限り、企業が環境税として森林に手当てしていただくんだったら、ビルのオフィスのワンフロアあたりの2割、3割を、木材を使ってくれないかなということをお願いした経緯があるわけですが、宮崎銀行の小池頭取がそれじゃやろうとい

うことで、宮崎銀行の本店で使っていただいたんです。これにはいろいろと消防法というのがあって、大衆の人たちが集まるところは、消防法の壁があって、その壁を乗り越えなければならぬわけですが、我々は法は守らなければならないけれども、しかし、その壁を乗り越える勇気がないと拡大しないと思ひます。そこは、そのようにして実際使ってもらったわけですから、コストは少し上がりましたが、森林がCO<sub>2</sub>を吸収して炭素を固定して、固定した部分をそのフロアで使っていただくわけですから、これについては、いい宣伝文句を使って販売していただければ、また違った木材の利活用というのでも生まれるんじゃないかと思ひますので、部長の特段の御配慮をよろしくお願ひしたいと思ひます。

続きまして、同じく環境森林部長にお願ひしたいんですが、大径材を加工できる施設整備について伺いたいと思ひます。

**○環境森林部長(大坪篤史君)** 大径材を量産加工できる製材工場につきましては、これまで県内に少なかったことから、国の事業を活用して、その整備を支援してきたところでございます。この結果、中国木材日向工場などを含め、現在6つの工場で大径材を量産加工できる体制が整ってまいりました。今後、森林資源の充実に伴いまして、ますます大径材の増加が見込まれますので、引き続き、国の事業等を活用しながら、大径材に対応できる製材工場の整備を支援してまいりたいと考えております。

**○島田俊光議員** ありがとうございます。このことについては、いっぱい語りたいんですが、まずは6業者、そういう工場があるということでございますので、かつては加速化事業の中で組もうとしていたんですが、予算のカット

できなくなりましたので、ぜひとも宮崎県独自で——肥大していく、大きくなっていく木がふえていくわけですから、これは急がなければならぬと思いますので、どうか大坪部長の英断で改革をよろしくお願いしたいと思います。

続きまして、同じく環境森林部長にお願いしたいんですが、森林経営計画の作成を支援する森林施業プランナーの育成について、お伺いしたいと思います。よろしく申し上げます。

**○環境森林部長（大坪篤史君）** お尋ねの森林施業プランナーは、森林経営計画、すなわち森林所有者等が造林や間伐などの森林施業の実施方法や時期などを定める計画の作成支援、あるいは森林施業の集約化の提案といった重要な役割を担っておりまして、現在、森林組合職員を中心に、県内で70名の方が活動されている状況でございます。本県では、平成24年度から森林施業プランナー育成事業を実施しまして、県森林組合連合会と連携して育成研修を進めているところでございます。この研修は、森林組合などの職員を対象にしまして、森林経営計画の作成方法や間伐のコスト計算、そういったものを習得していただき、プランナーとしての必要な知識・理解を深めていただくものでございます。県としましては、今後とも、適正な森林管理を推進するために、森林組合等と連携しながら、当該森林施業プランナーの育成に努めてまいりたいと考えております。

**○島田俊光議員** ありがとうございます。今おっしゃるように、森林組合の職員が、プランナー養成の中で勉強して資格を取って、それから林家の方たちとしっかりとした経営計画、5カ年計画、10カ年計画というものを、システムをつくり、林家との信頼関係をつくって、林業の活性化に取り組まなければならないんです

が、まだ70名というのは少ないと思いますので、ぜひとも県森連に指導していただき、森林組合の職員が全てプランナー教育を受けるように、今後とも御指導をお願いしたいと思いません。ありがとうございました。

続きまして、同じく環境森林部長にお願いしたいんですが、森林の境界明確化事業について、県の取り組み状況を伺いたいと思います。

**○環境森林部長（大坪篤史君）** 県では、適正な森林の管理を推進するために、森林組合等が所有者の立ち会いのもとに行う、境界を明確にする測量などを支援しております。さらに、市町村の土地所有者情報などを活用しまして、県で管理する森林所有者名や森林の現況などの森林情報の精度向上を図っているところでございます。今後とも、市町村や森林組合と連携して、森林の境界明確化を図り、適正な森林の管理を推進してまいりたいと考えております。

**○島田俊光議員** ありがとうございます。今回の質問の中で、私はこれを一番重要項目に持ってきたんですが、山村社会の方たちは、高齢化で75歳以上の方がいっぱいです。自分の山がどこにあるかわからない、境界がどういうふうになっているかもわからない、森林組合に来られるけれども、字図の中で、我々が山に上がって、見当をつけながら自分の山を見つけて、境界もそれなりのことをやっているわけですが、業者がその人の山を買った場合には、誤伐というのもあります。したがって、境界明確化事業というのは早く取り組まなければ、森林が壊れていくという状況になっていくんじゃないかと思っております。自分の山がどこにあるかわからないわけですから、今、明確化事業をすると、GPSで測量したものをGISの中に入れていくわけですが、都市部にいる子供が

帰ってきて、自分の山はどこにありますかと森林組合に来たときには、森林組合の職員がGPSを使って連れていくという状況になります。

それともう一つは、宮崎県は森林県でございます。森林県でありながら、森林資源構成表ができていないというのもおかしいと思います。明確化事業をすることによって、写真撮影をしながら樹齢構成というのもおのずと調査できるわけですから、これができて、宮崎県は本当の森林県と言えるんじゃないかと思っております。森林資源構成表ができれば、苗木が足りないから、こつしは2,000ヘクタール切ってくれということが言えると思います。でも、それがない限り、2,000ヘクタール切って、500ヘクタール足りない、苗木がないから植えないよということで、放置林になってしまうと思います。順序として、こういうものがなければ、次のステップが踏めないということでございますので、このことについては、予算がないという問題よりも、早くやっていかなければ、宮崎県の森林王国というのは、24年間日本一を保ってきた宮崎県としては、つくるべきじゃないかなと思っておりますので、どうかよろしくお願ひしたいと思ひます。

環境森林部長に最後にお願ひでございますが、今回、飢肥林業が林業遺産になりました。認定されたことについて、今後どう生かされていくのか伺いたひと思ひます。

**○環境森林部長（大坪篤史君）** 林業遺産につきましては、一般社団法人の日本森林学会が、学会100周年を契機としまして、日本各地の林業発展の歴史を将来にわたって記録していくために、平成25年度から選定しているものでございます。飢肥林業——江戸時代に飢肥藩の造林政策を通じて形成された林業地でありまして、造

船用の弁甲材生産が大変盛んでありました。今回は、その特徴を現代にとどめる森林の景観や道具類、また、弁甲材輸送のためにつくられました堀川運河などが高く評価されまして、平成26年度林業遺産として、九州で初めて認定されたところであります。今回の認定は、本県の林業・木材産業にとって大きな励みとなるものであります。宮崎を代表する飢肥杉ブランドの今後のPRにつながるものと、大いに期待しているところでございます。さらに、地元日南市におかれましては、これを観光振興にもつなげたいということですので、県としましても、できる限り協力してまいりたいと考えているところであります。

**○島田俊光議員** ありがとうございます。たまたま林業学会が100周年ということで、飢肥林業を認定していただいたわけですが、まさしく部長が言われるように、これをどう生かしていくかというのは、本当に、宮崎県の木は飢肥杉でございますから、アピールするためには非常に助かったなと思っておりますので、この部分について、県のこれからの官民一体とした宣伝効果をもたらしていただきたいと思ひます。ありがとうございます。

続きまして、福祉保健部長に伺いたひと思ひます。「健康長寿社会づくりプロジェクト推進事業」では、高齢者の生きがいくりについてどのような取り組みをされていくのか、伺いたひと存じます。よろしくお願ひします。

**○福祉保健部長（桑山秀彦君）** 急速な高齢化が進む中で、高齢者の方々が生きがいを感じながら暮らしていくためには、生きる喜びや生きていく張り合いを見出すことのできる、多様な社会参加の場づくりが大変重要であると思ひます。このため、お尋ねの「健康長寿社会



づくりプロジェクト推進事業」におきましては、市町村や関係団体等と連携しながら、災害時の避難にも役立ちます「ノルディックウォーキング教室」や、高齢者が持つ豊富な知識や遊びなどを子供たちに伝えます「子育て・孫育てボランティアスタート講座」、元気な高齢者が農業の働き手として活躍する仕組みづくりなどに取り組みたいと考えております。また、生きがいを持って暮らしていただく上で、地域における介護予防の取り組みに参加していただくことも重要でありますことから、市町村における理学療法士などのリハビリテーション専門職を活用した体操教室の開催などへの支援も行ってまいりたいと考えております。

**○島田俊光議員** ありがとうございます。これは、私の個人的なこともありまして、私も団塊の世代でございますから、2025年問題、本当に2,200万人もの超高齢化社会が来るということで、心配をいたしているわけでございます。その中で、いろいろと知事が提唱されている健康長寿日本一というのをつくり上げていくためには、今、部長が言われたように、子供・孫育てということで、お互いに刺激を与えて健康老人をつくっていくという対策をこれから進めていかなければならないと思います。今後とも、そのようなことで、御協力のほどよろしくお願ひしたいと思います。

続きまして、世代を超えた交流が高齢者による影響を与えると思うが、福祉保健部長の見解を伺いたいと思います。

**○福祉保健部長（桑山秀彦君）** 高齢者が世代を超えて交流を図り、長年培ってきた知識や経験、技能などを伝えていくことは、若い世代に郷土への愛着や人への思いやりが育まれる一方で、高齢者の方々にとりましても、異なる世代

の価値観への理解を深めたり、社会における役割や生きがいを見出すことにもつながるものと認識しております。このため、県といたしましては、先ほどの「健康長寿社会づくりプロジェクト推進事業」における「子育て・孫育てボランティアスタート講座」のほか、地域文化の伝承活動などを行います老人クラブへの支援など、引き続き、高齢者の世代間交流の促進に努めてまいりたいと考えております。

**○島田俊光議員** ありがとうございます。今、子育て・孫育てということを部長がおっしゃいましたけれども、本当に私も勘違いであったと思いますが、高齢者福祉施設、その中で保育園とコラボレーションをすれば、高齢者の方たちにも刺激を与えてもらって、いわゆる心の健康もしっかりでございますが、生きがいを求めていけるんじゃないかと思っておりました。それでも、なかなか法的にもできないということがわかりまして、であれば、元気な老人たちと子供の触れ合い、一つの自治会公民館活動の中にそういうものを持ってくれば、健康で生きがいづくりを見つけて、自分たちが自分の孫のように子供たちとの触れ合いを持って、元気になるんじゃないかと思います。一つの案でございますが、健康長寿社会を掲げている以上は、そういうシステムの中で老人の健康を保ってもらえるような政策に取り組んでいただきたいと思います。よろしくお願ひします。

続きまして、若年性認知症対策について県の取り組み状況はどうか、福祉保健部長に伺いたいと思います。よろしくお願ひします。

**○福祉保健部長（桑山秀彦君）** 若年性認知症は、65歳未満で発症する認知症でありますけれども、50歳未満で発症する方が3割程度いらっしゃいまして、病気に対する認識不足から、専

門医への受診がおくれたり、休職、退職などによる経済的な問題を抱えたりするケースが多いという特徴がございます。このため、若年性認知症への対応におきましては、まずは、社会全体で若年性認知症が正しく理解され、発症の初期段階から適切な医療や介護サービス、職場での配慮も含めた就労支援等につなげていくことが重要でございます。県におきましては、認知症への対策として、6月補正予算に計上している事業により、認知症サポート医の養成や、市町村における認知症初期集中支援チームの配置などを進めることとしておりまして、特に若年性認知症に対しましては、県民の理解を深めるためのシンポジウムの開催や、患者、家族への相談支援を行う地域包括支援センター職員などに対する研修会の実施に取り組んでまいりたいと考えております。

**○島田俊光議員** ありがとうございます。私もこれを一番心配しているんですが、自分がこうなるんじゃないかと思って、ならないようなシステムをつくりたいと今考えているわけでございます。2025年には700万人も認知症が出てくるということで、介護者がいない中で、その対応はどうするのかなと心配でならないんですが、若年性認知症になる確率は、50歳から65歳までが高いということでございます。私どもの組織も、50名以上の会社であれば、衛生管理者、そして産業医をつけなければなりませんけれども、心のケアというのはなかなかできないと思います。心のケアをするためには、県のサークル等で、病気になるように守るんじゃなくて、攻撃型で、病気になるような対策をつくっていく、そして子供たちとの触れ合いを持っていかなければならないと思います。

また、団塊の世代というのは、30年、40年、

培ってきた技術も知識もあるわけですから、子供たちにそれを伝承したり、あるいはまた教えていくことも生きがいつくりじゃないかと思うわけでございます。ただ、50代から60歳までの団塊の世代と言われる、これから前期高齢者に突入する人たちは、今一番社会的にも、組織の中でも、重要な責任ある立場じゃないかと思っています。したがって、心のケアをしていかなければ、若年性認知症にかかる率が高くなるんじゃないかと思います。そうならないような、心のケアのできるような指導方法を考えていただければ、いつまでも健康で長生きということになるんじゃないかと思いますので、この点もひとつよろしくお願い申し上げたいと思います。ありがとうございました。

続きまして、県土整備部長にお伺いしたいと思います。南海トラフ地震が発生すると、警鐘を鳴らしております。このことに対しまして、災害対応力を踏まえて、地元企業を育成できる入札方式について伺いたいと存じます。よろしく申し上げます。

**○県土整備部長（凶師雄一君）** 地域の雇用や経済を担い、災害時における地域の守り手ともなる建設業者の育成は、大変重要な課題であると認識しております。このため、これまでも入札制度において、技術力や地域貢献度の高い企業を評価する地域企業育成型などの総合評価落札方式の導入や、地域要件の細分化を実施してきたところでありまして。さらに、本年度より、災害対応力の強化の観点から、指名競争入札を制度化するなど、地域の企業が受注しやすい環境づくりに取り組んでいるところでありまして。今後とも、公平性・透明性・競争性の確保を図りながら、地域の実情なども踏まえた、よりよい制度の構築に努めてまいりたいと考えており

ます。

○**島田俊光議員** ありがとうございます。

失礼しました。最初にお伺いしたいことは、本県沿岸部の市町において木造住宅の把握はされているのかということでした。県土整備部長、よろしくをお願いします。

○**県土整備部長（図師雄一君）** 国が5年ごとに実施しております住宅・土地統計調査によりますと、平成25年10月1日時点で、本県の沿岸部10市町の木造住宅の戸数は、人口が1万5,000人未満のため国が集計を行っていない都農町の戸数及び空き家の戸数などを除きまして、約19万8,000戸となっております。

○**島田俊光議員** ありがとうございます。

私どもは東日本大震災の後、石巻地区森林組合と姉妹提携をしておる関係上、3年間支援に行ったわけでございます。その中で聞かされたことは、沿岸部の古い木造住宅、倉庫等が流れてきて、流れる段階で勢いを増していく、そういう現象があつて被災する人が多かったということでしたので、この分については把握しておくべきじゃないかなという思いで伺ったところでございます。今後とも、対策について、しっかりとやっていただければと思っております。

続きまして、大規模災害時における建設業者との連携について伺いたいと思います。県土整備部長、よろしくをお願いします。

○**県土整備部長（図師雄一君）** 台風などによる自然災害が頻発する本県におきましては、県と建設業者が連携して災害に対応することが、大変重要であると考えております。本県では、過去最大の被害をもたらした平成17年の台風14号を契機に、県と建設業者が連携して大規模災害に対応するため、翌年から建設関連団体と協

定を締結し、災害時における被害情報の収集や応急復旧などの協力体制を構築したところであります。平成23年に発生しました新燃岳噴火後の対応におきましては、協定に基づき、広範囲に降り積もった火山灰を迅速に除去し、地域の生活道路を早期に確保することができました。今後とも、本協定が円滑に運用できますよう、現場での防災訓練を実施するなど、迅速な対応に向けた連携強化に努めてまいりたいと存じます。

○**島田俊光議員** ありがとうございます。建設業との連携はされていると思います。ただ、例えば、宮崎で500社建設業がある中で、半分以上が、重機を保有している人たちがいるかいないかということでございます。保険も掛けなければならない、年次検査も受けなければならないということで、保有する業者が少なくなってきたということです。今、リース業者が多くなったというのは、そこにあると思いますが、保有台数を確保しておかなければ、大規模災害のときに復旧がなかなか難しいということでございます。我々も高台移転に伴う山林の伐採と搬出をしたんですが、1年早く、3年で終わらして、ことし感謝状までもらってきたんです。宮崎は、松形知事時代から高性能林業機械を導入いたしておりまして、技術は本当に日本一だろうと思っております。そういう中で、建設土木業者もそういう技術は日本一だろうと思います。ただ、重機を持っているか持っていないかで変わるとお思いますので、この点もまたよろしくお伺いしたいと思っております。

続きまして、建設業者が減少している要因についてどのように考えておられるか、県土整備部長に伺いたいと思います。

○**県土整備部長（図師雄一君）** 建設業者の減

少は、全国的な傾向であります。本県におけることし3月末時点の建設業許可業者数は4,578者であり、ピーク時である平成12年3月時点の6,448者から約3割減少しております。このような状況に至った要因につきましては、長引く景気の低迷や国・地方公共団体の厳しい財政状況等を背景として、官民を合わせた建設投資額が大幅に減少する中で、本県における建設投資額も、ピーク時である平成5年度の8,384億円からほぼ半減していることの影響が大きいと考えます。また、このほかにも、就業者の高齢化や若年技術者の不足などといった、さまざまな要因もあると考えております。

**○島田俊光議員** ありがとうございます。おっしゃるように、土木業従事者も減ってきているわけでございます。その中で、維持していかなければならない業者というのもあるかと思っておりますので、これから維持していかなければならない対策を講じていただきたい。私は、先ほど環境森林部長にお願いしましたが、木材を利用して工事すれば、コンクリートなら半永久になりますけれども、10年周期、15年周期でかえていける工事につながっていけば、産業のエンドレスができるんじゃないかと思うわけです。ただ、3,000万円以上の事業についてはできませんけれども、しかし、その一部はできるだろうと思っております。だから、3,000万円以下の事業について、そのような木工を使った、改善できるような工事をつくり上げていけば、おのずと業者も確保できるんじゃないかと思っております。

今、予算の関係もありました。人材不足のこともありました。しかし、必要な業者は確保しておかなければ、目の前の南海トラフは、いつどうなるかわからないし、ゲリラ豪雨もありま

す。自然災害はいつ発生するかわからないわけですから、対策は講じておかなければならないと思っておりますので、今後ともよろしくお願ひしたいと思っております。

続きまして、再度、県土整備部長にお伺ひしたいと思います。県が管理している河川の堆積土砂除去の取り組み状況について、お伺ひしたいと思います。よろしくお願ひします。

**○県土整備部長(図師雄一君)** 県内の河川におきましては、河床が低下傾向にある河川がある一方で、堆積傾向にある河川も数多くあり、地域から堆積土砂除去の要望も非常に多い状況にあります。堆積土砂の除去につきましては、通常、県単独事業で対応しており、河川巡視や地域の皆様からの情報により、現地の状況を調査し、家屋浸水のおそれがある箇所など、緊急性の高い箇所から優先的に除去しているところであります。厳しい財政状況ではありますが、今後とも、適正な河川の維持管理に努めてまいりたいと考えております。

**○島田俊光議員** ありがとうございます。これは緊急対策事業として点検させていただいたんですが、1級河川は大丈夫です。1級河川の支流が大雨ごとに堆積していくわけですが、堆積した土壌の中に雑草が繁茂しております。特にアシが2メートル以上に伸びているわけですが、担当は、「大雨が降れば、それが倒れていくから大丈夫です」と、よく言われました。しかし、倒れてそのまま水が流れるかもしれないけれども、堆積した土壌も30センチから40センチあるのに、その上にアシが30センチから40センチ上がっていくわけです。上がっていくと、堤防の高さと一緒になるわけです。堤防を越えたら、農地あるいはまた住宅に被害をもたらすだろうと思っておりますが、農地に災害を

もたらしたときに、災害に係るような被害であればよろしいけれども、災害に係らないような被害のときには、75歳以上の農家の人たちがスコップで改善しなければならぬ状況になるわけです。

したがって、この状況を打破するためには、先ほど言われた地域企業指名競争入札制度の中で企業を育成していくわけですから、あるいはまた支流の100メートルごとに10者あれば、10者が交代で堆積土砂を除去するというような対策をしていただければ、完全に安全ということになるんじゃないかと思っているわけでございます。このことについては、第1四半期、4月から5月、6月は、土木業者は仕事がなくて休んでおります。その中で、地元の土木事務所長も、「1万円の日当を5,000円にして、割り当てをして、10メートルずつ改善していけば完全によくなるんですけどね」とよく言われましたけれども、本当に少ない予算で頭を悩ませながらやっておられます。しかし、二次災害を起こしたくないということがありますので、その点をどうか今後とも取り組んでいただきたいと思いますので、よろしく申し上げます。

続きまして……

**○星原 透議長** 島田議員に申し上げます。時間が参っておりますので、よろしく申し上げます。

**○島田俊光議員** 申しわけありません。1年生議員でございますので、なかなかできないことでもございまして済みませんけれども、危機管理統括監に、今、消防からの住民に対する負傷者の手当への指導について、どのようにされているか伺いたいと思います。よろしく申し上げます。

**○星原 透議長** 発言を中止してください。

**○島田俊光議員** わかりました。一番最後が大切だったんですけれども、よろしく申し上げます。どうも申しわけありませんでした。ありがとうございました。(拍手)

**○星原 透議長** 次は、来住一人議員。

**○来住一人議員**〔登壇〕(拍手) 日本共産党の来住一人でございます。県民の皆さんの生活に直接かかわる、また、県民の皆さんを拘束する議案を審議する本議場に立っておりまして、大変緊張いたしております。これから4年間、このようにちゃんと緊張感を持って、惰性に流れることなく、誠実に努力をしまいたいと思います。

安全保障関連法案と知事の政治姿勢について質問いたします。

この法案によって戦争か平和かの重大な岐路に立つこととなり、また、憲法解釈を一内閣によって変えられ、立憲主義が土台から壊されて、日本の国の姿が変わろうといたしております。

法案は3つの特徴を持っております。第1は、アメリカが引き起こす戦争に、これまでの戦闘地域まで自衛隊を派兵し、武器弾薬などの補給輸送など兵たんの任務を遂行させるというものです。兵たんは武力行使と一体不可分であり、戦争行為の不可欠の一部であります。したがって、相手の武力攻撃の標的になるのは当然であります。

第2に、なお戦乱が続いている地域に自衛隊を派兵して、武器を使用して治安維持活動に当たらせるというものであります。この代表的なものがアフガニスタンに展開された国際治安支援部隊であります。これによってアメリカなどの若者3,500人が犠牲になりました。

第3は、日本がどこの国からも攻撃されてい

ないのに、集団的自衛権によってアメリカと一緒に海外で戦争するというものです。国会に招致された3名の憲法学者がいずれも、「この法案は憲法違反である」と指摘されたのを初め、圧倒的多数の学者が「憲法違反である」と表明されております。自民党の副総裁や幹事長の要職にあられた方々や弁護士会などが反対の声を上げておられるなど、反対の声は燎原の火のごとく広がっております。1959年の砂川事件の判決を憲法違反ではない根拠にいたしておりますが、この判決は集団的自衛権を問うたものではありません。また、法案作成の根拠に安全保障環境の根本的変化を挙げておりますが、「政府は、いつから、何をもって根本的変化があったと判断したのか。また、そもそも自分の国が攻撃されていないのに、他の国が攻撃されたことによって自国の存立が脅かされた国が実際にあるのか」と問われても、何の答弁もできない状況にあります。

以上のことを踏まえて、知事に伺いたいと思います。

1つに、安全保障関連法案は憲法に違反しないのか。また、憲法に抵触する可能性があるとお考えか。

第2に、憲法違反の法律を国会に提出できないことは自明のことです。立憲主義をどう捉えておられるのか。

以上、2点について明確な所見を求めるものでございます。

後は質問席で行います。(拍手) [降壇]

○知事(河野俊嗣君) [登壇] お答えします。

まず、安全保障関連法案についてであります。現在、国会において議論されております安全保障関連法案につきましては、武力行使の要

件の見直しなど、我が国の安全保障政策の大きな転換点であるものと認識をしております。この問題は国の根幹にかかわる極めて重要な問題でありますので、政府においては、その背景や内容を十分に説明し、国会においては、幅広い国民の意見を十分に踏まえながら、丁寧かつ慎重に議論を行う必要があるものと考えているところであります。

次に、立憲主義についてであります。立憲主義とは、「主権者たる国民がその意思に基づき憲法において国家権力の行使の在り方について定め、これにより国民の基本的な人権を保障する」という、近代憲法の基本的な考え方であると認識をしているところであります。以上であります。[降壇]

○来住一人議員 私は、この法案が憲法に違反するのかもしれないのかというのを、知事にその政治姿勢としてお聞きしましたが、明確な答弁はありませんでした。

やはり日本の国のあり方、さらには日本の若者の将来と命にかかわるものでありますから、肯定もしなければ否定もしないというのでは、僕はまずいと思います。しかし、それが知事の政治姿勢であれば、それはそれとして大事なことでありますから、尊重されなければならないと思います。ただ、苦言ですけど、知事の家族の方だとか非常に近い方が、「これは憲法違反なのかどうなのか」と求められたら、多分もっと明確な答弁をされるというように思います。

安倍首相は、先日の党首討論において、「日本が引き起こしたアジア・太平洋戦争は間違った戦争であったのか」と、こう問われて、間違っていた戦争であったと認める答弁はされませんでした。日本の戦争を侵略戦争であったと

規定したポツダム宣言は、戦後日本の出発の基本であります。「ポツダム宣言はつまびらかに読んでいない」、こう答えました。自分たちが引き起こした戦争の善悪の判断をつけることのできない人が、自衛隊を海外に、戦闘地域に送ろうというのであります。知事にお尋ねいたしますけど、日本帝国主義が引き起こしたアジア・太平洋戦争は侵略戦争であったと、このように認識しておられるかどうか、確認したいと思います。

**○知事（河野俊嗣君）** お尋ねの件につきましては、これまで、平成7年の村山談話、平成17年の小泉談話で政府の見解が示されておるところでございます。「痛切な反省」と「心からのおわび」という内容でございますが、私も同様の認識を持っているところでございます。

**○来住一人議員** これについても明確な答弁にはなっていないんですが、しかし、それはそれとしてしっかり受けとめておきたいと思いません。

日本の領土領海が直接侵略される、このときに対応するのは、個別的自衛権であります。御承知のとおりです。今問題になっているのは、集団的自衛権でございます。歴代の政権は、憲法9条との関係で集団的自衛権の行使は許されないという立場をとっておりました。今回、安倍政権はこれを変えて、集団的自衛権も可能だという閣議決定を行って、現在それを国会に法案として出しております。

集団的自衛権による戦争というのは、具体的に何があったのか。例えば、旧ソ連の1970年代のチェコスロバキアへの侵攻、これは「プラハの春」という民主化運動を弾圧、鎮圧を進めたものであります。さらに、ブレジネフ時代にアフガン侵攻を行いました。これもいわゆる「集

团的自衛権」の名のついた戦争です。アメリカのベトナム戦争やイラク戦争も「集団的自衛権」の名のついた戦争でありました。いずれも集団的自衛権による戦争というのは、小さい国が起こしたものではありません。アメリカやソ連など超大国が、しかもアメリカや旧ソ連には大砲の弾一発も着弾しないのに、この大国が結局自分から先制的に攻撃を行ったというのが戦争でありました。イラク戦争は、イラクが核兵器を持っているからというのが戦争の最大の理由でありました。しかし、核兵器は一発も存在しませんでした。この戦争によってアメリカなど若い兵士4,809人が死亡して、おびただしいイラクの兵士や民間人が犠牲になりました。亡くなった人たちにはみんな名前があり、家族があり、将来があったのであります。

このような戦争こそ、いわゆる集団的自衛権による戦争でありました。アメリカが引き起こしたこの戦争に、日本政府はただの一度も異議を唱えたことはありません。イラク戦争のような大義のない、しかもアメリカの一方的な先制攻撃の戦争に日本の若者を送り出してよいのか、これが問われていると思いますが、こうした戦争に日本の若者を送ってよいのかどうか、改めて知事にお聞きしたいと思います。

**○知事（河野俊嗣君）** 戦争はあってはならないことである。きょうは「沖縄慰霊の日」70年の日でございますが、そういう日に当たり、改めてその思いを強くしておるところでございます。日本の若者に限らず、若者を戦争に送り出すというようなことはあってはならないことだと考えております。

**○来住一人議員** きょうのうだったですか、国会に元法制局長だとかいう方々が招致されて、ここでまた質疑があったようでございました。それ

で、日本は、いわゆる安全保障の環境が変化した。これがこの法案をつくる上での重要なきっかけになったと、こう言っているんですけど、現実には、やっぱり日本の国の存立が危ぶまれるというのは、それはまさに日本が直接攻撃を受けた、日本が直接侵略を受けている、これ以外にないというのが、こうした方々の意見だったと思います。みずから推薦した学者が、国会において「憲法違反だ」と述べると、「憲法判断を行うのは学者じゃない」と、このように切り捨てる。これはまさしく独裁であって、同時に自分たちの論理に自信がないのを物語っているのではないかと思います。

私は、この質問をするために、6月になってからの新聞の社説をとってみました。読売新聞はもともと進めろというのが最初からのあれですから、そういうのが幾つかありました。ただ、これは宮日新聞6月17日付の社説、「撤回を含め議論をやり直すべき」というように述べております。それから、これは毎日新聞、「根本的な矛盾あらわ」、さらには「逆立ちした政府の理屈」。さらに、これは毎日です。「やはり憲法違反だ」。それから朝日は、「違憲との疑問に答えよ」とか「政治権力は万能ですか」とか、「また砂川とは驚きだ」とか、いずれにいたしましても、かなり否定的な意見を述べているというのが現在の状況ではないかと思えます。「安倍政権が法案を十分審議しているとは思わない」というのが81.4%、これは共同通信。「廃案にすべき」または「今の国会にこだわらず時間をかけて審議すべき」というものを合わせると82%、これはテレビ朝日の世論調査です。

我が党は、憲法に違反するこのような法律を国会に提出することに反対でありまして、数に

物を言わせて強行するなどは、断じて許してはならないと思います。憲法に抵触するか否かは別にしても、日本の国のあり方を決定的に変えようとするものであり、同時に、多くの国民が理解していない、支持していない状況であって、一通常国会だけで結論を出してはならない、そういう大きな問題があると思います。国会と国会審議についての知事の所見を、改めて伺っておきたいと思えます。

**○知事(河野俊嗣君)** この問題は、国の根幹にかかわる極めて重要な問題であると考えております。今、御指摘がありましたように、報道も含め国会内外で活発な議論が行われておるところであります。国民のしっかりとした理解のもとに判断されるべきものでありまして、これまで以上に、政府におかれましては、その背景や内容を十分に説明し、国会において、幅広い国民の意見を十分に踏まえながら、さらに丁寧かつ慎重に議論を行っていただきたいと考えております。

**○来住一人議員** 日本共産党は、この憲法第9条を全く否定して、日本の国を守るというものは全く違う、アメリカが引き起こすそういう戦争に日本の若者を絶対に送ってはならない、憲法解釈に違いはあったとしても、とにかくこの戦争法は許してはならない、その一点で、国会、地方議会をあわせて、その内外で皆さんと一緒に力を合わせて頑張っていきたいということを述べておきたいと思えます。

次に、乳幼児の医療費助成について質問をしまいたします。

平成6年4月より、0歳から3歳未満までの乳幼児を対象に始まったものでありますけど、現在は小学校就学前まで拡大されておりました、「乳幼児」というよりも「子供」という言



葉のほうがマッチいたしますので、これから「子供」と述べることにいたします。この制度は、市区町村が実施主体となっておりまして、全国的に見るなら、2013年4月現在、小学校入学前までが入院は100%、通院は98.7%、中学校卒業までが入院が72.9%、通院が56.7%、18歳未満まで入院が13.2%、通院が8.9%と広がっております。県内においても本年4月現在、26市町村中、入院で20の市町村、通院で5割の13市町村が、県の制度に上乘せして制度を広げております。県段階においても、全国ですけど、入院で23の都道府県、通院では14の都道府県が小学校入学前よりも広げております。入院、通院とも中学校卒業まで完全無料としている群馬県の大澤知事は、2012年、「中学校卒業までの医療費無料化は、活力ある豊かな社会を築くための未来への投資であり、全国に先駆けて実現したもの。早期受診により重症化が防止され、結果的に医療費が抑制される。将来にわたり安定的で持続可能な制度として運営していくことが重要」と、議員の質問に答える形で、この制度の意義と首長としての決意を述べられております。今述べたように、都道府県においても、市区町村においても、大きくこの制度は広がってきております。子供をめぐる今日の状況のものでの子供医療費助成制度の意義と評価について、部長の所見を伺います。

**○福祉保健部長（桑山秀彦君）** 乳幼児医療費助成制度につきましては、乳幼児の健やかな成長と子育て家庭の経済的負担の軽減を図ることを目的として、小学校入学前までの乳幼児を対象に医療費助成を行っているところでございます。若い世代における所得の伸び悩みや非正規雇用の割合の上昇といった状況の中で、子育ての不安や負担として最も大きいものが、子育て

にお金がかかるというものでありますことから、安心して子供を生み育てられる社会づくりを推進する上で、大変重要な子育て支援策であると考えております。

**○来住一人議員** 子供をめぐる指標として、次の項目の報告を、教育委員会並びに福祉保健部に求めたいと思います。

第1に、平成20年度の要保護・準要保護の人員と全生徒数に占める割合。

第2に、平成25年度の、同じく要保護・準要保護の人員とその割合について。

第3に、平成26年度、年齢8歳の学校における歯科検診において、虫歯の未処置の歯のある者の割合について。

第4に、県内の30代の人口と同30代の正規雇用者及びその割合について。

以上、4点について報告を求めたいと思いません。

**○教育長（飛田 洋君）** まず、平成20年度に市町村が要保護・準要保護として認定した児童生徒数は、1万1,087名であります。これは、平成20年5月1日現在の全児童生徒数の11%となります。

次に、平成25年度に要保護・準要保護の認定を受けた児童生徒数につきましては、県教育委員会が市町村から聞き取りましたデータでは、1万3,613名であります。これは全児童生徒数の14.8%となります。

最後になりますが、学校の歯科検診において虫歯の未処置の数でございますが、文部科学省が実施いたしております平成26年度学校保健統計調査によりますと、本県の8歳児における虫歯の未処置の歯のある児童の割合は40%となっております。以上でございます。

**○商工観光労働部長（永山英也君）** 平成22年

の国勢調査によりますと、本県の30歳代の人口は13万6,443人で、うち雇用者が9万2,129人で全体の67.5%となっております。また、このうち正規雇用者数は6万7,097人で全体の49.2%、雇用者全体に占める割合は72.8%となっております。

**○来住一人議員** ことしの5月に福祉保健部が作成された「子どもの貧困の現状等について」という資料がありました。これを見せていただきましたが、子供の貧困率は日本全国で15.7%で、OECD34カ国中25位ということになっているようです。平成24年になりますと、この貧困率はふえて16.3%になっておりますから、約1%弱ですけど上がっております。県内の生活保護率は、この10年間で1.21から1.62パーミルに上がっておって、生活保護世帯の高等学校進学率は県平均よりも10%低い89.4%です。県全体では99%の子供たちが高校に進学するけど、生活保護世帯の子供たちは10%低い89.4%だということになります。要保護・準要保護の子供の割合は、今報告がありました、平成20年の11%から25年には14.81%と4%も上昇いたしております。子供の貧困の広がりや深さを示しているのではないかと思います。

私が注目したのは、今報告していただいた学校の歯の検診において、8歳の子供の40%が治療しなければならない虫歯を持っているということでもあります。今のは8歳だけでしたが、今度は小学校全体で見れば36.0%で、しかし、これも全国平均より9.7%高いです。中学生は26.7%で、全国平均よりも8.2%も高い状態です。5年前、10年前の資料を持っておりませんので比較はできないのでありますが、子供たちの健康にとって大変大きな問題であると思います。

子供の健康の問題や貧困の問題、さらに、出生率の引き上げを初めとする少子化対策などは総合的なものでありますけど、同時に、総合的なものも一つ一つの具体的な施策から成り立っていると思います。子供の医療費の助成制度の年齢の拡大など、充実は全国的に広がっていると思います。現在の制度を中学校卒業まで広げることについて、部長の所見を求めたいと思います。

また、中学校卒業まで広げた場合に必要な予算はどの程度になるのかを教えてくださいたいと思います。

**○福祉保健部長（桑山秀彦君）** まず、拡充した場合の費用についてお答え申し上げますけれども、本県の乳幼児医療費助成制度は、小学校就学前までを対象としておりますが、中学校卒業まで拡充したとした場合、年齢のみで判断いたしますと、現在の事業費約9億円の2倍以上の費用を要する見込みとなります。子供の成長に伴いまして、医療機関を受診する機会が減ることも想定されるわけですが、それでも現在の事業費と比較しますと、相当な増額になるものと考えております。

次に、制度の拡充についてでございますけれども、この制度は全都道府県で取り組まれております。このため、本来、国の責任において全国統一的に行われることが望ましいと考えておりますことから、標準的な制度の枠組みの設定などについて、全国知事会等を通じ、国に対して要望しているところでございます。

**○来住一人議員** 中学校卒業まで拡大した場合の予算について、今報告がございました。今行っているものを単純に掛けていくと、多分22億5,000万円ぐらいになるんじゃないかと思います。私は私なりに計算をしてみました。例えば

群馬県です。群馬県をベースにした場合に、群馬はゼロ歳から中学卒業するまで1人にかかった費用、県が払った費用は1万5,175円です。これを宮崎県のゼロ歳から中学生までに引き直しますと24億9,800万円です。ただし、群馬は完全無料です。個人負担はありません。それからもう一つ、一番近いのはえびの市。小学生1人にかかるえびの市の負担が幾らかといたら2万4,582円でした、26年度。中学生は9,562円です。これを宮崎県に引き直しますと、小学生が15億1,900万円、中学生が3億1,300万円、合わせて18億3,200万円です。このうち県が負担するのは、今の制度だったら5割でございますから、9億1,600万円です。これに、現在就学前のものが8億8,500万円程度でありますから、合わせますと18億100万円ぐらいになります。えびの市の子供たちが病院に行くのをためらって我慢していたとしても、私は20億円を超えるということはないんじゃないかなと思います。

昭和26年に制定された児童憲章は、「児童は、人として尊ばれる。児童は、社会の一員として重んぜられる。児童は、よい環境の中で育てられる」。そして本文の1つに、「すべての児童は、心身ともに健やかに生まれ、育てられ、その生活を保障される」。3つに、「すべての児童は、適当な栄養と住居と被服が与えられ、また、疾病と災害からまもられる」と規定しています。さらに、児童福祉法第2条は、「国及び地方公共団体は、児童の保護者とともに、児童を心身ともに健やかに育成する責任を負う」と定めております。知事に申し上げたいと思うんですが、イギリス、カナダ、デンマーク、イタリア、スペインなど9つの国が現在、患者負担は一切ありません。子供ももちろんですけど、患者負担はありません。フィンランド

は18歳未満まで無料でございます。さきに申し上げましたように、県や市町村段階ではこの制度は大きく広がっておりまして、子供の医療費無料化は国民的合意となっております。したがって、今、部長が申し上げられたように、国の制度として確立すべきだと、私もこのように思います。そういう点では全国の知事会などで大いに頑張っていたきたいと思います。

同時に、子供の貧困が連鎖になるなど深刻になっておりまして、国の制度を待っておられない状況であると思います。約20億円の予算は決して小さなものではございませんけど、私は財政力があるかないかの問題ではないと思います。つぶさに調べておりませんが、群馬県や鳥取県、徳島県などが、宮崎県よりはるかに財政力が高い、よいというものではないと思うんです。児童憲章、さらには児童福祉法の精神に基づいた首長の姿勢にかかるところが大きいのではないかと、このように思います。20億円というのは、一般会計全体から見れば0.3%でございます。この制度を広げることについての知事のお考えを、改めてお聞きしたいと思います。

**○知事（河野俊嗣君）** 本県の社会保障関係費が、医療・介護等の伸びで毎年数十億単位でふえ続けている状況の中で、厳しい財政運営を強いられている状況でございます。この乳幼児医療費助成制度は、乳幼児の健やかな成長と子育て家庭の経済的負担の軽減を図るものであり、重要な子育て支援策であるというふうにご考えておるところでございます。今、いろいろ御指摘がございましたような、地方が自前の財源を使って行う地方単独事業として今、ほとんど全ての自治体で行われているような状況であります。これはそもそも国の責任において全国的に行われるべきではないかという考えであ

るわけでございます。したがって、標準的な制度の枠組みの設定及び必要な財源の確保につきまして、全国知事会、または将来世代応援知事同盟などさまざまな機会を通じて、国に働きかけてまいりたいと考えております。

**○来住一人議員** この問題でもう一度、改めて知事に求めたいと思うんですけど、確かに現在、約9億円です。これを中学校卒業するまでに広げますと20億円ぐらいになりますから、10数億円新たに必要になってくるということになります。そういう点で、一気に中学校卒業するまでということまで行かなくても、例えば小学校卒業するまでとか、またはもっと小さくすれば、2年生まで、次は4年生までとか、さらに細分化して入院だけとか、そういう段階的に広げていくことを検討する考えはないか、改めてお聞きしておきたいと思っております。

**○知事（河野俊嗣君）** 先ほど答弁申し上げたところであります。大変重要な取り組みだという認識はございますが、財政の持続可能な運営ということを考えると、単独事業で行っていくのは非常に限界があるところであろうかと考えておりました。国に対して、必要な財源措置、また制度化も含めて強く求めてまいりたいと考えております。

**○来住一人議員** よろしくお願いを申し上げておきたいと思っております。

次に、土木事業についてお尋ねします。県道財部庄内安久線乙房工区、乙房小学校の正門の前が今、工事されているんですが、その乙房工区の概要と進捗状況についてお伺いをしたいと思います。

**○県土整備部長（図師雄一君）** 乙房工区につきましては、都城市の乙房小学校から乙房橋までの約700メートル区間におきまして、交通安全

対策として歩道の整備や市道乙房谷頭線との交差点の改良を行うものであり、平成23年度に事業着手したところであります。これまで用地取得を中心に事業を進めており、現在、必要となる事業用地の53%を取得しております。また、用地取得が完了しました乙房小学校付近の約100メートル区間につきましては、昨年度、工事を実施し、既に供用を開始したところであります。今後とも、地元の皆様の御協力をいただきながら、早期完成に努めてまいりたいと考えております。

**○来住一人議員** 歩道がありますけど、実際は側溝のふたが事実上歩道みたいになっておりますから、ぜひ進めていただきたいと思っております。

もう一つ街路事業で、中央西通線牟田町工区に続く区間の道路整備について伺いたと思いますが、この状況について報告を求めたいと思っております。

**○県土整備部長（図師雄一君）** 中央西通線は、都城市中心部の中町から大王町に至る都市計画道路であり、円滑な交通と安全な歩行空間を確保するため、順次、街路事業により両側に歩道を伴った道路整備を進めているところであります。これまでに国道10号交差点付近の中町地区の約70メートルの区間が完成しており、現在、牟田町工区の約240メートルの区間において用地の取得を進めているところであります。牟田町工区に続く区間につきましては、自動車や歩行者の交通の状況、沿道の土地利用、経済性などさまざまな観点から、道路の線形や幅員などの道路構造を総合的に検討しているところであります。

**○来住一人議員** この問題で最後に一言お願いをしておきたいと思っておりますが、これから買収される地域で、多分6メートル買収されるんで

すけど、これが全部町から北のほうに向かって右側だけを6メートル買収するということになりますと、仕事ができなくなるという方がいらっしやいます。ぜひ両脇にかけて買収してほしいという切実な願いを持っていらっしやる方がおります。もちろん、そういう1つの要求だけで法線が決まったりするものではないことは理解をいたしておりますけど、そういう方がいらっしやるということを考えていただきたいということをお願いして、私の質問を終わります。ありがとうございました。(拍手)

○星原 透議長 以上で午前の質問は終わります。

午後は1時再開、休憩いたします。

午前11時37分休憩

---

午後1時0分開議

○星原 透議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、満行潤一議員。

○満行潤一議員〔登壇〕(拍手) とうとうトリとなりました。満行潤一です。4年ぶりに戻ってまいりました。この4年間支えていただいた地元の皆さんに、本当に感謝を申し上げたいと思います。知事の提案理由説明では、都城盆地に関しての言及は、県内の高速道路整備に関連し、「都城志布志道路の全線開通」の10数字でありました。大変寂しい思いもしましたが、それにめげず質問をさせていただきたいと思います。4年ぶりであります。質問も答弁にも、焦らず、急がずやっております。

災害に強い安心・安全なまちづくりについてであります。

4年前の3月に東日本大震災が発生し、その4月に県議選が行われ、落選をしました。毎日

都城にいるわけでありますから、断る理由もなく、公民館の役員、ボランティアの役員等を引き受けさせていただきました。また、その年の8月に、宮城県の石巻市福祉避難所の運営支援にボランティアとして行く機会をいただきました。復興途上にある被災地に、8日間という短い時間ではありましたが、ボランティアとして携われたことは、意義深いものでありました。避難所での被災者との交流を通じ、災害時の避難というのは本当に難しいのだというのを実感したところであります。海岸線に住み、今年度も毎年のように地震・津波の避難訓練に参加をしながら、実際の災害時には、今度も大丈夫だと勝手に判断をして避難しない高齢者が多数犠牲になった現実がありました。翌年には、地域の自主防災隊隊長という役割もあり、防災士の研修を受講し、防災士認証を受け、宮崎県防災士ネットワークの一員として、県内の仲間と防災知識の普及活動に参加しているところであります。

まず、南海トラフ巨大地震の後方支援のあり方についてお尋ねいたします。東日本大震災は、それまでの想定をはるかに超える甚大な被害をもたらし、それを教訓に、国は、あらゆる可能性を考慮した巨大地震・津波を想定した南海トラフ巨大地震を想定し、その対応を行っております。政府は、人命救助に向けた応援部隊派遣や救援物資輸送の方針を定めた応急対策活動計画を3月30日にまとめました。それによれば、全国から自衛官や警察官、消防士で構成する最大13万7,000人を、おおむね3日以内に被災地に派遣することが柱となり、本県や静岡など10県を重点支援対象に位置づけ、食料や毛布などは、被災地からの要請を待たずに緊急輸送するとしています。これ以外の37都道府県は、

地震発生後に可能な限り警察官や消防士らを出動させる。自衛隊も直ちに活動を展開。救援物資については、発生から3日間は家庭や自治体の備蓄で対応してもらうことを原則とし、4日目以降の食料や毛布、粉ミルク、おむつなどが迅速に被災地に届くようにする。全国のDMATも被災地からの要請を待たず出動するとなっております。

今議会開会前に、東日本大震災の後方支援で有名になった岩手県遠野市に会派視察にお伺いいたしました。遠野市長の前職は県の防災担当課長であったようであります。平成19年度から、選挙公約であった後方支援拠点施設整備構想を導入し、自衛隊、医療機関、住民等と訓練してきた。大震災発生直後から全国の支援部隊を受け入れることが可能であったのは、ふだんからの備えがあつてのことと理解ができました。この具体的な応急対策活動に関する計画を受けて、本県ではどのような対応を考えているのか、知事にお伺いをいたします。

以下、質問者席で行います。(拍手)〔降壇〕

○知事(河野俊嗣君)〔登壇〕 お答えします。

南海トラフ巨大地震に対する県の対応であります。本年3月に国が定めました「南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画」、いわゆる具体計画では、救助・消火活動、医療活動、物資調達の内容等が定められております。この計画は、国が実施する応急対策が主な内容となっておりますが、県としましては、これを受けて、支援が被災地に確実に届くよう、より詳細なものにしていく必要があると考えております。例えば、警察、消防の広域応援部隊の進出拠点につきましては、具体計画で

は、西階総合運動公園など県内4カ所が定められておりますが、県では、これらの部隊の被災地までのルートを検討することとしております。また、国からの支援物資の集積拠点につきまして、具体計画では、都城トラック団地協同組合と高千穂家畜市場が定められておりますが、県では、これらの物資の被災地への輸送方法を検討する必要があるものと考えております。今後、国、市町村と連携し、対策が確実に実施できるよう、その体制づくりを進めてまいりたいと考えております。以上であります。

〔降壇〕

○満行潤一議員 国の計画による後方支援拠点の位置づけについてお伺いをいたします。南海トラフ巨大地震の後方支援として、内陸部である都城市長は、沿岸部の市町村に支援を行う「バックアップシティ」というのを提唱されているわけですが、広域的な応援体制をどうするのか、疑問も残ります。当然、想定される巨大地震は、内陸部にも大きな被害が想定をされているわけで、どのような水平支援が可能か、大変危惧しております。自治体の余裕があれば、他の被災地域へ支援に赴くというのが基本だと思います。県は市町村間の支援についてどのように考えているのか、関係部長、お願いいたします。

○危機管理統括監(金丸政保君) 本年2月に、都城市を中心に、県南部の10の市と町で、南海トラフ巨大地震等の大規模災害対策に関する協議会が設置され、内陸部から沿岸部に対する支援のあり方について検討をされております。南海トラフ巨大地震の被害想定によりますと、津波による沿岸部の被害が甚大でございますが、内陸部も地震による被害を受けますので、この協議会では、その対応もあわせて議論

を進めていく必要があるものと考えております。県といたしましては、このような課題を含めて協議会に対し助言を行うとともに、ことし8月の県南地域で実施いたします県総合防災訓練においても、検証してまいりたいと考えております。

**○満行潤一議員** どの自治体も市町村合併によって職員数も大きく減少しています。都城市もその例外ではありません。合併前に比べて300数十名という職員が削減をされ、今、都城市の職員の3分の1は臨時・パートという職場となっています。消防職員の数も国の基準を大きく下回っているはずであります。県内、消防本部・局が10ありますが、ここでは、宮崎市、延岡市、都城市の各消防職員の充足率をお伺いいたします。

**○危機管理統括監（金丸政保君）** 消防職員の充足率につきましては、消防車両の現有台数に対して消防職員が何人必要かということをもとにして、消防庁が定めているものであります。この充足率につきましては、3年ごとに調査が行われており、平成24年4月1日現在で、宮崎市消防局が93.6%、都城市消防局が58.1%、延岡市消防本部が72.7%となっております。

**○満行潤一議員** 宮崎市が大分伸びているということで、ほぼ国の基準に近い状況というのがわかります。延岡72.7%、都城は58.1%、これで本当に後方支援、水平支援ができるのか、非常に不安なところであります。当然、消防は第一線で頑張っていただかなければなりません。県におきましても、ぜひ、この各消防本部を、国の定める充足率に近くなるよう指導をお願い申し上げたいと思います。

危険空き家対策についてお伺いいたします。地震や風水害の緊急時に大きな阻害要因となる

空き家も、住宅密集地に多数存在します。日常生活を送る上でも、環境衛生上の問題や、隣の瓦や壁等の落下や倒壊の心配、樹木等の隣家への侵入など、私たちもたびたび相談を受けています。それを受けてとは思いますが、「空き家等対策の推進に関する特別措置法」が先月、全面施行となりました。本県における特措法が想定する空き家対策の現状と今後の課題について、お伺いいたします。

**○県土整備部長（図師雄一君）** 国が5年ごとに実施をしております住宅・土地統計調査によりますと、平成25年10月1日時点で、県内の空き家は、転勤や入院などにより一時的に空き家となっているものを含めまして約7万4,000戸となっており、住宅総数に占める割合は13.9%で、増加する傾向にあります。このような中、本年5月に、「空き家等対策の推進に関する特別措置法」が全面施行され、今後、長期間使用されていない空き家について詳細な実態調査を行い、空き家の適正な管理や利活用を促進するなどの空き家対策に取り組んでいくこととなります。これらの対策の実施に当たりましては、防災や衛生面などで地域の生活環境に深刻な影響を与える「特定空き家」の判断基準の設定や、空き家の所有者の特定など、多くの課題があると考えております。

**○満行潤一議員** この危険空き家対策は、どの自治体も対応に苦慮していると思います。この特措法における県と市町村の役割はどのように考えておられるのか、再度質問いたします。

**○県土整備部長（図師雄一君）** 空き家対策の実施主体である市町村につきましては、空き家等に関する対策を総合的かつ計画的に実施するための実施計画を策定し、空き家の実態調査の実施や利活用の促進を図るほか、特定空き家の所

有者に対して、指導、勧告、命令などを行い、所有者が改善措置を講じない場合には、強制執行もできるとされております。県といたしましては、市町村が行うこれらの空き家対策の円滑な推進が図れますよう、市町村に対して、空き家対策に係る情報の提供や広域的な連絡調整、空き家の実態調査の具体的な方法を示すなどの技術的な助言、その他必要な支援を行ってまいりたいと考えております。

○満行潤一議員 次に、都城警察署の建てかえについてお尋ねいたします。都城警察署の新庁舎整備計画についてお尋ねしたいわけですが、このことについては、初当選した16年前から毎年のように、中には年に2回も質問をしてまいりましたが、この間、西都市に越され、日向、延岡、えびのと進んできましたが、一向に都城警察署の整備計画が見えておりません。昭和32年建築、それから増設を重ねて今日まで来ましたが、とうとう日本最古の警察署となりました。警察本部長の見解をお尋ねいたします。

○警察本部長(坂口拓也君) 都城警察署につきましては、築後58年が経過し、老朽化が進んだ警察署となっておりますが、平成9年度に耐震補強を行いまして、防災活動拠点としての機能が果たせるよう、必要な措置をとらせていただいております。また、狭隘化への対応として、昭和55年度と平成13年度には増築を行い、必要な事務室等を確保している状況でございます。県警察としましては、県下13警察署の建てかえの考え方として、治安基盤及び防災活動拠点としての機能を十分発揮できる施設整備を目指し、厳しい財政状況下ではございますが、機能低下の著しい警察署から順次整備をしていくという方針で臨んでいるところであり、どうぞ御理解をお願いいたします。

○満行潤一議員 日本一というのは何でもすばらしいものなので、大事にしないといけないと思うんですね。考えようによっては、都城警察署に「日本最古の警察署」という看板を立てて観光資源にするとか、そういうこともあるかなと思います。本部長に聞くのも酷な話で、さきの答弁で、交番・派出所にAEDが設置できない財政状況という答弁もいただきましたから、当分無理なのかなと諦めてはおりますが、災害拠点最重要施設であります。ぜひ早急な建てかえを切にお願いします。知事、副知事、総務部長、危機管理統括監、財政課長、ぜひ都城警察署を見てください、どういう状況なのか。本当に大変な状況ですので、よろしく願い申し上げたいと思います。要望してまいります。

次に、県内の消防非常備町村の今後についてお尋ねいたします。西臼杵3町に広域消防本部が設置され、長年の課題だった常備消防が配備されました。県内新設は西諸地区以来43年ぶりになるそうです。いよいよ非常備地区は4町村となりました。消防職員がいないこの地域では、救急車に役場の職員や委託を受けた搬送業者が1名から3名乗車して現場へ出動しています。また、地域によっては、近くの医療機関から看護師や医師が搭乗して出動しています。もし、週末などその地域に医師が1名しかいないときに、重症患者を他の高次医療機関へ搬送すると、往復4～5時間かかるため、その間は医療の空白地帯ができてしまいます。これらを考えても、宮崎県でドクターヘリが運航されるようになったことは大きな前進だと思います。しかし、非常備のままだと急患の救急搬送など、大きな課題が残ります。県は今後どのように考えておられるのか、お伺いいたします。



○危機管理統括監（金丸政保君） 消防の常備化につきましては、平成19年度に県が作成いたしました宮崎県消防広域化推進計画に基づき、県内の広域消防体制の構築を進める中で、非常備町村の解消が検討されてまいりました。当時非常備であった7町村では、近隣の消防本部への委託や、広域事務組合の設立などの検討が行われてきたところであり、このうち、西臼杵郡の3町につきましては、本年4月に常備化が実現いたしました。残りの4町村につきましては、地理的・財政的な理由により難しいということで、現在、常備化に向けた動きは見られないところがございます。なお、美郷町では民間の救急救命士を活用するなど、それぞれの町村で工夫して、救急搬送等の課題に取り組まれておりますが、県では、引き続き常備化に向けた働きかけを含め、必要な助言を行ってまいりたいと考えております。

○満行潤一議員 あと4つですね、ぜひよろしくお願ひ申し上げたいと思います。

次に、救急搬送の急増対策についてであります。全国的に救急車の出動件数がふえております。昨年、2014年の全国の救急出動件数は598万件、5年連続で過去最多を更新しています。消防庁は、高齢化に伴い、お年寄りのけが人や病人がふえたことが要因だと見ているようであります。しかし、タクシーがわりに使ったり、順番待ちをしないで早く診てもらえるといった不適切な救急車利用を繰り返す常連がいるのも現実であります。宮崎市消防局管内で見ると、年間1万5,000人を超えております。管内の人口43万人で割ると、実に29人に1人が救急搬送された計算になります。すごい数です。出動の増加は、一刻を争う急患の搬送のおくれを招きません。救急搬送の急増の原因と今後の対策をお伺

いいたします。

○危機管理統括監（金丸政保君） 本県における平成25年の救急出動件数は、4万1,726件となっており、これを10年前と比較いたしますと7,529件、22%の増、5年前と比較いたしますと4,831件、13%の増となっております。増加の要因は、高齢化の進展が主なものと考えられますが、そのほかに、医療の高度化・専門化に伴う転院搬送や、結果的には救急車を呼ぶ必要がなかった軽症のケースが多くなったことが考えられます。このため県では、ホームページや県政テレビ番組により、救急車の適正利用を呼びかけるとともに、傷病者を搬送する業務を行っておりますタクシー会社などの民間の事業者がありますので、その利用促進について啓発を行っております。さらに、各消防本部においても、広報紙や救急の日のイベントなどを活用して啓発に取り組んでおります。

○満行潤一議員 ぜひ、的確な利用を求める取り組みをいただきたいと思います。

次に、救急科専門医の確保についてお伺いをいたします。25年1月現在、県内の救急科専門医の資格を持つ医師の数は19人、全国ワースト5と、ある論文で読みました。宮崎大学にドクターヘリが配備されてから、救急医、救急医療の研修医が大きく増加したようであります。診療科の偏在、県央地区への偏在、この現実には救急科専門医に限りませんが、救急医の養成・確保は喫緊の課題であります。病院前救急診療から初期・2次・3次救急まで対応できる、いわゆる地域総合救急医の養成が急がれます。本県の救急科専門医の養成・確保の取り組みについて、お伺いいたします。

○福祉保健部長（桑山秀彦君） 本県の平成27年1月現在での数字を申し上げますと、日本救

急医学会の救急科専門医として25名の医師が登録されております。県では、平成22年度から、宮崎大学救命救急センターの総合救急医育成研修プログラムなどを支援しているところであります。平成25年度には2名、26年度と27年度はそれぞれ3名の後期研修医の入局があったと伺っております。今後とも、宮崎大学や関係機関と連携して、救急科専門医の養成・確保に加えまして、県内定着を図ることで、県民が安心できる救急医療体制の充実に取り組んでまいりたいと考えております。

**○満行潤一議員** 宮崎大学の後期研修医の養成も進んでいるということでもあります。それプラス、今おっしゃった定着もぜひ進めていただいて、救急医の増員をぜひとも図っていただきたいと思っております。

次に、県西部の救命救急センター設置について伺います。急性心筋梗塞、脳卒中、頭部外傷、重篤な患者など、2次救急で対応できない複数診療科領域の重篤な患者に対し、高度な医療技術を提供する3次救急医療施設を「救命救急センター」と呼んでいます。昨年2月現在、全国266カ所、都道府県が策定する地域医療計画に基づき指定を行うとされています。本県の救命救急センターは、延岡、宮崎、清武と3カ所です。これまで、設置基準は人口100万人に1つと理解してきましたが、この基準でいけば、本県は既にその基準をオーバーしていることになります。ところが、全国的に2次救急施設数はほとんど変化がないのに、救命救急センターは確実に増加をしています。例えば、佐賀県は人口86万人、面積は本県の3分の1以下なのに、救命救急センターは4施設あります。救命救急センター設置における本県の考え方をお伺いいたします。

**○福祉保健部長（桑山秀彦君）** 救命救急センターは、24時間体制で県内の重篤な患者に広域的に対応する高度な医療施設でありますことから、厚生労働省が定めた医師等の人員配置、施設及び設備の基準等に適合しますとともに、本県の医療計画に位置づける必要がございます。本県には3つの救命救急センターがございますが、まず、昭和59年に設置されました県立宮崎病院は、「おおむね人口100万人に1カ所を設置する」という当時の国の方針に基づくものであります。また、平成10年に設置されました県立延岡病院は、「最寄りの救命救急センターへのアクセスにおおむね60分以上を要する地域における拠点」として整備されたところでございます。また、平成24年に設置されました宮崎大学医学部附属病院は、本県でのドクターヘリの導入に伴いまして、「その基地病院は、救命救急センターでなければならない」との国の基準に基づき、整備されたものでございます。

**○満行潤一議員** 地域救命救急センターというのがよくわからないんですが、佐賀県にも地域救命救急センターというのが2つあります。これまでの救命救急センターと何が違うのか、再度お伺いいたします。

**○福祉保健部長（桑山秀彦君）** 地域救命救急センターとは、厚生労働省の救急医療対策事業実施要綱によりますと、救命救急センターと同様に重篤な患者を24時間体制で受け入れ、高度な医療機能を有するものの、必要とされる専用病床の数が少なく、最寄りの救命救急センターへのアクセスにおおむね60分以上を要する地域において設置できるとされております。

**○満行潤一議員** 距離的要因もあるということでもあります。余りにも本県の救命救急センターの地域偏在は激しいと。ぜひ、県西部にも、地

域型でもいいんですが、救命救急センターが設置できないものか、知事にお伺いいたします。

**○知事（河野俊嗣君）** 県西部におきましては、都城市郡医師会病院が本年4月に移転・新築をしまして、医療拠点としての機能向上や、重症患者等のドクターヘリによる搬送体制も確立されたところでありまして、これにより、地域における救急医療体制のさらなる整備・充実が図られたものと考えております。お尋ねの救命救急センターにつきましては、佐賀が4カ所という御指摘であります。隣の鹿児島、熊本、長崎あたりも3カ所というような状況であり、必ずしも本県が少ないということではございませんが、この設置については、多様化・高度化する救急医療に対する需要というものを踏まえるとともに、国の整備基準や設置主体の問題、また、各医療圏における重症患者数の動向や搬送状況などをもとに、医師会等の関係団体や医療関係者の皆様とも十分協議しながら、検討されるべきものと考えております。

**○満行潤一議員** 距離的要件というのは大きいと思うんですね。延命率とか考えれば、1分1秒でも近いところにいたほうが良いというのは当然であります。また、今、知事が言及されました、当然、受ける側の実情もあります。どこかに受けてもらわないといけないという現実があります。しかし、理想的には、県南・県西部にやはり1つは設置していただきたい。この問題につきましては、今後ともお願いをしていきたいと思っております。

ドクターヘリ運用の今後の課題についてお伺いをいたします。満行は落ちたが、ドクターヘリは飛んだと、地元ではそのようにやゆされております。ことしの4月現在では、全国37道府県に45機のドクターヘリが配備をされていま

す。当面、各都道府県に少なくとも1機、さらに、本県みたいな山間僻地や離島を抱える都道府県は、複数の配備が急がれます。既に、北海道は4機、青森県、千葉県、静岡県、兵庫県が2機配備となっております。宮崎県ドクターヘリも運航開始から4年を経過し、確実にその成果を上げています。何よりも、1分1秒を争う急病者に救急医の早期のアプローチが可能となり、延命率の向上や予後の早期回復など、劇的な成果が図られています。

さて、今回は、救急隊が搬送する患者とドクターヘリが落ち合うランデブーポイントについて伺います。ホームページを見ますと、現在のランデブーポイントは250カ所ぐらいであります。せめて500カ所ぐらいにはふやすべきではないかと思いますが、いかかでしょうか。

**○福祉保健部長（桑山秀彦君）** お尋ねのランデブーポイントにつきましては、最新の数字であります平成27年6月現在で、425カ所となっております。平成24年のドクターヘリの就航当初より146カ所ふえておりまして、県内市町村と連携して適地の確保に努めているところでございます。

**○満行潤一議員** 着実にふえているということは理解できました。さらなる場所の設置をお願いしたいと思います。

ドクターヘリの運航回数が増加をし、消防の負担が増しているのではないかと心配をします。ドクターヘリの離発着時には、救急隊以外に消防隊の先遣隊が、安全確保のために出動しなければならなくなっているようですが、現状はどうなのでしょう。

**○福祉保健部長（桑山秀彦君）** ドクターヘリの離発着に際しまして、関係する消防機関は、ランデブーポイントへの人の立ち入り制限や、

ヘリの離発着に伴います飛散物・砂じん等の巻き上げによる周辺への被害防止等の安全確保措置をとることが、宮崎県ドクターヘリ運航要領に規定されているところでありまして、消防の皆様には、ドクターヘリによる救急搬送に対する御協力をいただいているものでございます。

**○満行潤一議員** そうなんでしょうが、特に、宮崎病院のある宮崎市は大変な負担だろうと思いますので、その軽減策をぜひ今後とも考えていただきたいと思っています。

ドクターヘリ、少しずつふえてはきましたが、全国的には、私は、理想的には80機ぐらいが望ましいと思っています。その80機の根拠は、日本とほぼ同じ国土面積のドイツが80カ所、九州と同じぐらいのスイスには13カ所の拠点があります。近いうちに本県も2機体制を展望しなければなりません、今後またこの問題については質問していきたいと思っています。

次に、無医地区における医療提供体制について伺います。無医地区の定義は、「医療機関のない地域で、当該地区の中心的な場所を起点として、おおむね半径4キロの区域内に50人以上が居住している地区であって、かつ容易に医療機関を利用することができない地区」となっており、直近の統計では、本県に14地区あるとなっています。無医地区の医療の確保について、現状をお伺いいたします。

**○福祉保健部長（桑山秀彦君）** 本県の無医地区は、平成26年10月現在で、6市町村14地区となっております。無医地区を初め、僻地におきましては、住民の高齢化等により、通院のための交通手段の確保が課題でありますことから、市町村において、最寄りの公立病院等までのコミュニティバスや乗り合いタクシーの運行を行っておりますほか、公立病院等

からの訪問診療も実施しているところでございます。また、県におきましても、県医師会や日本赤十字社宮崎県支部の協力をいただきながら、僻地診療所への医師派遣や無医地区巡回診療を行っているところでございます。

**○満行潤一議員** 統計では、無医地区が年々減っているということにはなっていますが、これは、医療関係からのアプローチやフォローが広がったわけではなく、統計対象地区となる集落の人口が50人を切ったと、そういうので対象外になって無医地区が減っている。統計上はそうじゃないのかなと思います。統計による無医地区に限らず、津々浦々の集落まで医療の手が届きますよう、さらなる県の御努力をお願い申し上げます。

感染症対策についてであります。災害時の感染症対策は重要です。特にボーダーレスの現代、日常でもその対策は重要です。1類感染症に指定されるエボラ出血熱対策として、宮崎空港に検疫官が増員されたと報道されています。今また中東や韓国など世界25カ国で、2類感染症であるMER S コロナウイルス患者が発生し、感染者が約1,300人、450人以上が死亡しています。MER S コロナウイルスは、2012年に初めての患者が確認された新しい感染症です。2003年に世界中で流行したSARSと仲間のコロナウイルスであります。エボラ、MER Sに限らず、次には新たな感染症が国内で発生するかもしれません。本県の新たな感染症の発生に備えての取り組みについて、お伺いいたします。

**○福祉保健部長（桑山秀彦君）** エボラ出血熱やMER S等の新たな感染症の発生に備えまして、県では日ごろから、医療機関や検疫所、消防などの関係機関と情報の共有を図りますとと

もに、研修会や防護服の着脱訓練、患者の搬送訓練などを行っております。また、県民の皆さんに対しましては、ホームページ、マスメディア等を活用しまして、感染症の発生状況や予防等に関する情報の提供、啓発に努めているところでございます。さらに、県庁内に感染症危機管理対策本部会議を設置しまして、庁内全体での情報共有や、発生時には迅速に対応できる体制を整えているところであります。今後とも、新たな感染症の発生に備えまして、より一層の体制強化を図ってまいりたいと考えております。

**○満行潤一議員** 今、韓国の状況を見て、初動対応の大事さ、重要さを切に感じるわけであり、この初動を間違わないように、ぜひ県としてもリードいただきたいと考えております。

次に、再生可能エネルギーについてお尋ねをいたします。再生可能エネルギーの固定価格買い取り制度が2012年7月から始まり、法律によって10年、20年の買い取り価格が保証され、電力会社はその全量を購入することが法律に明記されています。しかし、この固定価格買い取り制度が導入されても、太陽光発電以外は実績が伸びていないように感じます。本県の現状と課題についてお伺いします。

**○環境森林部長（大坪篤史君）** 再生可能エネルギーの県内での導入につきましては、昨年度末現在、発電で66万キロワットとなっております。このうち、太陽光発電が56万キロワットと全体の85%を占めまして、残りの10万キロワット、15%が太陽光以外となっている状況であります。内訳としましては、バイオマス発電が9万キロワット、小水力発電が1万キロワットとなっており、現在導入されていない風力発電につきましても、複数の計画が進められていると

ところであります。このような中、バイオマス発電施設への安定的な燃料の供給ですとか、風力発電施設の建設に向けた環境アセスメントの実施等が課題となっている状況ですので、県としましても、今後とも、こういった課題にしっかりと取り組みながら、本県の地域特性を生かした再生可能エネルギーの導入促進に努めてまいりたいと考えております。

**○満行潤一議員** 今聞きまして、予想以上にバイオマスとか小水力が健闘しているなど。風力、地熱は今のところ実績ゼロということみたいであります。ぜひ、バランスよい再生可能エネルギーの普及についてお願いをしたいと思います。

もう一件、太陽光発電についてであります。昨年9月24日、九州電力は、再生可能エネルギー発電設備に対する系統連系申し込みへの回答をしばらく保留する旨、公表いたしました。九州電力が、太陽光発電がふえ過ぎてこれ以上送電線に乗せられないと、新規買い取りを突然ストップしたわけであり、これが全国に波及をし、大きな問題となりました。法律では全量買い取りの義務があるのに、法施行2年に満たない状況で早々と、この計画が破綻すると。昨年12月には系統連系接続申し込みの回答を再開はしましたが、回答再開の条件として、無補償での期限を切らない出力抑制の条件をつけております。太陽光発電は、地域の電気工事屋でも施工できる地域経済波及効果の高い事業だと思います。このごたごたで、すっかり新規事業への熱も冷めた感があります。国の設備認定はあるのに、九州電力の連系対応待ちで事業がストップしている状況は、どのぐらい県内にあるのか、わかれば教えてください。

**○環境森林部長（大坪篤史君）** 九州電力によ

りますと、本年4月末現在の太陽光発電の申込件数は、累計で約5万8,000件となっております。このうち、接続済みまたは接続が確実なものが約4万5,000件、残りの1万3,000件が接続に向けて検討中ということであります。また、ことしの2月から5月末までに事業者から辞退の届け出があったものにつきましては、約1,200件であると伺っております。

**○満行潤一議員** 電気自動車の充電装置についてお尋ねをいたします。16年前は、議員の車はトヨタクラウンが一番多かったわけです。今は、プリウス、SAIなどハイブリッド車がトップとなっています。環境に優しく、燃費のよい自動車が好まれる時代となりました。県庁前広場の電気自動車急速充電装置に目がとまりました。県企業局のシールが張ってありますが、企業局から総合政策課、そして環境森林課に所管がえになったそうであります。また、近ごろ、コンビニやスーパーでも見かけるようになった電気自動車の充電スポットであります。県内ではどのくらい設置されているのか、お伺いいたします。

**○環境森林部長（大坪篤史君）** 電気自動車専用充電器の整備状況につきましては、県が把握している範囲で申し上げますと、5月末現在、2つタイプがございまして、1つ目の急速充電器というものが、道の駅やコンビニエンスストア、銀行などで80基、それからもう一つ、普通充電器が、ホテルや旅館などで28基、合計で108基となっております。さらに、整備計画中のものを加えますと、今年度中には、急速充電器が95基、普通充電器が67基、合計で162基となる見込みであります。電気自動車は、走行中に排気ガスを出さないなど、環境に優しい自動車ありますので、引き続き、国や関係機関等とも

連携しながら、この充電器の整備促進を図ってまいりたいと考えております。

**○満行潤一議員** この充電スポット、最初は、設置費用は全額、国の補助金で賄えたようではありますが、現在は3分の2の補助と聞いています。県の補助金を出して充電スポットの整備を図る考えはないか、再度お尋ねいたします。

**○環境森林部長（大坪篤史君）** この充電器の導入支援策としましては、購入費の3分の2、それと、工事費の一定額を助成する国の補助制度がありますので、県としましては、その活用について、市町村や事業者等に積極的に情報提供を行いながら、整備促進を図ってまいりたいと考えておるところであります。

**○満行潤一議員** 次に、学校の防災教育・訓練についてお伺いいたします。東日本大震災の発生時刻が午後2時46分ということで、大半の子供たちが学校にいて、多くの犠牲が出たとされていきました。学校での防災教育・訓練の重要性を教えてください。自分の命を守るためにどのような行動をとるべきなのか、発達段階に応じた正しい判断、行動ができる児童生徒を育てていくことが肝要だと思います。学校での防災教育、防災訓練の状況をお尋ねいたします。

**○教育長（飛田 洋君）** 防災教育を進める上で大切なことは、いつ、どこで災害が発生しようとも、児童生徒がみずから命を守ることができるようにすることだと考えております。そこで、現在、県内では全ての学校において安全計画を作成し、実践的な防災教育に取り組んでおります。具体的には、従来の避難訓練に緊急地震速報を取り入れ、地震到達までの数秒間でどのような行動をとるのかという判断をさせる工夫や、消防団や自治会等と連携した地域ぐるみでの訓練を行っております。また、県教育委員

会でも、これからの地域防災に貢献できる人材を育成するため、高校生に対し、災害発生を想定した避難所運営訓練などを実施しており、参加した高校生が防災リーダーとして各学校の取り組みを進めております。

**○満行潤一議員** いろいろ進めていただいているようで、ありがとうございます。でも、地震、風水害、土砂災害、それぞれ対応が違うわけでありまして。学校での防災教育授業では、ハザードマップ作成や図上訓練なども行っていただきたいと思います。そこで、防災士の資格を持つ教職員の人数はどれぐらいなのか、お伺いいたします。

**○教育長（飛田 洋君）** 防災教育を推進するためには、各学校に核となる教職員を養成しておく必要があると考え、県教育委員会では、平成24年度と25年度に防災教育指導者養成研修会を実施し、県内の教職員の中から345名の防災士の有資格者を養成いたしました。今後とも、教職員の防災士資格の取得については積極的に啓発を行うとともに、資格取得に意欲のある職員が研修等に参加しやすい、そういう配慮をするよう、各学校を指導してまいりたいと考えております。

**○満行潤一議員** 345名いらっしゃるということですが、人事異動がありますので、適正な配置をお願い申し上げたいと思いますし、引き続き防災士養成にぜひ御努力いただきたいと思います。学校だけでは児童生徒は守れない。それは今、教育長もおっしゃいました。地域との連携が何よりも重要だと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

最後に、少人数学級の現状と課題についてであります。

都城市と合併した旧高崎町内には、「子ども

は地域の宝」と書かれた看板が多数立っています。まさに子供は地域の宝です。子供たちは、未来を信じ、立派な社会人になることを夢見て日々勉学に部活に頑張っています。しかし、その家庭環境は、経済的問題など大きく変化しています。子供一人一人の個性をしっかりと把握し、きめ細かな指導を行うためには、少人数の学級編制が必要です。財務省は、小学校1年生で実施している少人数学級の効果が見えない、予算措置をやめるとアナウンスしていましたが、今年度は従前どおり予算措置されました。財務省はそう言っても、私たち素人が考えても、40人クラスより25人、30人クラスのほうがきめ細かな指導ができることは十分わかります。現在、本県では、小学校1年生・2年生、中学校1年生に少人数学級制を実施していただいておりますが、学校現場の並々ならぬ努力で実現しています。しかし、もうそれも限界です。小学校、中学校、高校までも少人数学級制を導入するよう、強く国に働きかけるべきではないかと思いますが、教育長、いかがでしょうか。

**○教育長（飛田 洋君）** 本県の少人数学級については、今御紹介もありましたように、小学校1・2年生、中学校1年生に導入しております。学校からは、「授業につまずく子供が減った」「配慮を要する子供に細やかな対応ができるようになった」などの声が寄せられており、その教育効果は高いものがあると考えております。少人数学級の充実について、私もみずから文部科学省を訪問し、お願いしますという要望を行うとともに、全国都道府県教育長協議会等を通じて国に働きかけを行っているところであります。それから、この間、財務省のいろんな動きを捉まえて、その動きに呼応して、6月10日に

は、九州地方教育長協議会として緊急に、文部科学省や財務省などに対して、少人数学級の実施のために活用している加配定数の確保及び拡充について、要望を行ったところであります。今後とも、さまざまな機会を捉えて、少人数学級等の指導体制の充実に向けて、教職員定数の改善や、必要となる財源の措置などを、国に対し強く要望してまいりたいと考えております。

○満行潤一議員 ありがとうございます。隔世の感があるなと思います。教育委員会に質問すると、「効果が上がるというデータがありません」と、そういう時代もありました。しかし、今しっかり教育長が、効果があると認識され、お答えもいただきましたので、ぜひ、みんなで力を合わせて頑張っていきたいと思っております。

子育て世代の賃金の低下や非正規雇用の拡大、子供の貧困、本当に多くの問題が今、山積をしています。この負の連鎖を断ち切るために、公教育の役割は大きなものがあると思えます。子育てが終わったと思えば、孫の面倒を見るときが私にもやってまいりました。戦争のない平和な日本、安心・安全な地域で健やかに育ててほしいと切に願っているところであります。

以上で私の質問を終わります。ありがとうございました。(拍手)

○星原 透議長 以上で一般質問は終わりました。

---

○星原 透議長 次に、今回提案されました議案第1号から第19号まで及び報告第1号の各号議案を、一括議題といたします。

質疑の通告はありません。

---

### ◎ 議案第19号採決

○星原 透議長 まず、人事委員会委員の選任の同意についての議案第19号について、お諮りいたします。

本案については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会の付託を省略して直ちに審議することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○星原 透議長 御異議ありませんので、そのように決定いたしました。

討論の通告はありません。

これより採決に入ります。

議案第19号についてお諮りいたします。

本案については同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○星原 透議長 御異議なしと認めます。よって、本案は同意することに決定いたしました。

---

### ◎ 議案第1号から第18号まで及び報告第1号並びに請願委員会付託

○星原 透議長 ここで、議案第1号から第18号まで及び報告第1号の各号議案並びに新規請願は、お手元に配付の付託表のとおり、それぞれ関係の委員会に付託いたします。

あすからの日程をお知らせいたします。

あす24日から30日までは、常任委員会、特別委員会等のため、本会議を休会いたします。

次の本会議は、7月1日午前10時開会、常任委員長の審査結果報告から採決までであります。

本日はこれで散会いたします。

午後1時54分散会



7月1日（水）

# 平成 27 年 7 月 1 日 (水曜日)

午前 10 時 0 分開議

## 出席議員 (39 名)

1 番	有 岡 浩 一	(愛みやざき)
2 番	重 松 幸次郎	(公明党宮崎県議団)
3 番	来 住 一 人	(日本共産党宮崎県議会議員団)
4 番	渡 辺 創	(県民連合宮崎)
5 番	岩 切 達 哉	( 同 )
6 番	右 松 隆 央	(宮崎県議会自由民主党)
7 番	二 見 康 之	( 同 )
8 番	清 山 知 憲	( 同 )
9 番	島 田 俊 光	( 同 )
10 番	日 高 博 之	( 同 )
11 番	野 崎 幸 士	( 同 )
12 番	日 高 陽 一	( 同 )
13 番	星 原 透	( 同 )
14 番	西 村 賢	(無所属の会)
15 番	凶 師 博 規	(愛みやざき)
16 番	河 野 哲 也	(公明党宮崎県議団)
17 番	前屋敷 恵 美	(日本共産党宮崎県議会議員団)
18 番	田 口 雄 二	(県民連合宮崎)
19 番	高 橋 透	( 同 )
20 番	中 野 一 則	(宮崎県議会自由民主党)
21 番	横 田 照 夫	( 同 )
22 番	押 川 修 一 郎	( 同 )
23 番	宮 原 義 久	( 同 )
24 番	黒 木 正 一	( 同 )
25 番	松 村 悟 郎	( 同 )
26 番	後 藤 哲 朗	( 同 )
27 番	徳 重 忠 夫	(無所属クラブ)
28 番	新 見 昌 安	(公明党宮崎県議団)
29 番	太 田 清 海	(県民連合宮崎)
30 番	満 行 潤 一	( 同 )
31 番	井 上 紀 代 子	( 同 )
32 番	緒 嶋 雅 晃	(宮崎県議会自由民主党)
33 番	山 下 博 三	( 同 )
34 番	丸 山 裕 次 郎	( 同 )
35 番	外 山 衛	( 同 )
36 番	坂 口 博 美	( 同 )
37 番	蓬 原 正 三	( 同 )
38 番	井 本 英 雄	( 同 )
39 番	中 野 廣 明	( 同 )

## 地方自治法第 121 条による出席者

知 事	河 野 俊 嗣
副 知 事	稲 用 博 美
副 知 事	内 田 欽 也
総 合 政 策 部 長	茂 雄 二
総 務 部 長	成 合 修
危 機 管 理 統 括 監	金 丸 政 保
福 祉 保 健 部 長	桑 山 秀 彦
環 境 森 林 部 長	大 坪 篤 史
商 工 観 光 労 働 部 長	永 山 英 也
農 政 水 産 部 長	郡 司 行 敏
県 土 整 備 部 長	凶 師 雄 一
会 計 管 理 者	舟 田 美 揮 子
企 業 局 長	四 本 孝 一
病 院 局 長	渡 邊 亮 一
財 政 課 長	阪 本 典 弘
教 育 委 員 長	島 原 俊 英
教 育 長	飛 田 洋 夫
公 安 委 員 長	佐 藤 勇 夫
警 察 本 部 長	坂 口 拓 也
代 表 監 査 委 員	高 橋 博
人 事 委 員 長	村 社 秀 継

## 事務局職員出席者

事 務 局 長	日 隈 俊 郎
事 務 局 次 長	奥 野 信 利
議 事 課 長	亀 澤 保 彦
議 事 課 長 補 佐	伊 豆 雅 広
議 事 担 当 主 幹	松 吉 浩
議 事 課 主 査	松 本 英 治
議 事 課 主 任 主 事	森 本 英 征 明

## ◎ 常任委員長審査結果報告

○星原 透議長 これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、常任委員長の審査結果報告から採決までであります。

まず、議案第1号から第18号まで及び報告第1号の各号議案、並びに請願第1号を一括議題といたします。

ここで、常任委員長の審査結果報告を求めます。まず、総務政策常任委員会、清山知憲委員長。

○清山知憲議員〔登壇〕（拍手） 御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました案件は、議案第1号外8件及び新規請願1件の計10件であります。慎重に審査をいたしました結果、お手元に配付の議案・請願委員会審査結果表のとおり決定いたしました。

なお、議案第1号、第5号、第16号、第18号及び報告第1号については賛成多数により、その他の議案については全会一致により、請願第1号は、その取り扱いについて活発な委員間討議がなされ、賛成少数により決定しております。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

まず、平成27年度宮崎県一般会計補正予算（第1号）についてであります。

今回の補正は、本県の厳しい財政状況も踏まえながら、政策的事業や新規事業等を中心とした、いわゆる肉付け予算として編成されたものであり、補正額は561億2,400万円の増額となっております。この結果、補正後の一般会計の予算規模は6,978億5,200万円となりますが、口蹄

疫対策転貸債などに係る償還金1,200億円を除いた予算の規模は5,778億5,200万円であり、前年度の当初予算と比較して、45億4,000万円、0.8%の増となっております。

なお、財源調整のための基金からの繰り入れは、当初予算と合わせて236億円余であり、この結果、平成27年度末における基金残高は227億円程度となる見込みであります。

また、県債残高につきましては、口蹄疫対策転貸債など1,200億円を償還するため、27年度末で8,933億円程度、さらに、臨時財政対策債を除いた実質的な県債残高は211億円減少し、5,148億円程度となる見込みであります。

この補正予算のあり方について、委員より、「今回の補正予算、いわゆる肉付け予算については、知事の政策提案を具現化するための政策的事業や新規事業等を中心として編成したとの説明であったが、中には骨格予算に計上すべきと思われるものが散見された。肉付け予算は真に政策的判断が必要なものに限るべきであり、予算編成のあり方について一考を要する」との指摘があり、当局より、「今回の措置としては、編成時期等の関係から、骨格予算と、新知事の政策を反映させるための肉付け予算に分けて編成したところであるが、御指摘の趣旨も踏まえ、次回に向けて十分検討してまいりたい」との答弁がありました。

当委員会といたしましては、公共事業を初めとする事業の早期執行は、地域経済への波及効果が大きいことから、次回においては可能な限り本格予算として編成されるよう、強く要望いたします。

次に、総合政策部所管の補正予算についてであります。

今回の補正は、一般会計で6億8,400万円余、

特別会計で3,200万円余の増額補正であり、一般会計及び特別会計を合わせた補正後の予算額は131億1,100万円余となります。

次に、総務部所管の補正予算についてであります。

今回の補正は、一般会計で50億5,900万円余の増額補正であり、特別会計を合わせた補正後の予算額は4,687億8,600万円余となります。

次に、南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画についてであります。

これは、南海トラフ巨大地震の発生後、国等の防災関係機関が、被害の全容把握を待つことなく直ちに災害応急対策活動を開始することや、被害が甚大と見込まれる地域に対して、人的・物的資源を重点的かつ迅速に投入することを目的としており、これを踏まえ、本年度末を目途に県段階での計画を策定することとしております。

このことに関連し委員より、「県内においては、内陸部の自治体が沿岸部を支援することが想定されるが、国が示す消防職員数の基準を大幅に下回る自治体については、その対応が可能か非常に危惧している」との意見がありました。

被災時においては、県内の消防力を最大限動員する必要があることから、当局におかれては、県内自治体の消防力向上に向け、より一層取り組まれるよう要望いたします。

次に、「宮崎県口蹄疫復興対策運用型ファンドの延長に関する意見書」についてであります。

平成22年4月に本県で発生した口蹄疫が、広域かつ長期に及んだことや、農畜産業の回復のおくれにより、商工・観光分野を初めとする他産業にも大きな影響を及ぼし、県内経済の停滞

を招いているところであります。口蹄疫からの早期かつ着実な再生と新たな成長を確固たるものとするためには、さまざまな分野へのきめ細やかな対応に、平成28年度以降も継続して取り組む必要があり、そのためには宮崎県口蹄疫復興対策運用型ファンドの延長等が不可欠であります。このようなことから、同ファンドの財源となる転貸債発行に当たっての必要な措置等を講ずることについて、国に対し強く求めるものであります。

次に、「「地方創生」実現のための新型交付金に関する意見書」についてであります。

急速に進行する人口減少、高齢化が大きな課題となっている中、国において「まち・ひと・しごと創生法」が制定され、地方創生の実現に向けた取り組みが進められているところであります。真の地方創生を実現するためには、地域の実情に応じた継続的な取り組みと、それを支える安定した財源が必要不可欠なことから、平成28年度からの本格実施に向け検討がなされている新型交付金に関し、制度の早急な提示や地方の意見の反映、また、地方創生先行型の交付金を大幅に上回る規模の確保等について、国に対し強く要望するものであります。

これら2件の意見書の提出につきましては、いずれも全会一致で決定いたしましたので、議長においてよろしくお取り計らいくださるようお願いいたします。

次に、請願第1号「安全保障関連法案の慎重審議を求める請願」についてであります。

本請願の趣旨は、現在、国会で審議中の安全保障関連法案について、今国会で性急に成立させることなく、慎重に審議することを求める意見書を国に提出してほしいとのことであります。

このことについて委員より、「請願提出の後に、通常国会としては戦後最長となる95日の会期延長が決められており、慎重審議の時間は確保されている。慎重に審議することは重要と考えるが、今国会での是非については、今後の審議の行方を見定めなければならず、現段階で請願のとおり意見書を提出することには賛同しかねる」との意見があり、採決の結果、賛成少数により不採択となったところでございます。

最後に、「総合政策及び行財政対策に関する調査」につきましては、地方自治法第109条第8項の規定により、閉会中の継続審査といたしたいので、議長においてその取り扱いをよろしくお願いいたします。

以上をもって、当委員会の報告を終わります。(拍手) [降壇]

○星原 透議長 次は、厚生常任委員会、後藤哲朗委員長。

○後藤哲朗議員 [登壇] (拍手) 御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました案件は、議案第1号外2件の計3件であります。慎重に審査をいたしました結果、お手元に配付の議案・請願委員会審査結果表のとおり決定いたしました。

なお、議案第1号については賛成多数により、その他の議案については全会一致により決定しております。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

まず、福祉保健部所管の補正予算についてであります。

今回の補正は、一般会計で50億8,700万円余の増額補正であり、特別会計を合わせた補正後の予算額は1,038億7,600万円余となります。

このうち、里親制度普及促進事業についてであります。

このことについて委員より、里親委託の目標値等について質疑があり、当局より、「国においては、平成41年度までの15年間で約30%に引き上げることを目標としており、本県においてもそれに沿って取り組むこととしている」との答弁がありました。

これに対して委員より、「単に国が示した目標値を目指すという姿勢ではなく、里親制度をより推進していくためには、宮崎モデルと呼ばれるような新たな取り組みを期待したい」との意見がありました。

当委員会といたしましては、社会的養護を必要とする児童をより家庭的な環境で養育できるよう、地域の実態に応じた本県独自の取り組みについて検討いただくよう要望いたします。

次に、地域医療構想の策定についてであります。

これは、団塊の世代が後期高齢者となる2025年に向けて、高齢化の進展により増大する医療サービスの需要を見据え、地域にふさわしいバランスのとれた医療機能の分化と連携を適切に推進するため、新たに策定するものであります。

このことについて委員より、「政府から発表された2025年における本県の必要病床数の推計値を踏まえて、当該構想を策定していくのか」との質疑があり、当局より、「この数値はあくまで一定の条件に基づく推計値であり、構想策定に当たっては、本県の実情等を踏まえてまいりたい」との答弁がありました。

次に、宮崎県障がい者工賃向上計画の改定についてであります。

これは、就労継続支援B型事業所を利用する

障がい者の工賃向上を図るため策定していた、現計画の計画期間が満了することから、今回見直しを行うものであります。

このことについて委員より、「当該計画の趣旨を踏まえ、官公需の発注拡大に積極的に取り組んでいただきたい」との意見がありました。

また、別の委員より、社会福祉施設に対する指導監査の実施頻度について質疑があり、当局より、「おおむね2～3年に1回実施している」との答弁がありました。

さらに、このことに関連して複数の委員より、「利用者に対する虐待、介護報酬の不正受給等といった事案が少なからず見られる。施設数も増加していることから、今後もさらに、同様の事案の発生や、利用者及び職員の処遇も含めた問題が生じないかを懸念している」との意見がありました。

当委員会としましては、社会福祉施設が適正な運営と透明性を確保できるよう、県として十分、目を行き届かせていただくことを要望いたします。

次に、病院局所管の補正予算についてであります。

今回の補正は、県立宮崎病院改築に係る基本設計業務委託費の債務負担行為を設定するとともに、昭和45年度から平成2年度にかけて、当時の資金不足を補うために借り入れた一般会計からの借入金の残額を全額償還するため、1億9,500万円余を増額補正するものであり、補正後の一般会計借入金償還金の予算は6億9,500万円余となります。

このことについて委員より、「今回、借入金残額を一括して償還することによって、病院経営に支障が生じないか」との質疑があり、当局より、「借入金の償還財源となる損益勘定留保

資金については、平成26年度末で約45億円を見込んでおり、今回の増額補正を行っても経営に支障はないと考えている」との答弁がありました。

最後に、「福祉保健行政の推進及び県立病院事業に関する調査」につきましては、地方自治法第109条第8項の規定により、閉会中の継続審査といたしたいので、議長においてその取り扱いをよろしくお願いいたします。

以上をもって、当委員会の報告を終わります。(拍手)〔降壇〕

○星原 透議長 次は、商工建設常任委員会、二見康之委員長。

○二見康之議員〔登壇〕(拍手) 御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました案件は、議案第1号外5件であります。慎重に審査をいたしました結果、お手元に配付の議案・請願委員会審査結果表のとおり、いずれも全会一致で決定いたしました。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

まず、商工観光労働部の補正予算についてであります。

今回の補正は、一般会計で117億6,000万円余、特別会計で2,500万円余の増額補正であります。この結果、一般会計と特別会計を合わせた補正後の予算額は641億6,500万円余となります。

このうち、新規事業「クルーズ・LCC元年推進事業」についてであります。

この事業は、クルーズ船誘致のトップセールスやクルーズコンベンションへの出展等を行うとともに、LCCを活用して訪日外国人や関西からの誘客促進を図るものであります。

当委員会といたしましては、今後のクルーズ船の寄港によりもたらされる経済効果は非常に大きいと考えられるため、当事業により積極的な誘致活動を行うとともに、宮崎県南部広域観光協議会の活動等を通じ、寄港地周辺だけでなく、内陸部を含めた県内各地へ経済効果が波及するよう取り組むことを要望いたします。

次に、「みやざき産業振興戦略」の策定についてであります。

このことについて委員より、「平均賃金が全国平均の約8割という現状にある当県が、全国に追いつくためには、付加価値額を上げることが最重要課題であるが、そのためには何が必要と考えているか」との質疑があり、当局より、「製造業であれば、高付加価値製品をつくり県外へ売っていくことや、県内企業同士の取引を活発化させ、県内に経済循環を起こすことが必要と考えている」との答弁がありました。

また、別の委員より、商店街活性化の考え方についての質疑があり、当局より、「これから高齢化が進んでいく中で、さまざまな機能が集積している商店街の役割は重要であるため、具体的な事例等も参考にしながら、しっかりした方向性を示してまいりたい」との答弁がありました。

本県産業の振興は、平均賃金の上昇につながるとともに、良質な雇用の確保によるU I Jターンの促進など、地方創生の実現に向けても効果があることから、当局におかれましては、今後、市町村、企業、商工会議所・商工会など関係機関の幅広い意見を集約し、実効性のある戦略を策定していただくよう要望いたします。

次に、県土整備部の補正予算についてであります。

今回の補正は、一般会計で156億2,400万円余

の増額補正であります。この結果、一般会計と特別会計を合わせた補正後の予算額は707億9,600万円余となります。

このうち、「地域経済活性化・防災対策特別枠」についてであります。

このことについて委員より、「この特別枠の趣旨を鑑みると、できるだけ早期に事業を発注する必要があると考えるが、どう取り組んでいくのか」との質疑があり、当局より、「これまでも速やかな事業の発注に全庁的に取り組んでおり、今回の補正分も含め、今後も早期発注に努めてまいりたい」との答弁がありました。

当委員会といたしましては、公共投資を積極的に行うことは、地域経済に与える効果が大きいことから、公共三部で連携し、今後も速やかな事業の発注に努め、切れ目のない経済対策につながるよう取り組んでいただくことを要望いたします。

次に、改善事業「木造住宅耐震化リフォーム推進事業」についてであります。

この事業では、これまで、木造住宅の耐震診断と耐震改修に対する補助や県民に対する普及啓発を行い、耐震化の促進と減災を図ってきましたが、今年度から新たに、耐震改修設計を補助対象に追加し、診断・設計・改修の全てを補助対象としたところであります。

このことについて委員より、「耐震リフォームの推進により、県民の命が守られることに加え、経済波及効果も期待されることから、より多くの県民に活用してもらえよう、積極的な事業の周知に努めていただきたい」との要望がありました。

次に、急傾斜地崩壊対策事業についてであります。

このことについて委員より、「中山間地域に

において整備が必要な箇所がまだまだ多く見られるが、今後どのように対策を進めていくのか」との質疑があり、当局より、「対策が必要な急傾斜地崩壊危険箇所である約2,680カ所について、整備率がまだまだ低い状況にあり、今後も必要な箇所の整備を進めてまいりますとともに、ハード事業は相当な時間を要することから、ソフト事業として、基礎調査の結果を周知し、土砂災害警戒区域等の指定を推進するなど、重点的に取り組んでまいりたい」との答弁がありました。

当委員会といたしましては、県民の生命・財産を守るため、引き続き、防災対策に必要な予算を確保するとともに、急激な気象状況の変化等も勘案し、ソフト、ハードの両面から総合的な対策を推進していただきますよう要望いたします。

最後に、「商工観光振興対策及び土木行政の推進に関する調査」につきましては、地方自治法第109条第8項の規定により、閉会中の継続審査といたしたいので、議長においてその取り扱いをよろしくお願いいたします。

以上をもって、当委員会の報告を終わります。(拍手) [降壇]

○星原 透議長 次は、環境農林水産常任委員会、渡辺創委員長。

○渡辺 創議員 [登壇] (拍手) 御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました案件は、議案第1号外3件であります。慎重に審査をいたしました結果、お手元に配付の議案・請願委員会審査結果表のとおり、いずれも全会一致で決定いたしました。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

まず、環境森林部所管の補正予算についてであります。

今回の補正は、一般会計で70億1,900万円余の増額補正であり、この結果、一般会計及び特別会計を合わせた補正後の予算額は230億2,600万円余となります。

このうち、林業公社費貸付金についてであります。

このことについて委員より、「公社の資金不足額に対して、県や市町村が貸付金による支援を行っており、本年度の県の貸付額は10億1,000万円余となっている。公社が、山村地域への経済貢献など、県内唯一の森林整備法人として役割を果たしていることは理解できるが、このような支援に対してどのような経営努力をしているのか」との質疑があり、当局より、「平成23年度に改定した第3期経営計画に基づき経営改善に取り組んでおり、効率的な間伐や間伐材の製材工場への直接販売など、収入確保に努めているところである。この結果、計画を上回り、平成25年度は4,100万円、平成26年度は1,800万円の黒字となった」との答弁がありました。

当委員会といたしましては、県の負担が最小限となるように、今後も公社とともに経営改善に取り組むとともに、負担に対する県民の理解が得られるように、計画に基づいた取り組み状況について、丁寧な周知に努めていただくことを要望いたします。

次に、浄化槽整備事業補助金についてであります。

これは、生活排水処理率を向上させて河川浄化を図るため、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換等に要する経費の補助を行うものであります。

このことについて委員より、「本県は単独処



理浄化槽が平成26年度末で約6万9,000基残っており、また、生活排水処理率は全国平均を9ポイント下回る74.7%であるが、今後どう取り組んでいくのか」との質疑があり、当局より、「ことし3月に改定した第2次宮崎県生活排水対策総合基本計画において、処理率を平成32年度までに83%に引き上げることを目標として定めており、市町村や関係団体と連携して、その達成に向けて取り組んでいきたい」との答弁がありました。

これに対して委員より、「今後、より一層、関係機関に働きかけるなど、スピード感を持って処理率を高め、県民の生活環境の向上を図っていただきたい」との要望がありました。

次に、農政水産部所管の補正予算についてであります。

今回の補正は、一般会計98億6,300万円余の増額補正であり、この結果、一般会計と特別会計を合わせた補正後の予算額は419億3,700万円余となります。

このうち、農地中間管理機構支援事業についてであります。

これは、農地中間管理機構などを通じて、意欲ある担い手へ農地を集積化することによって、生産効率を高めるとともに、耕作放棄地の発生防止、解消を図るものです。

このことについて委員より、「農地集積が進んでいないが、その理由の一つとして、制度内容の周知不足が挙げられる。他県の取り組みなどを参考にしながら周知を図るとともに、市町村や関係団体等と連携し、農地所有者や担い手が安心して取り組めるよう努めていただきたい」との要望がありました。

また、このことに関連して委員より、「現在、国において耕作放棄地の課税強化が検討さ

れているが、農業生産に不利な地形が多く、耕作しないのではなく、耕作したくてもできないという地域の実情をしっかりと国に伝えていただきたい」との要望がありました。

次に、畜産振興対策についてであります。

このことについて委員より、「本県の優良な子牛については、値段が高騰して県内農家が購入しづらい状況にあり、県外流出の拡大を危惧する声が聞かれるが、どのような対策をとっているのか」との質疑があり、当局より、「全共2連覇により宮崎牛の評価が高まり、県外の購入希望者もふえてきている。優良な雌子牛を県内地域に保留することは、本県肉用牛の生産基盤を維持強化するために重要であり、いわゆる保留牛の経費について、1頭当たり10万円を助成している」との答弁がありました。

このことについて委員より、「畜産農家が将来にわたって安心して経営でき、良質な宮崎牛の生産拡大が図られるよう、十分な対策を講じていただきたい」との要望がありました。

次に、第七次宮崎県農業・農村振興長期計画の後期計画策定についてであります。

これは、「みやざき農業の成長産業化への挑戦」という現在の計画の目標を継承しながら、「販売力の強化」「生産力の向上」「人財の育成」の3つの視点から、新たに後期計画として6本の重点プロジェクトを立ち上げるものです。

当委員会といたしましては、現状を分析しながら具体的な数値目標を掲げるとともに、TPP協定の交渉妥結も想定した、大きな変革の時代に対応した計画となるよう要望いたします。

最後に、「環境対策及び農林水産業振興対策に関する調査」につきましては、地方自治法第109条第8項の規定により、閉会中の継続審査

といたしたいので、議長においてその取り扱いをよろしく願いいたします。

以上をもって、当委員会の報告を終わります。(拍手)〔降壇〕

○星原 透議長 次は、文教警察企業常任委員会、重松幸次郎委員長。

○重松幸次郎議員〔登壇〕(拍手) 御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました案件は、議案第1号であります。慎重に審査をいたしました結果、お手元に配付の議案・請願委員会審査結果表のとおり、全会一致で決定いたします。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

最初に、公安委員会所管の補正予算についてであります。

今回の補正は、一般会計で3億9,300万円余の増額補正となっており、この結果、補正後の予算額は269億2,900万円余となります。

このうち、交通安全施設整備事業費についてであります。

このことについて委員より、「信号機新設について、県民の要望全てに答えることは不可能であるが、警察としてはどのような考えのもとに取り組んでいくのか」との質疑があり、当局より、「新設の要望があった場合は、現地に赴き、事故の発生状況や交通量、住民の意見等を勘案し、緊急性の高い箇所から優先順位をつけて設置している。新設を行わなかった場合も、一時停止の標識等の設置、また、道路管理者等と協議してカラー舗装等を施すなど、交通安全対策に取り組んでいる」との答弁がありました。

当委員会といたしましては、交通安全対策は

県民の命を守るために重要なテーマでありますことから、財政状況が厳しい中ではありますが、可能な限り信号機の設置を行うなど、積極的に事業に取り組んでいただくことを要望します。

次に、電力システム改革の動向についてであります。

このことについて委員より、「企業局などの卸供給事業者等が、電力会社に電気を供給する際の料金規制等が撤廃された場合、どのような対応をしていくのか」との質疑があり、当局より、「総括原価方式は廃止されるが、九州電力と平成37年度までの売電について基本契約を締結しているため、総括原価方式にかわる新しい算定方法を同社と協議し、現在の水準を上回る価格で売電できるよう交渉していきたい。一方で、入札による売電の可能性についても検討してまいりたい」との答弁がありました。

当委員会といたしましては、引き続き、電力システム改革や電力市場の動向等について情報収集を行い、県民の利益につながるよう適切な対応に努めていただくことを要望します。

次に、教育委員会所管の補正予算についてであります。

今回の補正は、一般会計で5億7,500万円余の増額補正となっており、この結果、特別会計を合わせた補正後の予算額は1,085億4,500万円余となります。

このうち、新規事業「県立美術館開館20周年記念事業」についてであります。

この事業は、県立美術館が開館20周年を迎えるに当たり、記念特別展にあわせて記念事業を実施するものであります。

このことについて委員より、「開館20周年などの節目に魅力的な美術品を購入・展示するこ

とは、開館記念を印象づけ、来館者数の増加にもつながると考えるが、美術品等取得基金を利用することはできないのか」との質疑があり、当局より、「当基金は取り崩し型の基金になっておらず、購入した額を翌年度以降に一般会計で補填しなければならないため、基金の利用については慎重に検討する必要がある」との答弁がありました。

当委員会といたしましては、美術品等取得基金の設置目的が「美術品及び美術に関する資料の取得を円滑かつ効率的に行うため」とされているにもかかわらず、平成15年度以降利用されていないことから、目的に即した利用ができる基金となるよう検討いただくことを強く要望いたします。

次に、新規事業「世界遺産調査研究事業」についてであります。

この事業は、調査研究を充実させ、国内外に情報を発信し評価を高めることで、西都原古墳群などの保護・継承に対する理解を得るとともに、世界遺産登録に向けた機運の醸成を図るものであります。

このことについて委員より、「世界遺産登録を目指すには、全庁的な取り組みが必要だと思われるが、どのような体制で事業を実施するのか」との質疑があり、当局より、「世界遺産登録については、調査だけでなく情報発信も重要になるため、県外へのアピール等については部局横断的に取り組んでいきたい」との答弁がありました。

当委員会といたしましては、東九州自動車道が整備され、本県への観光客増加が期待される中、西都原古墳群が世界遺産に登録されることにより、観光客を県央まで呼び込むことが、観光振興等を図るために非常に効果的であります

ので、世界遺産登録に向けた取り組みを部局横断的に推進していただくよう要望いたします。

次に、第二次宮崎県教育振興基本計画の改定計画素案についてであります。

このことについて委員より、「「主な成果目標及び指標」についてわかりにくい箇所があるため、誰もが理解できるような表現にすべきである」との意見があり、当局より、「県民一丸となった計画の推進を図りたいと考えているため、表現の仕方について工夫を凝らすなど、再度見直しを行いたい」との答弁がありました。

最後に、「教育及び警察行政の推進並びに公営企業の経営に関する調査」につきましては、地方自治法第109条第8項の規定により、閉会中の継続審査といたしたいので、議長においてその取り扱いをよろしくお願いいたします。

以上をもって、当委員会の報告を終わります。(拍手)〔降壇〕

○星原 透議長 以上で、常任委員長の審査結果報告は終わりました。

委員長の審査結果報告に対する質疑の通告はありません。

---

## ◎ 討 論

○星原 透議長 これより討論に入りますが、討論についての発言時間は1人10分以内といたします。

討論の通告がありますので、発言を許します。まず、高橋透議員。

○高橋 透議員〔登壇〕(拍手) 請願第1号「安全保障関連法案の慎重審議を求める請願」の不採択に反対する立場で、討論を行います。

昨年6月議会では、解釈改憲による集団的自衛権の行使容認の閣議決定に反対を求める決議と意見書を求める請願が不採択となりまし

た。私は、不採択に反対する討論を行い、沖縄戦慰霊の日に、石垣市の小学校3年生が追悼式で、遠い空の下の戦火に思いをはせた詩「空はつながっている」を朗読したこと、また、天皇陛下が憲法改正の動きを危惧されていることや、海外で活動する人道支援のボランティアでは、「中立性と公正性の維持こそがNGOの安全を支えており、軍隊とかかわりのある組織と混同されれば、攻撃の対象になりかねない。自衛以外は一切武力攻撃をしないという平和主義的な政策が日本全体を守ってくれた。さらに、非核三原則や武器輸出三原則、政府の途上国援助による貧困削減や人道重視などの方針も、大きな意味で安全保障であり、戦後日本の貴重な財産だった」と、日本ボランティアセンターの叫びなどを紹介し、痛ましい悲惨な沖縄戦などの経験や、唯一の被爆国として日本が果たすべき役割は、憲法9条を世界へどう広げて生かしていくかを壇上で訴えました。そして今、国会で議論されている安全保障関連法案であります。

まずは、そもそも論です。法案は形式的に2本ですが、そのうち1本は、自衛隊法に始まり、国際平和協力法、いわゆるPKO、周辺事態安全確保法など10本の法律をパッケージにまとめてあります。これでは国民に対して丁寧な説明になり得ないと言わざるを得ません。法案を1本ずつ丁寧に提案し説明していくことが、誠意ある丁寧な説明につながると思います。最近の世論調査によると、8割を超える国民の方が「説明不十分」と答えています。また、3カ月の国会延長が強行採決はしないと担保されたものでもありません。過去のPKO法案やイラク特措法などの審議では、特別委員会を設置して2～3国会をかけて審議された経緯がありま

す。延長せずに、一度国会を閉じるべきであったと申し上げるものであります。

また、集団的自衛権行使容認の要件、存立危機事態については、事例を挙げて説明がなされてきました。何回聞いても理解に苦しみます。日本への武力攻撃と認定できるものであれば、個別的自衛権で対処できるのではないかと考えます。本当に日本の安全を強化するために法案を通したいのなら、「集団的自衛権」という言葉にこだわらず、個別的自衛権でできることを丁寧に検証されればいいのではないのでしょうか。昨年7月1日の解釈改憲による集団的自衛権の行使容認を閣議決定された時点に立ち戻り、議論をやり直すべきと考えます。

さらに、もう一つ大事な議論がなされていません。個別的自衛権・専守防衛の立場に徹してきたはずの自衛隊は、集団的自衛権の行使容認によって、間違いなく軍事費を増大させる基本条件をつくったこととなります。しかし、集団的自衛権行使容認で生じる新たな財政負担については、余り論じられていないと思います。安倍総理は、防衛費に関する発言が米国向けと日本国内向けで食い違っています。米国では、「成長によって社会保障を強化しながら、防衛費をしっかりとふやしていく」と表明されています。一方、安全保障関連法案閣議決定後の記者会見では、「この法制で防衛費がふえていくとか減っていくとかということではない」と述べられています。これはもうまさに詭弁です。仮に日本が、集団的自衛権の行使容認に伴って普通の国になろうとすれば、新たに莫大な費用が必要となります。2003年に始まった自衛隊のイラク派遣では、2008年度までの6年間に2,262億円が支出されたと言われます。このときは、自衛隊のごく一部を派遣した、あくまで後方支援

の金額です。単純比較はできませんが、アメリカの同盟国としてアフガン戦争に参入したイギリスは6兆5,000億円をつぎ込んでいます。自衛隊が海外に展開するとなれば、新たに発生する装備の導入・運用や人員増のコストははかり知れません。ある軍事評論家は、22兆円を超える試算をしています。少子高齢化と人口減少で経済成長が期待できない我が国の現状です。集団的自衛権の行使容認によって生まれるコスト増を、国の借金が1,000兆円を超えている深刻な財政危機にある日本が負担できるのでしょうか。そうしたシミュレーションや数値も説明されていません。

自衛官の生命リスクは上がるのに、その説明は避け、安全の空手形を振りまいています。議論が深まれば深まるほど矛盾が露出しています。従来の個別的自衛権で十分対応できるのに、憲法解釈を変えてまで集団的自衛権を適用させる安倍総理の執念がかいま見えます。

憲法学者の意見は共通しています。集団的自衛権は憲法に違反しており、それを認めると、法治国家の根幹、立憲主義を損ない、法的安定性を揺るがすというものです。法案を合憲と答える学者はわずか3人です。山崎拓自民党元副総裁ら長老4人衆による安保法制批判記者会見もありました。ようやく安保法制の議論が一般に広がり出しました。ところが、過日、自民党国会議員の勉強会で出席者が報道機関に圧力をかけるような発言があり、問題になっています。戦時中に我が国が経験したおぞましい言論弾圧を思い出します。安保法制を何としてでも今国会で成立させたいがための3カ月に及ぶ国会延長は、政治の潮目が変わるステージへとなるのではないかと確信するものです。国民の8割以上が説明不足と考えている現状、憲法違反

が濃厚な法案を強行採決することがあってはなりません。

以上申し上げてきましたとおり、安全保障関連法案に潜むさまざまな、かつ重たい問題があります。国民の前に丁寧に説明をし、明らかにすべきものが数多く残されているのです。慎重審議の願意はまさにここに 있습니다。

結びに、103歳になられた現役医師の日野原重明さんの著書を紹介して、討論を終わりたいと思います。

昨年5月に、「十代のきみたちへ一せひ読んでほしい憲法の本」を出版されました。この本に次の一節があります。「いのちを守る憲法を持っている日本人たちは、もっともっといのちを大切にしなければなりません。いのちの大切さを忘れ、お金もうけばかりに気を取られていると、そのうち憲法を変えようとする人たちに、いのちを守らない憲法をつくられてしまうかもしれません」。日野原さんはこれまで200冊以上の本を書かれてきましたが、憲法をテーマにされたのは初めてだそうです。政府が集団的自衛権の行使容認を閣議決定し、「戦争」の言葉が盛んに飛び交う現状を憂い、「「いのち」を守るはずの憲法の解釈を変え、大人は日本を戦争をする国に変えてしまった。それに「ノー」と言える子供たちを育てることに力を入れたい」との思いが込められている本であります。日野原医師は、京都帝国大学医学部1年のときに結核で1年間の闘病生活を強いられ、それがあって徴兵されませんでした。徴兵されなかったことに、「戦争で無駄死にしないで済んだ」と答えられ、「人間は過ちを犯します。それが人間なのですが、過ちを許す心が大切です。戦争は許す心とは逆の事態。今は許す心が失われているように思えて仕方ありませんね」

と嘆かれています。

いま一度申し上げます。平和憲法を持つ日本の進むべき道は、憲法9条を生かし、世界人類平和のために諸外国の先頭に立つことです。よって、「安全保障関連法案の慎重審議を求める請願」の不採択に心から反対を表明し、討論を終わります。(拍手)〔降壇〕

○星原 透議長 次は、山下博三議員。

○山下博三議員〔登壇〕(拍手) 請願第1号「安全保障関連法案の慎重審議を求める請願」の不採択に賛成の立場から、討論をいたします。

本請願の趣旨は、現在国会で審議中の安全保障関連法案については、今国会で性急に成立させることなく、慎重に審議することを求める意見書を国に対して提出することです。本請願は、6月19日に県議会に提出されたわけですが、その後、6月22日に、衆議院は本会議において、今国会の会期を6月24日から9月27日まで95日間延長することを賛成多数で議決したところであり、これはまさに、政府・与党が、慎重な審議を求める声に十分応えられるよう、戦後最長となる会期延長を決断したものであり、慎重審議の機会は確保されたものと考えます。

国民生活に大きくかかわる安全保障関連法案を慎重に審議していくことは大変重要であり、論をまたないところでもあります。慎重審議の重要性という点においては、私たちとしても一致しているところでございます。しかしながら、本請願の趣旨は、この安全保障関連法案を今国会で成立させることのないよう求めるものです。本法案の今国会での成立の是非については、今後の国会審議の行方を見定めなければならず、現段階において成立しないよう求める

ことは、今後の国会審議をないがしろにするものであります。

また、本請願では、安全保障関連法案を「戦争関連法案」と称し、本来、国家の安全を保障し、国民を守ることを目的とする本法案への認識に大きな誤りがあると考えられます。

以上の理由により、請願のと通りの意見書を提出することに賛同はできないと考えます。議員各位におかれましては、以上申し上げてまいりました趣旨を御理解の上、御賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。(拍手)〔降壇〕

○星原 透議長 次は、前屋敷恵美議員。

○前屋敷恵美議員〔登壇〕(拍手) 日本共産党の前屋敷恵美でございます。

請願第1号「安全保障関連法案の慎重審議を求める請願」についての討論を行います。同請願の委員会での審査結果は不採択でありました。私は採択を求めるものです。

今国会で、安全保障関連法案、いわゆる戦争法案の審議が行われていますが、中身は、昨年7月1日、安倍内閣が閣議決定した集団的自衛権の行使容認の具体化を図るための法整備です。我が党の追求や審議が進む中で、日本が再び戦争する国になる、その危険性が明らかになる中、どの世論調査でも示されているように、国民の戦争法案反対の声は日増しに大きくなっています。連日、数千、数万規模で、女性や若者、高齢者も労働者も国会へ詰めかけ、「戦争法案反対の国民の声を聞け」と、国会を包囲する状況が続いています。こうした中、政府は、6月24日閉会の国会会期を9月27日まで95日間延長するという戦後最長の延長を強行し、何が何でも戦争法案の成立を図ろうとしています。

政府は平和安全法制を標榜していますが、そ

の内容は、日本の国の平和とも、国民の安全とも全く無縁のものです。米国が世界で行う戦争に際して、いつでも、どこでも、どんな戦争でも自衛隊が参戦・支援するための戦争法案がその正体です。しかも、自衛隊法、PKO協力法、周辺事態法、事態対処法など全体で11本にも及ぶ法案を一括して、一気に成立させようとするやり方は言語道断です。

また、安倍政権は、戦争法案の閣議決定に先立って、4月27日、アメリカと「新ガイドライン（日米軍事協力の指針）」を交わして、戦争法案の内容を実行することをアメリカに全面的に誓約し、さらに、安倍首相は4月29日、米議会での演説で、戦争法案をこの夏までに成就させると期限を区切って、力づくで強行することを誓約しました。「海外で戦争する国」への大転換を、国会での一切の議論もないまま、まずアメリカに誓約するのは、日本の独立と主権をないがしろにするものであり、およそ議会制民主主義とは相入れないものです。

6月4日、衆議院憲法審査会に招かれた3人の憲法学者全員が、戦争法案について、「憲法9条違反」と断じました。自民、公明、次世代の3党に推薦された長谷部恭男・早稲田大学教授は、「集団的自衛権の行使が許されるという点については、憲法違反と考える。従来政府の見解の基本的な議論の枠内では説明がつかないし、法的な安定性を大きく揺るがす」と述べ、また、「他国への攻撃に対して武力を行使するというのは、自衛というよりはむしろ他衛で、そこまでのことを憲法が認めているのか」と指摘をしています。

戦争法案の問題は幾つもありますが、とりわけ我が党が国会で追求をした大問題の1つに、戦闘地域での軍事支援の拡大は、殺し、殺され

る危険が決定的に高まること。2つに、PKO法改定は、戦乱が続いている地域の治安維持活動まで及ぶ危険性が生じること。3つに、アメリカに従う集団的自衛権の行使で、アメリカとともに侵略国になる危険性が生じること、こうした問題点が浮き彫りになりました。

集団的自衛権の行使容認は、これまで憲法9条で守ってきた海外での武力行使の歯どめを外し、日本が「戦争しない国」から「戦争する国」になるということにほかなりません。何より、この戦争法案は、武力の行使を禁止し、戦力の保持を禁止した憲法9条に明確に反する憲法違反そのものであり、無効です。国のあり方を180度変えてしまう大転換を、立憲主義にも平和主義にも反し、時の一内閣が憲法解釈で行うことに何の道理もありません。

「戦争だけは絶対にだめです」と、戦争を体験してこられた高齢者の方々はこぞって、「再び若者に銃を持たせてはならない」と訴えられます。若い世代も、「人ごとではない。戦争で未来を潰されたくない」と声を上げています。全ての国民が当事者だと、戦争法案に反対の声が上がっている中で、この声を聞くのが民主政治ではないのでしょうか。国民の中で8割を超える人が、「この国会で通すのはとんでもない」と声を上げています。同請願による、「今国会で性急に結論を出すことなく、慎重審議を」との思いは、民主政治を求める県民の真つ当な要求であり、県議会は真摯に受けとめるべきです。

県民の負託を受け、曲がりなりにも見識と良識の府である県議会に身を置く責任ある者としての判断で、将来に禍根を残さないためにも、同請願を不採択とすることなく採択することを強く求めて、討論を終わります。（拍手）〔降

壇]

○星原 透議長 次は、河野哲也議員。

○河野哲也議員〔登壇〕(拍手) 公明党県議団を代表して、今回の請願第1号不採択について、賛成の立場から討論いたします。

本請願は、表題に「慎重審議を求める」とありますが、要は戦争関連法案なるものを廃案にするための審議を進めろということだと読み取りました。これでは、残念ながら、「はい、わかりました」とはなりません。

公明党は、はなから戦争法案などつくった覚えはありません。今回の平和安全法制の関連法案は、紛争を未然に防ぐ、抑制力を高めるための法整備だと考えているからです。慎重審議は大事であります。だから、国会を大幅延長して審議することになったわけです。徹底審議で議論を深め、国民の理解を得て結論を出していただきたいと願っています。

そこでまず、安全保障、今の平和安全法制に関して、公明党の基本的な考え方を述べたいと思います。

公明党はこれまで、憲法が掲げる平和主義、国際協調主義の精神に基づいて、外交努力による紛争の未然防止と平和的解決、また、国際社会の平和と安定への積極的な貢献に取り組んでまいりました。行動の伴わない観念的な平和論ではなく、着実かつ具体的に平和を創造していかうというのが、公明党の掲げる「行動する平和主義」という考え方です。

何点か具体的な要素を申し上げます。まず1つは、我が国の外交、安全保障の基軸である日米同盟を重視するという点であります。2点目は、中国、韓国を初めとする近隣諸国との関係強化に積極的な役割を果たすということです。特に中国との関係について申し上げます、

公明党は、長年にわたり築いてきた強固な信頼関係を基礎に、議員間交流など公明党独自の対話外交を現在も継続しています。3点目は、唯一の被爆国として、核廃絶、不拡散への取り組みを主導するということです。4点目は、貧困、飢餓、感染症などから生命・生存を守る「人間の安全保障」分野における貢献を果たすということです。大きくこれら4つの視点から、平和国家にふさわしい役割を追求してまいりました。

今回の平和安全法制の議論に当たり、我々公明党は、従来の政府の憲法解釈との論理的整合性、法的安定性を維持すべきということ強く主張してまいりました。憲法解釈の基本は昭和47年の見解で、一番のホシは、自国防衛としての武力行使しか認めていないことでもあります。それに基づいて、公明党は新3要件を提案し、昨年7月の閣議決定に至ったわけです。新3要件は、周知のごとく、我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険がある場合で、しかも、これを排除して我が国の存立を全うし、国民を守るためにほかに適当な手段がないときに限り、必要最小限の実力行使を認めるということで、あくまでも自国防衛なのであります。いわゆる他国防衛を目的とする集団的自衛権は認めていないのであります。

日本を取り巻く安保環境が大きく変わっていることは、皆様ほぼ共通した認識を持っていらっしゃると思います。こうした環境変化に対応するためにはどうしたらいいか。一つは、日米防衛協力の信頼性・実効性を高めることで抑止力を強化し、紛争を未然に防ぐこと。もう一つは、国際社会の平和と安定に一層貢献すること、この2点が重要であると考えます。これま



での日本は、国際平和協力の場面では20年余りにわたって自衛隊がその役割を担ってきました。その経験と実績を踏まえ、国際協力のための法制を改めて整備する狙いがあります。これらの点で、体系的に幅広くすき間のない法体系をつくったのです。

政治評論家の森田実さんは、「国際平和支援活動に基づく自衛隊の海外派遣については、公明党の努力により「例外なき国会の事前承認」を義務付けた。公明党は健全なブレーキ役を果たした。平和安全法制は憲法の枠内の法整備であり、自衛隊員の安全確保にも十分配慮されている。公明党的な冷静で厳正な解釈が正しい。感情論的な拡大解釈は百害あって一利なしだ。自衛隊が外交努力もなしに中東地域に出動して軍事行動をすることなどできることではない。私は公明党の平和主義を信ずる」とおっしゃっていただきました。

学者、専門家の意見は真摯に受けとめるべきですが、憲法との適合性を慎重に検討する、その中で国の存立や国民の命を守るための法整備をするのは、政府や国会の責任です。内閣法制局は、慎重に法案の憲法との整合性を検討するという意味で「憲法の番人」の役割を果たしてきました。法制局として「平和安全法制は憲法適合」と明確に言っています。

慎重審議については、我が党の井上幹事長も、「参院送付から60日たっても議決されない場合でも、衆院で再可決できる60日ルールは全く考えていない」としています。また、「丁寧な審議を通じて法案を国民に理解していただき、結論を出したい」とし、「維新の党から対案が出てきたら、幅広い合意形成をするのは国会の役割でもある。しっかり取り組んでいきたい」と述べています。他党もぜひ対案を出して

いただきたい。民主党は、平成26年の衆議院選のとき、安全保障について領域警備法案を1度出されました。ぜひ、安全保障の全体像を見据えた対案をもって議論することを望みます。

以上申し述べ、今回の安全保障関連法案を戦争関連法案と断定しているこの請願については認めることができず、よって不採択に賛成の討論とさせていただきます。(拍手)〔降壇〕

〔傍聴席で発言する者あり〕

○星原 透議長 傍聴席の皆さんは、発言は厳に慎んでいただきたいと思います。

次は、田口雄二議員。

○田口雄二議員〔登壇〕(拍手) 県民連合宮崎の2番手、田口雄二です。

請願第1号「安全保障関連法案の慎重審議を求める請願」の不採択について、反対討論を行います。

安倍総理は、自民党の歴代総理がこれまで一貫して、「現憲法では集団的自衛権は行使できない」と明言してきたにもかかわらず、昨年、この憲法の解釈を独断で変更し、集団的自衛権の行使を可能とする閣議決定をしました。

安倍総理は当初、憲法改正の必要性を訴えていたにもかかわらず、国民の反対も大きく、改正は大きなハードルと察し、憲法の文言を一字一句変えることなく、これまでと180度違う解釈を無理やりこじつけました。まさに、憲法をないがしろにする暴挙です。立憲主義の国家として、法治国家としても許されるものではありません。我が国が戦後貫いてきた「海外で武力を使わない」という大原則が大きく転換されようとしています。

安倍総理は岡田民主党代表との質疑で、「武力行使の目的を持って、武装した部隊を他国の領土、領海、領空へ派遣する海外派兵は、一般

に自衛のための必要最小限度を超えるもので、憲法上許されない」と言っていますが、その後の答弁では、「新3要件に該当すれば、他国の領域における武力行使が可能になる余地はある」と答弁しており、だんだん解釈が変わりつつあります。この法案には、他国の領土、領海、領空では武力行使をしないとどこにも明記されていません。

安倍内閣の安全保障法制は、我が国が憲法の平和主義と専守防衛の原則のもとで積み上げてきた従来の安全保障の考え方を大きく転換し、集団的自衛権の行使を認め、自衛隊を地球の裏側まで派遣しようとするものです。

また、この法案の問題点は、一昨年、強行採決によって成立させられた特定秘密保護法のとくと同様に、国民に丁寧な説明はせず、逆に、国民が法案の恐ろしさを知ることによって不安が拡大する前に、できるだけ短期間で成立させようとしているとしか思えません。

しかし、国会での審議が連日報道され、また、安倍総理は国民に法整備の必要性を真摯に説明することもなく、質問者への木で鼻をくくったような答弁を見ているうちに、国民に大きな不安が日に日に広がっています。特に、この法案成立によって、「自衛官に危険が増すことはない」などという答弁を信用する国民はほとんどいません。

また、安全保障関連法案と一言で言っていますが、この法案は、10法案の一部を改正する平和安全法制整備法と、また国際平和共同対処事態に際して、諸外国の軍隊等に対する協力支援活動等に関する法律である新規の国際平和支援法です。法案名は平和尽くしではありますが、改正法10法案に関しても、本来であればその一つ一つを丁寧に審議すべきであるのに、ま

るで十把一からげのように改正法案を一つにまとめて審議するという取り扱いをしています。まさに国民にこの一つ一つの変更内容を知られないように、法案をまとめ上げようとしているとしか思えません。

先月初めの衆議院憲法審査会での自民党推薦を初め3名の憲法学者全員が「憲法違反である」と明言されたことが話題になりました。その後、6月22日の衆議院の安保法制特別委員会では、憲法を初めとする法令に関して、内閣や首相、閣僚等に意見を述べ、内閣が国会に提出する法案等を審査する内閣法制局長官の経験者等の参考人質疑が実施されました。第1次安倍内閣の内閣法制局長官であった宮崎礼壹氏は、「集団的自衛権は認められないというのが、我が国として確立されており、内閣がみずから法的安定性を壊そうとしている。憲法違反である」と指摘しました。

この安倍総理が国の将来を大きく左右する憲法違反の法案を拙速に成立させようとする事態に危機感を感じたのか、全国の各議会において同様の「安全保障関連法の慎重な審議を求める請願」に賛同するところがあられています。

県内においても、川南、高原、門川の3町議会において採択されています。特に門川町議会では、「憲法が時の内閣によって解釈変更されることは立憲主義として許されない」とする意見書も賛成多数で可決されました。また、えびの市議会は、「国民的合意の得られないまま、性急な成立をしないよう強く求める」との意見書案も賛成多数で可決しました。中央の動きに対して、平和が守られるのか大きな疑問と怒りが、大変保守勢力の強いところでも党派を超えてこのような結論に至ったものと思われています。

先日、延岡市で開催されました延岡市自衛隊

父兄会の総会に出席いたしました。総会後の懇親会に、知人が御夫婦で参加していました。知人が私に、「息子が陸上自衛隊におり、まだ若いので心配だ。安保関連法案はどうなりますか」と問いかけてきました。私は、「自公政権が安定過半数を持っている以上、このままいけば、申しわけありませんが、安倍総理は強行採決でも何でもできます。後は国民世論で安倍総理にプレッシャーをかけて思いとどまらせるしかありません。私どもも世論を喚起するために活動を続けてまいります」と申し上げました。

このように、子供や御親戚や御家族が自衛隊に入っている家庭では、この法案の成立には大きな不安や心配を持っています。特に本県は、自衛官が非常に多く、都道府県の人口比で見ると、全国で3番目に多いとお聞きしています。自衛官を続けさせるか、法案成立を契機にやめさせるか、苦しい選択に悩んでいる御家族や隊員が多くいるものと思います。

また、先日は、以前、高校の先生をしていた御年配の方とお話をいたしました。「私は、これまで何人も教え子を自衛隊に、ただの就職先の一つとして送り出しています。まさかこんなことになるとは思ってもみなかった」と、教え子の将来を大変心配していました。

ここで、自衛隊の入隊時の宣誓書を御紹介いたします。「私は、我が国の平和と独立を守る自衛隊の使命を自覚し、日本国憲法及び法令を遵守し、(中略)事に臨んでは危険を顧みず、身をもって責務の完遂に務め、もつて国民の負託にこたえることを誓います」。これが宣誓書です。この法案には自衛官の命がかかっています。

もちろん私どもも、日本を取り巻く環境を考えると、安全保障の体制が今のままでいいとは

思っておりません。我が国周辺は、依然として核戦力を含む大規模な軍事力が集中しており、多数の国が軍事力を近代化し、軍事的な活動を活発化させています。また、領土や海洋をめぐる問題など不透明不確実な要素があるなど、我が国周辺の安全環境は多様で複雑になってきています。

そのような状況を鑑み、安保関連法案の審議に先立ち、民主党は「安全保障法制に関する民主党の考え方」をまとめ、「日本国憲法の基本理念である平和主義を貫き、専守防衛に徹する」基本姿勢を確定しています。専守防衛に徹し、我が国の近くで起こることには現実的に対応し、遠くで起こることには抑制的に対応する。そして、国際平和活動等の人道支援は積極的に取り組むことを念頭とした考え方です。

よって、私どもは、安倍総理が進める憲法違反の集団的自衛権の行使を容認するわけにはまいりません。最近の世論調査でも慎重に審議する声が圧倒的に多くなってきています。請願の趣旨にあるとおり、この法案を性急に今国会で成立させることなく、十分に時間をかけて国民の理解を得ながら審議するのが国政の常道です。

よって、請願第1号「安全保障関連法案の慎重審議を求める請願」の不採択に反対し、憲法違反の法案の見直し、仕切り直しも含め、しっかりと慎重審議することを求め、以上で反対討論を終わります。(拍手)〔降壇〕

○星原 透議長 次は、外山衛議員。

○外山 衛議員〔登壇〕(拍手) 請願第1号「安全保障関連法案の慎重審議を求める請願」の不採択に賛成の立場から、討論いたします。

そもそも本請願は、国会で審議中の安全保障関連法案につき、十分時間をかけ、国民の理解

を得ながら、審議を行うことを求めておられます。私ども宮崎県議会自民党といたしましても、今国会の会期延長が決まるまでは、本法案につきましても、丁寧な議論を重ねて、国民の理解を得ると同時に、海外に対しましても、一定の理解を得ることが必要との判断でありました。

しかしながら、こうした世論に応えるべく、政府与党におきましては、戦後最長となる国会の会期延長を決定し、今後は、より多くの説明が審議の過程においてなされるものと考えております。

請願におきましては、憲法学者3氏の証言を紹介しておられますが、本法案の合憲であるか違憲であるかの判断は、学者間でも意見が分かれています。重要な意見としては参考にしながらも、一部の憲法学者の判断をそのまま法案の是非に適用することは難しいと考えます。

また、請願にあります他国の戦争に巻き込まれる危機よりも、変わり行く安全保障環境の中で、必要な自衛の措置を怠り、我が国への武力行使を誘発するリスクについても、真摯に検討を重ねなければなりません。

国家の安全と国民生活に責任を持つ政府としては、我が国の自衛権について憲法判断を下した唯一の判決である砂川判決を参考としながら、あくまでも従来の政府見解の基本的な論理を維持しながら、激変を続ける現在の安全保障環境に当てはめた法制を整えることが求められます。

こうした理由と考えにより、本請願の求める本法案の今国会での成立に反対する意見書を提出することには賛同できないと考えます。以上でございます。(拍手)〔降壇〕

○星原 透議長 次は、来住一人議員。

○来住一人議員〔登壇〕(拍手) ただいま議題となっております議案第1号、第5号、第16号、第18号、報告第1号について反対の立場から、そして請願第1号については不採択となったことについて反対の立場から、討論をいたします。

第1号、第16号、第18号については、過去の議会において前屋敷議員が関連する議案について討論をいたしておりますので、私は簡素に述べてみたいと思います。

議案第1号「平成27年度一般会計補正予算」は、歳入歳出にそれぞれ561億2,400万円を追加し、予算の総額を6,978億5,200万円に補正しようとするものであり、当初予算に対し肉付け予算と称されるものであります。県民の暮らしは依然として深刻な事態になっており、子供の医療費助成の拡大、所得の1割をはるかに超える高過ぎて払うに払えない国保税に対する対策、少人数学級の拡充などなど、県民の切実な要求には応えられていないものとなっているものであります。

議案第16号「宮崎県総合計画の変更について」及び議案第18号「みやざき行財政改革プランの変更について」は一体のものでありますので、まとめて述べたいと思います。総合計画は大きく分けて、いわゆる長期ビジョンとアクションプランの2つから成り、行財政プランはこれを行財政から裏づけているものであると思います。長期ビジョンは2030年(平成42年)までという実に長期的なものであります。いづれにせよ、地方自治体の役割である住民の暮らしと命を守るものが主眼となるものと思います。特に短期行動計画であるアクションプランにおいては、県民が現に切望している諸要求が具体的に反映されることが重要であると考えま

す。こうした立場から見ると、本計画の変更は不十分であると言わなければならないと思います。

議案第5号「宮崎県税条例の一部を改正する条例」と報告第1号についても関連をいたしておりますので、あわせて討論いたします。本議案は、地方税法等の一部改正に伴い、県税条例の一部の改正を専決処分するとともに、来年1月1日に施行しようとするものであります。内容は、法人事業税の所得割の税率を引き下げ、外形標準課税の税率を引き上げるものであります。これは、大企業に対し2年間で2.6兆円の法人税の減税を行う一環であり、本条例は資本金1億円以上を対象とするものであります。1億円以下の中小企業に拡大するための布石であることは間違いありません。70%の中小企業は赤字であり、これが行われるなら大部分の中小企業は赤字の上に増税となり、ひいては国民生活と地方経済に重大な影響を与えることは必至であります。

次に、請願第1号について、本請願の委員会での不採択に反対する立場から討論をいたします。

本請願の議論の中心は、安全保障関連法案が憲法に違反しているか否かであり、その結果がまことに重大な結果をもたらすからこそ、本議会はもとより国会においても議論され、また、国会の外においても国民的な大きな運動の発展となっているものであります。

本請願に反対されている皆さんから、安全保障関連法案が合憲であるという具体的な立証がないのは残念であります。国会の会期を延長したのは、慎重な審議を保証したものではありません。国民世論を全く無視して数に物を言わせてごり押しするためのものであります。

国会論戦を通じて、後方支援という兵たんは戦闘と一体不可分であり、戦争行動の中心構成要素であることを、日本が支援しようというアメリカ軍が「海兵隊教本」で明らかにしております。また、兵たんは、相手から武力攻撃の標的となること、その際、自衛隊は武器を使用することを首相は認めております。これが憲法9条に違反することは明々白々たるものであります。これを繕うために、護身用の武器使用は武力の行使に当たらないと主張しますが、そのようなことは世界と軍事の世界に通用するものではありません。

国会における3名の憲法学者を初め、多くの方々や団体、マスコミなどから憲法違反との指摘を受けると、合憲か違憲かは学者が決めるものではなく裁判所が憲法の番人だといって1959年の砂川判決を持ち出してきました。そもそもこの判決は、集団的自衛権の憲法判断が問われたものではありません。憲法9条とアメリカ軍との関係が問われたもので、集団的自衛権の入り込む余地などないのであります。歴史的経緯からも明確なように、集団的自衛権の行使は憲法上許されないという政府の方針は、砂川判決以後に確立し、維持されてきたものであり、まさに自己矛盾であります。

政府の言う合憲論は次々と破綻してきており、最後に残ったのが安全保障環境の変化論であります。これは、集団的自衛権行使は違憲とした1972年の政府見解の読みかえであります。政府は今回、1972年の見解の基本的な論理はそのままでも、安全保障環境が根本的に変化したとして、結論だけを180度転換いたしております。

それでは、政府はいつから何をもって根本的变化と判断し、この法案を提出したのかと問わ

れても、防衛大臣は、冷戦の終えん、グローバルなパワーバランスの変化などの世界情勢を答弁するだけであり、明確な答弁をすることはできないのであります。安倍首相が集团的自衛権行使の想定例として言及するのが、ホルムズ海峡の機雷封鎖であります。封鎖にたびたび言及してきたイラン自身が米国との対話を進める前向きな情勢の変化が起きており、この点からも法案の必要性について何ら説得力のある答弁をすることはできません。

そして、そもそも自分の国が攻撃されていないのに、他国が攻撃されて、これによって国の存立が脅かされた国の実例が世界にあるのかと問われても、外務大臣は「今、確認するものはない」と答弁をいたしております。

このように、法案提出のよって立つ根拠も破綻し続けております。この法案の帰趨は予断を持って言えるものではありませんが、決して国会の力関係だけで決まるものではありません。国民の世論と運動が決するものであると確信をいたしております。憲法違反の戦争法は許さない一点で共同を広げ、その運動に全力を尽くすことを決意して、討論を終わります。(拍手)  
〔降壇〕

○星原 透議長 次は、岩切達哉議員。

○岩切達哉議員〔登壇〕(拍手) 県民連合宮崎、岩切達哉でございます。

私は、請願第1号「安全保障関連法案の慎重審議を求める請願」の不採択に反対し、本議会が当該請願をどうか採択されるよう求める立場から討論を行います。

まず、私たちが暮らす日本、この日本は、さきの大戦、1945年以降一切の戦争を行わずにまいりました。内戦もなく他国への武力行使もない、このような国は、一説には日本とブータン

王国、スイス、さらにはスウェーデン、ノルウェー、デンマークなどの北欧の国々など、わずかなものだというふうに伺っております。日本の姿勢は極めて貴重な存在であり、大事にしていかなければならない平和の国日本であります。

なぜ、そのような国として存在してこられたのか。日本国憲法の平和主義、二度と戦争はしないという決意が日本をそうさせてきたと思います。憲法には、「日本国民は、(中略)われらとわれらの子孫のために、(中略)政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意し、(中略)平和を維持し、(中略)国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ」、このような前文がございます。まさに、戦争を行わず、他国の戦争に加担をせず、そういう日本は名誉ある地位に立とうと努力をしてきたというふうに思います。「われらとわれらの子孫のために」「政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起ることのないやうにする」、この前文を繰り返し読みながら、今、議論されている集团的自衛権の行使を軸とする安全保障関連法案がどのように適合するか、させようとしているのか、私には理解ができないところでございます。

我らと我らの子孫のために、政府の行為によって、密接な関係国、特にアメリカとともに他国の戦争に備え、戦争状態になれば、戦争継続に必要な物資を補給し、必要なら先制攻撃をも支援し、さらに必要であれば、都道府県、市町村、自治体の職員を動員し、港湾や飛行場、道路を自衛隊やアメリカ軍が優先利用し、日本赤十字やNHK、民放、通信、電力、ガス、商船、空港、鉄道、バスなど、特定公共施設利用法により、国内において国民に協力を強制し得

る、そのような国となりますという法律改正で  
ございます。

私たちの国は、名誉ある地位を占めたいと  
思ったのであります。そのために、敵をつくら  
ないという安全保障政策、この国の憲法が求め  
る政策を行ってまいりました。その姿勢を今、  
変えようということで、国会では内閣が提案を  
しております。

先ほど特定公共施設利用法という話をしまし  
た。安全保障関連法案11本の法律の中の1本で  
あります。本当にそれでいいのか、本当にそれ  
が我が国のあり方として必要であり、正しいの  
か、疑問にお答えいただけるでしょうか。もっ  
と丁寧に慎重に審議を求めるということは当然  
であります。

中東でイスラム国という集団が引き起こして  
いる戦争は、その地域で生活する人々に塗炭の  
苦しみを与えています。私たちは情報化世界の中  
で、茶の間において戦争の一部を見ることが  
できます。ただし、テレビで見る映像はショッ  
クを和らげる配慮がなされていると伺います。  
報道写真による資料では、全てがあからさまに  
伝えられているものもあり、私はその写真を直  
視できませんでした。その写真には、ぐったり  
とした子供を抱える男性、その男性自身も額か  
ら血を流しているし、その次には、子供の葬儀  
に大きく泣き崩れる女性。常に戦争の犠牲は子  
供であり、女性であり、高齢者であり、さまざ  
まな弱い立場にある庶民であります。戦争の結  
果はむごいものであります。

常に、戦争を起こすものは、権力を持ち、軍  
隊を持ち、動かせる立場にある人たちです。軍  
隊に参加する若者たちは、アメリカ軍でも多く  
は貧困層の若者であり、あちらこちらの国々で  
も、貧困から抜け出したいという若者たちが動

員されています。日本においても、文科省の有  
識者会議で経済同友会の方が、奨学金の返済に  
苦しむ人たちに対し防衛省で就業体験をさせた  
らどうかという発言をしたと伺っております。  
若年貧困層を兵士の道に追い立てる構造は、日  
本にもあるような流れになりつつあるのでは  
うか。この一連の動きから、私は、政府の言う  
平和は、私たち庶民にとっての平和とは違うも  
のだと、敏感に感じ取っているところでありま  
す。

日本が戦争を行う権力者の一方に加担するこ  
とを決めた以上、もう一方の権力者から見れば  
敵となります。敵となれば攻撃を受けることが  
あるでしょう。今、国と国とが直接ぶつかり合  
い、戦争に発展することは少なくなっておりま  
す。宗教や民族、歴史的な背景を含みながら、  
複雑な戦争が行われています。そのような複雑  
な戦争のどちらか一方に加担した結果、対抗す  
るどこかの集団が日本を敵と定めていく、そう  
いうおそれがございます。遠い将来、私たち  
は、私たちの町で暮らす子供や女性、高齢者  
が、この法律の結果として命を奪われることにな  
らないでしょうか。

私は、日本国が、どこの国であろうと戦争に  
加担していくことがないように求めたいと思  
います。争いをおさめ、復興支援や基盤の整備、  
教育などに力を注ぐ日本国として存在してほ  
しいと思います。現在も北欧の国々は、積極的  
にさまざまな紛争の仲裁に活動し、信頼を得て  
います。日本は名誉ある国になる道を歩いてい  
くべきであります。私たちは未来において、こ  
の法案の慎重審議を求める請願を否決したこ  
とを後悔しなくて済むようにありたいと思  
います。政府は、抑止力を高めるためと言  
います。巻き込まれることはないとも言  
います。密接な関係

国の行動に参加しながら、みずからは敵と認識されることはないだろうという、その認識がなかなか私にはわかりません。原発が54基もある日本であります。そのことを含め、どうあっても戦争の惨禍を繰り返してはならないのであります。戦争行為に加担しつつ、みずからは安全が保たれるという根拠は、国会では説明がなされておられません。

いま一度、お訴えをいたします。今、この国の進むべき道が大きく変わろうとしております。名誉ある地位を占めたいと思います。他国の戦争に介入せず生きてきた日本が、これからは密接な関係国とともに介入しますという法律、多くの学者の皆さんや国民の皆さんが憲法とは相入れない、そのように意見表明している法律、この法律の審議が、審議時間の問題ではなく、数に任せて強行成立されることのないよう、慎重な上に慎重を重ねることを求めることについて、ちゅうちょしてはならないと思います。多くの議員の皆様が、その良心によって、その体をその議席に縛りつけ、採択しないという判断に賛意を示さないよう心からお願いを申し上げ、私の発言を終わります。(拍手)〔降壇〕

〔傍聴席で拍手する者あり〕

○星原 透議長 傍聴人は拍手は禁止されております。よろしくお願ひします。

次は、井上紀代子議員。

○井上紀代子議員〔登壇〕(拍手) 請願第1号「安全保障関連法案の慎重審議を求める請願」の不採択に反対する立場から、討論をいたします。

本年4月の県議会議員選挙において、私はリーフレットに、「子供の笑顔、女性の元気、高齢者の安心を守ります。日本国憲法の前文に、

国の主権は国民で、国民を飢えさせることなく、安心・安全な食べ物を確保し、周りの国々と仲よくし、決して戦争をすることはありまんと書いてあります。政治の役割は、この前文のとおりだと確信をしています。地域のことは地域に住む人々で決めていく。シンプルに地域の声に耳を傾け、寄り添っていきたくと決意をしています。私のふるさと宮崎は文句なしで一番です」と明記し、熱く政治姿勢を県民の皆様様に訴え、当選をさせていただきました。リーフレットに書かせていただきましたとおり、立憲主義に基づき、しっかりと市民、県民に寄り添う議員でありたいと決意をしています。

今、私は、先週から毎朝、仲間の民主党議員とともに、国会で審議中の安全保障関連法案の問題点について説明し、未来の子供や孫に禍根を残さないため、しっかりと声を上げていただくことを訴え、安全保障関連法案の廃案を目指して街頭活動を続けています。

今回の請願に対する総務政策常任委員会での採決を傍聴いたしました。請願の趣旨は、「法案が通れば、他国の戦争に日本が巻き込まれる危惧が否定できず、多くの自衛隊員を輩出する本県では——ちなみに全国3位と言われております——子息、親族の安否を気遣う家族も多かろうと推察される。法案が今年の夏にも成立されようとしているが、法案の慎重審議を求める声が80%を超えているとの報道もある。国の命運を決めかねない重要法案なので、十分時間をかけて国民の理解を得ながら審議するのが国政の常道だと思われる。ぜひ県議会より、安保関連法案を性急に成立させることなく慎重に審議されるよう、両院議長宛てに意見書を書いてほしい」というものです。

この願意は、立憲主義に合致し、法案の問題



点を明確に、そのことによる不安や疑問も至極もつともで、だからこそ国民が納得いく情報公開、説明と慎重な審議を求められています。多くの県民から支持を得られるものだと言えます。したがって、総務政策常任委員会でこの請願が不採択になったことは、全く理解のできないことです。

昨年7月、安倍政権は集団的自衛権の行使容認の閣議決定をしました。あの閣議決定の本質は、憲法9条に基づく安全保障政策から、憲法9条の許容しない同盟政策へ大きくかじを切ったと言うべきものでした。つまり、共通の敵を想定した軍事同盟を結んで、その抑止力に期待するのが同盟政策であり、それは戦争につながるものが当然予想できます。それに対し、これまで我が国が守り通してきたのは、敵をつくらぬという本来の安全保障政策であり、日本国憲法が前文や9条で想定しているものです。

私はこの点につきまして、平成26年6月定例県議会における反対討論で登壇し、強く指摘をさせていただきました。現在の国会論議を聞きながら、まさに1年で集団的自衛権の閣議決定が憲法9条の根幹にかかわる大転換であったことを実感しています。2国間の安全保障条約が容易に同盟条約に変質し得ることは、早くから指摘されており、事実、日米安全保障条約も、同盟条約の実質を備えるように変質しました。しかしながら、戦後70年、憲法9条によって、我が国が集団的自衛権の行使は認めないという判断があったことで、かろうじて世界平和の一助を担ってこられたことは、周知の事実です。

残念ながら、集団的自衛権の閣議決定によって、名実ともに日米安全保障条約は日米同盟条約と化しました。安倍首相が国会に上程するより前に、国民も国会も無視して、わざわざアメ

リカで安保関連法案の成立をことしの夏までにと宣言したことで明らかなです。今、強力に本格的な軍事同盟政策へと突き進んでいます。既成事実を積み上げて現状を変え、同時並行または後づけで明文改憲をしていく手法が見え見えです。まさに、国民を無視し、立憲主義をないがしろにして、危険きわまりない状況に進んでいます。内的なブレーキのきかない権力は、立憲的とは言わないのです。憲法は、主権者である国民が、政府、国会の権限を制限するための法であるという性格を持ち、その解釈が政治的恣意によって安易に変更されることは、国民主権の基本原則の観点から許されないことです。

安倍首相の暴走は目に余ります。2006年から1年間の第1次安倍政権で、安倍首相は日本を取り巻く安全保障環境の悪化を強調しています。しかしながら、第1次安倍政権後の福田首相、麻生首相、政権交代した民主党政権時も、安全保障法制についての整備の議論はありませんでした。安倍首相のときだけ安全保障環境の悪化が表面化してくるというのは、何とも不可解なことです。逆に言えば、安倍首相自身が、靖国参拝、歴史認識問題等々で中国や韓国との関係を悪化させており、危ない状況をつくり出しているのかもしれませんが。

安全保障関連法案は2本立てで、新規の国際平和支援法案と、自衛隊法、武力攻撃事態法等10本の法律をまとめて改正する平和安全法制整備法案です。昨年7月に閣議決定された集団的自衛権の行使は、自衛隊法などの改正案に書かれています。武力行使の新3要件の「密接な関係にある他国への攻撃により、日本の存立が脅かされ、国民の生死にかかわる明白な危険」に合致し、時の政権が判断すれば、自衛隊は他国防衛のために海外で武力行使ができるように

なります。また、戦闘する他国軍への補給、輸送などの後方支援は、国際平和支援法案と周辺事態法を改正する重要影響事態法案の2つでやれます。2本立てとすることで適用事例が広がり、安倍首相が目指す切れ目のない対応が可能となるのが、国会審議で明らかになりました。

他国軍を支援する自衛隊は、他国軍と戦う相手から見れば敵です。後方支援の危険性は言わずもがなですが、攻撃された場合、活動を休止し、中断することになっていますが、身を守るために応戦を余儀なくされることは絶対にはないと言えるでしょうか。集団的自衛権行使や他国軍支援によって自衛隊のリスクが確実に高まることは言うまでもありません。また、私たち一般市民も無関係ではられません。武力攻撃事態法、特定公共施設利用法は集団的自衛権行使の際に適用されるからです。事実上、国家総動員体制がしかれることになるのではないかと懸念をします。疑問は広がるばかりです。

る述べてきましたが、請願提出の県民の方々の心配、不安は、至極当然のことです。戦後70年続いた平和国家という日本の国の形を根底から覆す安全保障法制です。国会における拙速な議論は避けるべきです。私は、今回のように国会の慎重審議を求める請願すら通せず、真に国民の立場に立つ県議会と言えるのか不安でなりません。宮崎県議会の誇りのためにも、議員各位の賢明なる判断を期待して、討論を終わります。(拍手)〔降壇〕

○星原 透議長 次は、太田清海議員。

○太田清海議員〔登壇〕(拍手) 私は、請願第1号をぜひ採択してほしいという思いを持って、討論をいたします。

私は、議場でやじを飛ばしたことはありません。

それぞれの議員の発言は、その人のたどってきた生き立ちや、その人にしかない体験と人生観に深く根差していると思うからであります。おろそかに聞くわけにはいきません。

終戦の日、みずから命を絶った軍人がいます。阿南惟幾陸軍大臣であります。8月15日の前夜、終戦を決めた御前会議の後、自宅に戻り、15日の早朝、自宅の廊下で割腹の後、頸動脈を切り、自害しています。実は、阿南は自害の前、鈴木貫太郎首相に会い、これまでの非礼をわび、葉巻を贈り、首相の前を辞しています。別れた後、鈴木首相は「阿南君は最後の別れを告げに来たんだよ」と、その心を察しています。阿南陸将についての歴史的な評価はいろいろあるでしょうが、みずから畳の上での切腹を許さず、廊下での罪人としての死を選んだことは、軍人として、それなりの覚悟と強い心があったのだと思います。

私が一般質問のときに述べた中曽根総理と後藤田正晴官房長官のやりとり、「あなた、これは戦争になりますよ。国民にその覚悟ができていますか。できていないじゃありませんか」と言って、中曽根総理をいさめ、自衛隊によるペルシャ湾での機雷除去を断念させた、この後藤田官房長官の一瞬一瞬の政治判断は、政治家としての覚悟を思い知らされるものがあります。

ドラマ「ゲゲゲの女房」で脚光を浴びた漫画家の水木しげるさんのインタビュー番組がありました。南方のジャングルで自分の所属する部隊がほぼ全滅し、ジャングルの中をさまよい、命からがら別の部隊を発見し、逃げ込んだところ、そこの隊長から、なぜ戦って死ななかつたんだとあって、嫌というほどびんたを張られ、殴られたといます。番組が終わりに近づいたころ、アナウンサーが「水木さん、戦争をどう

思いますか」と聞くと、水木さんは「うーん、不自然なんですよ」と、それだけ言葉少なに答えられました。

人間は命を必死で守ろうとすること、命を守るために必死で逃げることに、それが自然なことなのだということを素直に述べられたのだと思います。戦争は不自然さを人間に強要する。そのことを芸術家として直感的に述べられたのだと思います。「太田さん、あなたはどちらのタイプの人間ですか」と問われたら、私は畏敬の念を持つとしても、阿南陸将にはなり得ない。私は、恐らく水木しげるさんのほうであろうと思う。

私は今、65歳になんなんとして過去を振り返ってみると、何と臆病で、しかし何と善良な多くの人たちに出会ってきたことだろう。臆病で善良な多くの国民。だから、作家で僧侶でもある瀬戸内寂聴さんは、自分の人生観をかけて、また慈悲深い仏の心をもって、国民に訴えておられる。国会前の市民集会で、「安倍晋三首相のやろうとしていることがとても嫌で、心配になった。1年間どこにも行けなかったけれども、とても寝てなんかいられないと思った。夫や恋人、息子、孫、愛する人が戦争に行き殺されることに耐えられますか。戦時中、国民は、これはよい戦争だと頭にたたき込まれ、私もそう信じていたが、全部うそだった。今の日本は、私が若いころの戦争の時代と同じ状態にある。軍靴の音が背中のように聞こえるような時代、それが今です」。そして、2回目の京都での法話では、「戦争を知らない政府の人が平気で戦争をしようとしている。恐ろしいことです」と。

安全保障関連法案を慎重に審議してほしいという請願。学者はもちろんのこと、世論調査で

も国民の8割が説明不足と感じ、法案が憲法に違反していると「思う人」が56.7%、「思わない人」の29.2%を大きく上回っている。だから、慎重に審議をしてほしいと訴える請願がなぜ不採択になろうとするのか。95日も国会を延長したから慎重だと言えるだろうか。95日の延長の中に、強行採決や60日ルールが既に予定され、埋め込まれているとするなら、それをもって慎重と言えるだろうか。日本の国は、戦争をする、しないの道ではなく、第三の道があると思います。安全保障の環境が変わったというのなら、それは変えていく使命が我らにはあるのではないかと。なぜかならば、我々は、我々日本という国は、諸国民の公正と信義に信頼して名誉ある地位を占めようとした国なのだから。

「安全保障関連法案の慎重審議を求める請願」に全議員の皆様の賛同をいただきますよう心から訴え、討論を終わります。ありがとうございました。（拍手）〔降壇〕

○星原 透議長 次は、渡辺創議員。

○渡辺 創議員〔登壇〕（拍手） 県民連合宮崎の渡辺創です。

請願第1号「安全保障関連法案の慎重審議を求める請願」の不採択に反対する立場で討論いたします。

政治の重要な役割は、幅広い合意形成です。その合意形成を図るには、1、異なる考えにもきちんと耳を傾けること、2、誰もが納得する十分な時間を確保すること、この2つが肝要であることは、この議場にいらっしゃる各議員が、地方政治における経験の中でも十分に実感されていることだと考えます。

それでは、この2つの視点で、国民の注目を集める安全保障関連法案を取り巻く状況を見つめよう。

まず、「異なる考え方に耳を傾けているか」です。衆議院の憲法審会の公聴会では、著名な3人の憲法学者が集団的自衛権の行使容認は憲法違反との意見を述べました。その様子は、テレビ等でも既に見なれた光景になりました。言うまでもありませんが、そこには、自民党推薦の大学教授や、改憲派として知られている慶應大学の小林節名誉教授も含まれていました。またさらに、解釈改憲は憲法違反と主張する有識者の声は、国会外でも大きく広がりを見せています。大半の憲法学者が、解釈変更による集団的自衛権の行使容認は違憲と考えている実態は、既に多くの国民の知るところになっています。しかし、政府・与党は、学者の言うことはしょせん学者の言うことというような態度を続けています。国会が招いて意見を述べていただいているにもかかわらず、であります。

また、不思議でならないのは、安倍総理を初めとする各閣僚の答弁です。国民の理解を得たいとしながら、実質は、質問者の意図を酌み取らず、形式的な答弁を繰り返す場面が目につきます。これでは議論が深まるはずがありません。まして、法案審議をお願いする内閣の立場にありながら、質問に立った議員に総理みずからがやじを飛ばす姿は、さまざまな主張に耳を傾け、丁寧に理解を得るといふ為政者のあるべき姿からは大きく外れていると言わざるを得ません。

続いて、2つ目の視点、「誰もが納得する十分な時間を確保しているか」について考えます。政府・与党は先日、通常国会の会期を9月27日まで95日間延長することを決めました。先日の県議会総務政策常任委員会では、この会期延長をもって安全保障関連法案の慎重審議が行われると理由づけをして、今回の請願を不採

択にすべきとの主張があったというふうに理解しています。しかし、その主張は、余りにも国会運営の現実を直視していないと言わざるを得ません。むしろ、今回の延長は、参議院への法案送付後60日を超えても採決が行われない場合には法案が否決されたとみなし、3分の2以上で衆議院での再議決を行うことができることを明確に視野に入れた、事実上の参議院無用論、さらにわかりやすく言ってしまうと、数を背景に議論を深める気はないという姿勢をこの段階から示してしまった、国会運営上の失敗だというふうに考えます。

国会の会期延長は2度行うことができます。私は、かつて新聞記者として国会で取材をしていましたが、今回の会期延長のような乱暴な手法は見たことがありません。審議状況を細かく判断することもなく、いきなり再議決可能な日程の確保を1回の会期延長で行ってしまうのは、丁寧な審議を行うためではなく、結論ありきであるということを疑われても仕方がないのではないのでしょうか。

もし、私の主張に異論があるようであれば、一部既に予測もされている今月17日の衆議院の通過等も含め、再議決可能な会期幅を残す形で強行な衆議院通過を図らないことを、どうか与党の地方組織に所属する皆さんから党本部に求めていただきたいと思います。先ほど公明党の発言の中でもありました、再議決を行える期間を残さずに、衆議院の通過を図らないことを考えていただきたいと思いますというふうに思います。みなし再議決という、本来、慎重審議の対極にある手法をみずから封じてこそ初めて、総務政策常任委員会であった「会期延長が慎重審議に資するものであり、今回の請願の願意が果たされた」という主張に信憑性が生まれるのだという

ふうを考えます。

ぜひ、振り返っていただきたいと思います。PKOも有事法制も、3国会にわたって丁寧な審議を積み重ねて成立を見ました。今回の安全保障関連法案は、11本の法案を2つにくくり国会に提出するという乱暴な手法をとっています。採決に入る80時間という審議時間の目安も、そもそも成り立ちません。

この2つの視点から合意形成のあり方を問うてきましたが、今の国会審議のあり方が国民の理解を得られるものではないことは明らかです。安倍総理は何が何でも今国会で成立する姿勢を崩しませんが、この議場にいらっしゃる開明な自公両党の皆様には冷静に考えていただきたい。このタイムスケジュールは、安倍総理がみずからアメリカの議会で勝手に約束したものにすぎません。政府は、国会は、誰を見ているのか。主権者たる国民の合意形成を考えるべきではありませんか。慎重審議が尽くされる保証はどこにもありません。ぜひ、民の声を大切に、県民の思いに重きを置く宮崎県議会だからこそ、しっかりと慎重審議を求める声を上げようではありませんか。

今回の安全保障関連法案は、審議を続ければ続けるほど、法案への不安の声が広がっています。各種世論調査を見ても明らかです。私は、その根底には、立憲主義を無視した政権への不安が広がっているからだと考えます。国の基本原則を時の政権の都合で変更しようとする。立憲主義の国家、近代民主主義の国家では、あってはならないことです。

より率直に申せば、みずからの思いを実現するために何でもやってもいいという姿勢に、国民は不安を募らせているのです。先週明らかになった、安倍総理を応援する自民党の議員の皆

さんの勉強会では、自由な言論を弾圧し、みずからの意に沿わないものは排除しようという動きが出てきています。党内の勉強会の話だと看過できるものではありません。安倍総理を支える皆さんの本音が、本心が明らかになって、政権の本質がより明確になってしまったと思っています。もはや国民の思いは、不安を通り越し、恐怖へと移行しつつあります。

私は大学時代、田中角栄を切り口に現代日本政治史を学び、社会人になってからは新聞記者として国政の現場取材してきました。そして、今は私なりの理念と信条を持ち、民主党に所属する県会議員です。しかし、自民党には長く国民の支持を得てきた国民政党として敬意を持ち、国民政党としての良識があると信じています。しかし、今、私のその信頼は大きく揺るぎつつあります。自民党にはたくさんの立派な政治家がいました。懐広く、多くの民の声を受けとめ、少しでも多く、幅広い国民の幸せを考えながら、寛容さという社会において最も大切な概念をみずからの信条としてきた良識の保守の皆さんです。国会議員だけではない、そんな立派な政治家が県議会にも、市町村議会にもたくさんいたからこそ、自民党は国民政党であったのではないのでしょうか。

先日、日本記者クラブで、山崎拓さん、亀井静香さん、私が政治に関心を持つきっかけとなった武村正義さん、そして尊敬する藤井裕久先生、出席はかないませんでしたが、古賀誠さん、共同の記者会見を行いました。いずれも、かつて自民党に籍を置いた、もしくは幹部であった保守の政治家の皆さんです。藤井先生を筆頭に、82歳、81歳、78歳、78歳、戦争を経験してきた世代の大政治家が、今の安倍政権のやり方は間違っていると声を上げています。

多くは申しません。安倍政権は、やはりやり方を間違っています。私の個人的な考えとは異なりますが、どうしても集団的自衛権の行使を可能としたいのであれば、国民としっかり向き合い、憲法改正の発議に向けて取り組むべきだったのです。しかし、そこから逃げた。だから、この安全保障関連法案は正当性を失っています。守るべきルールは絶対に守るべきなのです。立憲主義の立場からそう主張します。

最後に、私は、この宮崎県議会で席を同じくする皆さんの良識を信じたいと思います。自民党宮崎県議団の皆さん、この法案の本質的課題、犯してはならない基本原則から外れた対応であること、そして何よりも多くの県民の皆さんが懸念や不安を抱いていること、全て皆さんがよくわかっていらっしゃるはずです。私は、県民から選ばれた皆さんの良識を信じています。民の声を拾い、背負い、民の幸せを大切にする地域の選良として、今この場で議席を得ている先輩、同輩の諸氏は、必ず慎重な審議を求めているこの請願の願意をお酌み取りいただけるといふふうに思っています。

私たちは地方議員です。日本の近代史を振り返ったときに、最も気骨のある衆議院議員だったとして尊敬している斎藤隆夫にはなれないかもしれませんが、私たちにはできることがあります。どうかその気概をきょうこの場でお示しいただきますよう、お願いを申し上げまして、請願第1号の不採択に反対する討論を終わります。御清聴ありがとうございました。(拍手)

[降壇]

○星原 透議長 ほかに討論の通告はありません。

以上で討論は終わりました。

◎ 議案第1号、第5号、第16号、第18号  
及び報告第1号採決

○星原 透議長 これより採決に入ります。

まず、議案第1号、第5号、第16号、第18号及び報告第1号の各号議案について、一括お諮りいたします。

各号議案に対する委員長の審査結果報告は、可決または承認であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○星原 透議長 起立多数。よって、各号議案は委員長の報告のとおり、可決または承認されました。

---

◎ 議案第2号から第4号まで、第6号から  
第15号まで及び第17号採決

○星原 透議長 次に、議案第2号から第4号まで、第6号から第15号まで及び第17号の各号議案について、一括お諮りいたします。

各号議案に対する委員長の審査結果報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○星原 透議長 異議なしと認めます。よって、各号議案は委員長の報告のとおり可決されました。

---

◎ 請願第1号採決

○星原 透議長 次に、請願第1号についてお諮りいたします。

本請願に対する委員長の審査結果報告は不採択であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○星原 透議長 起立多数。よって、本請願は委員長の報告のとおり不採択とすることに決定いたしました。

---

◎ 閉会中の継続審査及び継続調査案件採決

○星原 透議長 次に、お手元に配付のとおり、各常任委員長及び議会運営委員長より閉会中の継続審査及び調査の申し出がありますので、これを議題といたします。〔巻末参照〕

閉会中の継続審査及び調査については、各委員長の申し出のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○星原 透議長 御異議なしと認めます。よって、各委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査及び調査とすることに決定いたしました。

---

◎ 議員発議案送付の通知

○星原 透議長 次に、お手元に配付のとおり、委員会から議案の送付を受けましたので、事務局長に朗読させます。

〔事務局長朗読〕

平成27年7月1日

宮崎県議会議長 星原 透 殿

提出者 議会運営委員長 宮原 義久  
議員発議案の送付について

下記の議案を会議規則第16条第2項の規定により提出します。

記

議員発議案第1号

環太平洋戦略的経済連携（TPP）協定交渉に関する意見書

議員発議案第2号

畜産の生産基盤強化及び経営安定化に向け

た対策に関する意見書

議員発議案第3号

地方財政の充実・強化を求める意見書

議員発議案第4号

地方単独事業に係る国保の減額調整措置の見直しを求める意見書

議員発議案第5号

認知症への取組の充実強化に関する意見書

---

平成27年7月1日

宮崎県議会議長 星原 透 殿

提出者 総務政策常任委員長 清山 知憲

議員発議案の送付について

下記の議案を会議規則第16条第2項の規定により提出します。

記

議員発議案第6号

宮崎県口蹄疫復興対策運用型ファンドの延長に関する意見書

議員発議案第7号

「地方創生」実現のための新型交付金に関する意見書

---

◎ 議員発議案第1号から第7号まで

追加上程

○星原 透議長 ただいま朗読いたしました議員発議案第1号から第7号までの各号議案を日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○星原 透議長 御異議ありませんので、そのように決定いたしました。

議員発議案第1号から第7号までの各号議案を一括議題といたします。

お諮りいたします。

各号議案については、会議規則第39条第3項の規定により、説明を省略して直ちに審議することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○星原 透議長 御異議ありませんので、そのように決定いたしました。

質疑の通告はありません。

---

## ◎ 討 論

○星原 透議長 これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許します。前屋敷恵美議員。

○前屋敷恵美議員〔登壇〕 日本共産党の前屋敷恵美でございます。

議員発議案第1号「環太平洋戦略的経済連携（TPP）協定交渉に関する意見書」について、反対の立場から討論をいたします。

TPP協定交渉をめぐるのは、米国議会でTPA法案(大統領貿易促進権限法)が可決され、TPPの大筋合意に向け、大きく前進と報じられています。

TPP交渉は、アメリカを初めとする多国籍企業が国境を越えて自由に活動できるようにするために、関税の全面撤廃を初め、各国民生活や権利にかかわる多くのルールを非関税障壁として撤廃・緩和するものです。輸出大企業などには多くの利益がもたらされても、地域経済や国民の暮らし、安全、健康、環境などにはさまざまな悪害をもたらさずにはおきません。

そのために、我が国はもとより、多くの参加国でもTPPに反対する運動が広がり、アメリカでもTPPやTPAに反対する決議採択や住民投票を行った地方自治体がふえていることが明らかにされています。しかも、交渉経過を秘密にする守秘義務が課せられており、関係国民

にも国会議員にも交渉経過は知らされていません。

しかし、アメリカでは、国会議員に限って条文を開示することを明らかにしています。マレーシアでも協定書を事前に公表することを明らかにしています。日本政府も条文案を国会議員に開示したいと表明しましたが、3日後に撤回をしてしまいました。安倍内閣の国会軽視、国民無視の秘密主義は異常であり、明確な国会決議違反です。

ことしの1月に発効した日豪EPA協定では、牛肉の関税をほぼ半減させるなど日本側が大幅に譲歩したもので、ことし4月の輸入量が前年比1.5倍にふえるなど、既に牛肉市場に影響を与え始めています。

こうした事態は、この日豪EPA協定の交渉開始時、2006年に、農林水産委員会などで決議された「米、小麦、牛肉、乳製品、砂糖など重要品目は除外または再協議の対象とする。万が一、我が国の重要品目の柔軟性について十分配慮が得られないときは、交渉の中断を含め、厳しい姿勢で臨む」という内容に反することは明らかです。それでも、政府と与党は決議の範囲内という態度を押し通し、批准、発効させたのです。

現在、日米間の関税協議で既に豚肉関税等の大幅引き下げや米の輸入枠拡大などで譲歩している状況に、同意見書案でも県民から強い不安の声が上がっていると述べてありますが、そのとおりです。今後の問題は、政府が、関税はゼロでないから決議に違反しない、食の安全は議論になっていない、ISDS（投資家対国家紛争の処理条項）は他のFTA（自由貿易連携協定）にも含まれており問題ないなどの理由で、国会決議を無視した妥協を正当化する危険性が



あることです。まさに、食品の安全、健康保護、労働法制の緩和が懸念され、国民生活全般に与える影響が大きく、情報開示の必要性は国連を通じても証明されています。国の形を変えるとと言われるほど国民生活に影響を与えるTPPです。農林漁業に壊滅的打撃を与え、国民の安定的な食料の確保と安全を土台から崩し、自国での農業と食料生産を潰して、専ら外国に頼る国にしてよいのか、まさに国の根本的なあり方が問われる大問題です。

本県の農業や経済への重大な影響は当初より懸念されていたことであり、いささかも変わるものではありません。だからこそ、宮崎県議会においても、この間、宮崎の農業や県民の暮らしを守れと、TPP交渉参加に反対する意見書や決議を上げ、オール宮崎で交渉参加阻止の取り組みを強めてきたのではなかったでしょうか。

同意見書案は、農林水産委員会における決議の遵守や関係団体の意見を交渉で反映させることなどを求めています。当然のことです。しかし、守るべきものも守れないのが交渉の実態であることは、もはや疑いの余地のない現実ではないのでしょうか。真に県民に責任を負う県議会であるならば、政府は国民に責任を果たせと、直ちに交渉から撤退することを求める意見書こそ上げるべきではないのでしょうか。

こうした立場から、同意見書案に賛同することはできないことを申し上げ、反対討論といたします。以上です。〔降壇〕

○星原 透議長 ほかに討論の通告はありません。

以上で討論は終わりました。

---

◎ 議員発議案第1号採決

○星原 透議長 これより採決に入ります。

まず、議員発議案第1号についてお諮りいたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○星原 透議長 起立多数。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◎ 議員発議案第2号から第7号まで採決

○星原 透議長 次に、議員発議案第2号から第7号までの各号議案について、一括お諮りいたします。

各号議案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○星原 透議長 御異議なしと認めます。よって、各号議案は原案のとおり可決されました。

---

◎ 議員派遣の件

○星原 透議長 次に、議員派遣の件を議題といたします。

お諮りいたします。

会議規則第127条の規定により、お手元に配付のとおり議員を派遣することに御異議ありませんか。〔巻末参照〕

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○星原 透議長 御異議なしと認めます。よって、お手元に配付のとおり議員を派遣することに決定いたしました。

---

◎ 閉 会

○星原 透議長 以上で、今期定例会の議事は全て終了いたしました。

これをもちまして、平成27年6月定例県議会

平成27年 7 月 1 日(水)

を閉会いたします。

午後 0 時19分閉会

資

料

# 平成27年6月定例県議会日程

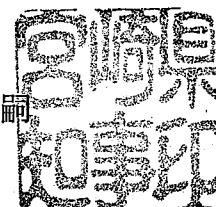
20日間

月 日	曜	区 分	議 事	備 考
6. 12	金	本会議	開会 会議録署名議員指名 議会運営委員長審査結果報告 会期決定 議案上程 知事提案理由説明	議会運営委員会 9:30
13	土	休 会	( 閉 庁 日 )	
14	日			
15	月			
16	火		( 議 案 調 査 )	一般質問通告締切 12:00
17	水	本会議	一 般 質 問	議会運営委員会 9:30
18	木			
19	金			請願締切 16:00
20	土	休 会	( 閉 庁 日 )	
21	日			
22	月	本会議	一 般 質 問	議員発議案締切 17:00 (会派提出)
23	火		一 般 質 問 質疑、討論、採決(人事案件) 議案・請願委員会付託	議会運営委員会 9:30
24	水	休 会	常 任 委 員 会	
25	木			
26	金			議員発議案締切 17:00 (会派提出を除く)
27	土			( 閉 庁 日 )
28	日			
29	月			特 別 委 員 会
30	火		( 議 事 整 理 )	
7. 1	水	本会議	常任委員長審査結果報告、 質疑、討論、採決 閉会	議会運営委員会 9:30

215-1101  
平成27年6月12日

宮崎県議会議長 星原透 殿

宮崎県知事 河野俊嗣



### 議案の送付について

平成27年6月定例県議会に付議する議案を下記のとおり送付します。

#### 記

- 議案第1号 平成27年度宮崎県一般会計補正予算（第1号）
- 議案第2号 平成27年度宮崎県開発事業特別資金特別会計補正予算（第1号）
- 議案第3号 平成27年度宮崎県小規模企業者等設備導入資金特別会計補正予算（第1号）
- 議案第4号 平成27年度宮崎県立病院事業会計補正予算（第1号）
- 議案第5号 宮崎県税条例の一部を改正する条例
- 議案第6号 県税の課税免除等の特例に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第7号 宮崎県における事務処理の特例に関する条例及び宮崎県鳥獣保護区等の標識の寸法に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第8号 宮崎県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例
- 議案第9号 宮崎県看護師等修学資金貸与条例の一部を改正する条例
- 議案第10号 工事請負契約の変更について
- 議案第11号 工事請負契約の変更について
- 議案第12号 工事請負契約の変更について
- 議案第13号 工事請負契約の変更について
- 議案第14号 工事請負契約の変更について
- 議案第15号 宮崎県観光振興計画の策定について
- 議案第16号 宮崎県総合計画の変更について
- 議案第17号 宮崎県中山間地域振興計画の変更について
- 議案第18号 みやざき行財政改革プランの変更について
- 議案第19号 人事委員会委員の選任の同意について
- 報告第1号 専決処分の承認を求めることについて

（文書取扱 財政課）

## 一般質問時間割

### 6月17日(水)

順序	会 派	質 問 者	時 間	備考
1	自由民主党	清山 知憲	10:00～11:00	
2	県民連合宮崎	渡辺 創	11:00～12:00	休憩
3	自由民主党	山下 博三	13:00～14:00	
4	公明党	重松幸次郎	14:00～15:00	

### 6月18日(木)

順序	会 派	質 問 者	時 間	備考
5	愛みやぎき	有岡 浩一	10:00～11:00	
6	公明党	新見 昌安	11:00～12:00	休憩
7	無所属の会	西村 賢	13:00～14:00	
8	自由民主党	押川修一郎	14:00～15:00	

### 6月19日(金)

順序	会 派	質 問 者	時 間	備考
9	自由民主党	松村 悟郎	10:00～11:00	
10	自由民主党	日高 博之	11:00～12:00	休憩
11	県民連合宮崎	田口 雄二	13:00～14:00	
12	自由民主党	黒木 正一	14:00～15:00	

6月22日（月）

順序	会 派	質 問 者	時 間	備考
13	県民連合宮崎	太田 清海	10:00～11:00	
14	自由民主党	二見 康之	11:00～12:00	休憩
15	県民連合宮崎	岩切 達哉	13:00～14:00	
16	自由民主党	丸山裕次郎	14:00～15:00	

6月23日（火）

順序	会 派	質 問 者	時 間	備考
17	自由民主党	島田 俊光	10:00～11:00	
18	日本共産党	来住 一人	11:00～12:00	休憩
19	県民連合宮崎	満行 潤一	13:00～14:00	

\* 1人当たりの質問時間 30分以内（質問取扱要領）

## 議案・請願 委員会審査結果表

[議案]

番号	件名	常任委員会				
		総務 政策	厚生	商工 建設	環境 農林 水産	文教 警察 企業
第1号	平成27年度宮崎県一般会計補正予算(第1号)	可決	可決	可決	可決	可決
第2号	平成27年度宮崎県開発事業特別資金特別会計補正予算(第1号)	可決				
第3号	平成27年度宮崎県小規模企業者等設備導入資金特別会計補正予算(第1号)			可決		
第4号	平成27年度宮崎県立病院事業会計補正予算(第1号)		可決			
第5号	宮崎県税条例の一部を改正する条例	可決				
第6号	県税の課税免除等の特例に関する条例の一部を改正する条例	可決				
第7号	宮崎県における事務処理の特例に関する条例及び宮崎県鳥獣保護区等の標識の寸法に関する条例の一部を改正する条例				可決	
第8号	宮崎県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例	可決				
第9号	宮崎県看護師等修学資金貸与条例の一部を改正する条例		可決			
第10号	工事請負契約の変更について				可決	
第11号	工事請負契約の変更について				可決	
第12号	工事請負契約の変更について			可決		
第13号	工事請負契約の変更について			可決		
第14号	工事請負契約の変更について			可決		
第15号	宮崎県観光振興計画の策定について			可決		
第16号	宮崎県総合計画の変更について	可決				
第17号	宮崎県中山間地域振興計画の変更について	可決				
第18号	みやざき行財政改革プランの変更について	可決				
報告第1号	専決処分の承認を求めることについて * 宮崎県税条例の一部を改正する条例	承認				

[請願]

番号	件名	常任委員会				
		総務 政策	厚生	商工 建設	環境 農林 水産	文教 警察 企業
第1号	安全保障関連法案の慎重審議を求める請願	不採択				



## 閉会中の継続審査・調査申出一覧

平成27年6月定例県議会

委員会名	事 件	理 由
総務政策常任委員会	総合政策及び行財政対策に関する調査	調査を要するため
厚生常任委員会	福祉保健行政の推進及び県立病院事業に関する調査	調査を要するため
商工建設常任委員会	商工観光振興対策及び土木行政の推進に関する調査	調査を要するため
環境農林水産 常任委員会	環境対策及び農林水産業振興対策に関する調査	調査を要するため
文教警察企業 常任委員会	教育及び警察行政の推進並びに公営企業の経営に関する調査	調査を要するため
議会運営委員会	次期県議会の会期日程及び議会運営に関する調査	円滑な議会運営を図るため

# 議案議決件名一覽表

議 案 番 号	件 名	議 決 月 日
知事提出議案第1号	平成27年度宮崎県一般会計補正予算(第1号)	7月1日・可 決
〃 第2号	平成27年度宮崎県開発事業特別資金特別会計補正予算(第1号)	〃
〃 第3号	平成27年度宮崎県小規模企業者等設備導入資金特別会計補正予算(第1号)	〃
〃 第4号	平成27年度宮崎県立病院事業会計補正予算(第1号)	〃
〃 第5号	宮崎県税条例の一部を改正する条例	〃
〃 第6号	県税の課税免除等の特例に関する条例の一部を改正する条例	〃
〃 第7号	宮崎県における事務処理の特例に関する条例及び宮崎県鳥獣保護区等の標識の寸法に関する条例の一部を改正する条例	〃
〃 第8号	宮崎県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例	〃
〃 第9号	宮崎県看護師等修学資金貸与条例の一部を改正する条例	〃
〃 第10号	工事請負契約の変更について	〃
〃 第11号	工事請負契約の変更について	〃
〃 第12号	工事請負契約の変更について	〃
〃 第13号	工事請負契約の変更について	〃
〃 第14号	工事請負契約の変更について	〃
〃 第15号	宮崎県観光振興計画の策定について	〃
〃 第16号	宮崎県総合計画の変更について	〃
〃 第17号	宮崎県中山間地域振興計画の変更について	〃
〃 第18号	みやざき行財政改革プランの変更について	〃
〃 第19号	人事委員会委員の選任の同意について	6月23日・同 意
報 告 第1号	専決処分の承認を求めることについて	7月1日・承 認
議員発議案 第1号	環太平洋戦略的経済連携(T P P)協定交渉に関する意見書	7月1日・可 決
〃 第2号	畜産の生産基盤強化及び経営安定化に向けた対策に関する意見書	〃
〃 第3号	地方財政の充実・強化を求める意見書	〃

議 案 番 号	件 名	議 決 月 日
議員発議案 第4号	地方単独事業に係る国保の減額調整措置の見直しを 求める意見書	7月1日・可 決
〃 第5号	認知症への取組の充実強化に関する意見書	〃
〃 第6号	宮崎県口蹄疫復興対策運用型ファンドの延長に関する 意見書	〃
〃 第7号	「地方創生」実現のための新型交付金に関する意見書	〃

意見書、その他

## 環太平洋戦略的経済連携（ＴＰＰ）協定交渉に関する意見書

ＴＰＰ協定交渉については、首席交渉官会合や日米二国間協議などが継続して実施され、今年４月には、日米首脳会談が開催された。また、この度、米国議会でＴＰＡ（貿易促進権限）法案が可決したことにより、交渉の最終合意に向け、大きな動きが想定されるなど、予断を許さない状況にある。

我が国は、ＴＰＰに関して、平成２５年４月の衆参農林水産委員会において、「米、麦、牛肉などの農林水産物の重要品目について、引き続き、再生産可能となるよう除外又は再協議の対象とすること」、「交渉により収集した情報については、国会に速やかに報告するとともに、国民への十分な情報提供を行い、幅広い国民的議論を行うよう措置すること」などとする決議を行っている。

その一方で、特に日米間の関税に関する協議については、政府からの情報が限られる中で、米の輸入拡大や牛肉・豚肉の関税率引下げ等が報じられるなど、農家をはじめ県民から強い不安の声が上がっている。

ＴＰＰ協定交渉の行方如何によっては、農林水産業はもとより、関連産業も大きな打撃を受ける恐れがあり、本県経済への重大な影響が懸念される。

よって、国においては、ＴＰＰ協定交渉について、下記の事項について誠実に対応するように強く要望する。

### 記

- １ ＴＰＰ協定交渉については、衆参農林水産委員会における決議を遵守し、毅然とした姿勢を貫くこと。
- ２ 交渉に当たっては、国民への十分な情報提供を行うとともに、関係団体等の意見を交渉過程に確実に反映させること。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

平成２７年７月１日

宮 崎 県 議 会

衆 議 院 議 長	大 島 理 森 殿
参 議 院 議 長	山 崎 正 昭 殿
内 閣 総 理 大 臣	安 倍 晋 三 殿
財 務 大 臣	麻 生 太 郎 殿
外 務 大 臣	岸 田 文 雄 殿
農 林 水 産 大 臣	林 芳 正 殿
経 済 産 業 大 臣	宮 沢 洋 一 殿
内 閣 官 房 長 官	菅 義 偉 殿
経 済 再 生 担 当 大 臣	甘 利 明 殿

## 畜産の生産基盤強化及び経営安定化に向けた対策に関する意見書

本県の畜産業は、県農業産出額の約6割を占める基幹産業として、県内産業に大きな役割を果たしている。

しかしながら、肉用牛経営においては、高齢化等により繁殖雌牛が減少しており、全国的な子牛セリ市場への上場頭数の減少がみられることから、肉用牛繁殖基盤の維持・強化が喫緊かつ重要な課題となっている。

また、酪農経営においても、農家の高齢化や後継者不在、生産コストの上昇・高止まりによる収益性の悪化等を背景に、農家戸数、飼養頭数とも年々減少しており、生産基盤の維持・強化が課題となっている。

さらに、本県産業を支える養豚経営及び養鶏経営においては、生産資材のほとんどを海外に依存している中、今後とも安全・安心な国産豚肉及び鶏肉を安定的に供給するためには、さらなるコスト削減に取り組むなど、収益性の向上を図る必要がある。

そのような中、国では、「酪農及び肉用牛生産の近代化を図るための基本方針」、「養豚農業の振興に関する基本方針」を策定し、畜産再興プラン実現推進本部を立ち上げ、国内生産基盤の維持・拡大を図るため、繁殖雌牛の増頭をはじめ、今後3年間で緊急に対応すべき課題について、「畜産収益力強化対策（畜産クラスター関連事業）」による支援を推進する方針を示されたが、生産基盤の強化を確実なものとするためにも、さらなる予算の確保が必要である。

農家の高齢化の進行による生産基盤の脆弱化や円安による飼料価格の高騰、TPP交渉の進展による先行き不安など、畜産を取り巻く情勢が厳しさを増す中、意欲ある生産者が将来にわたって安定した経営が継続されるよう、国においては、下記の事項について誠実に対応いただくよう強く要望する。

### 記

- 1 畜産収益力強化対策（畜産クラスター事業）について、中長期的な継続と十分な予算の確保を図ること。
- 2 畜産経営安定対策について、肉用牛肥育経営安定特別対策事業の継続と、各畜種の経営安定、飼料価格安定に係る制度の充実・強化及び財源の確保を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成27年7月1日

宮 崎 県 議 会

衆議院議長	大島理森殿
参議院議長	山崎正昭殿
内閣総理大臣	安倍晋三殿
財務大臣	麻生太郎殿
農林水産大臣	林芳正殿
内閣官房長官	菅義偉殿

## 地方財政の充実・強化を求める意見書

地方自治体は、子育て支援、医療、介護などの社会保障、被災地の復興、環境対策、地域交通の維持など、果たす役割が拡大する中で、人口減少対策を含む地方総合戦略など、新たな政策課題に直面している。

一方、政府においては、2020年プライマリーバランスの黒字化を図るため、社会保障と地方財政も含めた財政再建論議が進められている。

しかし、過度の歳出削減は、必要な公共サービスの提供を困難とし、国民生活と地域経済へ深刻な影響をもたらすと考えられるため、財政再建と地方財政の安定的な確立の両立が不可欠である。

よって、2016年度の政府予算の検討にあたっては、歳入・歳出を的確に見積もり、以下の対策を講じるよう求める。

### 記

- 1 社会保障、被災地復興、環境対策、地域交通対策など、増大する地方自治体の財政需要を的確に把握し、これに見合う地方一般財源総額の現行水準の維持・確保を明確にすること。
- 2 急増する社会保障ニーズへの対応と人材を確保するための社会保障予算の確保と地方財政措置を的確に行うこと。
- 3 市町村合併の算定特例の終了を踏まえた新たな財政需要の把握、小規模自治体へ配慮した地方交付税の財源保障機能・財政調整機能の強化を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成27年7月1日

宮 崎 県 議 会

衆 議 院 議 長	大 島 理 森 殿
参 議 院 議 長	山 崎 正 昭 殿
内 閣 総 理 大 臣	安 倍 晋 三 殿
財 務 大 臣	麻 生 太 郎 殿
総 務 大 臣	高 市 早 苗 殿
内 閣 官 房 長 官	菅 義 偉 殿



## 地方単独事業に係る国保の減額調整措置の見直しを求める意見書

今国会において「持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律」が成立し、国保の財政基盤の強化や都道府県による財政運営に向けて具体的な改革作業が始まるところである。

国保改革に当たっては国と地方の協議により、地方単独事業に係る国庫負担調整措置の見直しなどが今後の検討課題とされたところである。

一方、地方創生の観点から人口減少問題に真正面から取り組むことが求められており、全国の自治体では単独事業として乳幼児医療費の助成制度の拡充などに取り組む事例が多くみられる。

さらに、平成26年度補正で用意された国の交付金を活用し対象年齢の引上げなどの事業内容の拡充に取り組む自治体も報告されているところである。

こうした状況の中で、全ての自治体で取り組まれている乳幼児医療の助成制度など単独の医療費助成制度に対する国の減額調整措置について、下記のとおり強く要望する。

### 記

- 1 人口減少問題に取り組むいわゆる地方創生作業が進む中、地方単独事業による子ども等に係る医療費助成と国保の国庫負担の減額調整措置の在り方について、早急に検討の場を設けること。
- 2 検討に当たっては、少子高齢化が進行する中、子育て支援、地方創生、地域包括ケア等の幅広い観点から実効性のある施策を進めることが必要であり、そうした観点から子ども等に係る医療の支援策を総合的に検討すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成27年7月1日

宮 崎 県 議 会

衆 議 院 議 長	大 島 理 森 殿
参 議 院 議 長	山 崎 正 昭 殿
内 閣 総 理 大 臣	安 倍 晋 三 殿
財 務 大 臣	麻 生 太 郎 殿
総 務 大 臣	高 市 早 苗 殿
厚 生 労 働 大 臣	塩 崎 恭 久 殿
内 閣 官 房 長 官	菅 義 偉 殿

## 認知症への取組の充実強化に関する意見書

今日、認知症は世界規模で取り組むべき課題であり、本年開催されたWHO認知症閣僚級会議では、各国が認知症対策への政策的優先度をより高位に位置付けるべきとの考えが確認された。

世界最速で高齢化が進む我が国では、団塊の世代が75歳以上となる2025年には、認知症高齢者数は約700万人にも達すると推計されており、日本の認知症への取組が注目されている。

国は、本年1月、認知症対策を国家的課題として位置付け、認知症施策推進総合戦略、いわゆる新オレンジプランを策定し、認知症高齢者が、住み慣れた地域のよい環境で、自分らしく暮らし続けることができる社会、「認知症高齢者等にやさしい地域づくり」を目指すこととした。

しかし、今後の認知症高齢者の増加等を考えれば、認知症への理解の一層の促進、当事者や家族の生活を支える体制の整備、予防・治療法の確立など、総合的な取組が求められるところである。

よって、国においては、下記の事項について適切な措置を講じられるよう強く要望する。

### 記

- 1 認知症の方々の尊厳、意思、プライバシー等が尊重される社会の構築を目指し、学校教育などにより認知症への理解を一層促進するとともに、認知症の予防・治療法確立、ケアやサービスなど認知症に対する総合的な施策について、具体的な計画を策定すること。
- 2 認知症に見られる不安、抑うつ、妄想など心理行動症状の発症・悪化を防ぐため、訪問型の医療や看護サービスなどの普及促進を、地域包括ケアシステムの中に適切に組み入れること。
- 3 自治体などの取組について、家族介護、老老介護、独居認知症高齢者など、より配慮を要する方々へのサービスの好事例（サロン設置、買物弱者への支援等）を広く周知すること。
- 4 認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）の効果を見極めるため、当事者や介護者の視点を入れた点検・評価を適切に行い、その結果を施策に反映させること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成27年7月1日

宮 崎 県 議 会

衆議院議長	大	長	大	長	大	長	大	長
参議院総務局長	山	島	理	森	殿	殿	殿	殿
内閣総務大臣	安	崎	正	昭	殿	殿	殿	殿
厚生労働大臣	塩	倍	晋	三	殿	殿	殿	殿
内閣府大臣	菅	崎	恭	久	殿	殿	殿	殿
			義	偉				

## 宮崎県口蹄疫復興対策運用型ファンドの延長に関する意見書

平成22年4月に本県で発生した口蹄疫は、過去に例のない規模で拡大し、終息宣言までの130日間に11市町で約30万頭もの家畜が殺処分され、県全体の約4分の1の家畜を失うこととなった。また、発生中の家畜の移動・搬出制限区域は、20市町村に及び、畜産業のみならず、観光、物産、流通等、あらゆる分野において、甚大な被害を受けた。

このような中、口蹄疫からの再生・復興にあたっては、農林水産省所管の補助事業や基金事業、運用益活用型基金の造成など、国からの支援を十分に活用しながら、早期の復興に向け、県民一丸となって取り組んできたところである。

しかしながら、被害を受けた畜産農家の経営再開割合は、約6割にとどまり、被害の中心となった西都・児湯地区における家畜の飼養頭数は、口蹄疫発生前の約7割と未だ低水準にある。

また、口蹄疫が広域かつ長期に及んだこと、更には本県の基幹産業である農畜産業の回復の遅れは、商業の販売額減少や宿泊施設等の廃業など商工・観光分野を始めとする他産業にも大きな影響を及ぼし、県内経済の停滞を招いている。

口蹄疫からの早期かつ着実な再生と新たな成長を確固たるものとするためには、畜産業、商工・観光業等の様々な分野へきめ細やかな対応が可能な事業に平成28年度以降も継続して取り組む必要があり、そのためには、宮崎県口蹄疫復興対策運用型ファンドの延長等が不可欠である。

よって、国においては、下記の財政支援措置について誠実に対応するよう強く求める。

### 記

- 1 宮崎県口蹄疫復興対策運用型ファンドの財源となる転貸債発行にあたっての必要な措置を講じること。
- 2 転貸債発行による本県財政への影響を軽減するため、転貸債の支払利息に対する特別交付税の措置を継続すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成27年7月1日

宮 崎 県 議 会

衆 議 院 議 長	大 島 理 森 殿
参 議 院 議 長	山 崎 正 昭 殿
内 閣 総 理 大 臣	安 倍 晋 三 殿
総 務 大 臣	高 市 早 苗 殿
内 閣 官 房 長 官	菅 義 偉 殿

## 「地方創生」実現のための新型交付金に関する意見書

温暖な気候と豊かな自然環境に恵まれた本県は、安全・安心な農林水産物、低廉な物価、温厚な県民性など、その優れた子育て環境と生活環境の中、全国トップレベルの合計特殊出生率を誇っている。

しかし、その一方で、進学や就職を契機に、多くの若年層が県外へ流出し続けており、国立社会保障・人口問題研究所によると15年後には、県内人口が100万人を割り込むとともに、県民の約三人に一人が65歳以上の高齢者になると推計されている。

さらに、日本創成会議によると平成22年からの30年間で、県内の半数を超える15市町村で若年女性が50パーセント以上減少すると推計されるなど、急速に進行する人口減少、高齢化が大きな課題となっている。

このような中、国において「まち・ひと・しごと創生法」が制定され、人口減少克服と地方創生を併せて行うことにより、将来にわたって活力ある日本社会を維持することを目指すとし、平成26年度補正予算における地方創生先行型交付金等の創設や平成27年度地方財政計画での「まち・ひと・しごと創生事業費」の創設、さらには新型交付金の検討など、地方創生の実現に向けた取組が進められているところである。

本県においても「まち・ひと・しごと創生法」に基づく「人口ビジョン」、「総合戦略」の策定や地方創生先行型交付金等を活用した各種事業に積極的に取り組んでいるところであるが、自主財源の乏しい脆弱な財政基盤の中、社会保障経費の増嵩などにより極めて厳しい財政運営を強いられているところである。

地方創生を真に実現するためには、地域の実情に応じた継続的な取組とそれを支える安定した財源が必要不可欠であることから、平成28年度からの本格実施に向け検討がなされている新型交付金に関し、下記の事項について誠実に対応するように強く要望する。

### 記

- 1 地方創生の実現に向けた各種事業に切れ目なく、速やかに取り組むことができるよう交付金制度の詳細について早期に示し地方の意見を聞くこと。
- 2 新型交付金の創設にあたっては、単なる既存の補助金の振替によることなく、平成26年度補正予算で措置された地方創生先行型交付金を大幅に上回る規模を確保すること。
- 3 地域の実情に応じた継続的な取組を担保するため、自由度が高く、かつ、財政力の弱い団体に配慮した交付金とすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成27年7月1日

宮 崎 県 議 会

衆議院議長	大島理森殿
参議院議長	山崎正昭殿
内閣総理大臣	安倍晋三殿
内閣官房長官	菅義偉殿
地方創生担当大臣	石破茂殿

## 議員派遣

平成27年7月1日

次のとおり、議員を派遣する。

### 1 全国都道府県議会議長会新任議員研修会

(1) 目的 新任議員が地方議会の基礎的な制度と運営について学ぶとともに、地方行財政を取り巻く諸課題など議員の職務遂行に必要な共通知識を深める。

(2) 派遣場所 東京都

(3) 期間 平成27年8月20日(木)

(4) 派遣議員 野崎 幸士  
日高 博之  
日高 陽一  
岩切 達哉  
来住 一人

以上5名

請 願 一 覽 表

総 括 表

委 員 会	請 願		計	備 考
	新 規	継 続		
総 務 政 策	1	—	1	
厚 生	—	—	—	
商 工 建 設	—	—	—	
環 境 農 林 水 産	—	—	—	
文 教 警 察 企 業	—	—	—	
計	1	—	1	

新規請願

			総務政策常任委員会
請願番号	請願第1号	受理年月日	平成27年6月19日
請願者 住所・氏名	秘密保護法を考える市民の会 共同代表 宮崎市郡司分5227-34 代表 藤原 宏志 宮崎市旭2-4-14 後藤 好成 宮崎市下北方町牟夕田1159-2 南 邦和 宮崎市高千穂通1-8-3 橘 智子 西都市南方2676-6 徳渕 敬尚 宮崎市花ヶ島町三反田699-4 杉谷 昭人		
請願の件名	安全保障関連法案の慎重審議を求める請願  <b>【請願の趣旨】</b> 現在、国会で安全保障関連法案が審議されております。これらの法案については国会で参考人として呼ばれた憲法学者3氏全員が憲法に違反すると証言しています。また、法案が通れば、他国の戦争に日本が巻き込まれる危惧も否定できません。多くの自衛隊員を輩出する本県では、子息・親族の安否を気遣う家族も多かろうと推察されます。 これらの法案を今夏にも成立させようとの動きが急速に進んでいます。一方、最近の世論調査では法案の慎重審議を求める声が80%を越えると報じられています。 国の運命を決めかねない重要法案であり、十分時間をかけ国民の理解を得ながら審議するのが国政の常道と思われれます。 以上の状況に鑑み、貴議会から現在審議中の戦争関連法案を今国会で性急に成立させることなく慎重に審議されるよう両院議長あて意見書を上げていただきますよう請願致します。		
紹介議員	満行 潤一 前屋敷 恵美 来住 一人		
摘要			



# 議 事 經 過

月 日	曜	区 分	議 事 内 容	
6月12日	金	本 会 議	開 会 会議録署名議員指名（野崎幸士議員、新見昌安議員） 議会運営委員長審査結果報告 会期決定 議案第1号～第19号、報告第1号上程 知事提案理由説明	
6月13日	土	休 会	(閉庁日)	
6月14日	日			
6月15日	月			
6月16日	火			
6月17日	水	本 会 議	一般質問（清山知憲議員、渡辺 創議員、山下博三議員、 重松幸次郎議員）	
6月18日	木		一般質問（有岡浩一議員、新見昌安議員、西村 賢議員、 押川修一郎議員）	
6月19日	金		一般質問（松村悟郎議員、日高博之議員、田口雄二議員、 黒木正一議員）	
6月20日	土	休 会	(閉庁日)	
6月21日	日			
6月22日	月	本 会 議	一般質問（太田清海議員、二見康之議員、岩切達哉議員、 丸山裕次郎議員）	
6月23日	火		一般質問（島田俊光議員、来住一人議員、満行潤一議員） 採決（議案第19号）（同意） 議案・請願委員会付託	
6月24日	水	休 会	常任委員会	
6月25日	木			
6月26日	金			
6月27日	土		(閉庁日)	
6月28日	日			
6月29日	月			特別委員会
6月30日	火			(議事整理)

月 日	曜	区 分	議 事 内 容
7月1日	水	本 会 議	<p>常任委員長審査結果報告</p> <p>討論（請願第1号の不採択に反対）（高橋 透議員）</p> <p>討論（ ” ” に賛成）（山下博三議員）</p> <p>討論（ ” ” に反対）（前屋敷恵美議員）</p> <p>討論（ ” ” に賛成）（河野哲也議員）</p> <p>討論（ ” ” に反対）（田口雄二議員）</p> <p>討論（ ” ” に賛成）（外山 衛議員）</p> <p>討論（ ” ” 外に反対）（来住一人議員）</p> <p>討論（ ” ” に反対）（岩切達哉議員）</p> <p>討論（ ” ” に反対）（井上紀代子議員）</p> <p>討論（ ” ” に反対）（太田清海議員）</p> <p>討論（ ” ” に反対）（渡辺 創議員）</p> <p>採決（議案第1号、第5号、第16号、第18号、報告第1号） （可決または承認）</p> <p>採決（議案第2号～第4号、第6号～第15号、第17号）（可決）</p> <p>採決（請願第1号）（不採択）</p> <p>採決（継続審査・調査案件）（委員長の申し出のとおり決定）</p> <p>議員発議案送付の通知</p> <p>議員発議案第1号～第7号追加上程</p> <p>討論（議員発議案第1号に反対）（前屋敷恵美議員）</p> <p>採決（議員発議案第1号）（可決）</p> <p>採決（議員発議案第2号～第7号）（可決）</p> <p>議員派遣の件</p> <p>閉 会</p>

署 名

宮 崎 県 議 会 議 長 星 原 透

宮 崎 県 議 会 副 議 長 中 野 廣 明

宮 崎 県 議 会 議 員 野 崎 幸 士

宮 崎 県 議 会 議 員 新 見 昌 安